

規制改革に関する論点公開

平成 12 年 7 月 26 日

行政改革推進本部 規制改革委員会

前 書 き

- 1 規制緩和推進3か年計画の最終年度という節目の年に当たり、規制改革委員会の本年度の規制改革に関する論点を公表する。
- 2 本年度の論点公開については、当委員会としていくつか重点をおいた。
まず、上述のように現行の年次計画の最終年度に当たることから、過去2年間の当委員会の活動成果を踏まえ、規制改革に取り組む基本的考え方を整理して示す第1部総論を設けることとした。
また、本年度当委員会が取り上げるテーマ・論点について具体的に記述する第2部各論においても、以下のとおり、節目であることを踏まえた。
第1に、テーマ・論点の設定全体を通じて、積極的に過去2年間の改革提言のフォローアップを行うことで、議論を深めることを目指している。
第2に、各論の中で指摘するテーマや論点が、規制改革の流れの中でどのように位置付けを有しているのかを明確にするため、分野ごとに総論部分を付した。
そして第3に、本年度の議論を進めるに当たり、近年の社会・経済構造の変化の大きな特徴である「IT化(情報化)」及び「環境問題」について横断的に課題発掘を行った成果を積極的に取り入れることとした。
- 3 以上により、今年度の論点公開は、例年以上に、当委員会の規制改革に取り組む考え方そのものを明らかにするものとなったと考える。また、第1部総論と第2部各論中の分野別総論を通してお読みいただ

くことで、近年の規制改革の進捗をざっと振り返っていただくことも可能となっている。

- 4 1995年に当時の行政改革委員会(その規制緩和小委員会)と全行政分野を対象とする包括的な規制緩和の年次計画をもって規制緩和・規制改革の取組を本格化して以来、本年は6年目となる。その間に規制改革は着実に成果を上げてきており、当委員会が行う毎年度の論点公開も重要な意味を担っているものと自負する。また、当委員会が見直しの対象にすべきと考えるテーマと論点を整理して公表し、それに対する様々な意見を頂くことは当委員会の審議にとっても大変重要なプロセスとなっている。
- 5 規制改革は、私達の生活にも身近な問題である。この論点公開をお読みいただき、そうした身近な問題から生まれる規制改革に関する具体的な意見・要望をいつでも当委員会までお寄せいただきたいと切に願うものである。

平成12年7月
規制改革委員会

(参考)インターネットでも規制改革に関する意見・要望も受け付けています。宛先は、kisei@somucho.go.jpまで。また、規制改革委員会のホームページのアドレスは、次のとおりです。

<http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/regreformcom.htm>

第1部 総論

これまでの取組

1 規制緩和・規制改革に取り組む基本的考え方

規制改革委員会の活動は、規制緩和推進3か年計画の最終年度を迎えている。1995年、当委員会の前身である行政改革委員会は「国民が笑顔で、生き活きと暮らせる社会」の建設を目指して規制緩和に本格的な取組を開始し、政府は全行政分野を網羅した包括的な規制緩和のための初の年次計画を策定した。それから数えれば本年は6年目の節目となる。これまでの規制緩和・規制改革に係る両委員会の活動は、21世紀を目前に控え、経済社会の構造改革を進め、創意と活力に溢れる経済社会を創出するための基盤づくりの作業であった。2次にわたる政府の規制緩和推進のための3か年計画の実施に伴い、基盤づくりは一面では着実に実現に移されつつある。

規制緩和推進のための年次計画は、行政改革委員会及び規制改革委員会の提言を踏まえて毎年度改定されてきた。多数の分野にまたがる膨大な数の規制緩和の個別改革項目について具体的に進行管理を行うことがこれらの年次計画の中心的な役割である。と同時に、年次計画の総論では、規制緩和・規制改革に取り組む基本的考え方について整理し、新しい事態に対応してきた。

現行の規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)は、1)経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開か

れ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくとともに、2)行政の在り方をいわゆる事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換していくという二つの基本原則に立っている。そして、「経済的規制は原則自由、社会的規制¹は必要最小限」との原則の下、規制の撤廃又はより緩やかな規制への移行、検査の民間移行等規制方法の合理化、規制内容の明確化、簡素化、規制の国際的整合化、規制関連手続の迅速化、規制制定手続の透明化の6項目を重視すべき点としている。

当委員会は、一昨年度の第1次見解においては、国際性の視点、効率的な規制緩和の視点、「規制改革」という視点、国民の理解と協力を得る視点、の4つの視点を重視することを明らかにした。また、昨年度の第2次見解では、規制改革を進めるに当たって当委員会が重要と考える新たな視点として、選択の自由と多様性の確保、新しいサービス・商品と技術開発の環境整備、コストの認識、行政関与の在り方を追加して挙げた。

このように規制緩和・規制改革に取り組む基本的な考え方は、当委

¹ 社会的規制とは、社会的分野(医療・福祉・雇用・労働など)における規制という形式的な区分ではなく、経済的規制(財・サービスの「適切な」供給や価格水準を確保するため、政府が個々の産業への参入者の資格や数、設備投資の種類や量、生産数量や価格等を直接規制するもの)との対比において、消費者や労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的として、商品・サービスの質やその提供に伴う各種の活動に一定の基準を設定したり、制限を加えたりすることにより、経済的、社会的活動に伴って発生するおそれのあるマイナスの社会的副作用を最小限にとどめようとするものである。しかし、実際の個々の規制の目的や効果は複合的である場合が多く、単純に経済的規制と社会的規制のいずれか一方に分類することは困難な場合が少なくない。

員会の活動を通じて深まってきた。それを簡潔に要約すれば、以下のようになろう。

規制緩和・規制改革とは、まず第一に、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会の構築を目指すものである。この意味で規制緩和・規制改革は我々の生き方を変える。第二に、こうした変革を実現するために現実の障害となっている広い意味の公的規制という行政関与の在り方を抜本的に見直すことである。ここで、経済社会における多様な活動の中から生産消費活動を取り上げて説明するなら、消費者の選択の幅の拡大を通じた消費者利益の確保と、公正で有効な競争の導入とそれによる活性化を通じた産業競争力の維持・向上とが、そこに共通して基礎となる視点である。そのためには、

選択の自由と多様性の確保、新しいサービス・商品と技術開発の環境整備、規制によって生じるコストの低減を実現していくことが重要となる。

規制緩和・規制改革とは、我が国が直面する様々な構造的な環境変化に対応して、例えば上記のような観点から規制の全体を再構築していく作業にほかならない。したがって、多くの場合それはまず、変革の障害となっており公正で有効な競争を妨げている既存の規制の緩和・撤廃を求める作業となるが、必要な場合には、例えば競争政策や消費者政策、環境問題、社会的安全弁の構築などの観点から、自由で公正な経済社会にとって必要とされる新しいルールの確立をも目指さなければならない。こうした改革を通じて経済社会を活性化し、資源を有効に利用し、そこから生じる富を福祉、環境対策、教育等必要な分野に投資することを可能にすることにより、豊かな国民生活を実現する。これが、規制改革の究極の目的である。

2 これまでの委員会の指摘とその成果

規制緩和・規制改革は、政府の閣議決定等に沿って着実に推進され、多様で豊かな国民生活の実現、経済の活性化、各国との相互の整合性の実現、国民負担の軽減等の面で、その効果が日常生活面でも浸透しつつあり、その重要性はますます高まってきた。²

上記1に述べたような原理・原則に沿いつつ、具体的には、従来、各種の需給調整規制などの参入規制や価格規制等の経済的規制の緩和に力点が置かれてきた。その成果として、例えば以下のような分野での規制緩和が進んできている。³

主な個別分野としては、情報通信分野では、携帯・自動車電話端末の売切り制の導入、移動体通信料金の事前届出制への移行等により、料金の低廉化が進む中で、携帯・自動車電話が爆発的に普及するなど規制緩和の効果は国民の生活に深く浸透し、新しい雇用機会が生み出されてきている。

運輸分野では、運輸各モードにおける需給調整規制の順次廃止等により、それぞれの業態における新規参入が促進されるとともに、運賃設定の多様化が進み、利用者の選択の幅が広がってきている。新たな参入は更に産業の新陳代謝を促し、経営の効率化が進みつつある。

² 最近公表された規制改革の効果分析として、例えば、「近年の規制改革の効果 - 利用者メリットの分析」(平成12年1月6日経済企画庁調査局)、「90年代の雇用政策が失業率に与えた効果について」(同年5月9日同)などがある。

³ 具体的な委員会の活動とその成果については別表「過去5年間に提言した主な規制改革の項目」を参照のこと。

また、金融分野では、いわゆる日本版ビッグバンを目指した金融システム改革法等により、資産運用手段の多様化、資産流動化の促進、株式売買委託手数料の自由化等が進み、金融機関が魅力あるサービスを提供できるとともに、利用者也資金の調達・運用における選択の多様化が図られてきている。

さらに、雇用・労働分野では、有料職業紹介事業の取扱職業や労働者派遣事業の対象業務の原則自由化（ネガティブリスト化）等を通じて、経済社会情勢の変化に対応した効果的な労働力需給調整機能を達成する基盤が出来つつあるとともに、有期雇用契約における契約期間の延長や裁量労働制の対象範囲の拡大等を通じて、働き方の多様化への対応も進みつつある。

しかしながら、全体として見ると、規制緩和・規制改革はようやく本格的な実行の緒に就いたばかりである。今述べたような既に進められてきた規制緩和も、これで全てが完了したというにはほど遠い。これら既に措置されたものの多くにも一定年限の後に見直しを行うという条項が付されている。このことは、今後の環境変化に適切に対応するため、更なる規制改革を進めていくことが必要であることを示している。

さらに、規制はいわゆる経済的規制ばかりでなく、社会的規制と言われるものも多く存在する。例えば検査・検定を含む基準認証、資格制度等の規制については、当委員会になってから、大幅で横断的な見直しを進めてきている。また、対象となる行政分野についても、例えば医療・福祉、教育、雇用・労働などの分野については、当委員会になってから取組を一層本格化させてきた。もとより、時の経過とともに経済社会構造をめぐる大きな環境の変化に適合しなくなっている制

度や規制は、今述べたような横断的な見直しの切り口や対象の分野に限られるものではない。聖域を設けず規制改革を推進し、制度の根本に立ち返って見直しを行っていくことが必要となっている。このように、全体として見ると、規制改革はいまだ緒に就いたのみであって、本格的な、そして強力な展開を今後待つ部分がまだ多く残されている。

今年度の取組の視点

1 経済構造改革の推進

現在の日本経済が過去10年の低成長期を経ても、厳しい状況をなお脱しきれていないのは、世界や日本の経済社会に起こっている大規模で急激な環境変化への対応が、産業界においてはもとより、日本の行政において遅れてしまったことにもその一因がある。

世界的な経済環境の大変化は、日本の企業の経営に変革を迫るとともに、従来の経済社会の様々な制度や規制を急速に陳腐化していった。また、日本には、行政による広範な規制や介入に守られた非効率的な産業が存在し、これが90年代の日本経済の足を引っ張っていた。こうした状況にもかかわらず、変化への対応にソフトランディングを目指す余り、自己改革、変化への対応の努力を官民ともに先送りしてきたことが、結果として「失われた10年」をもたらしたのではないかと。

しかし、別の見方をすれば、広範な政府規制等のゆえに非効率となっていたとすれば、これらの産業はなお規制改革によって活性化する潜在力を有しているとも言える。そこで、こうした産業分野における

構造改革への取組そのものが、新たな成長の源泉となることも期待できる。加えて、そもそも潜在成長率は経済構造の在り方に大きく依存するのであり、産業の栄枯盛衰の中で、雇用や資本が新しい産業へ移り、新しい組合せが生じて、そこで経済が活性化するのである。

このように、規制改革を進めることにより、起業・技術革新が積極的に行われる活発な経済基盤を構築し、将来我が国経済の核となるような新規産業を創出することができるような環境を整備することが今こそ必要である。また、それと同時に、需要面においても、国内における需要創出効果の大きな規制改革を通じて、内需主導・民間中心の経済成長を確保していくことが必要である。

特に、IT (Information Technology; 情報技術) 革命に代表されるように、環境変化のスピードは過去に比べて急速に高まっている。また、情報化の進展により市場や制度の優劣が世界的規模でかつリアルタイムに問われている。こうした時代では、改革のスピードが一層重要となってくる。すなわち、規制改革・経済構造改革の進展は、国際競争における生き残りのための喫緊の課題といえることができる。政府も規制緩和推進計画の改定に際し実施予定時期の前倒しや審議会等の結論の早期化など迅速な改革の推進に努めてきているが、更なるスピードの向上が望まれる。

2 環境変化への対応

現在我が国が直面している環境変化が、経済のグローバル化、少子高齢化、IT化、環境問題といった、景気の循環とは質的に異なる構造的な変化であることについては、広く認識されている。

(経済のグローバル化)

経済活動のグローバル化の中で、日本企業の海外進出や外国企業の国内市場参入など国境を越えた企業の活動が増大し、正に「企業が国を選ぶ」時代が一面で現実となってきている。こうした時代において、国の魅力を高めるためには、国内の諸制度をより透明でかつ不必要な規制のない形にしていくことが求められる。

(少子高齢化)

次に、少子高齢化が進む中、日本は貴重な労働力を効率的に活用しなければならない。雇用・労働、医療・福祉、教育等の分野を始めとして、多くの若年・壮年層が少ない高齢層を支える過去の人口構造や、高い経済成長の下での豊かな財源を前提としてきたこれまでの社会・経済制度や様々な規制を抜本的に見直していく必要性が以前にも増して高まっている。

(IT化)

さらに、情報機器やインターネットの普及等いわゆるIT革命の進展は、国内・国際間の情報伝達のスピードを加速度的に早めており、情報化社会に対応した国内制度の形成が急務となっている。特に、情報通信や放送の分野においては、「ドッグ・イヤー」⁴という言葉があるように、その変化のスピードはこれまでの変化とは比べ物にはならないほど早いことから、直ちに取り組まなければならない課題となっている。

⁴ この分野の技術発展のスピードが速いことを、犬の老化が速いことになぞらえた言葉。

（環境問題）

加えて、環境問題の深刻化は、有限な資源の下で、大量生産・大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の在り方を問い直し、地球環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築を要請している。環境問題のような外部不経済性の強い事柄については、市場メカニズムを補完ないし復元するための手当てが必要である。規制改革の観点から見ても、包括的なルールづくりに向けて直ちに組み込まなければならない課題であると考えらる。

今年度の重点

今年度前半の委員会活動の結果として、前述した視点や基本的考え方に基づき、我が国の経済社会が直面する環境変化に対して、適切な処方箋を構成するであろう規制改革のテーマと論点をここに公開する。論点公開は、規制改革を推進する、又は規制を維持するというそれぞれの観点からの意見を併記して公表するとともに、国民の方々から広く意見を求めることを目的として、公表するものである。

今般の論点公開に際して、規制改革委員会としては、当委員会の規制改革に対する明確な意思を伝達すること、国民の方々のご理解を得るために一層分かり易くすることが必要であると判断し、次のような点に重点をおいて取りまとめた。

今年度論点公開の第一の特徴は、フォローアップの重視である。冒

頭に述べたとおり規制緩和推進3か年計画の最終年度であるという節目に当たり、これまでの活動成果を踏まえて過去2年間の改革提言のフォローアップにも努め、必要に応じ改革内容をより一層深掘り・具体化することにより、規制改革の議論を更に深化させることを目指している。

第二の特徴は、論点公開の第2部各論において、おおむね行政改革委員会以来の各行政分野における規制緩和の流れを踏まえ、その流れの中で今年度のテーマとそれぞれの論点の位置付けの明確化に努めたことである。規制改革委員会の提言の多くは、閣議決定を経て各省庁における具体化作業により実現されるが、当委員会（及び行政改革委員会）がこれまでいかに広範多岐にわたる改革を提起してきたかが御理解いただけるであろう。

第三の特徴は、前述した環境変化のうち、総合的かつ早期に検討を開始する必要性が極めて高いと判断される「IT化（情報化）」及び「環境問題」について、委員会内にタスクフォースを設置し、個別の行政分野を超えた幅広い見地に立って、当委員会として積極的に課題発掘のための議論を行ったことである。

ここで、「IT化（情報化）」及び「環境問題」の二つについて、この論点公開に至るまでの当委員会の議論をごく簡潔に要約整理すれば、次のとおりである。⁵

⁵ 「IT化（情報化）」及び「環境問題」についてのテーマ・論点の全体については、第1部附属のそれぞれの課題についての「総論」を参照いただきたい。

(I T化 (情報化) についての議論の整理)

インターネットの普及等を中心とする I T 革命が、世界的な規模で経済社会を変革し、新たな産業創出への活力となり、また我々の日々の暮らしをも大きく変えつつある。 I T 化 (情報化) については、こうした認識に立って、サイバー上での社会・経済活動の一層の発展を促し、新しく自由な発想をもった国民が誰も新たな機会を得ることを可能とするためにはいかなる規制改革が必要かという観点から、従来設定してきた分野の枠を越えた議論を行った。その結果、 I T に関する各種の規制の撤廃・緩和や新たな競争条件の整備について、次の 3 つの視点を整理した。

その第 1 は、 I T 革命の進展を促すためには、インターネット接続等における通信料金の低減を図ることが重要であり、情報通信インフラの整備などが必要であるとの視点である。

第 2 は、情報インフラを用いて社会・経済活動の円滑化、効率化を促進し、また新たなサービスを創出するために、申請届出などの電子政府に係るもの、書類の電子保存に係るもの、書面の交付や対面での説明義務など各関係法令の解釈に係るものなど、情報インフラを使ったコンテンツ面での充実を促すための規制改革が必要であるとの視点である。

最後に第 3 は、 I T 革命の担い手として、創造的な発想を持った人材や事業者の育成が必要であり、そうした観点から、商法の企業関連制度や情報教育の充実など、 I T 革命の主体の育成が必要であるとの視点である。

以上の 3 つの視点に立って発掘に努めた具体的なテーマ・論点については、それぞれ最も関連の深い分野において、本年末の見解取りま

とめに向けて議論を深めていくこととする。

(環境問題についての議論の整理)

この分野では、近年、環境影響評価法や循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法など法整備が急速に進み、環境関連の規制が多様化・複雑化するとともに経済活動にも大きな影響を与えるようになりつつある。

環境問題は時間的・空間的な広がりが極めて大きく、将来への影響が現時点では予測困難であるという点で不確実性が高い。また大量生産・消費の経済行動が環境問題を生み出してきたことから、私的経済的行動はむしろ環境負荷を増加させる傾向にあり、環境問題の解決には、当事者個々の環境に関する意識を高める必要がある。

これらの特色から今後求められる環境政策として、 1) 不確実性ゆえに様々な政策についてアセスメントを確実に行うことが重要であり、 2) また将来への環境リスクをできる限り最小化し、未然に対策を講じることが可能なように積極的に情報公開を進めることに加え、透明な手続による公正なルールづくりが重要である。さらに、 3) 当事者個々の環境を意識した行動が可能なようにインセンティブを組み入れた誘導型の施策の工夫が求められること、また、 4) 当事者の自主的行動を促すための枠組みを整備することが重要である。

環境問題は、地球温暖化を始めとする地球規模の問題から、省資源・省エネルギー、リサイクルの推進と国内における廃棄物の適正処理問題にまで及ぶ包括的な取組を要する問題である。また、規制改革の観点から見ると、特に、有限な資源の下で地球環境への負荷を軽減し、持続的な発展を可能とするために必要となる新たなルールづくりが求

められている。

以上のような視点に立って発掘したテーマ・論点は、単に現行の各種規制の合理化にとどまらず、持続的な発展を可能とするため必要な新たなルールづくりという正に「規制改革」の視点にかかわる広がりを有するものとなった。

もとより、今般の論点公開が規制改革のすべての課題を網羅しているわけではない。今後の審議の展開に応じ、必要とあれば、追加のテーマ設定と論点公開を行うこともあり得るものである。また、文中述べたとおり、見直しの端緒についたばかりの規制改革の課題は少なくない。さらに、今般の論点公開の中では直接取り上げることのできなかった規制改革に係る様々な中長期的な課題についても、今年末の見解に向けて、引き続き委員会として取り組んでいきたい。

最後に、当委員会としては、今後1人でも多くの方々から、規制改革に関して具体的かつ忌憚のないご意見が寄せられることを切に希望している。

今後、国民の方々からの寄せられるご意見を糧としつつ、各テーマと論点について議論を深め、本年末を目途に、当委員会の「見解」として取りまとめたいと考えている。

いずれにしても、文中でも述べたとおり、IT革命に代表されるように環境変化のスピードが過去に比べて急速に高まり、市場や制度の優劣が世界的規模でかつリアルタイムに問われている今日、改革のスピードは何より重要である。政府においては、この論点公開に取り上

げられていない課題であっても、あるいはまた必ずしも今年末の当委員会の見解の指摘を待たずとも、前向きに、できるものについては積極的に前倒しで、迅速な規制改革の推進に努めることが必要であると考える。

規制改革の主な経過（平成6年12月以降）

平 6.12.19	行政改革委員会発足（平 7. 4.19 規制緩和小委員会発足）
平 7. 3.31	規制緩和推進計画 閣議決定（11分野1,091事項）
12.14	〔行政改革委員会意見〕 - 規制緩和の推進に関する意見（第1次） -
平 8. 3.29	規制緩和推進計画（改定） 閣議決定（11分野1,797事項）
12.16	〔行政改革委員会意見〕 - 規制緩和の推進に関する意見（第2次） -
平 9. 3.28	規制緩和推進計画（再改定） 閣議決定（12分野2,823事項）
12.12	〔行政改革委員会最終意見〕
12.20	「規制緩和等の推進について」閣議決定
平10. 2. 5	行政改革推進本部規制緩和委員会発足
3.31	規制緩和推進3か年計画 閣議決定（15分野624事項）
12.15	〔規制緩和委員会「規制緩和についての第1次見解」〕
12.18	「規制緩和委員会第1次見解の取扱方針について」行政改革推進本部決定
平11. 3.30	規制緩和推進3か年計画（改定） 閣議決定（15分野917事項）
4. 6	規制緩和委員会が「規制改革委員会」に改称
12.14	〔規制改革委員会「規制改革についての第2次見解」〕 「規制改革委員会第2次見解の取扱方針について」行政改革推進本部決定
平12. 3.31	規制緩和推進3か年計画（再改定） 閣議決定（16分野1,268事項）

過去5年間に提言した主な規制改革の項目（平成7年～12年：行政改革委員会～規制緩和委員会／規制改革委員会）
 （ は提言の有無、 は主な関連措置の実現（ は必要に応じて法改正時点を示す）

項目 \ 年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
<情報通信> N T Tの在り方等 過剰設備防止条項 線路敷設問題				K D D法廃止	N T T再編	
			過剰設備防止条項廃止			
		ケーブルT V道路 占用				
	料金規制（通信／放送）	通信に事前届出 制、標準契約約款制	移動体通信料金 届出化	CS デジタル放送料金 届出化、標準契約約款制	通信料金原則届出化	
接続規制／公専公接続 周波数割当方式		国内公専公自由化	国際公専公自由化			長期増分費用方式
外資規制の廃止			第一種電気通信事業 （除くN T T、K D D）		電気通信業務用無線局 に比較審査方式 ケーブルT V	無線局免許・開設計画公募 制、周波数割当計画
<環境> 再生利用認定制度					適用拡充	
<競争政策等> 持株会社・大規模会社	大規模会社規模 要件引上げ		持株会社解禁、大規模 会社範囲縮減			
再販売価格維持制度			医薬品・化粧品 の指定廃止			
適用除外カルテル等制度 民事的救済制度			一括整理		適用除外法廃止	21条廃止 差止請求制度導入等
<法務> ストック・オプション コーポレート・ガバナンス ／会社法制			一般制度化 株式交換、株式移転制 度、合併法制合理化			株式調達方式改善 会社分割法制
<金融> 銀行・証券・保険の業務分野 株式売買委託手数料 外国為替管理 保険料率／商品規制 年金運用 ノンバンク／商品先物	新保険業法			一部自由化 参入自由化	業態別子会社規制撤廃 完全自由化	
	新保険業法		厚年5332 規制廃止	損保料率自由化	企業向商品原則届出	
				商品先物売買委託手数料 一部自由化	ノンバンク社債法	
<運輸> 車検／自動車登録	前検査導入、一部 車種車検延長	部品専門認証工場 制度			一部車種車検延長	
トラック事業 鉄道事業／バス事業 タクシー事業		鉄道上限価格制			鉄道需給調整廃止等	乗合バス需給調整廃止等 需給調整廃止等
国内航空運送事業／発着枠 内航海運業船腹調整事業 港湾運送事業	幅運賃制度		船腹調整事業廃止		需給調整廃止等	需給調整廃止等(主要9港)
<エネルギー> 電気事業 ガス事業 ガソリンの輸入・販売等	I P P制度導入				小売部分自由化 自由化拡大	
<流通・農業> 大店法 酒類・たばこ・医薬品 農業経営形態／農地所有 農産物検査／米麦流通		特石法廃止		有人セルフスタンド		大店立地法施行
	食糧法施行		塩専売廃止	薬15群部外品化	麦の民間流通移行	農産物検査法改正
<住宅・土地、公共工事> 建築物／住宅の基準 借地借家／不動産取引 都心部土地利用／宅地供給 工場等制限法 公共工事／P F I			教室等弾力化	建築基準性能規定化等 国土法事後届出制化等 調整区域開発許可緩和 除外業種の拡大等 公共工事予定価格事後 公表、総合評価方式導入	住宅品質確保促進法 定期借家制度 再開発組合等要件緩和 大学院等を除外 P F I推進法、入札資 格登録等級公表	建築基準性能規定化 都市計画法抜本改正
<医療・福祉> 企業による病院経営 病床規制 広告規制／カルテ 混合診療／保険者機能 指定訪問看護事業／特別擁 護老人ホーム／介護保険 保育所の設置、運営、利用				理事長要件の緩和		
				広告事項一部緩和		
				指定訪問看護事業への 企業参入		
			入所「措置」を契約に			設置主体自由化
<雇用・労働> 有料職業紹介事業 労働者派遣事業			ネガティブリスト化		許可の有効期間延長 ネガティブリスト化	紹介予定派遣解禁
労働基準法制		対象業務拡大、許 可の有効期間延長			女子保護規定の解消、 雇用契約上限延長	企画業務型裁量労働制
<教育> 小中学校の選択 教育内容の多様化／社会人 教員の活用 大学・学校法人の設置、運営 大学入学制度等 産学連携			小中選択弾力化	特別非常勤講師制度拡大		新学習指導要領一部実施
				校地面積基準緩和	設置認可簡素化	設置認可簡素化
			飛び入学制度		専門学校から大学編入 T L Oによる国有特許 実施が可能に	4年未満の大学卒業 国立大学教官企業役員兼業 一部自由化
<公的資格制度> 法曹人口の大幅増 業務範囲の見直し（外国法 事務弁護士／訴訟代理） 受験資格の弾力化 報酬規定の廃止		国際仲裁事件の 代理		特定共同目的事業	合格者数1000人化	弁理士法改正
			介護福祉士試験			行政書士法改正 弁理士法改正
<基準認証等制度> 検査検定					通産省関係一括法	

（規制改革委員会事務局の整理による。）

【附属】

IT化（情報化）と規制改革【総論】

1 検討の経緯

インターネットの普及を中心とするIT革命が、世界的な規模で経済社会の仕組みを変革し、新たな産業創出への活力となり、また、我々の日々の暮らしをも大きく変えつつある。今年度、当委員会では、こうした認識に立った上で、サイバー上での社会・経済活動の一層の発展を促し、新しく自由な発想をもった国民が誰しも新たな機会を得ることを可能とするためにはいかなる規制改革が必要かという観点から、IT化（情報化）について課題発掘のための検討を行った。

その際、当委員会としては、以上のような意味のIT「革命」が、通信ネットワークのインフラに係る問題等を中心とするいわゆる情報通信という分野を大きく越えた広がりをもたらし、社会・経済の様々な側面に広範な影響を及ぼすものであることにかんがみ、従前の分野別検討の枠組みを離れ、分野横断的な観点からテーマ・論点の検討を行う臨時の作業部会としてタスクフォースを設けて検討を行った。

このような検討の結果、ITに関する規制の撤廃や新たな競争条件の整備について、大きく3つの視点を整理した。すなわち、情報通信インフラの整備に関する規制改革、コンテンツの拡大に関する規制改革、主体の育成に関する規制改革、の3つの視点である。

2 IT化の規制改革の3つの視点

(1) 情報通信インフラの整備に関する規制改革

インフラの整備に関しては、IT革命の進展を促すためには、インターネット接続等における通信料金の低減を図ることが重要である。この意味で、情報通信ネットワークなど情報通信インフラの整備と情報通信産業分野により有効な競争を導入し同分野の活性化を図ることが引き続き最重要の課題である。また、合わせて、今後の情報化の進展に伴って発生するであろうと想定される問題、例えば通信と放送の融合への的確な対応等についても検討の視野に入れておくことが必要である。

(2) コンテンツの拡大に関する規制改革

政府は、ミレニアム・プロジェクトの一環として、2003年までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築することとしている。こうした電子政府構想は、主として官民間のやりとりのIT化であるが、民間の取引等についても、法令等により様々な義務付け及び規制が行われている。

そこで、情報インフラを用いて社会・経済活動の円滑化、効率化を促進し、また新たなサービスを創出するためには、申請届出などの電子政府に係るものだけでなく、書類の電子保存に係るものや、様々な民間の取引等を規律する各法令の中に記されている書面交付や説明の義務、対面での確認、署名又は押印の義務等の解釈に関するものに関して、情報インフラを使った流通コンテンツ等の面での充実に促すための規制改革が必要である。

(申請届出の電子化)

このうち、申請届出の電子化に関する論点については、既に政府において「各省庁は所管法令などに係る申請・届出等手続のオンライン化を計画的かつ着実に推進するため、平成12年早期に、15年度までの具体的なタイムスケジュールを示したアクションプランを策定し、公表するもの」との方針が定められている(平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承「申請届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」)。しかしながら、電子政府化推進のための例示としても重要な論点であることから、アクションプラン策定の動向等を注視しつつ、必要に応じ、当委員会においても検討を行うこととする。

(書類の電子保存)

書類の電子保存に関する論点については、「法令に基づき民間事業者等に保存を義務付けている各種の書類について、電子媒体を利用した保存方法を原則として容認するものとする」(平成8年6月高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書)との報告に基づき、既に政府において、書類の電子データによる保存を積極的に推進する旨政府として方針が定められている(平成8年8月7日及び同10年11月9日の高度情報通信社会推進本部決定)。現在は、それに向けた努力が各省庁で進められているところであるが、社会・行政の情報化の推進のための重要な例示として、必要に応じ、当委員会においても検討を加えることとする。

(民間取引等の書面交付義務等)

各種の民間取引等について、関係法令等において契約の成立に当たって書面交付や説明の義務付け、対面での確認、署名又は押印の義務等を規定している場合がある。これらの規定の解釈については、これ

らの法令等がサイバー社会の到来を予期して策定されたものではないため、例えば、法令上の書面の概念に電子メールや電子ファイルのダウンロードやプリントアウト等の手段が含まれ得るのか、対面での確認に電子認証等の手段が含まれるのか、署名に電子署名等の手段が含まれるのか、といった点が不明確であるという問題がある。

この問題に関しては、取引される財・サービスによって所管の省庁が多岐に分かれている。このため、取引される商品、サービス等に則して、問題点を個々具体的に規制改革委員会で検討するとともに、これらに共通する要素を抽出して整理することにより、例えば、申請や届出の到達時期に関して前記の平成12年3月31日「申請届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」が明確化したように、政府としての統一的な見解を明確にできないか、検討を加えることとしたい。

(3) 主体の育成に関する規制改革

IT革命を担う主体の育成を図るという観点からは、創造的な発想を持った人材やベンチャーなど法人主体の育成が不可欠である。このためには、一方では、商法の会社法制の在り方の見直し、他方では、情報教育の充実など学校教育全般にわたる制度改正や見直しなどの規制改革が必要であり、そうした観点から必要な検討を行っていくこととする。

(4) その他の課題

その他の課題として、政府の今後の動向につき留意すべきものや、論点公開までには十分に議論ができなかったが今後のIT革命実現のために必要となりうる基本的な課題として、第三者機関の設立も含めた消費者保護のための仕組みの検討、ビジネス方法の特許等の知的財産権の在り方に関する検討、インターネット取引等に係る税制に関する

る問題、電子決済の条件整備に関する検討などがある、という議論が行われたことを併せて紹介しておく。

3 戦略的かつ迅速な取組の重要性

冒頭に述べたとおり、インターネットの普及を中心とするIT革命は、世界的な規模で経済社会の仕組みを変革し、新たな産業創出への活力となり、また、我々の日々の暮らしを大きく変えつつある。IT革命とは、世界規模で生じている情報通信技術による経済社会の構造変革にほかならない。こうしたIT革命の恩恵をすべての国民が享受し、かつ国際的に競争力ある「IT立国」の形成を通じて、真に豊かで活力ある経済社会の実現のためには、上に見たようなIT化に関する様々な課題について、国全体として戦略的かつ重点的に取り組むことが重要となる。

こうした観点に立ち、当委員会としては、先般、内閣の情報通信技術（IT）戦略本部に設けられた民間有識者で構成するIT戦略会議とも緊密な連携を取りつつ、関連の諸課題の検討に取り組むこととする。また、IT革命による環境変化の速度の速さにかんがみ、改革のスピードが何より重要な要素であることを念頭においてこの問題に取り組んでいくこととし、迅速に改革を進めていく観点から、必要とあれば、年末の見解を待たず中間的な整理を取りまとめて提言を行うことも含めて、検討していくこととしたい。

I T 化（情報化）に関連するテーマ・論点

視点 分野	情報通信インフラの整備	コンテンツの拡大	主体の育成
情報通信	通信と放送の融合 ・放送分野における通信と放送の融合への的確な対応 ・通信と放送の融合を踏まえたコンテンツ問題への的確な対処 電気通信事業者のネットワークにおける競争条件の整備 ・電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保 ・線路敷設問題 ・N T T の在り方 周波数割当てルールの制定	各種申請の電子化、オンライン化	
競争政策等		下請取引に関する受発注の電子化 インターネット上での書籍、C D 販売を阻害する再販制度の見直し インターネット用 P C の無償提供の実現も含めた懸賞関連規制の見直し	
法務		商業帳簿等の電子化 株主総会の召集通知の電子化 株主総会におけるインターネットでの議決権行使の実現 電子媒体による株式会社の各種公告の実現 支店所在地での登記の不要化、登記事項の閲覧の合理化	優先株について発行枠の拡大や発行手続の簡素化等制度の改善 1 株当たり純資産規定の廃止及び株式発行授權枠の拡大 検査役調査制度の改善 取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善 1 0 0 % 子会社における機関の在り方の見直し ストック・オプション制度の見直し
金融		インターネット等での証券取引に係る社員の雇用形態の見直し インターネットによる生命保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化	有価証券届出書等の記載事項の見直し
運輸		旅行契約における書面交付義務の見直し	
流通・農業		インターネット上の取引を前提としない各種法制度の見直し（総論的アプローチを含む。） インターネットでの医薬品販売 通信販売における消費者への通知の電子化 インターネット上での割賦販売	
住宅・土地、公共工事		不動産特定共同事業の手続要件の緩和	
医療・福祉		遠隔医療の促進 ネットワークによる医療機関間の連携 インターネットを利用した医療情報のアクセサビリティの改善 医療カルテの保存場所規制の見直し レセプト電算化の見直し E B M のためのナショナルデータベースの整備 医療に係る各種コード体系の標準化 患者情報の保護 診療情報の管理の在り方の検討 介護給付業務にかかわる I T の促進	
雇用・労働		インターネットを通じた職業紹介事業 労働関係保存義務書類の電子化	
教育		インターネット大学、大学院での学位取得	初等中等教育におけるコンピュータを用いた授業の実施
基準認証・輸出入手続		輸出入申告手続の電子化 I T S の推進	

環境問題と規制改革【総論】

1 環境問題の特色

すべての環境問題は、多かれ少なかれ近世以降の人口の爆発的増加を契機とする。人口の増加が南北問題、地球温暖化等のあらゆる環境問題を直接・間接に引き起こす原因となっており、その意味で人口問題は環境問題の上位に位置する。言い換えれば、人間の存在自体が地球環境問題と密接に関連しており、人間の存在の変化とともに地球環境問題も変遷する。したがって、人間が自らを人為的に変化させていく技術であるクローン技術や遺伝子操作、臓器移植、大脳工学等の発達・実用化も地球環境問題とは本来密接な関係を持っている。当委員会の本務である規制の側面からこうした意味の人口問題や人間自体の存在の問題を直接に議論することは困難であるが、環境の問題を取り扱う上では本来避けては通れない課題である。

環境問題は、地球温暖化を始めとする地球規模の問題から、省資源・省エネルギー、リサイクルの推進と国内における廃棄物の適正処理問題にまで及ぶ包括的な取組を要する問題である。自由で豊かな生活の追求という価値観に従い営まれてきた人間社会が、地球の有限性という問題に直面したことにより、こうした様々な環境問題が顕在化してきた。したがって、環境問題の具体的な政策論点を検討する上では、環境問題の有する以下のような特徴を十分認識しておく必要がある。

(1) 時間的・空間的な広がり

環境の影響を受ける者、つまり環境の消費者とも言うべき主体が将来・未来の生活者（人間に限らず生物全体）であるという意味で、環境問題は長期にわたる時間的な広がりを持つ。さらに環境影響は最終

的には一地域にとどまることなく、全地球規模の問題につながり得る、大きな空間的広がりを持った問題でもある。

(2) 当事者（企業であり生活者）個々の行動意識への依存

政府あるいは企業の誰かが単独で行動すればおおむね解決できるという問題ではなく、当事者個々に環境へ与える影響について意識を持った生き方が要求される問題である。したがって、政府等による上からの規制や強制だけでなく、自主的な取組やNPO等による活動等を通じた対処が重要となる。

(3) 私的な費用最小化的発想だけでは解決が困難

環境問題はある意味ではこれまでの私的経済的な行動による経済発展が生み出した副産物であり、一事業者等のコストミニマムといった私的経済合理的な行動を継続することは更なる問題の深刻化を招く可能性がある。環境問題への対処には、むしろ例えば高価格でも環境に優しい製品を購入することへと誘導する誘因を導入するなど経済社会システムの修正を図る発想の転換が必要である。

(4) 不確実性の高さ

環境に及ぼす影響とその原因と考えられるものとの間の因果関係が明確でなく、また、政策変更が環境に及ぼす影響が予見困難な場合が多い。例えば、かつて理想的な物質とされたCFCがオゾン破壊につながるとか、あるいは廃棄物の処分方法として、国土の狭い日本に適するとみなされていた焼却処理がダイオキシン類による環境汚染問題を引き起こす結果になる等の不確実性がある。

(5) 違法行為による不当な利益の把握が困難

環境価値は定量的算定が困難である上に、本来の環境価値と違法行為により得られた不当な経済的利益とを単純に照合することができな

い。その結果、実際に違法行為が行われても不当利益については放置される場合が少なくなく、公正な結果を得ることが困難である。

2 求められる環境政策

以上のような環境問題の特色を踏まえ、今後環境関連政策を推進していく上で重要な論点として考えられるのは以下のとおりである。

(1) 評価の重要性

環境問題の持つ不確実性ゆえに様々な政策についてアセスメントを実施することが重要である。しかも、環境問題は時間的な広がりを持つため、時間軸（有効期限を持ち、ある一定期間がきたら見直す）を有するアセスメントが必要である。

(2) 代替案を持った透明性の高い政策

不確実性があることから状況変化に伴い柔軟な方針変更が求められるため、政策実行には常に代替案を有することが必要である。しかも複数の選択肢の内容を比較検討できるようあらかじめ代替案が明らかにされていることが必要である。また、適時適切に制度及び運用の見直しを行うことが重要となる。

(3) リスクの低減化を目指した政策 公開性と透明性

不確実性への対処という観点から、将来への環境リスクをできる限り最小化する政策が必要である。被害が生じてからでは手遅れであり、未然に対策を講じることが可能となるように情報公開（例：企業等の使用する有害性がある化学物質の排出量等の届出・公表）を進めていくことが必要である。ただし、情報公開を求められる主体に不合理な結果を招かないように、また市民からの信頼感を得るためにも透明な手続による公正なルールづくりが必要である。

(4) グローバルな視点を持った政策

空間的な広がりゆえに、一国のみならずグローバルな視点を持った政策が求められる。環境に関する国際協調、国際標準化等、地球環境保全のための国際的な動きに対応した施策や環境基準等の国際整合化が求められる。

(5) 誘導型施策・自主的行動を促す枠組み作り

環境改善を進めるためには、当事者個々の環境を意識した行動に多くを依存することから、インセンティブを組み入れた誘導型の施策の工夫が求められる。また個々の当事者による対処が容易になるよう、当事者の自主的行動を促すための枠組みを整備することが重要である。例えば循環型経済社会・省エネルギー社会への誘導を促進するためには、すべての関係者による自主的・積極的な取組が最大限に発揮できるような枠組みとして、規制の在り方の見直しや費用負担等の役割分担の明確化が求められる。

(6) 環境教育政策

個々の当事者の環境についての意識を高めるため、学校教育への環境プログラムの組込み等が必要であることに加え、広く国民一般に環境問題の重要性を周知するために社会教育や広報の役割が重要である。

(7) 違法行為に対する実効性ある施策

違法行為のやり得を防ぐために、追徴課税や科刑の着実な実現に加えて真に実効性を有する施策が必要である。環境問題は、被害が生じてから対策を執った場合、社会的コストが莫大なものとなる可能性があり、予防の観点からもこうした施策が重要である。

(8) 不公平性の増大を回避するための施策

今後は、従前の環境汚染問題のように明瞭な形で被害が出るといっ

た環境問題よりも、問題が指摘されたとしても、その因果関係を明確に解明することが困難な環境問題が増加する可能性が高い。したがって、政策的決定を行う際には、因果関係が不明確であることによって生ずる可能性のある不公平性の増大をいかに回避することができるか、制度的な方法論の検討が必要となる。

3 環境問題についての新たなルールづくり

これまでの環境行政は、公害規制に代表されるように、行政が健康に有害な物質の排出基準を設定し、排出企業のモニタリングを行って違反に対しては罰則を科すことが中心であり、新たな環境影響物質の発見とともにそれに関する規制が強化されるという歴史であった。その意味でも、規制の見直しにより競争原理の導入を行い、自由で活発な経済活動を促すという意味での「規制緩和」にややなじみにくい面があり、事実、これまでの当委員会の取組も事実上一昨年提言した「再生利用認定制度の対象となる廃棄物の拡大」に限られていた。

しかしながら、環境に関する国民の関心の高まりとともに、近年、環境影響評価法や循環型社会形成推進基本法及び各種リサイクル法の成立など環境関連の法整備が進んできた。関連する規制が多様化・複雑化するとともに経済活動にも大きな影響を与えるようになりつつある。こうした環境問題の広がりを踏まえ、今年度、当委員会は、改めて包括的な取組を行うため臨時の作業部会としてタスクフォースを設置し、上記のように環境問題の特色から議論し、求められる政策に沿って具体的な課題の発掘を行った。

その議論の中では、地球温暖化ガスの削減のための環境税導入の是非の検討のように、規制の問題として直接取り扱うことは難しいもの

のやがて避けては通れないであろう課題も提示された。しかし、具体的なテーマ・論点の掘り起こしの議論を通じて浮かび上がってきたのは、単に現行の各種規制制度の合理化にとどまらず、有限な資源の下で地球環境への負荷を極力減らし、かつ持続的な発展を可能とするための新たなルールづくりに取り組む必要があるという、正に「規制改革」の視点であった。

環境問題に関連するテーマ・論点（注）

環境政策の種類	環境問題の項目	関心の内容	改革の具体的内容・今後の検討の方向性	担当分野（環境以外の関連分野）
環境影響評価政策	環境アセスメント	現行の環境アセスメントの充実	昨年6月に全面施行されたアセスメント手続の施行状況を注視し、その施行状況を踏まえた上で、アセスメントを見直す必要性を検討	住宅・土地・公共工事
リスクの低減化を目指した政策	土壌・地下水・海洋汚染	土壌汚染の原状回復費用の負担等に関する一般ルール作り	汚染土壌の浄化費用負担ルールの明確化と土地利用制限の前提となる基準の確立	環境（住宅・土地・公共工事）
	化学物質問題	P R T R 法（参考）の効果的な利用の検討		-
	遺伝子組換え	遺伝子組換え農作物等の環境安全性の確保	遺伝子組換え農作物等の環境安全性の確保	流通・農業
	廃棄物の適正処理	医療廃棄物の適切な処理	医療廃棄物の定義と分類について、現状の定義をWHOの定義・分類へ変更を検討 感染性廃棄物処理業者の選択基準の作成と第三者評価機関の設置による基準の的確な運用 医療廃棄物処理費用の負担ルールの確立	環境（医療・福祉） "（"） "（"）
グローバルな視点を持った政策	地球環境問題	地球温暖化ガスの削減	炭素税等の環境税の導入の是非の検討 CO ₂ 排出権取引（参考）の日本国内での試行に関する検討 自動車の燃費に対応した税制の導入、自動車用燃料の税金見直し（燃料種で税金を決めるのではなく、車種と用途で燃料の税金を決めるべき） 環境に関する提案型のODA	- - - -
	基準の国際整合化	国際的な環境基準の整合化	特に自動車等に課せられる環境規制の国際統一	-
誘導型施策・自主的行動を促す枠組み作り	廃棄物のリサイクル・減量化	国として統一的で一貫性のある廃棄物対策の整理	循環経済社会の推進と言う面から、品目により所管省庁が分かれていることによる障害の洗い出し 廃棄物の定義・区分、分別方法、医療廃棄物の扱い等に関するガイドライン設定の検討	- 環境
		リサイクル推進の観点から廃棄物の定義の見直し等	リサイクル推進の観点から無償又は逆有償であれば廃棄物という定義の見直しなど 使用済み自動車のリサイクル推進の観点からの課題の検討 リサイクル推進の観点から再生利用認定制度の拡充	環境 環境 環境
		容器包装リサイクル法の運用上の問題点の改善 グローバルなリユース市場の育成 拡大製造者責任の明確化 循環型経済社会に向けて、新しい静脈産業の育成とその条件整備（特に優良企業が新しい産業に進出できる条件整備） プロダクト・ライフサイクル・マネジメントへ誘導する制度の在り方の検討 IT技術の応用による環境関連産業醸成のための規制改革	リサイクル推進の観点から容器包装リサイクルに係る費用の分担ルールの見直しやリサイクル目標率の明示の検討 家電中古品市場に対する品質保証の仕組みの構築 拡大製造者責任の定義の明確化と個別リサイクル法における明確化の可否検討 ドイツにおける取組を検証 電子マニフェスト、リユース商品ネットワーク、CAALS情報ネットワークの導入等	環境 - - -
省エネルギー	クリーンエネルギー利用者に対するメリット評価システムの導入	風力発電者からの電力の直接購入を可能とする制度の検討	運輸・エネルギー	
違法行為に対する実効性ある施策	廃棄物	不法投棄に対するより実効性の高い処分の検討 産廃の処分費用支払方式の変更	最終処分確認（D票受取り）後処理費用支払方式への変更検討	- -
その他	環境関連基準認証等の見直し	環境関連の基準認証等や資格制度の合理化	環境関連の基準認証等や資格制度について合理化を検討	基準認証・保安、資格制度

（注）環境問題の広がりを見せる観点から、本表では、必ずしも規制の問題ではないものも含めて、広く環境問題に関連するテーマ・論点を整理している。そのうち今年度のテーマ・論点として取り上げているものについては を付し、また、担当分野の欄に分野名を示している。

< 参 考 >

排出権取引：地球温暖化ガスの排出許容枠を売買する仕組み。温暖化ガスの削減目標未達成の国が、目標を達成した国から排出権を買い取る。国際間のルールは2000年秋までにつくっている。アメリカでは二酸化硫黄、窒素酸化物、二酸化炭素の排出許容枠を企業間で売買する取引が急拡大している。

P R T R 法：「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」（1999年7月成立）。環境ホルモンやダイオキシンを始め、工場などから排出される有害化学物質の排出量の報告を事業者にも義務付け、行政が公表する。政府は2002年度からの公表を目指し、対象事業所や対象物質の選定を含めた体制づくりを進めている。届出先は従来、業界を所管する省庁だったが、新法では都道府県を経由させて自治体が関与する余地を大きくした。200～300種類と見込まれる対象物質に環境ホルモンを作用を持つ化学物質も含めた。

その他環境関連規制の合理化等の観点から他の分野において検討を予定する項目

整理項目	項目	内容	根拠法令	検討分野
廃棄物関連資格制度	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任要件の見直し	現在、特別管理産業廃棄物管理者はビルの所有者がなるとされているが、ビル管理を委託されている者が代行することを認めることができないか。	廃掃法12条4項	公的資格制度(必置資格)
環境関連の基準・認証	燃料電池のばいじん等測定免除	燃料電池について、ばいじん等測定を免除することができないか。	大気汚染防止法2条、16条	基準認証・保安
"	大防法に基づく有害成分測定に際しての計測器に係る基準の見直し	有害物質の測定に用いられる計測器の計量法に定める型式認定の免除及び計量法に規定した測定原理を用いなくても可能とすることができるのではないか。	大気汚染防止法施行規則7条の5の2項、昭和57年3月29日環境庁告示48号	基準認証・保安
"	発泡スチロールのリサイクル時に使用される溶剤の取扱数量の拡大	第2石油類として危険物とされる発泡スチロール溶剤の、取扱資格者なしで扱える数量を1000リットルから2000リットルに緩和できないか。	消防法	基準認証・保安
低公害車の普及促進	直噴エンジン搭載のLPG自動車の燃料への高圧ガス保安法の適用除外	直噴エンジンでは、LPGを1MPa以上に昇圧するため、高圧ガス保安法の適用を受けている、機器の設計に支障となるので適用を除外することができないか。	高圧ガス保安法3条	基準認証・保安
地球温暖化ガスの処理促進	特定フロン回収・破壊処理作業への高圧ガス保安法上の諸規制の緩和	1リットルポンプ等の小型ポンプでの回収・破壊処理には高圧ガス保安法が適用除外されており、この範囲の拡大することができないか。	高圧ガス保安法5条1項	基準認証・保安
"	SF6回収装置に対する高圧ガス保安法の適用除外	移動式製造設備により液化窒素等を製造する者は、ガスの1日の処理量にかかわらず高圧ガス製造保安統括者の設置が既に除外されていることから、SF6も同様の扱いができないか。	高圧ガス保安法3条、5条、27条の2、35条、一般高圧ガス保安規則3条、64条、66条	基準認証・保安

第 2 部 各 論

凡 例

<分野別総論>

問題意識

これまでの取組とその成果

今年度のテーマ設定

<これまでの提言と主な規制緩和措置>

<テーマ別論点公開>

1. 規制の現状と進捗状況

制度の概要
政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）
進捗状況、検討状況

2. 論点整理

枠組み中にそれぞれのテーマについての規制改革委員会としての論点を簡潔に記述するとともに、
として、現段階における規制改革委員会の問題認識や論点を敷衍、詳述した。これに対して、所管省庁等からの検討状況の説明、留意点の表明などコメントがあった場合には、
としてこれを掲載した。

3. 参考資料

制度の沿革、各国の状況、その他参考になるデータ、資料等を掲載した。

（注）上記は標準的な例であり、項目により書き振りが異なる場合がある。

情報通信

<分野別総論>

問題意識

平成12年12月からのBSデジタル放送の開始、インターネットでのストリーミングによるコンテンツ配信、動画伝送を可能とするIMT-2000の来春からの開始、通信手段としてのケーブルテレビの急速な普及、ADSLによる大容量伝送の実現など、情報通信をめぐる技術的環境は大きく変化している。IT革命の進展は、通信と放送の融合を加速し、その融合が更にIT革命を進展させられると思われる。

第1に、このように通信と放送が融合する中では、電気通信市場と放送市場の間においても融合が起きる。この2つが融合される巨大な情報通信市場において公正かつ有効な競争を実現することが必要である。

第2に、情報提供する事業者が増加し、コンテンツ需要が増大する中では、過去のコンテンツの有効利用を促進する必要がある。また、今後、情報提供事業者が増える中では、違法・有害なコンテンツに対する対処法を確立する必要があることは言うまでもない。

特に、電気通信の分野においては、電気通信市場における公正かつ有効な競争の実現が基本課題となる。そのためには、電気通信事業者がより柔軟にネットワークを構築することができる環境整備が必要である。

環境整備のためには、まず、電気通信事業者が新たに事業展開できるように地域通信市場におけるNTTの独占状態の解消が必要である。また、サービスを多様化させたいと考える事業者のために、回線調達の方法が多様であることが必要となる。さらに、線路敷設を行う事業者が管路、とう道、電柱等を利用する際に、申請し、提供される過程が円滑であることが重要であると考えられる。

しかしながら、現段階において、電気通信事業者がネットワークの構築を柔軟に行うに十分な環境が整備されているとは言い難い。

これまでの取組とその成果

規制改革委員会では、地域通信市場におけるNTTの独占状態を解消すべく、東西地域会社間における実質的な競争を促進するための提言を行い、また、NTTとNTTドコモによる地域通信市場における競争の促進についても言及してきた。また、インターネット通信料金に係る定額料金の導入の促進など、IT革命を促進する観点からも問題提起を行ってきた。また、電波の有効利用など、今後の電波需要の逼迫を見越した指摘も行った。

放送分野としては、マスメディア集中排除原則の今日的在り方として、多チャンネル時代に対応する放送の在り方を提言してきた。

さらに、行政の情報化の推進についても、その着実な実施を求めてきた。

今年度のテーマ設定

こうした流れを踏まえ、今年度の情報通信分野においては、IT革命の進展を更に促進するという観点から、「通信と放送の融合」でコンテンツに関する問題を、「電気通信事業者のネットワークにおける競争条件の整備」で電気通信の基盤整備に関する問題を中心に取り上げた。

具体的には、第一に、放送分野における通信と放送の融合への的確な対応として、通信と放送の融合によりやがて登場するであろう放送・通信を含む巨大な情報通信市場において公正かつ有効な競争の確保が必要であると考えます。

第二に、通信と放送の融合を踏まえたコンテンツ問題への的確な対応として、コンテンツに対する需要が増大する中で、良質なコンテンツをどのようにして確保するか、過去に制作された良質なコンテンツの再流通をどのようにして可能にするか、また、不要な又は過度の規制の導入を排除しつつ、違法・有害なコンテンツに対しての対処法をどのように確立するか検討が必要である。

第三に、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保のために、電気通信事業者による回線調達方法に関する理解の一層の促進を図り、透明性を確保することが重要である。

第四に、地域通信市場において実質的競争を実現するために、線路敷設に関する具体的な問題点の把握・明確化に向けてヒアリング等を行うこととし、その結果、問題点が明確になった場合、必要に応じて適切な対処方法について検討することとする。

第五に、NTTの在り方及びNTTのNTTドコモ株の持ち株比率について、公正有効な競争が実現するよう見直すべきではないか。

第六に、電波の公平かつ能率的な利用を図り、周波数の割当てについて可能な限り最適化を図る観点から、比較審査方式による周波数割当ての実施状況について注視する。

第七に、行政の情報化を着実に推進していく。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) NTTの在り方（東西地域会社間における実質的な競争の促進、NTTの各東西地域会社とNTTドコモの間での競争の促進、ユニバーサル・サービスの在り方、光ファイバの敷設主体・スケジュール等の問題） (2) 「マスメディア集中排除原則」の今日的な在り方 (3) 行政の情報化の推進（各種申請の電子化、オンライン化、ネットワーク化） 〔関連項目〕 地中電線類等の埋設深さの見直し	(1) 電気通信の接続や料金の問題（長期増分費用方式に基づく新たな接続料算定方式に係る問題、インターネット通信料金に係る定額料金の導入の促進、第一種電気通信事業者の利用可能なネットワークの柔軟性確保、公正競争条件の整備および利用者利便の確保） (2) 電波の有効利用（特定の電気通信業務用無線局等の免許申請の公募、長期的かつ総合的な周波数の使用計画の策定、周波数資源開発のためのイノベーションの促進） (3) 行政情報化の推進（各種申請の電子化、オンライン化、ネットワーク化） 〔関連項目〕 電子商取引等の基盤づくりの推進

【近年の主な規制改革措置】

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1994年 4月	・移動体通信端末売り切り制度を導入
1995年 3月	・地上放送のマルチメディア集中排除原則の緩和
1995年10月	・第一種電気通信事業について料金の事前届出制及び標準約款制を導入
1996年 3月	・第一種電気通信事業者以外の者による業務受託を可能化
1996年10月	・国内公専公接続を自由化
1996年11月	・一般第二種電気通信事業者の範囲を拡大
1996年12月	・移動体通信料金を届出化
1997年 6月	・KDDによる国内電気通信業務の提供を可能化
1997年 6月	・NTT再編成前において子会社方式による国際通信業務への進出を可能化
1997年10月	・携帯電話等の無線局免許に包括免許制度の導入
1997年10月	・字幕放送等の補充利用に係る多重放送免許制度の見直し
1997年10月	・CSデジタル放送に係る料金の認可制から事前届出制への移行及び標準契約約款制の導入
1997年11月	・第一種電気通信事業許可に係る過剰設備防止条項を撤廃
1997年12月	・国際公専公接続を自由化
1998年 2月	・第一種電気通信事業（NTT及びKDDを除く。）の外資規制を撤廃
1998年 3月	・CSデジタル放送のマルチメディア集中排除原則の緩和
1998年 4月	・無線局免許において民間事業者の能力を活用（認定点検事業者制度の導入）
1998年 6月	・受託放送事業者の衛星中継器料金における総括原価主義の廃止
1998年 7月	・KDD法の廃止によるKDDの純粹民間会社化
1998年10月	・CSデジタル放送における異なる委託放送事業者間での統計多重方式の活用可能化
1998年11月	・特別第二種電気通信事業者の範囲を見直し
1998年11月	・第二種電気通信事業者による回線設備の設置を一部可能化
1998年11月	・業務委託認可対象を他者回線設備利用に限定
1998年11月	・第一種電気通信事業の料金を原則届出制に移行、上限価格方式を導入
1999年 3月	・基準認証制度において民間事業者及び外国の認証機関の能力を活用
1999年 6月	・すべてのケーブルテレビに関する外資規制を撤廃及び承継規定の整備
1999年 7月	・NTTを持株会社の下に東・西地域会社と長距離会社に再編成
1999年11月	・テレビジョン放送等の定義を見直し

<テーマ別論点公開>

1 通信と放送の融合

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【通信と放送をめぐる大きな環境の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年12月からのBSデジタル放送の開始、インターネットでのストリーミングによるコンテンツ配信、動画伝送を可能とするIMT-2000の来春からの開始、通信手段としてのケーブルテレビの急速な普及、ADSLによる大容量伝送の実現など、情報通信をめぐる技術的環境は大きく変化している。東経110度CSデジタル放送が開始され、BS・CS共通受信機が利用可能となれば、視聴者の立場から見て、BS放送とCS放送が一体化することとなる。 ・このように通信と放送が融合する中で、下記の2つの大きな課題を解決することが必要である。 <ol style="list-style-type: none"> 1 通信と放送の融合は、通信市場と放送市場の間においても融合を促進する。この2つが融合される巨大な情報通信市場において公正かつ有効な競争を実現することが必要である。 2 コンテンツ需要が増大する中で、過去のコンテンツの有効利用を促進する必要がある。また、今後、情報提供事業者が増える中で、違法・有害なコンテンツに対する対処法を確立する必要がある。 <p>【NHKについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKの概要 <ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会（NHK）は、昭和25年、放送法に基づき設立された特殊法人 ・放送法、電波法等の規律の下、受信料を主な財源として、国内、国際放送を実施 ・国内では全国54放送局を通じて放送番組を提供 ・受信料の性格は、NHKの維持運営のための特殊な負担金 ・NHKが東経110度CSによるデータ放送、インターネットや次世代携帯電話IMT-2000による情報提供への参入を表明。また、NHK子会社が、平成12年3月に特別第二種電気通信事業の登録。
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<p>NHKのBS放送のスクランブル化については、2000年時点では実施しないこととされたが、BSデジタル放送の普及状況、BSデジタル放送事業者の動向等を踏まえ、将来、改めて検討することとされた。（平成11年3月）</p>

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【放送分野における通信と放送の融合への的確な対応】(IT関連)

論点1：情報通信をめぐる技術的環境が大きく変化し、通信と放送の融合が進展しつつある中、両市場の融合によりやがて登場するであろう放送・通信を含む巨大な情報通信市場における最大の課題の一つは、いかにして公正かつ有効な競争を確保していくかということにある。こうした事態を踏まえ、これまでの議論の焦点であった電気通信分野だけでなく、融合のもう一方の分野である放送の分野においても、最近及び近い将来の技術的發展を十分視野に入れた上で、いかにして公正かつ有効な競争を導入し、確保していくか、早急に具体的方策を検討・導入していく必要があるのではないか。

平成12年12月からのBSデジタル放送の開始に加え、衛星放送受信機は今後、BS、CS共通のものが主流になると見込まれるとともに、インターネットでのストリーミングによるコンテンツ配信、動画伝送を可能とする次世代携帯電話IMT-2000の来春からの開始、通信手段としてのケーブルテレビの急速な普及、ADSLによる大容量伝送の実現など情報通信をめぐる技術的環境は、大きく変化している。東経110度CSデジタル放送が開始され、BS・CS共通受信機が利用可能となれば、視聴者の立場から見て、BS放送とCS放送が一体化することとなる。

このように通信と放送が技術的に融合していくことに伴い、通信と放送の両市場も融合が進んでいくことは当然であり、こうして近い将来登場するであろう放送・通信を含む巨大な情報通信市場においては、いかにして公正かつ有効な競争を実現・確保していくかが最重要の課題とならざるを得ない。

こうした観点からは、これまでともすれば電気通信分野における公正・有効な競争の確保について議論が集中してきた傾向があるが、事態の本質が両分野の融合にある以上、全く同様の観点からの議論を放送分野についても真剣に行うべき時期が到来していると言ってよい。放送は、その番組によって、国民に文化的側面で効用をもたらすこと、及び民主主義の発展に資することが重要な目的である。したがって、単に、競争の促進といった産業経済的側面からだけでなく、社会的、文化的機能の側面からの検討も必要である。通信と放送が融合する中で、我が国における主要な放送事業者の一つであるNHKの果たす役割は、今後とも大きいと言わざるを得ない。最近におけるNHK自身による東経110度CSによるデータ放送、インターネットや次世代携帯電話IMT-2000による情報提供への参入の表明やNHK子会社による特別第二種電気通信事業の登録などが、社会的に大きな関心をもって受け止められたのは、第一に、放送を行うことを目的に設立されたNHKのみに認められる特別の位置付けが背景にあった。NHKがインターネットやIMT-2000による情報提供などにより、新たなメディアを通じての情報提供事業に進出することによって、少なからぬ社会的貢献を果たし得るであろうことはさほど想像に難くはないが、他面で、NHKは我が国の放送事業全体において唯一、地上波、BS放送、AM及びFMのラジオなど多数のメディアを一身に擁し、また受信料を財源とする特別の存在であることから、そのNHKが民間事業によって発展が期待される新たな分野に更に進出することが与え得る影響の大きさを真剣に吟味してみる必要がある。

特に、地上放送と異なり、衛星放送等では民間事業者も有料放送を実施していることに見られるように、NHKの放送に要する費用を支える制度である受信料制度についても、民間放送事業者等との競争という側面を考慮する必要がある。実際に、民間事業者による新分野のサービスの提供については、広告、サブスクリプション(有料契約)、ペイ・パー・ビュー、スポンサーなどの多様な財源を基に事業参入を行うことが想定されている。しかし、他方、現在の受信料制度は、これまで述べてきたような多様な通信・放送のメディアの登場が全く想定されていなか

った半世紀前に、NHKは専ら放送を行うということを前提として導入された制度であり、何らの検討もなく新たな事態に当然に適用することは適当とは言えない。

郵政省では、全放送メディアのデジタル化やインターネットの高度化が進展するなど、放送を取り巻く環境が大きく変化しつつあることを踏まえ、放送政策全般について検討することを目的として、現在「放送政策研究会」を開催しており、放送の2元体制（受信料を財源とするNHKと広告収入等を財源とする民間放送事業者との切磋琢磨により放送の発展を図るという考え方）の意義、公共放送の在り方、デジタル放送時代におけるNHKの役割（民主主義の発展に資する、文化的側面で効用をもたらすといった社会的・文化的機能の側面も含めたNHKの役割）、受信料制度の在り方等を検討することとしている。

そもそも放送法では、NHKは、あまねく全国で受信できるように豊かで良い番組を放送することを中心に、視聴者全体のための公共性の高い役割を担うことを目的としており、受信料は、そうした事業を維持するための国民的負担金であるとされている。しかし、例えば現にNHKが行うBS放送に関して、その当初の目的である難視聴地域の解消及びBS放送の普及・発展の先導は達成されてきており、地上放送と同様な受信料制度で維持する必要性が薄まっているとの有力な指摘があるように、そうした「国民的な負担金」である受信料制度によって賄われるべき公共性の高い放送の領域とはどのようなものなのかは、本来、事態の進展に伴い不断の検証を要する問題である。

特に、例えば、東経110度CSデジタル放送が開始され、受信機がBS、CS共通のものが主流になると、CSのみを視聴したい者に対してもBS受信料支払いを求めることとなり、CS放送事業者とNHKの間で、公正な競争条件がなりたないこととなり、結果として、受信料を財源にサービスを提供するNHKは、NHKと類似のサービスを提供しようとする事業者を圧迫することとなりかねない。

東経110度CSデジタル放送とBS受信料との関係については、一つの論点ではあるが、現時点では東経110度CSデジタル放送がどう普及するかといった点は必ずしも確定できないので、今後の普及状況等を踏まえて検討する必要がある。

なお他方で、これまでNHKは、BS受信料を財源としてBS放送の普及（1000万を超える視聴者を開拓）に大きな役割を果たしてきた。東経110度CSデジタル放送の新規参入事業者は既に開拓された1000万の衛星放送市場に参入する側面もある中で、東経110度CSデジタル放送への新規事業者の参入を機会に、NHKが受信料制度を基礎として果たしてきた上記役割を直ちに見直す必要があるのか、検討する必要がある。

以上にも関連して、例えば、英国のBBCは、既に、受信許可料及び政府からの交付金とで賄われる国内放送等の公共サービス部門と区分して映像国際放送部門を商業サービスとして運営している（実際には、その目的で設立された子会社が中心となり運営）。また、ドイツやフランスの公共放送においても、受信料（又はそれに相応する税金）と広告収入を合わせて財源を賄っている。このように、比較制度的に見た場合でも、公共放送はすべて受信料によって賄われなければならないということはない。

特に、BS放送については、当委員会の前身でもある行政改革委員会がNHKによるBS放送のスクランブル放送化を提言したことを受けて、デジタル化、多チャンネル化の急速な進展を踏まえ「NHKに期待される役割」等を勘案しつつスクランブル化を検討する旨の閣議決定がなされた。これについては、平成11年3月、「BSデジタル放送が開始される2000年時点での実施は、BSデジタル放送の普及、受信者コストの観点から行わない」ものの、「BSデジタル放送事業者の動向等を踏まえ、将来、改めて検討する」との結論が出された。そうした経緯を踏まえれば、上述のように、NHK自身が積極的に新分野への進出の希望を表明し、また、民間放送事業者についても、最近の技術動向を踏ま

えて大きく将来の経営戦略を練り直しつつある今日、事態の新たな進展を踏まえて、この問題についても改めて真剣に検討を行う必要が生じているのではないかと。

B S デジタル放送は現時点ではまだ行われておらず（本年 12 月に開始される予定）今後普及を図る必要があること、B S デジタル放送開始段階では広告により収入を得る B S 事業者が多数を占めることといった、平成 11 年 3 月の結論の前提は、現在でも変化がないので、2000 年時点でスクランブル化は行わないとした結論は引き続き、変える必要はないと考える。

また、放送事業者の動向の一つとして、東経 110 度 C S による有料放送サービスはまだ開始されておらず、今後の普及を現時点で見極めることは困難であることから、その動向を踏まえて検討する必要がある。

【通信と放送の融合を踏まえたコンテンツ問題への的確な対処】（IT 関連）

論点 2：情報通信をめぐる技術的環境が大きく変化し、通信と放送の融合の進展により、デジタル化、多チャンネル化時代が到来しつつある中、従来の通信や放送という分類に必ずしも収まりきらない形態で、個人情報等を含む大量の情報が受発信されるようになりつつある。こうした事態に適切に対応して、良質なコンテンツをどのようにして確保するか、過去に制作された良質なコンテンツの再流通をどのようにして可能とするか、また、不要な又は過度の規制の導入を排除しつつ、違法・有害なコンテンツに対しての対処法をどのように確立するかという問題が重要となっている。

情報通信をめぐる技術的環境が大きく変化し、通信と放送の融合の進展によって、デジタル化、多チャンネル化時代が到来しつつあり、従来の通信や放送という分類に必ずしも収まりきらない形態で、個人情報等を含む大量の情報が受発信されるようになりつつある。一方で、技術の発展の著しいこの分野の成長を妨げることのないよう、不要な又は過度の規制の導入を慎重に排除しつつ、かつてない大量コンテンツ時代に適切に対応していくためには、大きく二つの課題があるのではないかと。

まず、第一に、大量かつ良質なコンテンツをどのようにして確保していくのかという問題である。放送のデジタル化、インターネットの高度化等によりコンテンツに対する需要が高まる一方で、良質なコンテンツの新たな制作には人的資源等の一定の制約が存在する。このような状況においては、人類ないし我々の社会の財産である「古典」、すなわち過去に制作されたコンテンツのうち時の評価に耐え得るものを、特定の者のみ専権的に管理・使用するのではなく、必要に応じ適切な対価を徴することを認めた上で、広く利用に供していく仕組みづくりが不可欠なものとなるのではないかと。具体的には、NHKを始めとする各放送事業者等が蓄積しているこうしたコンテンツについて、各種の映像、音声等の資料ライブラリーの構築、及びその効率的かつ公正な流通システムの構築をどうしていくのか、更には、そのための費用負担をどうするのか、といった問題を具体的に検討していく必要があるのではないかと。

大量かつ良質なコンテンツを確保していく観点から放送ソフトの二次利用を促進していくこと、特にそのためのシステムを構築していくことが重要である点については指摘のとおり。基本的には現在行われている各放送事業者等の取組を通じて二次利用が促進されることが望ましいが、一方で、我が国においては、放送ソフトの制作・流通は地上放送に依存する度合いが高かったという経緯もあり、

地上放送以外のメディアも視野に入れた二次利用のための流通市場が確立されていない

マルチコースを前提とした権利処理が明確にはされていない

との問題がある。したがって、行政としても、二次利用のためのデータベースの構築への支援等放送ソフトの二次利用を始めとする良質なコンテンツの流通促進のための環境整備に一層取り組んでいく必要がある。

なお、NHK及び民間放送事業者は二次利用をも視野に入れた映像ソフトの体系的整理等に取り組み始めており、たとえば、NHKは「NHKアーカイブス」を平成15年から運用することを予定している。

また、現在においても、放送ソフトの二次利用にあたって、各放送事業者が「適切な対価を徴する」ことは可能となっている。

第二に、大量コンテンツ時代のもう一つの側面は、大量の情報のうち一定率で違法ないし有害なコンテンツが流通することを根絶するのは困難であるということである。これは、特定人を名宛人とする通信と不特定多数人を受信人とする放送との境界が必然的に曖昧となる中で、プライバシーを含む多種多様な情報が、多様な流通経路に乗らざるを得ないこと、また、こうした情報の流通に携わる者が多数（場合により不特定多数）に上るとともに、情報流通に関する相互の責任関係も完全に明確にすることは難しいこと、などが背景にある。こうした事態を踏まえ、一方では不要な又は過度の規制の導入を慎重に避けつつ、違法・有害なコンテンツに対する対処法をどのように確立していくのかという問題が重要となっており、早急に検討を深めていく必要がある。

郵政省としても、違法及び有害なコンテンツについてどのように対処していくか検討していく必要があると考えている。

なお、CSデジタル放送では、平成12年2月から、成人向け番組が放送される場合、「ペアレンタルロック等の青少年保護措置」を審査要件として課すことにより青少年保護措置を担保しているところである。

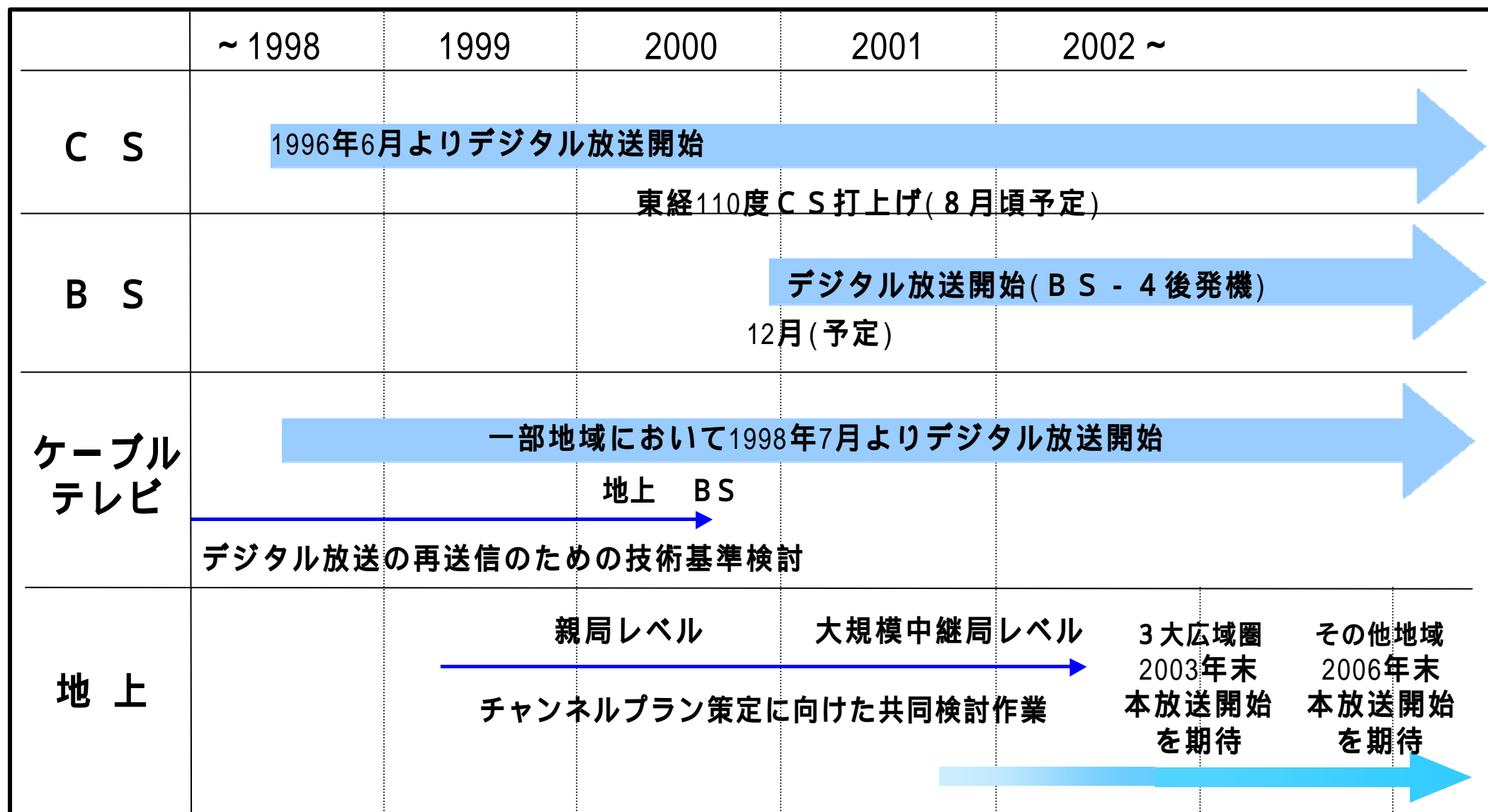
3 参考資料

<参考1> 放送のデジタル化のスケジュール

<参考2> B B Cの公共サービスと商業サービスの制度的な切り分け

<参考3> 郵政省「次世代放送コンテンツの振興に関する調査研究会」報告書（平成12年7月18日）骨子（抄）

放送のデジタル化のスケジュール



(郵政省資料)

B B C の公共サービスと商業サービスの制度的な切り分け

原則、受信料は放送にしか使用できない。
 商業サービスは、子会社（原則 2 社）のみで実施。受信料は使用禁止。

B B C 本体 = 公共サービス = 受信料・交付金	
業 務	財 源
国内サービス ・ラジオ・テレビの放送サービス (特許状 3 条(a))	受信料 (協定書10条)
付随サービス(注 1) — O n l i n e (注 2) — (特許状 3 条(b))	
ワールドサービス ・ラジオ・テレビ (特許状 3 条(a))	交付金 (協定書10条)

B B C ワールドワイド = 商業サービス = 受信料は使用禁止	
業 務	財 源
商業サービス(注 1) ・ラジオ・テレビの放送サービス ・通信サービス(注 3) (アナログかデジタルか手段を問わない) ・広告、サブスクリプション(有料契約)、 ペイ・パー・ビュー、スポンサー等を財 源とするラジオ、テレビ番組提供 (特許状 3 条(c))	財源、運用、会計は、 公共サービスと分離 (特許状第 7 条(g)) 国内サービスの財 源である受信料の使 用は、大臣の事前承認 がない限り禁止 (協定書10条 (b))

(注 1) 大臣の事前の承認を要する。

(注 2) インターネットを使用した情報提供サービス(ホームページ開設)

(注 3) 情報提供サービスを伝送路を問わずに実施すること。

(郵政省資料)

郵政省「次世代放送コンテンツの振興に関する調査研究会」 報告書(平成12年7月18日)骨子(抄)

3 次世代放送コンテンツ振興に向けた提言

映像系コンテンツは、引き続き放送コンテンツの中核の地位を占める一方、マルチメディアコンテンツが新たな柱を形成

良質かつ多様なコンテンツが豊富に創造されていくため、放送の産業としてのダイナミズムを引き出す競争環境、投資環境等の環境整備を促進していくことが重要

利用者の利便、産業的側面と文化的側面のバランスといったことに留意することが必要

(1) 映像系コンテンツの制作・流通促進に向けた課題

地上波中心の在り方を変え、マルチユースを円滑に展開するための環境整備

【課題】メディア横断的なコンテンツ流通市場の発展・顕在化

【方策】 映像系コンテンツの利用に関するデータベースの構築等を通じたマルチユースに関わる情報に自由にアクセスできる環境の整備
著作権等の権利処理に関するガイドラインの早急な作成

【課題】コンテンツ制作へのファイナンス等資金面の環境整備

【方策】 マルチユースを視野に入れ、資金調達から著作権管理、収益分配まで一括してプロデュース・マネジメントする機能及びそれを担う主体の育成
過去のマルチユースに関するデータの集積・分析等を通じたコンテンツの資産としての評価の確立

(2)～(5) 略

(6) コンテンツ振興の観点を踏まえた新たな制度の在り方の検討

【課題】放送コンテンツ充実のための制度的枠組みの整備

【方策】通信・放送を含めた情報通信分野における制度設計にあたって、良質かつ多様なコンテンツが豊富に制作・流通されるための環境整備という観点も踏まえた検討を期待

2 電気通信事業者のネットワークにおける競争条件の整備()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・第一種電気通信事業は、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業とする（同法第6条第2項）。・第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業以外の電気通信事業とする（同法第6条第3項）。・第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない（同法第15条第1項）。・第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（同法第38条第1項）。・第一種電気通信事業者は、その提供条件が第31条第1項の規定により届け出た料金、同条第4項の規定により認可を受けた料金及び第31条の4第1項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件と異なる電気通信役務（約款外役務）を第二種電気通信事業者に提供するため、当該第二種電気通信事業者と約款外役務の提供に関する契約を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。（同法第39条の3第2項） <p>【線路敷設問題】</p> <ul style="list-style-type: none">・線路敷設問題に関する関係省庁は、規制緩和推進3か年計画及び「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」（第1回）共同現状報告に基づき、我が国における線路敷設の問題に関して、平成10年4月から12月にかけて、13回の検討会議を開催し、広く公募した関係企業及び団体並びに米国、EU等内外の意見を聴取しつつ、検討を行い、その結果を同年12月25日に発表した。また、この検討結果に基づき、関係事業者の協力を得て、平成11年3月26日に「関係事業者等による自主的な改善策の現状」を調査・公表した。・平成11年度においては、規制緩和推進3か年計画（改定）及び「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」（第2回）共同現状報告に基づき、関係省庁レビュー会議（参加省庁：内閣内政審議室、公正取引委員会、警察庁、経済企画庁、法務省、外務省、大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省）を開催し、線路敷設問題に関するレビューを行った。 <p>（注）線路敷設問題：電気通信事業者やケーブルテレビ事業者が線路（電線及びその支持物（電柱等））及び空中線（アンテナ）並びにこれらの附属設備（マンホール、水底線標示柱等）を敷設、保守する場合の、自ら所有していない土地、施設、水底等の使用に関する問題。</p> <p>【NTTの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成11年7月、NTTを持株会社の下に、東・西地域会社と長距離会社に再編成する。・持株会社は、地域会社の株式の総数を保有し、株主権を行使することにより、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図るとともに、基盤的な研究を推進する持株会社とする。・地域会社（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社）は地域電気通信事業を経営し、あまねく日本全国における電話の確保に寄与する特殊会社とする。
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離会社は、民間会社とし、新たに国際通信にも進出し得るものとする。 ・持株会社及び地域会社については、基本的には現行N T Tに準ずる特殊会社規制を行うが、ア) 地域会社の役員選任・解任、利益処分について非規制、イ) 持株会社及び地域会社の附帯業務について非規制(現行は届出制) とする規制緩和を行う。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<p>【電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者のネットワークの構築の柔軟性向上のため、以下について検討を行い、必要な措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第一種電気通信事業者が自己のネットワークの一部に他の電気通信事業者から利用者契約約款ベースで調達した電気通信回線設備を利用し、全体を一体的に第一種電気通信事業として運用することができるようにする。(12年中実施) 2) 第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者がそれぞれ両事業を独立した事業として行う場合に必要とされているいわゆる別会社要件を撤廃する。(12年中実施) <p>【線路敷設問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議において、引き続き、事業者から線路敷設に関する苦情の受付等を行うとともに、平成12年3月に公表したレビュー結果報告書を踏まえ、また、寄せられた苦情や内外の関係者からの意見等を参考としつつ、線路敷設の円滑化に努める。(12年度実施) <p>【N T Tの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N T Tの再編成の着実な実施を図る。また、N T Tの東西地域会社間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講じる(10年度以降実施予定)。 ・N T Tのドコモ株の保有割合の引き下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とドコモとN T T東西地域会社との間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める(11年度以降実施予定)。
進捗状況、検討状況	<p>【電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、電気通信事業者による回線調達方法に関する理解の一層の促進を図り、透明性を確保するために、平成11年中にマニュアルを公表。 <p>【N T Tの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年7月1日、N T T再編成実施。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(I T 関連) は、 I T 化関連の論点を含むことを示す。

【電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保】(IT関連)

論点1：電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保についての検討を注視する。

電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性向上のため、現行の規制緩和推進3か年計画(再改定)においては、第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者がそれぞれ両事業を独立した事業として行う場合に必要とされているいわゆる別会社要件の撤廃などについて検討し必要な措置を講ずることとなっている。しかし、ワンストップサービスの提供を可能とするためには、一種事業者の回線調達方法の一層の多様化・自由化を図ることが必要であり、電気通信設備を他の事業者提供し、自らは電気通信サービスの提供を行わない事業形態(いわゆるゼロ種)等についても検討すること、さらに、第一種事業者と第二種事業者の区分についても、必要によっては新たな視点で見直しを行い、活発な参入を促進する上で有効な制度となるように配慮することが重要である。当委員会としては、こうした観点から、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の確保についての検討を注視していく。

電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性向上については、従来より、破棄し得ない使用权(IRU)、相互接続、業務委託により柔軟な他者の回線利用が可能となっているほか、二種事業についても、回線設備設置を部分的に可能とする法改正を平成10年11月から実施するなど柔軟なネットワーク展開が可能となっており、事業者の理解の一層の促進を図るためにこれら回線利用方法についてのマニュアルを昨年作成し、公表済みである。また、現行の規制緩和推進3か年計画においても、ネットワーク構築柔軟性の措置を取ることとしており、現在その準備を行っているところであるところから、まずはそれら措置結果の状況を把握することが重要である。

【線路敷設問題】(IT関連)

論点2：地域通信市場において実質的競争を実現するために、当委員会としては、線路敷設に関する具体的な問題点の把握・明確化に向けてヒアリング等を行うこととし、その結果、問題点が明確になった場合、必要に応じて適切な対処方法について検討する。

我が国の地域通信市場は依然として、実質的な競争が行われているとはいえない状況であり、電気通信市場を活性化するためには、地域アクセス網においていかに実質的な競争を実現していくかが重要な課題となっている。

関係省庁レビュー会議による「我が国における「線路敷設権」に関するレビュー結果(平成12年3月27日)」によると、「過去一年間の管路、とう道、電柱等の利用に関する申請、提供等の現状調査の結果、線路敷設の円滑化が進展しているとの評価を得た。なお、事業者から関係省庁レビュー会議に寄せられた具体的な苦情はなかった。・・・具体的な問題点が明確化されなかったこと、線路敷設の円滑化が進展しているという現状、等から、事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らなかった。・・・問題点の把握・明確化のため、平成12年度も引き続き苦情を受け付けると共に、内外の意見・要望を参考とする。苦情等を通じて問題点が明確化された場合には、適切な対処方法について検討する。平成12年度も関係省庁レビュー会議を継続する。」とされている。

この問題については、基本的に、それぞれの事業者が手続等を設定・公表することとされているが、行政機関を含む関係当事者や、関係する制度が多数に上り、複雑な状況を示している。当委員会としては、上記関係省庁レビュー会議によるレビュープロセスに関心をもって注視するとともに、線路敷設に関する具体的な問題点の把握・明確化に向けて関係省庁や事業者等からヒアリングを行うこととし、その結果、問題点が明確になった場合には、必要に応じて適切な対処方法について検討することとしたい。

関係省庁レビュー会議としては、平成12年度におけるレビューの進行状況について、また、具体的な苦情の内容や苦情に対する関係省庁レビュー会議の対応に関し、必要に応じ規制改革委員会に情報を提供するとともに、規制改革委員会における検討状況をレビューの参考とする。

【NTTの在り方】(IT関連)

論点3：NTTの在り方及びNTTのNTTドコモ株の持株比率について、公正有効な競争が実現するよう見直すべきではないか。

NTT東西地域会社は、NTT法に基づく特殊会社であり、同法によりその業務範囲が制限され、現段階では基本的な地域通信サービスを中心に業務を行っている。ところが、今後、顧客のニーズは多様化し、より付加価値の高い各種のサービスが求められるようになってきている。NTT東西地域会社も、そのような顧客ニーズの変化に対応していくことが求められているが、一方では、NTT再編後の現段階においても、地域通信市場におけるNTTの独占状態は解消できていない。

NTT東西地域会社の業務範囲の見直しに当たっては、最終的には、長距離、地域、無線のすべてを含む電気通信分野の全体について、公正有効な競争が実現されることが必要不可欠であり、当委員会としては、NTT東西地域会社の業務範囲の拡大を許容するにはいかなる内容の競争条件が地域会社に整備される必要があるかという視点から、再編後の状況について引き続き厳しく注視していく。

NTTのドコモ株の保有割合の引下げについては、当委員会の第1次見解の指摘に基づいて閣議決定に盛り込まれ、規制緩和推進3か年計画(再改定)においては、「NTTのドコモ株の保有割合の引下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とドコモとNTT東西地域会社間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める」こととされている。これを踏まえ、携帯電話事業者間の競争状況とドコモとNTT東西地域会社との間の競争を促進する観点から、引き続き厳しく検討状況を注視していく。

3 参考資料

<参考> 我が国における「線路敷設権」に関するレビュー結果

(1) 現状認識	過去一年間の管路、とう道、電柱等の利用に関する申請、提供等の現状調査の結果、以下の通り線路敷設の円滑化が進展しているとの評価を得た。なお、事業者から関係省庁レビュー会議に寄せられた具体的な苦情はなかった。
(2) 結論	<p>(イ) 政府は、特定の事業者を優遇するような措置は行っておらず、公平な取り扱いを行っている。また、事業者等よりも同様の対応を行っているとの説明を得た。</p> <p>(ロ) 具体的な苦情が寄せられなかったこと、具体的な問題点が明確化されなかったこと、線路敷設の円滑化が進展しているという現状、等から、事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らなかった。</p> <p>(ハ) 本件の重要性に鑑み、かつレビュー会議の募集に応じて8件の意見等が寄せられたこと等を踏まえ、引き続き、線路敷設の円滑化に努める。</p> <p>(ニ) 問題点の把握・明確化のため、平成12年度も引き続き苦情を受け付けると共に、内外の意見・要望を参考とする。</p> <p>(ホ) 苦情等を通じて問題点が明確化された場合には、適切な対処方法について検討する。</p> <p>(ハ) (ニ)及び(ホ)を行うため、平成12年度も関係省庁レビュー会議を継続する。</p>

(平成12年3月27日「線路敷設権」関係省庁レビュー会議) 「1.総論」より抜粋

3 周波数割当てルールの制定()

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数は有限希少な資源であり、その利用を各人の自由な使用に委ねると混信により円滑な通信ができない等の弊害が生じることから、電波法により「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」という観点から、電波の利用が規律され、周波数の割当てが行われている。具体的には下記のような一連のプロセスで周波数の割当て及び公開が行われている。 <ol style="list-style-type: none"> 1．周波数の国際及び国内分配の決定 2．技術基準及び使用周波数帯の技術的検討及び技術基準等に関する省令の制定 3．免許方針（周波数割当方針を含む）の策定・公表 4．無線局免許申請の受理・審査及び免許の付与 5．割り当てた周波数の公開
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電波の公平かつ能率的な利用を促進し、周波数割当手続の透明性の一層の確保を図るため以下の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 周波数の国際及び国内分配について、国民の意見を反映（平成12年度以降引き続き逐次実施）。 2) 携帯電話などの特定の無線局の免許申請については、公示手続を行うこととし、規制改革委員会第2次見解を踏まえつつ、競願状況となった場合の比較審査基準と手続を整備する。（平成12年3月一部措置済、平成12年度実施予定） 3) 長期的かつ総合的な視野に立ち、かつ技術の進歩に合わせた柔軟性を持つ周波数の割当てに関する計画を策定し、公表することとし、所要の制度整備を行う。計画を策定し、公表する際、免許を受けた周波数帯の実際の使用状況を考慮しつつ、新たな周波数ニーズに対応して必要な周波数帯を確保するため、計画に沿って速やかに周波数移行がなされることなどにより、電波の有効利用を確保するための方策を確立する。（平成12年度実施予定） 4) 周波数資源開発のためのイノベーションを促進するため、電波法の技術基準について、技術開発を行う民間企業等の意見を反映させ、可能な限り自由度の高い基準となるように努める。（平成12年度以降引き続き逐次実施） 5) 各システムの使用周波数ポイントについて、具体的なポイントを公開（平成11年7月措置済）。 6) 次世代移動通信システム（IMT-2000）の導入に際し、平成10年7月のパブリック・コメント及び国際的な標準化の動向を踏まえつつ、オークション方式を含む周波数割当方式の検討を行い、平成11年度中に結論を得る。（平成12年3月措置済）
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競願処理手続等の整備及び周波数割当計画の策定、公表等のため、平成12年3月、第147回国会に電波法の一部を改正する法律案を提出。同年5月29日に同法成立。 ・同法施行のための郵政省令の改正案について、同年7月14日電波監理審議会に諮問。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【周波数割当てルールの制定】(IT関連)

論点：電波の公平かつ能率的な利用を図り、周波数の割当てについて可能な限り最適化を図る観点から、比較審査方式による周波数割当ての実施状況について注視していく。

電波の公平かつ能率的な利用を図り、周波数の割当てについて可能な限り最適化を図る観点から、比較審査方式による周波数割当ての実施状況について注視していく。

また、周波数の割当てについてのオークション方式に関する海外事情について、最新の動向を調査・フォローすべきである。

3 参考資料

電波法改正の概要

[1] 目的	・周波数の割当てにおける透明性の向上を図るとともに、免許申請者の利便の向上及び電波の有効利用の促進のため、無線局の免許手続等について所要の改正を行うこと。
[2] 内容	・電気通信業務用無線局等の競願処理手続の整備 複数の電気通信事業者等から、同一の周波数について無線局免許申請がある場合の競願処理手続について、次のとおり整備した。 ア 電気通信業務用の人工衛星局等及び放送局の場合 比較審査に基づき免許人を定めるため、免許の申請期間を設けて公募を行うこととした。 イ 携帯電話等の基地局の場合 多数の基地局全体の開設計画について、比較審査に基づき認定をする制度を導入し、認定の申請期間を設けて公募を行うとともに、認定を受けた開設計画に従った無線局の開設が円滑に実施できるよう、必要な措置を講ずることとした。 ・周波数割当計画の策定 無線局の目的別、業務別に割当てを受けられることができる周波数等を定める「周波数割当計画」を策定し、公示することとした。 ・その他 事業譲渡の場合の無線局免許の承継及び無線従事者免許に関する規定の合理化について改正を行った。
[3] 施行期日	・上記のうち事業譲渡の場合の無線局免許の承継は公布の日(平成12年6月2日)、他は公布の日から6月以内で政令で定める日。

4 行政の情報化の推進（各種申請の電子化、オンライン化）

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【行政の情報化】</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネットの急速な普及、電子商取引の実用化の動きなど、行政の情報化をめぐる動きは急速であり、また、情報通信技術を活用した行政サービスの向上への要請は一層強くなっている。 特に、申告・申請手続の電子化・ペーパーレス化については、申告・申請手続に要する国民負担の軽減、事務処理の効率化の観点から、その積極的な推進が求められる。
政府の対応	<ul style="list-style-type: none">・行政の情報化については、「行政情報化推進基本計画の改定について」（平成9年12月20日閣議決定）に基づき、より一層強力に推進中であり、行政の情報化を総合的・計画的に推進するため、毎年度「行政情報化推進共通実施計画」を改定するとともに、「平成12年度における行政情報化の取組方針」を策定した（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）。・特に、申請・届出等手続の電子化については、「雇用創出・産業競争力強化のための規制改革」（平成11年7月13日産業構造転換・雇用対策本部決定）において、平成11年度中に各行政機関一体となって申請・届出等手続の電子化を一層推進するための基本的枠組みを策定し、これを受けて、省庁別にアクション・プランを策定することとされた。また、「経済新生対策」（平成11年11月11日経済対策閣僚会議）及び「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）」について（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）において、平成15年度（2003年度）までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築することとされた。・これらを踏まえ、平成15年度までの基本方針・整備方針を明らかにした「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承、5月19日高度情報通信社会推進本部に報告）を策定した。今後、この基本的枠組みに基づき、各省庁においては、12年度早期にアクション・プラン（年次計画）を策定し、このアクション・プランに沿って、共通基盤の整備を進めるとともに、個別手続のオンライン化を強力に推進することとしている。・また、ワンストップサービスについては、その整備方針として「ワンストップサービスの推進について」（平成11年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承、平成12年3月31日改定）を策定し、各種の行政手続について、平成12年度内を目途にインターネットを活用した行政手続の案内・教示、申請等様式の提供を進めるとともに、手続自体のオンライン化を進めることとした。・さらに、バーチャル・エージェンシーにおいて取り組みが進められていた「自動車保有関係手続のワンストップサービス」及び「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化」については、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、自動車保有関係手続の電子化によるワンストップサービスの実現に向けて、諸課題を解決し、おおむね平成17年を目標としてシステムの稼働開始を目指すこととされ、政府調達（公共事業を除く）手続について、12年中に競争契約参加資

	格審査・名簿作成を統一して実施するシステムを構築し、13年度の定期審査から運用を開始することとされている。
進捗状況、検討状況	規制緩和推進3か年計画においては、多岐にわたる行政分野に係る119項目に関して、各申請の電子化、オンライン化等を指摘しており、具体化を進めているところである。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【申告・申請手続の電子化・ペーパーレス化の推進】(IT関連)

論点：申告・申請手続の電子化・ペーパーレス化を積極的に推進すべきではないか。

申告・申請手続の電子化・ペーパーレス化については、国民負担の軽減、事務処理の効率化の観点から、積極的に推進する必要がある。また、許認可等の審査、処理の迅速化・簡素化の一層の推進を図る観点からも、電子化、オンライン化の一層の推進を図る必要がある。

3 参考資料

「雇用創出・産業競争力強化のための規制改革」(平成 11 年 7 月 13 日産業構造転換・雇用対策本部決定)(抜粋)

1. 情報通信

(8) 国及び地方公共団体の電子化(申請届出、手数料納付、ワンストップサービス、インターネット化)

国及び地方公共団体への申請、届出等の手続きの電子化を一層推進することとし、平成 11 年度中に各行政機関一体となってこれを推進するための基本的枠組みを策定し、これを受けて、国においては省庁別にタイム・スケジュールを含めた具体的なアクション・プランの策定を進める。併せて、認証システムの体系的整備の一環として、電子政府の実現に必要な GPKI(政府公開鍵基盤)の構想についても成案を得る。

国及び地方公共団体への手数料納付などに関して、情報技術を利用した方式(ICカード等)が認められるよう制度改革について法改正を含め検討を行い、必要な措置について平成 12 年度中に着手する。

「経済新生対策」(平成 11 年 11 月 11 日経済対策閣僚会議)(抜粋)

第 2 部 具体的施策

21 世紀の新たな発展基盤の整備

3. 情報化の飛躍的推進

(3) 電子政府の実現

平成 15 年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用してペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。具体的な電子申請システムの構築に当たっては、必要な規制緩和、制度改革との同時実施を目指す。

「ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について」(平成 11 年 12 月 19 日内閣総理大臣決定)(抜粋)

各プロジェクトのテーマと概要

1 情報化(-誰もが自由自在に情報にアクセスできる社会を目指して-)

(2) 電子政府の実現

2003 年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用してペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。

<プロジェクトの概要>

【認証基盤構築】

- ・政府認証基盤(GPKI)の各省庁の認証局を相互に接続するためのブリッジ認証局のシステム構築を行うとともに、通産省、運輸省、郵政省などの先導的省庁は、各省認証局(CA)を構築。[2000 年度目標]
- ・各省庁が自省庁認証局のシステムを構築。[2003 年度目標]
- ・電子署名・認証に関する法制度を整備。[2000 年度目標]
- ・法務省において、商業登記に基礎を置く電子認証システムを構築。[2000 年度目標]

【共通基盤技術開発】

- ・ウィルス対策、不正アクセス対策、暗号技術等の技術開発に取り組むとともに、セキュリティ評価体系を構築。[2003 年度目標]
- ・ネットワークの高度化、操作性の向上等の技術開発を先行実施するとともに、汎用的な情報通信システムを開発。[2003 年度目標]

【申請・届出等手続の電子化】

- ・申請・届出等手続の電子化を推進するための「基本的枠組み」(政府認証基盤(GPKI)の整備方針を含む。)を策定。[1999 年度目標]
- ・各省庁は、行政手続のオンライン化のアクション・プランを策定。[2000 年度目標]
- ・各省庁においては、原則として、行政手続がインターネット等のネットワークを経由して行えるようにするよう務める。[2003 年度目標]

【申請・届出等手続の電子化の先導的な取り組み】

- ・国の申請・届出等手続の電子化の先導的取り組みとして、以下の手続において、インターネット等のネットワークを利用して、オンライン申請・届出が可能となるようなシステムの実用化を図る。[2003 年度目標]

原子力安全規制等の諸手続（科学技術庁）
有価証券報告書等の提出・縦覧手続等（大蔵省）
国税の申告手続等（大蔵省（国税庁））
通商産業省所管全法令における国への申請・届出手続（約1,800件）（通商産業省）
運輸省所管全法令における国への申請・届出手続（約1,500件）（運輸省）
郵政省所管法令（電気通信関係行政分野）における国への申請・届出手続（約300件）（郵政省）

【政府調達（公共事業を除く）手続の電子化】

- ・政府調達データベースを構築。[2000年度目標]
- ・資格審査の統一基準に基づく新システムによる資格審査の実施。[2000年度目標]
- ・インターネット技術を活用した電子入札・開札について試行実施。[2003年度目標]
- ・インターネット技術を活用した電子入札・開札について導入。[2005年度目標]

【地方公共団体の情報化を先導するための実証実験】

- ・全地方公共団体間を結ぶ広域的で機密性の高い行政ネットワークである「総合行政ネットワーク」について、ネットワーク構築の実証実験及び国の霞が関WANとの接続のための実証実験を実施。[2000年度目標]
- ・各地方公共団体の自主的な取り組みにより、総合行政ネットワークを整備し、それと国の霞が関WANとの接続が図られることを期待する。[2003年度目標]

「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）
（ポイント）

第1 基本方針

国民等と行政の間で、これまで書面を用いてやり取りされてきた申請・届出等手続について、原則として、平成15年度までに、インターネット等を利用したオンライン化を実施

（主な内容）

民間認証機関の設置に対応した公開鍵暗号方式によるデジタル署名を用いた認証システムを政府側にも構築
手数料の納付について、インターネットを利用した口座振込の仕組みを活用
電子文書の保存・管理に当たっては、記録内容の改ざんを防止するなど安全を確保できるシステムを整備
申請・届出等手続のオンライン化に当たっては、一層の安全性・信頼性を確保
各省庁において、所管法令等を精査の上、所要の措置

第2 整備方針

基盤となる制度・システムの整備及び個別手続のオンライン化を年次計画に沿って実施

（主な内容）

行政機関側、申請者側の認証システムの整備

[行政機関側の認証システム]

「各省庁認証局」について、通商産業省、運輸省及び郵政省は先導的に、平成12年度中に整備、13年度から運用。その他の省庁も、遅くとも15年度までに整備、運用

[申請者側の認証システム]

法務省において、平成12年度中に「商業登記に基礎を置く電子認証システム」を整備し、速やかに運用
郵政省、通商産業省及び法務省において、平成12年度中に「電子署名・認証業務に関する法制度」を整備
平成15年度までにインターネットを利用した手数料の口座振込による納付を可能とするシステムを構築、
所要の法令整備

平成12年中に電子化に対応した文書管理規則等を整備

通商産業省、郵政省等において、情報セキュリティ関連の基盤技術の開発を推進、その成果の普及
国・地方公共団体間の情報化基盤として、総合行政ネットワークの構築、地方公共団体の組織認証システム
の整備を要請

第3 省庁別アクション・プラン

各省庁において、平成12年度早期に、15年度までの年次別の整備スケジュールを明らかにしたアクション・
プラン（年次計画）を策定・公表

第4 フォローアップ

毎年度、各省庁のアクション・プラン（年次計画）の進捗よく状況をフォローアップし、政府全体として着
実な取組を確保

環 境

< 分野別総論 >

問題意識

環境問題は地球環境から環境影響物質問題に至るまで大きな広がりを見せており、我が国における環境関連規制も近年ますますその数を増やすとともに複雑多様化してきている。従来の公害対策に見られるようなエンド・オブ・パイプ（出口規制）型の規制手法は、現在の予見困難な不確実性の高い環境問題には適用限界となりつつあり、近年成立した環境影響評価法及びPRT法や、今年相次いで成立した一連のリサイクル関連法に見られるように、最近の規制手法は、環境リスクの低減のための仕組みの構築及び循環型社会の形成を目指したものになってきている。このような規制目的のために求められるのは、環境に関する情報の積極的な公開と外部経済の内部化のための費用負担ルールの確立及びすべての関係者による自主的な取組を可能とするインセンティブ・システムの構築である。人類を含めた生物の持続的発展のためには、環境規制の強化・再編は当然必要である。しかしながら、制度検討に当たっては、その規制手法の効果について十分に検討すべきであり、また一部の関係者に重い負担が掛かることのないよう公正なものとする必要がある。我が国の環境規制体系は、伝統的な規制手法を残しつつ新たな規制が次々と導入されることにより錯綜の度合いが深まっており、一貫性のある体系とするとともに規制強化による経済活動の停滞を最小限とし、新たな産業を生み出すような規制の在り方が求められている。

これまでの取組とその成果

一昨年から昨年にかけて当委員会では、循環型社会構築の一貫として廃棄物のリサイクルを容易にするために「再生利用認定制度の対象となる廃棄物の拡大」という提言を行った。これを踏まえて、昨年再生利用認定制度の認定品目に廃プラスチックが追加（廃プラスチック類から製造される還元剤が高炉において鉄鉱石を還元するために利用されるものに限られている。）されたが、今後も認定品目の一層の拡大を求めていく。

今年度のテーマ設定

土壤汚染に関するリスクについては、我が国の地盤の特徴から地下水への流出が起きた場合以外は問題が顕在化しておらず、現在、環境基準は設定されているものの土壤に関する規制法は存在していない。土壤汚染問題は今後顕在化する可能性が大きく、その場合、明確なルールが存在していないために原状回復がなされず放置されたり、土地の転用が進まないことが懸念される。早急に土壤汚染に関する明確なルールづくりを行うことが必要である。

廃棄物処理の分野では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）制定を始めとして、循環型社会への移行を目指して様々なリサイクル法が制定されている。しかしながら、これらの物品も廃棄物とされ静脈産業で流通する段階では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）による規制が掛かることにより、円滑なリサイクルの推進を阻害してい

る場合があると考えられる。不法投棄の取締りと廃棄物の適正処理を目的とした廃掃法と各種リサイクル法との調和を図り、リサイクルの促進と静脈産業の育成を図ることが求められる。

医療廃棄物は感染性があるため特別な管理が必要とされるが、これ以外にも医療機関からは一般的な廃棄物が排出される。しかしながら現状の廃掃法の規定における廃棄物の定義は極めて複雑であり、混乱を招いている。また医療機関は、特別な管理が必要とされる廃棄物の排出事業者であり、適正な処理に関しては十分な情動的な支援を必要とするにもかかわらず、制度的支援策が不足している面があり、この点の改善が求められる。

産業廃棄物の不法投棄の増加に対応して本年6月に廃掃法が改正され、排出者の責任が従来にも増して拡大されているが、処理業者の選択に当たっての情報不足等排出者側が十分な責任を果たすことができるだけの制度的支援策が不足しており、早急な検討が必要である。また処理業者に許可を与えた行政の責任として処理業者の指導・監督の強化も検討する必要がある。

容器包装リサイクル法では、特定容器及び特定包装に関して、消費者・地方自治体の義務及び特定事業者の再商品化義務が定められた。現行の方策では廃棄物の減量化、再利用の拡大という効果が十分に得られていないという批判があり、効果の検証を含めて真に廃棄物の減量化、リサイクルの拡大に資するインセンティブ・システムについて再検討する必要がある。

<これまでの提言と主な制度改正>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
廃棄物処理、リサイクルの推進（再生利用認定制度の対象となる廃棄物の拡大、積極的認定、認定基準の明確化、利用促進のための政策）	廃棄物の再生利用認定制度（ ） 〔関連項目〕 浄化槽の検査（受検率の向上、検査体制の見直し）

【近年の主な制度改正】

年 月	主 な 制 度 改 正
1995年 6月	・容器包装リサイクル法制定
1997年 3月	・地下水に係る環境基準設定
1997年 4月	・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（基本方針の策定、事業者への支援）
1997年 5月	・改正大気汚染防止法施行（有害大気汚染物質対策、二輪車による大気汚染への対応、石綿飛散防止対策等）
1997年 5月	・改正水質汚濁防止法施行（汚染地下水の浄化措置、油事故時の措置）
1997年12月	・容器包装リサイクル法本格施行
1998年 6月	・廃掃法改正（再生利用認定制度、マニフェスト制度拡充、廃棄物処理施設の設置手続の見直し、最終処分場の維持管理の適正化等）
1998年 6月	・特定家庭用機器再商品化法制定
1998年10月	・地球温暖化対策の推進に関する法律制定
1999年 4月	・環境影響評価法施行
1999年 7月	・ダイオキシン類対策特別措置法制定
1999年12月	・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「PRTTR法」という。）制定（排出量の届出義務、安全性データシートの交付義務）
2000年 4月	・容器包装リサイクル法完全施行
2000年 5月	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定
2000年 5月	・環境物品調達推進法制定
2000年 6月	・廃掃法改正（都道府県の廃棄物処理計画策定義務、産廃多量排出業者の処理計画の策定義務、廃棄物処理センター制度の見直し、廃棄物処理業の許可取消し等の要件追加、マニフェスト制度の見直し等）
2000年 6月	・循環型社会形成推進基本法制定
2000年 6月	・食品循環資源再生利用法制定
2000年 6月	・再生資源の利用の促進に関する法律を改正し、資源の有効な利用の促進に関する法律へ改名（事業者による回収・リサイクル対策の追加、廃棄物発生抑制対策・部品等の再使用対策の追加、分別回収のための表示、副産物の発生抑制・リサイクル対策の追加）

<テーマ別論点公開>

1 汚染土壌の浄化費用負担ルールの明確化と土地利用制限の前提となる基準の確立

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【土壌汚染に係る環境基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項を受けて、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）にて具体的な基準を設定。 <p>【農用地の土壌汚染防止】</p> <ul style="list-style-type: none">・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年12月25日法律第139号）において農用地の土壌の特定有害物質（主に重金属類）による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るための必要な措置を規定。 <p>【ダイオキシンによる土壌汚染】</p> <ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）において、ダイオキシン類による汚染土壌に係る措置等を規定。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【土壌汚染の浄化基準】(環境関連)

論点1： 汚染土壌の浄化について、当該土地の用途に応じて浄化基準を設定すべきではないか。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）では、環境基本法第16条第1項を受けて、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準及びその基準を達成すべき期間を定めている。しかしながら、例えば住宅用と産業用では有害物質の許容上限に差があるのが自然であり、実際ドイツやオランダでは、土地の用途に応じた有害物質ごとの上限基準を定めている。これに対して日本では一律の基準しかないため、土壌の汚染が発覚した場合、土地の所有者は産業用であっても住宅用と同じ環境基準まで完全浄化を行わざるを得ず、コスト負担が重いため汚染情報の開示に消極的になると言われている。また、汚染情報秘匿のために土壌浄化業者との契約も閉ざされた形で行われることが多く、土壌浄化産業の健全な競争が行われていない。このため、汚染土壌の浄化について当該土地の用途に応じた浄化基準を設定すべきである。

土壌汚染の処理対策については、汚染土壌に対する健康リスクの認識が重要であり、これを基礎として対策の必要性を考慮する必要がある。

現行の「土壤の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)のうち、農用地基準以外の環境基準は、土壤汚染に起因する地下水等の水質汚濁を防止することにより、人の健康を保護することを目的として設定されている。土壤汚染は、その汚染の存在する土地の用途にかかわらず地下水等の水質汚濁を引き起こすおそれがあることから、原則としてすべての土壤に一律に基準を適用することとしているものである。

土壤汚染の健康リスクについては、このような地下水の水質汚濁を通じた健康リスクの他、汚染土壤の直接摂取(なめる、触る等)による健康リスクがあり、ドイツの基準は、このような直接摂取による健康リスクを踏まえ多様な基準値を設定している。環境庁では、今年度から、このような健康リスクについて調査研究を本格化したところである。この調査研究には、知見の集積や専門家による評価等に一定の時間を要するのは不可避であるが、この成果を見極めた上で、ドイツの例にも注意しつつ土壤汚染対策の在り方について検討していく方針である。

なお、汚染情報の開示に消極的な理由として、費用負担が重いことを指摘されているところであるが、汚染情報の適正な管理を社会的に定着させていくためには、より多面的な問題点の検討が必要であると考えており、かかる観点から、今年度から、情報の登録、管理、公開等の在り方に関して基本的な考え方を検討することとしている。

以上の検討に並行し、汚染土壤の浄化の円滑な推進には、浄化費用の低減化が緊要であると考えており、環境庁では、低コスト型の土壤汚染浄化技術について実証調査を行い、その成果を事業者等に提示しているところである。

【汚染土壤浄化費用の負担ルール】(環境関連)

論点2：土壤汚染が明らかになった場合、その浄化にかかる費用負担のルールについて明確にすべきではないか。

汚染土壤の浄化に要する費用負担は、汚染者負担(Polluter Pays Principle(PPP))が原則ではあるが、土壤汚染はその発覚までに汚染原因から長期間が経過している場合が多く、既に汚染者が存在しない可能性もあり、また一般的に浄化費用が高額になるため、現実的に汚染者単独では負担しきれない場合が多い。そのため結果として費用負担の配分が決まらず、汚染状態が放置される結果になっている。したがって、汚染者、土地所有者、地方公共団体、国の間で汚染状態の回復に要する費用負担のルールをあらかじめ明確にすべきである。

汚染土壤の浄化に係る費用の負担については、汚染原因者による負担が原則であるとする。なお、汚染原因者が複数存在する場合の負担割合や汚染原因者が不明、不存在の場合、汚染原因者に負担能力がない場合の負担主体などについては、論点1で回答した健康リスクの調査研究結果を踏まえつつ、我が国における土壤汚染の現状や諸外国における対策事例等について調査を進め、我が国にふさわしい対応の在り方について検討していく考えである。

3 参考資料

<参考1> 各国の状況（ドイツ連邦土壤保護令に定める土地の用途別環境基準）

土壤保護令に定める試験値（曝露経路：土壤 人体） mg/kg 乾量

	子供の遊び場	住宅地	公園・余暇施設	産業用地
ヒ素	25	50	125	140
鉛	200	400	1000	2000
カドミウム	10	20	50	60
シアン化合物	50	50	50	100
クロム	200	400	1000	1000
ニッケル	70	140	350	900
水銀	10	20	50	80
アルドリソ	2	4	10	-
ベンゾピレン	2	4	10	12
DDT	40	80	200	-
ヘキサクロロベンゼン	4	8	20	200
ヘキサクロロシクロヘキサン	5	10	25	400
ペンタクロロフェノール	50	100	250	250
PCB	2	4	10	200

(出所) Bodenschutz- und Altlastenverordnung Anhang 2

2 リサイクル促進等の観点から廃棄物の定義の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【廃棄物の定義】 <ul style="list-style-type: none">・この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（廃掃法第2条第1項）・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて排出された時点で客観的に観念できるものではない。（厚生省水道環境部環境整備課長通知（昭和52年））
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・（環境関連）は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【廃棄物の定義に係る規制】（環境関連）

論点：廃棄物の定義は、廃棄物の発生抑制・リサイクル促進の観点から見直すべきではないか。

廃棄物の定義として、「他人に有償で売却できないために不要になった物」という定義は、分かりやすいという点では評価できるが、同じものであつても社会経済情勢により有価になったり無価あるいは逆有償になったりする場合があります。定義として不安定である。法規制の対象となるものの定義が不安定であるのは問題であり、列挙型記述等により明示するべきである。

廃掃法上廃棄物は「汚物又は不要物」と規定している。その物が廃棄物に該当するか否かについては、占有者の意志やその性状などを総合的に勘案して、実態に即して判断している。（厚生省）

本年6月に成立した循環型社会形成推進基本法では、新たに、有価無価にかかわらず、廃棄物等の中でも有用なものは「循環資源」と定義している。しかしながら、循環資源であっても無価のものは廃掃法の制限を受けるため、廃棄物処理業の許可取得や施設設置要件が厳しく、循環型社会への移行の推進に重要なリユース、リサイクルをスムーズに行う上で障害となっている場合がある。循環資源については、不法投棄の防止や適正処理の確保ができる等の条件を満たす場合は廃掃法上の廃棄物に当たらないこととすべきである。

循環資源であっても無価のものについては、リサイクル名目で占有者による不法投棄等、不適正な処理がなされる可能性を有していることから、生活環境保全上、廃掃法の規制を行う必要があると考える。（厚生省）

厳しい業の許可取得や施設設置要件がリユース・リサイクルの障害となっている面もあるのは事実であり、リサイクル名目で占有者による不法

投棄等が生じることは防止しなければならないが、その理由のみできちんとリサイクルする場合までも廃掃法で廃棄物の処理と同様の規制がなされなければならないか否かについては検討の余地があるのではないか。（通商産業省）

循環資源の中には、廃パソコンや廃家電製品のように科学・文化の発展とともに新たに発生してきたものがある。これらについては、個別リサイクル法により、そのリデュース、リユース、リサイクルについて製造者により重い責任が課せられるようになってきているが、これらの廃製品の適正な処理についての技術やノウハウはむしろ製造者側が有している場合が多い。したがって、家電製品のように個別のリサイクル法がある場合は、当該品目の処理や施設の設置に関する許認可や不法投棄などの取締り等の枠組みはそれぞれの個別法の中で設けることとし、当該品目に対しては廃掃法を適用除外とするべきではないか。

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法では、一般廃棄物に係る市町村等の処理責任を製造業者等のリサイクル義務へと転嫁しているが、処理責任を転嫁された製造業者等（委託を含む。）が市町村に代わって義務を適正に履行できるかどうか（経理的基礎を有しているかどうか、欠格要件に該当していないかどうか等）を確認しておく必要があること、その際、製造業者等の商圈が広域であることも踏まえ、義務履行のための活動（委託も含む。）に支障が生じないよう行政区域ごとの許可制度の適用を解除する必要があることから、再商品化等の実施に当たっては、あらかじめ主務大臣の認定を受けることとし、認定を受けた場合には廃掃法に基づく処理業の許可等を不要とする特例措置を講じているため、問題はない。（厚生省）

容器包装リサイクル法では、廃棄物の収集は市町村が行い、法の定める基準に適した分別収集を行った場合には、事業者がリサイクルを行うものである。また、家電リサイクル法については、特定家庭用機器廃棄物の回収・リサイクルについて、小売事業者及び製造等事業者に義務付けを行うこととしており、一部の例外を除いて、市町村は当該廃棄物の処理を行わないこととしているものであり、処理責任を製造業者等に転嫁しているわけではない。また、業の許可については特例措置があるものの、施設設置許可について特例はない。厳しい業の許可取得や施設設置要件がリユース・リサイクルの障害となっている面もあるのは事実であり、不法投棄の取締りはともかく、「個別のリサイクル法によって許認可の枠組みを設け、廃掃法を適用除外とする」ということについては検討に値するのではないか。（通商産業省）

廃棄物のリサイクル・プロセスにおいては、ある一定の段階以降は廃棄物としての扱いをすべきではない。例えば、ペットボトル等の特定容器及び特定包装は、消費者が購入して内容物を消費後廃棄するまでは廃棄物と認識すべきであるが、その後正規の収集ルートに乗り市町村による回収がなされ、指定法人に搬入するために洗浄、圧縮、バンドルされた段階（分別基準適合物になった段階）では文字どおり有価物に転換することに加えて、洗浄・乾燥後であるため悪臭等の問題も生じない。したがって、この段階以降は廃棄物と見なすべきではない。

容器包装廃棄物であるペットボトルについては、市町村により分別収集され、圧縮された形（通常ボール品といわれる）で市町村の保管施設で保管される。この保管されているボール品について、容器包装リサイクル法に基づく指定法人である（財）日本容器包装リサイクル協会が市町村からの引取りの申込みを受けて再商品化を実施している。指定法人は、民間のリサイクル業者に委託して、市町村からの引取り、再商品化（市町村の保管施設からリサイクル工場までの運搬とリサイクル工場での再生処理）を行っているが、ボール品はそのままでは廃棄物であり、リサイクル工場にてフレーク等の製品に再生することによって初めて有価なものとなるため、再商品化によるコストを再商品化義務を負う特定事業者が負担している。したがって、「指定法人に搬入するために洗浄、圧縮、バンドルされた段階では、文字通り有価物に転換する」というのは事実誤認である。（厚生省）

廃棄物であるペットボトルのリサイクル工場は、廃棄物を再生処理する廃棄物処理施設であることから、施設の設置者、施設の運営管理については、その適正を確保することが生活保全上必要となることから、廃掃法の施設許可制度によりこれを担保することが不可欠である。(厚生省) 厳しい業の許可取得や施設設置要件がリサイクルの障害となっている面もあるのは事実であり、確かに現行廃掃法上廃棄物であり、廃棄物処理施設であるからといって、廃掃法で廃棄物の処理と同様の規制がなされなければならないか否かについては、何らかの生活環境保全の担保策を取った上で、廃掃法上の廃棄物と見なさない等の措置は検討の余地があるのではないか。(通商産業省)

使用済み自動車は、解体業者に解体委託した段階で自動車としての機能を終えて廃棄の意思が明確になるが、それ以前のディーラー、整備業者、中古車専門業者で流通している段階では、有価・無価を基準とする現在の廃棄物の定義では、廃棄物になったりならなかったりし極めて不安定である。したがって、使用済み自動車の取扱いについては、一貫性のある対応が確保されるべきである。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して実態に即して判断すべきものである。使用済み自動車も同様である。(厚生省)

3 医療廃棄物の適切な処理のための諸制度の改善

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【廃棄物の区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。(廃掃法第2条第2項) ・この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。(廃掃法第2条第3項) ・この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。(廃掃法第2条第4項) <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物 2) 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。「航行廃棄物」)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。「携帯廃棄物」)を除く。) ・この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう(廃掃法第2条第5項)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>記載なし。</p>

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【医療廃棄物の区分に係る規制】(環境関連)

論点1：現在の日本における医療廃棄物の区分方法は非常に複雑であり、かつ国際的にも異質であり、医療機関における混乱を回避するためにも、WHOの分類に従う等新しい区分方法を確立するべきではないか。

現在病院から排出される廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、さらにそれぞれが感染性の有無によって「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」とに分類される。それぞれの廃棄物の収集・運搬及び処理方法が異なっているため、取扱いが極めて煩瑣であり、医療現場に混乱を招いている。これに対して欧米諸国では、WHO(世界保健機関)の分類に代表されるように、医療機関から排出される廃棄物を一つのジャンルとして独立させ、その中で感染性やその他の環境に対する悪影響の性質を基準にして分類する方法が一般的である。例えばドイツの「循環型経済・廃棄物法」では、リサイクルできない廃棄物の一つとして、医療廃棄物は他の廃棄物と明確に区別されている。日本でも、医療現場における混乱を回避し、医療廃棄物の適正な処理を行うために医療廃棄物の新たな区分方法を確立するべきである。感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物)を処理業者に委託する場合には、特別管理産業廃棄物の許可業者に特別管理一般廃

棄物も合わせて委託することが、また、市町村に委託する場合にも、市町村に対し特別管理産業廃棄物も合わせて委託することができる。このことは「感染性廃棄物処理マニュアル」においても明確に示しつつ医療機関等に対する周知を図っている。したがって、現在の廃棄物の区分方式の下で特に医療廃棄物の取扱いが困難等の問題は起こっていないと考える。感染性廃棄物の分野をもってあえて新しい分類とした場合は混乱も予想され、現段階でこの分野で新しい分類とすべきとは考えられない。

【感染性廃棄物処理業者の選択基準】(環境関連)

論点2：医療機関が適正な処理業者を見分けることができるように、医療廃棄物の処理業者の選択基準を作成すべきではないか。

医療廃棄物の安全な処理のためには、作業員の教育、妥当な処理施設の設置とその的確な運用が不可欠であるが、今のところ医療機関の側からはどの業者に依頼すれば適切な処理が行われるかを知るための手段がない。一方、平成元年に「医療廃棄物処理ガイドライン」が制定されて以降、処理業界ではダンプ競争が起こり、悪質業者による不法投棄も増加する傾向にある。そこで、医療機関が適正な処理業者を見分けることができるように、医療機関の代表、廃棄物処理業者の代表、学識経験者からなる第三者評価機関を作って、業者選択の基準を作成すべきである。

従来、医療機関等の排出業者に対して許可業者に係る必要な情報が提供されていたとはいえない状況であり、現在全国の感染性廃棄物処理業者を含めた産業廃棄物の情報提供システムを構築し、業者の許可内容等の情報を広く提供する準備を進めているところであり、本年秋にも実施される予定である。

【医療廃棄物の処理費用の負担ルール】(環境関連)

論点3：医療廃棄物の処理費用の負担について、医療機関は事業者ではあるが、原則として医療保険制度の下で運営されているという特殊性を考慮し見直すべきではないか。

医療廃棄物の処理費用は、事業に伴う廃棄物であるため、原則的には医療機関が負担すべきである。しかし、医療機関は原則として医療保険制度の下で運営されており、医療保険制度は国の社会保障制度の一環であることから、国として診療報酬制度における廃棄物処理費用の位置付けに関して、一貫した考え方を明示すべきである。

診療報酬は、人件費、物件費など、医療機関に生ずる費用を個別に補する性格のものではなく、患者に対して提供する医療サービスの対価として支払われるものである。こうした性格上、医療廃棄物処理費用について、直接診療報酬上評価することはなじむものではなく、入院料、技術料の個々の点数において薄く広く評価される中から賄われるべきものである。

なお、平成11年の医療経済実態調査(中医協実施)においては、医業費用全体に占める医療用廃棄物委託費の割合は一般病院全体では、0.15%程度であるが、これらを含めた医業経営に必要なコストについては、これまで診療報酬の改定に当たり、医療経済実態調査により把握し、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえ、全体の診療報酬改定率に反映させる等適切な処置を講じてきている。費用について及び誰がどのような形でその費用を負担するかについては、研究課題と考えている。医療廃棄物における医療器材メーカー等の役割の在り方については、関係者の費用負担や処理責任の在り方、他の製品とのバランスなど課題は少なくないが、拡大生産者責任の論議の一環

として研究を行っていきたい。

3 参考資料

< 参考 1 > 我が国における感染性一般廃棄物及び感染性産業廃棄物の具体例

(日本における感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の種類と具体例)

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
1. 血液など		血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤
2. 手術などに伴って発生する病理廃棄物	臓器、組織	
3. 血液などが付着した鋭利なもの		注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくずなど
4. 病原微生物の関連した試験、検査などに用いられたもの	実験、検査などに使用した培地、実験動物の死体など	実験、検査などに用いられた試験管
5. その他血液等が付着したもの(1.参照)	血液などが付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯など)等	血液などが付着した実験、手術用の手袋など
6. 汚染物(1.参照)若しくはこれらが付着した又それらの恐れがあるもので1~5に該当しないもの	汚染物が付着した紙くず、繊維くずなど	汚染物が付着した廃プラスチック類など

(出典：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル改訂版、(財)日本産業廃棄物処理振興センター 編集)

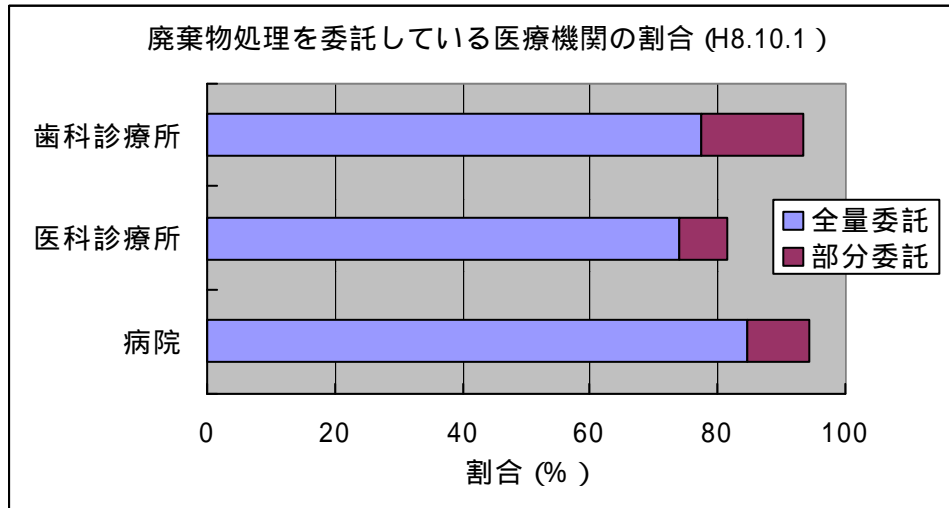
< 参考 2 > 各国の状況

(WHO 及び各国における医療廃棄物の区分方法)

WHO による医療廃棄物の分類	米国州政府協議会による分類	米国環境保護庁の分類	EU (欧州連合) における医療系廃棄物の基本的な分類
1) 一般廃棄物 (事務系) 2) 病理系廃棄物 (組織臓器など) 3) 感染性廃棄物 4) 損傷性廃棄物 (刃物など) 5) 化学系廃棄物 6) 放射性廃棄物 7) 爆発性廃棄物	1) 刃物類 (血液など付着) 2) 感染に関連した培地と株 3) 血液及び血液製剤 4) 病理廃棄物 5) CDC の定めた隔離廃棄物 (バイオセーフティレベル 4) 6) 実験動物関係廃棄物 7) 刃物類 (未使用) 8) 低レベル放射性廃棄物 9) 抗悪性腫瘍剤 (細胞毒性物質) 10) 化学系廃棄物	1) CDC (米国防疫センター) の定めた隔離廃棄物 2) 微生物研究室の廃棄物 (感染に関連した培地など) 3) 病理部の廃棄物 4) 鋭利な医療器具類 5) 実験動物関係廃棄物	1) 一般廃棄物 通常の事業活動 (診断・治療・検査の事務活動など) に伴って発生する廃棄物 危険度は一般家庭から排出される廃棄物と同一レベル 2) 医療廃棄物 (HCV) 医療行為に伴って発生する固体及び液体廃棄物 3) 医療系危険廃棄物 (HCRW) 医療系廃棄物のうち、病原微生物、化学性危険物、放射性危険物及び鋭利危険物

< 参考 3 > 廃棄物を処理している医療機関の割合 (医療経済実態調査 (平成 8 会計年度、日本医師会情報企画課編、平成 10 年 5 月) (注) より作成)

(注): 上記の「医療経済実態調査」は、論点 3 に係る 中に記述のある中医協において実施されている医療経済実態調査とは異なるものである。



4 産業廃棄物排出事業者の責任強化に対応した排出事業者に対する制度的支援の検討

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【産業廃棄物の処理】</p> <ul style="list-style-type: none">事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(廃掃法第10条第1項) <p>【産業廃棄物の処理の委託】</p> <ul style="list-style-type: none">事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従い、その運搬については第14条第8項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他厚生省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。(廃掃法第12条第3項) <p>【産業廃棄物処理業の許可】</p> <ul style="list-style-type: none">産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。(廃掃法第14条第1項) <p>【排出事業者の責任強化(マニフェスト制度の強化)】</p> <ul style="list-style-type: none">排出事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を廃棄物の処理を委託した事業者に交付し、処理が終了した旨が記載された管理票の送付を受け、これを保管し、また管理票に関する報告書を都道府県知事へ提出する義務があるが、平成12年5月の改正で最終処分の確認義務が追加された。(廃掃法第12条の3)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【産業廃棄物排出事業者の制度的支援】(環境関連)

論点1：産業廃棄物の排出事業者の責任強化に対応して、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう制度的支援を行うとともに、悪質処理業者への規制を強化すべきではないか。

排出事業者は、都道府県知事の許可を得た処理業者は許可がある以上すべて優良業者であると信じて業の委託をするのが通常であるが、最近の法改正の方向は、悪質業者による不法投棄が起こった場合、許可を与えた行政ではなく、排出事業者により重い責任を負わせる方向にあり、行政による業の許認可の意味づけに疑問を訴える声も大きくなっている。したがって、少なくとも業者の許可権限者である行政の責任として、許

可業者に関する詳細な情報を開示し、特に違反業者については過去の行政処分内容等を含めて公表し、排出事業者が優良処理業者を選択できるような制度的支援を行うべきである。

厚生省においては、優良業者を選択しやすくするため、インターネットを利用して、廃棄物処理業者についての情報を公開する事業を検討しており、年内のスタートを予定している。この中で違反の事実等についても公開対象にすべく検討中である。

許可権者である行政の責任として、日常の許可業者の指導監督を強化すべきである。例えば、業者のパフォーマンスを定期的に点検し、一定の基準に達しない不良業者は名前を公表し、悪質な場合は許可を取り消す等の措置を執るべきである。

業の許可については、廃掃法第14条第3項の規定に基づき都道府県で行っている。許可後も必要に応じて業者の指導監督等を実施しており、廃掃法第7条第3項第4号に規定する欠格条件に該当すれば、許可取消しなどの処分を行っている。

【産業廃棄物処理委託に関する規制】(環境関連)

論点2：産業廃棄物の排出事業者責任強化に応じて、その処理の委託についても事業者の自由度を拡大すべきではないか

現行制度では、排出者が直接産業廃棄物を処理する場合には許可は不要であるが、他者に委託する場合には受託する者は産業廃棄物処理業の許可を取得していることが必要である。廃掃法の改正により、排出事業者の責任が拡大されていく中で、排出事業者の責任は単に許可業者である産業廃棄物業者に処理を委託することではなく、排出事業者として責任をもって優良な事業者を選択し、処理を委ねることにある。そのために産業廃棄物排出事業者が真に共同責任を全うできると考える業者（許可の有無にかかわらず例えば子会社等）に廃棄物の処理を委託することを認め、排出事業者の自由度を拡大すべきである。

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。これは、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制、指導及び監督等を行い、事業者による産業廃棄物の処理を補完するものとして産業廃棄物の処理が委託された場合についても、産業廃棄物の処理が適正に行われることを確保するためのものである。産業廃棄物の収集・運搬を事業者が当該子会社等に委託して行わせ、子会社等は専ら親会社のために業を行う場合であっても、経営責任は別個であることから、不適正処理をして子会社等を計画倒産させ、排出事業者はその責任を逃れるというケースが発生することが考えられる。したがって、子会社についても、業を行う者としての子会社の能力を許可制度により問う必要がある。

5 容器包装リサイクル法における新たな処理費用負担ルールの検討等

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【対象製品】</p> <ul style="list-style-type: none">・特定容器及び特定包装（ただし一般廃棄物に限る）：ガラス容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装等を含むすべての容器包装（ただし、スチール缶、アルミ缶、段ボール製の容器、アルミを使っていない紙製の飲料容器は除く。）（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」）第2条第1項～4項、同施行規則第1条） <p>【再商品化義務を負う特定事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・特定容器利用事業者（内容物メーカー等）特定容器製造等事業者（容器メーカー等）特定包装利用事業者（内容物メーカー等）の3者。但し、中小企業（製造業ならば従業員数300人以下かつ資本金1億円以下）は平成12年3月まで適用猶予、小規模事業者（製造業ならば従業員20人以下かつ売上高2億4千万円以下）は適用除外。（容器包装リサイクル法第2条第11項～13項） <p>【消費者・市町村・事業者の役割分担】</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者は、容器包装廃棄物の排出の抑制に努めるとともに、特定容器包装を廃棄する場合には、それぞれの市町村ごとに定められたルールに従って排出する義務を負う。（容器包装リサイクル法第4条）・市町村は廃棄された容器包装を定められた分別基準に合わせて収集・分別・洗浄等を行い、適切な施設に保管する義務を負う。（容器包装リサイクル法第6条）・特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者は、毎年度再商品化義務量について自らの負担で再商品化する義務を負う。（容器包装リサイクル法第11条～13条） <p>【再商品化の方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・特定事業者が再商品化の義務を果たすあるいは免除されるためには、以下の3種類の方法がある。<ol style="list-style-type: none">1) 指定法人ルート：国の認定を受けた「指定法人」に再商品化を委託する。この場合、指定法人に契約に基づく委託料金を支払うことで再商品化を行ったと見なされる。（容器包装リサイクル法第14条）2) 独自ルート：特定事業者が自ら再商品化、あるいは直接リサイクル業者に委託する。ただし主務大臣の認定を要する。（容器包装リサイクル法第15条）3) 自主回収ルート：一定の回収率（おおむね90%）が期待できる場合（例：リターナブルびんの場合）は「自主回収ルート」として再商品化の義務は免除される。ただし主務大臣の認定を要する。（容器包装リサイクル法第18条） <p>【再商品化義務量と分別収集量】</p> <ul style="list-style-type: none">・再商品化義務総量は以下のいずれか低い量に設定される。（容器包装リサイクル法第11条～13条）<ol style="list-style-type: none">1) 分別収集計画総量 × 特定事業者責任比率（+ 前年繰越）2) 再商品化計画量 × 特定事業者責任比率
-------	---

政府の対応（規制緩和 推進3か年計画）	記載なし。
------------------------	-------

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・（環境関連）は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【特定容器及び特定包装の処理費用の負担ルールの見直し】（環境関連）

論点1：特定容器及び特定包装のリサイクルに要する費用に関し、消費者・自治体・特定事業者の間での分担ルールについて、廃棄物の減量化及び健全なリサイクルの推進のために見直しをすべきではないか。

容器包装リサイクル法制定以降も特にペットボトルの消費量は著しく増大しており、これに伴って市町村が収集する使用済みペットボトルの収集量も大幅に増え、特に平成11年度は予定量を大幅に上回る量が分別収集されたことから、実際に分別収集された量が再商品化事業者の能力を上回った（57,600トンの収集量に対して55,800トンの引取り）。また分別収集計画を上回る収集が行われたことから、再商品化事業者の設備投資計画では対応できなかったため、地方公共団体が収集・分別・洗浄した容器包装廃棄物の引取先が不足するという状況が発生している。ペットボトルの再商品化後の需要が大幅には伸びていないことが、再商品化施設の設置がペットボトルの消費拡大に追いつかない一つの原因ではないかと言われている。リサイクルは、リサイクル品の需要があつて初めて十分に機能するものであり、もし特定容器包装のリサイクル後の需要が伸びていないとすれば、容器包装リサイクル法の目的である「再生資源の十分な利用」は困難な状況である。また、もう一つの目的の「一般廃棄物の減量化」に関しても、直近の使用済みペットボトルの急増を見るに、機能性に優れた容器として消費が著しく拡大したという面を差し引いても、容器包装リサイクル法は、使用済みペットボトルの発生抑制という機能を十分果たしているか否かについては疑問がある。

特定容器及び特定包装のリサイクル費用の中で最も大きいのは、市町村が負担している収集・運搬及び分別・洗浄を行い分別基準適合物にするまでの費用である。これはリサイクルコスト全体の約80%（平成11年度7都県市調査報告書より）を占めている。分別収集にかかる費用は、特定容器及び特定包装廃棄物の数量増加に伴い増加している一方、特定容器及び特定包装を製造・利用する特定事業者の負担する再商品化費用は、再商品化施設の能力に制約を受けるため、もし今後再商品化施設の能力が頭打ちとなった場合には、容器包装廃棄物が増加しても特定事業者の費用負担は増加しないことになる。その場合、事業者側からは、廃棄物の増加を抑えて健全なリサイクルを推進しようというインセンティブは起きにくい。さらに再商品化の方法として、「指定法人ルート」を選択することが多くの事業者にとって相対的に負担の軽い方法であるため、自主回収という手間暇はかかるが、事業者としては自己完結的なリサイクルの方法を選択する事業者は容易に拡大しないことが予想される。

したがって、容器包装リサイクル法の実施状況を調査の上、廃棄物の減量化及び健全なリサイクルの推進のために、消費者・自治体・特定事業者間のリサイクル費用の負担に関するルールを見直すべきである。

一般廃棄物の減量化については、容器包装リサイクル法の施行以来、分別収集量は増加しており、その分一般廃棄物の最終処分量が削減されているものと考えられる。(厚生省)

容器包装リサイクル法は、本年4月から全面的に実施されたばかりで、日々排出される容器包装を確実にリサイクルできる処理体制もいまだ構築途上であることから、同法の施行に力を尽くし、効果や問題点を検証・評価した上での検討が必要である。(厚生省)

容器包装リサイクル法の円滑な施行を図る観点から、本年7月「容器包装リサイクルシステム検討会」を設置し、容器包装リサイクル法の実施状況及び問題を整理した上で、年内に改善方策の選択肢を提示する予定。(厚生省)

容器包装リサイクルシステムの構築は、製造事業者、販売事業者、消費者、市町村、国などの様々な関係者にまたがる問題であり、これらの関係者が適切な役割分担の下で協力して取り組むことが不可欠である。このような観点から、容器包装リサイクル法においては、事業者が容器包装の製造量、利用量に応じてリサイクルコストを負担させることにより、廃棄物の発生抑制を促しているとともに、社会システム全体の実効性、効率性の観点から、従来から回収システムを構築・運営してきた市町村が回収を実施することとしたものである。このため、「消費者・自治体・特定事業者間のリサイクル費用の負担に関するルールを見直すべき」との記述については、そもそも部分施行から3年目、また容器包装廃棄物の中でも圧倒的に量の多い紙製容器包装及びプラスチック製容器包装が追加され、全面施行後4か月目という現段階では、リサイクル費用の負担に係る「ルールの見直し」にまで至るのは時期尚早である。むしろ、完全施行後のシステムを軌道に乗せるため、円滑な施行に全力を尽くすことが先決と考える。(通商産業省)

製造業者がリサイクル費用を商品の価格に反映できるか否かは、製造業者の責任を拡大することについてコンセンサスを図るためのポイントになると考えられることから、流通・販売業も含め、公正な価格転嫁が確保される仕組みも必要である。(厚生省)

【容器包装の目標リサイクル率の明示】(環境関連)

論点2：特定容器及び特定包装についてリサイクルの目標を明確にするために、容器包装リサイクル法においてリサイクル率を明示すべきではないか。

廃ガラスのカレットについては、リサイクル目標を明確にしてその推進を図るため、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成12年改正による名称改正前は「再生資源の利用の促進に関する法律」)に目標リサイクル率が明示されているが、ペットボトル等の特定容器及び特定包装については、容器包装リサイクル法の中ではリサイクル率が設定されていない。特定容器及び特定包装についてもリサイクルの推進という同じ目的で品目として選択され容器包装リサイクル法が制定されたことから、同法において目標リサイクル率を明示すべきである。

まず、容器包装リサイクル法は資源有効利用促進法の特別法としての位置付けであり、リサイクル率の設定を行うようなシステムにはなっていない。さらに、容器包装リサイクル法においても、容器包装に関する再商品化計画を立てているところであり、排出量のうちどの程度回収される見込みがあり、どの程度再商品化されるかについては、既に目標を立てていると考えられる。

同様に資源有効利用促進法におけるガラスカレット等の目標リサイクル率の設定は、例えばカレットの場合にはカレットを再生資源として利用できる業種であるガラスびん製造業を指定して設定しているものであり、この趣旨からすると、ペットボトルや他の容器包装のように、再生資源として利用できる事業者が新規参入者であるものについての資源有効利用促進法の下での目標リサイクル率の設定は、誰に対する義務付け

かという意味で不適切と考える（わざわざ新規参入してきたペットボトルフレック化業者に義務付けをすることは、撤退のインセンティブにこそなれ、参入のインセンティブにはなりづらい）。

また、その他紙製容器包装のように、最終的に利用される再商品化後の製品が多種多様であり、これら全体をまとめて目標利用率を設定することは困難であることに加え、これらについて個々に利用率の目標を設定することについても、紙製品については既に資源有効利用促進法において古紙利用率目標が設定されていること、他の用途については、事業者が再生利用・目標達成に関して責任を持つ主体ではなく、新規参入者であるものも多いことから、ペットボトルの場合と同様に不適切である。

3 参考資料

<参考1> 各国の状況

（EUの包装廃棄物指令（1992年採択）の概要）

- ・今後10年以内に包装廃棄物の総重量の90%を回収、そのうち60%をリサイクルしなければならない。
- ・今後10年以内に包装廃棄物に最終処分量は総重量の10%以下にしなければならない。

（独・仏の容器包装に関するリサイクル法制度）

国	法制度	リサイクル率等の設定	容器包装廃棄物の回収者	回収費用等の負担
ドイツ	91年「包装廃棄物に回避に関する政令」 容器包装の製造・利用・販売事業者に対し以下のいずれかの選択を義務づけ。 （1）デポジット制度により自ら容器包装を回収・再資源化 （2）DSD（Dual System Deutschland：国の認定機関）に費用を払って回収・再資源化	事業者に一定のリサイクル率を義務づけ	DSDに費用を払った事業者は、自社製品に Gr nerpunkt（緑のマーク）を付けることができる。DSDはマークが付いた容器包装のみ回収・再資源化	回収・再資源化費用は事業者が負担
フランス	92年「包装廃棄物に関する政令」 容器包装の製造・利用・販売事業者に対し以下のいずれかの選択を義務づけ。 （1）デポジット制度により自ら容器包装を回収・再資源化 （2）エコ・アンパラージュ社（国の認定機関）に費用を払って回収・再資源化		全て自治体が回収（但し費用は事業者が負担）	回収・再資源化費用は事業者が負担

6 使用済み自動車のリサイクル推進のための課題の検討

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み自動車のみを対象としたリサイクル法制度はないが、本年6月に改正された「再生資源の利用の促進に関する法律」(「資源の有効な利用の促進に関する法律」と改名)の下で、指定省資源化製品及び特定再利用促進製品とされ、原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進その他の当該製品に係る使用物品等の発生の抑制を促進すべき製品及び再生部品として利用することを促進することが必要な製品とされる見込み。 廃掃法上は、個人が所有・使用して使用後不要となった自動車は、一般廃棄物の扱いを受ける(廃掃法第2条第1項)。したがってその運搬・処理を行うには廃掃法による一般廃棄物処理業の許可が必要とされる。一方、事業用に使用された自動車は使用後不要になった場合産業廃棄物に扱いを受け、その運搬・処理を行うには廃掃法による産業廃棄物処理業の許可が必要とされる(廃掃法第2条第4項)。 使用済み自動車のリサイクル、適正処理をより一層促進するため、通商産業省は、産業構造審議会廃自動車処理・再資源化小委員会における検討を踏まえ、関係法令やガイドラインから有効なものを活用し、体系的に組み合わせた包括的政策パッケージ(使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ)を策定、平成9年5月に公表した。その中では、将来的な自動車のリサイクル達成目標率等を掲げており、これに基づいて(社)日本自動車工業会を中心に業界で自主的努力活動を行っている。
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>記載なし。</p>

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【使用済み自動車の廃棄物としての規制】(環境関連)

論点1：使用済み自動車のリサイクルにあたっては、廃掃法の規定を弾力的に運用すべきではないか。

自動車は典型的なアSEMBルド・プロダクトであり多くの部品の集合体であるため、使用済み自動車のリサイクル・プロセスでは、有価物、無価物、有害物質等様々な物が排出される。現行の廃掃法は、このような部品集合体の処理を前提としていないため、使用済み自動車のリサイクルに廃掃法を文字どおりに適用するとスムーズなリサイクルを進める上で様々な障害が生じる。廃掃法上の廃棄物の定義では、有価か無価ということが問題となるため、使用済み自動車については、リサイクルの段階で排出される物により、廃棄物になったりならなかったり複雑であることに加え、有価物でも社会経済状況によっては無価になるなど不安定である。したがって、このような特性を踏まえた上で、使用済み自動車のリサイクルの実施を円滑化する観点から廃掃法の運用については、弾力的に考えるべきである。

使用済み自動車は、解体事業者に解体委託した段階で自動車としての機能を終えて廃棄の意思が明確になるが、それ以前のディーラー、整備業者、中古車専門業者で流通している段階では、有価・無価を基準とする現在の廃棄物の定義では、廃棄物になったりならなかったりし極めて不安定である。したがって、使用済み自動車の取扱いについては、一貫性のある対応が確保されるべきである。(再掲)

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して実態に即して判断すべきものである。使用済み自動車も同様である。

使用済み自動車は、個人が使用した後廃棄する場合、一般廃棄物と見なされるが、市町村による回収・処理のシステムは出来上がっておらず、現状では、実質的に廃掃法の原則は適用困難であり、自動車製造者や販売者のネットワークに頼ってリサイクル・プロセスにのっているのが実態である。したがって、使用済み自動車の流通にあたっては、廃掃法上の業の許可の規定を弾力的に運用すべきである。

廃棄物の収集・運搬及び処分については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、廃棄物処理法において必要な規制を設けているところである。同法においては、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合は、受託者は廃掃法上の業の許可は必要ではない。また、広域的に収集又は運搬することが適当であるとして厚生大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集・運搬することが確実であるとして厚生大臣の指定を受けた者については、廃棄物処理業の許可を不要とする制度を設けている。

【使用済み自動車リサイクルシステムの在り方】(環境関連)

論点2：リサイクルにおいて重要な役割を担っている使用済み自動車解体事業者の実態を把握し、事前選別に限らず処理の全般にわたる適正処理のガイドラインを作成し、使用済み自動車の処理の全般にわたるシステムを構築すべきではないか。また、使用済み自動車の処分を依頼する者にとって、適正な処理を行える業者を選択することが難しいため、解体事業者の実態把握を行いその情報を開示すべきではないか。

使用済み自動車のリサイクルの第一段階で重要な役割を担っているのが、自動車解体事業者であるが、その規模や業態も多様なこと、一律に許認可に係るものではないことなどにより、実態については十分には把握されていない。しかしながら、自動車解体事業は、今後使用済み自動車の取扱いに当たりますます重要になるフロンあるいは廃油等の環境負荷物質の回収や処理に携わる事業であるため、行政によりその実態を把握し、処理の全般にわたる適正処理のガイドラインを作成するとともに、使用済み自動車の処理の全般にわたるシステム構築を検討すべきである。使用済み自動車リサイクルイニシアティブにおいて、「解体事業者等の役割」として 解体段階でのバッテリー等の除去、エアバッグの処理、フロン回収、解体作業に伴い排出される廃棄物等の適正処理といった取組に努めるべき旨をうたっているところである。また、自動車製造事業者による解体マニュアルの配布や、解体段階で回収・除去される特定フロンやエアバッグを処理するため、自動車製造事業者・自動車販売事業者等による特定フロンの自主回収システムの整備やエアバッグ自主回収システムの構築といった取組を同イニシアティブに基づいて行っている。通商産業省としては、自動車のリサイクルシステムの在り方について関係者及び関係省庁とも協力しながら検討していく必要があると考えている。

自動車解体はシュレッダー処理をするという廃棄物処理の一過程と考えられ、自動車解体業者を廃棄物処理業者としてとらえている。適正処理

のガイドラインについては、平成7年6月27日付け衛産第55号「シュレッダー処理される自動車及び電機機械器具の事前選別について」を既に策定し、運用している。

また、平成9年の廃掃法の改正により、すべての産業廃棄物についてマニフェスト制度を導入したことを踏まえ、自動車関係業界において廃自動車専用マニフェストを導入した。さらに平成12年の改正では最終処分までの排出事業者責任を明確にするための措置として、マニフェストにより最終処分に関する情報が排出事業者へ報告されるよう改正を行った。

使用済み自動車について、廃掃法によると、排出者は適正処理のために産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に責任を持って処理委託する必要が生じるが、現状ではどの業者が適正な処理が可能でかつ資格を有しているか情報がない。したがって、排出事業者のために解体事業者に関する情報を調査し、開示するとともに自動車解体業者の廃掃法に基づく許可取得の円滑化を図るべきである。

厚生省においては、優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすくするため、インターネットを利用して、産業廃棄物処理業者についての様々な情報を公開することとしており、年内のスタートを予定している。

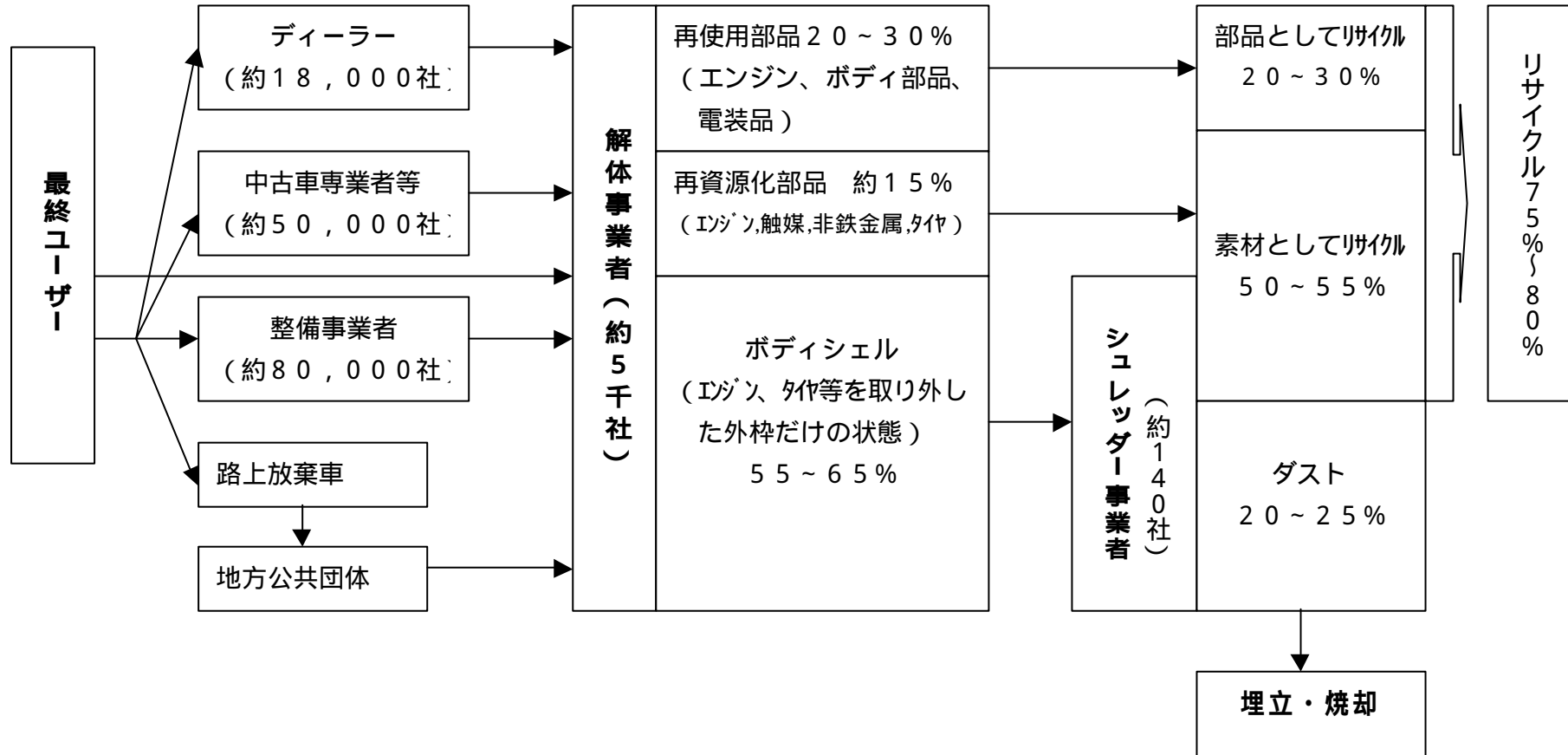
3 参考資料

<参考1> 各国の状況

(廃自動車処理等に関するEU指令案の概要)

項目	主な内容
発生防止(第4条第2項)	鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの使用制限・排出防止 ・当該指令発効後18カ月経過以降は上記4物質の新車への使用禁止、同含有部品の埋立禁止(但し、適用除外リストを設け、一定期間特定部品への使用を可能とする)
回収(第5条)	使用済み自動車収集システムの構築 ユーザーに認定解体事業者への引渡しを義務づけ 認定事業者の発行する解体証明書を自動車抹消登録の条件とする 使用済み自動車回収に関する製造者等の責任の拡大(処理コストの負担)
処理(第6条)	技術要件に適合した処理の義務づけ 事前選別
リユース・リカバリー(第7条第2項)	部品再利用、再資源化の目標率設定 ・2006年、2015年にはそれぞれ85%、95%の再資源化(うちそれぞれ80%、85%はリユースと材料リサイクルで達成、またエネルギー回収をそれぞれ5%、10%に制限)
リサイクル性(第7条第4項)	新型車のリサイクル性の目標率設定と認証制度化 ・2005年以降販売の新型車は95%のリサイクルを可能とする設計(うち85%はリユースと材料リサイクル) ・認証制度による確認

< 参考 2 > 我が国における使用済み自動車の流れとリサイクル率の概要 ((社) 日本自動車工業会調べ)



7 廃棄物の不法投棄等に対する取締りの実効性を高める方策の検討

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄に対しては、以下の法律に基づき警察が取締りにあたる。 【投棄の禁止】 <ul style="list-style-type: none">・何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。(廃掃法第16条) 【罰則】 <ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物を不法投棄した場合、3年以下の懲役又は1千万円以下の罰金又はこの併科が課せられる(廃掃法第25条)・さらに両罰規定により、不法投棄を行った当事者が1)法人の代表者、2)法人又は人の代理人、3)法人又は人の使用人その他の従業者、であって、当該法人又は人の業務に対して投棄を行った場合には、これに加えて、当該法人に対しても1億円又は当該人に対して1千万円の罰金が課せられる。(廃掃法第30条)・一般廃棄物の不法投棄は1年以下の懲役又は300万円以下の罰金が課せられる。(廃掃法第26条)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【不法投棄の取締り】(環境関連)

論点：不法投棄の取締りについては、より十分な効果を上げるという観点から、NPO等を活用した通報システムを構築すべきではないか。

不法投棄の取締りについては、現在主として警察による取締りが行われているが、より十分な効果を上げるという観点から、NPO等を活用した通報システムを構築すべきではないか。

今年度から都道府県が非営利的なボランティアを活用した不法投棄連絡監視員の設置や不法投棄110番への保健所等への設置などを行う事業に対して、国庫補助を行う予定である。

8 再生利用認定制度の対象となる廃棄物の拡充（ ）

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【再生利用認定制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年の廃掃法の改正により新たに設けられた制度であり、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等一定の要件に該当する再生利用に限って厚生大臣が認定する制度。認定を受けた者については、処理業及び施設設置の許可が不要となる。（廃掃法第9条の5の2、第15条の4の2）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<p>(a) リサイクル及び技術開発の推進並びに事業者の負担軽減のため、生活環境の保全に留意しつつ、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を拡大するとともに、認定基準を満たす者については積極的に認定する。（逐次実施）</p> <p>(b) 当面は廃プラスチック等、事業者からの要望が出されているものに関し、再生利用認定制度の対象物とするか否かについて検討し、速やかに結論を出す。また、対象者の認定基準の明確化を図る。</p>
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none"> 「廃プラスチック類（廃プラスチック類から製造される還元剤が高炉において鉄鉱石を還元するために利用されるものであること）」を再生利用認定制度の対象物として告示（平成11年9月30日厚生大臣告示第208号） 再生利用認定制度の認定基準について明確化（平成12年3月厚生省令）

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・（環境関連）は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【再生利用認定制度の対象拡大について注視】（環境関連）

論点：リサイクルの一層の推進のためには、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の拡充が必要である。同制度の対象とすべき品目として、廃プリント板、使用済み自動車、RDF、鉍滓、廃酸、廃アルカリ等が考えられ、また対象範囲の拡大としては、廃プラスチック及び建設汚泥の用途拡大があり、これらを再生利用認定制度の対象とするか否かについて、速やかに検討、結論が出されることが望ましく、引き続き同制度の運用状況を注視していく。

リサイクルの一層の推進のためには、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の拡充が必要である。昨年9月に廃プラスチック（高炉還元剤としての利用に限定）が新たに追加されたが、他に同制度の対象とすべき品目としては、廃プリント板、使用済み自動車、RDF、鉍滓、廃酸、廃アルカリ等が考えられ、また対象範囲の拡大としては、廃プラスチック及び建設汚泥の用途拡大があり、これらを再生利用認定制度の対象とするか否かについて、速やかに検討、結論が出されることが望ましく、引き続き同制度の運用状況を注視していく。

競争政策等

< 分野別総論 >

問題意識

日本経済の活性化、豊かな社会の実現のためには、これまでの経済社会構造を抜本的に見直し、市場における競争の促進を通じてより効率性の高い経済社会を構築していく必要がある。また、経済活動の国際化、情報化、技術革新が一段と進む中で、市場経済の基本的なルールである競争政策はこのような変化に適合するものでなければならない。そのためには、消費者の選択の自由や事業者の創意工夫を妨げる規制の撤廃や緩和を進めるとともに、公正かつ自由な競争を促進するための市場経済の基本的ルールの整備及びその的確かつ厳正で透明性を確保した形での運用による競争政策の徹底が求められる。

これまでの取組とその成果

これまで競争政策等分野では、現行の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)の規定や運用について現在の経済社会情勢を踏まえて検討が必要と思われる点、そして、公正取引委員会が積極的に競争政策を実施するに当たり検討すべき点、さらには競争基盤としてのその他の制度の整備等について検討を行ってきた。行政改革委員会及び当委員会がこれまで取り組んできた代表的なテーマは次に述べるとおりである。

第一に、自己責任に基づいた経済活動を促す基盤となるルールの確立という観点から、「民事的救済制度の検討」及び「消費者契約法の動向」を取り上げ、いずれも制度の検討に当たって、規制緩和・規制改革の観点から有効かつ整合的な制度として検討すべきことを提言した。民事的救済制度については、本年5月、独禁法違反行為に対する差止請求制度の導入及び違反行為に係る損害賠償制度の拡充に関する法改正が行われた。また、消費者契約法についても、本年4月に成立に至った。また、ルールを確立する上では透明性の確保を図ることも重要であり、「警告及び注意の在り方」を取り上げ、公正取引委員会が独禁法違反のおそれがあると認めた場合に行う注意について、公表の充実を求めるとともに、不当廉売に関する注意の運用については、消費者に対する影響を判断基準とすべき旨を提言した。

第二に、競争制限的な制度の見直しという観点から、行政改革委員会以来一貫して様々な独禁法の適用除外制度について見直しを行ってきた。これまで取り上げてきたものとしては、「再販売価格維持制度指定品目(化粧品、医薬品)の早期廃止」、「著作物の再販売価格維持制度の見直し」、「独禁法適用除外カルテル等制度の見直し」、「独占禁止法第21条及び第24条の見直し」等がある。

化粧品及び医薬品の再販売価格維持制度品目指定については、メーカー等が再販売価格維持行為を行っても一定の条件の下で独禁法が適用されず、再販行為が認められることとされていたものを早期に廃止すべきという見解を行政改革委員会が示し、平成9年7月、医薬品・化粧品に対する再販指定は取り消された。また、著作物の再販売価格維持制度の見直しについては、行政改革委員会及び当委員会として、国民の議論を深め、その理解を踏まえて速やかに適切な措置を講じるべき旨提言してきているが、現在なお制度が維持されている。

独禁法適用除外カルテル等制度については、不況カルテル制度や合理化カルテル制度の廃止など、独禁法適用除外カルテル等制度の見直しについて累次指摘を行った結果、平成11年7月、不況カルテル制度・合理化カルテル制度等及び適用除外法は廃止され、個別法に基づく適用除外制度についても適用除外の範囲の限定等が実施された。また、独禁法第21条及び第24条の問題は、電気事業、ガス事業など自然独占事業に固有な行為に対する適用除外、一定の組合の行為に対する適用除外の見直しの問題であるが、当委員会の指摘を踏まえ、本年5月、自然独占事業に固有な行為に対する適用除外を廃止する独禁法改正が行われた（平成12年6月施行）。

第三に、産業及び企業の国際競争や構造改革に対応した制度の見直しという観点から、これも行政改革委員会以来、「持株会社規制及び大規模会社の株式保有総額制限の見直し」及び「合併、営業譲渡等の届出制度の見直し」について取り上げてきた。持株会社規制については、平成9年12月、一定の条件における持株会社が解禁され、同時に「大規模会社の株式保有総額制限」についても制限の対象となる株式の範囲を縮減した。さらに、この関連で金融分野においても、金融機関を取り巻く環境変化を踏まえて「金融会社の株式保有規制の見直し」について提言を行った。合併、営業譲渡等の届出制度の見直しについては、平成11年1月、合併や営業譲受後の総資産が100億円を超えない場合および10億円超の会社の合併でない場合に届出は不要となった。

今年度のテーマ設定

上記のような流れを踏まえて、今年度は、まず、新規テーマとして、「カルテル・談合に対する執行の強化」、「景品類に関する規制の在り方」、「下請取引における受発注の電子化」、「入札談合に關与した発注者に対する措置」及び「規制産業における競争政策の在り方」の5テーマを取り上げるとともに、引き続きフォローアップとして注視していくものとして、「一般集中規制（持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制）の見直し」、「著作物の再販売価格維持制度の見直し」、「民事的救済制度の実施状況」及び「独占禁止法違反に係る注意の運用状況」の4テーマを取り上げている。

新規テーマのうち「カルテル・談合に対する執行の強化」は、独禁法違反行為について、抑止効果を高めるための方策や摘発をやすくするための方策についての論点を、「景品類に関する規制の在り方」は、電子商取引などの新しい形態の商取引に対応した景品類についての規制の在り方についての論点を取り上げる。また、「下請取引における受発注の電子化」は、親事業者の下請事業者に対する書面交付義務について、事業者間の円滑な取引を促進する観点から、磁気記録媒体の交付についての論点を取り上げる。「入札談合に關与した発注者に対する措置」は、事業者間の公正かつ自由な競争を促進する観点から、独禁法違反行為の抑止力の向上及び同違反行為の再発防止を図るために、入札談合に關与した発注者に対する措置の在り方についての論点を取り上げる。そして、「規制産業における競争政策の在り方」では、公益事業分野などの規制産業について、規制を緩和、撤廃し参入の自由を図るだけでなく、積極的に有効な競争を促進するための方策についての論点を取り上げるとともに、併せて公正取引委員会の独立性の確保についても検討を行うこととする。

また、これまでに見解を出しているテーマ等については、上記4テーマ以外についても、必要に応じ引き続き検討状況や運用状況を注視していくこととする。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) 独占禁止法に係る課題について検討・見直しの促進 ア いわゆる民規制に対する取組 イ 独占禁止法適用除外カルテル等制度の見直し ウ 著作物の再販売価格維持制度 エ 大規模会社の株式保有総額制限の見直し オ 民事的救済制度の検討 (2) 「消費者契約法（仮称）」の動向	(1) 競争政策における透明性の確保 (1-1) 合併等の事前届出に係る事前相談の在り方 (1-2) 警告及び注意の在り方 (2) 独占禁止法第21条及び第24条の見直し (3) 著作物の再販売価格維持制度の見直しの検討状況等（ ） (4) 民事的救済制度の検討状況（ ） (5) 消費者契約法（仮称）の動向

【近年の主な規制改革措置】

年月	主な規制改革事項
1990年 6月	・「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表
1991年 7月	・課徴金額の算定率引上げ等を実施（原則1.5%から6%（中小企業3%）へ引上げ）
1993年 1月	・刑事罰の上限額引上げを実施（500万円以下から1億円以下に引上げ）
1994年 6月	・「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を公表
1995年 4月	・大規模会社の規模要件の引上げ
1996年 4月	・景品規制の見直し（上限金額の引上げ等）
1997年 4月	・再販指定商品（医薬品・化粧品）の指定を取消し
1997年 6月	・国際的契約届出義務を廃止
1997年 7月	・個別法に基づく独占禁止法適用除外カルテル等制度のうち20法律35制度について廃止・適用除外範囲を縮減
1997年12月	・一定の条件における持株会社を解禁 ・大規模会社の株式保有総額制限の対象となる株式の範囲を縮減
1999年 1月	・合併・株式保有等の届出制度について届出・報告対象範囲の縮減、審査手続の整備等を実施
1999年 7月	・不況カルテル制度・合理化カルテル制度等及び適用除外法を廃止、個別法に基づく適用除外制度について範囲の限定等
1999年12月	・公正取引委員会と通商産業省が共同で「適正な電力取引の指針」を作成・公表
2000年 3月	・公正取引委員会と通商産業省が共同で「適正なガス取引の指針」を作成・公表
2000年 4月	・消費者契約法成立
2000年 5月	・独占禁止法違反行為に対する差止請求制度の導入など民事的救済制度の整備に関する改正独禁法成立
2000年 6月	・電気事業、ガス事業など自然独占事業に固有な行為に対する適用除外制度（独禁法第21条）の廃止

<テーマ別論点公開>

1 カルテル・談合に対する執行の強化

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【独禁法違反者に対する課徴金制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会は、事業者が他の事業者と共同して対価を決定するなど、競争を実質的に制限する不当な取引制限を行うことで、商品や役務の対価に影響を与える行為をしたときは、行為の実行期間における商品又は役務の売上額の100分の6（小売業については100分の2、卸売業については100分の1）を乗じた額の課徴金を納付することを命じなければならない。（独禁法第7条の2） <p>【独禁法違反事件に関する調査のための強制権限・強制処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人等に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めておくこと、事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること等の処分をすることができる。また、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、同様の処分をさせることができる。（独禁法第46条） <p>【独禁法違反における検査妨害・調査のための強制処分違反の罪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会の立入検査若しくは審査官による処分などの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、6月以下の懲役又は、20万円以下の罰金に処する。（独禁法第94条） 調査のための強制権限の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者等は、20万円以下の罰金に処する。（独禁法第94条の2）
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<p>記載なし。</p>

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【独禁法違反者に対する課徴金および罰則】

論点：独禁法の違反行為の抑止効果を上げるために、裁量型の課徴金制度の導入や検査妨害等に対する罰則の強化等の方策を検討すべきではないか。また、摘発をしやすいするために、調査に積極的に協力する違反者に対する課徴金の減免措置等の方策を検討すべきではないか。

現行の課徴金の水準は、米国や欧州における罰金や制裁金と比較して十分なものとは言い難い。特に、悪質なカルテルや談合の取締りとペナルティの強化は、公正かつ自由な競争を促進する観点から重要な課題であり、特に悪質な違反行為類型をガイドライン上で明確化した上で、

そうした違反行為類型に対しては高い課徴金を課す、裁量型の課徴金制度の導入を検討すべきではないか。

課徴金制度は、カルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正の確保と違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保することを目的とするものであり、その水準はカルテルの実施による利得を算定する方式として合理的な範囲に止められるものである。

一方、独占禁止法違反行為に関しては、課徴金とは別に、制裁措置として刑事罰が定められており、悪質な違反行為類型に利得を超えて高い課徴金を課すなど課徴金に裁量を導入することにより制裁的性格を持たせることとすると、憲法の禁止する二重処罰に抵触するおそれがある。ちなみに、米国においては、カルテルに対し刑事罰はあるが課徴金制度はなく、EUにおいては、制裁金制度はあるが刑事罰はない。

したがって、特に悪質なカルテルや談合に関する制裁の強化として課徴金額を引き上げることが適当でなく、むしろ、刑事告発を積極的に行うことにより、独占禁止法の違反行為に対する抑止効果を上げていくことが適切であると考えられる。

なお、公正取引委員会は、平成2年6月、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案などについて積極的に刑事処罰を求めて告発を行う旨の方針を公表した際、告発の対象となる価格カルテル、入札談合等の行為類型についても明らかにしている。

独禁法違反における検査妨害等の罪や調査のための強制処分違反等の罪に対する現行の罰則が十分に抑止効果を持つものかどうかについて検討を行い、必要があれば見直すべきではないか。

検査妨害に対する罰則の強化については、公正取引委員会の審査活動の実効性を高める上で重要なものと考えられるが、これまでの調査においては、検査妨害や調査のための処分に対する抵抗により調査が著しく困難であったことはなく、現行の罰則規定による抑止力が不十分であるとは考えていない。

公正取引委員会が行う調査に積極的に協力する違反者に対しては、違反者の摘発の迅速化を図る観点から、課徴金を減免する措置の導入を検討すべきではないか。

課徴金制度は、カルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正の確保と違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保することを目的とするものであり、カルテルの実施による利得として擬制された算定方式によって算出した額の納付を命じなければならないとされている。

したがって、裁量的性格を一切持たない課徴金制度について、公正取引委員会の調査に積極的な協力を行う違反行為者に対する減免措置を導入することについては、慎重に検討する必要がある。

独禁法違反行為の抑止効果の向上を図る方策や摘発をしやすくするための方策を検討するに当たっては、我が国の現行法体系との整合性や公正性確保の観点も十分考慮すべきである。

3 参考資料

独禁法違反への罰則・損害賠償の国際比較

	日本	アメリカ	EU
刑事罰	事業者と事業者団体は1億円以下の罰金、個人は500万円以下の罰金あるいは3年以下の懲役	法人は1千万ドル以下あるいは違反による利益の2倍以下の罰金 個人は35万ドル以下、違反利益の2倍以下の罰金あるいは3年以下の拘禁刑	なし
行政罰 (課徴金・制裁金)	違反期間の違反商品売上額の6%(製造業の場合)	なし	前年度企業総売上額の10%あるいは100万ECUの大きい方
損害賠償	被害者に厳密な損害額の立証が要求されることから訴訟提起がまれ	三倍額賠償制度 クラスアクション 国父訴訟制度	被害者に厳密な損害額の立証が要求されることから訴訟提起がまれ

独禁法違反に係る課徴金等の額の国際比較

(単位:円(ECU及び米ドルは円に換算))

	日本(課徴金)	EU(制裁金)	米国(罰金)
1995年	64億4640万	15億1484万(1,451万ECU)	44億1,490万(4,165万ドル)
1996年	66億0809万	3億9150万(375万ECU)	28億4,292万(2,682万ドル)
1997年	82億6421万	9億1872万(880万ECU)	217億4,908万(20,518万ドル)
1998年	31億3822万	299億4505万(28,683万ECU)	282億9,352万(26,692万ドル)
1999年	161億9055万	125億5201万(12,023万ECU)	1,171億9,890万(110,565万ドル)
合計	406億4747万	453億2212万(48,412万ECU)	1,744億9,932万(164,622万ドル)
年平均	81億2949万	90億6442万(8,682万ECU)	348億9,986万(32,924万ドル)

(注) 日本については、課徴金納付命令による課徴金額であり、EUについては、EC委員会決定による制裁金額である。

EUの制裁金の場合、一般に制裁金決定に対する企業の無効訴訟が提起されることが少なくなく、「その結果、EC司法裁判所が委員会の制裁金を取消又は減少させた例は少なくない」(「日米欧競争法と日本企業」小室程夫著)とされており、実際、最近でも、本年3月に判決が下されたセメントカルテル事件(94年11月EC委員会決定)の制裁金無効訴訟でも、制裁金を課された40社が提訴し、そのうち、17社までが無効とされ、残る23社についても、1社に対する制裁金が10分の1強にまで減額されるなど、各社とも大幅に減額されている。(制裁金全体では、38%にまで減額された。)他方、我が国の課徴金納付命令について、その取消しの訴えが東京高裁に提起された例もあるが、これまで減額又は取り消された例はない。

2 景品類に関する規制の在り方

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【景品類の定義】</p> <ul style="list-style-type: none">・景品類とは、顧客を誘引するための手段として、ある取引に付随して提供される経済上の利益である。（不当景品類及び不当表示防止法第2条）・公正取引委員会は、通達により、ある取引において2つ以上の商品またはサービスが提供される場合であっても、組合せで販売していることが明らかな場合は、原則として取引に付随する提供に当たらず、景品類には該当しないとしている。・公正取引委員会は、通達により、取引に付随する場合を例示しており、例えば小売業者やサービス業者が、自己の店舗への入店者に対し経済上の利益を提供する場合のように、必ずしも取引を条件としない場合であっても、経済上の利益の提供が、取引の相手方を主たる対象として行われるときは、取引に付随する提供に当たるとしている。 <p>【景品類に関する規制】</p> <ul style="list-style-type: none">・公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するために必要がある場合、景品類の価額などを制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。（不当景品類及び不当表示防止法第3条）・公正取引委員会は告示により、くじなどの方法を用いて懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額（最高額10万円）を超えてはならないとしている。・公正取引委員会は告示により、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の10分の1の金額（最小額100円）の範囲を超えてはならないとしている。・公正取引委員会は、通達により、購入者を対象とするが購入額の多少を問わないで景品類を提供する場合や購入を条件とせずに、店舗への入店者に対して景品類を提供する場合の取引の価額を100円としている。（景品類提供の対象となる商品などの通常行われる取引の価額のうち最低の価額が100円を超えると認められる場合は、その最低の価額を取引の価額としている。） <p>【景品類に該当しない懸賞に関する規制】</p> <ul style="list-style-type: none">・公正取引委員会は告示及び通達により、景品類に該当しないもので、一般消費者に対して、広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合、1000万円を超える額の経済上の利益については、不公正な取引方法に該当するとしている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(I T 関連) は、 I T 化関連の論点を含むことを示す。

【景品類に関する規制】(I T 関連)

論点：景品類に関する規制については、電子商取引などの新しい形態の商取引に対応した景品類の規制の在り方という観点から、早急に検討を行い、基準を明確化すべきではないか。

電子商取引などの新しい形態の商取引に対応した景品類の規制の在り方については早急に検討を行い、例えば、事業者がホームページ上で懸賞企画を行う場合について、懸賞の応募対象者を購入者に限定しない場合には、景品類に該当しない扱いとすることを検討することや、インターネット用パソコンを無償で提供するという取引形態に対応した規制の在り方を含めて、適切な運用の在り方について検討を行い、景品類に該当するか否かについての基準を明確化すべきではないか。明確化する方法として例えば、景品類の規制に関する相談事例とそれに対する公正取引委員会の考え方について公表することを検討すべきではないか。

不当な顧客誘引を防止するという観点を踏まえつつ、電子商取引などの新しい形態の商取引に対応した景品規制の在り方について検討する。

3 下請取引における受発注の電子化

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【親事業者・下請事業者の定義】</p> <ul style="list-style-type: none">親事業者・下請事業者とは、以下のいずれかに該当するものをいう。（下請代金支払遅延等防止法第2条）<ol style="list-style-type: none">資本の額又は出資の総額が3億円を超える事業者が、個人または資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の事業者に対し製造委託または修理委託をする場合に、委託者を親事業者、受託者を下請事業者という。資本の額又は出資の総額が1000万円を超え3億円以下の事業者が、個人または資本の額若しくは出資の総額が1000万円以下の事業者に対し製造委託または修理委託をする場合に、委託者を親事業者、受託者を下請事業者という。 <p>【親事業者の下請事業者に対する書面交付義務】</p> <ul style="list-style-type: none">親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。（下請代金支払遅延等防止法第3条）公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則を作成し、その3条において、書面の交付方法については、磁気記録媒体等により記録され、下請事業者において必要に応じ電子計算機などの機器を用いて明確に書面に表示されるときは、当該記録媒体等の下請事業者への交付または当該記録の通信回線による下請事業者への通知をもって書面の交付に代えることができるとしている。公正取引委員会は、書面の交付に代えて磁気記録媒体等の交付等を行う場合には、応じるか否かは下請事業者の自由な意思によることとし、応じないものに対し、これを理由に不当に取引の条件または実施について不利な取り扱いをしないことという指導を行っている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(I T 関連) は I T 化関連の論点を含むことを示す。

【下請事業者に対する書面交付義務】(I T 関連)

論点：親事業者が下請事業者に対し書面の交付に代えて磁気記録媒体等の交付等を行う場合について、下請法上、問題となる場合とそうでない場合について明確にし透明性を確保すべきではないか。

公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する磁気記録媒体等の交付等を認めた上で、磁気記録媒体等の交付等を行う場合には、応じるか否かは下請事業者の自由な意思によることとし、応じないものに対し、これを理由に不当な取扱いをしないことという指導を行っている。この指導が事業者にとっては、下請事業者が応じる場合にのみ磁気記録媒体等の交付等を行うことが可能であると解釈されている懸念がある。したがって、この点に関して下請法上、問題となる場合とそうでない場合について明確にし透明性を確保すべきではないか。

4 入札談合に關与した発注者に対する措置

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【入札談合に關与した発注者に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・偽計または威力を用いて公の競売または入札の公正を害すべき行為をした者、公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、2年以下の懲役または250万円以下の罰金に処する。(刑法第96条の3)・会計検査院は、国の会計事務を処理する職員が故意または重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。(会計検査院法第31条)・会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。(会計検査院法第33条)・会計検査院は、検査の進行に伴い、会計処理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。(会計検査院法第34条)・会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。(会計検査院法第36条)・会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任免権者は、その検定に従って、弁償を命じなければならない。(予算執行職員等の責任に関する法律第4条第2項)・会計検査院は、検査又は検定の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第3条第1項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。(予算執行職員等の責任に関する法律第6条)・独占禁止法上の刑事事件では、発注担当職員が事業者による入札談合を容易にした場合には、当該職員も共犯として告発・起訴される。(独占禁止法第89条、刑法第11章) 実例：下水道談合事件(平成8年5月31日東京高裁判決)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【入札談合に關与した発注者に対する措置】

論点：入札談合に關与した発注者に対する措置について、事業者間の公正かつ自由な競争を促進する観点から、独禁法違反行為の抑止力の向上及び同違反行為の再発防止を図るために、新しい制度の導入を含めた検討を行うべきではないか。

公正取引委員会は、発注制度や運用に公正かつ自由な競争を阻害する問題点があれば、その発注者に対して改善措置を講ずることを要請している。しかしながら、入札談合を行った事業者に対する処分と比較した場合に、入札談合に關与した発注者に対する措置は、違法行為の排除及び再発防止の観点から十分であるとは言い難い。入札談合に關与した発注者に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独禁法違反行為の抑止力の向上及び同違反行為の再発防止を図るために、新しい制度の導入を含めた検討を行うべきではないか。

3 参考資料

公正取引委員会による発注機関に対する要請

公正取引委員会では、入札談合に關する調査の結果、発注制度・運用等における公正かつ自由な競争を阻害する問題点があれば、発注者に対し、その改善措置を講ずることを要請し、改善結果の報告等を求めている。

< 最近の発注機関に要請した事件及び要請先 >

住宅都市整備公団中部支社 2 営業所発注の塗装工事の入札談合事件（要請先：住宅都市整備公団、平成 11 年 6 月勧告）

防衛庁調達実施本部発注の石油製品入札談合事件（要請先：防衛庁調達実施本部、平成 11 年 11 月勧告）

北海道上川支庁発注の農業土木工事入札談合事件（要請先：北海道、平成 12 年 5 月勧告）

公正取引委員会と発注官庁等との連携・協力

公正取引委員会は、入札談合の防止を一層徹底するためには、官公庁等発注者側の取組が極めて重要であると認識しており、発注官庁等から公正取引委員会への情報提供や、調達担当職員による関連情報の収集を円滑化することを目的として、発注官庁等との間で、「公共入札に關する公正取引委員会との連絡担当官会議」や調達担当者を対象とした研修会を実施している。

このほか、発注官庁等から、談合情報対応マニュアルの作成や発注制度・運用の在り方について相談を受けたときは、助言等の支援を積極的に行っている。

5 規制産業における競争政策の在り方

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【適正な電力取引についての指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な電力取引について、独占禁止法上問題となる行為及び事業法の変更命令の発動基準にとどまらず、競争促進の観点から望ましい行為を明示することによって、適正な取引の在り方を示した指針。(公正取引委員会と通商産業省が共同して作成し、1999年12月に公表) <p>【適正なガス取引についての指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正なガス取引について、独占禁止法上問題となる行為及び事業法の変更命令の発動基準にとどまらず、競争促進の観点から望ましい行為を明示することによって、適正な取引の在り方を示した指針。(公正取引委員会と通商産業省が共同して作成し、2000年3月に公表)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>【電力供給システムの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給システムの見直しについては、効率化という要請と、エネルギー・セキュリティ、ユニバーサルサービス、安定供給及び環境負荷などの政策課題が両立する新たなシステムとして小売の部分自由化等を実施する。(平成12年3月措置済み) <p>【ガス事業における競争の更なる導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者の供給区域であって、許可された時点から相当期間が経過しているにもかかわらず当該ガス事業が開始されていないもの(未普及供給区域)について、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書(平成11年10月21日)において示された具体的な運用の方針に基づき、該当する未普及供給区域を有する一般ガス事業者が、自らガス事業法第8条第1項の規定に定める供給区域の変更許可を申請するよう適切に監督する。(平成12年6月末までに供給区域の変更許可) ・簡易ガス事業者が一般ガス事業者の供給区域内に参入しようとする場合において適用される簡易ガス事業許可の審査基準を具体的かつ客観的なものとするとともに、策定した審査基準について、許可の事務を行う各通商産業局に対する周知を行い、厳正かつ統一的な運用を徹底する。(平成11年度措置済み) ・LPガス事業における更なる競争を促進する観点から、LPガス取引の適正化・料金透明化に関する取組の効果を注視するとともに、必要に応じてLPガス事業者に対して所要の指導を行うこと等により、引き続き競争環境の整備に努める。(平成12年度逐次実施)
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月、改正電気事業法施行。(特別高圧需要家を対象とした電力小売の部分自由化と、これに伴う小売託送制度の整備を行うとともに、電気料金について、料金引下げ時における届出化(従来は認可)を行った。) ・平成11年11月、改正ガス事業法施行。(自由化分野である大口供給の範囲を年間使用量200万m³以上から同100万m³以上にまで拡大するとともに、ガス導管を利用する際の託送ルールの整備、一般ガス事業の供給区域内において簡易ガス事業を行おうとする際の地方ガス事業調整協議会の廃止と許可基準の明確化を行った。)

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【規制産業における競争的仕組みについて1】

論点1：公益事業分野などの規制産業について、事業法やガイドラインを見直す作業を含め、事業所管省庁と公正取引委員会は競争を促進する観点から協力を行うための仕組みについて検討をすべきではないか。

電気事業、ガス事業、国内航空旅客運送事業、電気通信事業などの規制産業については、規制を緩和、撤廃することにより参入の自由を図ったとしても、既存の事業者と新規参入した事業者の経済力格差が大きく、有効な競争が行われない場合がある。したがって有効な競争を促進するための制度設計が重要である。規制産業における競争的仕組みの導入等に係る政策提言等は公正取引委員会の重要な職務の一つであることにかんがみ、公正取引委員会は今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に提言を行っていくべきであり、それを踏まえて、事業所管省庁と公正取引委員会は競争を促進する観点から協力を行うための仕組みについて検討をすべきである。例えば、電気事業及びガス事業においては、競争政策の観点から、所轄官庁と公正取引委員会とが共同で制度の見直しを行ったが、他の公益事業分野などの規制産業についても、事業所管省庁と公正取引委員会が必要に応じて共同でガイドラインを作成するなどさらに競争を促進する仕組みについて検討をすべきではないか。

競争促進の観点から、例えば国内航空分野については、既に公正取引委員会と連絡を取り、必要なガイドラインを策定し運用している。この結果、航空会社によって、多様な割引運賃の設定が実際に行われている。よって、当該分野について、事業所管省庁と公正取引委員会が共同して改めてガイドラインを作成する等の仕組みは、特段必要ない。(運輸省)

既にガイドライン等が策定されている事業分野においても、更なる規制緩和の進展等を踏まえた形でガイドラインの見直し等を行う場合には、改めて事業所管省庁と公正取引委員会が競争を促進する観点から協力を行うことが必要である。(公正取引委員会)

また、事業所管省庁は、当該所管分野全体について政策対応を行う立場にある。したがって、事業所管省庁は、競争促進の観点のみならず、市場原理だけでは確保されない不採算なサービスであっても、ナショナルミニマムとしての利用者利便や安全の確保等といった競争の激化により発生し得るマイナス面への影響についても合わせて取り組んでいくことが必要である。よって、競争促進のための公正取引委員会との協力の際にも、あくまでも事業所管省庁が主体となり、公正取引委員会と必要な調整を進めつつ、適切な対応を図ることが合理的かつ効率的である。(運輸省)

事業所管省庁と公正取引委員会は、競争促進の観点からそれぞれの立案機能を生かしつつ必要な調整を行い、協力関係を築いていくことが肝要である。(公正取引委員会)

公益事業分野などの各産業分野については、競争導入が行われて間もない産業分野から非対称規制が既に法律上導入されている分野等まで状況が様々であり、事業所管省庁と公正取引委員会が競争を促進するために行うべき仕組みの検討に当たっては、かかる競争の実態等を十分に踏まえる必要がある。(郵政省)

【規制産業における競争的仕組みについて 2】

論点 2：規制産業における競争的仕組みの導入等に当たり公正取引委員会が役割を担うに際して、職権行使の中立性、独立性は確保されているのか。

規制産業における競争的仕組みの導入等に当たり公正取引委員会が役割を担うに際しては、公正取引委員会の職権の行使についての中立性・独立性が確保されていなければならない。公正取引委員会の委員長および委員の職権行使の独立性や身分保障は独禁法で定義されているところであるが、省庁再編に際してもその中立性、独立性については現行どおり確保されているのか。

公正取引委員会については、省庁再編後においても、その中立性、独立性を確保するため、委員長及び委員の職権行使の独立性や身分保障が独占禁止法で明定され、委員長及び委員の任命は、引き続き、両議院の同意を得て内閣総理大臣が行うこととしていることから、公正取引委員会は、その特性にふさわしく機能を中立的かつ独立的に発揮していくことが確保されている。

6 一般集中規制（持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制）の見直し（ ）

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【持株会社設立の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業支配力が過度に集中することとなる持株会社は、これを設立してはならない。（独禁法第9条） ・事業支配力が過度に集中することとは、株式所有により事業活動を支配している会社の事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、又は相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の妨げになることをいう。（独禁法第9条の第5項） ・公正取引委員会は、独禁法第9条の第5項の規定の運用に当たり、禁止される持株会社について3つの類型を示している。 <p>【大規模会社の株式保有総額の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業以外の事業を営む株式会社であって、資本の額が350億円以上または純資産の額が1400億円以上である会社が株式を取得する場合には、その取得価額の合計額が自己の資本の額または純資産の額のいずれか多い額を超えて取得してはならない。（独禁法第9条の2） <p>【金融会社の株式保有規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業を営む会社は、国内会社の発行済株式総数の5%（保険会社の場合は同10%）を超えて株式の保有をしてはならない。（独禁法第11条）
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<p>【持株会社の範囲等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止される持株会社の範囲、大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲等について、独占禁止法改正法（平成9年法律第87号）附則の見直し規定を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。なお、大規模会社の株式保有総額制限については、見直しに当たって、適用除外株式の範囲及び裾切り要件について大幅な拡大及び引上げを行う方向で検討し、その検討結果を踏まえて必要な拡大及び引上げを図る。（平成14年度見直し） <p>【金融会社の株式保有規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融会社間の競争が激しくなってきたことや金融再編が進んできていること等の金融機関を取り巻く環境の変化の推移を踏まえ、現行の規制が現時点でも適切なものとなっているかという観点から、金融会社の株式保有制限を見直す。（金融機関を取り巻く環境の変化の推移を踏まえ、平成14年度に見直しを行う方向で検討）
<p>進捗状況、検討状況</p>	<p>制度の見直しのための実態把握に努めているところ。</p>

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【持株会社設立の制限・大規模会社の株式保有総額の制限・金融会社の株式保有規制】

論点：企業再編が急速に進んでいる現在の経済変化を踏まえ、持株会社設立の制限、大規模会社の株式保有総額の制限及び金融会社の株式保有規制といういわゆる一般集中規制については、速やかに現行規定の運用状況や問題点の把握を進める必要がある。

禁止される持株会社の範囲、大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲等については、独占禁止法改正法（平成9年法律第87号）附則5条において、施行後5年を経過した場合における検討及び必要な場合に所要の措置を講ずる規定がある。しかし、企業再編が急速に進んでいる現在の経済変化を踏まえれば、早急な検討が必要であり、当委員会としては、公正取引委員会の検討状況を注視しつつ、金融会社の株式保有規制の見直しと併せ、このような外形規制そのものの存置の可否を含めて検討を進めていくこととしたい。

我が国においては、今後、多くの業界において、持株会社形態を利用した大型の事業再編が見込まれているところ、持株会社規制及び大規模会社の株式保有規制の見直しに当たっては、今後具体化される持株会社形態を利用したこれら大型の事業再編が我が国の市場競争に与える影響について、十分な実態の把握を踏まえた上での検討が不可欠である。

また、金融会社の株式保有規制については、大手金融会社間の大型再編が進展しているところ、融資を受ける事業者等からは、こうした大規模金融会社の事業支配力の集中への懸念の指摘もあり、金融会社の事業支配力の過度集中を未然に防止することが引き続き必要である。したがって、同規制の見直しに当たっては、金融機関を取り巻く環境の変化の推移を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある。

7 著作物の再販売価格維持制度の見直し()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【著作物の再販売価格維持制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある商品のメーカー等が、取引先である卸売業者や小売業者に対して、卸売価格や小売価格を指示してこれを維持させる行為は一般に「再販売価格維持行為」(以下「再販行為」という)と呼ばれており、独禁法により、「不公正な取引方法」として禁止されている。ただし、著作物については、メーカー等が再販行為を行っても一定の条件の下で独禁法が適用されず、再販行為が認められることとされている。(独禁法第24条の2) ・著作物の範囲について、公正取引委員会は、再販行為が認められる「著作物」を、書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDに限定している。(公正取引委員会の運用解釈) ・ビデオ・レーザーディスク等の映像媒体及びコンピュータープログラム、データベース等は対象外とされている。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<p>【著作物の再販売価格維持制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作物(書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD)の再販売価格維持制度については、独占禁止法上原則禁止されている再販行為に関する適用除外制度であることから、制度を維持すべき相当の特別な理由が必要であり、今後、行政改革委員会最終意見の指摘する論点に係る議論を深めつつ、適切な措置を講ずるものとする。(10年度以降是正) ・当面、現行の再販制度の下で見られる各種の流通・取引慣行上の弊害について、消費者利益確保の観点から、迅速かつ的確にその是正を図ることとする。
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会は、平成10年12月及び平成11年12月、関係業界における流通・取引慣行改善等の取組についての報告を発表した。新聞については、平成10年4月及び8月に新聞業の景品告示及び公正競争規約をそれぞれ改正した。また、平成11年7月には新聞業特殊指定を全面改正した。書籍・雑誌については、平成11年9月に「出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を改正したほか、「出版物の価格表示等に関する自主基準」の見直し等を行っている。 また、著作物再販制度については、引き続き検討中であり、平成13年春を目途に制度自体の存続について結論を得ることとしている。現在、時限再販・部分再販等再販制度運用の弾力化など弊害是正の状況を把握中。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)はIT化関連の論点を含むことを示す。

【著作物の再販売価格維持制度】(IT関連)

論点：再販行為については、流通段階における価格競争を直接制限するなど、市場における公正かつ自由な競争の維持・促進を阻害し、消費者利益を損なうものとして、経済活動の基本ルールである独禁法上原則違法であるとの考え方が確立しており、原則禁止とされている。著作物の再販売価格維持制度については、こうした独禁法上原則禁止されている再販行為に関する適用除外であることから、制度を維持するにはそのための相当の特別の理由が必要である。この点に関し、行政改革委員会最終意見では、「現行再販制度を維持すべき『相当の特別な理由』があるとする十分な論拠は見出せないとの認識が、国民に十分に浸透されていくことを期待するとともに、著作物の再販制度について、国民の議論を深め、その理解を踏まえて速やかに適切な措置を講じるべきである。」との見解を示しているが、当委員会としても、同様の観点から検討を注視していく。さらに、現行制度がインターネットによる書籍や音楽用CDの販売など新しい商取引形態を阻害する要因となることがないかという観点からも検討を行うべきである。

3 参考資料

著作物再販制度の見直しについて

[1] 著作物再販制度の見直しについて

- (1) 著作物の再販売価格維持制度（以下「著作物再販制度」という。）は、独占禁止法適用除外制度のひとつとして、昭和28年に導入されたものであるが、経済・社会情勢の変化を踏まえ、消費者利益を確保する観点から、その見直しについて、平成6年2月以降、累次閣議決定されている。
- (2) 規制緩和推進3か年計画（平成10年3月31日）においては、「著作物（書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）の再販売価格維持制度については、独占禁止法上原則禁止されている再販行為に関する適用除外制度であることから、制度を維持すべき相当の特別な理由が必要であり、今後、行政改革委員会最終意見の指摘する論点に係る議論を深めつつ、適切な措置を講ずるものとする。当面、現行の再販制度の下で見られる各種の流通・取引慣行上の弊害について、消費者利益確保の観点から、迅速かつ的確にその是正を図ることとする。」とされている。

[2] 経緯及び状況

(1) これまでの経過

ア 検討着手

公正取引委員会は、独占禁止法適用除外制度の見直しの一環として、学識経験者からなる「政府規制等と競争政策に関する研究会」（座長：鶴田俊正専修大学経済学部教授）に検討を依頼し、その検討結果も踏まえ、平成4年4月、再販適用除外が認められる著作物の取扱いを明確化するためには、法的安定性の観点から立法措置によることが妥当であり、再販適用除外が認められる著作物の範囲について幅広い観点から総合的な検討を行うことを表明した。

イ 中間報告等

その後、この検討の一環として、書籍・雑誌、新聞、音楽用CD等の流通実態調査を行うとともに、政府規制研の下に「再販問題検討小委員会」を開催し著作物再販制度について主として理論的側面から検討を行い、同小委員会は平成7年7月に中間報告書を公表した。中間報告書公表後、関係業界、消費者団体等から多くの意見が公正取引委員会に対して寄せられた。また、公正取引委員会としても、国民各層の議論を深めるため全国各ブロックで著作物再販制度を考えるシンポジウムを開催してきた。

ウ 研究会報告書

公正取引委員会は、平成9年2月以降、「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会」で検討を行い、平成10年1月に研究会としての検討結果を得た。

(2) 公正取引委員会見解

以上を受けて、公正取引委員会は、平成10年3月31日、次のような結論を公表した。

著作物再販制度については、競争政策の観点からは、廃止の方向で検討されるべきものであるが、本来的対応とはいえないものの文化の振興・普及と関係する面もあるとの指摘もあり、これを廃止した場合の影響について配慮と検討を行う必要があると考えられることから、著作物再販制度について引き続き検討を行うこととし、一定期間経過後に制度自体の存廃について結論を得るものとする。上記の結論を得るまでの間、著作物再販制度の対象品目を書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDに限定する。また、現在存在する各種の流通・取引慣行上の弊害の迅速かつ的確な是正を求めていくこととする。

(弊害是正の内容)

時限再販・部分再販等再販制度の運用の弾力化

各種の割引制度の導入等価格設定の多様化

再販制度の利用・態様についての発行者の自主性の確保

サービス券の提供等小売業者の消費者に対する販売促進手段の確保

通信販売、直販等流通ルートが多様化及びこれに対応した価格設定の多様化

円滑・合理的な流通を図るための取引関係の明確化・透明化その他取引慣行上の弊害の是正

(3) 公正取引委員会のその後の取組

書籍・雑誌について「出版物の価格表示等に関する自主基準」、「出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の見直しを関係業界に促し、後者については、一部改正を平成11年10月1日から施行した。

新聞については、現行の特殊指定の全面改正を平成11年9月1日から施行した。

新しい媒体を通じた著作物の流通等が阻害されることのないよう注視するほか、事業者等の自主的な流通・取引慣行改善等の取組を他の事業者や事業者団体が阻害することのないよう引き続き監視を行っている。

著作物再販制度自体の存廃については、関係業界との対話を行う等して引き続き検討を行っている。

(4) 平成10年4月以降の関係業界の取組

1. 書籍・雑誌

発行後一定期間が経過した書籍・雑誌の非再販化（時限再販）の拡大

雑誌の長期講読割引の拡大

再販売価格維持契約委員会の事業内容等の見直し

書籍・雑誌を対象としたポイントカード制等の実施

インターネット等による通信販売の拡大

注文品供給・情報提供迅速化への取組等

書籍・雑誌のオンデマンド出版事業

1. 新聞

景品規制の見直し（従来原則禁止 3か月分の講読料金の8%までの緩和等）

長期購読者等に対する自社発行の書籍の割引販売等

学校教育教材用定価の設定

1. レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD

再販期間の短縮（一部品目につき2年 6か月又は1年）

非再販CDの発売、サービス券による顧客サービス

廃盤セールスの拡大等

インターネットを利用した音楽配信事業

<参考2> 諸外国における著作物再販制度の状況

	書籍	雑誌	新聞	音楽用CD等	備考
アメリカ	×	×	×	×	1975年、すべての適用除外を廃止
イギリス	×	×	×	×	1997年、書籍の適用除外を廃止
ドイツ				×	出版物は適用除外
フランス		×	×	×	1981年、書籍定価法制定

(注) OECD加盟各国に対する調査によると、著作物の再販制度を設けている国は、フランス（書籍）、ノルウェー（書籍）、デンマーク（書籍、雑誌）、オランダ（書籍、雑誌）、ドイツ（書籍、雑誌、新聞）、オーストリア（書籍、雑誌、新聞）、韓国（書籍、雑誌、新聞）などである。なお、音楽用CD等について再販制度を設けている国はない。

8 民事的救済制度の実施状況()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【独禁法違反行為に対する差止請求制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none">・独禁法違反行為（不公正な取引方法に係るもの）によって著しい損害を受けた、又は受けるおそれがある消費者、事業者等が、裁判所に訴訟を提起し、違反行為の差止めを請求することができる。（改正独禁法第24条）・差止請求訴訟が提起されたときは、裁判所は、その旨を公正取引委員会に通知するとともに、公正取引委員会に対し、その事件に関する独禁法の適用等について意見を求めることができる。また、公正取引委員会は、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、その事件に関する独禁法の適用等について意見を述べるることができる。（改正独禁法第83条の3）・民事訴訟法の原則により被害発生地等の地方裁判所に差止請求訴訟を提起することができるほか、各高等裁判所所在地の地方裁判所及び東京地方裁判所にも提起することができるとともに、裁判所が相当と認めるときは、これらの裁判所に訴訟を移送することができる。（改正独禁法第84条の2、第87条の2）・差止請求訴訟の濫用防止のため、提訴が不正の目的によることを被告が疎明した場合は、裁判所が、原告に相当の担保を提供することを命じることができる。（改正独禁法第83条の2） <p>【独禁法違反行為に係る損害賠償制度の整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・公正取引委員会の審決が確定した後に無過失損害賠償責任を負うものとして、従来の規定では、私的独占もしくは不当な取引制限をし、または不公正な取引方法を用いた事業者が規定されていたが、独禁法第8条第1項の規定に違反する行為をした事業者団体等を対象として加えた。（改正独禁法第25条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<p>【民事的救済制度】</p> <p>民事的救済制度については、規制緩和推進のための基盤的条件の整備の観点から、有効かつ統合的な制度となるよう結論を得て、私人により独占禁止法違反行為（不公正な取引方法に係るもの）に対する差止請求を行うことができる制度を新設する等のための所要の法的措置を講ずる。（平成13年1月6日から6か月以内）</p>
進捗状況、検討状況	<p>平成12年5月19日、改正独占禁止法公布。民事的救済制度の整備に係る法改正については、平成13年1月6日から6か月以内の政令で定める日から施行。</p>

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【民事的救済制度】

論点：独禁法違反行為等不公正な競争行為に対する民事的救済制度は、規制改革推進のための基盤的条件の整備として重要であることから、改正法の実施状況を注視していく。

法改正により導入された差止請求制度が、公正かつ自由な競争の維持、促進を図る上で有効に機能しているかという観点から、改正法の実施状況を注視していく。

3 参考資料

独占禁止法違反行為に係る民事的救済制度の整備

		現 行	改 正 後
独 占 禁 止 法 違 反 行 為 の 差 止 め	公取委	審決によって違反行為を差止め	同 左
	私人	私人による差止請求訴訟の提起は不可	不公正な取引方法に係る違反行為の被害者が裁判所に差止めを請求
損害賠償	公取委の確定審決がある場合*	25条訴訟（無過失損害賠償責任） 私的独占 不当な取引制限 不公正な取引方法 のみが対象	25条訴訟（無過失損害賠償責任） 左の ~ の他に 事業者団体の禁止行為 特定の国際的協定又は国際的契約 を追加
	確定審決がない場合	民法第709条等の規定に基づく損害賠償請求訴訟	同 左

* 民法第709条等の規定に基づく損害賠償請求訴訟も提起可能。

9 独占禁止法違反に係る注意の運用状況()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【警告・注意の発出】 ・公正取引委員会は、独禁法に違反する疑いがある場合で勧告に足る証拠が得られなかった場合に警告を行い、違反につながるおそれのある行為が見られた場合に注意を行っている。警告については都度、個別の関係人の概要、被疑事実の概要、排除措置等について公表し、注意については個別の内容公表は行っていないが、年次報告において業種・行為類型別分類を明示している。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	【警告・注意の在り方】 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意についての公表内容について、更に具体性を高める。また、注意については、適切な運用が行われることを促進するために、その適用基準について、必要に応じて適切な範囲で明らかとする。
進捗状況、検討状況	平成12年6月、公正取引委員会は「平成11年度における独占禁止法違反事件の審査状況について」の報告を公表した。その中で、警告を行った各々の事件については態様別に概要を報告し、注意を行った事件については、全体の件数および不当廉売事件に関する調査を行うにあたる考え方および業種別の注意件数を報告した。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【独禁法違反に係る注意の運用状況】

論点：独禁法違反に係る注意については、規制緩和推進3か年計画の中で、「適切な運用が行われることを促進するために、その適用基準について、必要に応じて適切な範囲で明らかとする」とあるが、当委員会としても、その主旨に沿った適切な運用が行われることを促進するために、その運用状況を注視していく。

3 参考資料

○公正取引委員会の不当廉売に対する取組

< 不当廉売規制 >

企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、正常な競争手段とはいえず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある不当廉売^(注)は、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

(注) 不当廉売として問題となるのは、正当な理由がないのに供給に要する費用を著しく下回る価格その他不当に低い価格で継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合である。したがって、例えば、季節商品を見切り販売する場合等のように、正当な理由がある場合には、不当廉売として問題となることはない。

< 処理状況 >

小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者に対する影響が大きいことから、公正取引委員会は、不当廉売に当たる可能性のある事案については迅速に処理する方針の下で、その端緒に接した場合には、必要に応じて現地に赴いて調査の上、注意等を行っている。このため、その端緒に接した場合には、主として当該行為について 供給に要する費用を著しく下回っているか、継続的に供給しているかを中心に調査を行い、その結果を踏まえて違反につながるおそれがあると認められる場合には注意を行っており、現在は概ね申告から2 か月以内に処理している。平成11年度までに不当廉売につながるおそれがあるとして注意を行ったものは、次表のとおりである。

(単位：件)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
平成11年度	429	215	4	24	672
平成10年度	339	185	18	57	599
平成9年度	83	94	9	31	217
平成8年度	79	22	3	46	150

主要な事例としては、酒類のディスカウンターによるビールの販売、給油所によるガソリン等の販売等に関するものがある。

法 務

< 分野別総論 >

問題意識

昨今の経済活動を始めとする諸活動においては、国境を越える企業活動や人の移動が一層活発化し、自己責任と市場原理に基づく自由・公正かつ健全な社会を実現する要請が強まり、行政の在り方も事前規制型から事後チェック型への転換が進められている。このような状況の中で、我が国においても、国際競争にさらされる企業は、経済のグローバル化の急速な進展に対応して、経営手法や会計基準について欧米型の制度を取り入れる動きが広がってきている。

商法は昭和25年に大改正されて以来、昭和49年の監査制度の強化、昭和56年の株主総会の活性化等、平成2年の最低資本金制度の導入等、最近では平成6年の自社株取得規制の緩和、平成9年のストック・オプション制度の導入やいわゆる株式消却特例法の制定など、その時々々の需要に応える形で法改正が行われてきた。

バブル経済の崩壊後は、主として企業リストラクチャリングのための法制整備が政策的課題となったこともあり、平成7年以降、会社の組織再編に関する商法改正が重点的テーマとなった。平成9年には合併法制の見直しが行われ、平成11年には株式交換・株式移転制度が創設された。そして今年の5月には会社分割制度を導入する法改正が成立し、これにより、会社の組織再編に関する一連の商法改正は一応終了した。

しかしながら、企業を取り巻く経済環境の急激な変化に的確かつ迅速に対応するためには、基本法である商法について組織再編以外の分野についても見直しを行うことが不可欠である。特に、連結決算、執行役員や社外取締役といった国際的な時流に対し、商法が対応できていないとの指摘がある。

これまでの取組とその成果

規制改革委員会では、昨年度初めて企業法制に関する内容を取り上げた。具体的には、ストック・オプション制度につき、使い勝手の向上という観点から制度の改善を取り上げた。その結果、取り上げた個別論点のうち、自己株式方式と新株引受権方式の併用については既に法改正が行われ併用が認められることとなった。また、株主総会制度を中心に、コーポレート・ガバナンスに関する制度の改善についても議論を始めた。企業法制以外では、高度情報通信社会における事業活動基盤整備及び電子商取引等の発展という観点から、昨年度は、電子商取引等の基盤づくりの推進について取り上げた。

今年度のテーマ設定

このような流れを踏まえ、今年度の法務分野においては、ベンチャー企業の出現や会社形態・経営手法の多様化などに対応し、企業経営の機動性を確保できるよう、実態に即した商法の改善について、重点的に取り上げることとした。

具体的には、まず、エクイティ・ファイナンス手段の多様化である。社債については規制緩和が進み、市場が整備されつつあるが、株式については優先株制度が平成2年改正で改善されたものの、使い勝手の面でなお改善を要すると考えられる点がある。今後、グループ経営の資金調達手段をエクイティ・ファイナンス手段の多様化という観点から拡充すべきであると考えられる。

次に、検査役調査制度の改善である。起業や会社の再編が盛んになってきているが、現在の検査役調査制度は使い勝手が悪く、それを阻害する要因になっているという指摘がある。経済のグローバル化、スピードアップ化に対応できるよう、制度を改善する必要がある。

第3に、コーポレート・ガバナンスに関する制度の改善である。外国人株主の増加など我が国企業の経営や組織が様変わりしている中で、商法で定められている企業の統治システム（コーポレート・ガバナンス）を、自由度の高いものにすべきとの指摘が多くなされている。このような観点から、具体的には、昨年度に引き続き、株主総会制度の改善について取り上げるとともに、取締役会及び監査役会等を含めた組織の見直しと個々の取締役・監査役・執行役員の権限の明確化、株主代表訴訟制度の改善などについても議論を進める。

第4に、100%子会社における機関の在り方の見直しである。100%子会社については、それが大規模な会社であっても、株主は親会社1社だけであり、多数の株主を前提としたコーポレート・ガバナンス規制の適用は、緩和する必要がある。

第5に、ストック・オプション制度の改善である。本テーマは、昨年度取り上げたものの、その際取り上げた個別論点以外にも改善すべき論点があると考えられるので、再度取り上げることにした。

最後に、電子化の推進についても取り上げる。上に挙げたような実態に即した企業法制の在り方に関連するテーマは、現在進行中のIT革命を担う主体の育成に資するという観点からも強い要請のある課題であるが、それ以外にも現行商法においては、紙ベースでの取扱いや代表者の署名又は記名押印等を要求する規制が多々存在することから、ITを活用した企業活動に負担要因になったり、その利点が損なわれたりしているとの指摘がある。こうしたIT化に対応した商法の見直しについても、推進していく。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
法曹人口の大幅増員と関連問題	(1) ストック・オプション制度の改善 (2) コーポレート・ガバナンスの改善 (3) 電子商取引等の基盤づくりの推進 (4) 法曹人口の大幅増員と関連問題（法曹人口の大幅増員、司法修習を経ていない者に対する法曹資格の付与の拡大、外国法事務弁護士と弁護士の提携）

（注）今年度は、弁護士、外国法事務弁護士を含む法曹資格関連の課題は、業務独占資格の横断的見直しにおいて取り扱っている。

【近年の主な規制改革措置】

年月	主な規制改革事項
1995年1月	・外国法事務弁護士の資格承認基準である職務経験要件の緩和
1996年9月	・外国法事務弁護士等による国際仲裁事件の手續についての代理を行うことを許容
1997年6月	・ストック・オプション制度の導入 ・自己株式消却の緩和
1997年10月	・合併法制の合理化 ・株式交換、株式移転制度の創設 ・法曹三者は、司法試験合格者を99年度以降年間1,000人以上に増加することなどを合意
1998年5月	・外国法事務弁護士の職務範囲の拡充等を実施
1999年4月	・司法修習期間を1年6か月とする新たな修習制度の実施
2001年1月 （施行予定）	・司法試験第2次試験の試験科目の改正
2001年4月 （施行予定）	・電子署名及び認証業務に関する法律の創設 ・会社分割法制の創設 ・ストック・オプション制度株式調達方法の改善

< テーマ別論点公開 >

1 エクイティ・ファイナンス手段の多様化

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【優先株】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社は利益、残余財産の分配又は利益による株式の消却について、内容の異なる数種の株式を発行することができる。(商法第222条第1項)その一つが優先株である。 ・無議決権優先株の株数は、発行済株式総数の3分の1を超えることができない。(商法第242条第3項) <p>【トラッキング・ストック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッキング・ストックとは、経営権や組織形態を分けずに特定部門又は特定の子会社の業績を基礎に市場から資金調達を行う種類株式である。 ・現在の商法では、定款への記載方法、ディスクロージャーの在り方等について明確になっていない。 <p>【1株当たり純資産規定及び株式発行授權枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり純資産額は、5万円を下回ってはならない。純資産額の計算の基礎については、最終の貸借対照表による。(商法218条第2項後段等) ・会社が発行する株式の総数は、発行済株式総数の4倍を超えて増加することができない。(商法第347条)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>記載なし。</p>
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月から、法務省の法制審議会商法部会会社法小委員会において検討されている。 ・優先株の発行限度枠については、産業活力再生特別措置法の中で、時限的な措置として、商法上の3分の1から2分の1へ拡大する措置が講じられている。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【優先株について発行枠の拡大や発行手続の簡素化等制度の整備】(IT関連)

論点1：優先株については、資金調達手段の多様化の観点から、発行枠の拡大や発行手続の簡素化等といった商品性の改善により、制度を整備すべきではないか。

平成2年の法改正により、無議決権優先株の株数は発行済株式総数の4分の1から3分の1に拡大された。産業活力再生特別措置法では、債務の株式化の為の環境整備の一環として、発行限度枠を商法上の3分の1から2分の1へ拡大する措置が講じられている。今後、MBO (Management Buyout) 等の実施に伴う場合など、(無議決権)優先株発行による資金調達ニーズが強まることが考えられることから、商法

においても、発行限度枠を拡大すべきではないか。

無議決権優先株は平成2年の法改正後もほとんど利用されていないことから、その発行限度枠の拡大については、実務界の現実のニーズを把握した上で検討をすべきものと認識している。

株式の消却原資を配当可能利益額の範囲内とする制約については、平成10年の消却特例法改正により、公開会社について、時限的だが、法定準備金（資本準備金と利益準備金の合計）が資本金の4分の1を超える場合、超えた額の範囲内の資本準備金で株式の買入れ消却が認められている。これを恒久化し、商法本体に取り込むべきではないか。

資本準備金による株式の消却は減資と実質的に同じ効果を持つことから、その恒久化については、減資手続に係る規制との整合性を確保する必要があることを踏まえた議論が必要である。また、商法上、資本準備金等の法定準備金の用途は限定されており、資本制度の在り方を含めて検討を行う必要がある。

株主の側からの転換のみが認められる転換株式については、会社側からの転換権も容認すべきではないか。

現行法においても、優先的内容の明確性及び客観性を害しない範囲で、種類株式の優先的内容に解除条件若しくは期限を付すことは可能と解されている。

【トラッキング・ストックの導入】

論点2：トラッキング・ストックについて、株式による資金調達手段の多様化を図る観点から、環境を整備すべきではないか。

現在の商法でも、数種の株式を発行することができるものとされているが、定款への記載方法、ディスクロージャーの在り方等についての環境整備が必要ではないか。

残余財産の分配について、親会社が倒産した場合は子会社の資産について解散時に優先的に配当できるようにする一方で、子会社が倒産した場合、発行体自体は存続しているので、発行体が時価で株式を買い取るような優先株が認められるべきではないか。

親会社が発行した株式に、別法人であり、かつ、株主の払込資金が投下されていない子会社の資産に対する優先的な残余財産分配請求権を認めることは困難である。また、子会社が倒産した場合の指摘については、償還条項の定め方の問題である。

トラッキング・ストックを発行した後、子会社の株式公開、他社との合併、事業売却等の事業再編時に、発行会社が任意に償還すること（現金、親会社普通株式、子会社普通株式などを対価として）ができる（可逆性を確保する）ようにすべきではないか。

償還条項若しくは優先的内容の解除条件の定め方の問題である。

【1株当たり純資産規定の廃止及び株式発行授權枠の拡大】（IT関連）

論点3：株式分割の自由を高め流動性を確保する観点から、1株当たり純資産規定を廃止するとともに、株式発行授權枠を拡大すべきではないか。

情報通信関連等の高株価企業が自由に株式分割を行うことができず、流動性の阻害要因になっている。株式分割によって株数が増えて1株当たり純資産額が減っても、資本基盤が弱くなるわけではないので、1株当たり純資産額を5万円以上にする規制は合理的といえなくなってきた。

る。米国ではこのような規制はなく、また、発行済株式数の設定は株主の判断に任せられ、十分な数量の株式の発行が可能である。出資単位の細分化の防止は、法律で規制せず、基本的には市場原理に基づき個々の企業が株主管理コストの負担との兼ね合いで行えばよいのではないかと考えられる。株式分割における純資産額規制については、現行法が規律する投資単位に関する他の規定に対する影響を考慮しながら検討を行う必要がある。現在の授權資本制度の下では、新規発行株式数が発行済株式数の4倍を超える時は、株主総会を開いて定款変更する必要がある。特に、株式分割の場合などは、既存株主の権利を侵害するものではない。株式発行授權枠については、現在の4倍を拡大してもよいのではないかと考えられる。授權資本枠は、株主保護の見地から、発行株式数に関する取締役会の権限を制限する趣旨のものである。授權資本枠の拡大については、機関の権限分配の在り方にもかかわる問題であり、株式分割の場合に既存株主の権利を侵害するものではないという理由だけで、一般的に授權資本枠を拡大することはできない。

2 検査役調査制度の改善

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【検査役調査制度】 ・現物出資、財産引受及び事後設立をするには、出資財産につき原則として裁判所の選任した検査役による調査が必要とされている。(商法第173条、第181条、第246条、第280条の8) ・平成2年の商法改正において、現物出資又は財産引受の目的物の価格が少額である時、不当評価のおそれがない時、及び専門家による証明書がある時は、検査役の調査を要しないこととされた。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。
進捗状況、検討状況	・平成12年4月から、法務省の法制審議会商法部会会社法小委員会において検討されている。 ・産業活力再生特別措置法において、時限的な措置として、認定企業は裁判所の選任する検査役の検査を弁護士、公認会計士、監査法人等の検査に代えることが可能とされている。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【検査役調査制度の改善】(IT関連)

論点：検査役調査は、検査役の選任や調査に掛かる時間や調査費用が、企業にとって過大な負担となっていることから、検査役調査の手續自体の合理化、検査役調査を要する場合の見直しをすべきではないか。

産業活力再生特別措置法では、認定企業は裁判所の選任する検査役の検査を弁護士、公認会計士、監査法人等の検査に代えることが可能とされている。商法においても、弁護士、公認会計士、監査法人等の検査に代替することができるようにすべきではないか。

産業活力再生特別措置法は、我が国の企業の生産性が低迷し、企業の競争力の強化が喫緊の課題となっているという経済状況にかんがみ、事業の再構築により生産性の向上を実現するため、特別の措置として、会社が主務大臣の認定を受けた事業再構築計画に従って新たに会社を設立する等の一定の場合に限り、時限的に検査役の調査に関する商法の特例を認めたものである。このような特別の措置を一般化すると、会社の資本充実を害したり、現物出資者と金銭出資者との間の不公平が生じるおそれがある。

なお、平成2年の商法改正により、現物出資等につき検査役の調査を要しない場合を広く認めることとしている(商法第173条等)。

3 コーポレート・ガバナンスに関する制度の改善()

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【取締役会、監査役会、株主代表訴訟制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会は、会社の業務の執行を決定し取締役の職務の執行を監督することとされている。(商法第260条第1項) しかしながら、従来の実務では、後者の監督機能が果たされているかは疑問がある。 ・取締役会は、定められた重要事項の業務執行の決定につき、取締役に委ねることができない。(商法第260条第2項) 執行役員については、権限・責任が明確化されていない。 ・監査役は、取締役の職務執行を監査する。監査役は、取締役、支配人、使用人に対し営業報告を求め、会社業務及び財産の状況を調査することができる。(商法第274条) しかしながら、例えば、社外取締役に監査機能を与えることはできない。 ・6か月以上株式を保有していれば、取締役の責任を追及する株主代表訴訟の提起を請求することができる。(商法第267条) <p>【株主総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主名簿の閉鎖期間及び基準日の設定は、3か月以内と定められている。(商法第224条の3) ・株主総会の決議事項については、商法で定められた役員・監査役の報酬の決定、計算書類(利益処分等)の報告・承認、又は定款に定められた事項を決議することとされている。(商法第230条の10、第269条、第279条、第283条) ・株主総会の特別決議は、発行済株式総数の過半数にあたる株主の出席が求められ、必要多数として出席株主の議決権の3分の2以上が求められている。(商法第343条) ・株主提案権行使期間は、会日の6週間前までとなっている。(商法第232条の2第1項)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会の在り方については、他の関連する制度との関係、コーポレート・ガバナンスに関する議員立法の動向等に留意しつつ、株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、会社の機関の在り方、会社の情報の適正な開示の在り方等を含め総合的に検討し、結論を得て、順次所要の措置を講ずる。(平成12年度検討、結論を得て、順次措置)
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月から、法務省の法制審議会商法部会会社法小委員会において検討されている。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善】(IT関連)

論点1：企業の経営や組織が様変わりする中で、企業の統治システム（コーポレート・ガバナンス）の自由度を高くする観点から、取締役会及び監査役会等を含めた組織の見直しと個々の取締役・監査役・執行役員の権限の明確化、株主代表訴訟制度の改善を行うべきではないか。

企業活動の「効率性」と「健全性」と確保するために、取締役会・監査役（会）等を含めた組織の見直しと個々の取締役・監査役・執行役員の権限・責任の明確化が必要ではないか。

外国人株主の増加など企業の経営や組織が様変わりしている中で、商法で定められている企業の統治システム（コーポレート・ガバナンス）をより自由度の高いものにすべきとの指摘が多くなされている。企業が変化していく経営環境に対応していくためには、選択制の採用、規模・公開性の考慮、ガイドラインの活用、取締役会におけるテレビ会議の認容、といったより弾力性のある法体系が必要ではないか。

株主代表訴訟制度については、実際上有効かつ合理的に活用できるよう制度の充実を図るべきではないか。

透明性の確保とディスクロージャーは、コーポレート・ガバナンスの基本であることから、例えば、取締役・監査役の人事については、そのプロセスの中に、株主等に対する透明性を確保することが必要ではないか。

執行役員制度の導入、会社の機関相互の権限や株主代表訴訟制度の見直しは、会社の組織の在り方の根幹にかかわるものであるから、その改正を検討するに当たっては、まず、現行の制度自体にどのような問題があるのか、その原因は何であるのかについて具体的に明らかにしなければならず、その上で、その問題点を解消するために有用な方策として、上記制度の導入や見直しが適合するものなのか、他により合理的な方策は採り得ないのか等について、検討する必要がある。

現在、法制審議会商法部会会社法小委員会において、上記の観点から検討を継続しているところである。

【株主総会制度の改善】

論点2：株主総会については、株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、会社の機関の在り方、会社の情報の適正な開示の在り方等を検討すべきではないか。

株主名簿の閉鎖期間及び基準日の設定は3か月以内と定められているため、株主総会は期末日から3か月以内で開催することになる。招集通知発送から総会開催日までの期間に余裕を作り、株主（特に外国人）の議案検討期間を確保するといった観点から考えると、この制度を廃止（定款で定めることとする）あるいは緩和（6か月など）することを検討すべきではないか。なお、配当の支払時期が遅くなるといったデメリットについては、下記で述べる「利益処分を株主総会の決議でなく取締役会の決議で決定する」ことにより早期支払が可能となる。また、ディスクロージャーの後退といった点に関しては、後退の姿勢を見せる企業に対しては、株主の評価が厳しくなることから、市場の評価・判断に委ねるべきではないか。

株主総会の決議事項の中で、利益処分については、株主総会の決議でなく取締役会の決議で決定することが可能であれば、配当を現在よりも早く払えるようになり、株主の利益にもなる。また、役員報酬についても、取締役会決議で決定できることとすれば企業の機動性を高められる。その際は、株主に対するディスクロージャーの後退を避ける観点から、事後開示を充実させることが必要である。また、取締役会決議につき各取締役が責任を負うことは言うまでもない。したがって、については、利益処分及び役員報酬を株主総会の決議事項から取締役会の決議事項に移

行することを検討すべきではないか。

株主総会特別決議の定足数の見直し、株主提案権行使期限の繰上げについては、規制緩和推進3か年計画（再改定）を踏まえ、検討状況を注視していく。

株主総会の取締役会に対する権限委譲にかかわる一般論については、会社の機関相互の権限の見直しとして、論点1において述べたとおりであり、上述の観点から検討を継続しているところである。

なお、個別事項に関しては、改正の必要性について具体的に明らかにする必要があるとともに、株主名簿の閉鎖期間及び基準日の設定期限の上限については株式の流通に対する障害となり得るものであること、利益処分の確定については会社の所有者である株主の固有権であるとの指摘もあること、役員報酬については現行規定の趣旨の確保が必要であること等の根本的な問題も存在する。

4 100%子会社における機関の在り方の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	・100%子会社については、それが大規模な会社であっても、株主は親会社1社だけである。にもかかわらず、多数の株主を前提としたコーポレート・ガバナンスの規制が適用されている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【100%子会社における機関の在り方の見直し】(IT関連)

論点：100%子会社については、株主である親会社の合意があれば、債権者保護に関する規定を除いて、一定の範囲で商法の強行規定の適用を排除することを認めてもよいのではないか。

100%子会社は、株主が親会社1社に限定されている。その場合、株主である親会社と会社の役員との議論を経て、会社の重要事項について意思決定がなされているにもかかわらず、商法上の規定があることにより、余分な手間やコストが掛かっている。株主である親会社の決定があれば、株主総会を省略することができるようにしてもよいのではないか。

100%子会社については、親会社が執行や監査をする選択肢を認め、取締役の員数は1名以上とし、また、監査役については親会社が法人監査役となることを認めてもよいのではないか。

完全子会社の機関の在り方に関しては、一定の範囲で商法が定める強行規定の適用を排除することが許容され得るかについて、現在、法制審議会商法部会会社法小委員会において検討が行われているところであるが、この検討に当たっては、個々の規定ごとに適用排除の可否、排除の仕方、代償措置の要否等を個別具体的に検討するとともに、さらに、設立後に完全子会社になった場合や完全子会社でなくなった場合に関する移行措置等を検討する必要がある。

なお、完全子会社においては、株主は文字どおり完全親会社のみであるが、判例上、一人会社については、その株主さえ出席すれば、招集手続がなくても、株主総会は成立するものとされているから、株主総会を省略する必要性は薄いとも考えることもできる。また、完全親会社自身が監査等を行うこととすることについては、監査役の特権として現行法で認められているものの取扱いをどうするのか、また、そもそも、そのような会社に独立した法人格を付与できるのか等の問題が生じ得る余地がある。

5 ストック・オプション制度の改善 ()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【ストック・オプション制度】</p> <ul style="list-style-type: none">・ストック・オプション（自社株購入権）制度とは、企業が役員や従業員に対し、あらかじめ定められた価格（譲渡価格）で自社株を購入する権利（オプション）を与える制度である。平成9年5月の商法改正により自己株式方式が解禁され、平成9年10月からは新株発行方式も認められた。・株主総会決議事項は、付与対象者の「取締役又は使用人の氏名」、「その者に譲渡すべき株式の種類、数」を定める等、厳格になっている。（商法第210条の2、商法第280条の19）・付与限度枠は、発行済株式総数の10分の1以内と定められている。（商法第210条の2第1項、第3項、商法第280条の19第3項）・ストック・オプションの付与対象者は、その会社の取締役及び使用人とされる。（商法第210条の2第2項第3号、第280条の19第1項）・新株引受権方式によるストック・オプションの付与については、株主総会の特別決議を要する。（商法第280条の19第2項）・合併、営業譲渡、反対株主の株式買取請求等により取得した自己株式、権利行使期間満了後やストック・オプション付与者の退任・死亡等により発生した権利未行使株式については、相当の時期に処分することを要する。（商法第211条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none">・経済界等からの見直しの要望を踏まえ、また、株主の権利の保護や自己株式の取得及び保有の制限の趣旨をも考慮し、ストック・オプション制度の公正かつ円滑な運用を実現する観点から、制度の改善を検討し、結論を得て、順次所要の法的措置を講ずる。（平成12年度検討）
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none">・自己株式方式と新株引受権方式の併用については、平成12年5月に成立した会社分割制度に関する商法改正の中で認められた。・付与限度枠については、新事業創出促進法において、時限的な措置として、新事業分野開拓のための計画の認定を受けた企業に対し、3分の1まで拡大することとされている。また、産業活力再生特別措置法において、時限的な措置として、事業再構築のための計画の認定を受けた企業に対し、4分の1まで拡大することとされている。・付与対象者については、産業活力再生特別措置法において、時限的な措置として、事業再構築のための計画の認定を受けた企業の子会社の取締役及び使用人にまで拡大することとされている。また、新事業創出促進法においては、時限的な措置として、新事業分野開拓のための計画の認定を受けた企業に対し、技術者、大学教授、弁護士等社外の支援者にも拡大することとされている。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【ストック・オプション制度の改善】(IT関連)

論点：ストック・オプション制度については、株主の権利の保護や自己株式の取得及び保有の制限の趣旨をも考慮し、ストック・オプション制度の公正かつ円滑な運用を実現する観点から、制度の改善を検討すべきではないか。

株主総会決議事項については、株主利益を守るという観点から考えると、付与限度枠の株式数及び取得価格の総額さえ確定していれば十分である。個人名を出しても余り意味がない。個人別の内訳は取締役の善管注意義務に委ねれば十分である。ストック・オプションの付与限度枠の株式数及び取得価格の総額のみを定めればよく、付与対象者の「取締役又は使用人の氏名」、「その者に譲渡すべき株式の種類、数」を定めるのは取締役会決議で決定できることとすべきではないか。

株主総会決議事項の簡素化については、適切な情報開示制度の創設と組み合わせるべき問題と認識している。付与される株式の内容は既存の株主に影響を与えるものであることから、株式の種類についてまで株主総会の決議事項から外すことについては異論のあるところである。

この問題については、法制審議会の検討課題とされ、審議されることが見込まれる。

付与限度枠については、発行済株式総数の10分の1以内となっているため、初年度に上限一杯付与すると、権利行使が進まない限り次年度以降に追加付与ができなくなる。米国では画一的な上限はなく、多くの企業が毎年一定規模以上のストック・オプションを付与している。また、新事業創出促進法では、商法上、発行済株式総数の10分の1以内と定められている付与限度枠を3分の1まで拡大する措置が講じられている。商法においても付与限度枠を拡大すべきではないか。

自己株式譲渡方式については、自己株式の保有に伴う弊害が認められることから、付与限度枠を拡大することはできない。新株引受権付与方式については、既存の株主の保護の観点も合わせて検討を行う必要がある。

なお、新事業創出促進法の付与限度枠拡大の特例を受けるためには、同法が定める一定の要件を満たす会社である旨の主務大臣の認定、同法が定める一定の要件を満たす事業の実施に関する計画に対する主務大臣の認定を受けなければならないのであり、同法における特例措置を直ちに商法に移行させるとする考え方は採ることができない。

付与対象者の子会社取締役・使用人への拡大、新株引受権方式の株主総会普通決議事項への移行、株式買取請求等により取得した自己株式や権利未行使株式の利用については、規制緩和推進3か年計画(再改定)を踏まえ、検討状況を注視していく。

6 商法に関する電子化の推進

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【商業帳簿等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商法上、商業帳簿及び営業に関する重要書類は10年間、総会議事録等は本店において10年間（支店においてはその謄本を5年間）、監査報告書等は本店において5年間（支店においてはその謄本を3年間）、原本で保存することが義務づけられている。（商法第36条、第244条、第260条の4、第282条、第429条） ・定款・株主名簿等は書面で常時備え置き、閲覧・コピーに応じなければならない。（商法第263条） <p>【株主総会の招集通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社は、株主総会の招集通知を作成し、書面にて総会を招集する2週間前に送付しなければならない。（商法第232条） ・議決権を有する株主の数が千人以上の会社は、株主総会の招集通知に、議決権行使に参考となるべき事項と定められるものを記載した書類を添付しなければならない。（監査特例法第21条の2） <p>【株主総会の議決権行使】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会に出席しない株主は、書面によって議決権行使をすることができる。（監査特例法第21条の3） ・議決権行使書面には、株主が押印する欄を設けなければならない。（参考書類規則第8条） <p>【株式会社の各種公告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の公告は、官報又は日刊新聞紙に掲載しなければならない。（商法第166条第4項、第224条の3、第283条第3項、監査特例法第16条第2項） <p>【支店所在地での登記、登記事項の閲覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の登記は、本店所在地の登記所のほか、支店所在地の登記所でも行うことが要求されている。（商法第64条から第67条、第188条等） ・ある登記所（例えば支店所在地の登記所）で、他の登記所（例えば本店所在地の登記所）の登記の内容をすべて閲覧できるわけではない。
政府の対応（規制緩和 推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・（IT関連）は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【商業帳簿等の電子化】(IT関連)

論点1：商業帳簿等については、システム化による業務効率向上を図る観点から、電子データによる保存を認めるべきではないか。

商業帳簿は、電子データによる作成・保存が認められている。システム化による業務効率向上を図る観点から、計算書類、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録等についても、電子署名、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認めるべきではないか。

定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備え置きは不要とすべきではないか。

会社関係の書類の電子媒体による作成・保存・備置きについては、法令上、作成者又は第三者の署名又は認証が求められているもの(株主総会議事録、取締役会議事録、定款等)の取扱い等の問題があるが、これについては、今後、法制審議会の検討課題とされ、審議されることが見込まれる。

なお、電子署名及び認証業務に関する法律が規定する電子署名は、情報の暗号化を本質とするものであり、従来の署名とは質的に異なるものであるから、電子署名が「署名」に含まれると解釈することは困難である。

【株主総会の招集通知の電子化】(IT関連)

論点2：株主総会の招集通知については、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネット経由での通知を認めるべきではないか。

招集通知については、すべての株主に対し書面で送付しなければならないため、企業に大きなコスト負担を強いている。インターネット経由による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネット経由の通知を認めるべきではないか。収集通知の添付書類の中には、代表者の印のみならず会計監査人の印や監査役の印が必要となるものもある。しかしながら、実際に株主に送付する際には、原本を送付するのではなく、コピーを送付することになる。したがって、株主に対しては、現在の招集通知・添付書類の内容をそのまま電子化したもので通知してもよいのではないか。

株主総会の招集通知の電子化については、招集通知の添付書類(特に署名が求められる議決権行使書面)の取扱い等の問題があるところ、これについても、今後、法制審議会の検討課題とされ、審議されることが見込まれる。

【株主総会におけるインターネットでの議決権行使の実現】(IT関連)

論点3：株主総会の議決権行使については、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、インターネット経由での議決権行使を認めるべきではないか。

書面による株主総会の議決権行使は、議案に対する賛否を書面に記入して総会当日会場に持参するか、前日までに会社宛へ郵送することになっている。このため、遠隔地や海外の株主にとって議決権を行使するのが事実上困難になっている。株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、インターネットでの議決権行使を認めるべきではないか。

インターネットでの議決権行使を阻害している要因は、議決権行使書面の書面要件のほか、議決権行使書面に株主が押印する欄を設けなければならないという規定である。押印欄を設ける目的が株主の本人確認であることを考えると、電子署名を利用した本人確認でも問題はないと考えられる。したがって、議決権行使書面の電子化を認めるとともに、議決権行使書面に押印する欄を設けなければならないとする参考書類規則第8条については、削除すべきではないか。

インターネットによる議決権行使については、書面による議決権行使との関係のほか、インターネットによる議決権行使を認める会社の範囲、議決権行使に関するデータの保存・備置き等の問題があり、これについても、今後、法制審議会の検討課題とされ、審議されることが見込まれる。

【電子媒体による株式会社の各種公告の実現】(IT関連)

論点4：株式会社の各種公告については、企業のコスト削減の観点から、電子媒体による公告を認めるべきではないか。

商法は、定時総会によって決議された決算、会社の議決権を行使する者又は配当を受ける者への公告を定めている。多くの企業は、定款で公告の媒体として日刊新聞紙を使用することとしており、コストが掛かっている。企業のコスト削減の観点から、電子媒体による公告を認めるべきではないか。

証券取引法では、有価証券報告書、半期報告書等の開示書類の提出、受理という一連の手続等について、平成13年6月から電子化を実施し、平成16年6月以降は原則義務化される。オンラインにより提出等の手続が行われた有価証券報告書等は、財務局、証券取引所等においてモニター画面により公衆縦覧に供するほか、提出会社において同様に公衆縦覧に供することができることされている。商法において電子媒体による公告を認めた場合でも、例えば登記所ならびに会社で見られるようにすれば、公衆縦覧に供することはできる。したがって、証券取引法との整合性の観点からも、電子媒体による株式会社の各種公告を認めるべきではないか。

電子媒体による公告を唯一の公告方法とすることについては、インターネットの普及状況等を考慮しつつ検討すべきであるが、これについても、今後、法制審議会の検討課題とされ、審議されることが見込まれる。

【支店所在地での登記の不要化、登記事項の閲覧の合理化】(IT関連)

論点5：会社の登記については、企業の負担を軽減する観点から、支店所在地登記所での登記を不要とし、本店所在地で一括してオンラインにより登記できることとするとともに、これを支店所在地の登記所又はインターネット経由でも閲覧可能とすべきではないか。

企業が積極的にリストラクチャリングを進めるのに伴い、支店の統廃合が頻繁に行われているが、本店所在地と支店所在地双方の登記所で登記が必要なことから、二重に手間が掛かっている。企業の負担を軽減する観点から、支店所在地登記所での登記を不要とし、本店所在地登記所で一括してオンラインにより登記できるようにするとともに、支店取引の相手方等は、これを支店所在地の登記所又はインターネット経由でも閲覧可能とすべきではないか。

今年度内には、利用者は指定法人と契約すれば、コンピュータ化されている登記情報をパソコン画面上で見ることができるようになる予定である。しかし、すべての登記所における商業登記情報のコンピュータ化が、完全に終了するわけではない。また、指定法人と契約しない利用者は、

支店所在地の登記所に行っても、他の登記所（例えば本店所在地の登記所）で登記されている事項をすべて閲覧できるわけではない。利用者の利便性向上の観点から、登記情報のコンピュータ化を早めるとともに、指定法人と契約しない利用者也、登記事項のすべてを支店所在地の登記所又はインターネット経由で閲覧できるようにすべきではないか。

支店所在地における登記の制度には、支店取引の相手方に対する公示機能、類似商号登記の禁止等の重要な意義があり、これを廃止することはできない。また、オンラインによる登記申請については、申請意思の確認方法、添付書面の取扱い、予算措置等の問題があり、なお検討を要する。

なお、オンライン登記情報提供の制度は、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようにする手段として創設されたものであり、この制度の活用により利用者の利便性向上を図ることができる。

金融・証券・保険

<分野別総論>

問題意識

金融・証券・保険分野の規制緩和・規制改革は、フリー・フェア・グローバルの原則の下、我が国の金融市場の競争力と魅力を高め、国民により良い資産運用と資金調達の道を提供することを目指した金融ビッグバンの流れの中で、他の分野に比しても大きな進展が見られている。

他方、金融・情報通信技術の急速な発展、金融イノベーションの進展などにより、金融環境は急速に変化しており、こうした環境変化に対応して規制等を不断に見直す柔軟性が求められる分野でもある。こうした状況の中で、平成12年4月18日に金融監督庁の「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」が、金融サービス分野における電子取引等の適正な運営と円滑な発展を図る観点から、「電子取引の特性を減殺することなく、その長所ができるだけ発揮されるよう規制の点検、見直しを行う」ことなどを提言したことは時宜にかなったものであり、この報告書の視点に基づき、金融監督当局自らが常に実情に即し規制の不断の見直しを行うことが期待されている。

これまでの行政改革委員会及び規制改革委員会（規制緩和委員会）の活動を振り返ると、規制緩和・規制改革の観点から、日本の金融ビッグバンの流れを促進することを目的に、規制の見直しが必要な事項を積極的に取り上げてきた。また、金融システム改革は、金融機関及び金融市場の在り方を根本的に変える大きな改革であったため、時間の制約等のためその際の議論のテーマに上らなかった課題や、金融ビッグバンに伴いパラダイムの転換が行われたにもかかわらず規制が見直されていない課題についても、規制緩和・規制改革の観点から必要と判断される事項については、積極的に取り上げて議論を重ねてきた。

また、行政改革委員会及び当委員会を通じて、金融・証券・保険分野については、金融仲介業者の競争促進・機能強化、金融・証券市場等の活性化、顧客の利便性の向上（サービス提供自由化、価格自由化）などの観点から、規制緩和・規制改革に関するテーマについて幅広く提言を行ってきた（別添「各観点から整理したこれまでの規制改革措置」参照）。

これまでの取組とその成果

具体的には、行政改革委員会における見解では、株式売買委託手数料の自由化、証券業の免許制から登録制への移行、外国為替管理制度の抜本的見直し、証券投資信託に係る規制緩和、損害保険料率の自由化などを提言したが、それらは日本版金融ビッグバンを目指したいいわゆる金融システム改革法等により、資産運用手段の多様化、資産流動化の促進、株式売買委託手数料の自由化等が進み、金融機関が魅力あるサービスを提供できるとともに、利用者も資金の調達・運用における選択の多様化が図られてきている。（別添「近年の主な規制改革措置」参照）

また、当委員会の2回の見解では、CPのペーパーレス化、保険商品の認可制の届出制への移行、銀行等による保険販売、他業禁止に係る規制の見直し、金融会社の株式保有規制の見直しなどを提言しており、それらは関係省庁における検討が実施され、又は実施される予定となっており、今後、これらの速やかな実現が期待される。

今年度のテーマ設定

このような金融分野における規制改革の流れを踏まえ、今年度の金融・証券・保険分野においては、引き続きこれまでの視点に則り、パラダイムの転換が未だ図られていない事項や、規制の在り方についての検討が十分に行われてこなかった事項について問題点を抽出した。その結果、今年度のテーマ・論点を整理すると、次のとおりである。

まず、事実上長短分離制度が撤廃されその役割を終えていると考えられる長期信用銀行制度の在り方や、金融市場における参入促進の観点から信託会社の在り方などについて議論を行う。

次に、債権流動化の促進や国際的整合性などの観点から、「法例」の特別規定の導入、特定融資枠契約の借主範囲の拡大や債権回収会社（サービサー）法の取扱債権の制限撤廃などについて、議論を行う。

また、金融仲介業者のグループ経営を効率化するという観点から、保険業における業務の代理・事務代行の範囲拡大、そして、昨年度からの継続案件である他業禁止に係る規制の見直しなどについて、議論を行う。

さらに、信用金庫等協同組織金融機関や保険会社の機能強化の観点から、信用金庫の債券発行や保険会社の特別勘定の見直しなどについて、議論を行う。

最後に、IT化関連事項として、有価証券届出書の記載事項の見直し及びインターネット等での証券取引に係る社員の雇用形態の見直しなどについて議論を行うこととしている。

【別紙】各観点から整理したこれまでの規制改革措置（金融・証券・保険分野）

金融仲介業者の競争促進・機能強化

- ・証券業の免許制から登録制への移行
- ・銀行・証券・信託の業態別子会社の業務分野規制の緩和
- ・投資顧問業者の一任業務に係る規制緩和
- ・リース会社等の社債等による資金調達に係る規制緩和
- ・投資信託に係る規制緩和（銀行窓販）
- ・生・損保相互参入の範囲拡大
- ・銀行への信託業務の全面的解禁
- ・銀行系クレジット会社の業務範囲の拡大
- ・損害保険商品の販売の自由化
- ・生命保険の構成員契約規制
- ・銀行等による保険商品の販売
- ・「他業禁止」に係る規制の見直し
- ・金融会社の株式保有規制の見直し
- ・認可投資顧問業者による合同運用の解禁
- ・保険会社の外貨調達原則自由化

金融・証券市場等の活性化

- ・店頭登録株式の登録基準の見直し
- ・時価発行公募増資の規制撤廃
- ・C Pの発行適格基準等の緩和
- ・居住者ユーロ円債の国内還流制限撤廃
- ・株式に関する規制緩和
- ・商品先物取引新規商品の上場円滑化
- ・C Pのペーパーレス化
- ・店頭登録市場の活性化方策
- ・私募債市場における適格機関投資家の範囲拡大
- ・社債発行登録制度の適用の拡大
- ・貸株市場整備のための取引ルールの明確化
- ・個別株オプション取引における反対売買との相殺
- ・商品ファンドに係る規制緩和

顧客等の利便性向上（サービス提供自由化・価格自由化）

- ・株式委託手数料の自由化
- ・厚生年金基金の運用にかかわる規制緩和
- ・適格退職年金の規制緩和
- ・外為管理制度の抜本的見直し
- ・損害保険料率の自由化、保険商品の届出範囲の拡大
- ・商品先物取引に係る委託手数料の自由化
- ・厚生年金基金の自家運用に係る資金規模規制の撤廃等
- ・保険商品の認可制の届出制への移行
- ・投資信託に係る規制緩和（会社型投信、私募投信の導入）
- ・ノンバンク等異業種のC D・A T Mからの銀行預金引出し
- ・有価証券募集に際しての目論見書交付の簡素化
- ・リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃

（注1） は行政改革委員会第1次意見（平成7年12月14日）、 は行政改革委員会第2次意見（平成8年12月16日）、 は行政改革委員会最終意見（平成9年12月12日）、 は規制緩和委員会第1次見解（平成10年12月15日）、 は規制改革委員会第2次意見（平成11年12月14日）の関連であることを示す。

（注2） 規制緩和項目については、その観点が重複する項目もあるため、本表は委員会として便宜的に分けたものである。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解(1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解(1999年12月14日)
<ul style="list-style-type: none"> (1) CP(コマーシャルペーパー)のペーパーレス化 (2) 店頭登録市場の活性化方策 (3) 私募債市場における適格機関投資家の範囲の拡大 (4) 社債発行登録制度の適用の拡大 (5) 厚生年金基金及び国民年金基金の自家運用に係る資金規模別規制の撤廃及び運用対象資産の在り方 (6) 保険商品の認可制の届出制への移行 (7) 銀行等による保険商品の販売 (8) 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限の撤廃() (9) 証券会社の免許制の原則登録制への移行() (10) 証券投資信託委託会社の免許制の認可制への移行() (11) 会社型投信の導入及び私募投信の導入() (12) 貸株市場の整備のための取引ルールの明確化() 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「他業禁止」に係る規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> (1-1) 銀行及び保険会社の業務範囲の見直し (1-2) 子会社に対する規制の見直し (1-3) 銀行等による保険商品の販売とその範囲拡大 (1-4) ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引出し (2) イノベーションに伴う新たな金融商品・サービスの提供等の促進 <ul style="list-style-type: none"> (2-1) 有価証券募集に際しての目論見書交付の簡素化 (2-2) 認可投資顧問業者による合同運用の解禁 (2-3) 個別株オプション取引における反対売買との相殺 (2-4) 保険商品の届出対象商品の拡大 (2-5) リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃 (3) 事前規制型行政から事後チェック型行政への速やかな転換 <ul style="list-style-type: none"> (3-1) 保険商品の事前届出制の見直し (3-2) 金融会社の株式保有規制の見直し (3-3) 法令解釈等への対応 (3-4) 証券外務員登録における営業所名記載の廃止 (3-5) 社内預金の下限利率規制の見直し (4) 機関投資家の資産運用等に係る規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> (4-1) 厚生年金基金の特定金銭信託における証券現物を用いた資産の移管の解禁及び自家運用に係る運用対象資産の拡大() (4-2) 保険会社の外貨調達原則自由化 (5) 店頭登録市場の活性化方策()

【近年の主な規制改革措置】

主な委員会提言	年月	主な規制改革措置
<p>< 行政改革委員会の意見 > <u>第1次 (1995年12月)</u> ・証券業の登録制への移行 ・株式委託手数料の自由化 ・リース会社等の社債・CP発行 <u>第2次 (1996年12月)</u> ・外為制度の抜本の見直し ・証券投資信託に係る規制緩和 ・保険業に係る規制緩和 (保険料率の自由化等) <u>最終 (1997年12月)</u> ・銀行へ信託業務の全面的解禁 ・商品先物取引に係る規制緩和</p>	<p>1993年 4月 1993年 6月 1994年10月 1995年 6月 1996年 4月 " " 1997年 5月 1997年10月 " " 1997年12月 " "</p>	<p>・金融制度及び証券制度の改革のための関係法律の整備法施行 (銀行・証券・信託の子会社方式による相互参入、地域金融機関の信託参入) ・定期性預金金利の完全自由化、 ・流動性預金金利の完全自由化 ・ローンパーティシペーションの導入 ・新保険業法の施行 (生保・損保の相互参入等) ・国内債の適債基準の撤廃 ・貸付債権信託受益権の有価証券化 ・信託銀行子会社の金銭信託業務の解禁 (年金信託・合同運用金銭信託を除く。) ・証券総合口座の導入 ・銀行の投資信託委託会社への店舗貸しによる投資信託の直接販売 ・厚生年金基金の資産運用規制 (5:3:3:2 規制) の撤廃</p>
<p>< 規制 (緩和) 改革委員会の見解 > <u>第1次 (1998年12月)</u> ・CPのペーパーレス化 ・私募債市場における適格機関投資家の範囲の拡大 ・社債発行登録制度の適用の拡大 ・銀行の保険商品の販売 ・業態別子会社の業務範囲制限の撤廃 <u>第2次 (1999年12月)</u> ・「他業禁止」に係る規制の見直し ・金融会社の株式保有規制見直し ・保険商品の届出対象商品の拡大</p>	<p>1998年 4月 " " 1998年 7月 1998年 9月 1998年12月 1998年12月 1999年 3月 1999年 4月 " " " " 1999年 5月 1999年 8月 1999年10月 " " " "</p>	<p>・外国為替及び外国貿易法の施行 (外為業務への自由な参入・退出の確保) ・株式委託手数料の一部自由化 ・損害保険の算定会料率の遵守義務の廃止 ・SPC (特定目的会社) 法の施行 ・金融システム改革法の施行等 (会社型投信の導入、私募投信の導入、銀行等の投信窓販の導入、証券会社の免許制から原則登録制へ移行、マーケットメーカー制度の導入、証券会社の専業義務の撤廃、取引所集中義務の撤廃 等) ・商品先物取引の委託手数料の一部自由化 (平成16年末完全自由化) ・特定融資枠契約 (コミットメントライン) に関する法律の施行 ・私募債市場における適格機関投資家の範囲の拡大 ・社債発行登録制度の適用の拡大 ・証券子会社のファイアウォール規制の見直し ・金融業者社債発行法の施行 ・保険商品の届出対象商品の拡大 (企業向け商品は原則届出) ・株式委託手数料の完全自由化 ・普通銀行の普通社債発行解禁 ・業態別子会社の業務規制に係る残余の制限撤廃</p>

<テーマ別論点公開>

1 長期信用銀行法の在り方と銀行社債の発行制度の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【長期信用銀行制度】</p> <ul style="list-style-type: none">・長期信用銀行制度は、昭和27年、長期金融の円滑化を図るため、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）により導入された。戦後の設備投資資金不足の中にあつて安定的な資金供給を進める観点から、長期信用銀行は、預金の受入れに代えて長期信用銀行法に基づく債券（金融債という。）の発行により長期の資金調達を行い、長期資金を供給することとされてきた。・普通銀行の長期貸出が増加したこと、普通社債の発行が認められたこと等を受け、長短分離制度は事実上撤廃されている。 <p>【銀行の普通社債発行】</p> <ul style="list-style-type: none">・銀行は、平成11年10月1日より、普通社債の発行が解禁された。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【長期信用銀行法の在り方】

論点1：長期信用銀行法は廃止すべきではないか。

現在長期信用銀行3行のうち、日本債券信用銀行は特別公的管理下にあり、その譲渡について基本的合意書を締結しており、また、特別公的管理が終了した日本長期信用銀行については、新生銀行に商号変更して活動しており、日本興業銀行については、富士銀行及び第一勧業銀行との金融持株会社を通じた統合の方針を発表しているが、既に長短分離制度が事実上撤廃されており、その役割の終えた長期信用銀行法は廃止すべきではないか。

長期信用銀行の在り方については、普通銀行による普通社債の発行の解禁といった環境の変化を踏まえつつ、現実に長期信用銀行法に基づき業務を営む長期信用銀行の動向も見守りながら、金融システム改革全体の進展の中で、幅広い観点から考えていくことが必要である。

【銀行社債の発行制度の見直し】

論点2：金融債と銀行社債の発行手続を含めた制度上のイコールフットイングを図るべきではないか。

昨年10月より銀行の社債発行が認められたが、銀行の社債発行については、売出發行が認められず、証券取引法上のディスクロージャーが求められている。他方、金融債については、売出發行が可能なほか、金融再生委員会への届出のみであり、アンバランスが生じている。したがって、金融債と銀行社債の発行手続を含めた制度上のイコールフットイングを図るべきではないか。

金融債は、長期金融に専念する観点から貸出業務の範囲や預金の受入れが制限されている長期信用銀行に対し、預金に代えて発行を認めた制度であること、長期信用銀行の特殊な役割に応えるための特殊な制度（商法の特例）である金融債と同じ制度を銀行社債にまで拡大することは合理性が乏しいこと、金融債と社債との発行手続面での違いが小さくなっていることから、制度上のイコールフットイングを図ることは困難である。

3 参考資料

別紙のとおり。

金融債と銀行社債の発行制度の関連条文

長期信用銀行法（抄）

（債券の発行）

第八条 長期信用銀行は、資本及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

（債券発行の届出）

第十条 長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ金融再生委員会に届け出でなければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条（社債管理会社に対する社債の管理の委託）及び第二百九十八条（既存の社債に未払込みのある場合の社債発行の制限）の規定は、長期信用銀行が債券を発行する場合には適用しない。

（債券の発行方法）

第十一条 長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 長期信用銀行は、債券を発行する場合には、売出の方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

3 前項の場合においては、社債申込証を作ることを要しない。

4・5（略）

6 長期信用銀行は、債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。

（債券の消滅時効）

第十二条 長期信用銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

証券取引法（抄）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

三 特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

第二章 企業内容等の開示

第三条 この章の規定は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号、第五号及び第七号の三に掲げる有価証券（企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものを除く。）政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券並びにこれらの有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについては適用しない。

商法（抄）

第二百九十七条 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ弁済ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル数ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十八条 会社ハ前ニ募集シタル社債総額ノ払込ヲ為サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第三百一条 社債ノ募集ニ応ゼントスル者ハ社債申込証ニ其ノ引受クベキ社債ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

2（略）

3 社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ応募額ヲ以テ社債ノ総額トス

第三百八条 社債権者ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外何時ニテモ其ノ記名式ノ債券ヲ無記名式ト為シ又ハ其ノ無記名式ノ債券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第三百十六条 社債ノ償還請求権ハ十年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

2（略）

3 利息及前条第二項ノ請求権ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

2 信託会社の在り方

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【信託会社制度】 <ul style="list-style-type: none">・信託会社は、信託業法（大正11年法律第65号）に基づき、金融再生委員会の免許を受けて信託業を営む株式会社である（信託業法第1条、第2条）。・信託業法は大正11年の施行以来、信託会社の在り方について見直しがなされておらず、信託会社の免許基準が定められていないほか、信託会社の行為規制を含む規制体系の在り方についての検討が必要である。・信託会社の免許申請があったとしても、直ちに免許しうる状態になく、ここ40年程の間、免許が出された例がなく、信託会社は1社も存在しない。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務の全面的兼営について、検討を行い、結論を得る。（平成12年度）
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none">・平成5年4月 信託銀行子会社による参入容認、地域金融機関本体に一部信託解禁・平成9年10月 信託銀行子会社に貸付信託等を解禁・平成11年4月 銀行・信託間のファイアーウォール規制の緩和・平成11年10月 信託銀行子会社に年金信託等を解禁、地域金融機関本体に金銭債権の信託を解禁

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【金融制度における信託会社の在り方】

論点：金融制度における信託会社の在り方について検討すべきではないか。

大正11年の信託業法の施行以来、信託会社の在り方について見直しがなされておらず、信託会社の免許基準が定められていないほか、信託会社の行為規制を含む規制体系の在り方についての検討が必要であると考えられる。したがって、これら問題を含めて検討すべきではないか。信託会社の金融制度上の在り方については、信託業法の在り方等を含め、金融システム改革全体の進展を踏まえた幅広い観点から検討していく必要がある。なお、信託業に関する競争促進という観点からは、平成5年以降着実に規制緩和が進んでいる。さらに、銀行等本体による信託業務の兼営について検討を行うこととしており、こうした関連する論点も踏まえて検討を進めることが適当である。

3 参考資料（省略）

3 債権流動化、証券決済等の基盤整備のための諸制度の見直し

3 - 1 債権流動化の基盤整備のための法例第 1 2 条の特別規定の導入

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【債権譲渡に係る準拠法】 ・法例（明治31年法律第10号）第12条において、債権譲渡の第三者に対する効力は債務者の住所地法によるとされている。（法例第12条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	国際的な統一ルール策定のため、国連商取引法委員会において「資金調達のための国際債権譲渡条約」案の審議が行われており、この問題についての議論も含まれている。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【法例第 1 2 条の特別規定の導入】

論点：債権流動化の基盤整備を進める観点から、債権流動化に伴う債権譲渡においては譲渡人住所地法によるなど、法例第 1 2 条の特別規定を設けるべきではないか。

債権流動化により譲渡される債権の債務者の中に海外居住者が含まれる場合に、第三者に対する効力が債務者の住居地法に基づくこととなると、それぞれの国の法令に従った処置をしなければならず、そのような場合の流動化は実務上極めて困難である。国際的な統一ルールとして譲渡人住所地法による考えが定着しつつあることにもかんがみ、債権流動化の基盤整備を進める観点から、法例第 1 2 条の特別規定を設けるべきではないか。

法例第 1 2 条自体は、我が国民法における債権譲渡の對抗要件制度を反映したものであり、合理性のあるものとする。異なる債務者に対する大量の債権を譲渡することとなる、いわゆる債権流動化の場合には、同条と異なる準拠法の定め方が考えられるとしても、債権流動化をどのように定義付け、特例を設けるべき範囲をどのように定めるのか等については、今後十分な検討をする必要がある。

3 参考資料

債権流動化と法例第12条

1 法例第12条について

- ・適用範囲 第三者に対する効力 債務者対抗要件・第三者対抗要件
- ・準拠法 債務者住所地法
- ・立法趣旨
我が国の民法の債権譲渡法制（民法第467条 - 債務者への通知・債務者による承諾が対抗要件）との整合性
実質法上の政策（譲渡に伴う債務者の保護、二重譲渡による弊害の防止）の国際私法への反映
- ・立法論 債権準拠法，譲渡人所在地法

2 債権の流動化

- ・平成5年6月 特定債権法施行（リース・クレジット債権） 公告制度の導入
- ・平成10年10月 債権譲渡特例法施行 債権譲渡登記制度の導入
債権流動化の本格的な開始
第三者対抗要件（債権譲渡登記）と債務者対抗要件（通知・承諾）との分離
- ・平成12年4月 民法施行法の改正 電子確定日付制度の導入

3 国際的な統一の動向

- ・現在 UNCITRAL（国連商取引法委員会）において「資金調達のための国際債権譲渡条約」案審議中
- ・現在の案では、譲受人間の優先権につき譲渡人住所地法による

3 - 2 証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【証券決済に係る国際私法上の取扱い】 ・法例においては、担保等に利用される証券を物権として法律構成すれば、目的物の所在地法によるとされ(第11条)、債権として法律構成すれば、当事者の指定した法又は行為地法(第7条)によるとされている。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。
進捗状況、検討状況	国際的な統一ルール策定のため、ハーグ国際私法会議において、審議テーマとして取り上げるかどうかについて検討されている。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【カストディアン等の帳簿上で管理されている証券の取扱い】

論点：カストディアン等の帳簿上で管理されている証券を担保等に利用する場合には、それが物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン等の所在地法によるなど、法例の特別規定を設けるべきではないか。

証券が海外のカストディアン等に帳簿上で管理され、券面は海外の集中決済機構のいずれかの金庫に保管されている場合、又は券面が存在しない場合においては、集中決済機構においては証券の末端の権利者を特定できないことから、帳簿上で管理しているカストディアンの所在地の法律によることで対応する必要がある。欧米では既にこうした法的な手当てが進んでおり、それに比べて日本市場の使い勝手が悪くなっている。こうした点を改善するため、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けるべきではないか。

国際私法においては、特定の法律関係につきどのような準拠法によるのかを定める必要があるところ、カストディアン等の帳簿上で管理されている証券を担保等に利用する場合については、まず、その法律関係をどのように解するのかという検討が不可欠であり、現行の法例の規定で対応することが可能かどうかも含め、今後十分な検討をする必要がある。

3 参考資料

証券担保と国際私法上の手当て

1 証券の振替決済

- ・ 振替決済システムの法的構成
 - 券面が存在する場合 券面についての所有権的構成
 - 券面が存在しない場合 債権的構成
- ・ 金融審議会「21世紀に向けた証券決済システム改革について」
- ・ 準拠法（法例） 物権関係 目的物の所在地法（第11条）
債権関係 当事者の指定した法・行為地法（第7条）

2 証券の間接保有の場合の投資家の権利関係

- ・ 証券又は証券に関する権利を譲渡又は担保に供する場合の法律関係
- ・ 証券集中保管機構やカストディアンに証券が預託された場合（階層構造）の投資家の権利の法的構成
- ・ 証券集中保管機構やカストディアンが海外にいる場合の準拠法
- ・ アメリカUCC（統一商事法典） 証券への権利（security entitlement）
仲介業者等に対する権利，証券口座帳簿の記載による権利の移転

3 国際的な統一の動向

- ・ ヘーグ国際私法会議
- ・ UNCITRAL（国連商取引法委員会）

3 - 3 特定融資枠契約（コミットメントライン契約）の借主範囲の拡大

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【コミットメントライン契約における借主範囲】 ・特定融資枠契約に関する法律（平成11年法律第4号）において、借主の範囲を商法特例法の大会社（資本金5億円又は負債200億円以上）に限定している。（同法第2条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	特定融資枠契約に関する法律におけるコミットメントライン契約に係る制度の在り方について検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。（平成12年度検討）
進捗状況、検討状況	・特定融資枠契約に関する法律の附則において、特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行（平成11年3月）後2年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとしてされている。 ・こうしたことから、平成12年7月以降、法務省及び関係省庁において、制度改善に向けた検討が行われている。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【コミットメントライン契約の借主範囲の拡大】

論点：資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、特定融資枠契約に関する法律におけるコミットメントライン契約の借主の範囲を拡大する方向で所要の措置を講ずるべきである。

特定融資枠契約に関する法律におけるコミットメントライン契約の借主の範囲は、商法特例法の大会社に限定する必然性に乏しく、資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、この範囲を拡大する方向で検討される必要があり、所要の措置を講ずるべきである。その際に、例えば、資産流動化の基盤整備を進める観点から、SPC（特定目的会社）を借主に含めるべきである。

コミットメントライン契約の借主の範囲を、商法特例法上の大会社に限定した趣旨は、経済的弱者の保護という利息制限法及び出資法の趣旨が損なわれることのないよう、借手は貸手と対等の立場で契約を締結するに足りるだけの十分な経営基盤と交渉能力を有している必要があると考えられた点にある。したがって、本契約の借主の範囲の拡大に関しては、このような趣旨に十分配慮する必要がある、特に中小企業等への適用に関しては慎重に検討すべきものとする。

3 参考資料

コミットメントライン契約

1 特定融資枠契約に関する法律（平成11年法律第4号）

- ・ コミットメントライン契約の手数料について、利息制限法及び出資法の「みなし利息」の規定を不適用
- ・ 借手については、商法特例法の大会社（資本金5億円，負債200億円以上）に限定
- ・ 議員提案による立法

2 成立後の状況

- ・ 平成11年3月29日 特定融資枠契約に関する法律公布・施行
- ・ 8月以降 いわゆる商工ローン問題
- ・ 12月17日 貸金業規制法等の一部改正法公布（出資法・利息制限法の改正）
- ・ 平成12年6月1日 貸金業規制法等の一部改正法施行

3 今後の検討について

- ・ 検討条項（附則）
「特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後2年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。」
- ・ 検討課題 - - 借主になることのできる当事者の範囲等
- ・ 運用状況の調査、ヒアリング等

3 - 4 債権回収会社（サービサー）の取扱債権の制限撤廃

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【債権回収会社（サービサー）の取扱債権の範囲】 ・債権回収会社は、委託を受けて又は譲り受けて管理及び回収を行うことのできる債権について、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条により、金融機関等の有する貸付債権、リース・クレジット債権、金融機関等の系列貸金業者の有する一定の貸付債権などに限定されている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	・債権管理回収業に関する特別措置法の附則において、この法律の施行（平成11年2月）後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとし、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとするとしている。 ・こうしたことから、法務省において、平成12年4月以降、関係業界からヒアリングを実施しており、その内容を踏まえて制度改善に向けた検討を進めることとされている。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【債権回収会社を取り扱える債権に対する制限の撤廃】

論点：債権回収会社やそのユーザーの利便性を高める観点などから、債権回収会社を取り扱える債権に対する制限を撤廃すべきではないか。

債権回収会社のユーザーの利便性を高め、また、債権回収会社の機能を強化し金融再生を図る観点から、債権回収会社を取り扱うことのできる債権に対する制限を撤廃すべきではないか。

債権管理回収業に関する特別措置法に関しては、法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、債権回収会社制度が円滑に実施されたことが確認された場合には取扱対象債権の拡大が検討されるものと考えられる。

債権には多種多様なものがあるので、具体的な検討なくして一律に取扱債権の制限を撤廃することは適当でない。

3 参考資料

< 参考 1 > 債権管理回収業に関する特別措置法の仕組み（省略）

< 参考 2 > 債権回収会社の業務実態（省略）

4 金融機関の大口信用供与規制など資産運用規制の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【金融機関の大口信用供与規制】 ・金融機関の大口信用供与規制は、特定債務者に対する信用リスクを排除し銀行の健全性を確保するために設けられた規制であり、同一人に対する信用供与額は、原則として自己資本の40%とされている。(銀行法(昭和56年法律第59号)第13条など)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【金融機関の大口信用供与規制など資産運用規制の在り方】

論点：時価評価の導入に伴い、金融機関の大口信用供与規制など資産運用規制の在り方を見直すべきである。

金融機関の同一人規制など資産運用規制は、預金者保護の観点から、リスクを限定する目的で定められた規制であるが、今般の時価評価の導入に伴い、資産運用規制が市場の動向に直接左右されることとなり、規制の目的がゆがめられる可能性がある。したがって、時価評価の導入に伴い、大口信用供与規制など資産運用規制の在り方を見直すべきではないか。

時価評価の導入に伴う金融機関の大口信用供与規制などの在り方については、特定債務者に対する信用リスクを排除し、金融機関の健全性を確保するという観点から、検討を行う必要がある。

5 分社化、アウトソーシングなど経営効率を高める観点からの諸規制の見直し

5 - 1 保険業法における業務の代理、事務代行の範囲の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【保険業法における業務の代理、事務代行の範囲】 ・保険会社は、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る代理又は事務の代行を行うことができる。 ・具体的に行うことができる業務の代理又は事務の代行は、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）により、保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成・接受等、保険料の収納事務・保険金等の支払事務、保険事故その他の保険契約に係る事項の調査、保険募集を行う者の教育・管理等とされている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【保険業法における業務の代理、事務代行の範囲の拡大】

論点：グループ経営を効率化させる観点から、保険業法における業務の代理及び事務代行の範囲を拡大する方向で見直すべきではないか。

競争力強化の観点からの金融再編等に伴い、グループ経営を効率化していくために、保険会社が行う業務の一部を他社に委託できるようにする必要が生じている。こうした観点から、保険会社の業務の代理及び事務の代行の範囲を拡大すべきではないか。

業務の代理・事務代行については、他業態からの異種のリスクの進入を防ぐ趣旨から、現行において他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務代行に限定しているところである。

5 - 2 他業禁止に係る規制の見直し()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【他業禁止に係る規制】</p> <ul style="list-style-type: none">・銀行・保険会社等は、本業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止すること、銀行業務又は保険業務に専念することにより効率性を発揮すること、利益相反取引を防止することなどの観点から、「他業禁止」の規制が掛けられている。・金融システム改革法（平成10年法律第107号）により、本体業務の範囲、子会社・関連会社等の業務範囲が整理された。・子会社等に関連する規制として、従属業務と金融関連業務の併営禁止、従属子会社の収入依存度規制、子会社の業務範囲規制などがある。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none">・銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、利用者保護の観点を含め検討を行い、平成13年度までに、銀行又は保険会社本体の業務範囲についての考え方を整理し、結論を得る。・子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。・子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。・「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンスリース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。・保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【他業禁止に係る規制の見直し状況の注視】

論点：他業禁止に係る規制については、規制緩和3か年計画に掲げられた項目について着実に実施されることを注視する。また、他業禁止に係る規制に関しては、幅広い要望が各業界から出されており、これら個別要望も検討課題として拾い上げ、経営効率を高める観点から必要と考えられるものについては、認めていくべきではないかと考えている。

銀行・保険会社等には、本業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止すること、銀行業務又は保険業務に専念することにより効率性を発揮すること、利益相反取引を防止することなどの観点から、「他業禁止」の規制が掛けられているが、こうした他業禁止に係る規制について、規制緩和3か年計画に掲げられた項目が着実に実施されることを注視していく。また、他業禁止に係る規制に関しては、幅広い要望が各業界から出されており、これら個別要望も検討課題として拾い上げ、経営効率を高める観点から必要と考えられるものについては、認めていくべきではないかと考えている。

3 参考資料（省略）

6 協同組織金融機関（信用金庫等）に係る規制緩和

6 - 1 信用金庫の債券発行

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【信用金庫の債券発行】 ・信用金庫法（昭和26年法律第238号）上、信用金庫の債券発行についての規定はない。 ・銀行等は、平成11年10月1日より、普通社債の発行が解禁された。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	預金保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第93号）により、信用金庫は、信用組合、労働金庫その他協同組織金融機関とともに、優先出資の発行が可能となる予定である。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【協同組織金融機関による債券の発行】

論点：信用金庫等協同組織金融機関が債券発行を適切に行えるよう、必要な法的措置を講ずるべきではないか。

信用金庫等協同組織金融機関は、他の金融機関とは異なり、協同組織性を維持する必要は認められるものの、厳しい競争下において資金調達手段の多様化を図ることは、必ずしもそうした協同組織性を阻害するものとは考えがたい。したがって、資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう、必要な法的措置を講ずるべきではないか。

信用金庫等協同組織金融機関が株式会社と同様、債券を発行することについては、協同組織金融機関としての特性等から困難である。

3 参考資料（省略）

6 - 2 銀行等（信用金庫を含む。）による保険募集取扱い（ ）

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【信用金庫による保険募集取扱い】 ・信用金庫による保険募集は現時点では認められていない。
政府の対応（規制緩和 推進3か年計画）	・住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、弊害防止措置を講じた上で、遅くとも平成13年までに銀行等による販売を認める。 ・上記以外の保険商品についても銀行等による販売対象とすること及び銀行等の販売する保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成12年度中に結論を得る。
進捗状況、検討状況	銀行等による保険募集取扱いについては、保険業法及び金融機関等の更正手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第92号）により、銀行等の金融機関（政令で定める金融機関）は、他の法律の規定にかかわらず、生命保険募集人若しくは損害保険代理店又は保険仲立人の登録を受けて保険募集を行うことができるとともに、銀行等が行うことができる保険募集を保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない一定の場合に限るものとされ、同法施行令（平成12年政令第354号）において、銀行、長期信用銀行のほか、信用金庫、労働金庫などが規定された。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【協同組織金融機関による保険募集の取扱い】

論点1：各業法において、信用金庫等協同組織金融機関が保険募集の取扱いができるようにすべきではないか。

保険子会社を持つことのできない協同組織金融機関である信用金庫は保険募集の取扱いを認められる予定となっていないが、子会社・兄弟会社限定を外す検討の中で、各業法において、信用金庫等協同組織金融機関が保険募集を行えることとすべきではないか。

平成12年6月23日に公布された「保険業法施行令及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令」において、保険業法上保険募集ができる金融機関として信用金庫等協同組織金融機関等を定めたところである。子会社・兄弟会社限定の撤廃については、保険契約者等保護の観点から、慎重な検討が必要である。

【銀行等による保険募集の取扱いの動向注視】

論点2：銀行等が行うことのできる保険募集の取扱いについては、規制緩和3か年計画において平成12年度中に結論を得ることとされており、その動向を注視する。

6 - 3 信用金庫の卒業生金融制度の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【卒業生金融制度】 <ul style="list-style-type: none">信用金庫は、信用金庫法第53条に基づき、会員に対する資金の貸付及び会員のためにする手形の割引に係る業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。）をすることができることとされており、信用金庫施行令（昭和43年政令第142号）第8条により、金融再生委員会及び大蔵大臣の定める期間会員であった事業者で、個人にあつては常時使用する従業員数が300人を超える場合、又は法人にあつては常時使用する従業員が300人を超えかつ資本の額又は出資の額が9億円を超える場合となったことにより脱会したものに對し、金融再生委員会又は大蔵大臣の定める期間内に行う資金の貸付けを行うことができることとされている。信用金庫の会員であった期間が3年以上5年未満の場合は脱退の時から5年、5年以上の場合は脱退の時から10年の間、資金の貸付けができることとされている。（昭和43年大蔵省告示第71号）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	平成10年12月に、卒業生金融制度を緩和した。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【信用金庫の卒業生金融の拡大】

論点：信用金庫の協同組織原則を損なわない範囲内で、卒業生金融を一定の制約の下で拡大することを検討するべきではないか。

信用金庫は、企業規模の拡大に伴い会員資格を失う「卒業生」については、一定の範囲で引き続き貸付けが認められているが、一定期限経過後にその打ち切りを強制することは、利便性の観点から問題である。信用金庫の協同組織原則を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、卒業生に対する貸出しを恒久的に認めることを検討すべきではないか。

信用金庫は、中小企業者を会員とする協同組織金融機関であり、卒業生金融については、会員が会員資格の範囲を超えて成長した場合に期限を定めて例外的に認めている。したがって、大企業向け融資を恒久的に行うこととなる卒業生金融の期間撤廃は、協同組織性から措置困難である。

3 参考資料（別紙のとおり）

6 - 4 信用金庫の会員資格の見直し及び明確化

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【信用金庫の会員資格の見直し及び明確化】 ・信用金庫の会員資格は、信用金庫法第10条により、その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者、その信用金庫の地区内に事業所を有する者、その信用金庫の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとされている。ただし、 に掲げる者に該当する個人にあっては、その常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除くものとし、 に該当する法人にあっては、その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の額が9億円を超える事業者を除くものとされている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【信用金庫の会員資格にある資本金基準の引上げ】

論点1：中小企業基本法の改正により中小企業者の資本金基準が引き上げられたことなどから、信用金庫の会員資格にある資本金基準を引き上げるべきではないか。

平成11年12月3日の中小企業基本法改正により、例えば製造業等においては、中小企業者の資本金基準が1億円から3億円に、卸売業では3千万円から1億円に、小売・サービス業では1千万円から5千万円にそれぞれ引き上げられた。同時に中小企業金融公庫の貸付対象が拡大された。こうした状況下において、信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮するためには、会員資格の引上げをすべきではないか。信用金庫の会員資格については、中小企業基本法の改正にかかわらず、順次引き上げを実施してきており、その水準は協同組織金融機関として適当なものとなっている。

【信用金庫の会員資格要件の明確化】

論点2：信用金庫の会員の利便性を高める観点から、会員資格要件の「その信用金庫の地区内において勤労に従事する者」に、法人の役員が含まれるよう、その解釈を変更するか、法律を改正すべきではないか。

「勤労に従事する者」には法人の役員は含まれないとする解釈により、例えば、地区内の法人に勤務し、地区外に住所又は居所を有する従業員が役員に昇格すると会員資格を失うこととなる。こうした不合理な対応を解消するため、前述の解釈を変更するか、又は法律を改正すべきでは

ないか。

「勤労に従事する者」の解釈については、現行法上、勤労者、労働者と同義であって、「勤労に従事する者」に法人の機関たる役員を含ませることは困難である。

6 - 5 信用金庫の業務方法書の廃止

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【業務方法書】 ・信用金庫は、金融再生委員会の免許を受ける際に、業務方法書（その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）を提出しなければならない（信用金庫法第29条）、また、それを変更するときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。（同法第31条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【信用金庫の業務方法書の廃止】

論点：信用金庫の業務方法書については、経営自由度を高める観点から、これを廃止すべきではないか。

業務方法書は、事前指導行政の1手段として活用されてきたが、自由化の流れの中で、既に銀行等においては、業務方法書が廃止されていることなどから、信用金庫においてもその経営自由度を高める観点から、これを廃止すべきではないか。

信用金庫の業務方法書は、普通銀行と異なり国民大衆の少額・零細な預金等を受け入れている機関である点にかんがみ、預金者保護の観点から設けられたものである。

6 - 6 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先制限】 <ul style="list-style-type: none">信用金庫連合会は、信用金庫法第54条により、会員に対する資金の貸付けのほか、金融再生委員会の認可を受けて、会員以外の者に対する資金の貸付けを行うことができる。信用金庫連合会は、会員のためにする債務の保証及び手形の引受け並びに会員に対する有価証券の貸付けを行うことができるが、会員以外の者のためにする債務の保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けができない。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【信用金庫連合会の債務保証等に係る取引制限の緩和】

論点：信用金庫連合会の債務保証等に係る取引制限を緩和すべきではないか。

信用金庫連合会が行う資金の貸付けと、債務の保証、手形の引受け、有価証券の貸付けとは、信用供与手段としてその経済効果は同じである。したがって、会員以外の者に対する資金の貸付けと同様、金融再生委員会の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めるべきではないか。

信用金庫連合会が債務保証や有価証券の貸付けといった付随業務についてまで、会員以外の者に対しても幅広く行うことについては、協同組織金融機関の特性等から困難である。

7 保険会社の機能強化

7 - 1 保険会社の特別勘定の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【保険会社の特別勘定】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保険会社は、財産の価額により保険金その他の給付金の金額が変動する保険契約（個人変額保険等）、適格退職年金契約又は厚生年金基金契約であって財産の価額により責任準備金の金額が変動する保険契約（適格企業年金保険等）、国民年金法により締結された保険契約であって財産の価額により責任準備金の金額が変動するもの（変額年金福祉事業団保険等）について、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して整理するため、特別の勘定を設けることができる（保険業法第118条）が、保険会社の破綻時に一般勘定と特別勘定は平等に取り扱われる。 <p>【解約時の現物移管】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特別勘定で経理された資産を一般勘定へ振り替えることが認められるのは金銭の場合のみである。 <p>【特別勘定への直接資金投入】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特別勘定に資金を投入する際には、一般勘定を経由することとなっている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【保険会社の特別勘定の資産保全】

論点1：保険会社の破綻時に、保険会社の特別勘定の資産が顧客のために保全されるよう、法的な手当てを検討すべきではないか。

日産生命の破綻以降、生命保険会社の破綻時における特別勘定の取扱いについては、全額保護されるべきとの強い要請が生命保険会社の顧客から上がっていることなどから、保険会社の破綻時において、特別勘定の資産が顧客のために保全されるよう、法的な手当てを検討すべきではないか。

特別勘定は、運用リスクが契約者に帰属する勘定であることから、特別勘定に属する保険契約は破綻原因にならず、したがって、他の保険契約とは異なる取扱い（100%保全）とすべきであるとの考え方がある。しかし、このような取扱いをすることについては、一般勘定と特別勘

定間の移管が一定の場合認められている以上、破綻時点において特別勘定に属している契約が破綻の原因に直結していないとは言い切れないこと、個々の契約についてそれぞれの破綻への影響度を測ることが困難であることから、保険契約者間の公平が確保できないといった問題、倒産法制との整合性の問題があり、保険業法上手当てを行うことは困難であるが、実際の破綻の場面においては、更生計画等において適宜対応されるものと考えられる。

【特別勘定で経理されていた資産の現物振替】

論点2：特別勘定を設定できる保険契約の解約時において、特別勘定で経理されていた資産を現物資産のまま、振り替えることができるよう、法的な手当てを検討すべきではないか。

特別勘定で経理される財産を一般勘定へ振り替える場合において、現金でなく現物資産のままできることになれば、顧客にとって効率的な引渡しができることから、これができるよう法的な手当てを検討すべきではないか。

保険契約者への現物給付を行うことが適当なのかどうか、特別勘定で経理されていた資産を現物資産のまま振り替えることが保険契約者間の公平性の観点から適当なのかどうか等慎重な検討が必要である。

【特別勘定への保険料の直接投入】

論点3：特別勘定へ資金を投入する際に、特別勘定へ直接保険料を投入することができるよう法的な手当てを検討すべきではないか。

特別勘定の独立性を確保し、特別勘定に属している資金が一般勘定に滞留することを防ぐ観点から、特別勘定へ直接保険料を投入することができるよう法的な手当てを検討すべきではないか。

特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約であるという性格を踏まえ、直接投入することとした場合に問題が生じないのか等について慎重な検討が必要である。

3 参考資料（省略）

7 - 2 保険商品の原則届出制への移行()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【保険商品の届出制】 <ul style="list-style-type: none">・保険業法第123条により、保険会社は保険契約約款、事業方法書等に定めた事項を変更しようとするときは金融再生委員会の認可を受けなければならない。・また、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして省令で定めた事項については、あらかじめ金融再生委員会に届けなければならない。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<ul style="list-style-type: none">・企業や年金基金に対する保険については、早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得る。なお、規制緩和委員会第1次見解を踏まえつつ、審査期間の一層の短縮に努める。・企業分野の保険に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準を明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者の保護の観点から踏まえつつ、引き続き見直しを行い、平成12年度中に結論を得る。
進捗状況、検討状況	平成11年8月13日、企業分野の保険商品について届出制の対象となる商品を拡大し、企業分野商品を原則として届出制の対象とした。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【保険商品の原則届出制への移行及び審査期間の短縮についての注視】

論点：保険商品の原則届出制への移行及び審査期間の短縮について、規制緩和推進3か年計画に沿い、着実に実施されることを注視する。

企業や年金基金に対する保険については、早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得るとともに、行政手続法の規定に沿った運用を厳格に行い、審査期間の一層の短縮に努めていくことを注視する。

8 IT化推進に伴う規制緩和

8 - 1 インターネット等での証券取引に係る社員の雇用形態の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【インターネット等での証券取引に係る社員の雇用形態】 ・証券取引法第64条により、顧客との証券取引契約を扱う者は外務員として登録を受けなければならない、また、証券外務員は証券会社の役員又は使用人に限られている。 ・金融監督庁ガイドラインにおいて、使用人の定義として、「証券会社と雇用契約のある者」としていることから、派遣社員等が含まれていない。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【インターネット等での証券取引に係る外務員規制の見直し】(IT関連)

論点：インターネット等での証券取引に係る社員については、正社員に限らず、パートタイム雇用者や派遣社員でも業務が行えるよう、外務員規制を見直すべきではないか。

インターネット等における証券取引は、ITの進展に伴い急速に発達を遂げている分野であり、証券市場活性化にも寄与しているものである。したがって、更に証券会社における業務の効率性を高める観点から、インターネット等での証券取引に係る社員については、正社員に限らず、パートタイム雇用者や派遣社員でも業務が行えるよう、外務員規制を見直すべきではないか。
派遣社員が外務員登録され法令違反行為を行った場合に、派遣先となる証券会社を行政処分することができるかどうかについて、今後検討する必要がある。

3 参考資料（省略）

8 - 2 有価証券届出書等の記載事項の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【有価証券届出書等の記載事項】 ・企業内容等の開示に関する省令第8条に基づく有価証券届出書の様式においては、その株式公開情報として株主の上位100名程度の氏名や住所等を記載することとなっている。ただし、所有株式が1000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載してもよいこととなっている。
政府の対応（規制緩和 推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【有価証券届出書等の記載事項の見直し】(IT関連)

論点：IT革命を推進するベンチャー企業等において、株式を公開する場合に、株主の上位100名の氏名や住所を記載することがプライバシー等の面で問題となっていることから、例えば、住所の記載を省略するなど、その記載内容を見直すべきではないか。

IT化を推進することとなるベンチャー企業において、株式を公開する場合に、公衆縦覧の対象となる有価証券届出書に株主の上位100名の氏名や住所を記載することが要求されているが、プライバシー等の面で問題となっていることや株式公開前の移動規制が緩和されてきたことなどから、例えば、住所の記載を省略するなど、その記載内容を見直すべきではないか。

リクルートコスモス株に係る事件を背景に、公開準備中の株式移動を公表し、不明瞭な取引の牽制、投資家にとっての有効な投資判断材料の提供などの観点から設けられた制度である。また、同姓同名の方もいることから、住所記載が必要である。なお、商法上要請される、閲覧謄写が可能な株主名簿にも株主の氏名、住所の記載が義務付けられている。

8 - 3 インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【事業方法書の認可】 ・保険業法第123条により、保険会社は事業方法書等に定めた事項を変更しようとするときは金融再生委員会の認可を受けなければならない。 ・事業方法書では、保険契約の締結の手続に関する事項を記載する必要があるが、ここにインターネットで行うなどの販売方法を明記しなければならない。(保険業法施行規則第8条)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準】(IT関連)

論点：インターネットによる保険販売を行う場合における事業方法書の認可基準を明確化すべきではないか。

インターネットによる保険販売を行う場合において個別商品ごとに事業方法書の認可を取る必要があるが、これではIT化の推進を阻害するおそれがあることから、個別商品ごとではなくインターネットによる販売方法に係る認可基準を明確化すべきではないか。
保険契約者保護の観点から、個別商品ごとに販売方法が適正かどうかについて審査する必要があるが、インターネットによる販売方法といった観点からの認可基準について、今後検討する必要がある。

運 輸

< 分野別総論 >

問題意識

運輸分野においては、行政改革委員会当時から、需給調整規制の廃止、運賃・料金規制の緩和が主要なテーマとしてとらえられてきた。需給調整規制については、平成8年12月に運輸省が原則廃止の方針を表明し、その後、国内航空、鉄道、旅客船、貸切バス、乗合バス、タクシー、港湾運送（主要9港）の各事業について、需給調整規制が廃止され、事業参入に当たっては、これまでの免許制から、安全性のチェックを要件とする許可制に緩和された。また、運賃・料金規制についても、認可制から、届出制や上限価格制などに改正され、事業者による自由な設定が可能になってきている。これらの規制緩和の実施状況・効果を監視しながら、更なる規制緩和を推進していく必要がある。（乗合バス、タクシー及び港湾運送については、関連法が今後施行予定。）

また、運輸分野の規制の中には、これらの事業規制以外に、運転免許、自動車検査等直接国民に影響のある規制もあり、これらについても、できる限り手続の簡素化を図り負担の軽減を推進していく必要がある。

これまでの取組とその成果

需給調整規制の廃止、運賃・料金規制の緩和に関連して、当委員会のこれまで2回の見解において、トラック事業の運賃・料金規制の緩和、倉庫業の参入規制及び料金規制の見直し、貨物運送取扱事業の運賃・料金規制の見直しについて取り上げ、それぞれ最小限の規制にするよう求めてきた。また、事業参入を容易にし、事業者間の競争環境を整えるという観点から、内航海運暫定措置事業の進捗状況、混雑空港の発着枠の配分方法等について指摘してきた。運賃・料金規制の緩和については、上記の各事業について原価計算書の添付の廃止、事後届出制等について検討が進められており、また、混雑空港の発着枠の配分方法については、評価方式が設定されて、それに基づいて羽田空港の増枠分の配分が行われた。

これらの事業規制に加えて、主に国民・事業者の負担を軽減するとの観点から、自動車登録手続の見直し、自動車検査証の有効期間の延長、運転免許証の有効期間の延長等について取り上げてきた。このうち、自動車登録については、申請書の電子化等の検討が進められており、車両総重量8トン未満のトラック等の自動車検査証について、その初回の有効期間が1年から2年に延長された。また、運転免許証については、免許保有者の多くが5年の有効期間となるようにするとともに、手続の一層の簡素化により更新負担を軽減する方向で検討が進められている。

今年度のテーマ設定

今年度は、需給調整規制の廃止、運賃・料金規制の緩和関連事項として、タクシー事業について、緊急調整措置、運賃・料金の認可制について、閣議決定どおりの内容が担保されるようその在り方や運用基準について監視していくほか、トラック事業、貨物運送取扱事業については、

引き続き運賃・料金規制の緩和等を取り上げる。

また、国民・事業者負担の軽減の観点からは、旅行契約における書面交付義務の見直し、自動車の型式指定審査の見直しを取り上げることとしている。

さらに、一般の職業紹介事業、労働者派遣事業に係る規制が大幅に緩和されてきたことを踏まえて、船員職業紹介事業、船員労務供給事業の規制緩和を取り上げることとする。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車運転免許証の有効期間の延長 (2) 自動車検査証の有効期間の延長 (3) トラック事業規制の緩和（運賃・料金規制など） (4) 倉庫業の参入規制及び料金規制の見直し (5) 高速度混合交通における最高速度規制の整合化 (6) 自動車登録関連手続の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車損害賠償責任保険の政府再保険 (2) 貨物運送取扱事業の運賃・料金規制の見直し (3) 内航海運暫定措置事業の進捗状況 (4) 強制水先の範囲の見直し (5) 混雑空港の発着枠の配分方法、発着枠の増加 (6) 自動二輪車等に係る規制の見直し（高速道路における最高速度に係る規制、高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制） (7) 車両通行に係る規制の見直し（特殊車両通行許可手続の見直し、車両の軸重制限の見直し）

【近年の主な規制緩和措置】

年月	主な規制緩和事項
1990年12月	・トラック事業、貨物運送取扱事業の需給調整規制を廃止、運賃・料金を認可制を届出制に
1993年11月	・車両総重量を軸距等に応じて最大20トンから25トンに引上げ
1994年 5月	・運転免許証の有効期間を優良運転者については3年から5年に延長
12月	・国内航空運送事業において事前届出による割引率5割までの営業割引制度の導入
1995年 4月	・旅客鉄道事業においてグリーン料金、寝台料金等の認可制を届出制に ・国内旅客船事業、乗合バス事業において割引運賃の認可制を届出制に

	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用自動車の6か月点検、前整備・後検査の義務付け廃止 ・車齢11年を超える自家用乗用車等の自動車検査証の有効期間を1年から2年に延長、認証工場の施設要件の緩和
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国内航空運送事業において幅運賃制度の導入
1996年	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人流・物流の全事業分野において、原則として需給調整規制を廃止する方針の決定
1997年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・特定部品専門の自動車整備工場に係る認証制度の創設
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック事業において運賃・料金の届出の際の原価計算書の添付を不要とする範囲の拡大
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国内航空運送事業においてダブル・トリプルトラック化基準の廃止 ・タクシー事業においてゾーン運賃制、初乗距離短縮運賃の導入
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業、貸切バス事業の最低車両台数規制の縮減
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・内航海運業における船腹調整事業解消（内航海運暫定措置事業の導入） ・タクシー事業の需給調整基準の緩和
1998年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業の事業区域を市郡単位から都府県単位に統合
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸港における強制水先の必要な船舶の範囲を緩和
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業の事業区域数をほぼ半減化 ・分解整備検査の廃止
1999年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック事業において営業区域を経済ブロック単位まで拡大、最低車両台数10台の地区について7台に引下げ
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・改正海上運送法公布（国内旅客船事業について需給調整規制の廃止、運賃・料金の認可制を届出制に）（2000年10月施行予定） ・日本船舶の国籍要件の緩和（代表取締役の全員及び取締役の3分の2以上が日本国民であれば日本船舶を所有できる）
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜港における強制水先の必要な船舶の範囲を緩和
2000年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・国内航空運送事業において需給調整規制の廃止、運賃・料金の認可制を届出制に ・貸切バス事業の需給調整規制の廃止、運賃規制の緩和
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客鉄道事業において需給調整規制の廃止、運賃・料金を上限価格制に
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量8トン未満のトラック及び乗用車のレンタカーについて初回のみ現行の1年を2年に延長 ・改正港湾運送事業法公布（主要9港における港湾運送事業について需給調整規制の廃止、運賃・料金の認可制を届出制に）（2000年11月施行予定） ・改正道路運送法公布（タクシー事業、乗合バス事業において需給調整規制の廃止、運賃・料金を上限価格制に）（2001年度内施行予定）

<テーマ別論点公開>

1 船員職業紹介事業等の規制緩和

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【船員職業紹介事業】 <ul style="list-style-type: none">政府以外の者は、原則として、船員職業紹介事業を行ってはならない（船員職業安定法第33条）。船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体等で、無料かつ営利目的でなく行う場合は、運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行うことができる（同法第34条）。 【船員労務供給事業】 <ul style="list-style-type: none">原則として、船員労務供給事業を行い、又はその船員労務供給事業を行う者から供給される人を船員として労務に従事させてはならない（同法第53条）。労働組合は、運輸大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる（同法第54条）。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	平成9年2月から、運輸省の「船員職業紹介等研究会」において検討されてきているが、関係者の合意が得られていない。引き続き同研究会において検討中。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【船員職業紹介事業に係る規制】

論点1：政府以外の者が行う船員職業紹介事業については、原則禁止を転換し、一定の要件を満たす者が許可を受けて、有料かつ営利目的で行うことができることとすべきではないか。

船員職業紹介事業については、過去において手配師が横行し、強制労働、中間搾取といった弊害が生じていた状況にあり、また、国際条約上も有料職業紹介が禁止されていたことから、現在でも政府以外の者は原則として行ってはならないとされている。しかし、平成8年に当該条約が改正され有料職業紹介も認められることになったことに加え、一般の職業紹介事業の規制緩和が進んでいることから、原則禁止を転換し、一定の要件を満たす者（船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体等に限らず）が許可を受けて有料職業紹介を行うことを認めるべきではないか。また、民間で行えることは民間が行うこととすべきという観点からも、原則禁止を転換すべきであると考えられる。これにより、船員職業紹介事業がビジネスとして成立すれば、船主にとっては必要な船員を確保することが容易になり、船員にとっても自分に合った就業先を見つけることが容易になるのではないかと考えられる。

船員職業安定法は基本的に船員の労働保護の立場に立っており、規制緩和を実施する場合には船員の労働保護、海上労働の特殊性に配慮しつつ、

関係者間における一定の理解を踏まえた成案を得ることが必要である。

船員職業紹介事業の規制緩和については、運輸省の「船員職業紹介等研究会」において、学識経験者、労・使の代表をメンバーとして検討が進められてきたが、現在までのところ労働者代表・使用者代表双方の意見の乖離が依然として大きく、成案を得るに至っておらず、引き続き、上記研究会で更なる検討を進めることとしている。

【船員労務供給事業に係る規制】

論点2：船員労務供給事業については、原則禁止を転換し、一定の要件を満たす者が許可を受けて、有料かつ営利目的で行うことができることとすべきではないか。

船員労務供給事業についても、船員職業紹介事業と同様の理由から、原則禁止とされている。しかし、一般の労働者派遣事業の規制緩和が進んでいることから、供給元と供給先との間の責任関係、契約の内容等について整理した上で、一定の要件を満たす者（労働組合に限らず）が許可を受けて有料労務供給事業を行うことを認めるべきであると考えます。将来の船員不足が懸念される中、労務供給事業により、必要な所へ必要な数の船員を臨機応変に派遣するという制度を設けておくことが必要ではないか。

船員職業安定法は基本的に船員の労働保護の立場に立っており、規制緩和を実施する場合には、船員の労働保護、海上労働の特殊性に配慮しつつ、関係者間における一定の理解を踏まえた成案を得ることが必要である。

船員労務供給事業の規制緩和については、運輸省の「船員職業紹介等研究会」において、学識経験者及び労使の代表をメンバーとして検討が進められてきたが、現在までのところ労働者代表・使用者代表双方の意見の乖離が依然として大きく、成案を得るに至っておらず、引き続き、上記研究会で更なる検討を進めることとしている。

なお、船員は、陸上労働者とは異なり、多数の人命・多大な財産を一括して輸送する船舶を単位とした一体的な組織が形成され、これにより指揮命令の徹底、船内規律の遵守等を保ちつつ、船舶の安全運航の確保を図っていることに留意する必要がある。

3 参考資料

<参考1> 制度の沿革

昭和23(1948)年 船員職業安定法制定。(船員職業紹介事業、船員労務供給事業の原則禁止)

<参考2> 各国の状況

ILO第9号条約(有料職業紹介事業禁止)批准国	日本、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、スペインなど36か国
ILO第179号条約(有料職業紹介事業可能)批准国	フィリピン、アイルランド、フィンランド、ノルウェーの4か国

2 貨物運送取扱事業の参入及び運賃・料金規制の見直し()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【貨物運送取扱事業】 ・貨物運送取扱事業への参入は、利用運送事業（実運送を利用してする貨物運送事業）においては許可制であり（貨物運送取扱事業法第3条）運送取次事業（運送事業者の行う貨物運送の取次ぎ、貨物の受取等を行う事業）においては登録制（同法第23条）である。 ・運賃及び料金は事前届出制であり、一定の場合には運輸大臣は変更命令を発することができる（同法第9条、第28条）。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	物運送取扱事業の運賃・料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。（12年度末目途結論）
進捗状況、検討状況	運賃・料金規制の見直しについては、現在、運輸省において検討中。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【貨物運送取扱事業の参入規制】

論点1：貨物運送取扱事業の参入については、より自由にする観点から、規制を廃止すべきではないか。

利用運送の利用者は、自ら信頼できる利用運送事業者を選択するのであり、政府の規制は最低限とすべきである。事業遂行能力は政府ではなく、市場が判断すべきである。したがって、参入規制を廃止すべきであると考え。特に、実運送を自ら行わず、取次ぎ、受取等を行うのみである運送取次事業については、登録制を廃止すべきであると考え。また、利用運送事業のうち、自ら貨物の集配を行わない第一種利用運送事業については、許可制を廃止すべきであると考え。自ら貨物の集配を行う第二種利用運送事業については、今後許可制の廃止を検討すべきであると考え。

貨物運送取扱事業（利用運送事業及び運送取次事業）は、巨大な資本を要しないことから、参入が極めて容易な事業である。このため、規制がなくなれば悪質な事業者の参入を招くおそれがあり、利用者保護の観点から極めて問題が大きい。特に、利用運送事業については、第一種利用運送事業を含め、引越輸送、宅配便輸送等を行うケースがあるが、事業遂行能力のない事業者の存在は消費者が直接被害を受けることになる。さらに、第二種利用運送事業については、自らトラックによる貨物の集配を行うため、トラック運送部分に係る安全の確保が必須であり、許可制が廃止となれば、安全は維持できなくなる。

また、貨物運送取扱事業については、相互主義の適用により、我が国事業者の外国での活動機会の確保を図っている。これは、我が国の貨物運送取扱事業者に対し制限的な規制を行っている国の事業者に対し、邦人貨物運送取扱事業者が当該外国で同種の事業を営もうとした場合における規制と同等の規制を行うことで、相互の公平を図る制度であり、これを担保するためにも、現行制度が必要である。

さらに、そもそも貨物運送取扱事業法における許可・登録制度は、事業者の事業遂行能力等をチェックするための必要最小限の規制であり、新規参入の障害にもなっていない。

【貨物運送取扱事業の運賃・料金規制】

論点2：貨物運送取扱事業の運賃・料金規制については、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討することとされており、その検討状況を注視していく。

利用運送の利用者は、価格とサービスを比較して利用運送事業者を選択するのであり、政府の規制は最低限とすべきである。これについては、規制緩和推進3か年計画に基づいて運輸省が検討しているところであり、その検討状況を注視していく。

これまでも届出手段の簡素化等を進めてきたところであるが、引き続き、規制緩和推進3か年計画に基づき検討していく。

3 参考資料

<参考1> 制度の沿革

平成 2 (1 9 9 0) 年	貨物運送取扱事業法施行 (それまでモードごとに通運事業法、航空法等に分かれて規定されていたものを、一本化)
平成 6 (1 9 9 4) 年	運賃・料金の届出に関して、自動車に係る貨物運送取扱事業について原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大
平成 7 (1 9 9 5) 年	運賃・料金の届出に関して、宅配便事業 (鉄道、航空、自動車) に係る貨物運送取扱事業について原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大
平成 8 (1 9 9 6) 年	運賃・料金の届出に関して、航空に係る貨物運送取扱事業及び宅配便事業 (航空) に係る貨物運送取扱事業について原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大
平成 9 (1 9 9 7) 年	運賃・料金の届出に関して、自動車に係る貨物運送取扱事業及び宅配便事業 (鉄道、航空、自動車) に係る貨物運送取扱事業について原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大
平成 1 0 (1 9 9 8) 年	運賃・料金の変更届出の F A X による受付を開始
平成 1 1 (1 9 9 9) 年	運賃・料金の届出に関して、自動車に係る貨物運送取扱事業及び宅配便事業 (自動車) に係る貨物運送取扱事業について原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大

<参考2> 貨物運送取扱事業の事業類型 (省略)

3 トラック事業の運賃・料金規制の見直し ()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【トラック事業】 ・トラック事業への参入は、許可制である（貨物自動車運送事業法第3条）。 ・運賃及び料金は事前届出制であり、一定の場合には運輸大臣は変更命令を発することができる（同法第11条）。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	・原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。（原価計算書の添付義務の廃止時期を含め、引き続き検討する。）（12年度末目途結論）
進捗状況、検討状況	・運輸省において現在検討中。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【トラック事業の運賃・料金規制】

論点：トラック事業の運賃・料金規制については、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討することとされており、その検討状況を注視していく。

トラック運送の利用者は、各事業者の価格とサービスを比較して事業者を選択するのであるから、政府の規制は最低限とすべきである。これについては、規制緩和推進3か年計画に基づいて運輸省が検討しているところであり、その検討状況を注視していく。

これまでも届出手段の簡素化等を進めてきたところであるが、引き続き、規制緩和推進3か年計画に基づき検討していく。

3 参考資料

<参考1> 制度の沿革

昭和26（1951）年	道路運送法により、トラック事業への参入は免許制、運賃・料金は認可制とされた。
平成 2（1990）年	貨物自動車運送事業法により、参入は免許制から許可制に、運賃・料金は認可制から届出制に緩和された。
平成 6（1994）年	運賃・料金の届出について、事前届出期間を短縮するとともに（90日前 30日前）原価計算書の添付を省略できる範囲を設定した（上10%）。
平成 9（1997）年	運賃・料金の届出に当たって、原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大した（上下10%）。
平成11（1999）年	運賃・料金の届出に当たって、原価計算書の添付を省略できる範囲を拡大した（上下20%）。

< 参考 2 > 各国の状況

規制 / 国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
参入規制	許可制	州際運送は原則免許制、州内運送は州法により異なる	免許制	許可制	許可ないし認可制
運賃・料金規制	届出制	届出制	規制なし	認可制	認可制

4 タクシー事業の緊急調整措置等の在り方()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【タクシー事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない(改正道路運送法第4条)。 国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。国土交通大臣は、緊急調整地域の指定をした場合には、一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可申請が、当該申請に係る営業区域が当該緊急調整地域の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならない。一般乗用旅客自動車運送事業者は、緊急調整地域の指定がされた場合には、当該緊急調整地域における供給輸送力を増加させる事業計画の変更をすることができない。(改正道路運送法第8条) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること等の基準によって、これをしなければならない。(改正道路運送法第9条の3)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<ul style="list-style-type: none"> タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。 需給調整規制の廃止の検討と並行して、速やかに上限価格制を検討の上、運輸政策審議会の答申に基づき遅くとも平成13年度までに措置することとし、可能な限りその前倒しを図る。
進捗状況、検討状況	改正道路運送法は第147回国会で成立し、平成13年度中に施行予定。緊急調整措置及び運賃・料金の認可基準の運用方針については、現在、運輸省において検討中。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【タクシー事業の緊急調整措置等】

論点：改正道路運送法が成立したところであるが、緊急調整措置の発動要件及び運賃・料金の認可基準が、需給調整規制の廃止、上限価格制の導入という規制緩和推進3か年計画に沿ったものとして設定されるよう、その状況を注視していく。

タクシー事業についての需給調整要件を廃止し、免許制から許可制に移行する等の改正道路運送法が成立したことを踏まえ、緊急調整措置の発動要件及び運賃・料金の認可基準が、需給調整規制の廃止、上限価格制の導入という規制緩和推進3か年計画に沿ったものとして設定されるよ

う、その状況を注視していく。

緊急調整措置については、平成13年度中に予定されている改正道路運送法の施行までに、発動に当たって考慮すべき指標、発動に至る手続についての考え方を公表することとしている。

また、運賃の認可についても、改正道路運送法の施行までに、認可基準を公表することとしている。

3 参考資料

<参考1> 制度の沿革

昭和26(1951)年	道路運送法施行(参入は免許制、運賃・料金は認可制)。
平成5(1993)年	運賃・料金の多様化及び増減車の弾力化(東京、大阪)。
平成9(1997)年	ゾーン運賃制、初乗距離短縮運賃の導入。 需給調整基準を緩和。

<参考2> 各国の状況

	日本	ニューヨーク(アメリカ)	ロンドン(イギリス)	パリ(フランス)
台数規制	あり 原則なし	あり	原則なし	あり
運賃・料金規制	認可制	認可制	最高額認可制(運送ごとに割引可)	最高額認可制(運送ごとに割引可)

5 旅行契約における書面交付義務の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【旅行契約における書面交付義務】 ・旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、その取引の条件について旅行者に説明し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容等を記載した書面を交付しなければならない（旅行業法第12条の4）。 ・平成7年の旅行業法改正により、旅行契約を締結する際の取引条件についての書面交付を義務付けた。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・（IT関連）は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【旅行契約における書面交付義務の見直し】（IT関連）

論点：インターネットを通じた旅行取引を促進する観点から、取引条件についての書面交付義務を緩和し、電子的手段により閲覧・確認した場合であっても旅行契約を締結できるようにすべきではないか。

旅行契約に当たっては、取引条件を書面で交付する義務があるため、インターネットを通じて旅行契約を結ぼうとする場合には、その前に取引条件をプリントアウトしなければならないこととなっている。しかし、情報端末の小型化・モバイル化により、利用者が必ずしもプリントアウトできる環境にあるとは限らなくなり、プリントアウトの義務付けは利便性を阻害すると考える。したがって、書面交付義務を緩和し、パソコン画面上等電子的手段により閲覧・確認した場合であっても旅行契約を締結できるようにすべきであると考え。旅行者が書面交付を求める場合には書面交付を行わなければならないこととすれば、消費者の自己責任と旅行業者の責任のバランスが取れると考える。旅行契約に関するトラブルを防止するために必要であれば、通信途中での変質、改ざん等を防止するためのセキュリティの確保策を講じることを前提にした上で、書面交付義務を緩和し、代替手段（電子メール、PDFファイルのダウンロード等）を広く許容することも考えられる。

旅行契約は運送・宿泊機関等第三者の提供するサービスを複合的に組み合わせたものであり、契約内容が不明確になりがちであること、申し込みを受けてから手配をする商品特性から旅行者に代金を先払ってもらう必要がある、という特徴を有し、契約の適正化が特に重要である。そのため、このような特殊性に起因するトラブルを防ぎ、消費者保護を図るため、平成7年に旅行業法を改正し、契約の際、所要の項目について遺漏のない説明を旅行業者に行わせて、契約前の旅行業者と旅行者との認識ギャップを確実になくし、契約内容を明確化する書面の交付を義務づけて契約の適正化を確保することとしたところである。

一方、電子商取引の発展に向けて必要な環境整備を行っていく必要があり、電子商取引における消費者保護の在り方については、技術の進展の動向を踏まえつつ、検討を行っていくこととしたい。

6 自動車の型式指定審査の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【型式指定】 <ul style="list-style-type: none">・運輸大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。この指定は、申請に係る自動車が保安基準に適合し、かつ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによって行う。(道路運送車両法第75条)・申請から型式指定までの標準処理期間は2か月。・指定製作者等は、自動車の構造、装置及び性能等について変更したときには、運輸大臣にその変更の承認を申請することができる。当該変更に係る自動車の型式が、その指定を受けた自動車の型式と同一と認められる場合に行う。指定製作者等は、承認を受けた場合に限り、当該変更に係る自動車の完成検査終了証を発行することができる。(自動車型式指定規則第10条)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画等)	<ul style="list-style-type: none">・車両等の型式認定相互承認協定(略称)に加入するため、自動車の装置の認定について外国政府との相互承認制度を導入する。(平成10年度措置済)・日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。(平成11年度以降逐次実施:11年度は方向指示器等6件について協定規則を採用)・自動車諸元表検討ワーキンググループにおける諸元表の記載項目等の見直しについての検討を行い、その検討結果に基づき諸元項目の簡素化を行う。(平成11年度措置済)

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【標準処理期間の短縮】

論点1: 申請から型式指定までの標準処理期間を、短縮することができないか。

自動車の型式指定の標準処理期間は現在2か月とされており、実際にもおおむねこの期間内に処理されている。しかし、近年、製品の開発サイクルが著しく短くなってきており、最新の技術改良を早期に消費者に恩恵を与える観点からも、可能な限りこの期間を短縮すべきである。平成10年に装置の型式指定制度が設けられたことにより、当該装置については自動車の型式指定の際の試験を一部省略することが可能となったことから、処理期間を短縮することができるのではないかと。また、メーカーのデータの活用範囲を拡大することにより、短縮することができるのではないかと。さらに、現行はフルモデルチェンジの場合も、マイナーチェンジの場合も同じ処理期間とされているが、マイナーチェンジの場合には短縮することができるのではないかと。

あらゆる申請に対応する標準処理期間としては、2 か月は適当な期間であると考えている。ただし、構造・装置の軽微な変更の場合や、輸入車にあっては予備審査や公的試験機関での試験を行った場合など、具体的にどのような場合においてどの程度の期間の短縮が可能であるか、関係者と調整の上、検討を進めることとする。

【申請手続の柔軟化】

論点2：型式指定の申請をした後、当該申請に係る内容変更をより柔軟に認めるべきではないか。

型式指定の申請をした後に当該申請内容の変更を行うことについては、試験前であれば弾力的に取り扱われているが、型式指定を受けた装置に変更する場合には試験後でも認める等、より柔軟に取り扱うことができないか。

排出ガス試験等各種の試験前であれば、申請内容の変更は随時可能であるが、試験後であっても、型式指定を受けた装置に変更する場合や、輸入車にあっては公的試験機関による試験データが申請者から提出される場合等について、柔軟な取扱いとする方向で検討することとする。

【審査に提示する自動車台数の削減】

論点3：型式指定を申請する場合には、試験に必要な自動車を提示しなければならないが、その台数を削減することができないか。

型式指定を申請する場合には、申請者が試験に必要な自動車を提示し、運輸省は当該自動車を使用して審査に必要な試験を行うこととされている。申請車両の仕様にもよるが、国産車の標準的な一車種の場合には、10台程度提示することとなっている。申請者は提示に必要な自動車を製作することになるが、自動車は高価なものであるため、申請者の負担が大きくなっている。したがって、メーカーデータの活用範囲を拡大する等して、運輸省の試験を減らすことにより、提示する自動車の台数を減らすことができないか。

試験車台数については、保安基準への適合性及び燃費値等を確認するために必要最小限のものとしているが、今後とも引き続き関係者と技術的観点から検討していくこととする。

【変更承認の対象】

論点4：型式指定を受けた後、自動車の構造、装置及び性能等を変更した場合には、変更の承認を申請することができるが、その変更の範囲を明確化するとともに、変更承認を必要とする範囲を縮小することができないか。

型式指定を受けた後、自動車の構造、装置及び性能等を変更した場合には、変更の承認を受けた場合に限り、当該変更に係る自動車の完成検査終了証を発行することができるが、現在は変更の範囲が明確にされていないため、これを明確化すべきである。同時に、申請者の負担を軽減するため、変更の承認を受けなくても完成検査終了証を発行できる範囲をできるだけ広くすべきである。

保安基準への適合性確保の観点から新たに試験・確認をする必要がないような軽微な変更については、手続の簡素化を図る方向で検討することとする。

3 参考資料

< 参考 1 > 制度の沿革

昭和 26 (1951) 年	・型式指定制度導入
平成 7 (1995) 年	・「現車確認方式」に「基準自主管理方式」を取り入れ、メーカーに一層の自主裁量を付与することにより、型式認証手続を簡素化 ・新型自動車の技術審査の際の申請データの活用の拡大等を図る。 ・技術審査において試験車を選定する条件の明確化を図る。
平成 9 (1997) 年	・トラックの長距離走行車の現車提示要件を、技術の進歩、品質の向上等の実態を踏まえ緩和 ・諸元表の項目について、技術の進展に併せ、安全確保、公害防止の観点から引き続き見直しを行い、申請の簡素化を図る。 ・同一型式の範囲について、自動車技術の進展を踏まえ緩和する。
平成 10 (1998) 年	・車両等の型式認定相互承認協定（略称）に加入するため、自動車の装置の認定について外国政府との相互承認制度を導入
平成 11 (1999) 年	・乗用車の型式指定に係る諸元表第 1 号様式の諸元項目の簡素化 ・方向指示器等 6 件について、車両等の型式認定相互承認協定（略称）の規則を採用

< 参考 2 > 型式指定審査の流れ（省略）

エネルギー

<分野別総論>

問題意識

エネルギーは、国民生活や社会経済活動全般に広くかかわる重要な基盤的要素であり、その安定的な供給を確保することは、我が国のエネルギー政策において常に重要な課題とされてきた。電力供給構成の多様化が以前に比べて進んだ現在においても、エネルギー資源の多くを海外に依存する我が国のエネルギー供給構造は依然として脆弱であり、安定供給の確保は引き続き重要な政策課題であるが、近年は、これに加えて、世界経済のグローバル化に伴う国際的な大競争時代の到来からくる効率化の要請と、地球環境問題の深刻化からくる地球環境保全への配慮という要請とが、安定供給の確保と並んで、エネルギー政策上の重要な課題となってきている。

電力・ガスは、我が国のエネルギー供給の半分弱を占めているが、その供給体制については、従来、自然独占性を有するものとして、一定の供給区域について供給責任を負わせる一方で他の事業者の参入を規制し、当該供給区域における供給条件（料金等）については認可制とするいわゆる公益事業規制がなされてきた。しかしながら、自然独占性を前提としたこのような供給体制については、上述した効率化の要請という観点等から、近年になって見直しの必要性が認識されるようになり、平成8年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のためのプログラム」において、電力については2001年（平成13年）までに国際的に遜色のないコスト水準を実現することを目指した規制緩和・制度改革を行うとともに、ガスについても所要の規制緩和・制度改革を実施することとされた。

電力及びガスの供給体制の効率化に向けた関係事業制度改革は、昨年度の電気事業法及びガス事業法の改正による電力の小売部分自由化等として結実し、大規模な工場やオフィス等においては電力調達先を選択できる制度等が既に実施に移された。当委員会は、こうした制度改革のプロセスにおいて、規制改革の観点から必要な指摘・提言を行ってきた。これらの改革は、いずれも、電力事業・ガス事業の効率化を、厳正な料金査定や行政指導といった方法によって達成しようとするのではなく、競争を導入することによって、市場の力によって達成しようとするものであり、そのために必要な適正取引ガイドラインをあらかじめ作成・公表するなど、我が国の規制制度改革の一つのモデルとなり得るものとなっている。

しかしながら、これらの改革が市場の力による効率化を目指す以上、市場が市場としての機能を十分に発揮できる仕組みを今後とも更に整備していくことが重要であり、新規事業者の参入等を通じ、新たな課題が出てきた場合には、これに適切に対応するなど、必要な監視作業を行い、その成果を、制度発足後3年後を目途に行われることとされている見直しに反映させていくことが必要である。

これまでの取組とその成果

当委員会においては、上述のとおり、これまでの電力事業・ガス事業の制度改革のプロセスにおいて、規制改革の観点から必要な指摘・提言を行ってきた。その具体的な内容は以下のとおりである。

第1次見解（平成10年12月）においては、電気事業制度改革の基本的な視点として、参入規制、託送制度、新規参入者に対する扱い及び自由化の範囲の拡大等に関する今後の検討、の3点を取り上げた。

具体的には、参入規制については、部分自由化という方針を前提とした上で、自由化対象需要家に対する供給については参入規制を廃止すべきこと、既存事業者については自由化部分と非自由化部分との区分経理を義務付けるべきこと、託送制度については、託送料金がすべての送電線利用者にとって公平であり、かつ、算定根拠が明示されるべきこと、また、新規参入者に対する扱いについては、新規参入者に設備規制を課さないこと、既存電力会社に最終的な供給責任を課すこと、及び、一般電気事業者相互の競争を促進すべきことを指摘した。さらに、自由化の対象とならなかった部分についても将来における自由化の方向性を明示し、そのための具体的なプログラムの明確化を求めた。

一方、ガス事業についても、都市ガス事業における大口供給の範囲の拡大とガス託送の活性化のための措置、簡易ガス事業における参入時の地方ガス事業調整協議会の廃止、LPガス事業における効率化に資する保安規制の合理化等の指摘を行った。

第2次見解（平成11年12月）においては、電気事業制度改革の骨格が既に固まったことを受けて、運用上最も重要と考えられる電力小売託送制度設計の検討状況についてフォローアップを行ったほか、このようにして整備された小売託送制度に係る考え方を、各電力会社が、自己託送制度についても整合的な形で取り入れるべきとの指摘を行った。

また、ガス事業については、地方ガス事業調整協議会の廃止に伴う簡易ガス事業の許可基準の明確化の状況についてフォローアップを行うとともに、都市ガス事業における休眠区域の見直し、LPガス事業における取引適正化・料金透明化への取組について指摘を行った。

今年度のテーマ設定

今年度については、本年3月21日に改正電気事業法が施行され、大口電力市場における自由化がスタートしたことを受けて、電力市場における新規参入の状況をフォローアップし、参入に係る問題点の有無やその解決メカニズムの実効性等について、当委員会として監視を行うことが必要である。また、新規参入者の事業採算性にとって重要な意味を持つ電力小売託送料金についても、電気事業者における効率化努力が十分反映されたものとなっているかどうかについて引き続き監視を行うとともに、昨年度取り上げた自己託送料金について、電力会社における改善への取組状況についてフォローアップを行うこととする。なお、こうした一連の監視の結果、制度的改善を要する事項がある場合には、それらの点について、必要に応じ、制度発足後3年を経た段階で行われることとされている見直しに反映させることを求めていく。

一方、ガス事業については、需要家の側から見た場合、LPガスや石油燃料といった他のエネルギー源との代替可能性が電力に比して大きく、これら他のエネルギー源との間の競合関係を通じて市場原理を通じた競争が機能し易い側面がある。こうした事情もあり、ガス事業については、電力事業より早く、平成7年に大口需要家向けの供給に係る自由化が行われているが、昨年のガス事業法改正により、対象となる大口需要家の範囲の拡大や、それに関連した競争促進措置としての接続供給制度の導入等が行われたところである。このため、ガス事業についても、現在の大口ガス市場の状況や、自由化を受けたガス会社の経営効率化の状況について監視を行うとともに、これらの状況をも踏まえつつ、ガス事業における競争の更なる導入に向けた検討をより一層促していくこととする。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
<p>(1) 電力供給システムの見直しと競争の促進（参入規制、託送制度、新規参入者に対する扱い及び自由化の範囲の拡大等に関する今後の検討）</p> <p>(2) ガス事業における競争の更なる導入（大口供給の範囲の拡大・託送の活性化、一般ガス事業以外のガス体エネルギー）</p>	<p>(1) 電力供給システムの見直しと競争の促進</p> <p>(2) ガス事業における競争の更なる導入（都市ガス(一般ガス事業)の休眠区域の見直しと簡易ガスの参入許可基準の明確化、LPガス取引の適正化・料金透明化）</p>

【近年の主な規制改革措置】

年月	主な規制改革事項
1995年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 改正ガス事業法施行（一般ガス事業における大口供給について、原則として当事者間での自由な価格設定を認めるとともに、自社の供給区域外（他社の供給区域内である場合を含む。）における供給を可能とし、また、一般ガス事業者以外の者による大口供給を可能とした。）
1995年 5月	<ul style="list-style-type: none"> 改正電気事業法施行（発電部門への新規参入を促すため、卸電気事業に係る参入規制の原則撤廃、入札制度（IPP）の導入、卸託送制度の整備を行ったほか、小売部分についても特定電気事業者制度を設け、競争原理を導入した。また、併せて、電気料金について、ヤードスティック査定を導入したほか、負荷平準化に資する料金メニューについて選択約款の制度を設けた。）
1996年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 特定石油製品輸入暫定措置法の廃止（ガソリン、軽油及び灯油の輸入について、備蓄義務、品質管理等の責務を果たせば、誰でも輸入できるとした。） 揮発油販売業法の品質確保法への改正（過当競争地域におけるSSの新増設を抑制していた指定地区制度を廃止した。）
1997年 7月	<ul style="list-style-type: none"> 石油製品輸出の実質的自由化（石油製品の輸出承認において、価格要件等を撤廃するとともに、年度内であれば1回の承認で足りるよう、包括輸出承認制度を導入した。）
1999年11月	<ul style="list-style-type: none"> 改正ガス事業法施行（自由化分野である大口供給の範囲を年間使用量200万m³以上から同100万m³以上にまで拡大するとともに、ガス導管を利用する際の託送ルールの整備、一般ガス事業の供給区域内において簡易ガス事業を行おうとする際の地方ガス事業調整協議会の廃止とこれに伴う許可基準の明確化を行った。）
2000年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 改正電気事業法施行（特別高圧需要家を対象とした電力小売の部分自由化と、これに伴う小売託送制度の整備を行うとともに、電気料金について料金引下げ時における届出化（従来は認可）を行った。）

<テーマ別論点公開>

1 電力供給システムの見直しと競争の促進()

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【電気事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業（一般需要家に対する業としての電気の供給）は、大口需要家に対する供給を行う事業（特定規模供給事業）については届出制、その他のものについては許可制となっている。（電気事業法第3条） ・上記のうち許可を受けた事業者は、供給区域（又は供給地点）内の一般需要家に対して供給義務を負う一方、当該供給区域（又は供給地点）内の一般需要家に対する供給を独占すること（地域独占）が認められている。（同法第18条） ・独占に伴い、供給の条件（＝電気料金）については、認可制となっている。（同法第19条）
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<p>【電力供給システムの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給システムの見直しについては、効率化という要請と、エネルギー・セキュリティ、ユニバーサルサービス、安定供給及び環境負荷などの政策課題が両立する新たなシステムとして小売の部分自由化等を実施する。（措置済） ・部分自由化対象需要家を原則特別高圧需要家とすること、自由化部分については原則として規制（供給義務、料金規制）なしとすること、及び自由化部分と非自由化部分との内部補助防止のため部門別の収支確認を行うことを骨格とする部分自由化を実施する。（措置済） ・部分自由化に際して、既存電力会社と新規参入者間の託送条件が同一となり、電力会社が接続供給約款として定める託送応諾条件が当該電力会社自らに対しても実質的に適用されるものとなるよう、託送制度を整備する。（措置済） ・部分自由化に際して、新規参入者については設備規制を課さないこと、既存電力会社に対して最終的な供給責任を課すこと、一般電気事業者相互の競争についてもこれを促進する等の措置を講ずる。（措置済） <p>また、部分自由化について、その施行後3年を経過した場合において、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分自由化に伴い、各電力会社が作成し、行政庁に届け出た託送約款が、あらかじめ行政庁が定めた託送利用ルールに従ったものとなっているかどうかを監視し、必要があると判断した場合には変更命令を発動するなど、公正かつ中立的な運用を行う。（逐次実施） ・これまで各電力会社が定め、公表してきた自己託送料金について、小売託送制度が整備されたことに伴う各電力会社における自主的な見直しの状況を踏まえ、必要に応じ、部分自由化実施の3年後になされる検証において、託送制度の在り方について検討する。（必要に応じ、部分自由化実施3年後の見直しで検討） ・電力託送料金については、通商産業省令により、その制度が整備されたところであるが、本年3月の改正電気事業法施行後の大口電力市場が有効に機能していくよう、公正かつ中立的な運用に努める。（逐次実施） <p>また、今回設定された託送料金が現行の料金を基に算定された経過的なものであることにかんがみ、電力会社が、コスト等の動向が見極められ「将来の適正な費用」に基づき適切に算定が行えるようになった段階で、将来の経営の効率化成果の見込みを最大限に織り込んで、速やかに託送料金の再設定を行うことを期待する。</p>

進捗状況、検討状況 | ・昨年5月、上記に係る改正法案が第145回国会において成立し、本年3月21日に施行された。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【電力供給システムの見直し】(環境関連)

論点1：電力供給システムについて、改正電気事業法の施行を受けて自由化された大口需要家向けの電力小売市場における新規事業者の参入状況、電力会社の経営効率化の動向、参入に際しての問題点の有無及びその解決のためのメカニズムの実効性等について、当委員会において監視を行う。また、この監視の結果、制度的改善を要する事項がある場合には、必要に応じ、制度発足後3年を経た段階で行われることとされている見直しに反映させることを求めていく。

電力供給システムについては、本年3月、大口需要家向けの電力小売の部分自由化が実施され、6月には最初の新規参入事業者が届出を行ったところである。今後、自由化された大口電力市場が有効に機能し、電力供給体制の効率化という所期の目的を達成していくため、新規参入事業者の状況をフォローアップし、新規参入事業者の参入状況、電力会社の経営効率化の動向、参入に際しての問題点の有無及び問題点がある場合における解決メカニズムの実効性等について、当委員会として監視を行っていく。

また、今回の部分自由化は、大規模な工場やオフィスビル等の大口需要家を対象としたものであるが、規制緩和を更に進めれば、例えばコンビニエンスストア等の商店や各家庭において、より安い電力供給事業者や風力発電等自然エネルギーによって発電を行う電力供給事業者を選択して購入することも可能となる。通商産業省は、今回の制度開始後おおむね3年後に、今回の自由化について客観的に検証した上で、今回の制度改革において自由化の対象とならなかった部分の扱いを含め、部分自由化の範囲拡大、全面自由化及びプール市場の創設について検討するとのスケジュールを明示しているところであり、上記の監視の結果、制度的改善を要する事項がある場合には、それらの点について、必要に応じ、かかる見直しに反映させるよう求めていく。

自由化された電力市場が有効に機能しているかを把握し、3年後の検証を有効なものとするために、通商産業省は電力市場のモニタリングを行い、「自由化分野における価格動向調査」「相談・紛争処理事例集」「海外における電気事業制度改革の動向」の項目について年2回モニタリング結果を公表する。また、自由化部門から規制部門への悪影響防止や既存電力会社と新規参入者の託送制度に関する公平性確保といった観点から、部門別収支及び託送収支の計算の適切性や託送約款等の運用状況について監査を行い、その結果を公表する。

【電力の託送制度】

論点2：既に電力会社が届け出た小売託送料金(接続供給約款)については、将来における最大限の効率化努力を織り込んだ上で再設定し、可能な限り低廉化が図られるよう、監視を行うことが必要である。

また、電力供給システム全体の効率化を促すとの観点からは、電力会社が自主的に定めて、公表している自己託送の認容条件についても、接続供給約款において示される小売託送の条件を考慮しつつ、電力会社において更なる利用条件の見直しを行うことができないかと

うかについて、検討を促すことが必要である。

こうした監視活動等の結果、託送制度全体について制度的改善を要する事項がある場合には、必要に応じ、制度発足後3年を経た段階で行われることとされている見直しにこれを反映させるよう求めていく。

自由化された電力市場をより活性化させるためには、既に電力会社が届け出た小売託送料金（接続供給約款）について、最大限の効率化努力を行い、それを織り込んだ上で設定することによって、可能な限り低廉化を図ることが重要である。現在の小売託送料金は、あくまで現行の料金を基に算定された経過的なものであるとされており、今後、電力会社が、コスト等の動向が見極められ「将来の適正な費用」に基づき適切に算定が行えるようになった段階で、将来の経営の効率化成果の見込みを最大限に織り込んで、速やかに託送料金の再設定を行うことが期待されていることから、当委員会においても、こうした再設定の状況について監視を行っていく。

また、電力供給システム全体の効率化を促す観点からは、上記の小売託送料金だけでなく、電力会社が自主的に定めて公表している自己託送の認容条件についても、接続供給約款において示される小売託送の条件を考慮しつつ、電力会社において更なる利用条件の見直しを行うことができないかどうかについて、検討を促すことが必要である。

なお、こうした一連の監視を行った結果、託送制度全体について制度的改善を要する事項があると判断した場合には、それらの点について、必要に応じ、制度開始後3年後の見直しにこれを反映させるよう求めていく。

現在の小売託送料金は、あくまで現行の料金を基に算定された経過的なものであるとされており、今後、電力会社が、コスト等の動向が見極められ「将来の適正な費用」に基づき適切に算定が行えるようになった段階で、将来の経営の効率化成果の見込みを最大限に織り込んで、速やかに託送料金の再設定を行うことが期待されている。この再設定の届出がなされた際には、その算定が適切になされているか否か等につき精査する。なお、自己託送については、電気事業法上非規制となっており、電力会社が自主的に条件を設定するものであることから、更なる利用条件の見直しを行うか否かについては、一義的には電力会社の自主的な検討に委ねることが適当である。

3 参考資料

< 参考 > 電気事業の概要

	事業者数	需要家数	発電電力量	電力売上高
一般電気事業	10	77,742千口 (平成11年3月末電灯電力契約口数)	780,816百万kWh (平成10年度)	144,905億円 (平成10年度)
特定規模供給事業	1 (ダイヤモンドパワー。平成12年6月19日届出)	-	-	-

2 ガス事業における競争の更なる導入()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【一般ガス事業（都市ガス）】</p> <ul style="list-style-type: none">一般ガス事業（一般需要家に対する導管を通じた業としてのガスの供給）は、一般ガス事業者以外の者が大口需要家に対してガス供給を行う場合を除き、通商産業大臣の許可制となっている。（ガス事業法第3条）許可を受けた事業者は、供給区域内の一般需要家に対して供給義務を負う一方、当該供給区域内の一般需要家に対する供給を独占すること（地域独占）が認められている。（同法第16条）独占に伴い、供給の条件（＝ガス料金）については、通商産業大臣の認可制となっている。（同法第17条） <p>【一般ガス事業以外の競合ガスエネルギー供給事業】</p> <p>（簡易ガス）</p> <ul style="list-style-type: none">簡易ガス事業（簡易なガス発生装置においてガスを発生させ、導管により供給する事業であって、1の団地内における供給地点の数が70以上のもの）は、通商産業局長の許可制になっている。（ガス事業法第37条の2） <p>（LPガス）</p> <ul style="list-style-type: none">LPガス販売事業は、保安の確保及び取引の適正化を目的とした液石法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、登録制となっている。（液石法第3条）LPガス販売事業者は、一般消費者等に対して、保安・取引条件（価格を含む）等についての事項を記載した書面を交付することが義務付けられている。（同法第14条、液石法施行規則第13条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<p>【ガス事業における競争の更なる導入】</p> <ul style="list-style-type: none">一般ガス事業者の供給区域であって、許可された時点から相当期間が経過しているにもかかわらず当該ガス事業が開始されていないもの（未普及供給区域）について、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書（平成11年10月21日）において示された具体的な運用の方針に基づき、該当する未普及供給区域を有する一般ガス事業者が、自らガス事業法第8条第1項の規定に定める供給区域変更の許可を申請するよう適切に監督する。（12年6月末までに供給区域の変更許可）簡易ガス事業者が一般ガス事業者の供給区域内に参入しようとする場合において適用される簡易ガス事業許可の審査基準を具体的かつ客観的なものとするとともに、策定した審査基準について、許可の事務を行う各通商産業局に対する周知を行い、厳正かつ統一的な運用を徹底する。（11年度措置済）LPガス事業における更なる競争を促進する観点から、LPガス取引の適正化・料金透明化に関する取組の効果を注視するとともに、必要に応じてLPガス事業者に対して所要の指導を行うこと等により、引き続き競争環境の整備に努める。（12年度逐次実施） <p>【大口供給の範囲の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none">大口供給の範囲につき、現行の年間契約数量200万m³以上から100万m³以上に拡大する。（措置済） <p>【託送の活性化】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・公正な競争条件の確保及び競争促進の観点から、大手一般ガス事業者について、託送に係る約款の届出、公表等に関する制度的環境整備を行う。(措置済) <p>【簡易ガス事業者による一般ガス事業者の供給区域への参入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業者の供給区域内において新たに簡易ガス事業を行おうとする場合において、両事業の調整に関する判断基準を明確化するとともに、地方ガス事業調整協議会を廃止する。(措置済)
進捗状況、検討状況	託送の活性化、簡易ガス事業者による一般ガス事業者の供給区域の参入に係るガス事業法改正法案が第145回国会において成立し(5月21日公布)同年11月19日に施行された。(大口供給の範囲についても、同時に、省令改正により措置された。)

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【ガス事業における競争の更なる導入】

論点1：ガス事業について、昨年の改正ガス事業法の施行を受けて行われた自由化の動向や、これに伴う既存ガス会社の経営効率化の動向等について、当委員会において監視を行う。

また、制度改革の施行の概ね3年後に行うこととされているガス体エネルギー産業全体を視野に入れた制度改革・構造改革に向けた更なるアプローチの観点から、通商産業省においては、諸外国の事情等、必要な研究を早急に開始すべきである。

ガス事業については、需要家の側から見た場合、LPガスや石油燃料といった他のエネルギー源との代替可能性が電力に比して大きく、これら他のエネルギー源との間の競合関係を通じて市場原理を通じた競争が機能しやすい側面があることもあり、電気事業に先行して、平成7年に既に大口需要家向けの供給に係る自由化が行われている。さらに、昨年には、こうした自由化の動向等を踏まえつつ、再度、ガス事業法が改正され、対象となる大口需要家の範囲の拡大や、それに関連した競争促進措置としての接続供給制度の導入等が行われた。

当委員会としては、こうした制度改革を受けて、自由化範囲が拡大された大口ガス市場における競争の状況や、自由化措置を受けたガス会社における経営効率化の状況について監視を行い、必要がある場合には、改善を促していくことが必要である。

また、通商産業省においては、今回の制度改革の施行後概ね3年を目途に、ガス体エネルギー産業全体を視野に入れた制度改革・構造改革に向けた更なるアプローチを行うこととしている。このような取組に当たっては、LPガス、都市ガス、簡易ガスに対する規制について将来的にあるべき姿、パイプラインの敷設の活性化と競争的な利用の促進、安定供給と消費者の保護等が検討の対象となるが、そのために必要な研究を、諸外国の事情の調査等を含め早急に開始すべきである。

ガス事業においては、自由化の進展により他業種の参入が促進されているところであり、ガス事業者においても、一層の経営効率化努力を図るとともに、自らの経営効率化目標を自主的に公表し、定期的に評価を行っているところである。

また、通商産業省としては、今後の制度改革に向けての準備として、諸外国の制度改革の現状と見通しを把握するための調査等を実施することとしたい。

【ガス託送制度の改善】

論点2：ガス託送制度について、託送料金の決定・適用に関する透明性の向上を図る。

ガス託送制度について、ガス託送料金やその算定方法の明確化等について検討し、透明性の向上を図る。

接続供給料金に係る会計手法については、本年2月より、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会都市ガス事業料金制度分科会において、算定方法の在り方等についての審議を行っているところである。

【L P ガスの取引適正化・料金透明化】

論点3：L P ガス（液化石油ガス）事業における取引適正化・料金透明化については、消費者選択を拡大するための環境整備の一環として引き続き取り組むことが必要であり、通商産業省が昨年取りまとめたアクションプランの実施状況について監視を行う。

L P ガス（液化石油ガス）事業については、消費者が事業者の料金やサービスの内容を比較し、自由に事業者を選択できる環境を整えていくことが重要である。L P ガス事業における取引適正化・料金透明化に向けた取組としては、昨年、通商産業省が「L P ガス取引適正化・料金透明化に向けた措置」として、アクションプランを取りまとめたところであり、当委員会においても、この実施状況について監視を行う。

通商産業省においては、昨年10月に取りまとめた「L P ガス取引適正化・料金透明化に向けた措置」（アクションプラン）において、料金に関する消費者への情報提供の拡充等、取引適正化・料金透明化に向けてL P ガス事業者及び行政が今後とるべき措置について取りまとめ、これに基づき、L P ガス業界に対して所要の取組を要請したところである。

特に、料金透明化については、アクションプランにおいて、L P ガスの料金透明化についての検討会の開催を提言し、これを受け、L P ガス事業者代表、消費者代表、学識経験者等から成る「L P ガス料金問題検討会」が本年2月より開催され、4月に中間報告、7月に最終報告が取りまとめられた。

通商産業省としては、アクションプラン及びL P ガス料金問題検討会最終報告の提言内容について、関係者による積極的な取組が行われるよう、L P ガス事業者に対するヒアリング等により、その実施状況を把握し、必要に応じて指導するとともに、L P ガス料金に関する行政による情報提供の拡充等に努めることとしている。

3 参考資料

<参考> ガス事業の現状

都市ガス

事業者数	239（大企業13、中小企業157、公営69） 全事業者の供給区域面積は、国土面積の約5%、都市地域面積の約21%。
需要家数	2,561万件（平成12年3月末メーター取付け数） 全世帯数の約58%
ガス販売量	218億立米 うち、大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）分は164億立米（75.3%）
ガス売上高	20,380億円（平成10年度）

LPGガス

販売事業者数	約3万事業者（平成10年度末）
需要家数	山間地域島嶼部を含む全国において、総世帯の約55%に当たる約2,500万世帯において家庭用燃料として使用。
需要量	約18,889千トン（輸出58千トンを含まず）（平成10年度） うち、家庭用7,366千トン

流通・農業

<分野別総論>

【流通】

問題意識

インターネットが急速に発展する中で、電子商取引等推進のための環境整備が必要になっている。市場における各種の商品やサービスの取引等については、法令等により様々な義務付け及び規制が行われており、それらの中には、契約の成立に当たって書面交付や説明の義務付け、対面での確認、署名捺印義務等を規定していたり、物理的な事務所等の存在を前提としているものが多く、サイバー社会の到来やネットワーク上の取引を想定していない制度や取引ルールが存在が電子商取引の普及にとって障害となっている。このため、取引される商品、サービス等に即して、個々具体的にそれぞれ改善策を指摘していくとともに、民間対民間の電子商取引における書面交付や説明の義務、対面での確認、署名捺印の義務付け等について、分野横断的に検討していく必要がある。

また、本年6月1日より、大規模小売店舗立地法が施行された。この法律は、従前の大店法における経済的な商業調整から訣別し、大型店の出店に伴う各種生活環境上の問題への対応といった新たな社会的要請に応えるものであるが、出店者側からは、一段と出店手続が煩雑になり、コスト高をもたらすとの見方もあり、今後、施行後の運用状況について引き続きフォローアップをしていく必要がある。

これまでの取組とその成果

第2次見解においては、第1に、消費者の利便性の重視と流通業の新たな形態を踏まえた規制に着目し、一般小売店における医薬品の販売範囲の見直しと薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直し、食品・飲食店営業許可基準の適正化等について検討を行った。これらの結果、医薬品一般販売業における販売実態を調査分析し総合的に検討すること、食品・飲食店営業許可基準について、公衆衛生上の観点から合理的理由が認められないと考えられる規制は改善するよう都道府県に周知徹底を図ることとされるとともに、医薬品のうち人体に対する作用が比較的緩和で販売業者による情報提供が努力義務を課すまでもないものとして中央薬事審議会で決定された15製品群について医薬部外品に移行する措置（これにより一般小売店においても販売可能となる）に関連して、一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領の改善について周知徹底を図ることとされた。

第2に、分割販売を行わず、薬事法に規定する販売先変更許可を受けていない卸売一般販売業の店舗については、都道府県の判断により管理薬剤師の兼務を認めても差し支えないとの措置がなされた。

第3に、申請書類・保存書類等の簡素化・合理化に重点を置き、薬局等における各種申請書類・保存書類の簡素化等について検討を行った。その結果、医薬品一般販売業の店舗を同一ビル館内で平行移動する場合等の申請手続等については実態に沿った形での検討や、薬局等を開設する法人役員の診断書の提出については、すべての役員について医師の診断書は提出しないことについての検討など、ともに本年度中に結論が出されることとなった。

第4に、大店立地法の適切な運用の確保に関し、大店立地法の指針について少なくとも5年以内に必要な見直しを国が行うべきことを提言した。

今年度のテーマ選定

政府内においても来年4月に施行される「電子署名及び認証業務に関する法律」等電子商取引について整備が進んでいる中で、本年度は、電子商取引における新たな取引規制の在り方について、「インターネット上の取引を前提としていない各種法制度の見直し」を大項目に、インターネット上での医薬品の販売、通信販売における消費者への通知の電子化、インターネット上での割賦販売の実現等について論点として取り上げる。なお、このテーマについては、先般発足したIT戦略会議とも緊密な連携を取りつつ、取り組んでいくこととする。

一般小売店における医薬品の販売範囲の見直しと薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直しについては、昨年引き続き進捗状況について検討するとともに、インターネット上での販売、情報提供等との整合性を図る必要があることを指摘する。

また、本年6月1日に施行された大規模小売店舗立地法で定められている指針について、大型店を設置する者が周囲の環境等に配慮すべき事項の社会的な合理性や、通商産業省本省及び各通商産業局に設置した相談窓口が大規模小売店舗立地法の適切な運用を図るための補助的な役割についても、引き続き検証していくこととしたい。

【農業】

問題意識

当委員会は、1) 農業が魅力ある産業として成長し若い担い手が参入すること、2) 意欲ある農業従事者が、創意工夫を十分に発揮し得ること、3) 生産者と消費者の選択が最大限生かされること、等の実現に向けて、どのような生産・流通・販売の体制が望ましいかという基本的視点に立って農業分野の規制に係る各種検討を進めてきた。

これまでの取組とその成果

第1次見解においては、農産物検査の在り方、麦の価格政策等に係る規制緩和、株式会社の農地所有による農業経営への参入、等の3つの論点をあげた。

第1に、農産物検査について、食糧法施行時からの流通事情の変化等も踏まえ、検査に対する信頼性の確保の観点や流通の円滑化のための規制は必要最小限にとどめることや、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つこと、等の基本的な視点を踏まえ、市場原理を活用して民営化することが必要とし、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような新制度の在り方についての検討を第1次見解で提言した。さらに、第2次見解において、検査を実施する民間検査機関の参入の仕組みについて、適切な検査を行うために必要な一定の要件を満たした者が参入できる登録制とするなど、今後、早期民営化へ向けて、法制度の整備を急ぐことが必要であるとした。これを受けて、農産物検査の民営化を内容とする農産物検査法の一部を改正する法律が平成12年に成立した。

麦の価格政策等に関する規制緩和については、「新たな麦政策大綱」に示された施策の転換プログラムを踏まえた施策の見直しを引き続き実

施し、特に、国内産麦については、民間流通検討会の取りまとめの方向に沿った施策の着実な実施を提言し、これを受けて、平成12年産麦から民間流通への移行が実施されている。

株式会社の農地所有による農業経営への参入については、一定範囲の株式会社について農地の取得による農業経営が可能となるよう、早急に必要な法改正を行うとともに、その際、株式会社が農業生産法人に資本参加し、又は農地を取得して農業経営を行う際に課せられる要件が必要以上に制限的なものとならないこととの提言を行った。これを受けて、農林水産省は、農業生産法人の一形態として一定の株式会社に土地利用型農業への参入を認めること等を内容とする農地法の一部を改正する法律案を第147回国会に提出した（同法律案は廃案となったが、今後再度国会に提出される見込みである）。

今年度の取組の趣旨

本年度は、特に、生産者と消費者の選択が最大限生かされるための生産・流通・販売の体制の在り方に関して、遺伝子組換え農産物・食品に係る諸問題と、市場競争の促進による生鮮食料品流通の活性化の一環として、卸売市場の手数料の在り方の見直しを論点として取り上げている。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) 農産物検査の在り方 (2) 麦の価格政策等に係る規制緩和（ ） (3) 株式会社の農地所有による農業経営への参入（ ）	(1) 消費者の利便性の重視と流通業の新たな形態を踏まえた規制の見直し (1-1) 薬局以外の一般小売店における医薬品販売範囲の見直し等(医薬品の範囲の見直し、一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領) (1-2) 医薬品一般販売業における薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直し(薬剤師の配置義務の総合的検討、管理薬剤師の兼務規制の見直し) (1-3) 食品・飲食店営業許可基準の適正化 (2) 卸売業の構造変化を踏まえた規制の見直し(医薬品卸売一般販売業における管理薬剤師の配置規制の見直し、分社化された医薬品配送センター等における管理薬剤師の配置規制) (3) 申請書類・保存書類等の簡素化・合理化 (3-1) 同一ビル内等の薬店移設の申請

	(3-2) 薬局等を開設する法人役員の診断書提出の見直し (3-3) 薬歴管理の電子化 (3-4) 医薬品販売業者の自己点検記録の保存期間の見直し (4) 大店立地法の適切な運用の確保 (5) 農産物検査の在り方()
--	---

【近年の主な規制改革措置】

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1990年 5月	・大店法運用適正化措置(調整期限に上限(1年半)を設定、閉店時刻届出不要基準(午後6時 午後7時))
1992年 1月	・改正大店法施行(調整期間の上限を1年に短縮、出店凍結制度の廃止)
1993年 5月	・酒類販売免許の大型小売店舗(店舗面積1万㎡以上)に対する開店時免許の付与
1994年 4月	・ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を年間2,000kl から60kl に引下げ
1994年 5月	・改正大店法に係る規制緩和の実施(1,000㎡未満の店舗の出店は原則調整不要、閉店時刻の届出不要基準(午後7時 午後8時、年間60日に限り1時間の延刻を自由化)、年間休業日数の届出不要基準(44日 24日))
1995年 1月	・たばこ小売販売業の許可の取扱いに係る運用基準の緩和及び手続の簡素化
1996年11月	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行に伴い出荷取扱業及び販売業の登録制を施行
1996年12月	・みりん小売業免許の付与
1997年 4月	・塩専売制廃止
1997年 6月	・酒類の販売数量等報告書の提出回数を年1回に削減
1997年12月	・産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議中間答申(大店政策の抜本的見直し・転換)
1998年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・米の通信販売による小売業が可能となるよう、売場要件の見直し ・登録小売業者を示す標識の規格や掲示方法の見直し ・販売業の登録を年2回とし、申請期間も延長 ・自主流通米の取引主体の兼業規制(卸売業者と小売業者の兼業禁止等)の撤廃
1998年 6月	・大規模小売店舗立地法の公布
1998年 7月	・たばこ小売販売業の許可の取扱いに係る需給調整基準の緩和
1998年 9月	・酒類小売業免許に係る需給調整規制の段階的な緩和等の開始
1999年 3月	・医薬品のうち人体に対する作用が比較的緩やかで販売事業者による情報提供の努力義務を課すまでもない15製品群を医薬部外品に移行
1999年 6月	・しょうちゅう、みりん等について、企業合理化のための酒類製造免許の付与
2000年 4月	・改正農産物検査法の公布(2001年4月施行予定)
2000年 6月	・大規模小売店舗立地法施行

<テーマ別論点公開>

1 インターネット上の取引を前提としていない各種法制度の見直し

インターネットの普及を始めとしたIT革命は、新たな産業創出への活力として大きな期待を担っている。しかし、他方では、そうした時代の変化に大幅に立ち遅れ、ネットワーク上の取引を想定せずに制定された規制が、IT革命の実効性を阻害する要因となっている。すなわち企業と消費者との取引では、消費者の保護、取引の安全性確保、相手方の確定等を目的として、書面の交付や署名押印、対面での販売、一定の事業所の設置や責任者の配置等の義務付けを課している法制度が多い。国内外のインターネットを通じた取引を更に発展させていくためには、個人情報の保護、改ざん防止等のセキュリティ上の問題や相手方の特定などの問題を早急に解決するとともに、電子商取引の特性に合致した法制度の整備やルールづくりが急務となっている。

なお、消費者保護の観点から、消費者に送達する手法が書面から電子的なものになったとしても、消費者に正しく商品内容を伝え、その理解を得ることは重要であり、消費者に送達される情報は取引に関し、適切な内容となっている必要があることは言うまでもない。

事業者と消費者との間の取引においては、取引される商品やサービス等によって、適用される規制は異なっているが、その見直しの基準については、おおむね以下のような類型に分けて整理できるのではないかと。

1 書面要件の見直し

インターネット上の取引における書面要件は、主に取引の際の契約書・説明書類等に課せられている。既に政府において、「各省庁は所管法令などに係る申請・届出等手続のオンライン化を計画的かつ着実に推進するため、平成12年早期に、15年までの具体的なタイムスケジュールを示したアクションプランを策定し、公表する」との方針が定められており、インターネット上の取引における書面交付義務の「書面」の定義については、企業と消費者との間の取引においても早急に見直しが見込まれるべきである。

書面による交付は、例えば、通信販売における承諾通知や、割賦販売、旅行取引等の重要事項の説明等において義務付けられているが、これらについては、書類の原本性の確保、本人確認、消費者保護等の措置、また、通信途中での改ざん、盗聴等の防止をするためのセキュリティの確保等を考慮した上で検討する必要がある。その上で、受け手の理解があるならば、電子的な代替手段によることを認めてよいのではないかと考えられる。

なお、取引における書面要件ではないが、例えば、株式会社の公告は、官報又は日刊新聞紙に掲げてすることとされている。これについても、インターネットが急速に普及してきている現状においては、インターネットの利用環境が整備されていない者の利益の保護をも考慮した上で、ホームページによる公告の可否について検討をする必要がある。

2 インターネット取引において、それ以外の取引と同様の規制を課すことの合理性の検討

例えば職業紹介事業の許可に当たっては事業所について一定の要件を課しているなど、各種の事業許可に当たり事業所について一定の要件を

課しているものが多い。あるいは、医薬品等の販売に当たっては、対面による販売が原則であるとされている。しかしながら、このような対面交渉を前提とした規制等を、コンピュータ等により双方向で情報を受発信できるインターネットを通じた事業にも機械的に適用することの合理性については、改めて検討する必要がある。

3 通信販売（インターネット上での取引を含む。）における販売品目の制限

通信販売において、医薬品一般販売業者の医薬品等のように、販売可能品目が限定されている例があるが、遠隔地の消費者や店舗に出かけることが不可能な消費者のために、消費者とのトラブル、問合せ等に対する適切な対処方法を確立させた上で、更に販売可能品目の範囲を拡大することを検討する必要がある。

この分野においては、上記のような類型の分類を仮定しつつ、インターネットを通じた各種商取引についてはそれぞれの個別項目ごとに各分野において具体的に検討していくこととし、特に、通信販売、割賦販売、医薬品販売における消費者への通知・説明に関する項目について論点として検討する。しかしながら、取引の際の書面の交付や署名押印、対面での説明や一定の事業所や責任者の配置の義務付けなど、インターネット上での取引を前提としていない各種の法制度については、今年度当委員会が具体的に取上げた項目以外にも少なからずあると考えられるところから、個別項目の具体的な検討を通じて浮かび上がってきた類型ごとの共通的な考え方を整理し、政府として統一的にこの問題に取り組んでいくことが重要である。

いずれにしても、当委員会としては、先般、内閣の情報通信技術（IT）戦略本部に設けられた民間有識者で構成するIT戦略会議とも緊密な連携を取りつつ、関連の諸課題の検討に取り組むこととする。また、この分野においては改革のスピードが何より重要な要素であることを念頭に置いてこの問題に取り組んでいくこととし、迅速に改革を進めていく観点から、必要とあれば、年末の見解を待たず中間的な整理を取りまとめて提言を行うことを含めて、検討していくこととしたい。

<参考> 消費者向け電子商取引（BtoC）に関する売上金額・店舗数の状況

<売上金額>	680億円 / 1998年	2,500億円 / 1999年	5兆5,400億円（予測） / 2004年
<店舗数>	約240店 / 1995年9月	約27,000店 / 2000年5月	

出典 売上金額：電子商取引実証推進協議会、アンダーセンコンサルティング

店舗数：NRIサイバービジネス・ケースバンク、サイバー社会基盤研究推進センター

1 - 1 通信販売における消費者への通知の電子化

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【通信販売における承諾等の通知】(例示) ・通信販売では、販売業者又は役務提供事業者は申込者から申込みを受け、かつ、その対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、申込者に対して書面にて、当該申込内容を承諾するか否か等に関して通知を行わなければならない。(訪問販売等に関する法律第9条、訪問販売等に関する法律施行規則第10条、第11条)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【電子的手段による消費者への通知】(IT関連)

論点：消費者との意思疎通を迅速に行うため、販売業者がすぐに商品を発送できない場合の申込内容の承諾の可否について、電子的手段によって消費者に通知することを可能とするべきではないか。

販売業者が、顧客からの申込み及び代金の前払いを受けて、遅滞なく(1週間以内)商品の配送を行えない場合には、遅滞なく(1週間以内)書面にて通知しなければならないとされている。しかしながら、インターネットによる販売は、消費者と販売業者間の迅速な意思の疎通が大きな利点であり、例えば、希少価値の高い製品等で、販売業者が1週間以内に配送できない場合に電子的手段で迅速に通知を行えば、次の販売業者を探すなど消費者にも大きなメリットがある。したがって、現行法のように消費者への通知の手段を書面に限定することは、インターネットを利用する価値が減退してしまうことから、販売業者が商品をすぐに発送できない場合における申込内容の承諾の可否を、電子的手段で消費者に通知することを可能とするべきではないか。

本論点に関して、通産省では、昨年12月に産業構造審議会消費経済部会にインターネット通販小委員会を設置し、近年の電子商取引の急速な進展を踏まえて、消費者の信頼構築のための方策について審議を行っており、同小委の「中間報告書(案)」(平成12年7月13日同小委にて配布)では、関連検討課題の一つとして、電子的な書面の問題を取り上げている。

ただし、日本弁護士連合会は、99年3月、「電子商取引における消費者保護に関する提言」を公表し、各種業法における書面交付義務に関して、「書面交付義務を課している趣旨には、消費者への書面による情報提供にとどまらず、書面を利用することにより消費者への注意喚起を促し、契約判断の適正を確保することも含まれているのであって、この点に関しては書面を交付すること自体に特別の意味があること、また後日のトラブルへの対処に当たり消費者に提供される情報に関しても、現在の技術水準では電子情報の改ざんの容易さから電子情報での情報に証拠としての価値が低い等の事情にかんがみれば、現時点では電子メール等電子情報での書面交付への代用には慎重であるべき」としており、このような意見に対して整理が必要である。

1 - 2 インターネット上での割賦販売の実現

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【書面の交付】(例示) ・割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせん(以下「割賦販売等」という。)においては、割賦販売等の契約を締結した場合には、割賦販売業者等は、遅滞なく契約の内容を明らかにする書面を購入者等に交付しなければならない。また、購入された指定商品等の弁済金の支払いを請求するときには、弁済金の支払うべき時期や弁済金の額及び算定根拠について、遅滞なくその旨を記載した書面を購入者等に交付しなければならない。(割賦販売法第4条、第29条の3、第30条の2) ・購入者から、申込の撤回(クーリングオフ)を行う場合には、書面を発することによって効力が生ずるとされている。(割賦販売法第4条の3)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【割賦販売における電子的手段による通知の実現】(IT関連)

論点1：割賦販売等における、契約締結時の契約内容に関する書面の交付、リポリング方式による弁済金請求時の書面の交付については、電子メール等の電子的手段による通知を認めるべきではないか。

割賦販売業者による個々の商品等の割賦販売等による契約内容の提示及びリポリング方式による割賦販売等に係る弁済金の請求の際に、書面にて支払時期、支払内容とその算出根拠等を購入者等に交付することとなっている。しかしながら、購入者等によっては、自ら割賦販売商品の残金等をコンピューター管理しており、電子メール等で通知を受けることで利便性が向上することが考えられる。また、企業にとっても郵送によるコスト負担の軽減が見込まれ、その分を消費者に還元する等のメリットが生じる可能性が高い。したがって、割賦販売等における契約内容、弁済金等については、書面での交付のみならず、電子的手段によっても通知ができることを認めるべきではないか。

契約締結時の書面の電子的手段による通知への代替については、書面が有する機能(意思伝達機能、証拠機能、記録保存機能等があるとの指摘がある)を電子的手段による通知により実現することができるかという点がポイントとなる。

このような書面の機能は現在の技術により十分に実現可能という産業界からの意見がある一方、書面交付が果たしている現実の役割(物理的書面の交付という大仰な行為が持つ注意喚起・警告機能)に着目し、「紙」以外にこのような機能を実現する有効な手段、方法が開発されない段階では電子的方法による「書面交付」の代替を認めるべきではないとの意見(日本弁護士連合会)もある。

また、同様の書面交付義務を課している他法令とのバランスを考慮する必要がある。
したがって、書面の電子的手段による通知への代替については、上記諸点を総合的に勘案して検討する必要がある。

【訪問販売の申込内容の書面交付及びクーリングオフ権行使の際の電子的手段による書面交付】(IT関連)

論点2：訪問販売における申込内容の書面交付、クーリングオフ権行使の際の契約の申込み、取消し又は解除について、電子的手段による書面交付を認めるべきではないか。

消費者が訪問販売によって申込みをした場合、後に契約締結に至ったときに申込み内容と相違がないか確認をするために、割賦販売業者は、その申込み内容を記載した書面を直ちに交付しなければならないとされている。しかしながら、そのような書面であれば、電子的手段で交付することにより、消費者及び販売業者ともに時間的経済的なメリットがある。また、当書面は重要であることを考慮しても、現在政府で検討中の電子署名による技術が有効な手段になり得る。以上の内容を踏まえ、また、電子的手段による書面が後日証拠として利用する場合のその能力が郵送による書面と同等のものであることに留意しつつ、訪問販売における申込内容の書面交付について、電子的手段による交付を認めるべきではないか。

訪問販売において、契約の申込み又は締結をした者がその1週間以内に当該契約の申込み又は解除をする場合には、書面にて行うこととされている。しかしながら、契約の申込みを取消し又は解除する場合には、消費者にとって緊急を要することが多い。また、このように期限を切っている場合には、電子的手段により通知をすることによって、意思表示の時期が明確になるメリットもある。したがって、内容の改ざん防止や双方向の確認手段等の措置が施されれば、電子的手段によるクーリングオフ権の行使を認めるべきではないか。

割賦販売法第4条の2（訪問販売の申込内容の書面交付）については、いわゆる訪問販売の場合に適用される規定であり、通信販売の場合には適用されない。したがって、特段の措置の必要はないと考える。

割賦販売法第4条の3（契約の申込みの撤回等）の規定については、いわゆる訪問販売の場合に適用される規定であり、通信販売の場合には適用されないことから、インターネット上で割賦販売により商品を購入した消費者は、本条に基づくクーリングオフを申し立てることはできない。したがって、特段の措置の必要はないと考える。

なお、訪問販売の場合のクーリングオフの書面による申立てを電子的手段による通知により代替できるとすべきという要望が産業界から出されているとは承知していない。また、電子的手段による申立てを認めた場合、販売業者等にとっては不意打ちとなるおそれがあること、同様にクーリングオフの規定を置いている他法令とのバランスにも留意する必要があることなどから、現時点で直ちに措置をすることは適切でないと考える。

1 - 3 インターネット上での医薬品販売

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【医薬品の販売方法】(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、医薬品の製造販売者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。(薬事法第24条第1項) ・医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。(薬事法第25条) <ol style="list-style-type: none"> 1 一般販売業 2 薬種商販売業 3 配置販売業 4 特例販売業 ・一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法第5条第1項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)が与える。(薬事法第26条第1項) ・薬局開設者、一般販売業者(卸売一般販売業者を除く。)等店舗による医薬品の販売又は授与を行う者が、カタログ、ちらし等を配布し、注文書により契約の申込を受けて医薬品を配送する通信販売については、一定の条件を満たすものについては可能としている。(医薬品の販売方法について、昭和63年3月31日各都道府県衛生主管部長宛て厚生省薬務局監視指導課長通知、平成7年3月31日改正)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	記載なし。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【通信販売形態の許可基準の明確化】(IT関連)

論点1：一定の要件を満たす場合については、一律に医薬品の通信販売を認める等の積極的な対応が必要なのではないか。

厚生省薬務局監視指導課長通知では、薬局開設者、一般販売業者(卸売一般販売業者を除く。)等店舗による医薬品の販売又は授与を行う者が、

カタログ、チラシ等を配布し、注文書により契約の申込みを受けて医薬品を配送する通信販売については、その形態が多様であるとの理由により、最低限の項目を遵守した上で個々のケースごとに都道府県知事により判断されている。しかしながら、通信販売は地域性を越えた販売形態であり、全国一律の基準設定がなじむとの観点から、通知等を改正して明確な一定基準を満たせば認められることを明らかにするべきではないか。

上記通知において、通信販売では、品質の保持のための措置及び誤配送防止措置等が講じられていることを条件としているが、これらについては、具体的な基準や内容が限定されていないために、過重な規制が求められないかという懸念がある。また、配送においては、通信販売取引をする販売業者が直接配送するケースは稀で、専門配送業者に委託するケースがほとんどであり、販売業者にそれらの措置を講ずることを求めても、実際に同通知に従って運用されているかとの意見もある。また、専門配送業者の都合により混合配送が行われる可能性も否定できない。したがって、混合配送については基本的に認め、医薬品と厳密に分離すべき商品を指定するなど一定の基準を示すことにより、より明確な取引が可能となるのではないか。

医薬品の通信販売において最小限遵守されるべき内容については、「医薬品の販売方法等について」(昭和63年3月31日薬監第11号)により示しているところであるが、薬局、一般販売業の許可については自治事務であることから、国が「全国一律の基準」を設定し、「一定基準を満たせば認められること」とすることは地方自治法に抵触し、地方自治を侵害するものである。

同通知においては、「医薬品と他商品の混同防止措置、除湿、破損防止、散乱防止措置等輸送過程での品質の保持のための措置及び誤配送防止措置が講じられていること」としているが、これらの措置は、個々の医薬品の性質により異なり、技術の進歩等により変化するものであることから、これ以上の具体的な基準や内容を定めることは薬局開設者等の機動的な対応を妨げる規制強化であり適当でない。なお、過重な規制が行われているとの指摘は承知していない。

同通知においては、「医薬品と他商品の混同防止措置」を講ずるよう指導しているものであり、混合配送については認めているものである。医薬品に関する「混同防止措置」についての具体的な基準が明示されていないために、都道府県レベルの行政担当官による恣意的な規制が行われる可能性も否定できない。全国一律の通信販売に関するガイドラインを設定すること等により、混合配送が可能なことについても周知徹底することで、より効率的な取引を可能とさせるべきではないか。

混同防止措置が講じられている混合配送が認められることは、同通知において明確に示し、周知されており、都道府県において恣意的な規制が行われているとの指摘は承知していない。

【取扱範囲の拡大】(IT関連)

論点2：消費者の利便性の向上とインターネットビジネスの普及促進のため、取扱いが可能な薬効群の範囲を拡大するべきではないか。

現在、通信販売で取扱可能な範囲は、厚生省薬務局監視指導課長通知において規定している薬効群であってそのうち承認基準が定められているものに限られており、規定されている薬効群であっても当該承認基準外のものや、指定医薬品、新一般用医薬品・分服内用液剤が取扱不可能とされているなど、限定されている。指定医薬品は、薬種商の許可を得ている販売業者が取り扱ってはいけない医薬品であるが、これには鎮痛薬、

総合感冒薬等の大衆薬も含まれている。このため、薬局等が近くにない遠隔地の消費者や、薬局等に出かけることが不便な消費者に対しても販売できないなど、消費者の利便性の向上を制約している。消費者の利便性の向上とインターネットビジネスの普及促進のため、いわゆる一般大衆薬まで、取扱可能な範囲の拡大をする必要があるのではないか。

薬局開設者、一般販売業者等店舗による医薬品の販売又は授与を行う者が、カタログ、ちらし等を配布し、注文書により契約の申込を受けて医薬品を配送する通信販売（以下「カタログ販売」という。）については、安全性確保のための要件を課した上で、特定の医薬品に限って認めている。（昭和63年3月31日薬監第11号）

インターネットによる医薬品の販売についても、カタログ販売と実質上何ら変わるものではないことから、カタログ販売に課している要件と同様の要件を満たす場合には認めているところである。

カタログ販売を可能としている医薬品の範囲については、容器又は被包が破損しやすものではなく、経時変化が起こりにくく、副作用のおそれが少ないものであり、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものである。一方、カタログ販売が認められていない医薬品については、過量使用による有害作用、他の医薬品等との併用による相互作用、患者の体調等によって副作用が発生するおそれ等の問題があることから、薬剤師等による積極的な情報提供が求められるものである。このような考え方の下に、カタログ販売が可能な医薬品の範囲を示しているものであり、これ以上の範囲の拡大は保健衛生上の観点から適当でない。

【インターネットによる服薬指導等】（IT関連）

論点3：通信販売における医薬品の販売に際し、それに関連する問い合わせや問い合わせに対する回答、服薬指導等において、過重に人員の配置、電話数の設置を義務付けるのではなく、電子メール等によるやり取りを積極的に認めるべきではないか。

厚生省薬務局監視指導課長通知においては、「医薬品の問い合わせに応ずるための当該店舗における必要数の電話の設置及び人員の配置がなされていること」とされている。こうした通信手段を電話に限定した規制では、過重な「必要数の電話の設置及び人員の配置」が求められる可能性も排除できず、より弾力的な基準に見直すべきではないか。

コールセンターによる対応を補完するものとして、24時間利用可能なインターネットを利用し、電子メール等の積極的な活用を認めることなどにより、薬剤師による問合せに対する回答がより合理的・効率的になされるように配慮するべきではないか。

消費者からの照会に直接に対応し、医薬品の副作用等による健康被害を最小限に抑える観点から、必要数の電話の設置及び人員の配置がなされていることを通知において掲げているが、通信手段を電話に限定するといった運用はなされておらず、電子メール等によるやり取りは認められているものである。なお、「過重な必要数の電話の設置及び人員の配置が求められている」といった指摘は承知していない。

同通知において、通信手段の基準が明確でないために、行政担当官によってその運用が異なる可能性も否定できない。したがって、24時間利用可能なインターネットの利用促進の観点からも、電子メール等の積極的な活用を促す必要があるのではないか。

同通知は電子メール等によるやり取りを禁止するものではなく、都道府県において認めないとの運用がなされているとの指摘は承知していない。また、全ての消費者が電子メール等を活用しているものではない、全ての薬局等が24時間電子メール等による照会に対応できるものでは

ない、電子メール等が電話より迅速な対応が取れるものではないなどから、電子メール等の活用が保健衛生上の観点から一定の意義を有するものではないことから、その積極的な活用を促す必要はない。

3 参考資料

<参考> 医薬品における通信販売可能な薬効群

分類	薬効群
呼吸器官用薬	含そう薬
消化器官用薬	胃腸薬（胃腸鎮痛鎮痙薬を除く。）、瀉下薬（ヒマシ油類を除く）、浣腸薬
歯科口腔用薬	口腔咽喉薬、歯痛・歯槽膿漏薬
肛門用薬	痔疾用薬（ステロイド含有製剤を除く）
外皮用薬	殺菌消毒薬、鎮痛、鎮痒・収れん・消炎薬（ステロイド含有製剤を除く。）、しもやけ・あかぎれ用薬、寄生性皮膚病薬、皮膚軟化薬
滋養強壮保健薬	ビタミン主薬製剤、ビタミン含有保健薬（総合ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、生薬主薬製剤（人参・紅参主薬製剤に限る。）
眼科用薬	コンタクトレンズ装着液

（注）前記医薬品のうち、（１）承認基準が定められているものにあつては当該基準外のもの、（２）指定医薬品、（３）新一般用医薬品及び（４）分服内用液材は、除くものとする。

2 医薬品販売範囲の見直し()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【医薬品の販売業の許可】</p> <ul style="list-style-type: none">・薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、医薬品の製造販売者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。(薬事法第24条第1項)・医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。(薬事法第25条)<ol style="list-style-type: none">1 一般販売業2 薬種商販売業3 配置販売業4 特例販売業・一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法第5条第1項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)が与える。(薬事法第26条第1項)・卸売一般販売業の許可を受けている者は、当該許可に係る店舗については、業として、医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者及び病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。(薬事法第26条第3項)・薬局開設者又は一般販売業の許可を受けた者、薬種商若しくは特例販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは販売してはならない。(薬事法第37条第1項)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<p>【医薬品の範囲】</p> <p>医薬品のうち人体に対する作用が比較的緩和で、販売業者による情報提供の努力義務を課すまでもないものとして中央薬事審議会で決定されたものにつき、一般小売店においても販売できるようにするとともに、その実施状況を踏まえつつ、必要に応じ引き続き見直す。</p>
進捗状況、検討状況	規制緩和推進3か年計画に基づき、所要の措置等を講ずることとされている。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【医薬品の販売範囲の見直し】

論点：一般小売店における医薬品の販売範囲については、平成11年3月に一部の医薬品の医薬部外品への移行後の実施状況と、諸外国の実態、通信販売での実態を視野に入れた上で、更に見直しを行っていくべきではないか。

販売し得る医薬品の範囲については、現在、薬局等の医薬品一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業という業務区分ごとに、販売可能な品目がそれぞれ定められている。他方、日本において一般小売店で販売されていない薬効群のうち、諸外国においては薬剤師不在で販売されているものもあり、個人が海外滞在中に一般小売店にてそのような医薬品を購入するケースが増大していると見られる。こうした実態を踏まえ、諸外国において、一般小売店で販売可能とされている医薬品の範囲について、その実態を調査した上で、国内における医薬品の販売範囲を拡大させる方向で見直しを行っていくべきではないか。

現在でも、厚生省の通知により、医薬品のうち容器又は被包が破損しやすいものではなく、経時変化が起こりにくく、副作用のおそれが少ないもので、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものについては、薬局開設者、医薬品一般販売業者が、カタログ、ちらし等を配布し、注文書により契約の申込みを受けて医薬品を配送する通信販売において取り扱うことが認められている。これらの医薬品については、薬局店頭での薬剤師による対面販売を免除しているのであるから、たとえば契約薬剤師等を問合せ先として確保することを要件として、一般小売店において販売可能とする方向で見直しを行っていくべきではないか。

医薬品から医薬部外品への移行の範囲については、平成10年3月に中央薬事審議会において医学的・薬学的観点から十分な審議が行われた上で決定されたところであり、現時点において、更なる見直しを行うことは不適當である。

それぞれの国ごとに医療を取り巻く状況や制度等が異なる中で、販売体制の在り方もそれぞれ異なっているものであり、特定の諸外国の制度を我が国にそのまま適用すればよいという考え方は適當でない。

カタログ販売を可能としている医薬品については、副作用のおそれが少ないものであり、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものであることから、薬局店頭での薬剤師による対面販売を要しないこととしている。しかしながら、これらを含め、医薬品については、承認された効能・効果が適切に発揮されることが必要であることから、温度、日光、湿度等の保存条件に十分な注意を払うとともに、変質した場合等には適切に見極めることが求められる。このため、専門知識を有する薬剤師等がいる薬局等において、適正に品質を確保する必要がある、薬局等以外の場所で販売することは不適當である。また、カタログ販売については、薬剤師等による対面販売は求められていないものの、販売する薬局等において薬剤師等により患者等からの問合せに対応する体制が整備されているものであり、契約薬剤師のようなものに対応を委ねることは責任の所在が不明確となる。

3. 参考資料

< 参考 1 > 主な医薬品販売業

名 称	薬 局	一 般 販 売 業	薬 種 商 販 売 業	配 置 販 売 業	特 例 販 売 業
業 務 内 容	店舗販売及び調剤	店舗販売	店舗販売	配置販売	過疎地や離島等における店舗販売
経営者又は管理者資格	薬剤師	薬剤師	薬種商試験合格者等 都道府県毎に実施	一定の学歴の者 一定の実務経験のある者	都道府県知事が必要に応じ許可
取 扱 品 目	全ての医薬品	全ての医薬品	厚生大臣が指定する医薬品以外の全て	一定の品目 知事指定	限定的な品目 知事指定
業態数 (H5)	38,077	24,347	18,063	15,092	14,902

出典：「光り輝く国をめざして」規制緩和の推進に関する意見（第1次） 平成7年12月14日行政改革委員会

< 参考 2 > 新指定医薬部外品（15製品群）の承認基準（抄）

新指定医薬部外品（15製品群）の承認基準（抄）

製 品 群	剤 型	効 能 又 は 効 果	用 法 ・ 用 量	代 表 的 成 分 (注)
のど清涼剤	トローチ剤 ドロップ剤	たん・のどの炎症による声かれ、のどのあれ、のどの不快感、のどの痛み、のどのはれ	通常成人（15歳以上） 1日3回	セネガ カンゾウ キキョウ
健胃清涼剤	錠剤・丸剤 カプセル剤 顆粒剤・散剤 舐剤 内用液剤	食べ過ぎ・飲み過ぎによる胃部不快感、はきけ（むかつき、胃のむかつき、二日酔・悪酔いむかつき、嘔気、悪心）	通常成人（15歳以上） 原則1日3回（内服液剤1日1～3回）	ケイヒ ウイキョウ ショウキョウ ニンジン ハッカ
外皮消毒剤	外用液剤 軟膏剤	すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の洗浄・消毒	1日数回患部に塗布（噴霧） 用時調整不可	アクリノール エタノール 塩化ベンザルコニウム 過酸化水素
		手指・皮膚の洗浄・消毒		
きず消毒保護剤	絆創膏類 水絆創膏 ガーゼ	すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面の消毒・保護（被覆）	患部にはる 適量を塗布し静かに乾燥	アクリノール 塩化ベンザルコニウム グルコン酸クロルヘキシジン
ひび・あかぎれ用剤 （クロルヘキシジン主剤）	軟膏剤	ひび・あかぎれ・すり傷、靴ずれ	1日数回適量を患部に塗布	塩酸クロルヘキシジン グルコン酸クロルヘキシジン

ひび・あかぎれ用剤 (メントール・カンフル主剤)		ひび・しもやか・あかぎれ	1日数回適量を患部に塗布	d 1 - カンフル 1 - メントール
ひび・あかぎれ用剤 (ビタミンA E主剤)		ひび・しもやか・あかぎれ・手足のあれの緩和	1日数回適量を患部に塗布	酢酸トコフェロール ビタミンA油
あせも・ただれ用剤	軟膏剤 外用液剤	あせも・ただれの緩和・防止	1日数回適量を患部に塗布	酸化亜鉛
つおのめ・たこ用剤	絆創膏	つおのめ、たこ	患部にはる 2～5日毎取替	サリチル酸
かさつき・あれ用剤	軟膏剤	手足のかさつき・あれの緩和	1日数回適量を患部に塗布	尿素
ビタミンC剤	錠剤 カプセル剤 丸剤 顆粒剤	肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時、及び中高年期におけるビタミンCの補給	通常成人(15歳以上) 1日3回限度(内服液剤1日1回)	アスコルビン酸 アスコルビン酸カルシウム アスコルビン酸ナトリウム
ビタミンE剤	散剤 舐剤 ゼリー状ドロップ 内服液剤	中高年期におけるビタミンEの補給	中高年 1日3回限度(内服液剤1日1回)	コハク酸d - - トコフェロール 酢酸d - - トコフェロール d - - トコフェロール
ビタミンEC剤	内服液剤	肉体疲労時、病中病後の体力低下時、及び中高年期におけるビタミンECの補給	通常成人(15歳以上) 1日3回限度(内服液剤1日1回)	コハク酸d - - トコフェロール アスコルビン酸
ビタミン含有保健剤	錠剤 カプセル剤 丸剤 顆粒剤 散剤 内服液剤	滋養強壯、虚弱体質、肉体疲労・病後の体力低下・食欲不振・栄養障害・発熱性消耗性疾患・妊娠授乳期(ビタミンA・Dを含まないもの)等の場合の栄養補給	通常成人(15歳以上) 1日3回限度(内服液剤1日1回)	塩酸チアミン 塩酸フルスルチアミン リボフラビン 塩酸ピリドキシン アミノエチルスルホン酸
カルシウム剤	錠剤 カプセル剤 顆粒剤・散剤 内服液剤	妊娠授乳期・発育期・中高年期のカルシウムの補給	1日3回限度 年齢制限なし	クエン酸カルシウム グルコン酸カルシウム 沈降炭酸カルシウム 乳酸カルシウム

(注)一定分量以下に限る

< 参考 3 > 欧米各国の O T C 薬規制状況

	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス イ ス
医薬品の分類	<p>処方箋薬 非処方箋薬 薬局専用医薬品と自由販売 医薬品との区別はなく、基 本的に薬局以外の一般小売 店でも販売できる。</p>	<p>処方箋薬 (POM: Prescription Only Medicine) 公認薬局でのみ販売される。一般大衆へ の広告・宣伝不可。 薬局専用医薬品 (P: Pharmacy Only Medicine) 処方箋なしで、薬剤師の監督下に薬局だ けで販売される。一般大衆向けに広告・ 宣伝可。 一般販売用医薬品 (GSL: General Sales List Medicine) 薬剤師の監督なしで、一般小売店(自動 販売機含む)でも販売できる医薬品。品 目は1984年制定の施行令により規定され たリストに記載。</p>	<p>処方箋薬 薬局専用医薬品 保険償還の対象とな るものと、償還の対 象とならない(ネガ ティブリスト掲載 品: かぜ薬、乗り物 酔い薬等)の2種あ り。 自由販売医薬品 薬局以外でも販売で きる</p>	<p>処方箋薬 非処方箋薬 保険償還の対象とな るものと、ならないも の(O T C 薬)がある。</p>	<p>カテゴリーA 症状が重い場合に限って処 方できるが、同一人物に繰り 返し処方することはできな い医薬品。 カテゴリーB 処方箋を持参した患者に対 して繰り返し処方すること が可能な一般的医薬品 カテゴリーC 薬局で処方箋なしでも薬剤 師が販売できる医薬品 カテゴリーD 薬剤師以外(薬種商)でも販 売できる医薬品 カテゴリーE ビタミン剤・ハーブ等販売上 何の規制もない医薬品</p>
<p>自由販売 医薬品 (薬局以外の 一般小売業 でも販売で きる医薬 品)関連事 項</p>	<p>上記したように、非処方箋 薬は基本的に全て自由販売 医薬品であり、又、指定薬 等の制度もないので一般商 品の扱いである。 非処方箋薬ではあるが、薬 局でしか取り扱わない医 薬品として、新たな分類(第 分類医薬品)を制定すべ く米国薬剤師会が主張して いるが未実現。 特記すべきこととして、メ ールオーダーによる医薬品 の流通が急伸している。</p>	<p>一般販売用医薬品の規定(制限) 幅広く販売しても安全と考えられ、又、 消費者が容易に入手できることが好まし いと思われる制酸剤、小包装のアスピリ ン等が一般販売用医薬品としてリストさ れているが、次のような制限あり。 ・ 販売できないもの: 注射剤、目薬、浣腸 剤、外傷・膀胱・直腸の洗浄剤、駆虫剤 等 ・ 不向きと見なされているもの: 咽喉適用 剤、鼻腔適用剤、乳児の歯用製品等 ・ 上記以外でも、有効成分の量、剤型、包 装サイズ等により制限あり。 例: イブプロフェン200mgの12錠入りは一 般販売用医薬品で、24錠入りは薬局販売 医薬品。 O T C 薬市場の構成比は薬局専用医薬 品40.4%、一般販売医薬品(自由販売医 薬品)39.5%、その他20.1%(1993年)。</p>	<p>自由販売医薬品のカ テゴリーとして法的 に定められたもの として、絆創膏・包帯・ 外用消毒剤・洗口 剤・のど殺菌剤・入 浴剤・天然薬用水等 がある。 O T C 薬としての ビタミン・ミネラル 剤も全ての流通経路 で販売できるとされ ている</p>	<p>ビタミン・ミネラル剤 は医薬品(医療用医薬 品・O T C 薬)と栄養 補助食品があり、後者 のみ食品店等で自由 に販売されている。医 薬品と食品との区別 には明確なものとは なく、用量がある程度 以上なら医薬品、それ 以下なら食品扱いとし、 又薬効を謳えば医薬 品としている。 ハーブについても同 様な考え。</p>	<p>T V 媒体での C M はカテ グリー E の製品についてのみ 可能</p>

(1 9 9 8 年 9 月 日本大衆薬工業協会 : 「欧米 O T C 薬安全性問題調査報告書」)

3 医薬品一般販売業における薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直し()

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【医薬品一般販売業における管理薬剤師の配置義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設者が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局に管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。(薬事法第8条第1項) ・薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。(薬事法第8条第2項) ・薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。(薬事法第8条第3項) ・薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業員を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。(薬事法第9条第1項) ・薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならない。(薬事法第9条第2項) ・薬局開設者は、第8条第1項ただし書又は第2項の規定によりその薬局に管理者を指定したときは、第9条第2項の規定による薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。(薬事法第9条の2第2項) ・一般販売業の業務の管理については、薬事法第8条から第9条の2までの規定を準用する。(薬事法第27条) <p>【薬局開設の許可の基準】(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生省で定める員数に達しないときは、薬局開設の許可を与えないことができる。(薬事法第6条第1項の1及び1の2) ・薬事法第26条第1項の一般販売業の許可については、第6条の規定を準用する。ただし、同条第1号の2の規定は、卸売一般販売業の許可については、準用しない。(薬事法第26条第2項)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画等)</p>	<p>【薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。(平成12年度、毎年度実施している薬事監視の調査の結果に基づき総合的に検討) <p>【管理薬剤師の兼務規制の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討する。また、この検討結果を踏まえ、必要に応じてその特例となる許可の活用について都道府県等に周知徹底を図る。(平成12年度結論)

	<p>【卸売一般販売業の管理薬剤師の兼務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品卸売一般販売業における管理薬剤師の配置規制を見直し、平成12年度中に必要な措置を講ずる（平成12年度実施）
進捗状況、検討状況	<p>【薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、厚生省において、毎年実施している薬事監視の調査の結果に基づき総合的に検討に入っているところである。 <p>【卸売一般販売業における管理薬剤師の配置義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割販売を行わず、かつ、薬事法第26条第3項ただし書に規定する販売先変更許可を受けていない卸売一般販売業の店舗については、同法第27条において準用する同法第8条第3項ただし書きの規定に基づき、都道府県の判断により兼務を認めても差し支えないものであることとしている。（平成12年5月15日厚生省医薬安全局長通知）

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【インターネット等による服薬指導による薬剤師の常時配置義務の緩和】(IT関連)

論点1：医薬品一般販売業における薬剤師の配置義務について、インターネット等を駆使して服薬指導を行う等の方法を考慮した上、常時配置義務の見直しを検討するべきではないか。

現在、一部の薬効群の医薬品について、通信販売による販売が認められており、その場合には、当該店舗における必要数の電話の設置及び人員の配置がなされることで、医薬品の問合わせ等に応ずるための措置がなされている。これと同様に、医薬品一般販売業における店舗販売についても、同様の手段によって、薬剤師の効率的な配置によって、消費者の利便性を損ねない一方で、事業者の効率を向上させ、その成果を消費者に還元させることが可能である。一定範囲の医薬品の販売については、電子媒体・電話等を使用した服薬指導等による販売体制を認めるなど、薬剤師の常時配置義務については、一層の見直しを行うべきではないか。

カタログ販売を可能としている医薬品の範囲については、容器又は被包が破損し易いものではなく、経時変化が起こりにくく、副作用の恐れが少ないものであり、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものである。一方、カタログ販売が認められていない医薬品については、過量使用による有害作用、他の医薬品等との併用による相互作用、患者の体調等によって副作用が発生するおそれ等の問題があることから、専門知識を有する薬剤師による積極的な情報提供が求められるものである。したがって、通信販売が認められることをもって、薬剤師の常時配置義務を見直すべきとの見解は不適當である。

カタログ販売が認められていない医薬品については、上記の観点からの情報提供を行い、必要に応じて患者の状況や顔色を見ながら医薬品の飲み方や説明を対面で行うことが必要であることから、電子媒体・電話等を使用した服薬指導等では不十分である。

カタログ販売においては、当該店舗における必要数の電話の設置及び人員の配置がなされることで、対面でなくとも医薬品の問合わせ等に응ずるための措置がなされている。薬剤師が不足している実態のなかで、このような電子媒体・電話等を使用した服薬指導等による販売体制が普及

すれば、店舗ごとの薬剤師の常時配置義務の必要性は低下することから、一定範囲の医薬品の販売を行う医薬品一般販売業における薬剤師の常時配置義務のついては見直しが可能ではないか。

カタログ販売が認められている医薬品は極めて限定されたものであるが、広範な医薬品を取り扱える一般販売業においては電子媒体・電話等を使用した受身の服薬指導等ではなく常に積極的な情報提供が行われる体制が必要であり、薬剤師の常時配置義務の必要性が低下し、その見直しが可能との見解は不適當である。

【管理薬剤師の兼務規制の緩和】

論点 2：管理薬剤師の兼務規制の見直しについて、引き続き注視していく。

従事者の監督、構造設備及び物品の管理等の管理薬剤師の業務については、特に同一チェーン店での薬局等における双方向通信等の技術、巡回等により十分対応可能ではないかと考えられる。また、本年度5月15日に卸売一般販売業における管理薬剤師の兼務規制については緩和の措置がとられたが、様々なケースにおける実態を考慮した上、医薬品一般販売業における管理薬剤師の兼務規制に関する検討状況とその特例の都道府県に対する周知徹底の状況について注視していく。

一般販売業における管理薬剤師の兼務規制の見直しについては、一般販売業における管理が不十分なものになるとともに、経営の合理化等にもつながらないという強い指摘があり、今後、関係各方面と意見交換を行いながら、どのような方策が考えられ得るのか慎重に検討を行う。今後とも管理薬剤師の実地管理義務を維持することは、薬局等の経営の合理化を妨げるとともに、競争制限的な弊害の方が大きいと考えられる。一般販売業においては、管理薬剤師の兼務が認められたとしても、店舗ごとに少なくとも1名の薬剤師の常時配置が必要であることから、ただちに「薬局等の経営の合理化を妨げるとともに、競争制限的な弊害の方が大きい」とは考えられない。

4 大店立地法の適切な運用の確保（ ）

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【大店立地法制定の経緯とその概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の小売業をめぐる様々な環境変化をもとに、大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）による調整の使命は終焉する一方、大型店の出店に伴う各種生活環境上の問題への対応といった新たな社会的要請に応える政策対応が必要であること等から、平成10年6月に「大規模小売店舗立地法」が制定・公布された。 ・大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、平成11年6月30日に大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について指針を策定した。 ・大規模小売店舗の設置者が店舗を新增設する場合には、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法等について都道府県等に届出を行い、その内容を周知させる説明会を開催する。 ・設置者の届出内容について、市町村、地域住民、事業者、商工会議所又は商工会その他の団体等は、都道府県等に意見を述べる事ができる。都道府県等は、これらの意見に配慮するとともに、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、その周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べる事ができる。 ・大規模小売店舗の設置者の対応が、都道府県等の意見を適正に反映しておらず、その周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難と認められるときは、都道府県等は、市町村の意見を聴き、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。正当な理由なく、設置者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法において、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、具体的かつ明確な指針を策定する。（平成11年6月30日） ・大規模小売店舗立地法の指針及び関係省令の制定に際しては、「規制の制定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に則った対応をすることとする。 指針：平成11年4月21日～平成11年5月20日 省令：平成11年5月19日～平成11年6月1日 省令：平成11年7月2日～平成11年8月2日 ・公平かつ透明な手続が確保されるよう、大規模小売店舗立地法の趣旨、手続を関係者に広く周知し、円滑な施行に努める。 ・大規模小売店舗立地法の指針で、大型店の設置者に法的に求められる負担は社会的に見て合理的とみなされるものでなければならず、同指針について、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議の中間答申（11年5月）を踏まえ、大規模小売店舗立地法の施行後5年以内に必要な見直しを行う。 ・大規模小売店舗立地法の適正な運用を図るため、通商産業省本省及び各通商産業局に相談窓口を設置する。
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年6月3日に大規模小売店舗立地法公布。 ・平成11年5月31日に産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議から通商産業大臣宛に

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（案）」および「大規模小売店舗立地法第4条の指針（案）の策定に当たって」を答申、平成11年6月30日に通商産業大臣告示で当指針の公表がなされた。 ・平成12年6月1日より大規模小売店舗立地法の施行

2 論点整理等

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
--

【大型店設置者の合理的な社会的負担】

論点1：平成12年6月1日から大規模小売店舗立地法が施行されたが、大型店の設置者に法的に求められる負担は社会的に見て合理的とみなされる範囲でなければならないとの観点から、今後の進捗施行状況等を注視していく。

大規模小売店舗立地法の運用においては、地方公共団体ごとに異なる基準の下、実質的に既存の小売店保護を目的とした上乘せ規制や恣意的な運用がなされる可能性がないとはいえないため、これに対して通産本省及び各通産局に設置した窓口が、法の適正な運用を円滑に遂行させるために存在している。当委員会でも、大型店の設置者が法的に求められる負担は、社会的に見て合理的とみなされなければならないとの観点から、法の運用状況、相談窓口の活動状況等を引き続き注視していく。

大型店の設置者が配慮を求められる事項については、パブリックコメントを経て制定された指針にすべて明記されている。この指針の内容及び法で定める手続について、地方公共団体が法の趣旨に反した規制を行うことはできず、この旨法第13条にも明記されている。

なお、指針は、本法運用におけるナショナルスタンダードを示すものであるが、指針で示した各種の数値・数式については、これに拠ることが適当でない場合には、設置者は、根拠を示して他の数値・数式を用いることができると同時に、都道府県等が合理的な範囲内で地域の実情に応じた水準での配慮を求めることも可能である。

また、法の運用は、自治事務として都道府県等に委ねられており、個別の案件に関する判断について、国が法的に関与することはできないが、法の適正な運用が確保されることは重要である。このため、「大店立地法相談室」を設置し、都道府県等や関連事業者からの質問等に対応することにより、国が必要に応じて法の解釈を示したり、指針の趣旨等を周知していくこととしている。

【出店手続の簡素化】

論点2：大規模小売店舗立地法の施行後、以前の大店法の時代より出店手続が煩雑になることのないように、手続や書類の簡素化については随時検討していくべきではないか。

大規模小売店舗立地法の施行後、実際に出店手続に入っている大型店設置者からも、出店手続が煩雑になり、書類等のボリュームも増え、コストが増大したとの話も聞かれるところである。したがって、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者が、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うことを確保するという法の本来の目的を逸脱することのない範囲で、出店手続・提出書類等の簡素化について、随時検討していくべきではないか。

大規模小売店舗立地法の届出書類等については、パブリックコメントの結果等も踏まえ、施行規則により、生活環境保持の観点から必要かつ合理的なものを定めている。

3 参考資料

<参考> 大店立地法への移行前の大規模小売店舗法第3条の届出状況

大規模小売店舗法 第3条の届出状況（件数）

		8年度	9年度	10年度	11年度
年度計		2,269	2,116	1,681	1,338
	第1種	523	528	401	384
	第2種	1,746	1,588	1,280	954

平成11年度月別届出状況（件数）

	計		
	第1種	第2種	
11年 4月	180	52	128
5月	121	38	83
6月	142	41	101
7月	156	42	114
8月	167	32	135
9月	122	32	90
10月	99	36	63
11月	114	42	72
12月	106	37	69
12年 1月	82	25	57
2月	35	3	32
3月	14	4	10
計	1,338	384	954
12年 4月	16	4	12
5月	11	1	10

5 遺伝子組換え農産物・食品に係る諸問題

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【遺伝子組換え農産物に係る品質表示制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示について、名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項、表示の方法その他製造業者又は販売業者が遵守すべき事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」)第19条の8第1項) <p>【食品衛生法に基づく安全性表示制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物等につき、必要な基準を定めることができる。(食品衛生法第11条第1項) ・前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物等は、その基準に合う表示がなければ、販売し、陳列し、営業上使用してはならない。(同法第11条第2項) <p>【遺伝子組換え農作物等の環境安全性評価制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、組換え体を利用する事業者の自主的な安全確保の取組の推進及び組換えDNA技術に対する社会的理解の促進に資する観点から、平成元年4月に「農林水産分野における組換え体の利用のための指針」(事務次官依命通達)を定め、農林水産省所管産業分野における組換え体の利用に係る安全性の確保を図っている。
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画等)</p>	<p>【食品の表示の適正化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が食品の合理的な選択を行うためには、食品の表示が適正に行われていることが前提となることから、JAS法に基づく食品の品質表示基準の策定及び運用を通じ、生鮮食料品の原産地表示、加工食品の原材料等の表示、遺伝子組換え食品に関する表示等の適正化を図るとともに、検査認証制度の整備を通じ有機食品の表示の適正化を推進する。また、JAS法に基づく規格について、定期的な見直しを実施するとともに、国際規格の策定・見直しに積極的に参画する。(食料・農業・農村基本計画(平成12年3月24日閣議決定))
<p>進捗状況、検討状況</p>	<p>【遺伝子組換え農産物に係る品質表示制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会が平成11年8月に取りまとめた「遺伝子組換え食品の表示のあり方」を受け、所要の経路を経て、品質表示基準を平成12年3月31日に告示したところであり、1年間の猶予期間を経て、平成13年4月1日から適用することとしている。 <p>【食品衛生法に基づく遺伝子組換え食品の表示について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省は、食品衛生調査会において、食品衛生法に基づく公衆衛生上の観点から、遺伝子組換え食品の表示について検討している。食品衛生調査会表示特別部会の平成11年3月の中間報告において、「安全性確認がなされたものについて公衆衛生の見地からの表示は不要」とする意見がある一方、「安全性について不安を抱く消費者が食品を購入する際、消費者自身の価値観に基づく判断により、選択が可能となるよう表示が必要」とする意見もあり、引き続き

	<p>検討が必要とされた。さらに、平成12年7月13日の食品衛生調査会表示特別部会の報告では、食品衛生法に基づく表示についても、当面、JAS法と整合性のとれた表示を義務付けるという案が示された。これを受けて現在厚生省でその具体化の準備が進められている。</p> <p>【遺伝子組換え農作物等の環境安全性評価制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、平成12年2月9日に、「遺伝子組換え農作物等の環境安全性の確保に関する検討専門委員会」を設置した。同委員会において、OECD等国際的な場における議論の経過と最近の討論の状況、各国の現状と動向、環境安全性確保に向けた技術開発の在り方、国民の関心に応える技術開発及び情報提供の在り方、我が国の安全性確保施策の充実に向けた今後の課題についての調査・審議が行われている。
--	---

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に反対する立場に立つ者の意見・考え方を示す。
 ・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【遺伝子組換え農産物に係る品質表示】

論点1：平成13年4月1日から適用される遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準については、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、必要な見直しを行うこととされており、その見直しに当たって、食品製造業者等に対して過度の負担を強いる基準とならないよう、その検討状況を注視していく。

遺伝子組換え農産物については、消費者団体等からその品質表示について強い要望がある。しかし、例えば、組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が残存せず、検出不能となっている食品（醤油、大豆油等）についてまで義務表示を求めるのは、検査による担保が不可能であることから適当ではない。科学的・技術的な観点から十分な合理性を有すると認められる範囲を超えて、遺伝子組換え農産物に係る義務表示の対象範囲を拡大することは、食品製造業者等の負担を増やし、その費用は、結果的に消費者にも転嫁されることになる。遺伝子組換え技術は、農業生産の拡大とその多様化・高付加価値化に役立つのみならず、世界的な食料問題等の解決にも貢献する。遺伝子組換え技術全体に対する消費者団体の不信感に対しては、遺伝子組換えの範囲を明確にする情報公開や、その技術自体に関する正確な知識の普及を図るべきではないか。

現在得られる科学的知見により安全であるとされていても、将来起こり得る予期せぬ影響が潜んでいる可能性は完全に否定できないことから、せめて、消費者が自分で選択できるように、遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とするすべての食品を義務表示の対象とすべきである。たとえ検出不可能となっているとしても、JAS法による品質表示は、消費者の選択に資することをその目的としていることから、消費者が知りたいとしている以上、組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質の残存の有無で義務表示か否かを区切るべきではない。遺伝子組換え食品について、安全性の点だけでなく、生態系、環境への影響等未解明な部分が残されている上、特定の企業による食料市場支配が強まる等の観点からその流通には反対である。

【食品衛生法に基づく遺伝子組換え食品の表示】

論点2：遺伝子組換え食品について、食品衛生法に基づき表示を行うこととし、その表示の基準を定めることとする場合には、科学的・技術的な観点から十分な合理性を有するとともに、食品製造業者等に対して過度の負担を強いるものとならないよう、関係業者、関係省庁等と十分な調整を行い、表示を行う食品の範囲、表示内容、区分手法等について品質表示基準と整合性が取れた基準とすべきではないか。

食品衛生法に基づき表示を行うこととし、その表示の基準を定めることとする場合には、以下の理由により、表示を行う食品の範囲、表示内容、区分手法等について品質表示基準と整合性が取れた基準とすべきではないか。

平成12年3月に遺伝子組換え農産物にかかる品質表示基準が告示され、その平成13年4月の施行へ向けて食品製造業者等が既に準備を行っていること

食品衛生調査会表示特別部会中間報告（平成11年3月）において、「安全性確認がなされたものについては公衆衛生の見地からの表示は不要」との意見も示されていること

同報告において「安全性について不安を抱く消費者が食品を購入する際、消費者自身の価値観に基づく判断により、選択が可能となるよう表示が必要」との意見も併記されているが、品質表示基準自体が、本来、消費者の選択に資する観点から行われていることから、仮に二重の表示基準が行われれば消費者にとっても混乱を招くこと

JAS法等が、消費者の選択に資することを主眼としているのに対し、食品衛生法は、公衆衛生の見地より消費者への情報の提供を第一義的な使命としているものであるため、必ずしもすべて一致するとは限らない。しかし、7月13日の食品衛生調査会表示特別部会の報告において、食品衛生法に基づく表示を行うこととされ、JAS法と整合性のとれた案が示されたところであり、同報告を受けて、具体化に向けて準備を進めているところである。

【遺伝子組換え農作物等の環境安全性の確保】（環境関連）

論点3：遺伝子組換え農作物等については、環境安全性の確保を図りつつ適切な利用を促進するために、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」が策定され、同指針に基づき環境安全性の確認が行われているところである。遺伝子組換え農作物等の環境安全性の確保の施策の充実を図るため、昨今のOECD等国际的な場における議論の深まり、技術開発の進展、国民に対する情報提供の必要性の高まり等を踏まえ、環境に対する安全性の確保の在り方について検討すべきではないか。

国際的には、OECD、コーデックス等の国際機関において、遺伝子組換えに係る食品等の安全性評価基準、表示の規格、遺伝子組換え体を放出した場合の環境への影響の問題について、種々議論・検討が行われている。また、我が国においても、平成13年4月から、遺伝子組換え食品に係る安全性審査の義務付け、品質表示が実施される予定である。このように、遺伝子組換えに対する国際的な場における議論の深まり、国民に対する情報提供の必要性の高まり等に対応し、環境に対する安全性の確保の施策の充実を図るため、その在り方について検討すべきではないか。

3 参考資料（省略）

6 競争の促進による生鮮食料品流通の活性化（卸売市場の手数料の在り方の見直し）

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【卸売市場制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場は、卸売市場法に基づき、生鮮食料品等の卸売のために地方公共団体等が開設する市場である。市場外流通とは、産地から大手流通業者の物流センター等を経て直接量販店へ届くような、卸売市場を経由しない流通形態を指す。近年、生鮮食料品等について、市場外流通が増加する傾向にある。 <p>【卸売市場の手数料に係る規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。（卸売市場法第41条） 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目毎に次に掲げる率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。（中央卸売市場業務規程例（平成11年農林水産省食品流通局長通知）第58条） <ul style="list-style-type: none"> 野菜及びその加工品（つけ物を除く。） 100分の8.5 （以下略） 卸売業者が卸売のための販売の委託についてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た金額の合計額とする。）に取扱品目ごとに次表に掲げる定率以内において、規則で定める定率を乗じて得た金額とする。（東京都中央卸売市場条例第82条第1項） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取扱品目</th> <th style="text-align: center;">定 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品</td> <td style="text-align: center;">100分の5.5</td> </tr> <tr> <td>野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）</td> <td style="text-align: center;">100分の8.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（以下略）</td> <td style="text-align: center;">（以下略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 条例第82条第1項の規定による規則で定める定率は、次のとおりとする。（東京都中央卸売市場施行規則） （「次のとおり」は、上記の条例第82条第1項の次表と同じ。）</p> <p>【出荷奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が出荷取引に当たって、出荷の奨励等（出荷の計画化、規格・包装の改善の奨励等）のため、出荷者又はその組織する団体に対し支出する交付金。開設者が奨励金等の交付に関する承認要領等で定めている。 <p>【完納奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が売買取引に当たって、販売代金の早期納入の促進等のため、買受人又はその組織する団体に対し支出する交付金。開設者が奨励金等の交付に関する承認要領等で定めている。 	取扱品目	定 率	生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品	100分の5.5	野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）	100分の8.5	（以下略）	（以下略）
取扱品目	定 率								
生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品	100分の5.5								
野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）	100分の8.5								
（以下略）	（以下略）								
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）</p>	<p>記載なし。</p>								
<p>進捗状況、検討状況</p>	<p>食品流通審議会卸売市場部会において、卸売手数料問題を審議中であり、平成12年12月に結論を出す予定。</p>								

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に反対する立場に立つ者の意見・考え方を示す。

【卸売市場の手数料の在り方の見直し】

論点：市場外・市場間の競争が激化する中で、卸売業者が競争力を強化し卸売市場の活性化を図るためには、卸売経営の収益の大部分を占める卸売手数料について競争を導入することが不可欠であることから、卸売手数料の在り方について自由化を含め見直しを検討すべきではないか。また、併せて、出荷奨励金、完納奨励金の在り方についても、当事者の自由な判断に委ねる方法を含め見直しを検討すべきではないか。

量販店による市場外流通が増加している中で、卸売市場の取扱高の傾向的な減少が続いている。このため、卸売業者の経営体質が悪化しており、設備投資への意欲が減退すれば、新しい流通システムの需要への対応が遅れることになり、更に一層の市場外流通の増大をもたらす可能性もある。卸売業者の経営体質を強化し、卸売市場の活性化を図るためには、その取引手数料に関する規制を撤廃し、自由な競争状態の下で取引を活性化させる必要があるのではないか。

他の市場でも、規制緩和推進の観点から、株式委託手数料については平成11年10月に完全自由化され、また商品取引委託手数料については平成16年末をもって完全自由化するとされており、卸売市場の手数料だけを別扱いする根拠はないのではないか。

卸売手数料と関連を有する出荷奨励金については、出荷の奨励（出荷の計画化、規格の改善等）という所期の目的をほぼ達成している中で、出荷者が提供を受ける様々なサービスとその対価たる卸売手数料の組合せの中で、当事者の自由な判断に委ねることが適当ではないか。

卸売手数料と関連を有する完納奨励金についても、販売代金回収コストとの関連において、当事者の自由な判断に委ねることが適当ではないか。

卸売手数料の自由化は、卸売手数料の低下を招き、取扱高の伸び悩み等により卸売業者の経営状況が一層悪化するだけである。

卸売手数料の自由化は、卸売業者の対応能力を超えており、倒産の続出が避けられず、国民生活に不可欠な生鮮食料品の安定供給に支障が生ずることになる。

卸売手数料は、産地から小売までをつなぐ市場流通の潤滑油の役割を担っており、市場はこれら産地、小売と信頼関係で結ばれている。自由化で荷の受皿をなくすと、これまで築いてきた信頼と流通の在り方を根底から崩しかねない。

出荷奨励金が廃止されると、零細な野菜農家の生産へのインセンティブがなくなり、野菜産地の衰退を招くことになる。

完納奨励金は、代金回収のコストを補うだけでなく、買受人の確実な支払いを促すものであり、引き続き維持すべきである。

3 参考資料

<参考1> 卸売市場の概要（省略）

<参考2> 卸売市場をめぐる諸情勢（省略）

住宅・土地、公共工事

<分野別総論>

問題意識

我が国の都市整備、地域整備、住宅・社会資本整備は、戦後、「欧米並みの水準」、「国土の均衡ある発展」を目標に、精力的に進められてきた。こうした努力の積み重ねにより、戦後の荒廃からわずか半世紀で、現在の我が国の生産活動及び国民生活の基盤が形成され、我々は世界第2位の経済大国を築き上げるとともに、50年前とは比べるべくもない生命・財産の安全、豊かな生活を享受している。

しかし、それは犠牲なしに達成されたわけではない。たとえば住宅建設・賃貸の高費用、都市景観に対する不満、街づくりの困難さ等の問題は解決されずに現在に至っている。しかも近年の国民の意識・要求の変化・多様化、右肩上がりの経済成長期とは異なる現在の我が国の経済状況、IT技術の飛躍的な向上と普及、少子高齢化の進展、環境意識の高まり等の社会・経済情勢の変化は、従来とは質的に異なる都市整備、地域整備、住宅・社会資本整備理念の必要性を惹起している。

例えば、「欧米並みの水準」という目標は、国民生活の真の豊かさ、ゆとり、うるおいといった個人の多様なニーズに十分に応えるものではない。高度経済成長期には、住宅・社会資本に対する継続的な量的需要拡大に対して、主として新設による量的な供給という形で対応がなされてきたが、今後持続可能で安定的な経済成長を目指す際には、その質的な面を重視して、良いものを作り、メンテナンスをしながら長い間大切に使用していく方向へと政策を転換していく必要がある。IT技術の飛躍的な向上と普及は、経済のグローバル化を促進するとともに、企業立地の制約要因を緩和し、この結果、従来以上に国際的な都市間競争を激化させるとともに、国内の都市圏と地方圏との関係にも変動をもたらしつつある。また、少子高齢化の進展は一部地域を除いて都市への人口集中を沈静化させ、三大都市圏等以外の地域での市街化圧力を弱めつつある。さらに、環境意識の高まりは、限られた資源の有効活用の観点から、上記の社会資本等のメンテナンスの重要性を増加させるとともに、自然環境と共生できる都市整備・社会資本整備を要請している。

こうした社会・経済の情勢変化を的確に把握し、又は先取りし、必要な制度の再構築を行うことが、この分野の規制改革の目標である。

来るべき21世紀に、我が国が引き続き経済の活力を維持しつつ、国民が良好な生活空間を保障され、その周囲に美しい街並みと国土が広がるような土地・空間利用の在り方とはどのようなものなのであろうか。必要とされる良好な住宅や社会資本を、効率的かつ迅速に整備するとともに、それを良好に管理し、活用するためには、どうしたら良いのであろうか。そのためには、規制に関してどのような制度設計が求められているのであろうか。

これまでの取組とその成果

上記の問題意識を踏まえ、当委員会は、この2年間、(1)都市の仕事・生活空間を充実させるための方策、(2)都市を含めた国土を保全し、その生産性を向上させる方策、(3)上述の方策を効率的に無駄をできるだけ省いて達成するためのルールづくり、の点で以下のような活動を行

ってきた。

まず、都市内の土地の有効利用の観点から、平成10年度に、1)都市開発事業手法の拡充等を内容とする都市再開発法改正について指摘するとともに、2)土地の有効利用の前提となる公共施設整備の促進について、「都市構造再編プログラム」の必要性を指摘した。また、昨年度は、3)土地利用規制制度の合理化の観点から、都市計画法の抜本改正について指摘を行った。

次に、都市郊外部の計画的土地利用については、平成11年度、1)マスタープランの拡充の必要性、2)都市計画の線引き制度及び開発許可制度の見直し及び3)農振農用地制度の指定基準について指摘を行った。

第3に、平成10年に法改正がなされた建築基準法の性能規定化について、その円滑な施行への準備作業(本年6月に施行)のフォローアップを2年間にわたって行ってきた。

さらには、公共施設等の整備・管理に関する国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担の観点から、平成10年度からPFI構想の具体化に取り組んできた。PFIについては、昨年、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が成立し、本年3月には内閣総理大臣により基本計画が策定された。

今年度のテーマ設定

こうした過去2年間の成果を踏まえ、今年度は、以下のテーマを取り上げることとする。

まず、都市内の土地の有効活用に関しては、この2年間で事業手法、計画手法について検討を行ってきたことから、今年度はプロジェクトファイナンスの整備の観点から検討を進めてきた。その結果、都市開発に土地信託手法を更に積極的に活用する手法に道を拓く必要性が指摘され、信託会社の免許の在り方にも議論が及んだが、これについては金融行政に深くかかわる問題であることから、金融分野において検討を進めることとした。

次に、現在の経済情勢の下で強く求められている不動産の流動化の促進、不動産市場の活性化の観点から、1)不動産競売制度の活性化(短期賃貸借制度等)、2)不動産特定共同事業の要件の緩和、3)不動産情報の開示の問題を取り上げることとしている。

第3に、中古住宅ストックの有効活用の観点から、1)中古住宅市場の整備、2)中古マンション等のストック管理のルール化、3)マンション建て替えの円滑化の問題を取り上げ、既存ストックの有効活用と必要な機能更新を促進したいと考えている。

第4に、近年、いわゆる中山間地において、耕作放棄地の増加、産業廃棄物処理施設の無秩序な立地等土地利用上の問題が生じていることから、1)今回の都市計画法改正により創設された準都市計画区域制度等の施行までのフォローアップ、2)農地所有の規模要件の弾力化、3)中山間地域等直接支払制度の実施状況・効果の検証・公表の問題を取り上げることとしている。

第5に、公共事業等を進める際の住民合意の形成、環境配慮の問題として、1)パブリック・インボルブメントの活用、2)環境アセスメントの充実の問題を取り上げることとしている。この問題は、今年度、当委員会がタスクフォースを設けて検討を進めた環境問題にも関係する問題である。

第6に、PFIについては、法制度の整備及びこれに基づく内閣総理大臣の基本方針の策定もなされ、具体的な事業も動き始めている。こうした具体的な事業の実例に即して、規制改革の必要性について検討を進めていきたいと考えている。

また、この他の昨年取り上げたテーマについても、必要なフォローアップを行っていく。なお、IT化（情報化）への対応の問題については、不動産特定共同事業の要件緩和を論点として取り上げた。その他のテーマについても検討を進めたが、現時点で規制改革に係る個別具体的なテーマとして論点を絞り込むことは、時間の制約のためにできなかった。この部分については、この論点公開後も引き続き検討を進め、必要に応じて年末の見解に盛り込むこととしたい。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) 市街地における未利用・低利用の土地の有効利用促進方策 (2) PFI構想の具体化 (3) 今回の建築基準法改正の実施状況（ ） (4) 水道の水質検査の委託先の公益法人以外への拡大（ ） (5) 高速道路空間等を活用した民間事業機会の創出（ ） (6) ガス導管、地中電線類の埋設深さの見直し（ ） (7) 大都市部における大学等の立地規制の見直し（ ）	(1) 都心部等の都市内の土地の有効利用促進方策（多様な都市計画を可能とする新たな都市計画制度、地区計画制度の改善、都市施設の都市計画制限の合理化、都市計画の透明性の確保、住民による地区計画提案制度の創設） (2) 都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全（都市計画の区域区分に係る必要な制度見直し、農振農用地の指定に係る基準、土地利用に係るマスタープランの拡充） (3) 建築基準法改正（性能規定化）の実施状況（ ） (4) PFI構想の具体化 (5) その他（LPガス貯蔵施設立地規制の弾力化、合わせガラス及び複層ガラスのガラス板厚基準の整合化、車両出入口のための歩道乗り入れの弾力化、道路占用許可申請様式の統一、建設業・不動産業に係る届出書の電子化）

【近年の主な規制改革措置】

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1992年6月	・ 建築基準法を改正し、木造3階建て共同住宅を防火・準防火地域以外の区域で建築可能化
8月	・ 定期借地権の創設
1994年6月	・ 建築基準法を改正し、住宅の地下室について一定の範囲（住宅の床面積の3分の1を限度）を容積率の算入から除外
1995年3月	・ 大都市地域地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を改正し、土地区画整理促進区域及び特定土地区画整理事業の面積要件の引下げ（2ha以上から0.5ha以上） ・ 市街地再開発事業の施行区域要件の緩和
1997年3月	・ 工業（場）等制限法について、高等教育を取り巻く新たなニーズに対応した大学等の教室の新増設に係る運用の弾力化・明確化 ・ 枠組壁工法による住宅の構造方法に関する技術基準の性能規定化

1998年	6月	・都市計画法及び建築基準法を改正し、高層住居誘導地区の創設及び共同住宅の共用の廊下、階段について容積率の算定から除外
	1月	・工場(業)等制限法を改正し、除外業種の拡大、中小企業者に対する許可基準を追加等
	4月	・公共工事の予定価格の事後公表及び低入札価格調査実施対象工事の結果の公表
	5月	・国土利用計画法の一部を改正し、同法の届出勧告制を事後届出制に移行
	6月	・建築基準法を改正し、建築基準への性能規定の導入、指定機関による建築確認・検査制度の創設、型式適合認定制度の導入による建築確認手続の合理化
	7月	・公共事業を直接請け負う場合に必要な経営事項審査の見直し及び審査結果の公表開始
	8月	・民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令を改正し、土地取得・譲渡業務の対象となる都市の要件を緩和、土地取得・譲渡業務に係る民間都市開発事業の延べ床面積要件を緩和
	9月	・公有地の拡大の推進に関する法律施行令を改正し、都市計画区域内の一定面積以上の土地の譲渡に係る届出について、面積要件を引き上げるにより、届出対象の要件を緩和 ・高速自動車国道法等の一部を改正し、民間企業による、既存インターチェンジ等の利用可能地への多様な利便増進施設の設置、高速自動車国道活用施設の通路等の高速自動車国道への連結を可能に
	10月	・公共工事の積算内訳について事後公表を開始
	11月	・都市計画法を改正し、市街化調整区域において、市町村が策定した地区計画に適合する開発行為を許可対象に追加 ・公共工事入札で初めての総合評価方式による入札手続が開始
	12月	・上請け・丸投げについて、発注者支援データベース・システムの活用等実効ある排除措置の実施を開始
1999年	2月	・不動産特定共同事業について、事業参加者の地位の第三者への譲渡の解禁、契約に係る金銭出資の最低出資単位の引下げ、最低契約期間制限(1年間)の撤廃 ・地方自治法施行令を改正し、地方公共団体での総合評価方式による入札を制度化
	3月	・事業計画決定前の市街地再開発組合の設立を可能とし、無利子貸付制度の創設によりその資金調達を支援するとともに、権利床を含む施設建築物を特定建築者制度の対象に ・事業計画決定前の土地区画整理組合の設立を可能とし、無利子貸付制度の創設によりその資金調達を支援 ・工業(場)等制限法を改正し、京浜臨海部における除外区域の設定、中小企業集積地域における一定の業種の工場の基準面積の引上げ及び大学院の規制対象施設からの除外
	4月	・入札のための資格登録の等級の公表及び競争性を高める観点からの等級の統合、技術的難易度の等級等への反映を開始
	6月	・住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決のため、住宅の品質確保の促進等に関する法律を制定
	7月	・PFI事業を促進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律を制定 ・工場跡地等の有効利用を促進するため、新たに用途変更先導型再開発地区計画を導入し、迅速な土地利用転換を可能化
	9月	・不動産特定共同事業について対象不動産変更型事業(投資ファンド事業型)を創設
	12月	・良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法により借地借家法を改正し、定期借家制度を創設(2000年3月施行)
2000年	4月	・有料道路におけるノンストップ自動料金収授システム(ETC)について、一部試行運用を開始
	5月	・安定・成熟した都市型社会に対応し、地域が主体となって地域ごとの課題に的確に対応しうる柔軟性と透明性を備えるよう線引き制度を始め、都市計画制度の全般にわたり見直し(都市計画法及び建築基準法の改正)

< テーマ別論点公開 >

1 不動産の流動化、不動産市場の構築

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【短期賃貸借制度】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 抵当権設定後に抵当不動産が第3者に賃貸された場合において、抵当権が実行され、買受人がこれを競落したときは、原則として、賃借人はその賃借権を買受人に対抗することができず（民法第177条）、賃借期間中であっても抵当不動産を買受人に引き渡さなければならないが、例外として、民法602条所定の期間（土地について原則5年、建物について3年）を超えない短期賃貸借はその残余の賃借期間に限って、買受人に対抗することができる（民法第395条）。 <p>【不動産特定共同事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約（複数の出資者による共同の事業として、出資者の一人又は複数者その業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益を分配すること等を約する契約）が成立するまでの間に、申込者に対して不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項について、書面を交付して説明しなければならない。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・（IT関連）は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【不動産競売制度】

論点1：不動産競売制度を活性化する観点から、制度の改善を図る必要があるのではないか。特に、短期賃貸借制度については、廃止も含めてその改正について検討を進める必要があるのではないか。

我が国の不動産競売制度については、かねてより、執行妨害による競落者の地位の不安定とそれに起因する入札者の躊躇による入札者の絶対数の少なさ、物件の落札価格の低迷及びそれに伴う債権者の債権回収の困難等の問題点が指摘されている。我が国の近年の景気停滞の一因である不良債権処理の遅れは、こうした不動産競売及びそれに抵当権の存在を前提とする任意売却を通じた不良債権回収・処理の停滞による面も大きいと考えられる。

今後、企業の自己責任が今まで以上に求められる中で、競売制度が果たす役割はますます大きくなると考えられる。その際、我が国の競売制度をより使いやすい制度とするよう、制度面、運用面の両面について必要な改善を図るべきではないか。

特に、短期賃貸借制度（民法第395条）については、執行妨害の代表的な手口として悪用されているとの指摘がある。具体的には、短期賃貸借の存在をもって入札者を躊躇させ、価格を下落せしめた上で自己又はグループ内で落札したり、立退料あるいは登記の抹消費用として相当の金員を要求するといった類の手口である。

民法395条は、通説的理解では価値権（抵当権）と利用権（物質権）の調和の規定であり、上記のような正常な使用収益を目的としない賃貸借（賃貸借の登記のみで使用の実体のないもの、民事執行の妨害や債権回収を目的とするもの等）は濫用的な短期賃貸借として、民事執行手続では保護されないものとされる。また、平成8年の民事執行法改正による引渡命令の相手方の拡大、平成10年の同法改正による執行官の調査権限の拡充、新たな保全処分の創設等により、濫用的な短期賃貸借の排除に向けた措置が図られたところである。さらに、平成11年11月の最高裁判所大法廷判決は、抵当権の効力として、抵当不動産の不法占有者に対する妨害排除請求権の代位行使を認めた。しかし、抵当権者が負う金銭的・時間的費用を考えれば、また、一般市民が安心して参入できる不動産競売市場が形成されているかという観点から見ると、未だ十分ではないと考えられる。また、民法第395条については、その制定時点から異なる立法意思が混在した規定として指摘されており、従来から改正論が根強い。

一方、上記のとおり、短期賃貸借の保護の制度は、抵当権と抵当不動産の使用収益権との調和を図るために抵当不動産の賃貸借関係を一定の限度で確実なものとしたものであり、仮にこの制度が存在しなければ、抵当不動産の賃貸借関係の不安定性が高まり、抵当不動産の使用収益が事実上制約されることとなるおそれがあるとの指摘がある。特に、テナントビルや賃貸アパートの場合、資金の融資を受けて建築し、抵当権設定後にこれを賃貸して、賃料収入によって債務を弁済するのが通常であるが、入居者は、所有者の財務状況いかんによって、例えば定期借家契約により入居していた場合であっても、約定の賃借期間の途中で立ち退かざるを得なくなるため、入居者が得られにくくなるおそれがあるとの指摘がある。

こうした点を十分に踏まえて、短期賃貸借制度（民法第395条）について、廃止も含めてその改正について検討を進める必要があるのではないかと考える。特に、執行妨害への対策として短期賃貸借の保護の制度自体の廃止の可否を論じるに当たっては、正常な短期賃貸借の保護が果たしている機能を失わせることが妥当かどうかという面についても、十分に検討することが必要であると考えられる。

また、現在、短期賃貸借以外の方法による様々な執行妨害の手口が考案され、活用されていることから、こうした点への対応も含めて上記の競売制度についての制度面、運用面の両面について必要な改善を図るべきではないかと考える。

【不動産特定共同事業の手続要件】(IT関連)

論点2：不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の成立前に行うディスクロージャーについて、昨今のパソコンなどの情報通信機器の普及状況を踏まえ、現行制度でどのような行為が可能とされるか明確にすべきである。

不動産特定共同事業者は、不動産特定共同契約の成立前に契約の内容等一定の事項について書面を交付して説明しなければならないこととされている（不動産特定共同事業法第24条）。これは、不動産共同投資事業の仕組みが複雑であること、元本の返還について保証されたものではないこと、任意組合型の場合は投資家が無限責任を負うこと等から、投資家が契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うとトラブルの原因となる可能性があることを踏まえたものである。こうした説明義務については、例えば金融商品分野において、第147回国会

で金融商品の販売等に関する法律が制定され、販売業者の説明義務の明確化や説明義務違反に対する民事上の効果等について定めるなど説明義務を強化して投資家保護を図る方向にあり、不動産特定共同事業においても、その重要性が増していると考えられる。

一方、昨今のパソコンなどの通信機器の普及の促進を考えると、こうした説明について電子機器を活用できないかとのニーズが今後更に高まることが予想される。

こうした状況の中で、上記の説明義務を担保しつつ電子機器の活用を推進していくことが、今後の課題と考えられる。まず、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するのかについて、明確にすべきであり、その上で、必要があれば、制度改正を検討すべきではないか。

【不動産情報の開示】

論点3：不動産の実買価格に関する情報について、情報を収集し、売手・買手のどちらにも偏らない中立的な形で、取引の関係者からの要請に応じて提供できるような仕組みを検討する必要があるのではないか。

また、不動産の成約賃料については、当面、守秘に配慮を払いつつ、鑑定評価の分野で活用できる仕組みを検討する必要があるのではないか。

我が国では、不動産を購入しようとする者等が周辺の実買価格情報を入手する方法は極めて限定されており、こうした情報の不足、偏在が円滑な不動産取引や合理的な地価の形成を妨げているおそれがあるとともに、海外から我が国の不動産市場が不透明であると指摘される一因となっている。実買価格情報を収集し、売手・買手のどちらにも偏らない中立的な形で、取引の関係者からの要請に応じて提供できるような仕組みを検討する必要があるのではないか。

成約賃料情報についても、均衡のとれた公正な賃料水準の実現や不動産への投資環境の整備の観点から、提供していく方向を目指すべきであるが、一方で継続中の契約に影響を及ぼすおそれがある等の事情を考慮して、当面、守秘に十分な配慮を払いつつ、不動産鑑定分野で活用できる仕組みを検討すべきではないか。

2 中古住宅ストックの有効活用

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・マンションの建て替えについては、建物の区分所有等に関する法律により、老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価格その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったときは、集会において、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で建て替え決議をすることができることとされている。・中古住宅市場の整備、中古住宅ストック管理のルールについて、特段の制度は存在しない。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【中古住宅市場の整備】

論点1：中古住宅市場を整備・活性する観点から、中古住宅の性能・履歴情報を活用するシステムの整備等中古住宅の適切な価格査定実現のための条件整備、物件情報を的確に入手できるシステムの整備を図るべきではないか。

今後予想される我が国の人口の減少、環境意識の高まりと資源の有効活用の要請等を考えると、良質な住宅ストックの形成とその有効活用が重要である。良質な住宅ストックについては、徐々にではあるがそうした蓄積が図られているところであり、また、昨年6月、住宅の品質確保の促進等に関する法律が制定されて新築住宅については性能表示制度が導入されることにより、その形成・蓄積が更に図られるものと期待される。しかし、その有効活用の前提となる中古住宅市場については、性能・履歴などの情報の未整備、画一的な経過年数主義による価格査定、物件情報の未整備等の問題があり、十分に市場として機能しているとは認められない。このため、中古住宅市場を整備・活性する観点から、中古住宅の性能・履歴情報を活用するシステムの整備等中古住宅の適切な価格査定実現のための条件整備、物件情報を的確に入手できるシステムの整備を図るべきではないか。

【中古マンション等のストック管理のルール】

論点2：中古マンションなどのストック管理について、その内容を開示するとともに、取引時にその管理の履歴が明らかになるようなシステムを構築するべきではないか。

今後、社会全体として中古住宅ストックを有効活用する際に、主として共同住宅の管理の適正化を図ることが従前以上に求められる。現在、マンションの管理は各々のマンションにおける居住者が管理組合を作るなどして処理されているが、1) 管理組合の管理の内容（積立金なども含

む。)が十分に居住者に説明され、その納得の下で管理運営がなされているか、2)その管理内容が、転売時に買受人に十分に説明されているか、3)同じく転売時に、管理の履歴が買受人に十分に説明されているか、また、その内容が価格に反映されているかといった問題がある。

こうした問題点を踏まえ、今後、中古マンションなどのストック管理について、その内容を開示するとともに、取引時にその管理の履歴が明らかになるようなシステムを構築するべきではないか。

【マンション建て替えの円滑化】

論点3：住宅政策の見地から、マンションの建て替えが円滑に実行できるような仕組みについて検討すべきではないか。

マンションの建て替えについては、建物の区分所有等に関する法律第62条により、「老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったとき」に、集会において、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で建て替え決議をすることができることとされているが、建て替え決議後、建て替えを行う主体に法人格を付与する仕組みがなく、安定的に建て替えを行うことができない。また、こうした要件を充たさない場合には、民法上の原則に戻って、居住者全員の合意が必要とされ、合意形成に困難を伴うことになる。

このため、住宅政策の見地から、マンションの円滑な建て替えを可能とするような、新たな制度の仕組みについて検討すべきではないか。

3 参考資料

<参考> マンションのストックの推移(省略)

3 中山間地域の計画的な保全

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・国土利用計画法の土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然環境保全地域が定められ、それぞれの地域について、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法による土地利用規制がなされている。・農地法は、農地の所有権等を移転する場合には、農業委員会（一定の場合には都道府県知事）の許可を受けなければならないこととしているが、その際、農地の権利を取得する者の世帯の農地面積の合計が、原則として北海道では2ha、その他の都府県では50a（都道府県知事が別の定めを定めることもできる）以上であることが必要とされる。・多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、特定農山村、山村振興、過疎、半島、離島、沖縄、奄美及び小笠原の8の地域振興立法の指定地域のうち傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念の大きい農用地区域内の1ha以上の面的なまとまりのある農用地について、今年度から中山間地域等直接支払制度が導入された。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【都市計画制度見直しのフォローアップ】

論点1：第147回国会において都市計画法が改正され、準都市計画区域制度が創設された。当委員会はその円滑な施行と、地方公共団体における制度の適切な運用を注視する。

第147回国会において都市計画法が改正され、準都市計画区域制度が創設された。これにより、市町村は、都市計画区域外の区域で相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ又は行われると見込まれる一定の区域で、当該区域の自然的及び社会的条件並びに農振法等の他法令による土地利用規制の状況を勘案して、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を準都市計画区域として指定することができることとされた。

準都市計画区域については、都市計画に用途地域、特定用途制限地域等用途制限や景観の維持に係る地域地区を定めることができることとされ、準都市計画区域内の建築行為については、建築基準法のいわゆる集団規定が適用されるとともに、建築確認の対象とされる。また、区域内の一定規模以上の開発行為についても、都道府県知事の許可対象とされる。

さらに、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても、都道府県知事の許可対象とされた。

この法改正は、公布後1年以内に施行される予定であるが、当委員会はその円滑な施行と、地方公共団体における制度の適切な運用を注視する。

【農地所有の規模要件の弾力化】

論点2：リタイアしたサラリーマンなどの元都市住民が、希望すれば円滑に農村で農業を営むことを可能とするため、農地法の農地保有の面積基準を弾力化し、小規模な農業経営も可能とするようにすべきではないか。

中山間地における土地利用の混乱を防ぎ、その荒廃や産業廃棄物処理場等の無秩序な立地を防止するためには、一方で、上記のような建築行為、開発行為の整序化が必要であるが、他方で、当該地域の土地利用（多くの場合に農林業用）を計画的に保全することも重要である。こうした観点から、後継者不足に悩む中山間地では、リタイアしたサラリーマンや農業に興味のある都市住民を農業の担い手として積極的に受け入れることが求められると考えられる。

農地法は、農地の所有権等を移転する場合には、農業委員会（一定の場合には都道府県知事）の許可を受けなければならないこととしているが、その際、農地の権利を取得する者の世帯の農地面積の合計が、原則として北海道では2ha、その他の都府県では50a（都道府県知事が別の定めを定めることもできる。）以上であることが必要とされる。現在、都道府県が下限面積について独自の面積を定める際、農林水産大臣の承認が必要とされているが、これを廃止するとともに、その運用の基準についても、より、地域の担い手の実態に応じて弾力的な運用が可能となるようにすべきではないか。

【中山間地域等直接支払制度】

論点3：中山間地域等直接支払制度について、その実施状況、効果について必要な検証を行い、公表する必要があるのではないかと。また、その検証に基づき、必要に応じて制度の見直しを行うべきではないかと。

上記論点2のとおり、中山間地域の土地利用の混乱を防ぎ、中山間地域の荒廃や産業廃棄物処理場等の無秩序な立地を防止するために、当該地域の土地利用（多くの場合に農業系の土地利用）を計画的に保全することも有効であるとの観点から、当委員会は、今年度から実施される中山間地域等直接支払制度に注目している。制度の的確な運用を担保するため、中山間地域等直接支払制度について、その実施状況、効果について必要な検証を行い、公表する必要があるのではないかと。また、その検証に基づき、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、農用地の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うべきではないかと。

3 参考資料

<参考1> 都市計画法改正の概要（省略）

<参考2> 中山間地域等直接支払交付金の概要（省略）

4 公共事業におけるパブリック・インボルブメントの活用、環境アセスメントの充実

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	・環境影響評価法は、一定の事業について、事業者が環境影響評価（その実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること）を行うことを義務づけている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・（環境関連）は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【パブリック・インボルブメントの活用】

論点1：公共事業など各種の事業を行うに当たっては、可能な限り早期の段階から、情報を公開するとともに、住民等からの意見・提案を反映するよう努めるべきである。

当委員会が第1次見解以来指摘してきた、都心部の土地の有効利用、郊外部の土地の計画的な開発・保全、あるいは今年指摘する中山間地の保全の前提となるのは、必要な場所に、必要な公共施設等が、迅速に整備されることである。我が国では、往々にして、住民等との調整を図るために、公共事業等の着工までに長期の時間が費やされることがあるが、事業等が円滑に進められるよう、できるだけ早期の段階から情報公開を行い、住民等からの意見・提案を反映するよう努める等意思決定の透明性とアカウンタビリティを高めることが必要ではないか。

【環境アセスメントの充実】（環境関連）

論点2：昨年6月から全面施行された環境影響評価制度（環境アセスメント制度）について、その制度の運用状況を注視する。

環境影響評価法は平成9年6月に公布され、同年12月及び10年6月に一部が施行された。この結果、平成10年6月からは手続の一部（方法書手続）が実施可能とされていたが、昨年6月に環境影響評価法が全面施行された。当面、当委員会はこのアセスメントの全面施行の状況を注視するとともに、この施行状況を踏まえた上で、更に環境影響評価を見直す必要性について検討する。

5 都心部等の都市内の土地の有効利用促進方策（ ）

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・都市計画区域内において行われる建築行為については、当該都市計画に従った用途・容積率・建ぺい率、斜線制限、高さ規制等が求められる。（都市計画法、建築基準法）・これらに密接に関連する基盤施設整備に関しては、各施設関係法及びそれらに横断的に適用される一般法が存在する。（道路法、都市公園法等、土地収用法、都市計画法）・都市整備のために一定の要件の下に一定の強制力を伴って行われる事業として、市街地再開発事業、土地区画整理事業などが存在する。（都市再開発法、土地区画整理法）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none">・街並み誘導型地区計画、高層住居誘導地区制度及び機能更新型高度利用地区制度の活用につき、地方公共団体に周知徹底する。（平成11年以降逐次実施）・建築物における機械室等の床面積の延べ床面積に対する割合が著しく大きいものに係る容積率の特例許可につき、基準を明示する。（平成11年4月）・街路事業等が積極的に推進され、併せて沿道の高度利用のための容積率等の緩和が促進されるよう、政令指定都市等における都市構造再編プログラムの策定に対し必要な支援を行う。（平成10年12月基本方針を通知、11年度以降逐次実施）・第一種、第二種低層住居専用地域における計画的な大規模開発について、附属駐車場の上限面積の特例措置を拡充する。（平成11年5月）・低・未利用地の有効利用等を進めることが必要な都心部や臨海部地域等の大規模な土地利用転換を図る必要がある地域について、再開発地区計画の適用等による土地利用規制の大幅な緩和を行う制度の活用とともに、都市基盤施設整備・面的整備・拠点施設整備を総合的かつ集中的に実施する手法につき検討し、必要な措置を講じる。（平成11年度）・第一種市街地再開発事業において、事業計画決定前に市街地再開発組合を設立することを制度上可能とし、無利子貸付制度の創設によってその資金調達を支援する。（平成11年3月措置済）・旧制度上、すべて保留床である施設建築物のみを対象としている特定建築者制度について権利床を含む施設建築物も適用対象とする。（平成11年6月措置済）・市街地再開発事業と土地区画整理事業の組み合わせによる市街地整備が円滑に進むよう両事業の一体的施行制度を創設する。（平成11年9月法施行）・第一種市街地再開発事業における組合設立認可及び権利変換計画認可の運用改善（平成10年7月）の趣旨の定着状況を踏まえ、一層の周知徹底を図る。（措置済）・発起人算定基準等、マンション等区分所有者による市街地再開発組合設立に関する運用について周知徹底。（措置済）・認定再開発事業制度の積極的活用、支援措置を充実させるとともに、当制度が活用されるよう一層の周知徹底、情報提供に努める。（措置済）・工場跡地等の土地利用転換を促進し、産業競争力の強化と都市の再構築の推進を図るため、地方公共団体の実質的な

	<p>土地利用転換の宣言と段階的な土地利用の実現を図る「用途変更先導型再開発地区計画」を創設（平成11年7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域内であって適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、土地の高度利用を図るため、未利用となっている建築物の容積の活用を可能とする制度を創設（平成12年5月法改正） ・用途地域内において地区計画を定めることができるよう、地区計画を定めることができる土地の区域に関する要件を再整理（平成12年5月法改正） ・道路、河川等の都市施設について当該施設を整備する立体的な範囲等を都市計画に定め得ることとするとともに、立体的な範囲を定めた場合における建築行為の許可基準の特例を設ける（平成12年5月法改正） ・都道府県又は市長村は、都市計画を決定しようとするときは、決定理由を記載した書面を添えて、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供するとともに、都市計画の決定手続きについて、条例で必要な規定を定め得ることとする（平成12年5月法改正） ・市町村は、地区計画策定手続きを定める条例において、住民等から地区計画の案となるべき事項等を申し出る方法を定め得ることとする（平成12年5月法改正）
--	---

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【都市計画制度の見直しのフォローアップ】

論点：第147回国会において、都市計画法が改正され、都市計画制度全般について抜本的な制度改正が図られた。この法改正は、当委員会の昨年度の見解を反映したものであり、これを評価する。今後、その円滑な施行と、地方公共団体における制度の適切な運用を注視していく。

第147回国会において、都市計画法が改正され、都市計画制度全般について抜本的な制度改正が図られた。これにより、商業地域内であって適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、土地の高度利用を図るため、未利用となっている建築物の容積の活用を可能とする制度の創設、用途地域内において地区計画を定めることができるよう、地区計画を定めることができる土地の区域に関する要件を再整理、道路、河川等の都市施設について当該施設を整備する立体的な範囲等を都市計画に定め得ることとするとともに、立体的な範囲を定めた場合における建築行為の許可基準の特例の新設、都道府県又は市長村は、都市計画を決定しようとするときは、決定理由を記載した書面を添えて、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供するとともに、都市計画の決定手続きについて、条例で必要な規定を定め得ることとすること、市町村は、地区計画策定手続きを定める条例において、住民等から地区計画の案となるべき事項等を申し出る方法を定め得ることとすること、の措置が講じられた。この法改正は、当委員会の昨年度の見解を反映したものであり、当委員会はこれを評価する。

この法改正は、法成立後1年以内に施行されることとされているが、当委員会は、今後、改正法の円滑な施行と、地方公共団体において制度が適切に運用され今回の法改正の成果が具体化するよう、注視していく。

3 参考資料

< 参考 1 > 近年の関連措置事項

平成 7 年 4 月から随時	大都市地域の臨海工場跡地についての的確な利用・開発を促進するため、臨港地区等の的確な見直し、再開発地区計画の活用等を図るよう、地方公共団体を指導
平成 7 年 5 月	地区の特性に応じて、建築物の壁面の位置、高さ等を一体的に誘導する場合、斜線制限、前面道路幅員による容積率制限を緩和する地区計画制度の拡充
平成 7 年 5 月	住居系用途地域において、壁面線の指定等がある場合に前面道路幅員による容積率制限を緩和
平成 7 年 5 月	住居系用途地域において、幅員が一定以上の道路に面する建築物について、道路斜線制限を緩和
平成 7 年 5 月	再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画について、公共施設の具体的な計画を定める前に地区の整備方針を先行的に定めることが可能となるような計画要件の弾力化
平成 7 年 5 月	住宅地高度利用地区計画について、住居系専用地域外も含む一体的開発整備が可能となるよう用途地域要件を緩和
平成 7 年 5 月	特定土地区画整理事業の面積要件等の緩和
平成 7 年 5 月	住宅街区整備事業の面積要件等の緩和
平成 7 年 5 月	一団地の住宅施設の面積要件の撤廃
平成 7 年 5 月、8 年 11 月	市街地再開発事業につき、対象地域の拡大等要件緩和
平成 7 年 7 月	集合住宅の付属駐車場に係る容積率制限等容積率における床面積算入を緩和
平成 7 年 12 月	容積率割増制度における割増基準の引上げ
平成 8 年 4 月	住居系地域に建設される分譲住宅等に係る住宅金融公庫融資における日照時間確保の義務の廃止
平成 8 年 9 月、11 月	沿道地区計画、街並み誘導型地区計画等各種地区計画等の積極的活用
平成 9 年 4 月	小規模土地区画整理事業の積極的な活用のため、技術基準の弾力化
平成 9 年 4 月	土地区画整理組合の法定同意率の厳守の徹底
平成 9 年 6 月	マンション等共同住宅の共用の廊下、階段について、容積率制限の対象から除外
平成 9 年 6 月	総合設計制度において敷地規模別の容積率割増制度の創設
平成 9 年 9 月	高層高容積住宅の建設を誘導すべき地域を創設し、容積率の上限の引上げ、日影規制の適用除外、斜線制限などの緩和
平成 9 年 12 月	都市基盤が既に整備済みの地区を対象に、空地の確保を条件とせず、誘導すべき用途に着目して容積率の割増を行う「機能更新型高度利用地区制度」を創設
平成 10 年 5 月	街並み誘導型地区計画制度、高層住居誘導地区制度及び機能更新型高度利用地区制度の活用につき、地方公共団体に周知徹底
平成 10 年 11 月	都市計画法改正により、市街化調整区域における地区計画の策定対象地域を拡大、地区計画に適合する行為を開発許可対象に追加
平成 11 年 3 月	事業計画決定前の市街地再開発組合の設立を可能とし、無利子貸付け制度の創設によりその資金調達を支援、権利床を含む施設建築物を特定建築者制度の対象に
平成 11 年 5 月	既存建築物を前提とし設計調整された複数建築物について、容積率等の規制を一体的に適用する連担建築物設計制度を創設

< 参考 2 > 東京都区部の低・未利用土地の現況

東京都の調査によると、平成 8 年度現在、東京都区部（62,555.4ha）内には、5769.8ha の低・未利用地（屋外利用地：3292.3ha、未利用地等：2477.5ha）が存在する。（平成 8 年度東京都土地利用現況調査（5 年ごとに実施））

< 参考 3 > 都市計画法改正の概要（省略）

6 都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全（ ）

1 規制の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画には、都市計画区域（一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保存する必要のある区域）を区分して、市街化区域（既に市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）及び市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）を定める（線引き）こととされる（都市計画法第5条、7条）。 ・市街化区域又は市街化調整区域において開発行為をしようとする者は、法律に定められた基準に基づきなされる都道府県知事の許可を受けなければならない。（都市計画法第29条、33条、34条） ・農業振興地域整備計画においては、農業振興地域（自然的経済的社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当である地域）に農用地区域（農用地等として利用すべき土地の区域）を定めるものとされる。農用地区域内の農地及び採草放牧地の転用については、農用地利用計画（農業振興地域整備計画のうち、農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分に関する事項を定めた部分）において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならないこととされる。（農業振興地域の整備に関する法律第6条、8条、17条）
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域において、市町村が地区計画を策定した場合にはこの計画に沿った開発行為を許可する都市計画法上の特例制度を創設する。（平成10年11月措置済） ・周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合における開発許可の運用について、地域の特性や社会経済の発展状況、市街化の状況など個別案件ごとの事情を総合的に勘案し、地域の実情に沿った弾力的な制度の運用を図るよう地方公共団体を指導する。（平成10年7月措置済） ・高速道路インターチェンジの周辺等の市街化調整区域における物流施設に係る開発許可に関して、立地条件を緩和する。（平成10年7月措置済） ・市街化区域及び市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」を拡充し、線引きと独立した都市計画のマスタープランとしてすべての都市計画区域で策定することとする。（平成12年5月法改正） ・開発許可制度について、一定の宅地水準の確保のため、技術的基準については法令で定めつつ、地域特性に応じて地方公共団体が条例で基準を強化又は緩和できるよう制度改正する（平成12年5月法改正） ・市街化調整区域について全国一律の基準により開発を抑制するのではなく、区域内の状況に応じた開発許可基準になるよう、弾力化を図る（平成12年5月法改正） ・三大都市圏等の一定の都市計画区域以外について、線引きするか否かを、原則として都道府県が選択できることとする。その際、線引きしない非線引き都市計画区域のうち、用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定用途制限地域制度を導入する（平成12年5月法改正） ・農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により、法令上明確化されることとされた農用地区域の基準について、パブリック・コメント手続の実施により国民等から多様な意見・情報を考慮した上で関係政令等を改正する（平成12年3月措置済）

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【都市計画制度の見直しのフォローアップ】

論点1：都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域の線引き、開発許可については、第147回国会において都市計画法が改正され、必要な制度改正が図られた。この法改正は、当委員会の昨年度の見解を反映したものであり、これを評価する。今後、その円滑な施行と、地方公共団体における制度の適切な運用を注視する。

都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域の線引き、開発許可については、第147回国会において都市計画法が改正され、必要な制度改正が図られた。これにより、開発許可制度について、一定の宅地水準の確保のため、技術的基準については法令で定めつつ、地域特性に応じて地方公共団体が条例で基準を強化又は緩和できるようにすること、市街化調整区域について全国一律の基準により開発を抑制するのではなく、区域内の状況に応じた開発許可基準になるよう、弾力化を図ること、三大都市圏等の一定の都市計画区域以外について、線引きするか否かを、原則として都道府県が選択できることとすること、その際、線引きしない非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定用途制限地域制度を導入すること、の措置が講じられた。この法改正は、当委員会の昨年度の見解を反映したものであり、当委員会はこれを評価する。この法改正は、法成立後1年以内に施行されることとされているが、当委員会は、今後、改正法が円滑に施行され、地方公共団体において制度が適切に運用されて、今回の法改正の成果が具体化するよう、注視していく。

【農振農用地の指定に係る基準】

論点2：改正後の農業振興地域の整備に関する法律の下で法令上明確化された農用地区域の設定基準の運用状況について、注視していく。

昨年7月の農業振興地域の整備に関する法律の一部改正を受けて、従来通達で定められていた農用地区域の基準についても本年3月に政令等で明確化された。当委員会では、今後、改正法が円滑に施行され、地方公共団体において制度が適切に運用されるよう、注視していく。

【土地利用に係るマスタープランの拡充】

論点3：マスタープランとなる計画の拡充、策定の促進を図るべきではないか。

我が国の国土全体の土地利用については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別法による土地利用規制が、それぞれの個別の固有の法目的の実現のためになされている。こうしたそれぞれの規制の調整等を図る観点から、マスタープランである国土利用計画法の土地利用基本計画の機能の強化が図られる必要がある。こうした観点から、国土庁において行われる土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能についての検証及び充実・強化すべき方策の検討を注視していく。

都市計画のマスタープランについては、第147回国会において都市計画法が改正され、市街化区域及び市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」を拡充し、線引きと独立した都市計画のマスタープランとしてすべての都市計画区域で策定することとされた。この法改正は、当委員会の昨年度の見解を反映したものであり、これを評価する。この法改正は、法成立後1年以内に施行されることとされているが、当委員会は、今後、改正法が円滑に施行され、地方公共団体において制度が適切に運用されて、今回の法改正の成果が具体化するよう、注視していく。

3 参考資料

< 参考1 > 都市計画法改正の概要（省略）

< 参考2 > 農振農用地制度の概要（省略）

7 建築基準法改正（性能規定化）の実施状況（ ）

1 規制の現状

制度の概要	【建築基準法の改正（性能規定化）】 ・従前、建築基準法においては、建築物の工法・構造につき素材・仕様等を詳細に指定していたが、平成10年6月の建築基準法の一部改正により、規定の性能規定化が図られた。建築基準法改正のこの部分は、平成12年6月に施行。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	・建築基準法の基準体系について、素材・仕様・規格を詳細に指定する基準から性能を指定する基準へ次のような見直しを行うこととし、新たな制度的枠組みを策定する。なお、これにより認可取得プロセスの簡略化にも資する。 耐火構造、不燃材料等の性能水準等を定める ・耐火設計法により必要な耐火性能を有しているかどうかを確かめる方法等を定める ・木造建築物の屋根等の防火規制について、必要な性能水準等を定める ・避難計算法により必要な避難安全性を有しているかどうかを確かめる方法等を定める ・免震構造建築物や輸入建材等の新工法、新材料の導入の円滑化を図る ・建築設備の基準について、性能検証法を導入する
進捗状況、検討状況	性能規定部分について、本年6月1日に施行。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【建築基準法の性能規定化の実施状況の注視】

論点：建築基準法の性能規定化部分の改正が、本年6月に施行されたことを評価し、かつ、その効果に期待するとともに、その実施状況を注視していく。

建築基準法の性能規定化部分の改正が、本年6月に施行された。当委員会は、これを評価し、かつ、その効果に期待するとともに、その実施状況を注視していく。

3 参考資料

<参考> 建築における性能規定化について（省略）

8 P F I の具体化 ()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等（道路・鉄道・港湾・空港・河川・公園・水道・下水道・工業用水等、庁舎・宿舍等、公営住宅・教育文化施設・産業廃棄物処理施設・医療施設・社会福祉施設・更生保護施設・駐車場・地下街等、情報通信施設・熱供給施設・新エネルギー施設・リサイクル施設・観光施設・研究施設等）については、その多くが、公的主体（各施設の管理者または事業を所管する者として的大臣、地方公共団体の長、特殊法人等）により、公的資金の負担の下、設置、管理がなされる。・それぞれの制度の内容は、各個別の法律によって異なる。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	P F I の導入促進のための国有財産の活用を進めるとともに、具体的な要望を整理し引き続き検討する。（平成11年9月措置済）

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【基本的な考え方】

論点：P F I を推進するため、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの観点から、官民の役割分担・責任分担の在り方、公共施設等の設置・管理に関する法律その他関係法について検討を進める。

公共施設等の整備及び管理に関しては、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生じる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの基本理念の下、そのための条件整備を図ることが必要である。

昨年7月、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が成立し、9月に施行された。同法に基づき、本年3月には、内閣総理大臣が基本方針を定めた。

今後、この基本方針に基づき、各個別の事業構想も更に具体化していくものと考えられるが、各事業ごとに、民間事業者の参加意向、制度内容も異なることから、民間事業者の意向も踏まえ、各々の事業に適した官民の役割分担・責任分担の在り方、公共施設等の設置・管理に関する法律その他関係法について、個別具体的に検討することが必要である。当面、現行法令で公共施設等の管理者が定められている公共施設等については当該法令の所管官庁が現行法制の下でのP F I 事業実施の法的枠組みを個別分野ごとに具体的に示すのを注視する。こうした措置の結果として、一定の支払いに対し最も価値の高いサービスを提供するという形（Value for Money）で、かつ、国民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されることが重要である。さらに民間事業者に対する円滑な情報提供の重要性にも留意する。

3 参考資料

< 参考 > P F I 事業の概要（省略）

医療

<分野別総論>

問題意識

日本の医療サービスのシステムについて、次のような見方がある。国民皆保険の下で、誰もが必要なときに適切な医療サービスを受容でき、それにより我が国は世界に誇る長寿国となった。それも先進国の中で比較的コストで運営されており、問題はあるにせよ、良好なシステムを維持している、というものである。しかし、このような楽観的な見方を揺るがす事実は少なくない。我が国の医療システムに特徴的な社会的入院、過剰な投薬・検査、大病院への外来患者の集中といった問題は、いまだ解決されていない。医療保険財政はますます悪化し医療費負担は高まっている。また、予防医療の進展も見られない。さらに、医療費の不正・過剰請求や医療事故も多発している。1997年末に連立政権が打ち出した医療制度の抜本改革は、そのほとんどが実現しておらず、見通しさえ立たない状況が続いている。事態は深刻である。

我が国の医療制度は、急速な高齢化と経済成長の鈍化の中、もはや制度疲労といえる状態にある。その解決のためには、斬新な発想に基づく医療制度の抜本改革が必要であるが、いまだ前進が見られない。利用者である国民の間には苛立ちが目立ってきている。一方、質の高いサービスを提供しようにもそれが困難な医療供給サイドにも、同じように苛立ちが高まっている。国民皆保険の下、誰もが必要なときに適切な医療サービスを受容できる我が国の医療制度そのものが根底から崩れ去る危機に直面している。また、医療の基本ともいえる説明責任、合理性、安全性等がいまだ確立されていない。医師と患者の信頼関係が、そして、何よりも国民の生命と健康の安全が危機にさらされている。

当委員会は、このような状況を前に、医療の安全確保を前提に、医療サービスの「質の向上と効率化」を目標に思い切った改革を実施するよう提言してきた。その方策の第1は、<新たな選択肢の導入>である。民間企業の参入も有力な具体策である。同時に、優れた医療サービスを効率的に提供する者が報われるシステムづくりが必要である。また、医療サービスの提供主体はさまざまであるが、適正な機能分担を伴った公正な競争基盤の整備が求められている。このなかで努力を欠いたものや実力のない者が去ることは、いたしかたないことである。第2は、<医療の標準化と評価機能の確立>である。医療サービスの質の向上のためには、科学的な根拠に基づいた加療が求められるべきであり、そのための医療の標準化が欠かせない。また、情報の開示に対応した医療情報の管理体制の整備等、各種の基盤整備をIT等の技術革新に即して統合的に進めることが急がれる。さらに、医療サービスの質の向上を図るためには、第三者機関や行政による評価・監視機能を確立しなければならない。第3に、<セーフティネットの構築>である。救急医療の確立や医療事故の防止等、患者の安全確保や不安の除去のためのシステムの再構築を進める必要がある。

これまでの取組とその成果

医療サービス分野における医療経営・医療事務の効率化の観点から、医療法人の理事長要件の緩和、臨床研修病院の指定基準の弾力化、カルテの電子化の推進などの規制緩和を行ってきた。また、患者を始めとする医療サービスを受ける側の立場から、医療機関の広告規制の見直し、保険者機能の強化について検討してきた。さらに、医療費体系の在り方、病床規制の見直し、医療分野における法人の在り方等の課題、電子カ

ルテとレセプト処理の電算化等の推進についても検討を行ってきた。

今年度のテーマ設定

上記の問題意識の下に、今年度は、医療サービスの「質の向上と効率化」を目指す観点から、患者に対して優れた医療サービスを提供する医療機関、患者のために努力をする医療機関が報われるような医療法・医療費体系の在り方、救急医療・小児医療の在り方、医療事故の防止システムの確立及びそれら各分野にわたるインフラ整備として医療におけるIT革命の推進などのテーマを設定した。また行政改革委員会の発足以来、その課題が未解決のまま放任されているテーマについても、引く続き重点的にフォローアップを実施していく。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) 企業による病院経営についての検討と関連問題（企業による病院経営、医療法人の理事長要件、医療法人の資金調達の多様化） (2) 病床規制の見直し (3) 専門医資格、医療機能評価の結果など広告規制の見直し (4) 特定療養費制度の見直し (5) 保険者によるレセプト審査の許容など保険者機能の強化 (6) カルテの電子化及びレセプト電算処理システムの推進（ ） (7) 薬剤の宅配禁止の見直し（ ）	(1) 医療分野における法人形態の在り方等（国公立病院と民間病院の役割分担の在り方、民間病院の資金調達手段の多様化、医療機関経営に関する営利法人の参入の検討） (2) 病床規制の見直し (3) レセプト処理の電算化 (4) 保険者機能の在り方（保険者による被保険者への情報提供等、レセプト一次審査の自由化、民間保険事業者による健康保険組合の事務処理の委託等） (5) 医療費体系の在り方（医療費体系とコスト評価の在り方、DRG-PPSの導入） (6) 医療における広告・広報及び情報開示等（広告規制の見直し、診療情報の開示、医療情報の整備）

【近年の主な規制緩和措置】

年 月	主 な 規 制 緩 和 事 項
1997年12月	・厚生年金の資産運用規制（5：3：3：2規制）の撤廃
1998年 6月	・医療法人の理事長要件の緩和
1998年 9月	・医療機関の広告事項の一部規制緩和
1998年10月	・臨床研修病院の指定基準の弾力化
1999年 3月	・指定訪問看護事業への民間企業の参入 ・一部の医薬品の医薬部外品への移行
1999年 4月	・カルテの電子化の推進

<テーマ別論点公開>

1 優れた医療を提供した者が報われる医療システムの在り方

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【医療法】</p> <ul style="list-style-type: none">・この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。(医療法第1条)・病院は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。(医療法第21条第1項)・病院、診療所又は助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を厚生省令で定める。(医療法第23条第1項) <p>【診療報酬】</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者は、以下の理由により、国民が受けた医療について公定された診療報酬点数に基づき費用を支払うことになっている。<ul style="list-style-type: none">全ての国民にとって公平、平等な診療の確保患者と医療機関の間に情報の非対称性があることによる不適切な価格設定の防止強制的に徴収した医療保険財源の適切な配分・療養二要素費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ寄り之ヲ算定スルモノトス(健康保険法第43条ノ9第2項)・療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定の例による。(国民健康保険法第45条第2項) <p>(特定療養費)</p> <ul style="list-style-type: none">・医療に対する国民のニーズの多様化、医療サービスの高度化に対応し、患者の選択によることが適当な医療サービスと保険給付との適切な調整を図るため、昭和59年の健康保険法の改正により導入。<ul style="list-style-type: none">高度先進医療(情報の非対称性をカバーするため個別承認を行っているもの)選定療養(外形的に見てサービスの質が患者にもわかるようなもの)・被保険者が命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養二要素費用ニ付之ヲ支給ス(健康保険法第44条) <p>(混合診療)</p> <ul style="list-style-type: none">・保険診療の前提として、定められた料率の一部負担金と特定療養費で定められている室料差額・高度先進医療部分など以外は患者から費用を徴収してはならないとされている。(いわゆる混合診療の禁止)・第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際当該給付ニ付第四十三条ノ九第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ百分ノ二十二相当スル額ヲ一部負担金トシテ当該
-------	---

保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払ウベシ（健康保険法第43条ノ8第1項）

- ・療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ寄り之ヲ算定スルモノトス（健康保険法第43条ノ9第2項）
- ・保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第43条ノ8の規定による一部負担金の支払を受けるものとする。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条第1項）
- ・保険医療機関は、（中略）法第43条第2項に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第44条第2項又は第59条ノ2第4項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができる。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条第2項）
- ・特定承認保険医療機関は、食事療養及び当該特定承認保険医療機関において高度先進医療として厚生大臣の承認を受けた療養その他厚生大臣の定める療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第44条第2項又は第59条ノ2第4項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条の2第2項）
- ・保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生大臣の定めるもののほかに行つてはならない。ただし、特定承認保険医療機関において行う第五条の二第二項に規定する厚生大臣の承認を受けた療養については、この限りでない。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第18条）

【地域医療支援病院】

- ・国、都道府県、市町村、特別医療法人、医療法人等が開設する病院で、地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て、地域医療支援病院と称することができることとされている。（医療法第4条第1項）
- ・地域医療支援病院の承認要件として、「地域医療支援病院紹介率」（救急以外の初診患者数に対する、他の医療機関からの紹介患者数と救急患者数を足した数の比）が80%を上回ることとされている。（厚生省健康政策局長通知：平成10年5月19日健政発第639号）

【特定機能病院】

- ・病院であつて、高度医療の提供能力、高度医療技術の開発・評価能力及び高度医療に関する研修を行わせる能力を有する等の要件に該当するものは、厚生大臣の承認を得て特定機能病院と称することができることとされている。（医療法第4条の2第1項）

【療養型病床群】

- ・「療養型病床群」とは、病院の病床（第七条第二項に規定するその他の病床に限る。）又は診療所の病床のうち一群のものであつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するためのものをいう。（医療法第1条の5第3項）
- ・老人保健法においては、医療（厚生大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わないとされている。（老人保健法第25条第6項）
- ・「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等（医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（その全部又は一

	<p>部について専ら要介護者を入院させるものに限る。)又は...政令で定めるものをいう。)を有する病院又は診療所であつて、...療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい...。(介護保険法第7条第23項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、要介護被保険者が、都道府県知事が指定する介護療養型医療施設における施設サービス(指定介護療養施設サービス)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費を支給することとされている。(介護保険法第48条第1項第3号)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 病床規制の見直しについて、急性期病床と慢性期病床を区分する制度の導入を進める。(平成11年度結論) 広告規制の見直しについて、客観性、正確性の確保に留意しつつ、患者の医療機関の選択に資する観点から広告事項の拡大を検討する。(平成11年結論) 医療を取り巻く環境の変化に応じて医療費体系の見直しが適切に行われるよう、規制改革委員会第2次見解を踏まえ、必要な措置を検討する。(平成11年度以降)
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none"> 病床規制の見直し及び広告規制の見直しについて、第147回通常国会に「医療法等の一部を改正する法律案を提出。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【地域の特性に対応するための医療法の改革】

論点1：質の向上と効率化を実現するため、各地域の特性に応じて、医療機関の努力が正当に評価されるようにする必要がある。そのため、医療法における施設基準・人員基準等の外形基準の在り方を見直すべきではないか。

医療法が制定された昭和23年度当時の医療政策では、医療提供体制の量的確保に重点が置かれていたが、もはや今日においては、医療の「質の向上と効率化」が求められている。この観点から、医療法を抜本的に見直し、医療機関のより自由な努力が評価されるような要件を規定すべきではないか。

医療機関の努力が評価されるためには、医療に関する情報提供を推進することにより、患者による適切な医療機関の選択が行われる環境の整備を進めることが重要であると考えている。このような観点から、規制改革の観点も踏まえ、第147回通常国会に提出した「医療法等の一部を改正する法律案」においては、広告規制の見直しを行うとともに、患者の病態にふさわしい医療を提供するため病床区分の見直しを行い、病床の機能に応じた基準を設けたほか、必置規制の緩和等を図ることとしているところである。

人員基準の充足率については、例えば医師の充足率が北海道・東北地方で4割弱である等、地域による差が大きい。医療法における施設基準・人員基準等の外形基準については、全国の最低基準に留め、それを超える部分については、自治事務として各地域の特性に応じて定める制度とすべきではないか。

医療法における施設基準・人員配置基準は、全ての国民に公平で適切な医療を提供することを担保するため、最低基準として定められているものである。

医療法には、将来的には、患者の権利と責任、各医療機関の機能の区分、安全確保の義務等を規定すべきではないか。患者の権利と責任を法制化することについては、真に医師と患者との信頼関係の確立に資するのか、責任回避のための形式的・画一的な診療を招くおそれがあるのではないか等の問題点もあり、十分に関係者の意見を聴く必要があるものと考えている。なお、医療提供の理念、医療機関の機能分担、特定機能病院における安全管理体制の確保については、現行の医療法体系において既に位置付けられており、今後もその推進を図る必要があるものと考えている。

【病院機能・病床区分の見直し】

論点2：地域医療支援病院や療養型病床群については、理念と実態の乖離が見られる。その在り方を実態に則して見直すべきではないか。

地域医療支援病院については、その承認が20施設程度にとどまっており、理念と実態に乖離があると考えられる。地域医療支援病院の承認要件については、「地域医療支援病院紹介率」を含め、実態に照らしてその在り方を見直すべきではないか。

地域医療支援病院は、医療機関相互の適切な機能分担及び機能連携を図るため、かかりつけ医の支援を通じて地域医療の確保を図る病院として制度化されたものである。このような制度の趣旨を踏まえれば一定の紹介率が確保されていることを求めることが適当である。

しかしながら、地域医療支援病院の紹介率については、紹介制の普及・定着状況を見守りつつ、今後、見直しを行うこととしている。

療養型病床群については、医療保険型と介護保険型に区分されているが、実態からすると区分の必要性が不明確である。その区分の在り方について一定の指針を示すべきではないか。

療養型病床群については、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するためのものとして医療法上位置付けているところであるが、「医療保険型、介護保険型」については、この療養型病床群に入院している患者に対する保険給付の仕組みの違いである。介護保険適用病床は、要介護者のうち、病状が安定した長期療養患者で、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護の世話、機能訓練等の日常的な医療が必要な者が対象であり、主として要介護度に応じた介護報酬の設定がなされている。

一方、医療保険適用病床については、上記の医療行為のほか、複雑な医療処置・検査や積極的なりハビリ等の密度の高い医学管理を必要とする患者を主な対象としており、主として人員配置に応じた診療報酬（入院料）及び処置、手術等の医療サービスに応じた診療報酬の設定がなされている。

本年4月以降、どちらの報酬体系を選択するかは、個々の医療機関における診療実態等を踏まえた選択（介護保険法に基づき介護療養型医療施設としての指定を受けるか、健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けるか）に委ねられているが、こうした報酬水準の違いを設けることにより、段階的に適切な区分がなされるようにしているところである。

特定機能病院は、実態として、大学（校）附属病院及び国立高度専門医療センターに限定されている。良質なサービスを提供できる医療機関に広く門戸を開放するよう、その承認要件を見直すべきではないか。

特定機能病院は、医療機関の機能分担を進め、体系化を図ることを制度の目的としており、その承認に当たっては、高度の医療の提供の能力、高度の医療技術の開発及び評価の能力、高度の医療に関する研修を行わせる能力等を有することが必要である。基本的に、今後ともこの承認要件を維持すべきものと考えている。

【患者のための医療サービス評価】

論点3：良質な医療を提供する医療機関の努力が正当に評価され、それにより患者が医療機関を適正に選択できるようにするために、医療機関の評価の充実と評価結果の公表を促進すべきではないか。

医療機関の評価については、現在、（財）日本医療機能評価機構による機能評価がなされているが、極めて少数の医療機関がこれに応じているのみで、その結果も公表されていない。患者による良質な医療機関の選択に資するため、評価の一層の充実・拡充と評価結果の公表を促進すべきではないか。

（財）日本医療機能評価機構においては、医療機能評価事業の啓発・普及活動を行っているところである。厚生省においても、また、第4次医療法改正に当たって、認定を受けた旨を広告できる事項に追加する方針であり、これは、医療機能評価事業の促進にも資するものとする。

上記の評価とは別に、第三者機関による医師個人の任意の能力評価制度を検討すべきではないか。また評価結果の公表の仕組みを検討すべきではないか。

医師の業務内容は広範であり、その求められる知識及び技能は診療科等によって大きく異なるため、一律に公正な能力評価を実施することは極めて困難である。なお、学会において、専門医の認定が既に行われている。

特に特定機能病院については、機能評価の受審を基礎的な要件とすべきではないか。また、機能評価の普及の観点から、国公立病院等の受審を促進することが重要ではないか。

医療機能評価の内容については、その普及状況等も考慮しつつ、今後検討を進めていく必要があるが、現段階においては、（財）日本医療機能評価機構が実施している機能評価は、必ずしも高度の医療を提供する能力等に着眼した評価を行うものではなく、機能評価の受審を特定機能病院の基礎的な要件とすることは考えていない。

【「質の向上と効率化」を実現するための医療費体系の見直し】

論点4：医療の質の向上と効率化を実現するため、現在の医療費体系を見直し、各医療機関のレベルの高いサービスを提供する努力がより報われるものとすべきではないか。また、いわゆる混合診療の禁止については、患者のニーズに対応するための抜本的な見直しが必要ではないか。

診療報酬体系については、医療の質の向上を実現するため、手厚い人員配置、十分な病床面積、施設等を確保している医療機関を評価するものにするべきではないか。

現行でも、医師の配置、看護配置、病室床面積その他の施設・設備の状況等に係るサービスに対応した診療報酬の設定が行われているところであり、平成12年の診療報酬改定においても、入院医療の機能分化を促進するため入院基本料の創設、特定入院料の体系の整備等を行うなどの措置を既に行ったところである。

医療の質を高めるための医療機関のより自由な経営努力が正当に評価されるよう、現在1点10円と定められている診療報酬点数単価を一定の範囲内（例えば、1点9円から11円の範囲内等）で医療機関が自由に設定できるようにすべきではないか。ただしその場合、標準より高い単価で運営する医療機関については、保険者の選択の自由を確保するシステムを検討する必要があると思われる。

現行の医療保険制度において診療報酬を公定している理由は、以下のとおりである。

全ての国民にとって公平、平等な診療の確保

患者と医療機関の間に情報の非対称性があることによる不適切な価格設定の防止

強制的に徴収した医療保険財源の適切な配分

診療報酬点数1点単価を医療機関が一定の範囲内で自由に設定できる仕組みとすることは考え方としてはあり得るものの、上記の趣旨に鑑みると、医療の標準化、医療の質の客観的評価基準の明確化、医療に関する情報提供体制の整備が必ずしも十分とはいえない現在の医療制度の下では、不当な患者負担及び医療費の増大を招く可能性が高い。

また、標準より高い単価で運営する医療機関について保険者が自由に選択できる仕組みとすることは、患者のフリーアクセスを制限することになり、現行の公的医療機関保険制度の基本的な考え方に反する面もあり、慎重な検討が必要である。

投薬の適正化と処方チェックの改善のため、現在、医薬分業が推進されているが、その反面、患者にとって不便になったという指摘や、かえって医療費が増大したという指摘がある。医薬分業の効果について早急に検証し、診療報酬を含め、医薬分業に在り方について再検討すべきではないか。

医薬分業については、

かかりつけ薬局において薬歴が管理され、複数診療科受診の場合の重複投薬、相互作用の確認等がなされること

より十分な服薬指導がなされ、薬の適正な服用がなされること

医師の処方が自らの手元にある医薬品に限定されず、患者にとって最善の処方が可能になること

処方内容が患者に開示されること

等の様々な利点があることから、従来よりその推進を図っており、患者にとって不便になったという指摘のみをもって再検討すべきとの意見は不適当であるが、今後とも、国民がその利点をより実感できる適切な医薬分業を進めることとしている。

平成12年の診療報酬改定（調剤報酬改定）において、患者への服薬指導等に重点を置くかかりつけ薬局機能を評価するため、薬剤服用歴管理・

指導料、薬剤情報提供料の新設等を行い、患者と直接対話することによる服薬指導や手帳による継続的な薬剤情報の提供等、医薬分業を通じた患者サービスの向上につながる活動の実績に応じた評価体系としたところである。

いわゆる「混合診療」の禁止の法的解釈をめぐって諸説があり、医療現場に混乱がある。混合診療の定義と制度運用ルールの明確化が必要ではないか。

規格化、標準化、定型化された療養の給付が、医療技術の急速な進歩や高度化した患者のニーズに応じきれていないのが現状ではないか。この観点から、混合診療の禁止を抜本的に見直し、別個の費用負担のルールとして保険制度に組み込むべきではないか。

一部負担金以外に医療材料等の実費を患者から徴収する等、いわゆる「混合診療」と思われる事例が多々見受けられるとの指摘がある。その原因として、診療報酬点数表で定められた点数が実際の医療材料費と比較して過小であること等が挙げられている。混合診療を禁止した上で過度に医療費を圧縮することは、不透明な保険外負担を増やす虞がある。こうした状況を改善するため、診療報酬における医療材料原価の適正な反映や医療材料の使用制限（回数・個数）の緩和といった方策を含め、混合診療の禁止と医療費適正化の在り方について、見直すべきではないか。初診から治療の終了に至る一連の診療において保険診療と保険外診療を併用すること（混合診療）は、一定のルールに基づく特定療養費制度を除き、原則として認められない（混合診療の禁止）。混合診療を行った場合には、保険診療に該当する部分も含めてすべてが自由診療（全額自己負担）となる。その具体的な趣旨は、医師と患者の情報の非対称性により、保険外診療が行われたとしても患者側からはその必要性等が明確に分からないため、保険外診療部分について不当な患者負担が生じる危険性があるため、一定の場合（選定療養、高度先進医療）を除き（ ）保険外診療について、患者から費用徴収を行うことを禁止しているものである。

ただし、おむつ代、理髪代等の保険診療としては提供しない医療周辺サービス（医療の本質でないもの）については、実費徴収が可能。診療報酬については、経済指標の動向、保険医療機関の経営状況、患者の診療動向、医療機関における診療実態等を総合的に勘案しつつ、中央社会保険医療協議会の議論を経た上で設定しているものであり、医療サービスに必要な費用について、適切な評価が行われているものと考えている。

したがって、診療報酬に加え、医療現場で個々の診療行為や患者について、診療報酬の範囲内で賄いきれない等の理由で一部負担金等制度上認められている患者負担以外の負担を医療機関が求めている現状等があるとすれば、そのような患者負担は極めて不適切であると考えている。このような事例に対しては、今後とも、不当な患者負担の徴収が行われることのないよう、患者負担に係る情報提供等の手続を強化するとともに、不当な患者負担の徴収が行われている事実があった場合の指導等を強化していくことが重要であると考えている。

混合診療の禁止の在り方を見直し、患者からの負担徴収を自由にすべきとの意見については、医療の標準化、医療に係る情報提供等の環境整備が必ずしも十分に行われていない現行の医療制度においては、不当な患者負担の増大を招く危険性が高いため、極めて不適切であると考えている。

しかしながら、医療技術の進歩等、医療に対する国民のニーズの多様化に対応することが重要であることは認識しており、中央社会保険医療協議会において、新規技術の保険導入の在り方、既存技術の評価の見直し、高度先進医療に係る手続等の検討、施設利用料の在り方についての検討がなされることとなっている。

現行の医療保険制度の中では、救急医療、高額医療、終末期医療等について様々な問題が指摘されている。医療保険の在り方について、リスクヘッジとセーフティネットの観点から再検討し、公的医療保険のカバーすべき範囲について混合診療の問題と併せて議論していく必要があるのではないかと。

公的医療保険制度は、全ての国民が、疾病により医療サービスを受ける必要性が生じた場合に、適切に医療サービスを受けることができるよう、いわばリスクヘッジの役割を果たすものとして構築されたものである。救急医療、高額医療、終末期医療等について、単に高額であるという理由から、その保険給付の在り方を見直すべきとする議論があるとすれば、医療サービスを必要とする者が適切な医療を受けることができなくなる可能性が高く、公的医療保険制度の基本的な考え方に反するものである。

3 参考資料

< 参考 1 > 医療機関における人員配置基準及び構造設備基準

区分		療養病床	一般病床
主な人員配置基準	医師	48 : 1	医師 16 : 1
	看護婦等	3 : 1	看護婦・准看護婦 3 : 1
	看護婦・准看護婦	6 : 1	
	看護補助者	6 : 1	
	薬剤師	150 : 1	薬剤師 70 : 1
構造設備基準	必要施設	一般病床において必要な施設の他機能訓練室、食堂、談話室、浴室 機能訓練室には特例あり。	手術室、診察室、臨床検査施設、処置室、エックス線装置、調剤所等
	1患者当り病床面積	6.4 m ² 以上	新設（全面改築含む） 6.4 m ² 以上 既設 4.3 m ² 以上
	廊下幅	新設（全面改築含む） 1.8 m以上（両側居室2.7m） 既存病床からの転換 1.2 m以上（両側居室1.6m）	新設（全面改築含む） 1.8 m以上（両側居室2.1m） 既設 1.2 m以上（両側居室1.6m）

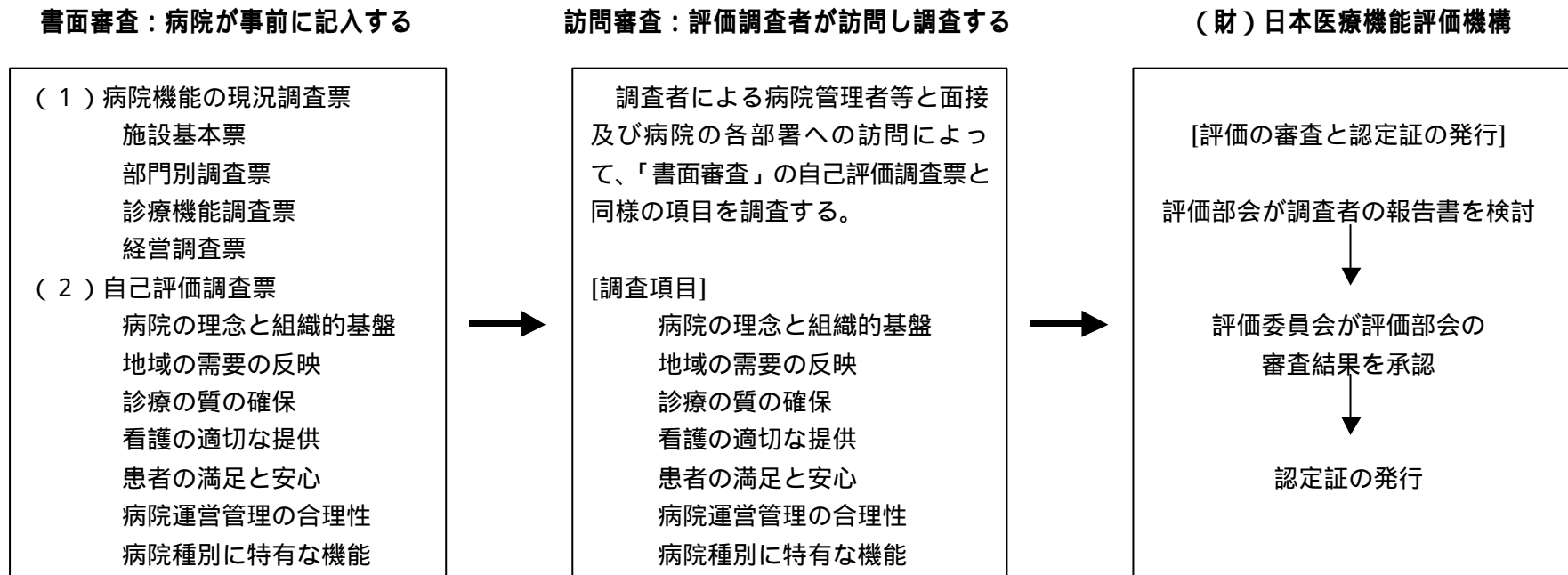
歯科医師については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者16人に1人。

薬剤師については、平成13年12月を目途に別途検討。

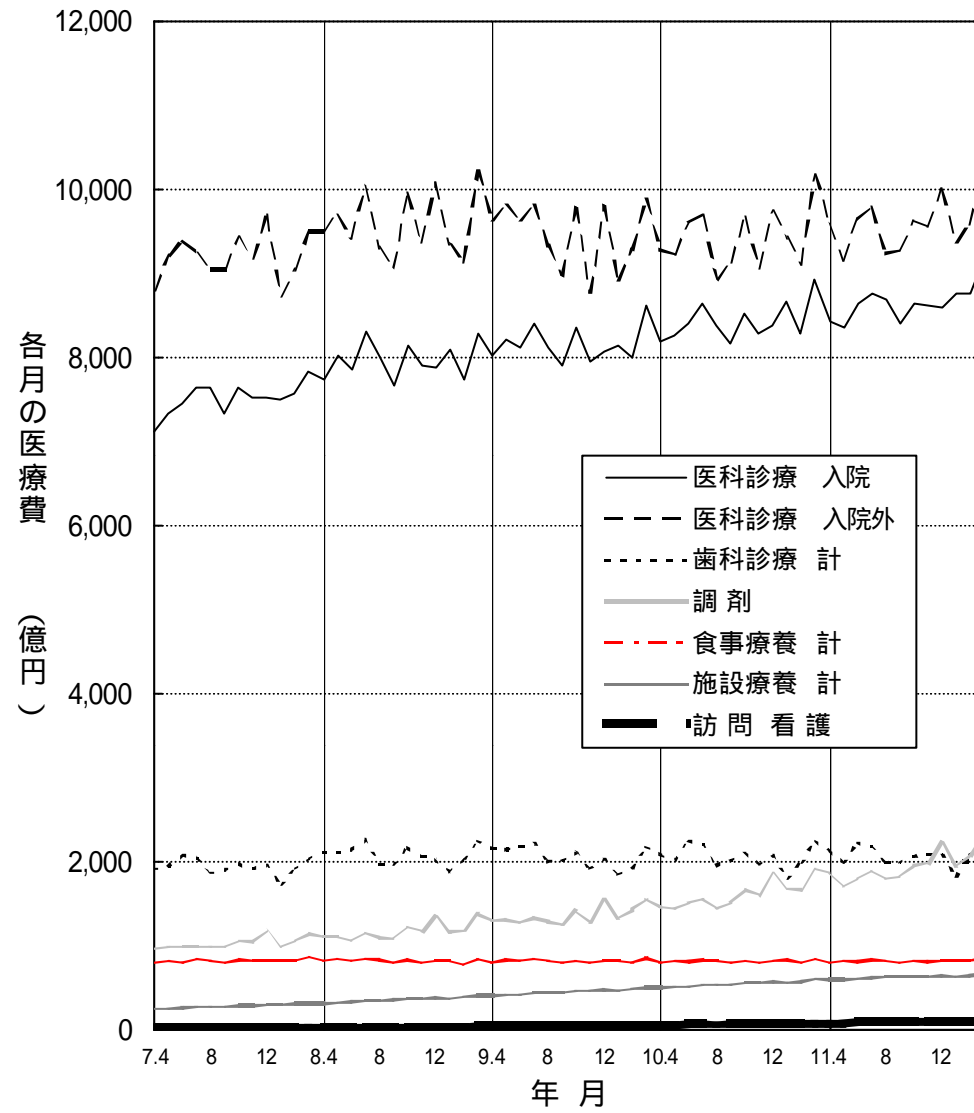
< 参考 2 > 第三者病院機能評価について

・ 申込病院数	1 3 1 病院 平成 9 年度 1 4 3 病院 平成 1 0 年度 1 6 5 病院 平成 1 1 年度
・ 審査病院数	3 4 8 病院 (平成 1 2 年 3 月 3 1 日現在)
・ 認定証発行病院数	3 4 1 病院 (平成 1 2 年 5 月 1 5 日現在)

< 参考 3 > 病院機能評価の方法



< 参考 4 > 最近の医療費の動向



2 救急医療の在り方

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・都道府県は、医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定め、その中で、休日・夜間診療等の救急医療の確保に関する事項を定めるものとされている。（医療法第30条の3）・医療計画作成指針において、第二次救急医療機関（24時間体制の救急病院等）を二次医療圏毎に、第三次救急医療機関（救命救急センター）を概ね人口100万人単位で整備を図ることとされている。（厚生省健康政策局長通知：平成10年6月1日健政発689号）・政令で定める市町村は、救急業務を行わなければならない。（消防法第35条の5）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none">・平成12年5月、厚生省「病院前救護体制の在り方に関する検討会」において、自治省・消防庁と連携し救命救急士の業務に関して検討を行い、報告書が取りまとめられた。・平成12年6月、政府の「ドクターヘリ調査検討委員会」において、報告書が取りまとめられた。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【救急医療に関する法体系の整備と診療報酬体系の見直しによる体制の充実】

論点1：夜間及び休日の救急医療体制の脆弱さが指摘されている。必要な医療費財源を確保した上で、診療報酬体系を抜本的に見直すとともに、関係法体系の整備等により、救急医療体制の充実を図るべきではないか。

医療を社会のセーフティーネットとしてとらえた場合、救急医療体制の充実是最優先されるべき課題の一つである。しかしながら、夜間・休日における救急医療体制の実態は、極めて脆弱である。夜間、休日などにも空床を確保し、24時間診療を維持するための医療スタッフを確保することには多大の費用を要するし、医療スタッフの労働環境改善のためにも、財政面を含めた十分な対策が必要である。このため、必要な医療費財源を確保した上で、救急医療に関する診療報酬体系を抜本的に見直すとともに、特別法の制定等により、24時間体制で上質な救急医療を提供できる体制を整備すべきではないか。

救急医療体制の充実のため、財政支援措置を講じてきているところであり、また、今後とも、関係機関間の連携強化を図る等効率的な救急医療を提供するための体制整備を図ることとしている。

救急医療に対する診療報酬上の取扱いについては、平成12年の診療報酬改定において、救命救急入院料の引上げ、乳幼児に係る救急医療の評価の充実等の対応を行ったところである。

診療報酬改定等を通じ、限られた医療財源の効率的配分の観点から、救急医療についても適切に対応していると考えている。更に救急医療の充

実を図るべきとするのであれば、単に診療報酬体系の在り方のみの問題としてとらえるのではなく、医療費財源の確保の観点からの議論が不可欠である。

各地域における初期、二次救急医療機関と三次救急医療機関の役割分担を再整理し、効率的な救急医療体制を確立すべきではないか。効率的な救急医療を実施するためには、現行の初期救急、二次救急、三次救急体制が基本となると考えている。

【救急搬送における一元化とドクターヘリを活用した第三次救急医療体制の確立】

論点2：救急医療については、関係法体系の整備等により、各関係行政機関・医療機関が一元的に連携し業務を行えるようにすべきではないか。また、ドクターヘリを活用した高度な救急医療体制の確立が急務ではないか。

119・110番通報から救急搬送、医療機関における救急医療に至る一連の救急救命の業務は、分野別の関連各法に基づき多数の官庁に所管がまたがっている。このため、各業務の目的・取扱いが競合する場合、調整が難しく、救急医療の現場に混乱が生じたり、救急患者が迅速に適切な医療を受ける機会を阻害する要因ともなり得る。そこで、諸外国の状況も参考に、特別法の制定等により、関連する各行政機関及び医療機関が一元的に連携して業務を行えるようにすべきではないか。

効率的な救急医療の実施のため、医療計画に基づき、消防法に基づく救急告示病院の設定及び初期、二次、三次救急医療体制の整備を一元的に行うことに着手しているところである。

救急業務と救急医療に関する業務は、その取扱いは競合していない。

救急業務の目的は、国民の生命・身体・財産を守るという消防法の基本理念のもと、傷病者を迅速かつ適切に救護して医療機関に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）である。一方、救急医療に関する業務の目的は、医療機関に搬送された患者に対し医学的な診察、診断、治療を施し、患者の生命を守ることである。

このように、傷病者又は患者の生命を守るという観点では、自治省消防庁及び厚生省において同一の目的ではあるが、患者を医師に引き継ぐまでに係る業務と患者に対する診察・診断・治療に係る業務とは、その取扱いについて競合する部分はない。

救急業務及び救急医療に関する業務について、自治省消防庁と厚生省はすでに連携して諸施策を実施している。

地域における救急業務及び搬送先医療機関の受入れ体制については、地域の協議会等において消防機関及び医療機関等が協議し、それぞれの業務を協調して実施しており、業務の調整が困難に陥って救急医療の現場に混乱が生じたり、救急患者が迅速に適切な医療を受ける機会を阻害する要因になっているとは考えにくい。

以上から、特別法の制定等により、救急業務と救急医療に関する業務の一元化を行う必要はないものとする。

第三次救急医療においては、効率性の観点から広域をカバーする必要があるとあり、搬送手段の確保が重要となる。近年、迅速かつ効率的な搬送手段としてドクターヘリが注目されており、政府のドクターヘリ調査検討委員会において調査研究が行われ報告書が取りまとめられたところである。この報告を基にドクターヘリを全国的に導入し、救命救急を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を早急に確立すべきではない

か。また、上記報告書においては、諸外国の現状と照らして立ち遅れを指摘しつつ、人命尊重の理念に沿ったドクターヘリ導入の実施を強く期待しているものの、導入に必要な財源措置について今後検討することとされている。速やかに財源措置の検討を行いドクターヘリの全国的導入を早急に実現すべきではないか。

ドクタ - ヘリ試行的事業のこれまでの実績を見ると、ドクタ - ヘリ以外の搬送手段を用いた場合の推計と比較して高い救命率を呈している。効率的な救急医療実施のためには、ドクタ - ヘリの早期導入は重要であると考えており、そのために必要な財源措置の在り方について、関係省庁間において連携し速やかに検討することとしている。

現時点では、関連する各行政機関、医療機関、ドクターヘリ間で円滑に連絡をとる手段が確立されていない。ドクターヘリによる迅速な患者搬送を担保するため、専用無線等の連絡手段を早急に確立すべきではないか。

地域内の医療機関との通信体制を確保するため、一般回線とも交信可能な無線機器を搭載することは重要と認識しており、通信体制の整備について検討を進めていきたい。

効率的にドクタ - ヘリを活用していくため、今後とも、関係機関の連携強化方策について検討を進める。

ドクターヘリが目的地付近への着陸する場合の救急隊との連携のための連絡及び着陸地点が高速道路や一般道路などの場合の警察機関との連携のための連絡を円滑に行うためには、関係省庁共通の新たな周波数の設定などの連絡体制の確立が必要であると考えている。

ドクターヘリ調査検討委員会報告書では、ドクターヘリとの間の通信手段について、消防無線の利用も選択肢の一つとしている。この通信では、ドクターヘリ（民間ヘリ運航機関）、救命救急センター／一般病院（医療機関）、救急隊（消防機関）が三位一体となって運用しなければ、消防無線への混信又は運用妨害が発生する可能性があり得るため、これら三者間における通信の指揮命令系統及びその組織体制の明確化を図ることが重要であり、そのためには、はじめに医療機関側であるドクターヘリに搭載する無線機を検討する厚生省と、現実に救急隊員が使用している消防無線を運用・管理している地域の消防機関（及び消防庁）との二者間で消防無線の使用について検討・調整する必要がある。

無線の円滑な利用を図るため、ドクターヘリと消防・防災ヘリ（各都道府県が運航・管理）の出動基準、活動範囲等の明確化や、ドクターヘリの導入に必要な体制の整備、実施要領の策定等を、例えば、都道府県を主体とする「ドクターヘリ運航委員会」等を設置して検討することが有効である。

ドクターヘリを活用し広域をカバーした効率的な救急搬送を実現する観点から、救急医療に関する特別法の制定等により、救急搬送を市町村単位から都道府県単位に変更すべきではないか。

ドクタ - ヘリについては、より広域的な体制で行うことが適切であると考えているが、陸上の救急搬送を都道府県単位で行うことは、効率的とは考えていない。

救急業務は消化活動及び人命の救助活動等の救急業務以外の消防活動と一体として行われるものであり、消防活動のうち救急業務のみを分離して都道府県単位で業務を行うことは救急業務と他の消防活動との連携を阻害することになり得ることから、救急業務のみを都道府県単位で実施することは適切でないと考える。

3 参考資料

<参考1> 救急医療対策の概況（省略）

< 参考 2 > 諸外国におけるドクターヘリの現状

(ドクターヘリ調査検討委員会報告書 参考資料より)

- ◎ 世界の救急専用ヘリコプターは約 600 機。兼用機や予備機を合わせると 1,000 機に近いといわれる。そのうち主要国のドクター・ヘリコプター開始年と配備状況を見ると下表のようになる。

(表-1)

国名	開始年	拠点数	機数 (専用/兼用)	国土面積 (1,000 km ²)	1拠点当たり面積 (1,000 km ²)
ドイツ	1970	51	43/17	357	7.00
スイス	1973	17	17/23	41	3.17
ノルウェー	1978	5	43/17	324	64.75
オーストリア	1983	15	34/—	84	5.59
イタリア	1985	19	19/18	301	15.86
フランス	1986	28	28/24	544	19.43
イギリス	1987	11	22/46	244	22.19
ルクセンブルグ	1988	2	2/—	3	1.5
スペイン	1989	2	17/8	506	253.0
チェコ	1989	11	11/—	79	7.17
オランダ	1995	2	2/—	41	20.76
アメリカ	1971	約 350	約 350/100	7,863	22.46

【数値出所】英 AIR AMBULANCE HANDBOOK,1998年8月/ —表示は不詳を示す。

- ◎ 上表のうち、いくつかの国の特徴を要約すると下表のようになる。

(表-2)

国	特徴
ドイツ	全国を半径 50 km の円で埋めつくし、それぞれの中心部に拠点病院にヘリコプター基地を設け、世界で最も早く体系的、組織的なヘリコプター救急体制を構築、アウトバーンの高速自動車事故による犠牲者を劇的に減少させた。
フランス	消防、警察と並ぶ公的緊急機関として 1986 年に設置された S AMU (緊急医療救助サービス) が運営。
イギリス	住民または企業の寄付金による運営。拠点数も少ないが、ロンドンでは模範的な救急飛行がおこなわれており、大都市の中でも至るところに緊急着陸し、患者のもとへ医師を送りこむ。
スイス	山岳地が多いにもかかわらず、全国 17 か所にヘリコプターを配備して、国内のほとんど全域に医師が 15 分以内に到着できる体制をとっている。
アメリカ	病院経営の必要から民間ヘリコプターをチャーターして救急業務に当たる。欧州諸国と異なり医師はほとんどヘリコプターに乗らず、救急治療の権限と能力をもったフライトナースやパラメディックが現場へ飛ぶ。費用は医療保険でまかなわれるため、保険の非加入者からは取れないこともあり、回収率は 8 割程度。

- ◎ 前掲(表-1)の諸外国のドクターヘリコプターの特徴は、次のようにまとめることができる。

(表-3)

① 救急専用ヘリコプターの配備
② フランス以外の国は消防機関と連携して日常化
③ 待機の場所は病院
④ 医師又は医療スタッフが同乗
⑤ 2分で離陸、15分以内に現場到着
⑥ 現場に着陸
⑦ 24時間の運用体制
⑧ 一拠点当たりの平均出動回数は年間700回前後
⑨ 平易な出動基準——空振りを恐れない

- ◎ ドイツの実績は以下の通り。

(表-4)

	1998年	1997年	1996年
出動回数(前年比)	59,918回(103.8%)	57,699回(107.3%)	53,776回
搬送患者数(前年比)	53,317人(104.6%)	50,995人	—
拠点数	51か所	51か所	50か所
年間1拠点当平均			
出動回数	1,175回	1,131回	1,073回
搬送患者数	1,045人	1,000人	—

3 小児医療の在り方

1 規制の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・都道府県は、医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）を定め、その中で、休日・夜間診療等の救急医療の確保に関する事項を定めるものとされている。（医療法第30条の3）・都道府県及び市町村は、乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。（母子保健法第9条、10条）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none">・平成11年の新エンゼルプランに基づき、周産期医療ネットワークの整備、小児救急医療支援事業を推進している。・平成12年度診療報酬改定において、小児入院管理料等の加算を新設。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【小児医療の在り方の見直し】

論点1：小児科医の不足や小児病棟の閉鎖など、小児医療を取り巻く環境が悪化する中、小児救急を始めとする小児医療の在り方の見直しが必要ではないか。

小児医療については、特に小児救急において象徴的に見られるように、小児科医の不足が深刻化している。その背景として、開業小児科医の高齢化と併せて、医学生の小児科入局希望者の減少等が指摘されている。少子化が進む中、小児医療の問題は少子化対策としても重要である。小児科医不足を解消するため、医学教育における抜本的な対策を検討すべきではないか。

小児科に従事する医師数を見ると、平成8年から平成10年にかけて若干の減少が見られるものの、15歳未満人口当たりの小児科医数については、むしろ増加しているところである（＜参考1＞参照）。しかしながら、少子高齢社会が進展する中で、適正な小児医療の確保については極めて重要な課題であると考えており、小児医療施設の整備に対する補助事業等のほか、本年度中の策定を予定している21世紀に向けた母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」において、具体的な方策を盛り込む方向で検討を行っている。

卒前教育においては、ほとんどの医科大学（医学部）において、小児科を臨床実習の必修科目として位置付けている。また、卒後の臨床研修についても、国立大学医学部附属病院長会議が平成10年12月に取りまとめた「卒後臨床研修共通カリキュラム」において、小児科での臨床研修がコアの部分の一つとして明確に位置付けられており、卒前・卒後を通じて、小児科教育が実践されている。なお、開業医、勤務医のための小児科領域の学習機会としても、医科大学（医学部）における研究生制度や、国立大学附属病院における研修登録医制度が設けられている。

小児科不足の原因として、小児医療の不採算性が指摘されている。小児医療については、小児は成人と比較して投薬量や検査を最小限に押さえる必要がある一方で、診療に際して人手が掛かるといった特徴がある。このため、現在の診療報酬体系では、採算に乗りにくいことが指摘されている。この問題を解消するため、必要な医療費財源を確保した上で、診療報酬体系を抜本的に見直し、小児医療の特徴を十分に考慮した技術料を中心とした体系とすべきではないか。

小児医療に対する診療報酬上の取扱いについては、平成12年の診療報酬改定において、小児入院医療管理料の新設、新生児特定集中治療室管理料の引上げ、入院基本料に対する乳幼児加算及び幼児加算の新設等の対応を行ったところである。

診療報酬改定等を通じ、限られた医療費財源の効率的配分の観点から、小児医療についても適切に対応していると考えている。更に小児医療の充実を図るべきとするのであれば、単に診療報酬体系の在り方のみの問題としてとらえるのではなく、医療費財源の確保の観点からの議論が不可欠である。

夜間・休日における救急医療体制について、例えばインターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進すべきではないか。夜間・休日における救急医療体制については、市町村広報等により地域住民に対し情報提供が行われているところであるが、厚生省においても救急医療センターの整備を進め、インターネット等を通じた住民に対する情報提供体制の充実を図っているところである。

【小児救急の過剰な受診の抑制対策】

論点2：小児救急の過剰な受診を抑制するために、小児の健康管理に関する啓発・情報提供等を行っていくべきではないか。

小児救急逼迫の一因として、救急医療が必要のない場合でも小児救急を受診するといった過剰受診の増加が挙げられており、その背景として、小児の健康管理に関する親の知識の不足等が指摘されている。この問題を解決するため、妊娠・育児時の保健教育等、様々な機会を通じて小児の健康管理に関する父母への啓発・情報提供等を実施していくべきではないか。

妊娠・育児時の保健指導については、市町村において、新婚学級、両親（母親）学級等を通じた母子保健についての正しい知識の普及及び相談指導や妊産婦、新生児等に対する訪問指導が行われているとともに、厚生省としても、共働き家庭が利用しやすい土曜日や日曜日などに、デパート等の場所で、乳幼児の健康管理と発病時の対応等についての相談、情報提供等を実施する団体への助成を行うなど様々な機会を通じた妊娠・育児時の保健指導、小児の健康管理に関する父母への啓発、情報提供等を実施しているところである。

さらに、本年度中の策定を予定している21世紀に向けた母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」においても、妊娠・育児時の保健指導、小児の健康管理に関する父母への啓発、情報提供等について専門家の協力を得て具体的な方策を盛り込む方向で検討しているところである。

3 参考資料

<参考1> 小児科に従事する医師数及び小児科を標榜する医療機関数の推移（省略）

4 医療事故の防止システムの確立

1 規制の現状

制度の概要	【特定機能病院】 <ul style="list-style-type: none">・病院であって、高度医療の提供能力、高度医療技術の開発・評価能力及び高度医療に関する研修を行わせる能力を有する等の要件に該当するものは、厚生大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。（医療法第4条の2）・特定機能病院については、高度の医療を提供する能力を有すること（安全管理のための体制を確保していることを含む。）が承認要件の一つとされている。（医療法施行規則第6条の3第2項）
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	記載なし。
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none">・平成11年度より、「医療リスクマネジメントシステム構築に関する研究」を開始し、インシデント事例を収集し、集計・分析を行っている。・「患者誤認事故予防のための院内管理体制の確立方案に関する検討会」で報告書を作成し、事故防止の周知徹底を図った。（平成11年5月）・特定機能病院における安全管理体制の充実を図るために、安全管理のための指針の整備、事故等の院内報告制度の整備、委員会の開催及び職員研修の開催を承認要件、管理者の義務及び業務報告事項とした。（医療法施行規則の改正：平成12年1月公布、4月施行）・厚生大臣から医療関係者団体に対して医療事故防止に関する緊急要請を行った。（平成12年3月）・「国立大学医学部附属病院常置委員会」において「医療事故防止のための安全管理体制の確立について」（平成12年5月）を策定した。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【医療事故防止システムの構築】

論点：医療事故が増大している今日、医療機関における医療事故防止システムとそれを支える社会的システムの確立が急務ではないか。

患者の取り違え、投薬・点滴ミス、手術ミス、院内感染等医療事故が多発しており、特定機能病院を初めとする高度な医療を実施する医療機関における事故が目立っている。多くの事故において医療機関内の体制の問題が一因となっており、医療事故防止システムの構築も緒に就いたばかりで、その方法も徹底を欠いている。医療事故は起こることを前提に、トータルな医療事故防止システムの確立が必要ではないか。

医療事故の背景としては、第一に医療スタッフの単純ミスが挙げられるが、その背後にある要因の分析が肝要である。医療機関における医療事故の主要な原因としては、倫理意識、危機意識の希薄さ、医療技術、医療知識の未熟、リスク管理体制の未整備、責任の所在の不明確

さ等が挙げられる。これら、医療機関内における対策を強力に促進するべきではないか。

一方、医療事故を予防するための社会的なインフラとして、第三者機関によるアクシデント、インシデントデータの収集から原因分析に基づく再発防止対策までをカバーする一連の体制、医療事故の外部評価・監視体制、発生した医療事故の鑑定体制、等が挙げられている。医療事故については、各医療機関の自己責任であることを前提とした上で、国、自治体、保険者等、様々主体による医療事故防止に資する体制整備の検討が必要ではないか。

政府による医療事故防止対策として、例えば次のような対策を早急に講じることが重要ではないか。

- (1) 医療スタッフの教育・研修課程における倫理観の涵養、医療事故防止対策に関する教育の充実・徹底
- (2) 医療機関における医療事故防止のための教育、そのための指導者の育成及び研修支援
- (3) 一定規模以上の病院に対して、法律による医療機関のリスク管理体制（リスク管理組織・リスク管理責任者・専任担当者等の設置、教育・研修の実施等）の義務付け
- (4) 第三者機関への自発的報告制度の創設とインシデント情報のデータベース化、分析結果の公表及び事故防止対策の促進等
- (5) 医療事故防止のための情報に対する法的保護（事故防止対策のため集められた個別のインシデント情報等の秘密保護）
- (6) 国公立病院等における医療過誤にかかわる責任の所在の明確化と処分のガイドラインの策定
- (7) 医療事故が起こりにくいフェイル・セーフ型の医療機器等の開発支援
- (8) 医療機関の第三者評価・監視機能の強化
- (9) 医療スタッフの免許更新制度の導入

特定機能病院については、医療事故が多発しており、特定機能病院の資格要件を根本的に見直すべきではないか。

医療事故の防止については、医療の現場が萎縮することなく、自信を持って前向きに事故防止に取り組んでいくことが大切であると考えている。厚生省においては、医療事故につながるようなインシデントの調査・分析などを進めることにより、医療現場における適切な取組を促すこととしており、「医療事故の外部評価・監視体制」「発生した医療事故の鑑定体制」「(3)一定規模以上の病院に対して、法律による医療機関のリスク管理体制の義務づけ」「(8)医療機関の第三者評価・監視機能の強化」については、こうした医療の現場における取組を阻害することがないように慎重に検討する必要があると考えている。

医療機関における医療過誤の発生要因は様々であり、個々のケースごとに、関係者からの事情の聴取、事実関係、裁判の判決などを総合的に勘案して職員の処分の内容を検討する必要があることから、医療過誤にかかわる処分のガイドラインの策定は困難ではないかと考える。

医療関係者の免許更新制度については、更新の際に何を確認するのかという問題がある。医師、歯科医師、看護婦、准看護婦だけでも合計130万人以上の免許取得者が存在する中で、更新に要する業務量に見合った事故防止効果が認められるかどうかという問題もあり、導入については慎重に検討する必要があると考えている。

特定機能病院の承認要件に関しては、多発する医療事故を受けて、医療法施行規則の改正（平成12年1月31日公布、4月1日施行）を行った。この中で、特定機能病院の要件として、「安全管理のための体制を確保すること」を加えたところであり、特定機能病院における安全管理の

ための取組を徹底することとしている。

医療従事者個人の処罰を厳しくすることは、従事者にミスの事実を隠蔽させる方向に働く可能性が大きい。従事者にミスやエラーの事実を積極的に報告させ、医療機関内部のシステムが有する問題点の改善につなげる取組が重要であり、国立大学病院では、本年5月に「医療事故防止のための安全管理体制の確立について」と題する報告を取りまとめ、このような体制づくりを進めているところである。

5 医療分野におけるIT革命の推進

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・病院は、診察に関する諸記録を備えて置かなければならないとされている。(医療法第21条)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の治療前の状況、治療方法及び治療後の状況を的確に把握するためのデータベースの構築に向けて、病名、処置、医薬品、手術等の用語及び記述方法の標準化を進める。(平成12年度までのできるだけ早期に標準化作業を終了) ・カルテの電子媒体による保存の技術基準を定め、電子媒体による保存を認める方向で検討し、結論を得る。(措置済平成11年4月22日) カルテの電子化について、規制緩和推進委員会第一次見解を踏まえ、引き続き検討する。(逐次実施) ・全国どこでも、希望する保険医療機関が審査支払機関に届け出ることによってレセプト電算処理システムに参加できる、自由届出方式へ移行する方向で検討し結論を得る。(措置済平成10年度中) ・レセプト処理について、完全ペーパーレス化による電算処理を一層推進する。(逐次実施) 医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出を一層普及・推進するため、その普及状況を見つ、必要に応じて普及方策について検討する。(平成12年度(必要に応じて検討)) ・健康保険被保険者証のカード化について、検討を進める。(全国実施の実現へ向け、関係者間の調整等必要な検討を逐次実施)
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録等の電子媒体による保存を認めた。(厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険局長通知：平成11年4月22日健政発第517号・医薬発第587号・保発第82号) ・政府の高度情報通信社会推進本部において、個人情報保護に関する検討が行われており、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」(平成11年11月19日)及び「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」(平成12年6月2日)が示されたところ。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【医療分野におけるIT革命の推進】(IT関連)

論点1: 「質の向上と効率化」を可能とする新たな医療システムのインフラとして、統合的なIT化を戦略的に推進するべきではないか。

近年、経済の各分野においてIT(情報技術)の活用、特にネットワークの活用によって、サービスの質の向上、新たな付加価値の創造と効率化が飛躍的に進んでいる。これにより、各分野において(又は分野を越えて)サービスの在り方そのものに大きな変革が起きつつある。IT革命と言われるゆえんである。

医療分野においては、サービスの「質の向上と効率化」が期待されており、根拠に基づく医療(EBM: Evidence-based Medicine) 医

療の標準化による医療水準の高度化、医療機関内の安全管理・事故防止体制が整備された安全・安心な医療、といった観点からの改革が求められている。また、限られた医療資源を最大限有効活用する観点から、病院間の連携（病病連携）や病院診療所間の連携（病診連携）の推進、経営分析・経営改善を通じた医療の生産性向上、さらに、医療機関の円滑な運営に資するため、支払審査の標準化と決済手続の改善等が求められている。

これらの各領域においてITを有効に活用することにより、医療の質と効率性を飛躍的に高めることが期待される。近年のITに関する環境の変化、特に廉価な高速データ通信の普及が期待される現状にかんがみ、ITを単なる技術論としてではなく、医療サービスの質の向上と効率化を可能とする新たな医療システムのインフラとして捉え直し、医療分野の各種IT化に関する戦略的なグランドデザインを描くべきではないか。

医療の各種IT化については、例えば、保険証のICカード化については、電子カルテ等の医療機関内のシステムが整備されていないと真価を発揮しないし、またレセプト電算化についても、電子カルテを含む院内の各種システムとの連携が重要となる。医療のIT化の推進に際しては、戦略的なグランドデザインの下、各種IT化を統合的に推進する観点が重要ではないか。

医療の情報化については、医療の質の向上と効率化にとって重要であると考えており、厚生省としても平成6年に今後の医療の情報化のグランドデザインを提示したところであるが、21世紀が目前となった現在、新たな情報システムのグランドデザインを示すための検討会を開催する予定である。

我が国の医療の大きな問題としてEBM（根拠に基づく医療）の普及の遅れが指摘されており、その理由の一つとして、治療法と治療成績等に関する大規模なデータベースが国内に存在しないことが挙げられている。EBMの促進は、医療の質の向上にとって必須のものと考えられる。電子カルテの普及促進等を通じ各医療機関における診療データの整備を図るとともに、個人情報の保護に細心の注意を払いつつ、ナショナル・データベース等の大規模データベースを整備することによりEBMに関する知見の集積を進めるべきではないか。

EBMの推進のためには、医療関係者、国民が簡便に速やかに参照できるエビデンスを集積した大規模データベースが必要であると考えており、今後、関係者と調整の上、検討を進めていきたい。

各種の情報処理を行うに際して必要となる、疾病、処置、医薬品名等の各種コード体系の標準化を早急に行う必要があるのではないかと。また、標準コードの体系には、医療の国際的な標準化を促進する観点から、国際疾病分類（ICD）コード等の国際的なコード体系を参照できるような構造を併せ持つ必要があるのではないかと。また、各種コード体系の更新、改定等の維持管理については、一定のルールに基づき行われる必要がある。各種コード体系の整備に際しては、その維持管理に関する手続とそれを担保する体制についても併せて整備する必要があるのではないかと。

各種のコード体系の整備に際しては、その更新・改定時の新規コードの配布方法・手続等についても併せて確立する必要があるのではないかと。例えば、診療報酬の改定に際しては、現場に混乱がある。診療報酬の官報告示と同時に新規の診療報酬コード体系を電子的に配布する方法・手続を整備する必要があるのではないかと。

医療の情報化のためには医療機関において使用される用語・コードの標準化が重要であると考えており、病名、医薬品等のコードの標準化について、平成12年度中の完成を目指して進めているところである。特に病名に関しては、国際的な疾病分類であるICD10との連動を主な目的とし、またレセプト電算処理システムのコードとの連動も視野に入れて検討を進めている。

また、本年度、医療情報における用語・コードの標準化を維持・推進するための環境基盤体制の構築を図っているところであり、今後も引き続き検討を進めていく。

現在、廉価な高速データ通信サービスの普及が期待されており、ITに関する環境が大きく変わりつつある。病病連携や病診連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進し、高度な医療サービスを効果的且つ効率的に提供できるようにすべきではないか。特に、医療サービス提供体制の整備が不十分な地域において、その効果が期待される。そのために、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、暗号化等の標準について早急に検討・確立し、積極的な普及方策を講じるべきではないか。

遠隔医療の推進については、平成9年度から、様々な施策を行ってきたところ。現在も、地方自治体が遠隔医療を実施するためのガイドラインの取りまとめを行うとともに、医療機関等及び患者の居宅に双方向機能を持った電送装置を設置することに対する補助事業を行っているところであり、今後も引き続き施策の充実に努めることとしている。

医療の情報化において、医療機関の内外における情報の利活用は非常に重要であると考えており、データ項目セット（患者基本情報等、診療に関する情報の項目）の標準的な集合を作成したところ。これにより医療機関同士のデータの交換が容易になると考えられる。また、電子署名等の情報セキュリティ技術についても、引き続き検討を進めていくことが必要であると考えている。

レセプトの電算化については、現状では普及していない。医療のIT化の中での位置付け、その目的について再検討するべきではないか。例えば、単にレセプトを電子的に支払審査機関に提出するためのものではなく、支払審査の透明化と支払期日の短縮を可能にするものとして検討する等、医療機関、保険者双方にとってのメリットを明確にすべきではないか。また、医療の標準化が促進されるようなものにすべきではないか。レセプト電算処理システムの推進については、従来、審査支払機関にあっては、磁気媒体に収録したレセプトを中央の電算処理センターで集中的に処理してきたところであるが、平成11年4月からは、各都道府県において磁気媒体化したレセプトを受け付けることとし、また平成11年12月より、光磁気ディスクに収録したレセプトについても受け付けることとしたところである。

現在、調剤レセプトについても、来年度から電算処理システムを導入できるよう検討を進めているところであり、医療機関の更なる参加が見込まれるところであるが、今後とも、このような様々な取組を進めつつ、パンフレット等の広報媒体に利用などにより、医療機関の参加の促進に努めてまいりたい。

【医療におけるIT化と個人情報の保護】(IT関連)

論点2：医療のIT化の推進と併せて、個人情報の保護について、法整備を含めて早急に対応する必要があるのではないか。

政府の高度情報化社会推進本部で進められている個人情報保護に関する一般法の検討と併せて、医療分野における個人情報保護に関する法整備

について早急に検討すべきではないか。特に現在の法体系では、患者情報の保護について制度的な不備が指摘されており、ITの活用により情報の流通性が高まることが予測されることから、早急な検討が必要ではないか。

その一方で、診療情報等の有効な活用により、医学の進歩、EBMの推進等が可能になるものであり、その際の個人情報の保護と利用の在り方について早急な検討が必要ではないか。

個人情報の保護については、機密保持と併せて、自己情報のコントロール権の重要性が指摘されている。医療分野における個人情報保護の在り方の検討においては、患者が自己情報を確認する権利の確保についても併せて検討すべきではないか。

診療情報については、診療情報開示の流れの中、その管理体制の重要性が増している。電子カルテの普及促進と併せて、診療情報の適切な管理体制の整備について検討する必要があるのではないか。また、病病連携・病診連携・遠隔医療の進展に伴い、診療情報の保管場所についても他の医療機関あるいは医療機関外のデータセンター等への保管の必要性が生じるものと思われる。データの保管の在り方については、個人情報の保護に留意しつつ、医師法及び医療法上の解釈を明確にするべきではないか。

医療分野における個人情報については、現在、医師等の医療関係者においては、資格法等に罰則付きの守秘義務規定が定められ、厳格な情報保護措置が取られているところ。今後、当該守秘義務規定の及ばない医療機関の事務職員や外部委託機関における情報保護措置の在り方について検討する必要があると認識している。

また、疫学研究等については、医学全体の発展を通じた公益の実現を図る観点から、個人情報の保護を図りながら、情報利用のルールを検討することが重要と認識している。

このため厚生省としては、現在、個人情報保護法制化専門委員会の大綱案（中間整理）の考え方にに基づき、問題点の整理及び対応策の検討を大綱の最終とりまとめの検討と並行して進めているところである。

個人情報保護法制化専門委員会の大綱案（中間整理）では、個人情報の開示、訂正等が事業者の遵守すべき事項の一つとして掲げられている。こうした開示、訂正は個人情報の保護等の観点から重要と考えられるが、医療分野においては、患者に診療情報を開示することなどにより、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがある場合や、第三者の利益を害するおそれがある場合なども想定されることから、今後こうした点について政府全体として検討する必要があると考える。

福 祉

<分野別総論>

問題意識

福祉分野については、少子・高齢化に伴う制度改革が当面の重要課題となる。本年4月から施行された介護保険法については、従来、措置に支えられていた老人福祉の世界に、在宅サービスの分野にとどまるといっても民間事業者の参入を促し、市場の一部に事業者間の競争により福祉サービスの質の向上を図るシステムを導入した点で、高く評価されるべきである。

介護保険施行後の課題としては、介護保険給付業務に係る制度全体で、質が高くかつ効率的なサービス提供が保証されるようなチェックと手直しが必要になる。介護サービスの提供は、特に利用者の身体、生命、財産に深くかかわる業務であることから、介護関連の民間事業者やNPO等が、利用者に対して適正なサービスを提供することを可能とする仕組みを構築することが必要になる。また、介護サービスが規制に守られた福祉の措置から健全な産業として発展するよう、それを担う人材の育成と介護保険給付業務全般に係る枠組みを確立することが、今後の介護保険の成否を左右するものとして重要になる。さらに、今後の国民の介護に係る多様なニーズに対応するために、施設介護への民間企業の経営参入を促進するとともに、それも含めた施設介護や在宅介護の在り方について検討することが必要になる。

少子化対策の重点課題である保育所の整備は、その設置認可の要件を緩和し、また民間企業も認可の対象とするなど一定の前進を図ったが、NPOや民間企業にとって依然として高い参入障壁が存在するなど、更なる規制改革が求められる。

なお、福祉分野全般について、評価、監視、相談機能の創設、強化が肝要であり、特に介護保険給付業務については、IT化の推進による業務全般の大幅な効率化が急務である。

これまでの取組とその成果

福祉分野においては、これまで主に民間事業者による対等な競争と市場参入の問題について取り上げてきた。高齢化の分野では、介護保険の中にはその趣旨が生かされ、在宅介護サービスへの民間事業者の市場参入が許容されることとなった。

また、少子化の分野でも、認可保育所に関して、一定の条件のもとに民間事業者の参入が許容されることとなった。

今年度のテーマ設定

高齢化に係る規制改革については、介護保険給付業務の円滑化、効率化を図るといった観点から、ITによる業務システムの構築及び個人情報保護、介護サービスの標準化の促進、介護サービスの評価体制の構築、介護保険給付業務の要をなす介護支援専門員の在り方についての検討等を論点として取り上げた。

少子化に係る規制改革については、公設民営等による保育所の形態の多様化を促進するための規制改革の在り方や民間事業者の認可保育所へ

の参入にともなう更なる要件の緩和、家庭内保育サービスの標準化の促進、保育サービスの評価、情報公開の在り方、保育士の業務の多様化に対応した保育士教育の在り方についての検討等を論点として取り上げた。

また、今回の論点公開の中で直接触れていない、福祉分野で今まで取り上げてきた論点についても、高齢化、少子化の分野を問わず、見解作成に向けて重点的にフォローする。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) 高齢者介護に関する社会福祉事業及び児童の保育に係る福祉サービスへの民間企業の参入（高齢者介護に関する社会福祉事業、児童の保育に係る福祉サービス、社会福祉法人の設立・運営の要件） (2) 保育所の設置、運営、利用に係る制度の見直し	(1) 介護保険法の円滑な実施 (1-1) 個々の地域における介護サービス事業への民間参入（事業者指定の公正の確保、事業者の情報公開及びサービスの質の評価、事後チェック体制の整備） (1-2) 特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの施設基準等の見直し、特別養護老人ホームへの民間企業の経営参入） (1-3) 有料老人ホーム（有料老人ホームへの指導の徹底、介護保険施行後のサービス区分の明確化、有料老人ホームの重要事項説明書等の見直し） (2) 少子化対策の推進 (2-1) 需要に応える多様な保育サービスの提供（児童の保育に係る福祉サービスへの民間企業の参入、在宅保育サービスの普及） (2-2) 保育所の設置、運営、利用に係る制度の見直し（保育所の設置に係る制度（調理室の必置規制等）の見直し、夜間保育所に係る規制の見直し、休日保育の推進、利用の申込み・利用者に対する直接補助方式、入所決定の弾力化のための仕組み）

【近年の主な規制改革措置】

年月	主な規制改革事項
1998年4月	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所における短時間勤務保育士の導入、調理の業務委託の許容、開所時間の弾力化、乳児保育指定保育制度の撤廃 認可保育所入所に係る事務の措置から契約への移行
2000年3月	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所における入所定員の緩和、施設の自己所有規制の緩和 認可保育所経営への民間企業の参入の許容
2000年4月	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の施行

1 介護に係る規制改革

1 規制の現状

制度の概要	<p>【介護保険法・事業者の指定、監督、取消】</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県知事は、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を指定又は許可する。（介護保険法第41条第1項、第46条第1項、第48条第1項、第70条、第79条）・都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設や従業者などに対して、出頭を求め、当該職員に質問をさせ、事業所設備若しくは帳簿書類その他を検査させることができる。（同法第76条、第83条、第90条、第100条、第112条）・都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に係る指定又は許可を取り消すことができる。（同法第77条、第84条、第92条、第104条、第114条） <p>【介護保険法・施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none">・「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生省令で定める事項を定めた計画をいう。（介護保険法第7条第20項）・「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。（同法第7条第21項）・「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下に行われる介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。（同法第7条第22項）・「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等を有する病院又は診療所であって、当該療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。（同法第7条第23項）
-------	--

- ・施設介護サービス費の額は、第1号に規定する額及び第2号に規定する額の合計額とする。

施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、所在する地域などを勘案して算定される当該指定サービス等（食事の提供を除く）に要する平均的な費用（日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービスに要した費用の額とする）の100分の90に相当する額

前号の介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額とする）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額を控除した額（同法第48条第2項）

【介護保険法、介護保険法施行令・介護支援専門員】

- ・介護支援専門員とは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者又は要支援者とその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める者をいう。（介護保険法第79条第2項第2号）

- ・法第79条第2項第2号の政令で定める者は、厚生省令で定める要件を満たす者について都道府県知事又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する介護支援専門員名簿に登録されている者とする。（介護保険法施行令第35条の2第1項）

【介護支援専門員に関する省令 平成10年4月10日厚生省令第53号】

- ・介護保険法施行令第35条の2第1項の厚生省令で定める要件とは、第1号、第2号及び第3号の期間が通算して5年以上である者並びに第4号の期間が通算して10年以上である者とする。

医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉施設、身体障害者更生援護施設（同法第32条に規定する補装具製作施設を除く。）及び身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び精神障害者社会復帰施設、福祉に関する事務所、知的障害者更生相談所、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人デイサービス事業、身体障害者デイサービス事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活援助事業その他これらに準ずる事業の従業者

	<p>イ又は口に掲げる者であって、社会福祉法第18条第1号から第3号までのいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得したものと認められるものが、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉施設（老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第29条の7の2に規定する老人介護支援センターを除く。）、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって、医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ロ 老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>前号イ又は口に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間</p> <p>【老人福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設とする。（老人福祉法第20条の5） <p>【医師法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師でなければ、医業をしてはならない。（医師法第17条） <p>【保健婦助産婦看護婦法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護婦とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう。（保健婦助産婦看護婦法第5条） ・看護婦でなければ、第5条に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法の規定に基づいてなす場合はこの限りではない。（同法第31条第1項） ・保健婦及び助産婦は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業をなすことができる。（同法第31条第2項）
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）</p>	<p>【事業者の指定、取消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たした居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対して都道府県が公正な指定を行うこと、及び当該指定を受けた事業者に対して地方公共団体が可能な限り情報提供を始めとする公正な対応を行うことを確保するため、都道府県及び市町村において介護保険法の制度の趣旨を徹底する。（規制緩和推進3か年計画（再改定）12年度施行） ・監督の結果、客観的に事業者として不適格であるとみなされる場合には必要な指導を行い、なお改善が見られない事業者については市場から早期に排除する。（規制緩和推進3か年計画（再改定）12年度以降必要に応じ逐次実施） <p>【事業者の情報公開及びサービスの質の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の中立的な第三者による明確な指標に基づく介護サービスの内容の評価の実施、及びその結果を公表するための

	<p>仕組みを早急に検討し、その実現に向けて必要な支援を行う。(規制緩和推進3か年計画(再改定)平成12年度検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の検討の中で、特別養護老人ホームに対して平成5年から都道府県により実施されている特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業についても、評価内容、方法等の見直しを図る。(規制緩和推進3か年計画(再改定)平成12年度検討) <p>【ホームヘルパーの業務の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護等サービス業務の充実及び効率化を図る観点から、身体介護に伴って必要となる行為をできる限り幅広くホームヘルパーが取り扱えるよう、その業務を見直し、具体的に示す必要がある。(要援護高齢者対策に関する行政監察結果報告書、平成11年9月)
--	--

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(IT関連)は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【介護保険給付業務のITの推進について】(IT関連)

論点1：要介護認定、ケアマネジメント、サービス提供、給付管理等の業務を一貫して管理しうる介護保険給付に係るシステムの構築や、利用者情報保護のための施策の在り方につき検討すべきではないか。

介護保険法の施行による、介護サービスの提供や請求業務等の介護保険給付に係る業務において、要介護認定、ケアマネジメント、サービス提供、給付管理等の業務を管理するシステムが十分に確立していないため、事業者によっては膨大なマニュアル処理を抱え、効率的で正確な介護保険業務の実施が阻害されている例がある。については、介護サービスの提供や請求業務等の介護保険業務を円滑に実施するために、介護保険業務に関わる事務管理ソフトウェアの標準化、WAM-NE T等により提供されているサービス提供事業者やサービス内容についてのデータベースの高度化、地方自治体、国保連および事業者との間のオンライン化等、ITを利用した支援策を促進し、介護保険業務に関わる事業者のマニュアル処理を軽減、解消すべきではないか。

介護報酬の請求、審査・支払事務については、事業者の国保連への介護報酬の請求は、伝送(コンピューターからの通信回線を用いた請求)磁気媒体(磁気テープ、フロッピーディスク、光ディスク)の提出によることを原則としており、効率的な審査支払システムの構築を図っている。今後は伝送又は磁気媒体の提出による請求の一層の定着を図り、現在特例として認めている請求明細書等(紙)による請求を減らし、事務の効率化を図るよう努める。WAM-NE Tにおいては、介護保険制度に関する情報のほか、ケアプランの作成や利用者が事業者を選択する際に必要となる「指定事業者情報」等を提供し、さらには、都道府県や市町村から厚生省に対する疑義照会にもWAM-NE Tにおいて対応しているとともに、これを事業者等の利用機関も閲覧可能としているところである。今後とも、既存の指定事業者情報の充実を目指すほか、事業参入等にあたり参考になるよう、市町村別・要介護度別の要介護認定者数の情報を追加する予定であるなど、ネットワークによる情報提供の拡充を図ることとしている。

利用者情報に基づいたサービス事業者による適切なサービスの提供は、介護サービス給付の際の重要な要件であるが、サービス事業者が適切なサービスを提供するために必要とされるデータの取扱いにつき、各自治体において差異が生じている。ついては、利用者のデータに関して、本人の応諾原則の確立、提供先の限定、データ利用者の守秘義務、本人への自己情報開示権・訂正権の保障、統計情報への個人識別情報の非提供等といった、個人情報保護のための方策を明確にした上で、各自治体において事業者が利用者に適切なサービスを提供するために必要とされる利用者情報を得ることを可能とするよう図るべきではないか。

介護サービス計画を作成するために必要があるときは、被保険者本人の同意があれば要介護認定等に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果等を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等の関係人に開示することは可能とされている。また、居宅サービス計画を作成するにあたっては、介護支援専門員は、自ら対象者の居宅を訪問し、その心身の状況等を把握することとされており、今後とも研修の継続的な実施等を通じ、介護支援専門員の調査・課題分析の能力の向上に努めていくこととしている。

【介護サービスの標準化の促進について】

論点2：介護保険給付業務が市町村単位での実施となっていることもあり、介護サービスの業務内容や契約内容につき自治体や事業者ごとで個々のものとなっている。ついては、保険給付たる介護サービスの標準化を、業務内容、契約内容等につき促進すべきではないか。

訪問介護の介護報酬の類型について、家事援助中心型と身体介護中心型等の各類型の区分が明確でないため、実態と離れて、現場のサービス事業者、居宅介護支援事業者、利用者のいずれかの都合により当てはめが行われている場合がある。ついては、身体介護中心型、複合型、家事援助中心型という介護報酬の類型への当てはめが適正に行われるよう、取扱いの明確化を図るべきではないか。

訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型への当てはめの適正化の観点から、不適正な事例等を示すことにより、介護支援専門員や訪問介護事業者に対し、適切に当てはめをするよう指導を徹底することとしている。

個々の介護ニーズに対応した必要な介護サービス及びその組合せ（ケアマネジメント）を標準化することについて検討すべきではないか。ケアプラン作成に当たり、要介護者の心身の状況等に応じた適切な介護サービスの組合せが行われるよう、ケアプラン事例の比較検討等の取組を進めてまいりたい。

訪問介護においては、例えばじょく創の処置等、家族が現に実施しているような医行為あるいはそれに類する行為を、介護福祉士、ホームヘルパーが行わざるを得ないケースがあることが指摘されている。ついては、介護福祉士、ホームヘルパーが訪問介護で行って差し支えない業務範囲を社会通念に照らして整理し明示すべきではないのか。

身体介護に伴って必要となる行為のうちホームヘルパーが取り扱える業務の範囲については、要介護者等に対する介護等サービスの充実を図る観点から、引き続き検討してまいりたい。

介護保険給付対象サービスの利用者負担分とは別途徴収する利用料の徴収の自由度を高め、例えば自己負担によってでもスキルが高い訪問介護

員を選択して、よりよいサービスを受けたいと考えている利用者に対しては、介護保険給付と利用するサービス料金の差額を自己負担とすることを前提に、そのような介護サービスを利用することを認めるべきではないか。

介護サービス事業者が利用者から1割負担分とは別途徴収する利用料については、室料差額など保険給付部分との区分が明確なものについてのみに認められており、これらは運営基準に掲げられている。訪問介護員のスキルについては、一般的に利用者の理解を得られるような基準により区分することは困難と考えている。

訪問介護における事故発生に関する補償の具体的手段について、契約等において明示すべきではないか。

訪問介護事業者の運営基準において、事業者の速やかな損害賠償の義務を規定し、保険加入又は賠償資力を有することが望ましいとするとともに、事故発生時の対応について利用申込者に交付する重要事項説明書に記載することとしているところであるが、どのような損害賠償の方法を採る事業者を選択するかは、基本的に利用者の選択に委ねられている事項であることから、選択される側である事業者の責任において情報開示すべきものと考えている。

痴呆性老人に対する介護の在り方について、利用者保護の観点から、介護サービスの提供方法の在り方について検討すべきではないか。併せて、痴呆性老人の介護に係る契約締結を支援していくべきではないか。

今後の痴呆介護に対する需要の高まりに応えるため、痴呆性高齢者に対する介護技術に関する研究、研修等を行うことを目的として、全国3か所に「高齢者痴呆介護研究センター」を整備しているところであり、本センターを中心に、痴呆介護の質的向上に向けた研究・研修を推進していくこととしている。また、痴呆性高齢者の介護サービス等の利用等に際して、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を推進してまいりたい。

【介護報酬の見直しについて】

論点3：施設サービスに位置付けられる特別養護老人ホーム等については、在宅介護サービスに位置付けられる民間有料老人ホームと比べ、居住・食事費等（いわゆるホテルコスト）も介護報酬の対象としている。また、施設整備に対する補助制度もある。バランスを図るため、こうした取扱いの見直しをすべきではないか。

施設介護サービスに位置付けられる特別養護老人ホーム等については、在宅介護サービスに位置付けられる民間有料老人ホームと比べ、居住・食事費等（いわゆるホテルコスト）も介護報酬の対象としている。また、施設整備に対する補助制度もある。バランスを図るため、こうした取扱いの見直しをすべきではないか。例えば、民間有料老人ホームは、これまで「高齢者が自ら選択した住居の一つ」であることを根拠として在宅サービスとして位置付けられ、施設サービスと格差が生じるのは当然であるとされていたが、契約という消費者の選択に委ねられる介護保険制度の下では、どのようなサービスを受けるかは利用者自らが選択することとなっており、施設と在宅に区別する合理的な根拠が希薄になっている。特別養護老人ホームと民間有料老人ホーム等のサービス間の居住・食事費等（いわゆるホテルコスト）や施設整備費に関する取扱いの見直しをすべきではないか。

有料老人ホームやグループホームは、「住居」であることから、食事や居住に関する費用を介護保険により給付することは適当ではなく、自己負担により賄うべきものとする。また、介護保険施設の在り方については、5年後目途の介護保険制度全般の見直しの際の一つの検討事項であり、その中でいわゆるホテルコストの取扱いや施設整備助成についても検討することになると考えるが、いずれにしても、介護保険施設は、「住居」ではなく、介護等のサービスを受けることを目的とする「施設」であることに留意する必要がある。

【利用者のための介護サービス評価体制の構築について】

論点4： 介護保険給付事業に係る利用者保護のため、監視、苦情処理、サービス評価等につき、システムの構築を検討すべきではないか。

介護サービスの評価システムを構築するため、介護サービス提供の実態を調査し、例えば要介護者のケアプラン作成時の調査項目の状況とサービス提供実施中や実施後の状況を比較して、提供された介護サービスと利用者の心身の特徴の変化との相関関係につき体系化する等、施設サービスや在宅サービスの評価基準の作成を、介護保険法の施行後間もない今の時点から積極的に進めるべきではないか。

提供された介護サービスと利用者の心身の特徴の変化との相関関係を調査するに当たっては、長期的にある特定の個人の情報を追跡調査する必要があるが、個人情報保護の観点から、現在、認定支援ネットワークを通じて得ている情報については、個人の特定ができないようにされており、長期的な追跡調査は困難である。なお、要介護者の心身の状況等に応じた適切な介護サービスの組合せ（ケアマネジメント）が行われるよう、ケアプラン事例の比較検討等の取組を進めてまいりたい。

刑事訴追に該当する行為（虐待等不当なサービス）や重大な運営基準違反に関する監視を強化するため、調査権限や事業者の指定権限を有する都道府県に、必要に応じて、調査、指導、勧告、処分を行うための体制を、食品衛生監視員の事例等を参考としつつ構築すべきではないか。利用者保護のための監視システムは重要であると考えており、介護保険給付事業に係る利用者保護のための、行政上の監視システムについては、介護保険法において、各都道府県等の自治事務として指導監督権限を規定し、実施することにしており、国としては、自治事務に対する関与として各都道府県が行う指導監査に関してガイドラインとなる「指導指針」、「監査指針」を示して技術的な助言を行い、適切な制度運営の確保を図ることとしている。また、指針の中で、指導結果通知及び改善報告書について利用者保護の観点から開示を行うよう示しているところである。なお、指導指針に従わないなど、問題が認められる事業者等については、監査を実施し、厳正な行政処分を行うこととしている。

都道府県の調査権限や事業者の指定権限を、必要に応じて優良な市町村に委譲することを、広域連合の例等を参考としつつ検討すべきではないか。

都道府県の指定事務等を市町村に委託することは、指定事業者情報の管理や指定番号の付与など事務処理の効率性を損なう可能性があり、また、指導・調査事務のみを委託したとしても、指定権限に基づく効果的な指導が行えないという問題点が生じ得るが、制度上は、地方自治法第252条の14の規定により、都道府県は、その事務の一部を市町村等に委託することができるものとされており、指定事務が自治事務であることも踏まえ、基本的には各自治体において検討すべきものと考えている。

利用者の苦情を受け付けた上で、苦情に関する調査を行い、利用者と事業者の間の斡旋調停を行うとともに、苦情解決事例を蓄積してサービス向上のための施策を策定する体制を、市町村ごとに監視機関としてではなくサービス向上のための機関であることに留意しつつ構築すべきではないか。

介護保険制度においては、国民健康保険団体連合会が苦情処理を行う第三者機関として位置付けられており、利用者から申し出があれば、調査員が調査を行った上で、指導又は助言を行うこととされている。また、市町村にも、住民に身近な行政機関であることから、様々な苦情が寄せられるところであるが、市町村としてもこうした苦情の解決に向けた対応を行うとともに、ここでの事例や情報を蓄積して、介護サービスの質の向上に向けた施策に反映するよう助言しているところである。なお、こうした苦情処理とは別に、サービスの内容の改善や円滑なサービス利用を促進するための仕組みとして、「介護相談員」を派遣し、第三者的な立場から、施設などにおもむいて、サービス利用者の日常的な話を聞いたり、簡単な相談に応じたりするなどの取組を進めることとしており、この事業についても支援してまいりたい。

介護保険制度の利用に当たって、利用者による事業者の選択等をサポート、アドバイスするため、NPO活動を推進し、必要な研修、助言等を行うなど、円滑な制度利用を支援するための体制を、介護相談員のモデル事業等を参考としつつ構築すべきではないか。

介護保険制度においては、居宅介護支援事業者が、利用者による介護サービス事業者の選択を支援する仕組みとなっており、この業務が適切に行われるよう、介護支援専門員の資質の向上を図っていくこととしている。併せて、市町村に登録された介護相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う「介護相談員派遣等事業」や、WAM-NE Tを通じた居宅介護支援事業者・介護サービス事業者に関する情報提供を行うことにより、利用者による事業者の選択等の支援に努めてまいりたい。

【介護支援専門員の在り方の検討について】

論点5： 介護保険給付事業の要をなすと考えられる、介護支援専門員の在り方につき検討すべきではないか。

都道府県、市町村等の地方自治体や事業者団体による介護支援専門員の研修を強化し、その質の向上を図るべきではないか。

都道府県における介護支援専門員現任研修や、市町村においてケアプラン作成技術向上のための支援等を行う「ケアプラン指導研修事業」を実施することにより、介護支援専門員の質の向上を図ることとしている。

介護支援専門員試験の受験資格から職種の限定や実務要件等はずし、筆記試験及び実務研修等の充実を図るべきではないか。

介護支援専門員の養成や業務の在り方については、介護保険制度の施行状況も踏まえる必要があることから、介護保険制度全般の見直しと併せて、適切な居宅介護支援（ケアマネジメント）の確保の観点から検討してまいりたい。

介護支援専門員のキャリアパスを設け、介護支援専門員の業務である介護計画の作成や利用者、事業者との調整業務等に更に専門性を持たせ、将来的には独立自営を可能としうる仕組み（新たな公的資格の創設等）について検討すべきではないか。

介護支援専門員の養成や業務の在り方については、介護保険制度の施行状況も踏まえる必要があることから、介護保険制度全般の見直しと併せ

て、適切な居宅介護支援（ケアマネジメント）の確保の観点から検討してまいりたい。

3 参考資料

（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホームの比較表）

施設名	取扱い	介護保険上の分類	施設整備費の補助	介護保険上の食費、住居費
特別養護老人ホーム		<ul style="list-style-type: none"> ● 施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国：1 / 2 ● 都道府県：1 / 4 ● 設置者：1 / 4 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食費：2,120円（1日当りの保険給付額） ● 調理費+住居費：2,210円（1日当りの保険給付額、要介護度3の場合の概算） 要介護度3の場合の特養（905点）と有料老人ホーム（684点）の介護給付の差額より推定
グループホーム		<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービス 	<p>市町村又は社会福祉法人が設立主体となる場合であって、特養、老健、デイサービスセンター、ケアハウス等に併設する場合には以下の補助がある。また、医療法人等が設立主体となる場合は国からの定額補助がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国：1 / 2 ● 都道府県：1 / 4 ● 設置者：1 / 4 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当なし
有料老人ホーム		<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当なし

2 保育に係る規制改革

1 規制の現状

制度の概要	<p>【地方自治法・公の施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。（地方自治法第244条の2第3項） <p>【保育所の設置認可等について 厚生省児童家庭局発第295号 平成12年3月30日】</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所設置認可申請については、把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請について以下の点を踏まえ審査を行うこと。<ul style="list-style-type: none">社会福祉法人以外の者による設置認可申請審査の基準ア保育所を経営するために必要な経済的基礎があることイ経営者が社会的信望を有することウ（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること<ul style="list-style-type: none">（ア）実務を担当する幹部社員が保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか・・・経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、利用者（これに準ずるものを含む）、実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること（ウ）経営者に利用者（これに準ずるものを含む）及び実務を担当する幹部職員を含むことエ保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものでないこと
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none">・適切な保育サービスを提供する企業等の民間法人にも認可保育所への道を幅広く開くため、社会福祉法人以外の民間法人も認可保育所の設置主体として認めるための所要の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">なお、都道府県が保育所を設置認可する際の基準を示すに当たっては、民間事業者の事業の継続性・安定性の確保等に留意しつつも、その他の面に於いては民間事業者がその他の主体と差別的な取扱いを受けないような指針とする。（平成12年3月措置済）・定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対する施策を推進する。（新エンゼルプランに基づき計画的に推進）・試行的に実施されている休日保育事業の実施状況や利用状況等を踏まえながら、早急に休日保育を推進する。（新エンゼルプランに基づき計画的に推進）

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【保育サービスの形態の多様化について】

論点1：延長保育、休日保育、一時保育を促進するため、保育所の公設民営の促進等、保育所の形態の多様化について検討すべきではないか。
また、保育ママ等の家庭内保育サービスに係る法整備についても検討すべきではないか。

都市部で保育所が不足している地域では、地方自治体の保有する土地、建物を民間の事業者が経営する保育所に貸与することで、保育サービスの充実を図る仕組みを可能とするような規制改革を推進すべきではないか。地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者(株式会社も含む)の場合でも、地方公共団体が使用料相当額を含めた金額を委託料として歳入予算に計上し、PFI事業者に当該委託費を支払う形にすれば、PFI契約による公立保育所の事実上の民間委託が可能である。ついては、公立保育所の事実上の民間委託が可能ということを知徹底し民間委託の活用を促進するとともに、地方自治法第244条の2の規定が、公立保育所の事実上の民間委託を阻害するものではないということを確認するべきではないか。

保育所の土地と建物に関しては、従来自己所有が原則であったが、今年3月に規制緩和を実施し賃貸方式を認めたところである。

保育の実施責任は市町村にあるが、保育サービスの提供を市町村自身が行うことは義務付けられておらず、実際、認可保育所の約4割は民営である。また、公立保育所についても、社会福祉事業団または社会福祉法人に経営を委託することが可能である。この場合、保育所運営費及び整備費に関しては、公費による負担・補助を既に行っているところである。

地方公共団体が公の施設として保育所を整備することについては、そもそも、保育所に限らず、地方自治法第244条の2の規定がPFI契約による民間事業者への業務委託を制限しているものではないことについて、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治画第67号)において既に地方公共団体あて通知している。

企業内保育所について、その推進のための仕組みについて検討すべきではないか。

事業所内保育施設については、労働省及び厚生省が分担しながら、施設整備費の助成等を行っているところである。

保育サービスの提供については、その安定的な提供や質の確保の観点から、認可保育所の提供する保育サービスが基本であり、新エンゼルプランにより、低年齢児(0~2歳)の保育所受入れ枠を十万人分拡大すること、延長保育や休日保育など特別保育事業の充実等、多様な保育需要に対応できる体制の整備に努めているところである。

保育ママ等の家庭内保育サービスについて、契約の具体的内容や事故の場合等の保証等、法律上の位置付けを確認するべきではないか。また、保育専門職としての保育ママの教育や指導体制を整備する等、そのサービスの質の向上のための施策を促進するべきではないか。

家庭的保育(いわゆる「保育ママ」)については、地域的な保育需要の偏在に対応すると同時に一定の質が確保できる等の枠組みで、平成12年度から、低年齢児の需要増に対応するための応急措置として、国庫補助制度を創設したところであり、これにより、家庭的保育者については、

保育士又は看護婦であること等の要件を明示し、質及び透明性の確保のために、保育所との連携をシステム化し、市町村長との委託契約を結ぶとの法的整理等を行っているところである。

なお、保育所における低年齢児の受入れの拡大については、現在新エンゼルプランで着実に推進している。

【民間企業の認可保育所参入条件の見直しについて】

論点2：民間企業経営の認可保育所に課されている条件につき、個々の必要性、根拠を明確にするか、ないしは必要な見直しを行うべきではないか。

民間企業の認可保育所経営参入については、平成12年3月30日の厚生省児童家庭局発295号において認められたところであるが、民間企業が認可保育所を設立する際の要件には、社会福祉法人が認可保育所を設立する際の要件に加えて、「社会的信望があること」、「必要な経済的基礎があること」、「不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと」等、曖昧で恣意的な条件が付されている。これらの行政の判断基準が明確でない規定については撤廃すべきではないか。

同様に、民間企業が認可保育所を設立する際の要件には、「実務を担当する幹部職員が、保育所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと」とか、「社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること」といった規制が課されているが、民間企業に対してのみこのような社会福祉法人には無い規制を課す根拠の合理性を明らかにすべきではないか。また、合理的根拠に欠ける場合は、見直しをすべきではないか。

「社会的信望」について

(1) 社会福祉法人の場合は、法人の設立認可に際し、その役員について、

- ・社会福祉法に定める欠格事由に該当しないこと
 - ・社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること
- 等を求めており、「社会的信望」は、これと同等の資質を経営者に求める趣旨として包括的に規定したもの。

社会福祉事業たる保育事業を行う以上、経営主体の如何に関わらず、その事業の公共性からみて、経営者に社会福祉法人の場合と同等の資質を求めることは合理的な要件。

(2) 具体的には事例に即して判断すべきものであることから、具体的な判断基準を細かく示してはいないが、法律上「社会的信望」を求めている事例（社会福祉法第62条第4項に規定する社会福祉施設の設置者の要件、学校教育法第82条の5に規定する専修学校の設置者の要件など）もあり、特に曖昧、恣意的なわけではない。

「必要な経済的基礎がある」について

(1) 規制緩和の際に併せて発出した保育課長通知において、以下のように明示している。

- ・必要な経済的基礎があるとは、以下の 及び のいずれも満たすものをいうこと。

原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与

若しくは使用許可を受けていること。ただし、平成12年3月30日児発第297号「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

・都道府県、指定都市、中核市は、これを踏まえて具体的な事例に即して判断することとしている。

(2) 社会福祉法人の設立に際しても、法人の資産要件として同趣旨のもの（社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。）を挙げており、社会福祉法人の場合と同等のものとして合理的な要件である。

「不正な行為をするおそれがない」について

(1) 規制緩和の際に併せて発出した保育課長通知において、「不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者とは、申請者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが当初から明らかな者をいい、例えば、児童福祉法第59条第3項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者や、同条第1項に基づく報告徴収に対して虚偽の報告等を行ったことがある者などは、これに該当すること。」と明示し、これを踏まえて具体的な事例に即して判断することとしている。

法律上、全く同じ表現を用いている事例（廃棄物処理法第7条第3項、建設業法第7条第3号）もあり、曖昧、恣意的なわけではない。

(2) 社会福祉法人の設立に際しても、法人役員の欠格事由として同趣旨のもの（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者）を挙げており、社会福祉法人の場合と同等のものとして合理的な要件。

経営者に福祉経験者や利用者を含めることについて

(1) 社会福祉法人の設立認可の際には、

・理事の4分の1以上が社会福祉事業について知識経験を有する者であること

・社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、原則として1人以上の施設長が理事として参加すること

とされている。

また、社会福祉法人の場合、地域との連携が必要なことから、理事に地域の代表を加えることとされている。地域に密着した施設である保育所の場合、保育サービスの利用者は地域関係者と同等の役割を有するものである。

(2) 社会福祉事業たる保育事業を行う以上、経営主体の如何に関わらず、事業の性格からみて、その経営に社会福祉事業の知識経験者等の参加を求めることは、社会福祉法人の場合との均衡の観点からみて合理的な要件。

以上説明したように、今般の規制緩和の通知の中で、社会福祉法人以外の者からの申請を審査する際の基準として掲げているものは、社会福祉法人であれば法人の設置認可の際に審査を受ける内容であり、社会福祉法人以外の者に対して、より厳しい要件を課しているわけではない。

なお、国として通知で示した内容は、地方自治法第245条の4に規定する技術的な勧告であり、保育所の設置認可の権限は都道府県、指定都市、中核市にある。厚生省としては、今回の通知の趣旨を各地方公共団体に周知徹底しているところであるが、具体的には、各都道府県等において適切に運用されるべきもの。

【保育サービスの質の確保について】

論点3：保育サービスの質の確保、向上のため、保育サービス全般の第三者機関の設立も含めたサービス評価の充実、情報公開の推進等を検討すべきではないか。また、保育所の役割の変化に応じた、保育士教育の在り方についても検討すべきではないか。

公立、民営保育所を問わず、保育サービスの質の評価を行う、民間の第三者機関の設立支援や、その前提となる情報公開、および日常の保育サービスの内容についてのチェック体制につき検討すべきではないか。

第三者評価について

- (1) 社会福祉基礎構造改革の一環として行われた社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価に資するための措置として、第三者評価の導入を予定している。
- (2) 福祉サービス全般を対象とした第三者評価に関する検討状況を踏まえつつ、現在、保育サービスにふさわしい評価基準を検討しているところである。

情報提供について

平成9年の児童福祉法の改正により利用者が希望する保育所を選択する方式に改められたことに伴い、児童福祉法に、市町村は地域の住民に対してその選択等に資するため保育所に関する情報の提供を行うこと（児童福祉法第24条第5項）また、保育所も、その行う保育に関する情報の提供の努力義務を負うこと（児童福祉法第48条の2）を規定している。

保育サービスの内容に関するチェック体制について

- (1) 児童福祉法では、保育所の設置者が児童福祉施設最低基準を遵守することを義務付けている。（児童福祉法第45条第2項）
また、都道府県、指定都市、中核市には、保育所において最低基準が遵守されているか監督する権限が与えられている。（児童福祉法第46条第1項）
保育所の設備又は運営が最低基準に達しないときには、設置者に対して必要な改善を勧告したり命じたりすることができる。（児童福祉法第46条第2項）
場合によっては、児童福祉審議会の意見を聴きその施設の設置者に対し、その事業の停止を命じることができる。（児童福祉法第46条第4項）
- (2) また、監督の実施については、児童福祉行政指導監査実施要綱を各都道府県等に技術的勧告として通知で示しているところである。

各地方公共団体の保育サービス等の子育て支援策の取組状況については子育てマップに記されているが、延長保育、休日保育、一時保育を実施している施設数のみではなく、その利用の具体的な内容の実態についても、インターネット上のホームページ等、消費者のアクセスが容易な形態で明示すべきではないか。

平成9年の児童福祉法改正時の施行通知の中で、市町村が行うべき情報提供の項目に、延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業の実施状況があり、インターネット等を活用して、地域住民に広く周知するよう努めることとされている。

また、厚生省では、平成12年度中に、保育等子育て支援サービス情報システムを構築し、延長保育、休日保育、一時保育の具体的な実施状況を含めた保育所情報をインターネットで配信することを計画しているところである。

現在の保育士教育には、親への相談業務や行政や事業者との調整業務に関する教育が不足している。すでに保育所では親からの子育てに関する相談等が発生している現状や、保育所が地域の子育てをネットワークする際には相談、調整能力は不可欠のものとなることを踏まえ、保育の現状に適合する保育士を育成するといった観点から、現在の保育士に対してこれらの業務に関する研修を強化するとともに、保育士の育成の段階からも教育を実施していくことについて検討すべきではないか。

保育士を対象にした、子育てに関する相談指導等を行う上での必要な知識及び技術に関する研修を実施している（地域子育て支援センター担当者研修会、保育所主任保育士研修会等）。

平成9年の児童福祉法改正や平成11年の保育所保育指針の改訂等を踏まえ、地域の子育て支援など時代の要請に沿った資質を持つ保育士を養成することができるよう、現在、保育士養成所（短大、大学、養成施設）における養成課程等について見直しを検討することとしているところ。

雇用・労働

<分野別総論>

問題意識

過去数年間に、主要な労働立法が続々と改正されるなど、労働市場を取り巻く環境には大きな変化が生じている。労働市場における自由な働き方を事前的に規制することが労働者の利益になるというこれまでの発想から、そうした規制を緩和する一方で、セーフティネットの整備を図る事後規制への変化が、次第に顕著なものとなっている。

具体的には、働き方の基本を定める労働基準法では有期労働契約や新たな裁量労働制が、また有料職業紹介事業及び労働者派遣事業では取扱職業や対象業務のネガティブリスト化などの規制緩和が実現した。しかし、他方では「規制は細部に宿る」と言われるように、一つの規制緩和は、それを活用することを妨げるような隠れた規制強化とワンセットで行われる場合が多い。例えば、有期労働契約の許容は、その対象となる労働者の範囲を著しく制限するものであり、労働者派遣事業の対象業務の拡大は、派遣期間の制限と対になっている。こうした規制緩和と規制強化とのワンセット主義は、労働法規の制定・改革プロセスが労使の利害調整プロセスを経て初めて実現することの一つの現れでもある。

また、これは同時に、労使の集団的な利害調整の対象とならない労働市場の諸問題が、行政から長期にわたって放置される傾向にあることとも関連しており、労働委員会による労使紛争処理の在り方や短期間雇用者の労働・社会保険の適用除外、及び解雇規制の問題等は、規制緩和だけでなく規制改革を目指す当委員会として、長期的に対処すべき課題として取り上げたものである。

これまでの取組とその成果

企業内での働き方の多様化・自由化の観点から、労働基準法では、有期労働契約期間の上限の引上げやその適用範囲の弾力化、及び裁量労働制の対象業務の拡大やその運用に際しての労使自治の尊重、等を指摘してきており、これらは1998年の労働基準法改正に一部反映されている。また、もっぱら判例に依存している解雇規制についても、立法化の可能性を含めた検討の必要性を指摘した。

労働市場における円滑な労働移動を促進するための観点から、職業安定法では、有料職業紹介事業の取扱職業の拡大、有料・無料事業の許可要件の簡素化や届出制への移行、紹介手数料規制の撤廃、委託募集に係る規制緩和、及び公共職業安定所の紹介に限定された雇用関係給付金の支給要件の見直し等を指摘した。これらは1999年の職業安定法改正に一部反映されている。

多様な働き方の選択を容易とするという観点から、労働者派遣法では、対象業務の拡大、事業の許可要件の簡素化や派遣期間の延長、職業紹介事業との兼業規制の緩和等を指摘した。これらは1999年の労働者派遣法改正に一部反映されている。

労働市場におけるセーフティネットの整備の観点から、最低賃金法に定める罰金額の見直し、労働・社会保険の適用範囲の拡大、個別労使紛争に関するワンストップサービスの検討等の問題を提起した。このうち雇用保険についての指摘は、2000年の雇用保険法改正に一部反映されている。

今年度のテーマ設定

今年度に取り上げるべき重点項目として、今後の長期的な視点も踏まえ、直ちには対応困難な問題も含めて、以下のような事項が挙げている。

社会環境の変化に対応しない労働者募集に関する規制や、新規高卒者に係る文書募集の規制等、労働市場法制の見直し

企業による採用意欲の喚起や社会全体としての雇用確保といった視点からの、解雇規制の見直しについての検討

労働市場のセーフティネット整備の視点から、短期間・短時間雇用者に対する社会保険や雇用保険の適用拡大、及び労使紛争処理制度の在り方改善

インターネット活用による労働市場の活性化の視点から、特定の職業紹介行為についての許可制の見直しや届出等手続きの電子化推進
 労基法、職業安定法、労働者派遣法等、改正法の施行によって明らかになった個別の諸問題を取り上げ、その速やかな対処を提言

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解(1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解(1999年12月14日)
(1) 労働基準関係規制の見直し (2) 有料職業紹介事業の規制の見直し(取扱職業の範囲の拡大、許可の有効期間の延長、許可要件の見直し、許可制度の在り方、見直し、手数料に係る規制の見直し、雇用助成金の支給要件) (3) 無料職業紹介事業の規制の見直し(許可の有効期間の延長、許可要件の見直し、許可制度の在り方、見直し) (4) 労働者募集に関する規制の見直し(通勤圏外の直接募集に係る届出制、委託募集に係る許可制度、委託募集の報奨金に係る規制、新規高卒者を対象とした文書募集等に係る規制) (5) 労働者派遣事業の規制の見直し(適用対象業務の範囲、派遣期間の在り方、許可制度の在り方)	(1) 職業紹介事業に係る規制の見直し(有料職業紹介事業のネガティブリストの範囲、職業紹介事業の許可基準とその解釈運用、無料職業紹介事業の許可制の見直し、インターネットの活用と情報公開) (2) 労働者募集に係る規制の見直し(委託募集に係る規制の見直し、新規高卒者を対象とした文書募集等に係る規制) (3) 労働者派遣事業に関する規制の見直し(労働者派遣事業のネガティブリストの範囲、紹介予定派遣に係る兼業要件の緩和、派遣期間の制限緩和、その他) (4) 解雇規制の見直し (5) その他労働基準関係規制の見直し (6) 労働市場におけるセーフティネットの整備(労働・社会保険の適用の在り方、相談窓口の整備等)

【近年の主な規制改革措置】

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1994年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に係る労働者派遣事業の特例を実施
1995年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・社内預金の貯蓄管理に関する届出の簡素化
1996年	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の労働基準監督署内に複数の事業場を有するものの就業規則等の届出手続の簡素化
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・社内預金の上限を定めないこととした
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険特別加入制度のうち海外派遣者の加入対象者を追加
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の許可の申請、届出に係る添付書類を簡素化
1997年	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の適用対象業務について、研究開発やOAインストラクション等10業務を追加，業務の範囲を拡大（16業務から26業務）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例措置を実施
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の許可の申請、届出に係る添付書類を簡素化
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介事業の取扱職業の範囲を労働省令で定める職業（サービスの職業、保安の職業等）以外のものについて行うことができることとした（ネガティブリスト化）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・裁量労働制の対象業務にコピーライターの業務等6業務を追加
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿の記載内容の簡素化
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約期間の上限を一定の条件の下、3年に延長
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・1年単位の変形労働時間制の要件の見直し
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の届出・変更に係る手続について電子媒体での届出を認める
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の適用対象業務の範囲を港湾運送業務や建設業務等以外のものについて行うことができることとした（ネガティブリスト化）
2000年	<ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介事業の取扱職業の範囲、許可の有効期間等について見直しを行う職業安定法等の改正法を施行
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画業務型裁量労働制が施行

<テーマ別論点公開>

1 労働者の募集に係る規制の見直し

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【委託募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者を労働者の募集に従事させようとするときは、労働大臣の許可が必要である（職業安定法第36条第1項）。 従前は、法律に基づいて設立された団体に所属する中小企業の事業主がその所属する団体（団体の連合体を除く。）を通じて労働者の募集を行う場合に限り許可するものとされていたが、原則として、誰が誰に募集を委託してもよいことに許可要件が改められた。 被用者以外の者を労働者募集に従事させようとする者が、その被用者以外の者に報酬を与えようとする時は、労働大臣の認可が必要（職業安定法第36条第2項）。なお、報酬は原則として1年間に支払われる賃金額の5割を超えてはならない（認可基準）。 <p>【新規高等学校卒業者に係る文書募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集については、卒業年の1月末まで禁止され、また2月以降に文書募集を行う場合にも、公共職業定所の求人受付を行ったものであること、高校生からの応募の受付は学校又は公共職業安定所を通じて行うことが必要（局長通達）との取扱いがなされてきたが、これについて規制の在り方について検討が進められた結果、解禁日は卒業年の前年の10月1日まで短縮されたが、前記及びについては依然として規制が維持された。
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<p>【委託募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託募集の許可制について、その在り方を見直し、所要の改正法案を提出する。（平成11年12月1日措置済） 委託募集の報奨金に係る規制について、委託募集の許可制と併せてその在り方を見直し、所要の改正法案を提出する。（平成11年12月1日措置済） 委託募集の許可制の在り方について、募集主自身が許可を取得しなければならないという仕組みも含め、職業紹介事業法制全体の在り方についての3年後の見直しの中で更に検討を行う。（改正法施行3年後） <p>【新規高等学校卒業者に係る文書募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規高卒者を対象とした文書募集の規制の在り方について見直しを検討する。（平成12年度より施行）
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通勤圏外の直接募集に係る届出制を廃止し、委託募集に係る報酬（報償金）の許可制を認可制に改めること等を内容とする職業安定法等の一部を改正する法律が施行された。（平成11年12月1日） <p>【新規高等学校卒業者に係る文書募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規高卒者を対象とした文書募集の在り方については労働省より通達が出された。（平成11年11月17日）

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【委託募集に関する規制】

論点1：委託募集の許可制については規制が緩和されたにもかかわらず、許可件数に伸びが見られない。その理由を早急に調査し、必要であれば許可制それ自体の廃止を含めた見直しを行うべきではないか。

委託募集については、許可要件の見直しにより、中小企業の事業主が特定の中小企業団体にのみ募集を委託できるという従前の取扱いが改められ、基本的には誰が誰に募集を委託してもよいことになった。しかし、その後も許可件数に伸びは見られず、新聞販売店等による従来型の許可にとどまっており、募集主本人が許可を取得しなければならない(1年更新)など、許可制それ自体の仕組みが煩雑であることが、募集主による許可の取得を敬遠させていると考えられる。許可件数がなぜ伸びないのか、その理由を早急に調査し、必要であれば、許可制それ自体の廃止を含めた見直しを行うべきである。

なお、委託募集について許可制を採用している国は極めて稀であり、その稀な例である韓国においても、労働部は1998年の規制改革報告書(Report on Regulation Reform in 1998, February 1999)において許可制の廃止を提言している。

委託募集の受託を業として行う者は職業紹介事業を行うものと解釈されることから、職業紹介事業の許可を受けあえて委託募集の許可を受けるまでもないケースが多いことが想定される。また、募集行為を民法上の組合を組織して行う場合は委託募集に該当しないものと解釈しており、この方式により共同採用が行われるケースも多いものと考えられる。

委託募集については、労働者保護の観点から、委託募集を行う事業主、募集の受託者等についてその適格性を事前にチェックする必要があるとの意見が強く、その見直しは委託募集の件数がなぜ伸びないのか等に関する具体的な調査を行った上で関係者の意見を十分に踏まえた形で行われるべきである。このため、規制緩和推進3か年計画(再改定)で指摘されているとおり、改正職業安定法の施行状況を踏まえ、職業紹介事業法制全体についての3年後(現在からは2年4か月後)の見直しの中で検討を行うことが適当である。

【新規高等学校卒業者に係る文書募集の規制】

論点2：新規高等学校卒業者に係る文書募集については、卒業前年の10月1日に解禁日が前倒しされることとなったが、夏休みを就職活動に充てることができるようにするため、解禁日を遅くとも卒業前年の8月1日とする等、その更なる前倒しについて検討すべきではないか。また、公共職業安定所における求人の受付を前提とする現行要件についても、その見直しを行うべきではないか。

新規高等学校卒業者に係る文書募集については、解禁日が卒業年の2月1日から卒業前年の10月1日に前倒しされることとなった。しかし、当委員会が現行規制の問題点として指摘したものは、安定所の求人の受付において確認を受けた求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと、広告等掲載に当たっては、求人者管轄安定所名及び求人の受付番号を掲載すること、応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと、といった公共職業安定所における求人の受付を文書募集の前提とする要件を含むものであり、単に解禁日の問題にとどまるものではない。

また、卒業前年の10月1日解禁では、就職活動に夏休みを利用することができず、前倒しの程度においても不十分であり、その更なる見直しを検討すべきである。

なお、就職に関する機会の平等を確保するためには、学校推薦制度の在り方（1人1社推薦の慣行）についても、その見直しが必要である。新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱いについては、その見直しの検討の際に、全国高等学校長協会から、応募機会の拡大を図りつつ、また、学校教育に与える影響などを踏まえて10月1日以降の開始としてほしいとの要望がなされ、新規高等学校卒業者の進路選択が学校の進路指導の一環として行われている中で、就職活動が学校の指導を離れて行われることにより学校教育が阻害されることを防止するという教育面への配慮が必要であることから、この要望を尊重した見直しを行ったところである。

また、併せて、同高等学校長協会から、求人票の確認・受付を安定所において行うこと、広告等への掲載に当たり求人への受付番号等を記載すること、応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと、の3点については、学校の行う職業指導を阻害することなく、また、生徒が安心して応募できるように、現行のとおり扱いとしてほしい旨の要望があり、これを尊重した取扱いとしたところである。

なお、「一人一社推薦」については、生徒の応募機会の均等を図ろうとする観点から学校が行っている扱いであり、国が指導を行っているものではない。

【労働者の募集を行う者に対する規制】

論点3：職業安定法37条以下の規定（募集の制限、募集地域の原則、報酬受領の禁止、報酬の供与の禁止等）についても、その必要性の有無について、再検討すべきではないか。

委託募集に関する規制は、職業安定法に規定する「労働者の募集」に係る規制のなかでも最も重要なものであるが、その一部にすぎない（下表を参照）。こうした委託募集以外に係る労働者募集を行う者に対する規制が今後とも必要なのかどうか、再検討すべきではないか。

「労働者の募集を行う者」（募集主）に対する規制

規 制 内 容	根拠規定	備 考
労働条件の明示義務	職安法第5条の3	指針第3 (注)
労働者の個人情報に関する取扱い（業務の目的達成に必要な範囲での収集・保管・使用義務）	職安法第5条の4	指針第4
労働大臣又は公共職業安定所長による募集時期、募集人員、募集地域その他募集方法に関する制限	職安法第37条1項	
通勤圏内及び近接地域からの募集	職安法第38条	努力義務
募集に応じた労働者からの報酬受領の禁止	職安法第39条	
募集に従事した被用者に対する報酬供与の禁止	職安法第40条	賃金、給料等を除く
文書募集の場合における募集内容の的確な表示	職安法第42条	努力義務 指針第3

同盟罷業または作業者閉鎖の行われている事業所における募集の禁止	職安法第42条の2 (第20条1項の準用)	募集主本人および管理監督者が募集に従事する場合を除く
公共職業安定所から、同盟罷業等に至る虞が多く、無制限に募集を行うことにより争議の解決が妨げられることの通報を受けた場合における募集の禁止	職安法第42条の2 (第20条1項の準用)	募集主本人および管理監督者が募集に従事する場合を除く。争議発生前の員数を維持するため必要な限度まで募集することは可能
労働大臣による指導・助言	職安法第48条の2	職安法の施行につき必要があると、労働大臣が認めるとき
労働大臣による改善命令	職安法第48条の3	職安法等に違反した場合
募集に応じた者による労働大臣に対する申告と申告に基づく調査・措置	職安法第48条の4	職安法等に違反する事実の申告
労働者を雇用する者に対する行政庁による請求に基づく報告(職業安定行政に必要な報告)	職安法第49条	行政庁が必要があると認めるとき
行政庁による報告の請求、立ち入り検査等	職安法第50条	職安法を施行するために必要な限度において可能
守秘義務	職安法第51条の2	
労働大臣による工場事業場等に対する雇入方法等の指導	職安法第54条	職安法施行規則35条：新規学卒者の募集中止、募集人員の削減(30人+1/3以上)、内定の取消・撤回、内定期間の延長を行う場合の公共職業安定所長等への通知義務

注) 指針とは、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示等に関して適切に対処するための指針」(平成11年11月17日労働省告示第141号)を指す。

規制緩和推進3か年計画で指摘されている委託募集の許可制の在り方についての検討と併せて、改正職業安定法の施行状況を踏まえ、制度全体についての3年後の見直しの際に検討を行うことが適当である。

< 確認事項 >

以上のほか、論点整理の過程(労働省に対するヒヤリング)において、確認できた事項に次のものがある。

- 1) 委託募集の許可申請を募集受託者が代行することは認められる。
- 2) 入社試験の際に受験料を徴収することは、応募者からの報酬受領を禁止した職安法第39条に違反しない。
- 3) 職安法第3条(均等待遇)は、労働者の募集を対象とした規定ではない。

3 参考資料

< 参考 1 > 制度の沿革等

昭和 22 年に職業安定法に労働者募集に係る規定が設けられて以降、平成 7 年 4 月までの間は特に大きな制度改革は行われていない。

平成 7 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・省令改正により、1) 直接募集に係る募集の終了・中止の届出の廃止、2) 委託募集の許可を受けた者の身分を証明する認証の廃止、3) 委託募集に係る募集の終了・中止の届出の廃止等を実施
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・職業安定法の改正により、労働者の募集についての規定を改正 ・文書による募集は自由に行うことができるとされていた旧第 35 条は削除 ・通勤圏外の直接募集について、労働大臣への届出制を廃止 ・委託募集について中小企業団体のみが委託対象であったのを、誰に委託してもよいこととする（労働大臣の許可制度は維持）。 ・報酬額については許可制を認可制に変更

< 参考 2 > 各国の状況

我が国と同様の委託募集等に関する規制は、韓国においてしか行われていない。

なお、イギリスでは求人広告等についても、職業紹介所法の規制対象となるが、許可制等は採用されていない（現在、改正案を審議中。新施行規則では、求人情報誌の料金等について規制が行われる見込み）。

< 参考 3 > 委託募集及び報酬金に係る許可件数

(単位：件)

区 分	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年(1~6 月)
委託募集の許可件数	32	47	19	31	27	7
報酬金に係る許可件数	0	0	0	0	0	0

2 円滑な労働移動の支援

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【企業年金のポータビリティ】</p> <ul style="list-style-type: none">年金制度は職業により制度が異なるが、会社員の場合、全国民に共通する国民年金制度を基礎として、厚生年金制度（ここまでは公的年金制度）、さらにその上に企業年金制度（私的年金制度）がある。しかしこの企業年金制度については税制上の優遇措置があり、退職金資金を原資としてそれを年金化していることが多いため、退職金同様、転職に際して積み立て分を転職先の企業に移換することができない。 <p>【解雇規制】</p> <ul style="list-style-type: none">期間の定めのない雇用契約については、民法が解雇自由を原則とする定めをおいている（同法第627条。ただし同条に定める解雇の予告期間は、労基法第20条により14日から30日に延長された）。また、労働関係法令も一定の場合に解雇を制限禁止する規定をおくにとどまっておらず、解雇一般について正当理由を要求した法令上の定めはないが、判例上、解雇権濫用法理が確立するに至っている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）	<p>【企業年金のポータビリティ】</p> <ul style="list-style-type: none">老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、自己責任を原則とする確定拠出年金を導入する。（平成12年度） <p>【解雇規制】</p> <ul style="list-style-type: none">解雇をめぐる実態を把握する。（平成12年度）
進捗状況、検討状況	<p>【企業年金のポータビリティ】</p> <ul style="list-style-type: none">確定拠出年金法案が国会に提出されたが、審議未了で廃案となった。 <p>【解雇規制】</p> <ul style="list-style-type: none">平成12年度第1四半期中をめどに、平成11年に都道府県労働基準局・労働基準監督署に相談のあった事案についての実態を取りまとめているところ。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【企業年金のポータビリティの確保を含む法制度の整備】

論点1：円滑な労働移動を支援するためには、年金制度の改革が不可欠となる。こうした観点から、企業年金のポータビリティを確保するための法制度を早急に整備すべきではないか。

円滑な労働移動を支援するためには、企業年金のポータビリティの確保を含む法制度の整備が必要となる。先に国会においては確定拠出年金法案が廃案となったが、こうした観点からも法制度の整備を早急に図るべきである。

【解雇規制の在り方の検討】

論点2：円滑な労働移動を支援するためには、企業内における雇用維持から社会全体としての雇用確保へと、雇用政策の軸足を移していく必要がある。こうした観点からも、解雇規制の在り方について、立法の可否を含めた検討を進めるべきではないか。

いわゆる整理解雇の4要件の一つに、事業主による「解雇回避の努力義務」があるが、経済社会環境の変化の中で、これのみに依存することは労働者の雇用安定に不十分となる。個々の企業だけでなく、社会全体での雇用安定を図るためには、円滑な労働移動を支援する仕組みが不可欠であり、そのためには「再就職・能力開発の支援」の要件を、より一層重視する必要がある。こうした観点から、解雇規制の在り方について、立法の可否を含めた検討を進めるべきではないか。

また、円滑な労働移動への企業の支援を要件とした解雇規制の弾力化は、企業による採用意欲を喚起することが内外の調査によって明らかにされており（注）、個々の企業間における労働力需給のミスマッチ改善にも資することができる。このため、例えば、新規採用者やベンチャー企業に限定して、一定期間、解雇規制を緩和すること等も考えられる。社会全体として雇用を確保するためには何が必要か、といった観点から解雇規制についても、その在り方を検討すべきではないか。

注）慶應義塾大学産業研究所「労働市場の規制の実態と市場機能への影響研究会」が1998年1月に小規模事業所を対象として行った「労働市場の変化と労働法制に関する調査」によれば、人員整理のための解雇（整理解雇）が今よりしやすくなったら、従業員数が「増える」と回答したものが33.5%と「減る」の12.5%を21ポイント上回った（「変わらない」49.1%）。佐野陽子他編『人と企業を活かすルールしぼるルール』（1999年、中央経済社）

なお、1998年にドイツの商工会議所が行った調査においても、1996年の解雇規制の緩和（解雇制限法の適用除外の範囲を規模5人以下から10人以下に拡大）により、適用除外になった事業所の12%が法改正のため新規採用を行った、という調査結果が明らかにされている。田口晶子「ドイツの解雇規制の概要」『世界の労働』50巻4号所収

解雇を正当化する要件の一つとして「再就職・能力開発の支援」という要件を法律に規定しようとしても、使用者がどのような態様・程度の再就職・能力開発の支援措置を講ずれば解雇を正当化し得ることになるかについて、労使のコンセンサスを得られるような客観的・具体的基準を設けることは困難である。

また、「再就職・能力開発の支援」という要件がいわゆる整理解雇4要件の一つである解雇回避努力義務に代替するものであったとしても、他の要件（人員削減の必要性、解雇対象者の選定の妥当性、解雇手続の妥当性）を無視することはできない。

これらの要件は非常に抽象的であり、仮にこれらの要件を法律に規定したとしても、行政庁が法律を施行するに当たっては、経営状況、労使関係の状況等について、相当の日時を費やして調査を行い詳細な事実認定をすることが必要になる。すなわち、裁判同様の多大な日時、行政コストが必要になる。しかも、その結果についてなお争いがある場合には、最終的には裁判所の判断に服せざるを得ず、行政の判断が覆される等の事態も想定される。すなわち、行政庁が施行する法律として法規制を設けることは困難である。

また、これらの要件を行政庁又は労使関係者が解雇の正当性を容易に判断できるように、法律に客観的・具体的な基準を規定しようとしても、

解雇の理由、態様等は多様であるため、そのような基準を設けることは困難である。

このような理由から、解雇規制の立法化は困難である。

また、ドイツにおける1996年の解雇規制の緩和は、解雇制限法の適用除外の範囲を規模5人以下から10人以下に拡大するものではあったが、解雇制限法において円滑な労働移動への企業の支援を解雇の正当化要件としたわけではない。

3 参考資料

<参考1> 法令により解雇が禁止される場合

- ・業務上の負傷または疾病の療養のための休業期間及びその後30日間（労働基準法第19条）
- ・産前産後の休業期間及びその後30日間（労働基準法第19条）
- ・国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇（労働基準法第3条）
- ・労働基準法または労働安全衛生法などの違反の事実を労働基準監督官に申告したことを理由とする解雇（労働基準法第104条）
- ・労働組合の組合員であること、労働組合の正当な行為をしたこと等を理由とする解雇（労働組合法第7条）
- ・女性であること、あるいは女性が婚姻、妊娠、出産したこと、産前産後の休業をしたことを理由とする解雇（男女雇用機会均等法第8条）
- ・育児休業の申し出をしたこと、又は育児休業を取得したことを理由とする解雇（育児・介護休業法第10条）
- ・介護休業の申し出をしたこと、又は介護休業を取得したことを理由とする解雇（育児・介護休業法第16条）

<参考2> 解雇に係る裁判例の考え方

1 解雇が合理的な理由を欠き無効とされた例

「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になると解するのが相当である。」（最高裁昭和50年4月25日判決 等）

2 整理解雇の要件が示された例

整理解雇する場合には、次のものが必要とされた（東京高裁昭和54年10月29日判決 等）

人員削減の必要性（特定の事業部門の閉鎖の必要性）

人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性（配置転換など解雇回避の努力義務）

解雇対象者の選定の妥当性（選定基準が客観的、合理的であること）

解雇手続の妥当性（労使の協議など）

3 労働市場におけるセーフティネットの整備

(概要)

従来の労働市場の規制では、事業者の活動基準や手数料等を前もって定める事前規制が主であった。こうした事前規制を緩和し、事後規制を強化していこうとする流れのなかで、セーフティネットの整備がますます重要なものとなっている。ここでは、労使紛争処理制度の在り方や、働き方の多様化に伴う社会保険・雇用保険制度の整備等について、論点として取り上げる。

3 - 1 短期間・短時間雇用者に対する社会保険の在り方の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・社会保険は健康保険、国民健康保険、厚生年金保険、国民年金の総称であるが、賃金労働者を対象としない国民健康保険、国民年金についてはここでは触れない。・健康保険・厚生年金保険については、全ての法人、5人以上の雇用者をもつ個人事業所が適用事業所となる。適用事業所と常用的雇用関係にある者（1日又は1週間の所定労働時間、1か月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者）は収入の多寡によらず被保険者となり、被保険者の標準報酬に対して一定割合の保険料率により保険料が賦課され、事業主と折半で負担する。 <p>【被扶養者への適用範囲の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none">・社会保険の被保険者の定義は「適用事業所に使用される65歳未満の者（厚生年金法第9条）」、「該当スル事業所ニ使用セラレル者（健康保険法第13条）」とされている。ここで「『事業者の使用せられる者』には法人の代表者も含まれる（大阪高判昭和55.11.21）」半面、所定労働時間ないし所定労働日数が通常の労働者のおおむね4分の3未満の短期・断続的雇用者は含まれない。・被用者保険の被保険者の世帯構成員であって、「主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル（健康保険法第1条2項）」場合には、被扶養者として家族療養費の適用対象者・国民年金の第三号被保険者となる。この具体的な程度についての行政解釈は、一定の水準（1999年時点で年収130万円）未満で、かつ被保険者本人年収の2分の1未満であることとしている（昭和52.4.6）。・上記の定義により、使用されている者でも被扶養者でもない場合は、自動的に国民年金・国民健康保険の被保険者となる。・女性パートタイム労働者の中で「年収が所得税の課税限度額を超えそうになった場合」就労調整を考慮すると答えた者の比率は37.6%となっている。また「年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で」就労調整を行うと答えた者の比率は36.7%となっており、その内訳としては「配偶者の税制上の控除がなくなる」が81.0%と最も多いが、「健康保険の被扶養配偶者から外れる」ことを理由にあげる者も42.3%と決して少なくない（他に「配偶者手当がもらえなくなる」34.8%等）。（『平成7年パートタイム労働者総合実態調査報告』）
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所得税における配偶者控除・特別配偶者控除額は、配偶者の賃金増加に、また在職老齢年金額は高齢者の賃金増加に、各々比例して段階的に減らされる仕組みとなっている。これに対して社会保険料は、年収が130万円の壁を超えれば一挙に課せられるため手取り所得額の減少が生じる。 <p>【短期間雇用者への社会保険の適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法における短期間雇用者と季節労働者への適用除外は、次の条文による。「2月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者（第13条の2第1項第2号イ）」「季節的業務ニ使用セラルル者但シ継続シテ4月ヲ越工使用セラルベキ場合ハ比ノ限ニ在ラズ（第13条の2第1項第3号）」（この他、日雇労働者には特例被保険者として健康保険が適用されている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）	記載なし。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【被扶養者への適用範囲の拡大】

論点1：健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の適用要件、短時間雇用者の被用者保険の適用要件を見直すべきではないか。

現行の非常用労働者の大部分を占める女性のうち、労働時間が常用労働者の3/4未満の短時間労働者である被扶養者については、本人の年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者となる。個人単位で考えれば、これらの被扶養者は負担なしでの基礎年金や健康保険の給付対象となるなどの受益が可能となる。その結果、健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者と厚生年金・健保の被保険者である女性労働者との間に負担と給付の格差が生じていることが指摘されている。健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の取扱いを検討すべきではないか。

現行制度では、年収130万円未満の者については被扶養者として社会保険料を免除されていることから、それ以上の収入を得た場合には手取り所得が大きく減少する。このため、パートタイム労働者には、被扶養者の所得要件の範囲内に年収賃金を維持するために就労日数や賃金の調整を行う者が少なくない。もっとも、この数は、所得税制上の控除を受けるために就業調整を行う者の数には及ばないものの、配偶者手当を受給するために調整する者の数に匹敵する。こうした働く能力と意志を持つ労働者が、制度的な要因によって自ら就業調整を行ったり、あえて低い賃金を甘受している可能性が大きいことは、労働市場の効率性を損なうものとなる。これらの弊害を防ぐために、健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の取扱いの問題を検討し、例えば低所得層を対象とした段階的な特別軽減保険料率を適用することで、特定の所得水準で手取り所得の急激な減少が生じないような措置を講じるべきではないか。

年間労働時間が通常の労働者の4分の3未満の短期間労働者を雇用する事業主も、同様に社会保険料負担を免れるため、常用労働者との雇用コスト格差が生じ、常用代替の誘引となる可能性が大きい。こうした観点からも被用者を対象とした社会保険の適用要件を見直すべきではないか。

健康保険の被扶養者及び国民年金の第3号被保険者の在り方については、所得税課税の在り方、配偶者控除の在り方、配偶者手当の在り方など、被扶養者の在り方についての社会全体のコンセンサスを踏まえた検討が必要である。

健康保険の被扶養者及び国民年金の第3号被保険者については、所得が一定額以下で負担能力の乏しい被扶養者についても、保険給付を確実に保障する観点から保険料を徴収しないこととしているものであり、被扶養者本人に負担を求めることについては、

- 1) そもそも所得のない者から負担を求めることが可能か、
- 2) 仮に所得のない者から負担を求めたとした場合、加入しない(できない)者が発生し、全国民への確実な給付が難しくなる可能性はないか、
- 3) 年金については、個人単位化することは、世帯単位で設計している給付水準の引下げや遺族年金の廃止などにつながり、現在の社会状況から見るとなかなか難しいのではないか、

などの指摘もある。

現行制度上、パートタイマー労働者及び派遣労働者などの労働者については、既に、一定の基準に基づき被用者保険が適用されているが、現在被用者保険が適用されていない非常用労働者に、適用・非適用の区分を変更して、社会保険適用を拡大することについては、

- 1) そもそも常用被用者に比較して、就労日数や時間が相当短く、その他の時間は自営業者と同様の経済活動が可能な者について、常用被用者として取り扱うことが適当か、
- 2) 妻の厚生年金の給付額が増加するに伴って世帯単位での給付総額は増加することから、世帯単位の給付設計を見直し給付水準を引き下げるべきではないか、
- 3) 低賃金パートタイマー労働者に対して一般の被保険者と同じ保険料率を求めてもよいか、その場合一般の被保険者と同じ保険料率とすると、国民年金保険料よりも低い保険料負担で基礎年金に加えて報酬比例部分の年金を受け取ることになり、第1号被保険者との均衡を逸するのではないか、
- 4) 就労日数、就労期間、賃金等が多様なパートタイマー労働者に対してどのような客観的基準を作るのか、作ったとしても新たな区分について引き続き就労調整が行われるのではないか、
- 5) パートタイマー労働者本人及び企業は適用を受けることを望んでいるのか、新たな保険料負担が増えることについて理解が得られるか、また、パートタイマー労働者については業種間格差が大きい合意形成が可能か、
- 6) 社会保険については、被用者保険が適用されない者については、国民年金・国民健康保険が適用されることとされており、セーフティネットは確保されているのではないか、

などの問題が多々あり、困難である。

パートタイム労働者の就業に影響を及ぼしている社会制度、慣行等の在り方については、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るという観点から留意する必要がある。(雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))

【社会保険料の算定方式の見直し】

論点2：社会保険料の算定方式を弾力化すべきではないか。

現行の月収賃金をベースにした保険料算定方式を、ボーナスのない労働者に機械的に適用した場合には、その負担が年収ベースでは過大になるという不公平が生じる。これは本来、常用雇用者についても、保険料の課税ベースを年収賃金に改めれば解決するが、それまでの間にも、年ベース賃金のボーナス等への配分方法の違いによる負担の不均衡を是正するための特例処置を速やかに執るべきではないか。

現行制度上、健康保険・厚生年金保険においては、負担能力に応じた負担義務を課すことが望ましいため、年収ベースではなく、月収をベースに保険料を賦課している。しかしながら、同一の年収であってもボーナスの年収に占める割合の違いにより保険料負担額に違いが生じるという状況が発生しているため、厚生年金保険においては、月給とボーナスを区分することなく、保険料の賦課及び給付額の計算を行う「総額報酬」を平成15年4月より導入することとしているところである。また、健康保険については、引き続き検討課題であると考えている。

3 参考資料

< 参考 1 > 在職老齢年金制度における年金給付の段階的な減額

・年金受給額が15万円のケース

給与額(例)	0円	5万円	10万円	20万円	30万円	34万円
年金額(減額後)	15万円	15-3万円	15-3万円	15-3-5万円	15-3-10万円	15-3-12万円
給与+年金	15万円	17万円	22万円	27万円	32万円	34万円

(計算方法) 在職老齢年金の受給額は一律で20%カット。

月収と年金の80%の合計が22万円を超えると、月収の増加2に対して厚生年金1をカット。

給与が37万円を超えた場合は、超えた分だけカット。

< 参考 2 > 所得税の配偶者控除による段階的な減額

・夫の収入が500万円のケース(妻1人、子(16歳未満)1人)

パート収入(例)	60万円	80万円	100万円	120万円	140万円	160万円
所得税	0円	0円	0円	1.7万円	1.9万円	3.6万円
住民税	0円	0円	0円	0.9万円	1.0万円	1.7万円
社会保険	0円	0円	0円	0円	18.1万円	20.7万円
妻の手取り	60万円	80万円	100万円	117.4万円	119.0万円	133.9万円
夫の収入	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
配偶者控除	38万円	38万円	38万円	0円	0円	0円
配偶者特別控除	38万円	23万円	3万円	21万円	3万円	0円
控除計	206万円	191万円	171万円	151万円	133万円	130万円
所得税	11.2万円	12.4万円	14.0万円	15.6万円	17.0万円	17.3万円
住民税	7.2万円	7.6万円	8.5万円	9.3万円	10.9万円	11.1万円
社会保険	51.7万円	51.7万円	51.7万円	51.7万円	51.7万円	51.7万円
夫の手取り	429.9万円	428.3万円	425.8万円	423.4万円	420.4万円	419.9万円
夫婦の手取り	489.9万円	508.3万円	525.8万円	540.7万円	539.4万円	553.9万円

(注) 1. 夫の控除は、配偶者控除と配偶者特別控除の他に、扶養控除38万円、社会保険料控除51.7万円、生命保険料控除2万円、損害保険料控除0.3万円、基礎控除38万円を加えた。

2. 社会保険料は標準報酬額を400万円として計算した。

3 - 2 雇用保険の見直し

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【雇用保険の適用の見直し】 ・雇用保険については、失業給付に係る保険料は賃金総額×保険料率により決まり、事業主と労働者が折半する。ただし、1) 1週間の所定労働時間が20時間未満、2) 雇用期間の見込みが1年未満、3) 年収の見込みが90万円未満、の短時間/短期間労働者は対象とならない。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画等)	雇用保険について、短時間労働者や派遣労働者への適用の在り方を含む制度全般の在り方について検討した結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。(改正法案施行時)

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【雇用期間1年未満の労働者の適用除外】

論点1：雇用期間1年未満の労働者の適用除外は、派遣期間の1年制限との関係で見直すべきではないか。

改正雇用保険法では、短期間労働者への雇用保険の適用要件として、従来の年収要件は撤廃されたものの、1年以上の継続雇用要件は依然として残されている。もっとも、現行制度でも、若干の中断期間を経て反復継続することが見込まれる場合や、1年の派遣終了後引き続き異なる派遣先へ派遣される場合について被保険者となることは可能であるが、同一の派遣先に労働者派遣を行う場合については当初からそうした派遣契約を結ぶことは改正労働者派遣法における派遣期間の1年制限に違反することになる。このため、新たに派遣事業が認められた業務に就く派遣労働者については雇用保険に加入する道が困難な場合が見込まれる。早急な改善策を検討すべきではないか。

労働者派遣法は、常用雇用の代替防止の観点から、派遣先が当該派遣先の事業所その他の派遣就業場所ごとの同一の業務について、1年を超える期間労働者を受け入れることを禁止している。しかしながら、これは、同一の派遣元から異なる業務や異なる派遣先に1年を超えて反復継続して派遣することを妨げるものではない。

派遣労働者については、こうした同一の派遣元から異なる業務や異なる派遣先に1年を超えて反復継続して派遣することが見込まれる者(一の雇用契約期間と次の雇用契約期間との間に若干の間隔が見込まれる場合を含む。)は、雇用保険の被保険者としてしているところである。登録型派遣労働者に係る適用基準については、中央職業安定審議会雇用保険部会報告書(平成11年12月)を踏まえ、同部会において検討することとしているところである。

【安定所経由を条件とする助成金の支給要件の緩和】

論点2：公共職業安定所による紹介を要件とする助成金の支給については、その支給要件を早急に見直すべきではないか。

特定求職者雇用開発助成金を始めとして、雇用関係の助成金（給付金）の中には、公共職業安定所による紹介を要件とするものが見られるが、安定所経由で入職する者は、全体の約2割を占めるにすぎない。助成金による雇用創出効果をさらにアップするためにも、新規・成長分野雇用創出特別奨励金（新規・成長分野雇用奨励金及び新規・成長分野能力開発奨励金）を含め、このような助成金の支給の在り方については、これを早急に見直すべきではないか。

貴委員会の「規制緩和についての第1次見解」（平成10年12月15日）の指摘や、昨年12月の改正職業安定法の施行を受けて、本年3月17日に中央職業安定審議会において、「安定所の紹介により就職した者のみを支給対象としている点を見直すことが適当である」旨の報告書がまとめられたことを踏まえて、現在、具体的に見直しを検討しているところである。

3 - 3 労使紛争処理制度の在り方

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<p>【相談窓口の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会は、団体的労使紛争を取り扱う機関であり、労働争議の調整のほか不当労働行為（正当な労働組合活動を行ったことによる不利益取扱い等）の審査を行っている。 ・都道府県労働局では、労使紛争の相談等を受け付け、解決援助を行うとともに、雇用の場での男女均等な取扱いに関する苦情相談、セクハラ相談等を受け付け、解決援助を行っている。 ・各労働基準監督署では、労働基準法等の違反の申告を受け付け、監督等必要な対応を行っている。 ・地方公共団体の労政事務所においては、様々な労働問題の相談を受けている。 ・労働保険については、労災保険については都道府県労働局・労働基準監督署、雇用保険については都道府県労働局・公共職業安定所で相談を受けている。 ・相談窓口は各法令ごとに用意されているが、個々の労働者からみてどこに相談するのが適当か、わかりづらい。また、必ずしもその場で解決に結びつかないことも多い。
<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）</p>	<p>雇用・労働関係全般に係る苦情・紛争の相談体制を始めとした個別的労使紛争処理制度の在り方について検討を進める。（平成12年度に検討）</p>
<p>進捗状況、検討状況</p>	<p>個別的労使紛争の増加に対応し、紛争の簡易・迅速な解決を図るため、多様な内容の相談にワンストップ・サービスで対応できる窓口体制の整備、現行の都道府県労働局長による助言・指導制度の拡充、調停制度の発展的拡充等を内容とする総合的な個別的労使紛争処理システムの構築について、現在労働省において検討を進めている。</p>

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【都道府県労働局による個別労使紛争処理】

論点1：都道府県労働局が個別的労使紛争の処理に当たることが現在構想されているが、個別的労使紛争処理制度の在り方について更に検討すべきではないか。

労使関係の個別化が進展するなか、個別的労使紛争処理制度の整備が強く求められている。都道府県労働局が個別的労使紛争の処理（紛争解決に向けた指導等）に当たることが現在構想されているが、個別的労使紛争処理制度の在り方について更に検討すべきではないか。

また、現状においても、男女雇用機会均等法の下で都道府県労働局長が助言・指導・勧告を行う場合や、都道府県労働局に置かれた機会均等調停委員会が調停を行う場合には、法令（指針を含む。）に定める明確な判断基準があるが、労働基準法の下で都道府県労働局長が助言・指導を行う場合には「労働問題に関し専門的知識を有する者」の意見を聴くものとされているとはいえ、このような法令に定める明確な基準に欠ける

ケース（解雇、配転・出向等）が少なくない、という問題がある。

こうした問題点を考慮した上で、個別労使紛争処理制度の在り方については、その窓口となる機関の選択を含め、更に検討を重ねる必要があるのではないか。

都道府県労働局長による紛争解決援助は、紛争の当事者の自主的な紛争の解決を促すことを目的として、事実関係の調査・整理を行った上で、法令、判例等に基づき助言、指導等を行うものであり、必要がある場合は労働問題の専門家から意見を聴くことにより、中立性、公平性を確保している。また、現在検討中の新しいシステムの中でも、同様に専門家の意見を聴くこととしている。

さらに、今般、機会均等調停委員会を拡充し、労働条件に係る紛争等も対象とする調停委員会を新たに設けることを検討しており、専門知識をもつ学識経験者である委員により、個々の事案に応じた妥当な解決案を提示することが可能であると考えている。

個別的労使紛争処理の在り方については、多様な選択肢があるが、労働局においては、既に個別的労使紛争についてのノウハウが蓄積されていることに加え、調停制度についても現にある機会均等調停委員会の改組で対応できること、個別的労使紛争には労働関係法違反との複合事案も多いため、労働局において相談を受け付けることにより、法違反部分については監督署等の監督機関に移管し迅速、効率的に処理することが可能であること等から、国が全国一律にセーフティネットとして設ける制度としては、労働局において個別的労使紛争処理システムを整備することが適当であると考えている。

【労働委員会による労使紛争処理】

論点2：労働委員会における労使紛争処理の在り方について、再検討すべきではないか。

現在、労働委員会は、不当労働行為の審査あるいは労働争議の調整（争議調整）という形で労使間の紛争処理に従事している。しかし、現行の不当労働行為制度の下では、使用者は「被告」席にしか立つことができない（使用者のみが救済命令の名宛人として一定の行為を命じられるのであり、労働組合は自ら使用者となる場合を除き、救済命令の名宛人となることはない）等、現行不当労働行為制度には少なからず問題がある。また、いわゆる駆け込み訴え等を通して個別労使紛争が労働委員会に持ち込まれることもあり、現在、労働委員会はこれを団交拒否の不当労働行為事件あるいは団交促進を目的とした争議調整（あっせん）事件として扱っているが、このような状況は、集団紛争（労働組合との団体交渉に関わる紛争）の名の下に、個別紛争（代理人との個別交渉にかかわる紛争）の処理を行っているともいえる。

なお、労働関係調整法6条は、同法にいう労働争議を「労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してある状態又は発生する虞がある状態をいふ。」と定義した上で、かかる労働争議が発生した場合にあっせん等を行う旨を定めているが、現実に労働委員会が行っているあっせんの中には、争議行為が発生する虞があるとはいえないケースも見られる。このような現状に照らしても、労働委員会における労使紛争処理の在り方について再検討する必要があるのではないか。

憲法は、使用者と労働者の間に力の差がある状況を踏まえ、労使対等の促進と確保を図るため、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障したものである。不当労働行為制度は、この憲法の規定を具体化したものであって、憲法との関係を考えれば、現行の不当労働行為制度は適当である。

労働委員会は、事案の審理に当たっては、労使双方の主張を十分に聴取し、労働組合側に帰責事由がある場合には、当然その点について使用者

側の主張を聴いた上で判断しており、その結果、使用者側のみを名宛人として命令を出しているが、条件付命令、調整的命令を出すなど、労使関係上の紛争・問題を扱う専門の独立した行政委員会として適切な解決を行っているところである。

3 参考資料

<参考> 労働基準法第105条の3に基づく紛争解決援助制度の運用状況（平成10年10月1日～平成12年3月31日）

	労働条件に係る 紛争の相談件数	解決したことを 把握している件数	申出受理件数	
			当事者間の話し合い	解 決
解雇	10,761		2,650	242
労働条件の引下げ	5,475		981	88
その他	13,547		4,028	135
合 計	29,783	7,933	7,659	465

4 インターネットの活用による労働市場の活性化

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【インターネットを活用した職業紹介事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介事業においてインターネット等を利用することについて特段の規制はないため、職業紹介事業の許可基準を満たした上で許可を得ることで、事業を行うことができる。（職業安定法第31条第1項各号） <p>【電子的届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく各種手続については紙で行うことが暗黙の前提としてあり、電子的届出・保存は、特別なケースにのみ限られている。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）	<p>【インターネットを活用した職業紹介事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介事業におけるインターネットの活用について、これが積極的に行われるよう、その明確な基準を指針等の形で示すことを検討する。（平成12年度） <p>【電子的届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に対する国民等からの申請・届出等手続について、電子化を一層推進するための基本的枠組みを踏まえ、実施スケジュールを明確にした省庁別のアクションプランを平成12年度早期に策定し、手続のオンライン化を進める。 ・雇用保険の各種届出のフロッピーディスクによる提出について、その具体化のための準備を進め、平成11年度に実施する。（平成11年10月31日措置済） ・雇用保険に関する届出について、提出の電子化、ネットワーク化の状況を踏まえ、本社での一括提出の可能性について検討し、その結論を得る。（平成11年2月23日措置済）
進捗状況、検討状況	<p>【インターネットを活用した職業紹介事業等】</p> <p>インターネットを活用した職業紹介事業と、求人・求職情報提供事業との区分に関する基準について検討中。（平成12年度中措置（予定））</p>

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・（IT関連）は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【インターネットを活用した職業紹介事業等】（IT関連）

論点1：インターネットを通じた職業紹介事業等について、IT革命の時代にふさわしい規制緩和を早急に行うべきではないか。

インターネットは、コンピュータ上で情報を双方向からインタラクティブに受発信することを可能にした。こうした中、職業紹介事業を始めとして、相対での対面交渉を当然の前提としてきた従来の規制は、急速に時代遅れのものとなりつつある。相対での対面交渉が前提であれば、事

業所について一定の要件を課すことも無意味ではないが、このような相対での交渉をかならずしも必要としないインターネットを通じた職業紹介事業等については、従来とは異なる配慮が必要となるはずである。

個人情報の保護等に関する行為規制は維持しつつ、コンピュータ上で機械的に行うことができるマッチング（ハローワークインターネットサービスで行っている求職者の希望する条件に基づく求人企業の絞り込みもその一種）については、職業紹介のカテゴリーに含めない（それゆえ、これを事業として行う場合にも許可制の対象外とする）等、IT革命の時代にふさわしい規制緩和を早急に推進すべきである。

なお、現在、ハローワークインターネットサービスでは、各種雇用情報や札幌市、仙台市、名古屋市、広島市、福岡市及び北九州市並びに首都圏及び近畿圏に所在する83のハローワークが受理した一般的な求人情報（企業名や住所を記載していないもの）を提供しているが、求職者等の便宜を図るため、公開情報の拡大に引き続き努力すべきである（対象地域の拡大のほか、求人企業が同意した場合には、企業名や住所、連絡先等についても公開することを検討するなど

インターネットを活用した事業について職業紹介事業に係る規制が掛からない範囲を明確にするため、インターネットを活用した職業紹介事業と、求人・求職情報提供事業との区分に関する基準について平成12年度中に措置できるよう検討中であり、これにより、職業紹介事業に係る規制が働く場面が具体的かつ限定的に理解されるようになる。

インターネットを用いて行う「職業紹介事業」についての事業所の面積要件については、職業紹介上トラブルがあった場合に、求人者・求職者が事業者の所在を確実に把握できるようにすべきこと、求職者からの苦情相談等に適切に対応できる最低限の物理的環境を確保する必要があること等から、必要な要件である。

ハローワークインターネットサービスにおける公開情報の拡大に関しては、インターネットによる職業情報の提供という性質上、情報の2次利用・3次利用のおそれやクラッキング（ハッキング）等の問題等、検討を要する事項がある。

【電子的届出】（IT関連）

論点2：書面の交付や届出を求める現行規制（労基法、職安法等）については、これを早急に見直すべきではないか。

FAXや電子メールが普及した今、労働条件の明示を書面で行い、労使協定や就業規則、雇用保険被保険者離職証明書等の届出方法を監督署等への出頭や郵送に限る必要はまったくない。労基法や職安法等に定める関連規定を見直し、FAXや電子メール（ファイル添付）の活用を正面から認めるべきである。

また、雇用保険関連書類の電子化についても、これと同様の観点から検討すべきである。

所管法令等に係る申請・届出等手続のオンライン化については、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」（平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承）に基づき、平成12年度早期に、15年度までの具体的なタイム・スケジュールを示したアクション・プランを策定し、公表することとしている。

なお、ファクスでの受付については書面の真正性・原本性の確保に問題があるため、認めることは困難である。

求人条件と実際の労働条件の食い違いによるトラブルから求職者を保護するためトラブルに際して一定の「証拠」となるものを確保する措置が必要であり、現状では、電子メールは真に本人が発出したかどうか確認が難しいこと、容易に改ざんできること等から、本人が署名又は押印し

た私文書のような効力を法的に認められておらず、訪問販売法、割賦販売法等においても「書面」として認められていない現状にある。このため、現時点で電子メールを「書面」と同等に扱うことは困難であるが、今後の電子署名・電子認証制度の普及発達の状況を踏まえ、他の制度における取扱いも考慮しつつ検討すべきものである。

職業安定法施行規則第4条の2第2項ただし書では、職業紹介について緊急の必要があるときに、労働条件の明示についての「書面」以外の方法も認めており、その範囲で現在でも、電子メールを用いることが可能である。

労働条件の明示については、労働契約の締結に際して使用者が労働者に対して行うものであり、使用者が労働者と直接会わずに労働契約を締結することは極めて稀と考えられ、労働条件を明示する書面を交付することが使用者に対してコストとなっているとは考えられず、書面による交付義務を見直す必要はないと考える。

就業規則の意見書等の書面によりその届出が義務付けられているものは、その手続に過半数を超える労働者で組織される労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くこととされている。しかしながら、現状における電子メールでは、署名等の原本の真正性を確保することが困難であると考ええる。

今後、電子認証制度等の普及発達の状況を踏まえ、他の制度における取扱いも考慮しつつ検討すべきものである。

雇用保険被保険者離職証明書については、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等その記載内容を確認できるものとともに提出される必要があり、FAXや電子メールによる提出は困難である。

5 改正法（職安法・派遣法・労基法）の施行によって明らかになった問題点

（概要）

法改正は規制改革にとって極めて重要な意味を有するが、一度の法改正によってすべての問題が解決するわけではない。当然のことながら、改正法（職安法・派遣法・労基法）の施行によって明らかになった問題点も多い。ここでは、そのなかから職業紹介事業、労働者派遣事業及び企画業務型裁量労働制に的を絞って、その論点を整理する。

5 - 1 職業紹介事業

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【職業紹介事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図ること、民間の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣事業を指導監督することを、政府の業務として規定。・有料の職業紹介事業を行おうとする者は、労働大臣の許可を受けなければならない。・許可をする場合には、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。・労働大臣は、法定の許可基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。・許可の有効期間は、新規3年、更新5年とする。（有料職業紹介事業、平成12年7月28日施行）・有料職業紹介事業者は、港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業を求職者に紹介してはならない（取扱職業について、ネガティブリスト方式を採用）。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none">・有料職業紹介事業の更なる取扱職業の拡大について、ネガティブリスト化の施行状況、ILO第181号条約等を踏まえ、基本的方向を決定の上、法改正とともに同条約の批准を行い、その具体化を図る。（平成11年12月1日措置済）・国外にわたる有料職業紹介事業の取扱職業の在り方、及びその更なる拡大について検討を進める。（平成11年12月1日措置済）・有料職業紹介事業の許可及び更新許可に係る有効期間について、ILO第181号条約等を踏まえ、所要の改正法案を提出するとともに同条約の批准を行い、その延長を図る。（法律改正済、平成12年7月28日条約発効予定）・有料職業紹介事業の許可要件について、ILO第181号条約等を踏まえ、その要件を見直す。（平成11年12月1日措置済）・職業紹介事業と労働者派遣事業の兼業に係る有料職業紹介事業等の許可要件について、引き続き検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる。（平成11年12月1日措置済）・有料職業紹介事業の許可制度について、ILO第181号条約等を踏まえ、所要の改正法案を提出するとともに同条約の批准を行い、具体化を図る。（平成11年12月1日一部措置済）

	・有料職業紹介事業の手数料に係る規制について、ILO第181号条約等を踏まえ、所要の改正法案を提出するとともに同条約の批准を行い、具体化を図る。(平成11年12月1日措置済)
進捗状況、検討状況	民間の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみ、その適正な運営を確保することを法目的に追加することなどを内容とする職業安定法等の一部を改正する法律が公布・施行されるとともに、省令、業務運営要領等の通達が整備された。(平成11年12月1日措置済)

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【職業紹介責任者に係る規制の緩和】

論点1：職業紹介責任者に係る規制を緩和すべきではないか。

職業紹介責任者については、求人者又は求職者からの苦情処理、個人情報の管理、有料職業紹介事業の業務の統括及び改善を職務として行う者として有力職業紹介事業者が選任しなくてはならないが、1人の職業紹介責任者は500人までの有効求職者しか扱えないこと、有料職業紹介事業の許可要件に含まれるため、人事異動等のたびごとに所管職安に届出をしなくてはならないこと、職業紹介責任者となるためには講習を受けなくてはならない上に、2年に一度の講習を受けなくては資格が無効になること、といった問題点がある。

職業紹介責任者が果たすべき職務として規定されている内容は、有料職業紹介事業者として当然行わなくてはならないものであるが、会社組織としてその機能が整備されておれば足り、これを職業紹介責任者を置くことにより担保する必要はかならずしもない。それゆえ、会社組織としてその機能が整備された事業所に対しては、職業紹介責任者は1事業所当たり1人で足りることとし、1人の職業紹介責任者が取り扱える有効求職者は500人までという規制の対象外としてはどうか。

また、職業紹介責任者の職務のうち、求人者又は求職者からの苦情処理、有料職業紹介事業の業務の統括及び改善については、それぞれの有料職業紹介事業者により異なる(それだけに業者ごとに特色を出せる)ため、講習は最低限のものとし、個人情報の管理に重点を置いたものとするべきである。また、更新講習制度についても、その簡略化や講習制度そのものの廃止について検討すべきである。

職業紹介責任者は、苦情の処理、個人情報保護等の具体的業務を行う責任者として、法律上明確な位置づけが与えられたところである。職業紹介責任者については、これまで取扱職業の種類ごとに1人選任する選任要件を緩和したところであるが、人事・労務等に関する知識が十分に付与されるよう講習の充実が必要であり、また、その業務について専門的職業としての社会的な評価が向上し確立されることが重要であるとの意見が強い。今後、職業紹介事業法制全体についての3年後の見直しに向け職業紹介責任者に係る資格制度の導入についての検討を行う中で、講習制度の在り方については見直しが必要となってくる。

職業紹介責任者の果たすべき職務に関し、「会社組織としてその機能が整備された事業所」について職業紹介責任者の選任要件を軽減することについては、そのような判断基準を設定し、認定する方法の方がかえって実施が困難であることも予想される。

平成12年度中に措置すべく検討しているインターネットを活用した職業紹介事業と、求人・求職情報提供事業との区分に関する基準の明確化

により、職業紹介事業者がインターネットを活用して事業を行った場合に職業紹介責任者を選任する義務が生じない事業の範囲が明確化されることとなる。

この論点については、規制緩和推進3か年計画で指摘されているとおり、改正職業安定法の施行状況を見た上で、3年後の制度全体の見直しの際に検討を行うことが適当である。

【手数料の徴収に係る規制の緩和】

論点2：手数料の徴収に係る規制を緩和すべきではないか。

ILO第181号条約及び職安法は、ともに求職者からの手数料徴収を原則として禁止する一方で、求職者の利益になる場合には、その例外として求職者から手数料を徴収することを認めている。現在認められている例外は、芸能家とモデルに限られている（家政婦やマネキン等については、従来の受付手数料に相当する額を当分の間徴収することが認められている）が、狭すぎるとの感を免れない。求職者が自らの利益になるとしてこれを希望する場合には、より広い範囲で求職者が費用を負担する職業紹介サービスの提供を認める等、一層の規制緩和を図るべきではないか。

ILO第181号条約の採択に際しての議論においても、求職者から手数料を徴収することについて、芸能家、モデル等の労働者から手数料等を徴収する場合のように、労働者の利益となるようなときに、最も代表的な労使団体と協議した上で、例外的に手数料等の徴収を認めることができることとされており（ILO第181号条約第7条）、現在の我が国の求職者手数料徴収の対象は、その考え方に沿って定められたものである。紹介と一体的に行われることのない求職者サービスについては、職業紹介事業の手数料規制が及ばず料金徴収は可能であることから、現段階で求職者の手数料規制を見直すことについてはその必要性に乏しい。

いずれにせよ、この論点については、改正職業安定法の施行状況を見た上で、3年後の制度全体の見直しの際に検討を行うことが適当である。

【国外にわたる職業紹介に係る許可手続の簡略化】

論点3：国外にわたる職業紹介に係る許可手続を簡略化すべきではないか。

国外にわたる職業紹介については、職安法の改正により取扱職業がネガティブリスト化される等、一定の規制緩和が行われたが、現在なお許可申請に当たっては、相手先国の関係法令及びその日本語訳を提出することが義務付けられている。また、相手先国の取次機関を利用する場合には、その取次機関の登記簿謄本、代表者履歴等、詳細な資料を提出しなければならず、新規参入の障害となっている。

そこで、国外にわたる職業紹介に係る許可手続については、相手先国や取次機関に関する添付書類を削減する等、その簡素化を図るべきではないか。特に、相手先国の関係法令については、行政機関が必要な情報収集を行うことも可能であり、これを事業者に強制することは過重負担を強いることになる。こうした配慮からも、改善が必要ではないか。

国外にわたる職業紹介については、国内における職業紹介に比して労働者保護に欠ける事態が生じやすい面があることは否定できないことから、少なくとも相手先国の取次機関の状況を把握しえない状態で許可を行うことは難しい。

民間機関は、そもそも自らの経営判断として各国の法制度を含む社会、経済の実情について把握をした上で、職業紹介事業を実施可能か否かの

判断をし、許可の申請を行うことになっている。また、収入を得て事業を行うため申請を行う民間機関（許可を受けられるか否か、事前には分からない）に対するサービスとして、国費を用いて特別に関係各国の情報収集を行うことについては慎重な検討が必要である。

【職業紹介事業に係る許可基準の明確化】

論点4：許可申請者が単に事業主の団体であることだけでは、許可基準に定める「事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者」等に該当しないこと（事業主の団体であっても職業紹介事業の許可を取得できること）を明確にし、その周知徹底を図るべきではないか。

職業紹介事業の許可基準は、1) 有料（又は無料）の「職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと」や2) 「事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと」を適正な事業運営に関する要件として定めている。また、無料職業紹介事業については、有料職業紹介事業にはない3) 「申請者の存立目的、形態、規約等から必要かつ相当であると認められる職業紹介を行う者であること」といった行政裁量の余地の極めて大きい要件が現在なお許可基準として残されている。

このうち、有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業に共通する1) 及び2) の要件については、以下のような留意事項が示されている（無料職業紹介事業については、正確には「有料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項に準じて確認等を行うものとする」とある）が、3) については、留意事項についての記述がなく、その内容が第三者には分かりにくいものとなっている。

1) 有料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

会員の獲得、組織の拡大、宣伝等とは、その手段の諸形態を例示したものにすぎないので、その目的が布教の手段、名声の獲得、選挙運動等のために利用するものであってはならない。

労働大臣の許可を兼業部門（例えば、経営コンサルタント業の広告、芸能家、モデル等の養成所の生徒の募集等）その他の紹介事業以外の目的に利用するものであってはならない。したがって、「労働大臣許可」を養成所等許可を受けた職業紹介事業以外の事業宣伝に用いてはならない。

許可申請関係書類として提出された定款又は寄付行為及び登記簿の謄本については、その目的の中に「有料職業紹介事業を行う」旨の記載があることが望ましいが、当該事業主の行う事業の目的中の他の項目において有料職業紹介事業を行うと解釈される場合においては、有料職業紹介事業を行う旨の明示的な記載は要しない。

なお、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本の目的の中に取扱職業の範囲以外の職業について当該事業を行う旨の記載がある場合には、そのままでは許可できないものであるので留意すること。

2) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

「事業主の利益に偏った紹介」としては、例えば能力・適性により適格紹介を行うのではなく若年者優先の紹介をしたり、専ら会員企業の離職予定者の受け皿探しを行いリストラを支援するための紹介等が考えられる。

予定する求人・求職の範囲を許可の際に審査し、求人者が会員企業主体となっている場合や求職者が会員企業の離職予定者となっている場合等、形式的には広く求人・求職を取り扱うことになっているが、広告・営業等の実態から判断すると会員主体となっている場合等については、実態としては会員サービスとして紹介を行うものと見ることができ、そのような場合は「事業主の利益に偏った紹介」が行われるおそれが高いと判断できる。

他方、事業主の団体が行う職業紹介事業については、それが無料で行うものであっても、職業紹介事業の許可の取得が認められてこなかったという経緯があり、以上の許可基準を根拠に、今後ともそうした取扱いが継続するおそれがある（上記の留意事項中2）の はその可能性が高いことを示している）。

しかし、事業主の団体が行うことのみを理由として、それが「事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと」等の許可基準に抵触すると考えることは明らかに行き過ぎであり、職業紹介サービスを受けることのできる機会を拡大する観点からも、事業主の団体であることは、職業紹介事業の許可を取得するに当たって、それ自体としては障害とならないことを明確化し、これを周知徹底すべきである。また、こうした抽象的で裁量の余地の大きい許可要件については、今後これをできる限り排除していくのが適当である。

事業主の団体が行うことのみを理由として「事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者」と判断されることがないのは当然であり、機会をとらえてその旨の説明は行ってきている。

3)の要件については、無料職業紹介事業は、労働組合、公益法人、社会福祉法人等により行われることが多く、こうした場合には、定款等により行うことができる業務の範囲が限定され、その範囲を超える業務を行うことができないことから、定款等の範囲内で許可することを明らかにしたものである。

上記2点を明確化し周知を図ることは可能である。

【取扱職種等の範囲の限定に係る透明性の確保】

論点5：職業紹介事業において取り扱うべき職種等の範囲を限定することを事業者が申し出た場合には、労働大臣は原則として当該申出を承認しなければならないことを明確化する等、透明性の確保に努めるべきではないか。

改正職安法第32条の12第1項は、「労働大臣は、有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者の申出に基づき、これらの者が行う有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めることができる」と定め、同法第33条第4項は、これを無料職業紹介事業についても準用している。また、これを受けた業務運営要領は、「労働大臣は、当該申出の内容が適当でないときを除き、その申出内容に基づいて、申出者が行う有料職業紹介事業（無料職業紹介事業についても同じ - 注）において取り扱うべき業務の範囲を定め、申出者に通知する」と規定し、当該申出を承認しないときは「職業紹介事業業務範囲限定申出不承認通知書」（通達様式第14号）を発するものとしている。

確かにこの不承認通知書によれば、事業者による申出を労働大臣が不承認とする場合には、その理由を明記すること（異議申立ても可能）とされているが、いかなる場合に不承認とされるのかが前もって明確にされていない等、透明性の確保という点で問題を残すものとなっている。そこで、職種等の範囲を限定することを事業者が申し出た場合には、労働大臣が原則として当該申出を承認しなければならないことを明確にした上で、不承認とする場合の基準を前もって明示する等、透明性の確保に努めるべきではないか。

職種、対象地域に係る限定については、原則として申出を承認することとしており、この旨を明確化し、周知を図ることは可能である（職業安定法施行規則第24条の4）。

それ以外の限定については、どのような方法による限定が不適格なものか事前にすべてを明確化することは困難であり、このような案件については審議会において審議し、具体的事例の積み重ねにより、具体化、明確化を図っていくこととしている。

< 確認事項 >

以上のほか、論点整理を行う過程（労働省に対するヒヤリング）において、確認できた事項に次のものがある。

- 1) 許可基準の留意事項には「予定する求人・求職の範囲を許可の際に審査し、求人者が会員企業主体となっている場合や求職者が会員企業の離職予定者となっている場合等、形式的には広く求人・求職を取り扱うことになっているが、広告・営業等の実態から判断すると会員主体となっている場合等については、実態としては会員サービスとして紹介を行うものと見ることができ、そのような場合は『事業主の利益に偏った紹介』が行われるおそれが高いと判断できる」とあるが、アウトプレースメント会社や産業雇用安定センターが現に行っている事業は、これに該当するものではない。
- 2) 職業紹介事業の許可申請に当たって、業務の範囲の限定を申し出るとは必須のものではなく、無料職業紹介事業についても従前の取扱いとは異なり、対象地域の限定を求めるものではない。実際にも、有料・無料を問わず、相当程度の許可申請は職業及び地域を限定しない形で行われている。また、職業の限定を行う場合、業務運営要領では「目安としては平成11年労働省職業分類の中分類によるものとする」とされているが、これはあくまで目安であり、大分類（専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業等）でも差し支えない。
- 3) 有料職業紹介事業者が手数料を徴収する場合、これを前金制の形で徴収することは可能である。
- 4) 労基法6条は、中間搾取の排除という見出しの下、「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」と定めているが、有料職業紹介事業を始めとする職業仲介事業は、本来的にも中間搾取に当たるものではない。このことについて誤解が生じないよう、通達等による明確化の措置を講じる。

3 参考資料

< 参考 1 > 制度の沿革

昭和 22 年	職業安定法制定時の取扱職業は 11 職種。
平成 2 年	省令の改正により取扱職業を 29 職種にまで拡大。
平成 8 年 4 月	通達の改正により、有料職業紹介事業の許可の申請等に係る添付書類を簡素化。
平成 9 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・省令の改正により、有料職業紹介事業の取扱職業の範囲を大幅に拡大し、実質的にネガティブリスト化。紹介手数料についても、労働大臣の承認を受けることなどにより徴収額の設定を事実上自由化。 ・許可等の手続について、明確かつ簡素で裁量の余地の少ないものとするとし、マニュアルを作成し周知。 ・通達の改正により、許可の申請等に係る添付書類を簡素化。 ・職業紹介責任者の職務経験要件（10 年）を 3 年に短縮。
平成 11 年	<p>職業安定法の改正により、有料職業紹介事業の許可制度を透明化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請手続、許可条件、変更届、事業の廃止、許可の取消し、名義貸しの禁止等、制度を明確化。 ・申請に必要な書類、許可基準、許可の欠格事由について明示。 ・紹介手数料については上限付き又は届け出た手数料表により行うことの選択制に移行。 ・許可の有効期間（1 年）を、新規 3 年、更新 5 年に延長（有料職業紹介事業、平成 12 年 7 月 28 日施行）。 ・取り扱うべき職種の範囲等（労働大臣が有料職業紹介事業者の申出に基づき定める）、手数料、苦情処理等について明示を義務化。 ・職業紹介責任者の選任、帳簿の備付け、事業報告を義務化。

< 参考 2 > 職業紹介事業の許可事業所数（各年度末現在）

（単位：事業所）

年度区分	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
有料職業紹介事業所数	3,227	3,187	3,375	3,498	3,727
無料職業紹介事業所数	492	499	514	505	500

（注）有料職業紹介所の取扱職業別事業所数をみると、専門的、技術的職業が最も多く、次いで家政婦、マネキン、配膳人などとなっている。

5 - 2 労働者派遣事業

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいう。ただし、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。労働者派遣事業は、派遣労働者が派遣元の常用雇用労働者に限られる特定労働者派遣事業と、それ以外の主に登録スタッフをその都度雇用して派遣する一般労働者派遣事業とに区別され、一般労働者派遣事業については労働大臣の許可が、特定労働者派遣事業については労働大臣への届出が必要とされる。労働者派遣法の適用対象業務は、これまで事務用機器操作等26業務に制限されてきた（昭和61年の同法施行時は13業務）が、対象業務のネガティブリスト化により、改正法施行後以下の業務を除き、労働者派遣事業を行うことができるようになった。<ol style="list-style-type: none">1) 港湾運送の業務2) 建設の業務3) 警備の業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務4) なお、当分の間、物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬など物の製造工程における作業に係る業務）であって労働省令で定める業務についても労働者派遣事業を禁止。ネガティブリスト化の下で新たに認められる業務については、派遣先が「同一の業務」について派遣サービスの提供を受けることのできる期間が原則として1年に制限され、派遣先が派遣労働者の希望に基づき、「同一の業務」に引き続き派遣労働者を従事させる場合には、雇用の努力義務を負うほか、1年を超えて派遣を受け入れた場合であって派遣労働者が派遣先への雇入れを希望する場合に、労働大臣が行う雇入れの指導・助言に従わなかった派遣先に対しては労働大臣が雇入れを勧告することができ、派遣先が当該勧告に従わなかった場合にはその旨を公表することができる。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none">労働者派遣事業について、対象業務の範囲のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護のための措置等を図る。（平成11年12月1日措置済）労働者派遣事業の適用対象業務の範囲について、改正法の成立を受けて、ネガティブリストを客観的、合理的な内容に限定した政省令の策定を行う。（平成11年12月1日措置済）労働者派遣事業の派遣期間の在り方については、改正法成立後、労働者派遣事業の進展の実態等を踏まえ、必要な検討を行う。（改正法施行3年後検討）一般労働者派遣事業の許可制度の在り方については、改正法成立後、労働者派遣事業の進展の実態等を踏まえ、必要な検討を行う。（改正法施行3年後検討）
進捗状況、検討状況	上記の改正規定を含む労働者派遣法等の一部を改正する法律が公布されるとともに、政省令、業務取扱要領等の通達整備された。（平成11年12月1日措置済）

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【派遣期間の1年制限の緩和】

論点1：派遣期間の1年制限について、その緩和を図るべきではないか。

派遣法改正の結果、対象業務についてはネガティブリスト化が実現したが、新たに派遣事業が認められた業務については、原則として派遣期間（派遣先が派遣サービスの提供を受けることのできる期間）が1年に制限されており、このことが営業や販売等の業務における派遣市場の拡大を派遣元の予想を下回る伸びに抑えているといわれる。また、派遣期間の1年制限については、派遣元や派遣先のみならず、派遣スタッフの側にも、その緩和を求める声が強くなっている（注）。

注) 「派遣法改正に関する緊急アンケート」（I&S/BBDO、平成12年5月実施）
派遣対象期間は従来と同じ3年にすべき（企業側質問、対象は30歳～59歳男性〔派遣サービスの利用経験有り〕）
「そう思う」（61%）+「ややそう思う」（13%）=74%
最長1年は短いと思う（スタッフ側質問、対象は20～34歳女性〔現スタッフあるいは関心のある人〕）
「そう思う」（56%）+「ややそう思う」（12%）=68%

そこで、少なくとも以下の点については、早急に現行規制の見直しを行うべきではないか。

1) 複合業務の取扱い

主たる業務が旧適用対象業務（いわゆる26業務）である場合、月初あるいは土日のみ等、派遣日数が限られている場合には、例外的に3年程度の派遣を認めるべきではないか。

2) 中高年齢者（45歳以上）の派遣

中高年齢者の雇用機会を拡大するためにも、45歳以上の中高年齢者を派遣する場合には、イと同様に、例外的に3年程度の派遣を認めるべきではないか。

3) 派遣元の常用労働者の派遣

派遣元の常用労働者を派遣する場合には、現行規制どおり、派遣期間に制限を設ける必要はないのではないか（改正派遣法のように、1年経過後の常用雇用を考えることは無意味）。

対象業務の拡大に伴い、拡大業務についてのみ1年の期間制限の対象となっているが、この期間制限に関しては、国会審議において、派遣期間1年の制限の履行確保について派遣先への勧告及び公表、派遣元事業主への罰則が盛り込まれる等、与野党共同で制限を強化する方向での修正が行われた上で成立したものであり、その趣旨を踏まえて着実に施行する必要がある。

さらに、改正法の施行から日も浅く、期間制限制度についての影響の実態把握もできない。また、これについては、本年12月1日から実施さ

れる紹介予定派遣の及ぼす影響も無視できないことから、規制緩和3か年計画で指摘されているとおり、改正法の施行状況を踏まえ、改正法施行3年後の検討の中で必要な検討を十分に行うことが適当である。

【「物の製造の業務」についての早期自由化】

論点2：「物の製造の業務」について、派遣事業の早期解禁を図るべきではないか。

改正派遣法は「物の製造の業務」について、当分の間、派遣事業を行うことを禁止する定めをおいている。しかし、生産工程の全般にわたる派遣事業の禁止は国際的に見ても異例であり、「特定の状況の下における特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動」に限定して派遣事業を禁止することができるとしたILO第181号条約の精神にも反する（禁止の対象が「特定」しているとはかならずしも言えない）と考えられる。

また、「物の製造の業務」には季節的な性格を持った業務も少なくなく、その意味で派遣（特に短期派遣）に適しているともいわれる。さらに「物の製造の業務」について派遣事業を解禁することは雇用機会の拡大にも資することになり、こうした理由からも、その早期解禁を図るべきである。

なお、上記「派遣法改正に関する緊急アンケート」においても、製造業における製造ライン業務について、派遣を「自由化すべき」との意見が78%を占めるものとなっている（企業側質問）。

物の製造の業務について、当分の間、派遣事業を禁止することは、ILO第181号条約の精神に反するとまではいえない。

物の製造の業務を労働者派遣事業の対象とすることについては、常用雇用の派遣労働への代替の防止が確保できるか等の問題について、労働組合等の関係者の間に強い危惧があることから、見直しに当たっては十分議論を尽くす必要がある。このため、改正法の施行状況も踏まえ、労働者派遣法における他の制度の見直しと併せ、改正法施行3年後の制度全体の見直しの中で検討を行うことが適当である。

【法令に基づかない派遣事業の禁止】

論点3：法令に基づかない派遣事業の禁止は、原則として認められないことを明確にすべきではないか。

改正派遣法の特徴は、対象業務をネガティブリスト化したことにある。しかし、派遣法の適用除外業務（ネガティブリスト）に含まれない業務についても、派遣の対象業務から事実上排除されている業務は少なくない。しかし、こうした状況は法治国家のあるべき姿からは乖離したものであり、法令に基づかない派遣事業の禁止は原則として認められず、業法等に定める直働規定（注）も、その目的が使用関係をはっきりさせることにより企業側の責任を明確化することにある場合には、当該業務と関わる派遣事業の禁止を根拠づけるものではない（派遣先との間にも使用関係がある以上、派遣先が雇用関係のないことを理由に責任を免れることはない）ことを明確にすべきである。

以上の理由から、派遣法の適用除外業務として明示されていないにもかかわらず、事実上排除されている業務の実態について早急に調査を行うとともに、その見直しについて検討すべきではないか。

注) 直備規定の例(証券取引法)

第64条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者(以下「外務員」という。)の氏名、生年月日その他総理府令で定める事項につき、総理府令で定める場所に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

一 第2条第8項各号のいずれかに該当する行為

二 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。(以下、略)

労働者派遣事業を利用するか否かは、そもそも派遣先の事業主の自由な経営判断によるものである中で、各事業法等において事業の適正実施等の観点から派遣労働者を利用してはならないとしていることについては、各事業法自体の立法目的に照らして考えられるべき問題である。

3 参考資料

<参考> 労働者派遣事業の許可・届出事業所数(各年度末現在)

(単位:事業所)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
一般労働者派遣事業(許可)	2,292	2,502	3,009	3,584	4,214
特定労働者派遣事業(届出)	10,769	11,058	11,457	11,949	12,471

5 - 3 企画業務型裁量労働制

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・裁量労働制はみなし労働時間制の一種である。業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務が対象となる。専門職を対象とする従来の専門業務型裁量労働制と、平成10年9月の労働基準法改正により創設された事業活動の中枢における企画、立案等の業務を対象とする企画業務型裁量労働制とが別々に規定されている。 ・従来の専門業務型裁量労働制は、新商品、新技術の研究開発等、11業務を対象としており、制度を導入するに当たっては労使協定の締結をすることで足りる。 ・新しい企画業務型裁量労働制は、本社等の事業場における企画、立案、調査及び分析の業務を対象としており、制度を導入するに当たっては労使委員会の委員全員の合意による決議及びその届出が必要である。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画等）	<ul style="list-style-type: none"> ・裁量労働制について、事業運営上の重要な決定が行われる事業場における事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、その性質上適切に遂行するためにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務を、労使の代表者からなる委員会を設置し、対象労働者の具体的範囲、健康及び福祉を確保するための措置、苦情の処理に関する措置等を決議した場合においては、対象とできることとする。
進捗状況、検討状況	平成10年9月に労働基準法が改正され、企画業務型裁量労働制については平成12年4月1日から施行された。

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【労使委員会の設置に伴う手続の簡素化】

論点1：労使委員会の設置に伴う手続について、その簡素化を図るべきではないか。

労使委員会の労働者側委員について、過半数組合又は過半数代表者の指名に加え、投票により「労働者の過半数の信任を得ていること」を要求することが果たして妥当かどうか、再検討すべきではないか。（労使委員会は企画業務型裁量労働制を導入する際の要件となっており、このことから、労使委員会の労働者側委員選出に係る信任投票は企画業務型裁量労働制の導入それ自体の可否を問うものとなる可能性がある。）

労使委員会の決議に委員全員の同意を要求するのは、行き過ぎではないか（過半数または特別過半数で足りる）。

労使委員会の決議について周知を図ることは当然としても、議事録についてまで周知義務を課すことは行き過ぎではないか（自由な議論を封じ、議論の内容を束縛しかねない）。

企画業務型裁量労働制に関しては、関係法律の成立に際し、政府は「施行後3年を経過した場合において、施行の状況を勘案しつつ検討を加え、

必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との見直し規定が加えられたことを踏まえ検討すべきものであり、施行後3か月時点で見直しの方向を限定することは適当ではない。

労使委員会の労働者側委員選出に係る手続については、特に国会修正により指名に加え信任の手続が必要とされたものであることを考慮すべきではないか。

一般に、労使それぞれの内部で意見が分かれている場合には労使協定の締結は想定し得ないこととの均衡からすれば、各側を代表する複数の委員からなる労使委員会の決議に当たり、委員全員の合意を必要とすることは行き過ぎとは言えない。

労使委員会の決議は、関係労使の働き方、働き方に重大な影響を及ぼすものであることから、議事録を公開し、周知することを通じその議事についても透明性を十分に確保することが必要なのではないか。

【労使委員会の決議事項に係る規制緩和】

論点2：労使委員会の決議事項について、その内容を再検討すべきではないか。

健康・福祉確保措置として、勤務状況（出退勤時刻又は入退室時刻）を記録等により把握させることは、時間管理をしないという裁量労働制の考え方と矛盾するのではないか。また、健康・福祉確保措置の一環として、裁量労働制の対象労働者のみに特別休暇を付与する等、福利厚生面で他の一般労働者とは異なる特別の取扱いをするよう求めることは、労務管理上、不可能なことを強制することになるのではないか。さらに、その措置状況について定期報告（当面、6か月に1回）まで義務づけることは不要ではないか。

本人同意を要件とすることは、業務の遂行に支障を来すのではないか。

企画業務型裁量労働制に関しては、関係法律の成立に際し、政府は「施行後3年を経過した場合において、施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との見直し規定が加えられたことを踏まえ検討すべきものであり、施行後3か月時点で見直しの方向を限定することは適当ではない。

みなし労働時間制により労働時間の算定が行われる裁量労働制対象者についても、使用者には安全配慮義務が課せられていることをも踏まえ、健康・福祉確保措置を使用者が的確に講ずるためには、対象労働者の勤務状況を把握することが欠かせないものであり、そのことは、「みなし労働時間制」である本制度の趣旨と何ら矛盾するものではない。また、労働条件の個別化が進行しつつある中で、使用者が把握した労働者の勤務状況に基づいて、対象労働者の勤務状況に応じた措置を講ずることは、今後の労務管理上求められる方向と合致しているのではないか。

使用者が健康・福祉確保措置の実施状況を定期的に報告することは、特に国会修正により制度化されたものであることを考慮すべきではないか。

本人同意を制度実施に当たっての労使委員会の決議事項とすることは、国会修正により措置されたものであることを考慮すべきではないか。また、本制度が労働者の自律的・創造的な働き方の実現を目指したものである以上、対象労働者本人の納得と同意がなければその本来の機能を発揮しがたいのではないか。

【年俸制に係る割増賃金の計算方法】

論点3：年俸制に係る割増賃金の計算方法に関する通達について、その内容を見直すべきではないか。

裁量労働制は、労働時間ではなく、仕事の成果や能力に基づいて評価を行い、賃金を支払うことができるようにすること（成果主義の実現）を目的としており、その意味で、年俸制（成果主義に基づく代表的な賃金の支払形態）とは密接な関係にあるといえる。しかし、最近の通達（平成12年3月8日基収第78号）が述べるように、年俸制を採用する場合、年俸額の5/17を賞与に充てる等、その額があらかじめ確定している賞与については、これを本来の賞与とはみなさず、割増賃金の算定基礎から除外できないとすると、年俸制の導入に大きくブレーキをかけるものとなりかねない。働き方の選択肢を拡大するためにも、その内容について見直すべきではないか。

年間の賃金額があらかじめ確定している場合には、その一定割合を賞与として支払っても、その賞与は割増賃金の算定基礎から除外される賃金には該当しないという従来からの解釈を確認したものにすぎない。

もとより年俸制を含めて賃金制度をどのように定め、見直しを行うかは、それぞれの企業が労使の自主的な話し合いを通じて決定すべきものであり、年俸制など特定の賃金制度を普及させるため、割増賃金に係る解釈を変更することは適当ではない。

年俸制は大企業を中心に導入が進んでいるが、労働者への適用は主として管理職であり、そもそも時間外労働の対象となるものでないことが多いので、この点から見ても、また、年俸制には様々なタイプのものがあることから見ても、本件通達が年俸制の普及にブレーキを掛けるとの指摘は当たらない。

なお、裁量労働制と年俸制の関係については不明と考える。

< 確認事項 >

以上のほか、論点整理を行う過程（労働省に対するヒヤリング）において、確認できた事項に次のものがある。

）「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」（平成11年12月27日労働省告示第149号）は、企画業務型裁量労働制を非本社事業場に導入する場合、当該事業場が対象事業場に該当するか否かを判断するに当たって、役員の常駐が判断材料となることを定めているが、役員の常駐はあくまで判断材料にとどまるものであり、企画業務型裁量労働制を導入するための絶対的な条件ではない。

3 参考資料

- < 参考1 > 企画型裁量労働制に係る労使委員会及び決議の届出件数
23件（平成12年4月1日～5月29日、東京・大阪・愛知計）

<参考2> 裁量労働制の制度の沿革、旧計画の関連措置事項

昭和60年12月	・労働大臣の懇談会である労働基準法研究会が「今後の労働時間法制の在り方について」を報告
昭和63年4月	・週40時間労働制を目標に法定労働時間を段階的に短縮 法定労働時間について、「1日8時間・週48時間」から「週40時間・1日8時間」に向けて、業種、規模に応じ暫定措置、猶予措置を講じつつ改正（平成9年4月に週40時間制の全面適用） ・労働時間に関する法的規制を弾力化 変形労働時間制(1週間・1か月・3か月単位、フレックスタイム制)と並んで、事業場外労働及び裁量労働に関するみなし労働時間制の整備 裁量労働制の対象業務については、通達により、新商品又は新技術の研究開発等の業務など5業務を例示
平成6年4月	・裁量労働制の対象5業務を労働省令に列挙するとともに「中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する業務」を追加。
平成9年4月	・労働省告示により裁量労働制の対象業務について、コピーライター、公認会計士等の6業務を追加し、適用対象業務は11業務になった。
平成12年4月	・企画業務型裁量労働制が施行

<参考3> 裁量労働制に類似する各国の状況

アメリカのホワイトカラー・イグゼンプション、フランスのカードル等の制度により、一定の要件を満たすホワイトカラー（アメリカ）や上級幹部職員（フランス）については、労働時間規制が適用除外されている。

なお、我が国では、「農水産業に従事する者」、「監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者」及び「監視又は断続的労働に従事する者」については、労働時間等に関する規定の適用が除外されている（労働基準法第41条）。

項目	アメリカ	フランス
法定労働時間	1週 40時間	1週 35時間
法定労働時間の適用除外	ホワイトカラー・イグゼンプション 管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤セールスマン その他の適用除外 農業・水産業、林業（8人以下）、船員、コンピュータシステムアナリスト、コンピュータプログラマー、ソフトウェアエンジニア、自動車運送業・鉄道運送業・航空運輸業の被用者、アナウンサー、ニュース編集者、タクシー運転手、映画館に勤務する者	適用除外 家内労働者、坑内労働者 他の法令によるもの 農事法典適用者（耕作者等）、海上労働法典適用者（海洋漁業、商船等）、公衆衛生法典適用者（公立病院等）、国有企業（ガス、電気、国鉄等） 判例学説によるもの 商業代理人、家事使用人、守衛、上級幹部職員（カードル）、取締役、住み込み不動産管理人

<参考4> 年俸制適用労働者に係る割増賃金及び平均賃金の算定について(回答)(平成12年3月8日付け基収第78号、抄録)

平成12年2月22日付け東基発第111号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

1 事案1について、割増賃金及び平均賃金の算定とも、貴局見解のとおり。

なお、事案1で賞与として支払われている賃金は、労働基準法施行規則第21条第4号の「臨時に支払われた賃金」及び同条第5号の「一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」のいずれにも該当しないものであるから、割増賃金の算定基礎から除外できないものであることを申し添える。

2 (略)

年俸制適用労働者に係る割増賃金及び平均賃金の算定について(りん伺)

(平成12年2月22日付け東基発第111号、抄録)

今般、年間賃金額を予め定めるいわゆる年俸制の適用を受ける労働者に係る割増賃金及び平均賃金の算定についての疑義が生じたところであり、当該各事案に対し、別添のとおり解してよろしいか、御教示いただきたくお伺いします。

なお、対象労働者は、労働基準法第41条第2号に該当する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者に該当しない者です。

別添

1 支給額が予め確定している賞与について

(1) 事案

次に掲げる就業規則により賃金を支払っている。

支給額が予め確定している賞与を割増賃金の算定の基礎となる賃金から除外しているが、この取扱い如何。また、平均賃金の算定について如何。

(年俸制)

第〇条 給与は年俸により定める。

(給与の支払方法)

第〇条 決定された年俸の17分の1を、月例給与として支給する。

2 決定された年俸の17分の5を2分して、6月と12月に賞与として支給する。

(給与の区分)

第〇条 社員の給与の区分は次のとおりとする。

- (1) 基本給(年俸の17分の1)
- (2) 通勤手当
- (3) 割増賃金
- (4) 賞与(年俸の17分の2.5×年2回)(割増賃金)

第〇条 業務の都合により所定の就業時間又は休日に勤務した場合に、時間外手当、休日出勤手当を次のとおり支給する。

(1) 基礎額

1時間当たりの基礎額は、次の方法により算定する。
基本給÷150時間/月(円未満切り上げ)

(2) 通常時間外手当

始業時間前の勤務並びに始業時間より実働8時間以降の勤務に対し、1時間当たり基礎額の2割5分増を支給する。

(3) 深夜・早期時間外勤務手当

(以下略)

(賞与)

第〇条 賞与は年2回、6月(支給対象期間:前年11月1日より当年4月末日まで)及び12月(支給対象期間:当年5月1日より当年10月末日まで)に支給する。

2 賞与は支給対象期間内の在籍者に支給する。

3 賞与は支給対象期間内に入社又は退職した社員に対しては、対象期間の出勤日数に応じ按分して支給する。

(2) 当局見解

割増賃金の算定について(労働基準法第37条)

割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金の一つである「賞与」とは支給額が予め確定されていないものをいい、支給額が確定しているものは「賞与」とみなされない(昭22.9.13発基17号)としているので、年俸制で毎月払い部分と賞与部分を合計して予め年俸額が確定している場合の賞与部分は上記「賞与」に該当しない。したがって、賞与部分を含めて当該確定した年俸額を算定の基礎として割増賃金を支払う必要がある。

よって、事案の場合、決定された年俸額の12分の1を月における所定労働時間数(月によって異なる場合には、1年間における1カ月平均所定労働時間数)で除した金額を基礎額とした割増賃金の支払いを要し、就業規則で定めた計算方法による支払額では不足するときは、労働基準法第37条違反として取り扱うこととする。

平均賃金の算定について(労働基準法第12条)

予め年俸額が確定している年俸制における平均賃金の算定については、上記と同様に解し、事案の場合、賞与部分を含めた年俸額の12分の1を1カ月の賃金として平均賃金を算定するものであると解する。

(以下略)

教 育

< 分野別総論 >

問題意識

少子・高齢化、情報化、とりわけグローバル化が進む中で、我が国が国際競争力を維持・向上させていくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。そのために、あらゆる社会システムの基盤となる教育の役割が極めて重要であり、時代の流れを的確に見据えた規制改革が必要である。

このため、高等教育については、大学の設置・運営の自由度を高め、大学が社会の変化に対して自らの判断で柔軟に対応できるようにすることにより、大学自体の個性化・活性化を促進するとともに、大学が産学連携等を通じた社会貢献を積極的に行っていけるよう条件整備を図ることが重要であると考え。その一方で、大学のガバナンスを増す観点から、大学評価や情報公開のシステムづくりも重要である。

初等中等教育については、いじめや不登校、青少年の凶悪犯罪といった様々な社会問題も発生している中で、小・中・高等学校等が教育の個性化を図り、その上で、児童生徒及び保護者が自らの責任と判断で学校を選択することができるような制度的基盤を整備していくことが重要であると考え。

これまでの取組とその成果

第1次見解及び第2次見解では、主として高等教育に重点を置き、大学の個性化・活性化、大学評価と情報公開、産学連携の促進等について検討を行った。

大学の個性化・活性化の観点から、大学設置認可手続の大幅な簡素化、学校法人の収益事業の明確化、校地面積基準の緩和、4年未満の在学で学部を卒業できる措置の導入などについて指摘を行った結果、所要の制度改正等が行われ措置された。また、大学評価と情報公開の観点から、大学の第三者評価機関の設立、国公立大学の情報公開の促進などについて指摘を行った結果、これらについても所要の制度改正等が行われ措置された。さらに、産学連携の促進の観点から、大学から産業界への技術移転の促進、大学教官の兼業等について指摘を行った結果、TLOを通じた技術移転の促進、国立大学教官の民間企業役員兼業の一部解禁等が実現した。

このほか、関係省庁において検討することとされている主な事項として、大学学部の学科の新設・改廃及び学科定員の変更の弾力化、インターネットを用いた高等教育の促進などがある。

今年度のテーマ設定

今年度のテーマ設定における重点項目は、次のとおりである。

(1) 学校の個性化と選択の拡大、習熟度別学習の導入

近年の学級崩壊、学力の低下等、我が国の学校教育を取り巻く諸問題は、大きな社会問題に発展している。これらの問題に対処するとともに、

グローバル化時代の中で、我が国の国際競争力を担う有為な人材を育成することが大きな課題である。このため、子供一人一人の個性を尊重しながら、豊かな人間性や創造力を持った人材を育成する観点から、学校が特色ある教育活動を展開できるよう、その活動の自由度を高めるとともに、児童生徒や保護者の選択肢を可能な限り拡大することが必要である。また、子供の能力や興味関心を最大限引き出し伸ばすとともに、学習の遅れがちな児童生徒に対しては繰り返し指導するなどのサポートを充実するような、習熟度別学習の導入を推進すべきである。

(2) 教員の専門能力の向上と評価制度等

上記に述べた学校の個性化や習熟度別学習等が効果的に機能するか否かは、指導者たる教員の資質によるところが極めて大きい。このため、教員の専門的能力の向上を推進するとともに、特にコンピュータを用いた教育などに当たっては産業界の人材を機動的に活用することも効果的であると考え。さらに、教員に対して資質向上に対する強力なインセンティブを与えられるような、教員評価システムの確立が必要である。

(3) 我が国の学術研究を担う研究者、大学教員の流動性向上

国立試験研究機関及び国立大学は、我が国の学術研究の中心的役割を果たすものとして期待されているが、人的流動性が極めて低いために研究者等の研究に対するインセンティブが生じず、研究が停滞するとともに、ひいては我が国の国際競争力の低下につながるのではないかと懸念される場所である。このため、競争的で多様性のある研究環境の下、研究者個人が自ら最も望ましい研究環境を選択し、その創造性を最大限発揮することができるよう、任期付任用制度の活用を強力に進めることなどにより、産官学を通じての人的流動性を飛躍的に高めていくことが極めて重要な課題である。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

規制緩和についての第1次見解(1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解(1999年12月14日)
<p>(1) 産学連携の促進(国立大学教官の民間企業社外役員兼業、国立大学と企業との共同研究等の研究成果の帰属及びその普及・活用)</p> <p>(2) 大学教員の任期制</p> <p>(3) 大学設置・運営の自由化・弾力化(国立大学の人事・予算・会計・定員・組織の見直し、公私立大学の設置等認可制の見直し)</p> <p>(4) 大学情報の公開及び運営の責任体制の確立と経営の効率化(大学情報の公開と大学の評価、学校法人の収益事業)</p> <p>(5) 大学入学資格検定制の見直し(受検科目免除の拡大、受検機会の拡大)</p>	<p>(1) 教育の国際化の推進と教育へのアクセスの拡大(外国語指導助手の一層の活用、帰国子女等の編入学機会、4年未満の在学で大学学部を卒業できる措置)</p> <p>(2) 外国人留学生の受入れ促進(日本語能力試験の見直し、国費留学生の入学先、渡日前入学許可の推進、課程年数主義の弾力的運用、留学生の在留許可)</p> <p>(3) 学校経営の自由化・弾力化(外部資金の調達(学校債)、子会社の設立)</p> <p>(4) 学校法人及び大学設置認可の弾力化・透明化(設置経費・開設年度の経常経費の弾力的取扱い、大学設置認可の審査体制、大学学部の学科の新設改廃・学科定員の変更)</p>

<p>(6) 社会のニーズに応ずる大学院教育の促進と大学院の制度的位置付け(高度専門職業人養成のための大学院の設置、大学院研究科の法的位置付け)</p> <p>(7) 単位互換及び大学以外の教育施設における学修の単位認定制度の拡大等() (単位互換及び大学以外の教育施設における学修の単位認定制度、単位累積加算制度、4年未満の在学で学部を卒業できる措置の導入)</p> <p>(8) 大学における秋季入学の拡大等()</p> <p>(9) 大学の校地面積基準の見直し()</p>	<p>(5) 教育への補助の効率化(日本育英会奨学金の予約採用制度の拡充)</p> <p>(6) インターネットを用いた高等教育の促進(教育面における産学連携)</p> <p>(7) 研究面における産学連携</p> <p>(7-1) 国立大学と企業との共同研究・受託研究(手続の簡素化・迅速化、受託研究の間接経費(オーバーヘッド)の見直し、共同研究・受託研究に従事する非常勤職員の給与の弾力化)</p> <p>(7-2) 国立大学教官等の兼業(国立大学教官のTLO職員兼業、国立大学教官等の民間企業役員兼業)</p>
--	--

【近年の主な規制緩和措置】

年 月	主 な 規 制 緩 和 事 項
1997年 1月	・小・中学校の通学区域制度の弾力的運用に関する文部省通知
7月	・数学又は物理学の分野において特に優れた資質を有する者に対する大学入学年齢制限を緩和(高校2年生から大学への飛び入学)(学校教育法施行規則改正)
1998年 3月	・大学の校地面積基準について6倍基準を3倍基準に緩和(大学設置基準改正)
7月	・小・中学校における特別非常勤講師制度の適用範囲を全教科に拡大(教育職員免許法改正)
1999年 3月	・大学設置認可手続の簡素化・弾力化
3月	・大学院を首都圏等における立地規制対象施設から除外(工業(場)等制限法の改正)
4月	・専修学校専門課程から大学への編入学を可能に(学校教育法改正)
4月	・国有特許の実施化を促進するためTLOの活用を可能に
9月	・高度専門職業人養成に特化した大学院(専門大学院)を設置可能に(大学院設置基準改正)
2000年 3月	・大学設置認可手続の簡素化(大学や学部の新設等の申請に当たっての審査期間の短縮)
4月	・国立大学教官等の民間企業役員兼業を一部解禁(TLO役員、研究成果活用企業の役員、株式会社等の監査役兼業)
4月	・4年未満の在学で大学学部を卒業することを可能に(12年4月新入学生より適用)(学校教育法改正)

1 学校の個性化と学校選択の拡大

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【ホームスクール等における教育】 (ホームスクール関係)</p> <ul style="list-style-type: none">• すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。(日本国憲法第26条)• 国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。(教育基本法第4条)• 保護者は、子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満12歳に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満12歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終り(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り)までとする。(学校教育法第22条)• 保護者は、子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満15歳に達した日の属する学年の終りまで、これを、中学校に就学させる義務を負う。(同法第39条)• 高等学校に入学することのできる者は、中学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。(同法第47条) <p>(インターナショナルスクール関係)</p> <ul style="list-style-type: none">• この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。(学校教育法第1条)• 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。(同法第35条)• 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」(昭和40年12月25日文部事務次官通達)(抄)<ol style="list-style-type: none">1 協定の実施に伴う事項<ol style="list-style-type: none">(1) 公立の小学校及び中学校関係<ol style="list-style-type: none">ア 公立の小学校または中学校への入学の取扱い 学校教育法第23条に規定する学齢児童生徒または同法第39条第2項に規定する学齢生徒の年齢に相当する年齢の永住を許可された者の保護者が、当該永住を許可された者をその住所の存する市町村の設置する小学校または中学校に入学させることを希望する場合には、市町村の教育委員会は、その入学を認めること。 この場合において、小学校または中学校への入学は、それぞれ第1学年への入学を原則とすることはもとよりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、第2学年以上の年齢相当の学年への入学を認めることができること。
-------	---

なお、前記の場合において、入学は学年の始めからとするよう取り扱うものとする。また、小学校を卒業した者でなければ、中学校への入学は認められないこと。

・高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期教育課程を修了した者又は文部大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする（学校教育法第47条）

・学校教育法第47条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。（学校教育法施行規則第63条）

四 就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

・中学校卒業程度認定試験を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第3条）

四 日本国籍を有しない者で、受験しようとする認定試験の日の属する年度の終わりまでに満15歳以上になるもの

【小・中学校の通学区域の弾力化】

・市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。（学校教育法施行令第5条第2項）

・市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。（同施行令第8条）

・「通学区域制度の弾力的運用について」（9年1月27日文部省初等中等教育局長通知）

一 通学区域制度の運用に当たっては、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。

二 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること。

三 通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など様々な機会を通じて、広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるよう、各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ること。

【学級編制と教職員定数配置の弾力化】

・各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条）

（表は省略。小学校、中学校とも40人を標準。）

・公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。（同法第4条）

- ・市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変更についても、また同様とする。(同法第5条)
 - ・この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。(義務教育費国庫負担法第1条)
 - ・国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の2分の1を負担する。(同法第2条)
 - 一 市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員の給与に要する経費
- 【学校経営に関する法人の在り方】**
- ・学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。(学校教育法第2条)
- 【障害児の就学決定】**
- ・盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。(学校教育法第71条)
 - ・前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。(同法第71条の2)
 - ・法第71条の2の政令で定める盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、次の表に掲げるとおりとする。(学校教育法施行令第22条の3)
 - 例：盲者
 - 一 両眼の視力が0.1未満のもの
 - 二 両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
- 【私立小・中・高等学校の設置認可】**
- ・学校教育法第4条第1項により、私立の小学校、中学校及び高等学校を設置する場合には、都道府県知事の認可を受けることが必要である。なお、学校の設置の認可については、12年4月1日より、都道府県知事が行う自治事務となっている。
 - ・学校の設置に係る基準については、高等学校は高等学校設置基準に、小学校及び中学校は学校教育法施行規則に、それぞれ学校の施設設備や教員に関する基準が定められている。
 - ・学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。(学校教育法第3条)
 - ・国立学校、この法律によって設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校のほか、学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可

	<p>を受けなければならない。(同法第4条)</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第4条第1項の政令で定めるものは、次のとおりとする。(学校教育法施行令第23条) 二 高等学校の学科の設置及び廃止 十 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更 <p>・この法律中、「所轄庁」とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。(私立学校法第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 私立大学及び私立高等専門学校 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校 三 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人 四 前2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第64条第4項の法人(注:専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人) 五 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は各種学校とを併せて設置する学校法人 <p>・所轄庁は、私立学校について学校教育法第4条第1項及び第13条の規定にかかわらず、次に掲げる権限を有する。(同法第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 私立学校の設置廃止及び設置者の変更並びに収容定員の変更に係る学則の変更の認可を行うこと。 <p>【学校、教育委員会と企業との人事交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。(学校教育法施行規則第9条) ・国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前2条に規定するもののほか、第8条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。(同第9条の2)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>【小・中学校の通学区域の弾力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知後の市町村教育委員会における就学校指定に関する創意工夫、就学すべき学校の変更や区域外就学の弾力的な取扱状況、事例集の活用状況などについてフォローアップを行い、保護者への周知の観点から、継続的に学校選択の弾力化の趣旨を周知するなど、その一層の促進を図る。(平成12年度フォローアップ) <p>【学校経営に関する法人の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校債発行等による学校法人の経営基盤の強化が一層促進されるよう、文部省管理局振興課長通知(昭和29年10月13日)を廃止又は改正し、学校債発行のルールを明確化・透明化する。(12年度措置) ・学校法人が出資により株式会社を設立する場合のルールを明確化し、大学の教育研究活動と緊密な関係を有する事業など一定範囲の事業について、その発行済株式総数の2分の1以上を学校法人が保有する株式会社(子会社)の設立が認められることを明確にする。(12年度措置)

・学校法人の情報公開やその経営の健全性確保の観点から、上記の株式会社（子会社）の状況を学校法人の財務諸表中に開示することについて、併せて検討する。（12年度検討結論）

2 論点整理

（注） は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【ホームスクール等における教育】

論点1：ホームスクール等の多様な教育形態に対して、何らかの支援策を講ずるべきではないか。
--

（ホームスクール等への支援）

義務教育年齢の児童生徒（病気療養中あるいは不登校の児童生徒も含む。）について、民間教育機関やインターナショナルスクール等に通ったり保護者による家庭教育を実施したりすることがみられているが、これらは学校教育法第1条に定める学校ではないため、これらに通う児童生徒に対して、上級学校の接続の問題なども含め、十分な支援策が講じられていないと考えられる。教育の多様化・個性化・国際化などの観点から、これらの通常の小・中学校以外の多様な場所において教育を受けている児童生徒に対する支援策を検討すべきではないか。

義務教育制度は、すべての国民に、人間として、また家族の一員、社会の一員として、さらには国民として共通に身に付けるべき基礎・基本を習得させるため、全国的に一定の水準を確保した教育を国民の誰もが等しく享受し得るよう制度的に保障するものである。

現行の学校制度は、憲法上保障された上記の義務教育制度を具体化しているものであり、これに当てはまらないホームスクール等は、教育の機会均等が十分に確保されていないおそれがある。義務教育の実施主体である市町村が教育の一定水準を確保するため、個々のホームスクール等の教育活動（教育課程や教材、教員の資格など）を調査し、管理することは困難であり、また、そこまで行う必然性も乏しい。

（インターナショナルスクール小学部から通常の中学校への入学）

外国籍の子供が日本国内のインターナショナルスクール小学部に通い、中学校からは日本の通常の中学校へ入学したいと思った場合、小学6年生の卒業直前だけ日本の小学校に在籍させ、形式的に日本の小学校を卒業させるという扱いがとられている自治体がある。これは、学校教育体系の中で、学校間の接続を確保するための措置と考えられるが、余りに形式的ではないか。

外国人の国内における就学機会を保障することは重要であり、外国籍の子供についても希望する場合には公立の小学校・中学校に就学できるよう市町村教育委員会が配慮し、当該児童生徒や学校等の実態に即して適切に対処しているところである。なお、就学校の指定は地方自治法の改正により市町村の自治事務とされており、今後、より適切な対応が必要である。

従来は、インターナショナルスクールの小学部及び中学部を卒業しても日本の高等学校に進学することはできなかったが、11年8月に中学校卒業程度認定試験の受験資格拡大を行い、インターナショナルスクール中学部を卒業した外国籍の子供も受験可能となり、中学部卒業後、日本の高等学校に進学する道が開かれた。これにより、将来の進路を考えて、高等学校の入学資格を得るために小学校に一時的に編入して卒業し、さらに中学校に入学するという形式的手続を取る必要がなくなった。

【小・中学校の通学区域の弾力化】

論点2：小・中学校の通学区域の弾力化を促進すべきではないか。

いかに学校が個性化・多様化を図ったとしても、児童生徒が入学する学校を選択できるのでなければ余り意味はないし、学校選択を進めることによって、校長を始めとする教員スタッフの意欲を引き出せるという効果も期待できると考えられることから、通学区域の弾力化を促進するための実効ある方策を講ずるべきではないか。

学校ではなく「学校群」を指定するという方法も可能ではないか。

なお、すでに通学区域を弾力化し、保護者等の希望に応じた学校選択を認めている市町村においても、学校教育法施行令第5条第2項に基づき「就学すべき学校の指定」の手続が行われているが、学校選択を自由化したのであればこれはいわば「フィクション」となるものであるから、当該政令の規定を見直すべきではないか。

通学区域についての法令上の制約はなく、通学区域をどのように設定するか、通学区域の弾力化をどのように行うかは設置者の判断である。各地域における多様な取組が行われるよう、通学区域の運用に関する全国の事例集を新たに作成することにより、その周知を図る。市町村には、その区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小・中学校を設置する義務を課し、また、市町村の教育委員会は、就学予定者の保護者に就学すべき学校を指定する。このような指定する仕組によって公立学校は就学予定者を確実に受け入れており、このことによって、すべての国民の義務教育を保障しているものである。したがって、学校指定制度の見直しは困難であると考える。

「学校群」を指定する方法を採ったとしても、それは就学する学校を決定する過程のものであり、就学予定者を確実に受け入れるためには、最後に個別の学校を指定する仕組は残す必要がある。

【学級編制と教職員定数配置の弾力化】

論点3：各学校が個性を発揮できるよう、学級編制と教職員定数配置の弾力化を図るとともに、その措置がより実効あるものとなるよう、一般国民等を含め広く周知・広報を行うようにすべきではないか。

各学校が個性を発揮していくためにも、学級編制や教職員配置を一層弾力的に行うことができるようにする必要がある。このため、例えば、各学校でどのように少人数授業などを行うかという校長の意向を教育委員会に伝え、教育委員会はこれを積極的に支援していくようにすべきではないか。これと学校選択の自由や、習熟度別学習などが組み合わせれば、より多様な学校教育を保護者が選択できるようになるのではないか。具体的な教員採用、教員配置に関して、市町村の考えがより強く反映されるような仕組みをつくるべきではないか。具体的には、都道府県における教員採用に当たり、市町村からの採用希望をあらかじめ聴取することなどが考えられるのではないか。

一つの学校に在職できる年限が都道府県によって決められているところが見られるが、市町村の裁量でこれを短期にしたり、逆に長期にしたりできるようにすべきではないか。

なお、仮に制度改正が行われ、制度的には自由になったとしても、現場は敏感に反応しないということも多く見られる。したがって、制度の周知を徹底するとともに、国民一般も含め積極的に広報を行うべきではないか。また、各地方公共団体における取組状況等について積極的に情報収集し広く公表することも有効ではないか。

教育委員会のみならず首長部局にも制度改正の趣旨を徹底する必要があるのではないか。

各地方公共団体の取組状況を情報収集し公表することについては、事例を示すことで逆に各地方公共団体の取組を縛る可能性もあるので、慎重に検討する必要がある。

都道府県の全域における教育水準の維持、教育を受ける機会の均等を図るためには、都道府県教育委員会が県費負担教職員の任命権を有し、広域的な人事異動を行うことが不可欠であり、特に近時、新採教員採用数が減少していることから、この必要性は高まっている。

もっとも、この制度の枠内においては、各地域や各学校の実情に応じた人事がなされるように、市町村教育委員会の内申権や学校長の意見具申権が法律上定められ、それらの意見が反映されるような仕組みが整えられており、広域的人事の円滑化と地域の実情に応じた人事配置のバランスが図られている。

なお、非常勤講師については、現在においても、各市町村教育委員会において採用が可能である。

中央教育審議会答申（「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月））では、地域や学校の実情に応じ、計画的な人事行政が行われるよう、人事異動の方針や基準について絶えず見直しを図ることが提言されており、現在、その旨を各都道府県教育委員会等に指導しているところである。

【学校経営に関する法人の在り方】

論点4：学校経営に関する法人の在り方について検討すべきではないか。

学校（学校教育法第1条に規定する学校）を設置することができるのは、国、地方公共団体のほか、学校法人に限定されている。私立学校の場合、学校法人がこれを設置することになるが、学校法人という法人格に課されている現行の各種規制が、学校の経営基盤を強化しようとする上で、自由な経営活動を制限することになっているのではないか。このような観点から、学校の設置主体としてふさわしい法人の在り方について、広く検討していく必要があるのではないか。

学校法人の経営効率化については、現在、各学校法人において、収益事業の実施、資金調達、外部資金の導入（寄付金の受入れ、受託研究の実施）、人事管理や役員組織の工夫等により行われているところであり、社会のニーズに対応した多角的な経営を展開しようとする場合に特段の制約はない。

学校債の発行に関する通知については、現行の規制緩和推進3か年計画（再改定）において「学校債発行等による学校法人の経営基盤の強化が一層促進されるよう、文部省管理局振興課長通知（昭和29年10月13日）を廃止又は改正し、学校債発行のルールを明確化・透明化する」と記載されたことを受け、現在必要な作業を行っているところである。

また、学校法人が出資により株式会社を設立する場合のルールの明確化についても、現行の規制緩和推進3か年計画（再改定）において「大学の教育研究活動と緊密な関係を有する事業など一定範囲の事業について、その発行済株式総数の2分の1以上を学校法人が保有する株式会社（子会社）の設立が認められることを明確にする」と記載されるとともに、「学校法人の情報公開やその経営の健全性確保の観点から、上記の株式会社（子会社）の状況を学校法人の財務諸表中に開示することについて、併せて検討する」と記載されたことを受け、現在必要な作業を行っているところである。

【障害児の就学決定】

論点5：一定の条件下で、障害児が普通の学校に就学できるようにすべきではないか。

障害のある児童生徒の就学すべき学校の具体的な決定に当たっては、学校教育法等により、医師、教育職員、児童福祉施設職員等各方面の専門家からなる就学指導委員会の検討の結果を受けて、教育委員会の責任において行うことになっている。しかし、地域によっては、就学相談の専門家を確保できないことや、審議案件に比し就学指導委員会の開催回数が十分でないこと等から、教育委員会から保護者に対して障害の状況や入学後の教育内容について十分な情報提供がなされなかったり、保護者との面接が十分でなく保護者が不安を感じ、教育委員会に対し不信感を抱く場合もある。

そこで、障害の種類と程度で一律に就学すべき学校を指定するのではなく、保護者や学校、地域社会の協力体制を見据え、それぞれの状況に応じて就学すべき学校を柔軟に指定できるようにすべきではないか。

例えば、個々の障害の状態に応じた高性能の補助用具や補助的手段の活用、施設・設備の整備、介助員やクラスメイト等の協力などにより学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育課程がその児童制度に適切であると判断される場合、教育委員会が普通学校への就学を認めることができるようにすることなどが考えられるのではないか。

また、健常児にとっても、障害児と同じ教室内で学ぶことによって、助け合いの精神や障害児理解のために効果があるのではないか。

障害のある児童生徒が就学すべき学校の具体的な決定に当たっては、教育委員会から保護者に対して子女の障害の状況や特殊教育に関する専門的な情報等を十分に提供し、保護者等の不安や悩みに応え理解を得ながら行うことが必要である。このため、早期からの教育相談の充実や教育委員会の就学指導体制の整備充実を図ることが必要である。

文部省においては、12年度から「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置したところであり、このような課題についても検討を行う予定である。

【私立小・中・高等学校の設置認可】

論点6：私立小・中・高等学校を設置しようとする者にとって、設置認可制度等が抑制的に機能しているのではないか。

私立の小・中・高等学校の設置認可は都道府県知事によって行われているが、平成7年から11年までの5年間で新設された私立小学校は全国でわずかに5校、私立中学校は49校にとどまっている。児童生徒の選択肢を増やす観点からも、多彩な教育理念に基づく私立学校の設置が促進されることが重要であると考えられることから、高等学校設置基準や学校教育法施行規則等に定められている設置基準の緩和などが必要ではないか。

義務教育である小・中学校については、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図る観点に立って、学校教育法及び同法施行規則によって教育の内容、学校規模、教職員の配置、施設設備等の基準を定めるとともに、特に小・中学校の大半を占める公立学校の教職員や施設設備等については、別に法律で基準を定め、または、国庫負担金（補助金）の交付に係る基準を設定し、小・中学校における充実した教育が確保されてきたところである。

私立の小・中学校の設置認可について、各都道府県は、このような学校教育法及び同法施行規則における基準に基づくとともに、公立学校に係る上記のような基準等を考慮して、都道府県の審査基準を設けるなどして適正に設置認可を行ってきたことから、これらの基準の緩和等が必要であるとは考えられない。

高等学校設置基準は、高等学校教育の水準の維持向上を図るため、高等学校指導要領に定める教育内容を実質的に担保するための教育条件の全国的な望ましい基準として、具備すべき施設・設備等についての一定の基準を定めているものである。

高等学校設置基準における校地面積等の基準については、最低基準ではなく、「標準」として、望ましい基準を示したものであり、具体の設置に当たっては、各都道府県における弾力的な運用を可能としている。実際、各都道府県においては、私立高等学校の設置認可が支障なく行われていることから、高等学校設置基準の緩和などが必要であるとは考えられない。

【小・中・高等学校学校、教育委員会と産業界との人事交流】

論点7：学校教育へ多様な発想を導入していくため、学校教員、教育委員会の職員が積極的に産業界と人事交流を図れるようなシステムを構築すべきではないか。

特別非常勤講師制度を積極的に活用するなどして、企業人を広く教壇に立たせることを促進することが必要ではないか。特に、今後、コンピュータを用いた学校教育が進められていく必要があると考えるが、コンピュータに関するノウハウは、現状では学校教員よりも民間の技術者の方が明らかに高い能力を持っていると考えられる。技術革新のスピードが極めて速い状況の中で、教員の指導力を研修により高めるとともに、民間の技術者等を指導員として活用していくことも効果的であり、必要であると考えられる。

また、地方公共団体の教育委員会職員についても、企業的感觉などの多様な発想を導入する観点から、積極的に企業から人材を受け入れていくことを促進すべきではないか。

逆に教員や教育委員会職員を企業に出向させて社会経験を積ませ、今後の教育に役立たせることを促進する必要があるのではないか。

特別免許状制度については、社会人の活用を促進する観点から、平成10年6月に対象科目の拡大や手続の簡素化などに関する制度改正を行い、同年7月から施行されている。また、11年度には、特別免許状保有者が、所定の在職年数と単位の修得により普通免許状を取得できる制度を創設したところである（12年7月から施行）。

12年1月に制度改正を行い、校長及び教頭に幅広く人材を確保できるよう、その資格要件を緩和した（12年4月から施行）。これまでは、免許状を有し、教育に関する職に5年以上在職したことが校長及び教頭の資格要件であったが、教育に関する職の範囲を拡大するとともに、

校長及び教頭については、教育に関する職に10年以上在職していれば、免許状を有していなくてもよいこと、

校長については、特に必要がある場合には、任命権者が校長の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長とすることができることとした。

教育委員会職員は、他の部局の職員と基本的に変わるものではなく、これと企業との人事交流については、地方公務員制度全体の枠組みの中で検討する必要がある。

教員や教育委員会職員を研修により企業に派遣させることは有益であり、今後、受入れ企業側の協力等により、円滑に教員等を企業に受け入れ

るシステムの構築が必要である。

3 参考資料

<参考1> 教育委員会委員の職業別数（11年5月現在）

都道府県（人）

医師・弁護士等	会社役員等	農林漁業者	生産従事者	事務従事者	サービス業等	無職
83	103	1				48
35.3%	43.8%	0.4%				20.4%

市町村（教育長である委員を除く）（人）

医師・弁護士等	会社役員等	農林漁業者	生産従事者	事務従事者	サービス業等	無職
2,479	2,605	2,547	228	254	837	4,423
18.5%	19.5%	19.0%	1.7%	1.9%	6.3%	33.1%

（出典：文部省資料）

<参考2> 学級編制に関する国・都道府県・市町村の役割

国 学級編制の標準を設定（小・中学校の単式学級は40人が標準）

県 標準に基づき学級編制の基準を設定
事前協議 同意（11年度までは認可制）

市町村 学級編制の実施

（出典：文部省資料）

2 個性・習熟度に応じた教育

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【習熟度別学習の導入】</p> <ul style="list-style-type: none">・小学校の修業年限は、6年とする。(学校教育法第19条)・小学校の教科に関する事項は、文部大臣がこれを定める。(同法第20条)・小学校においては、文部大臣の検定を受けた教科用図書又は文部省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(同法第21条第1項)・前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。(同第2項) (この第21条は、第40条で中学校についても準用)・中学校の修業年限は、3年とする。(同法第37条)・中学校の教科に関する事項は、文部大臣がこれを定める。(同法第38条)・小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳並びに特別活動によって編成するものとする。(学校教育法施行規則第24条)・小学校の各学年における各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1(省略)に定める授業時数を標準とする。(同施行規則第24条の2)・小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。(同施行規則第25条)(中学校についても同様の規定あり) <p>・小学校学習指導要領(文部省告示)(抄) 第1章第5の2(5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。</p> <p>・中学校学習指導要領(文部省告示) 第2章第6の2(6)(抄) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。</p> <p>【小学校での教科担任制】</p> <ul style="list-style-type: none">・小学校で教科担任制をとることについて、法令上の制限はない。 <p>【帰国子女・外国人子女に対する教育の弾力化】</p> <ul style="list-style-type: none">・外国人子女(外国籍)については法的な就学義務はないが、希望すれば小・中学校で受け入れている。・帰国・外国人子女への指導例としては次のようなものがある。
-------	--

	<p>1. 日本語指導：日本語能力別にグループ分けし、能力に応じた教材で指導する。取り出し、TT（ティーム・ティーチング）による個別指導を行う。</p> <p>2. 帰国子女の外国語能力伸長：ネイティブスピーカーによる指導や習熟度別授業、総合的な学習の時間における小学校からの外国語会話等</p> <p>3. 教育相談員の派遣：教育相談員が外国人児童生徒の学校や生活における様々な相談に応じる。母語を理解できる教育相談員が保護者の悩みに応じる</p> <p>4. 日本語指導協力者の派遣：母語を理解できる日本語指導者を教育委員会が委嘱し、外国人児童生徒が在籍する学校を巡回指導する。</p> <p>5. 国際理解：帰国・外国人児童生徒が授業に加わることにより、彼らの経験や知識、学習スタイルなどに他の児童生徒が刺激を受ける</p>
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<p>【習熟度別学習の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりある教育活動を展開し、一人一人の子供たちに「生きる力」を育成する観点から、教育内容の厳選を行うとともに、「総合的な学習の時間」の設定や選択学習の幅の拡大等を行い、各学校が創意工夫を一層発揮できるようにする。（平成12年4月、小・中・高等学校について新学習指導要領の一部実施） <p>【帰国子女・外国人子女に対する教育の弾力化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の転勤や帰国等に伴う高等学校における転入学や編入学の受入れの機会を確保するため、収容定員の内数又は外数としての特別定員枠の設定の一層の促進を図るよう、平成9年12月15日付けで各都道府県教育委員会に発した通知に基づき、今後も引き続き指導する。（逐次実施） 帰国子女等の高等学校編入学についての実態把握を行うとともに、広く一般に情報提供を行う。（平成12年度実態把握及び情報提供）
進捗状況、検討状況	<p>【帰国子女・外国人子女に対する教育の弾力化】</p> <p>文部省から都道府県に対し従来から行っている指導に加え、受入時期の通年化、都市部以外の地域における受入れ校の拡充についても徹底を図った。（平成12年1月）</p>

2 論点整理

（注） は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【習熟度別学習の導入】

論点1：子供の興味・関心等に柔軟に応え、その能力を最適な環境の下に伸ばしていけるよう、義務教育段階における習熟度別学習を導入してはどうか。

グローバル化の進展の中にあって、我が国が国際競争力を維持していくためには、優れた専門的能力や柔軟な創造力を有する人材をいかに育成していくかが極めて重要な課題である。そのため、学校教育段階から、子供の個性や特性を可能な限り自由かつ効果的に伸ばしていけるような

柔軟な教育を施すことが必要ではないか。具体的には、習熟度に差がつきやすい教科（算数（数学）や理科、英語など）については、児童生徒の習熟度に応じた弾力的なクラス編成を行うことを推進してはどうか。また、クラス編成を変えずにT Tの活用等によりクラス内でのグループ別学習を行うといったことも考えられてよいのではないか。これにより、児童生徒のニーズによりの確に応じた教育機会の提供がなされ、学級崩壊や公立学校離れといった問題に対しても、一定の効果が期待できるのではないか。

一方で、理解の遅い児童生徒に対しては、繰り返し指導を行うことなどにより、確実な理解を促す必要があるのではないか。

なお、習熟度別学習を導入するに当たっては、児童生徒に対して差別意識や劣等感を植えつけることにならないよう、クラス編成等に当たっては、児童生徒の希望が十分尊重されるような工夫が講じられるよう留意する必要がある。

学習指導要領の性格が、教育現場や社会一般において必ずしも十分に理解されていないのではないか。学習指導要領で定められた教科の指導内容はあくまでミニマムであり、その内容に加えて児童生徒のニーズに応じた多様な教育を行うことができるのだということを明確化し、教育現場や広く社会一般に対しても十分な理解を得ることが必要ではないか。また、教科書については、検定図書等の使用が義務付けられているが、多様な副教材等の活用を妨げることのないよう、その弾力的な使用を推進するべきではないか。

我が国の国際競争力を担う有為な人材を育成するためには、その指導者たる教員の専門能力の向上が不可欠である。子供の興味・関心を引き出し、優秀な子供と理解の遅い子供のそれぞれの能力に的確に対応して、それらを最大限に伸ばしていけるような指導方法を十分に身につけさせることが必要である。このような観点から、大学における教員養成課程の見直しを図ることが必要ではないか。

基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実するためには、児童生徒の発達段階等を考慮し、学習内容の理解や習熟の程度に応じ、個に応じた指導の工夫改善を一層進める必要がある。

小学校においては、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、ティーム・ティーチング、児童の理解の状況に応じた指導など、中学校においては、個別指導やグループ別指導、習熟の程度に応じた指導、ティーム・ティーチングなど、高等学校においては、個別指導やグループ別指導、ティーム・ティーチング、習熟の程度に応じた弾力的な学級の編成など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることとしている。

学習内容の理解や習熟の程度に応じた指導を行う場合には、教科の特性や児童生徒の発達段階等を考慮し、その実施方法等は各学校が主体的かつ適切に判断し、実施されるものである。

「クラス編成」とは、ある程度まとまった一定期間における集団と考えられるが、学力の変化が激しい小・中学校（特に小学校）段階で、ある特定の時期の評価によりクラス編成を行うことは慎重に考える必要がある。

学習指導要領に示した内容以外の内容でも、各学校において、地域や学校の実態に応じて児童生徒に身に付けさせることが必要であると認められる事項などについては、これを加えて教育課程を編成、実施することができるようにしている。ただし、その内容を入試の学力試験で出題することはできない。また、児童生徒の負担過重となることのないよう、十分留意することなどが大切である。

【小学校での教科担任制】

論点2：小学校における教科担任制を促進すべきではないか。

小学校においては、基本的に一人の担任がすべての教科を指導する仕組みになっているが、すべての教科に高い専門性を有する教員は想定し難い。小学校段階での基礎的教育を一層充実させる観点から、教員の兼務あるいは非常勤教員も効果的に活用しつつ、小学校における教科担任制を積極的に推進すべきではないか。

小学校で教科担任制をとることについて法令上の制限はなく、必要に応じ、特定の教科のみを担当するいわゆる専科教員の配置（教科担任制）等によって、専門的な指導にも配慮しているところである。現実にも、小学校高学年の算数、理科、音楽などでは、専科教員の配置が行われている。

また、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かし指導の効果を高めるため、チーム・ティーチング、合同授業、交換授業など、各学校の実態に応じて工夫することが大切である。

なお、小学校段階においては、児童の発達の特性からみて、教師と児童との人間的な接触を密にしながら、その成長と発達を総合的にとらえて適切な指導を行うことが必要であること、教科内容も必ずしも教科ごとに専門の教師が担当しなければならないほど専門化してないことなどから、完全に教科担任制にすることは適当でない。

【帰国子女・外国人子女に対する教育の弾力化】

論点3：帰国子女、外国人子女に対しては、それぞれの特性に応じた柔軟な教育が行えるようにすべきではないか。

現在の学校教育、とりわけ義務教育については、あらゆる児童生徒に対して全国一律の教育を施すという理念のもとに行われており、それは帰国子女や外国人子女に対しても基本的に同様に考えられている。しかし、これらの児童生徒は、国際経験などそれぞれ特有のバックグラウンドを有していることから、それを生かし伸ばしていくような教育を行うことが必要である。したがって、これらの児童生徒に対しては、特別の教育課程を編成するなどの特例的な扱いを可能とすべきではないか。また、これらの児童生徒に対する指導に当たっては、教員についても教員免許の有無を問わず外国人を活用することも可能としてはどうか。

現行制度下においても、それぞれの学校における教育課程編成や指導方法の工夫改善等により、帰国子女・外国人子女の特性に応じた特色ある教育を行うことは可能であり、取り出しによる個別指導やネイティブスピーカーや教育相談員の活用などの取組が実際に行われている。帰国・外国人児童生徒をその他の児童生徒と区別し、特別の存在として扱うのではなく、彼らがともに学ぶことにより相互交流・啓発を通じた国際理解・異文化理解を促進するという観点も重要である。

【高校卒業段階における学力評価】

論点4：大学生等の学力低下の状況がみられるとの指摘にかんがみ、高校卒業段階における学力評価基準や評価方法について、研究・開発を行うべきではないか。

高等学校教育における生徒の理解を十分に確保するとともに、近年の学力低下問題に関する指摘に対応する観点から、高等学校卒業段階において生徒が高等学校の教育目標・内容を達成しているかどうか、修了時において適切に評価することが重要である。今後、高校卒業段階における学力評価基準や評価方法について、積極的に研究・開発を行うべきではないか。

高等学校においては、高等学校学習指導要領に基づき、課程や学科等に応じた教育課程が編成されており、その卒業は、各学校長が生徒に対し、当該高等学校の全課程を修了したかどうかで認めることとなっている。

各学校において、児童生徒一人一人が学習指導要領に示す目標・内容をどの程度達成しているかの確に把握することは、適切な教育を行う上で不可欠であることから、現在、教育課程審議会において、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するための方策、全国的かつ総合的な学力調査の在り方について審議を進めているところである。

3 教員養成、採用、評価等の改革

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【教員養成・採用・研修】</p> <p>(教員採用)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属する。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条)・ 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りではない。(同法第41条)・ 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学付置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。(教育公務員特例法第13条) <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。(教育公務員特例法第19条第1項)・ 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。(同条第2項)・ 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。(同法第20条第1項)・ 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。(同条第2項)・ 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。(同条第3項) <p>【教員免許等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。(教育職員免許法第3条)・ 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。(同法第3条の2)・ 普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。(同法第5条第1項)(別表略)・ 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。(同条第2項)・ 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。(同条第3項)<ul style="list-style-type: none">一 学士の学位を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めたる者二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者・ 第6項で定める授与権者は、第2項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他文部省令で定める者の意見を聴かななければならない。(同条第4項)
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格したものに授与する。(同条第5項) ・免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。(同条第6項) ・教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。(同法第6条) ・普通免許状は、すべての都道府県において効力を有する。(同法第9条第1項) ・特別免許状は、その免許状を授与したときから5年以上10年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(同条第2項) ・臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(同条第3項) <p>【教員評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。(地方公務員法第40条第1項) ・県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第40条第1項の規定にかかわらず、都道府県教育委員会の計画の下に、市町村教育委員会が行うものとする。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条) ・臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。(地方公務員法第22条) ・公立の小学校等の教諭等に係る地方公務員法第22条第1項に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。(教育公務員特例法第13条の2第2項)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>【教員免許等】(以下の項目はすべて措置済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別非常勤講師制度について、小学校における対象教科を音楽、図画工作、家庭及び体育以外の教科にも拡大する。 ・学校の設置者たる地方公共団体及び学校法人が特別非常勤講師を採用する場合の都道府県教育委員会の許可を、報告又は届出に改める。 ・大学等で教科・教職に関する科目を履修しなかった社会人等に対して授与することができる特別免許状について、都道府県教育委員会規則により定めることができる有効期間の制限を緩和する。 ・特別免許状について、小学校における対象教科を、音楽、図画工作、家庭及び体育以外の教科にも拡大する。
<p>進捗状況、検討状況</p>	<p>10年7月、教育職員免許法の一部を改正する法律を施行。</p>

2 論点整理

(注) は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【教員養成システムの見直し】

論点1：教育実習の第三者評価や大学における教員養成体制の充実等により、教員養成システムを見直し、教員の専門能力の向上を促進すべきではないか。

(教育実習の第三者評価)

教育実習の評価が甘すぎ、形骸化しているのではないかと指摘がある。教育実習というプロセスをより実行あるものとするためにも、従来のような受入れ校における評価のみならず、第三者機関によって客観的な評価を行わせるべきではないか。

教育実習は、教員免許状授与の必修科目として単位化されており、各大学において、受入れ校における評価を参考として、成績評価を実施するものである。したがって、教育実習について大学以外の第三者による評価を実施する実益は乏しい。

教育実習は、大学での教員養成を受けた者が、採用後、教科指導、生徒指導等の職務の実践能力の基礎を身に付けさせるとともに、教員としての能力や適性についての自覚を得させる目的で実施しているものであって、更に高度な実践力は、採用後の初任者研修等で身に付けていくものである。したがって、教育実習の時点における第三者による厳密な評価を実施する実益に乏しい。

第三者評価の「第三者」が不明確であるが、仮に受入れ校及び大学以外の者が評価を行うとした場合、教育実習期間中、実習を行っている個々の教員に評価する者が張りつくことになると、膨大な人員が必要となり、また、評価を実施する「機関」を新たに設置することとなれば行革の方向性に反することとなる。

むしろ第三者評価より、教育実習の評価基準を策定し、これによる評価を採用選考に反映させることの方が、適切な評価の実施につながるものと考えられる。

(大学・大学院における教員養成体制の充実)

児童生徒の学力低下の一因として、教員の専門的能力の不足、あるいは指導力の不足が考えられるのではないか。今後、多様な専門能力を有する人材を広く求めていく観点から、教職に係る高度専門職業人養成のための大学院の設置促進も含め、大学学部及び大学院における教員養成システムを全般的に見直すべきではないか。

学校教育の遂行に直接役立つものを内容とする「教職に関する科目」の充実については、現在の学校教育の課題に適切に対応できる教員の養成を目的としているものであり、教育学部以外の学部の学生を排除することを目的としているものではない。

現行制度においても、教員養成教育を受けていない者を対象に1年を修業年限として教職科目を修得させる「教職特別課程」が存在し、7大学が設置している。

なお、教育学部については、今後とも優秀な教員の養成のため、その在り方を検討していくこととしている。

【公立学校教員の採用】

論点2：教育の多様化等の観点から、社会人等の採用促進を図るべきではないか。

得意分野を持つ個性豊かな多様な教員を採用し、教員の多様な人材構成を図るため、採用選考を多面化し、例えば新規学卒者、教職経験を有する者、民間企業等での勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを促進することが必要ではないか。特に、民間企業等の勤務経験を有する者については、選考において知識・技能が一定の水準に達していることを測るほかは、一般の学力試験を課さず、民間企業等での勤務経験に基づいた専門的能力・識見を適切に評価するなど、新規学卒者とは別途の方法により選考を行う仕組みを工夫することが必要ではないか。さらに、任命者の判断により、民間企業等の勤務経験を有する者について、一定の採用枠を設けた選考を行うことも有意義ではないか。

教員採用者について40歳未満に制限している自治体は29都道府県あり、最も一般的であるが、民間企業経験者についてはこの年齢制限を外すなどの扱いが促進されるような方策を講ずるべきではないか。

特別非常勤講師制度については、制度発足後10年を経過し、これまでの実績は6,280件である。

11年度試験において、民間企業等に就職し、教科等にかかわる専門的な分野において豊富な経験や秀でた知識を有する社会人を積極的に採用するため、対象となる社会人については特別な基準を設けて他の受験者とは別に選考を行っている県が1県ある。

【公立学校教員の研修の充実】

論点3：教員の社会研修を拡充するなどして、教員研修の充実を図るべきではないか。

できる限り多くの教員に対して2年程度の長期社会体験研修の機会を拡充するため、研修等定数の一層の充実や非常勤講師活用による支援等の方策を検討することが必要ではないか。派遣先については、民間企業をはじめ学校とは全く異なる勤務環境で、例えば顧客の対応等社会の幅広い人々との接触により対人関係能力を高め、社会の構成員としての視野を一層広げるような経験を得ることのできる場所を選定することが必要である。また、企業への派遣を進められるよう、産業界とも積極的に連携を図れるようなシステムづくりが必要ではないか。

長期社会体験研修は、社会の構成員としての視野を広げる観点から、民間企業、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等へ教員を派遣して行う研修で、おおむね1か月から1年程度の長期にわたるものである。

教員研修は基本的には地方公共団体の自主的な判断で実施されている。現実に企業派遣を行っている公共団体もある。

教員の長期社会体験研修の実施状況(10年度)は、43県市で723人(うち、民間企業派遣は484人)である。

【教員免許制度の効果的活用】

論点4：社会人など多彩な人材が教壇に立てるよう、特別免許状制度、特別非常勤講師制度の積極的活用を進めるべきではないか。

特別免許状は、通常の教員免許を持っていない社会人等に対して、都道府県教育委員会が教育検定を実施して授与するものである。これについては、一定の条件の下に普通免許状への転換が可能となるなど制度的には充実が図られてきているが、依然として十分に活用が進んでいるとは言えない。特別免許状は、各学校における具体的なニーズがあって初めて都道府県が授与する仕組みになっていることから、現在のように教員

採用全体が落ち込んでいる状況の中にあっては、特別の促進策を講じないでいては採用が進まないのは当然である。そこで、特別免許状に係る特別枠の設定を促進すべきではないか。また、例えば年1回定期的に特別免許状の取得を目的とした試験を行うこととし、合格者をプールして教育現場の求める教員を迅速に提供できるような登録制度の創設を検討すべきではないか。

特別非常勤講師制度について、特にコンピュータを用いた教育、あるいは英語教育などについては、教員よりも民間企業の社員などの方が高いノウハウを有しているケースも考えられることから、これらの多彩な人材が教壇に立てるよう、特別非常勤講師制度の積極的活用を促進するための方策を講ずるべきではないか。

制度の活用に向けて、普通免許状を有する者とは別の選考方法を行うことは、一定の効果を持つものと考えるが、特別免許状の特別採用枠を設けたり、定期的に特別免許状の取得を目的とした試験を行うという方法で必ずしも優秀な社会人を確保できる保障はないと考えられる。社会人活用の促進策としては、企業へのPRや働きかけ等により、企業において優秀な人材を学校現場に円滑に受入れ、活用することができるシステムを構築することも効果的と考えられる。

特別非常勤講師は、小・中・高等学校等で6,280人(10年度)である。

特別免許状制度について、社会人の参加を促進する観点から、10年6月に対象科目の拡大や手続の簡素化などに関する制度改正を行い、同年7月から施行されている。また、11年度には、所定の在職年数と単位の修得により普通免許状を取得できる制度を創設したところである(12年7月から施行)。

12年1月に制度改正を行い、校長及び教頭に幅広く人材を確保できるよう、その資格要件を緩和した(12年4月から施行)。これまでは、免許状を有し、教育に関する職に5年以上在職したことが校長及び教頭の資格要件であったが、教育に関する職の範囲を拡大するとともに、

校長及び教頭については、教育に関する職に10年以上在職していれば、免許状を有していなくてもよいこととし、

校長については、特に必要がある場合には、任命権者が校長の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長とすることができることとした。

教員免許制度は、2年連続の免許法改正により、相当程度改善がなされているのではないか。

【評価と処遇、異動等】

論点5：教員の専門的能力の向上、指導力の向上に対するインセンティブを与えるためには、人事考課制度などによる教員評価制度をシステム化し、さらに給与等の処遇とリンクさせることが必要ではないか。

(教員の評価制度の導入促進)

教員の専門能力の向上、指導力の向上に対するインセンティブを高めるため、教員の評価制度(人事考課制度)の導入を積極的に促進する必要があるのではないか。その際、給与体系を見直し、年功序列賃金から能力給への転換を図り、教員に対する強力なインセンティブを与えるべきではないか。

一方、現在の教育現場では、教員として必ずしも適格とは言えない者がとどまっている状況が見られるのではないか。このため、評価制度とともに、例えば早期退職への道づくり等も検討すべきではないか。

評価に当たっては、行政内部での評価のみならず児童生徒や保護者による評価を推進し、それを処遇や配置転換に反映させるシステムを構築すべきではないか。また、保護者に対する授業内容の公開を促進することにより、教員の間での競争原理を導入し、授業の改善を促すべきではないか。

勤務評定については、勤務評定の適切な実施、教員に対する評価方法の工夫等、各都道府県教育委員会等において教員に対する評価方法の工夫に努めているところである。

現在、勤務成績を勤勉手当に反映させる等の取組を行っている都道府県教育委員会等がみられる。しかしながら、教員の場合、勤務成績を配置転換に反映させることについては、児童・生徒への指導力が不足する者を配置させる職として適当な職が容易に見当たらないなどの問題点がある。

適格性欠如、心身の故障等の理由で降任、免職の分限処分を受けた教育職員は、10年度で17人であり、引き続き、分限制度の適正な運用がなされるよう都道府県教育委員会を指導していく。

地方公務員の給与については、その職務と責任に応ずるものでなければならず（いわゆる職務給の原則。地方公務員法第24条第1項）、給与体系の見直しは地方公務員制度全体との整合性を図る必要がある。

地域住民や保護者の意見を学校に反映するため、学校評議員を置くことができるよう学校教育法施行規則の一部を改正したところである。

国家公務員については、平成9年度より、以下の制度改革を実施している。

勤務成績が極めて優秀な場合や職務への貢献が極めて顕著な場合等における2号俸以上上位の号俸への特別昇給

勤勉手当の成績率の拡大（40/100～90/100 120/100以下）及び成績率の基準の設定（標準者60/100、優秀者70/100以上、特に優秀な者80/100以上、その他の者60/100未満）

勸奨退職については、各都道府県教育委員会において実施されており、一部の都道府県においては、時限的な特例措置を設けて対象年齢を50歳から引き下げたり、退職手当を加算するなどの取組を行っているところが見られる。

（ベテラン教員の処遇）

教員の給与については、一定年齢に達すると、管理職にならない限り昇給しないという給与体系が採られている自治体が多い。これは指導に熱心なベテランの教員にとってマイナスのインセンティブを与えているのではないか。指導力について高い評価を得た教員が報われるようなシステムを構築する必要があるのではないか。

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならず（いわゆる職務給の原則。地方公務員法第24条第1項）、教諭の職にある限り、教諭の給料表が適用される。

指導力があり勤務成績が優秀な者については、特別昇給や勤勉手当等の処遇面において適切な措置がなされるよう、都道府県教育委員会等を指導している。

（校長のリーダーシップの強化とその評価）

校長が一定年数で順送りに学校を代わっていく「サラリーマン校長」になっていないか。特色ある学校づくりを進めるためにも、校長の任期の長期化を図るとともに、強いリーダーシップを発揮できるようにする必要があるのではないか。

校長に強いリーダーシップを与える反面、学校運営に当たって一定の成果が得られない校長については降格や配置転換を行うなど、厳格な評価・処遇を行う必要があるのではないか。

公立学校の校長の同一校平均在職年数は、小学校で2.8年、中学校で2.9年、高等学校で2.6年となっている。

中央教育審議会答申において、「校長が自らの教育理念に基づいて、特色ある教育活動を推進できるようにするため、校長の在職期間の長期化を図るなど人事異動の在り方を見直すこと」と提言されていること踏まえ、各教育委員会に対し、指導・助言等を行っている。

校長の職務の円滑な執行のため、職員会議の補助機関としての位置付けの明確化を図るとともに、校長の裁量権の拡大の観点から、教育委員会と学校との関係について学校管理規則の見直しや学校予算の在り方などについて各教育委員会に指導・助言等を行っている。

勤務実績不良などの理由により、校長・教頭を分限降任処分している例がある。(10年度2例、9年度6例、8年度3例)

(条件付採用制度の運用改善)

条件付採用期間中の評価及び条件付採用期間経過後の分限処分が適切に運用されていないのではないかと認められるに至った者については、教育委員会において継続的に観察・指導を実施し、適切に研修を行う体制を整えるとともに、他に適切な職種があれば本人の希望も踏まえて転職について配慮することなどが進むよう、必要な措置を講ずるべきではないか。

教員の条件付採用期間は1年。(通常の公務員は半年)

10年度に採用された教員約1万4千人のうちの37人が、1年間の条件付採用期間中に離職し、あるいは条件付採用期間を経て不採用となっている。

適格性欠如、心身の故障等の理由で降任、免職の分限処分を受けた教育職員は、10年度で17人である。また、精神性疾患による病気休職者は1,715人であり、在職者に占める精神性疾患による病気休職者の割合は0.18%で、過去5年間は微増となっている。

(教員研修と給与のリンク)

教員研修に対するインセンティブを与え、研修効果を高めるため、研修結果の評価によって給与上の優遇を図るなどの措置を検討してはどうか。

教員について、研修の成果を処遇に反映させるのであれば、研修後の勤務成績を勘案して処遇を行うべきものとする。

(教員の異動)

地域によっては、学校教員が地元の人材、とりわけ特定大学の出身者で固められてしまっているケースが見られる。教育を活性化し、教員の流動化を促進する観点から、例えば出身大学ごとの採用枠を設定するなどして、広域的な人事異動を促進すべきではないか。

教員の採用については、各都道府県教育委員会等により、教員としてふさわしい資質能力を有する人材を確保するため、人物評価をより適正に行い、選考によって実施されている。

例えば、出身大学ごとの採用枠を設定するなどあらかじめ定量的な規制を設けることは、公平性の観点から必ずしも適切ではない。

3 参考資料

<参考1> 学校数、在学者数、本務教員数（10年5月現在）

区分	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	幼稚園
学校数（校）	24,295	11,236	5,493	983	14,603
在学者数（人）	7,663,533	4,380,604	4,258,385	87,445	1,786,129
本務教員数（人）	415,680	266,729	273,307	55,256	104,687

（出典：文部省学校基本調査）

<参考2> 公立学校教員採用の状況（10年度）

区分	応募者数	受験者数	採用者数	競争率（倍）
小学校	49,916	45,872	4,542	10.1
中学校	59,770	52,583	4,275	12.3
高等学校	42,637	37,437	3,419	10.9
特殊教育諸学校	5,250	4,728	1,358	3.5
養護教諭	7,586	6,922	584	11.9
計	165,159	147,542	14,178	10.4

（出典：文部省資料）

<参考3> 教員採用における民間企業等勤務経験者（11年度採用者における人数及び割合）（人）

	3年以上	3年未満
小学校	59（1.8%）	180（5.5%）
中学校	64（2.3%）	145（5.2%）
高等学校	122（4.3%）	158（5.6%）
特殊教育諸学校	16（1.7%）	38（4.0%）
養護教諭	23（5.6%）	29（7.1%）
計	284（2.8%）	550（5.4%）
前年度計	335（2.7%）	556（4.4%）

（出典：文部省資料）

<参考4> 教員の長期社会体験研修（都道府県及び指定都市の実施状況）（人）

年度	実施県市数	派遣教員数				
		計	企業	社会福祉施設	社会教育施設	その他
5	2	28	28	0	0	0
8	15	319	242	57	14	6
11	46	808	571	169	34	34

（出典：文部省資料）

<参考5> 正式採用とならなかった者の状況について（10年度）

依願退職	免職	死亡	不採用	合計	（参考）新規採用者数
34人 （病気：5、自己都合：29）	2人 （懲戒免職：1、分限免職：1）	1人	0人	37人	14,178人

（出典：文部省資料）

<参考6> 特別免許状の授与件数

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
件数	15	1	2	3	2	12	0	2	4	1	45

（出典：文部省資料）

<参考7> 特別非常勤講師の届出件数（平成9年度までは許可件数）

	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	計
平成元年度	0	6	167	0	173
5	1	95	1,668	18	1,782
6	2	232	2,068	26	2,328
7	2	348	2,533	35	2,918
8	6	442	3,049	40	3,537
9	515	913	3,563	23	5,014
10	920	1,163	4,153	44	6,280

（出典：文部省資料）

4 教育の情報化の促進

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【インターネットを用いた高等教育等の促進】</p> <p>(通学制)</p> <ul style="list-style-type: none">・授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。(大学設置基準第25条第1項)・大学は、文部大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(同条第2項)・卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。(同基準第32条第4項)・「大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業を定める件」(文部省告示)次に掲げる要件を満たすもので、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。<ul style="list-style-type: none">一 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多彩なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるもの。二 授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において、履修させるもの。 <p>(通信制)</p> <ul style="list-style-type: none">・授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(印刷教材等による授業)主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(放送授業)大学設置基準第25条第1項の方法による授業(面接授業)若しくは同条第2項の方法による授業(メディアを利用して行う授業)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。(大学通信教育設置基準第3条)・卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業により修得した単位で代えることができる。(同基準第6条第2項) <p>【大学院博士課程における通信教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・大学院には、通信教育を行う修士課程を置くことができる。(大学院設置基準第25条)・大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。(同基準第26条)
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	<p>【小・中・高等学校におけるコンピュータを活用した授業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">・不登校児童生徒や病気等で長期療養中の児童生徒に対する支援の一方策としてマルチメディアの特性を生かした教育のあり方について調査研究を行い、結論を踏まえ、必要に応じて、所要の措置を講ずる。(平成12年度、調査研究成果普及とともに研究内容を充実)

【インターネットを用いた高等教育等の促進】

・大学教育について、社会人等が大学教育にアクセスしやすいような学習機会の整備を図るという観点から、インターネットを活用した大学教育の位置づけの明確化や、インターネットを活用した教育を推進するための環境整備の在り方（外国大学との単位互換も含む。）、大学設置基準等の見直し（同時かつ双方向の要件、面接授業の在り方等を含む。）などについて、発展の著しい情報通信技術を効果的に活用するため、大学が企業と連携しつつ教育内容・方法を行うことも視野に入れつつ速やかに検討を進め、必要な措置を講ずる。（平成12年度検討・結論）

2 論点整理

（注）・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
・（IT関連）は、IT化関連の論点を含むことを示す。

【学校等における情報化の促進】（IT関連）

論点1：学校等における情報化を一層促進するための方策を検討すべきではないか。

各学校や各地方公共団体における情報化の状況については、文部省において毎年調査を行い、公表している。この調査結果の詳細な分析を行うとともに、それを踏まえ、各学校等の更なる情報化を促進するための方策を検討すべきではないか。

各地方公共団体・学校における情報化の推進状況については、調査結果の詳細な分析を行い公表するとともに個別に指導等を行い、ミレニアム・プロジェクトの目標に向けて情報化の促進を図っているところである。

【小・中・高等学校におけるコンピュータを活用した授業の推進】（IT関連）

論点2：小・中・高等学校において、コンピュータが教科指導等の中で積極的に活用されるような措置を講ずるべきではないか。

現在小・中・高等学校においては着実にコンピュータの導入が進み、少なくともほぼすべての学校に1台以上のコンピュータが設置されているところである。しかし、情報教育はある程度行われているにしても、実際に教科指導に当たってコンピュータが活用されているケースは必ずしも多くはないと考えられる。

コンピュータを活用した教科指導を促進するため、事例集の作成なども含めて広く情報収集を行うとともに、それらを各地方公共団体、各学校さらには国民一般に対しても積極的に情報提供していくべきではないか。

また、指導者である教員についても、コンピュータを教科指導に用いるだけの知識と能力がないことが多いのではないかと。したがって、教員研修を強化するとともに、民間企業の社員等を外部講師として積極的に活用していくことも促進すべきではないか。

コンピュータを操作できる教員の割合は50%を超えており（11年3月現在）、13年度までにすべての教員がコンピュータを用いて指導できるよう、国・都道府県・各学校が体系的な研修を実施することとしており、国においても、都道府県が行う研修を支援する事業を計画的に平成12年度から実施している。

また、新しい学習指導要領において、小・中・高等学校の各学校段階を通してコンピュータやインターネットを積極的に活用するとともに、中

学校技術・家庭科「情報とコンピュータ」の必修、高等学校情報科の新設・必修など、情報教育を充実したところである。その他、各学校における情報教育の進展のために、12年度から開始されたミレニアムプロジェクト「教育の情報化」において、2001年度までにすべての公立小・中・高等学校等（約39,700校）がインターネットに接続できるようにするほか、2005年度を目標に、すべての小・中・高等学校からインターネットにアクセスでき、すべての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境の整備を実施している。

コンピュータを活用した教科指導については、情報教育の関係団体が全国的に情報収集し、事例集やガイドブック等を既に多数刊行するとともに、ホームページ等で広く情報提供している。文部省としても、これらの団体の活動に対して支援や助言を行っている。

さらに、国としては、情報処理技術者等委嘱事業、特別非常勤講師に係る経費への補助、緊急地域雇用対策特別基金事業などを行い、外部の専門的な人材が、コンピュータを用いる授業の講師や教員研修の指導に積極的に活用されるようにしている。

【インターネットを用いた高等教育等の促進】

論点3：インターネットを用いた高等教育等を促進するための制度設計を早急に講ずるべきではないか。

（通学制と通信制の区分の廃止、授業方法のカテゴリーごとの単位数上限の廃止）

情報通信技術の飛躍的な発展の中で、インターネットによる教育やメディアを利用した教育など多様な教育形態が可能となっており、設備等の条件が整えば、従来の面接授業に劣らない教育効果が確保できる状況にあると考えられる。そのような状況の中で、あえて通学制と通信制を区別する意味はなくなるのではないか。卒業に必要な単位をどのような形態の授業方法により取得させるかは各大学における教育方法の選択の問題として捉えるべきであり、需要者である学生の便宜の観点からも、従来の通学制と通信制の区別は撤廃すべきではないか。

大学設置基準及び大学通信設置基準により授業の方法のカテゴリーが定められており、通学制の場合は遠隔授業により修得できる単位数は60単位が上限であり、通信制の場合は原則として30単位（うち10単位までは遠隔授業で代替可）以上を面接授業で修得しなければならないとされている。しかし、上述のように情報通信技術を活用した多様かつ効果的な教育形態が拡大する中で、学生の選択肢の多様化の観点からも、これらの単位数上限等について見直す必要があるのではないか。

通学制において遠隔授業により修得可能な単位数の上限については、平成11年3月に30単位から60単位に拡大したところであり、その更なる拡大については、面接授業と同等の教育効果の確保の観点から、慎重な取扱いを要すると考える。

通信制の面接授業の取扱いについては、現在、大学審議会において検討中である。

（遠隔授業における同時かつ双方向性の要件の緩和）

大学におけるインターネットによる授業が遠隔授業として位置付けられた場合、現行制度上、同時かつ双方向に行われることが求められることになる。しかし、これでは従来の衛星を利用した遠隔授業と大差がなく、時間的な拘束を要求しないというインターネットの大きなメリットが失われてしまう。したがって、インターネットによる授業の制度設計に際しては、同時かつ双方向性という要件を緩和し、学生の好きな時間に自由に学べることとすべきではないか。

現在、大学審議会において、遠隔授業における同時性・双方向性の要件の緩和について検討中である。

(米国の高等学校をインターネット授業により修了した者の大学入学資格)

高等学校におけるインターネット教育の導入の検討と併せ、外国高校の行うインターネット授業の位置付けについても検討を行うことが必要ではないか。最近、我が国の塾や予備校等で、米国の高等学校と連携し、インターネットで米国の高等学校の授業を提供する事業者が見られている。これらについては、仮にその課程を修了し米国の高等学校の卒業資格を得たとしても、当該塾等が我が国の正規の高等学校として認められていないため我が国の大学入学資格を得ることはできないことから、これらの者が日本の大学に進もうとする場合は、大検を受検し合格することが必要となっている。これに対し、米国に在住し、米国の同じ高等学校を卒業した者については、我が国の大学入学資格が与えられるという不均衡が生じている。これからのインターネット技術の発展を考慮した時に、これらのいわば「インターネット・ハイスクール」修了者に対しても、広く大学進学道を開くべきではないか。

基本的にユニバーサルな教育機関である大学等の高等教育機関とは異なり、高等学校の教育は学習指導要領等により教育内容が定められていることなどにかんがみれば、大学等と同様に整理することは困難ではないか。

高等学校におけるインターネット教育の導入の検討に当たっては、特に初等中等教育においては、教師と児童生徒の対面を通じての触れ合いや児童生徒の集団活動が極めて大切なものであることなどを踏まえ、慎重な検討を要する。

【大学院博士課程における通信教育の実施】(IT関連)

論点4：大学院博士課程においても、通信教育を可能とすべきではないか。

現在、大学学部及び大学院修士課程については、通信教育により授業を行うことが制度上可能となっているが、今後、社会人等の多様なニーズに応えていくため、大学院博士課程においても通信教育を可能とすべきではないか。

現在、大学審議会において、通信制の大学院博士課程の開設について検討中である。

3 参考資料

<参考1> 教育用コンピュータの整備状況(11年3月現在)

	学校の設置率	設置台数	1校平均台数
小学校	97.7%	297,845台	12.9台
中学校	99.9%	334,213台	32.1台
高等学校(普通科)	100.0%	317,886台	76.4台
盲・聾・養護学校	98.9%	12,163台	13.4台

(文部省資料)

<参考2> インターネットに接続している学校の割合（11年3月現在）

小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計
27.4%	42.8%	63.7%	36.3%	35.6%

（文部省資料）

<参考3> 教員のコンピュータ操作等の実態（11年3月）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計
操作できる教員（%）	52.7%	59.3%	67.6%	44.3%	57.4%
指導できる教員（%）	28.7%	26.1%	26.0%	16.5%	26.7%

（文部省資料）

<参考4> 通信制の大学、大学院数及び在学者数

	大学（4年制）		大学院（修士）	
	学校数	学生数	学校数	学生数
平成3年度	13	150,070		
4	13	169,328		
5	13	184,425		
6	14	199,471		
7	15	212,134		
8	16	218,432		
9	16	222,007		
10	17	217,969		
11	18	216,687	4	368
12	20	調査中	6	調査中

（文部省資料）

5 大学及び大学院運営等の効率化

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【学位授与】</p> <ul style="list-style-type: none">・大学は、文部大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。(学校教育法第68条の2第1項)・大学は、文部大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。(同条第2項)・国立学校設置法第3章の5に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。(同条第3項)<ul style="list-style-type: none">一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者・学校教育法第68条の2第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。(学位規則(文部省令)第4条第1項)・同法第68条の2第2項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。(同条第2項)・同法第68条の2第3項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。(同規則第6条第1項)<ul style="list-style-type: none">一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの三 外国において学校教育における14年の課程を修了した者四 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者・同法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。(同条第2項) <p>【大学が単位を与えることのできる学修の拡大】</p>
-------	---

- ・大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。(大学設置基準第29条第1項)
- ・前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。(同条第2項)
- ・「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」(文部省告示)
 - 一 大学の専攻科における学修
 - 二 高等専門学校の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 八 技能審査の認定に関する規則による文部大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は民法第34条の規定による法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法第52条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

【学生等のセーフティネットの整備】

- ・大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(大学設置基準第28条)
- ・大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(同基準第30条)
- ・大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。(学校教育法第55条の2)
- ・全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。(学校教育法施行規則第61条第2項)

【学部・研究科の枠を超えた教育課程の機動的な提供】

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。(学校教育法第53条) ・大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。(同法第66条) ・学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。(大学設置基準第3条) ・学部には、専攻により学科を設ける。(同基準第4条第1項) ・前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。(同基準第2項) ・学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。(同基準第5条) ・学校教育法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。(同基準第6条) <ul style="list-style-type: none"> 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。 ・大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。(同基準第19条第1項) ・教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。(同条第2項) <ul style="list-style-type: none"> (大学院設置基準の規定は省略) <p>【大学の情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(大学設置基準第2条第1項) ・大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。(同基準第2条の2) ・国立大学及び国立短期大学は、文部省令で定めるところにより、当該国立大学又は国立短期大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表しなければならない。(国立学校設置法第7条の8)
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年計画)</p>	<p>【大学が単位を与えることのできる学修の拡大、学生のセーフティネットの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位互換及び学外単位認定の単位数の上限を拡大するとともに、大学以外の教育施設における学修について、自大学の単位として認定できる範囲をより拡大することとし、大学設置基準を改正する。(平成11年度措置済) <p>【大学の情報公開】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学の評価を促進する観点からも、大学が教育研究等に関する情報の積極的な公開を進めることを、法令により制度上明確に位置づける。また、国立大学の情報公開を率先して進めていく。(平成12年法律施行) ・財務状況に関する情報も教育研究等に関する情報と等しく重要であることにかんがみ、各種会議の場における働きかけや私学関係団体に対する呼びかけなどにより、併せて公表を促進する。(12年1月措置済) ・私立大学については、情報の公開の状況について調査を実施し、国民に公表する。(11年度一部措置済)
進捗状況、検討状況	<p>【大学が単位を与えることのできる学修の拡大、学生のセーフティネットの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11年3月、大学設置基準の改正により、大学卒業に必要な124単位(中学外単位)の上限を従来の30単位から60単位へ拡大。単位認定できる範囲について、各大学の主体性が生かされるよう、拡大、弾力化の方向で見直しを行った。 <p>【大学の情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12年4月、国立学校設置法改正により国立大学の情報公開を明文化。 ・12年1月、学校法人の運営等に関する協議会等において呼びかけを実施。 ・学校法人の情報公開について、予備調査・公表を実施(11年3月)。

2 論点整理

(注) は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【学位授与】

論点1：優秀な留学生を獲得するためにも、外国人留学生に対する学位授与を促進すべきではないか。

我が国の文科系大学院における博士課程の学位授与数については、徐々に改善されつつあるが、他分野と比して依然として少ない状況にある。学位の授与は日本人に対しても外国人に対しても同様の扱いであるが、特に諸外国では博士号を持っているかどうかの仕事上極めて重要な意味をもってくる人が多いことから、このような我が国大学院の学位の授与状況が、優秀な外国人留学生の日本留学を阻害している要因の一つとなっているのではないかと考えられる。このため、大学評価・学位授与機構による大学評価の中で、文科系大学院における学位授与への取組状況を重要な評価項目として位置付けることなどにより、学位授与を積極的に推進していくべきではないか。

学位を出すかどうかは大学の自治に関する問題であり、果たしてこの部分に踏み込めるかどうか。

大学評価の一環として、学位授与を一つの要素として位置付けることについては、そもそも学位の授与が大学の自治に関する事柄であることも考慮しつつ評価を行う機関において慎重な検討がなされる必要があるが、間接的に学位授与に対するインセンティブを与える手段の一つとして考えられるのではないか。

外国人留学生の学位授与の促進に当たっては、各大学院において英語等の外国語によるプログラムを開設するなど、教育方法等の充実を図るべきではないか。

【大学が単位を与えることのできる学修の拡大】

論点2：大学教育を多様化していくため、大学が単位を与えることのできる学修の範囲を拡大すべきではないか。

大学教育の多様化の観点から、大学が単位を与えることのできる学修の範囲を拡大し、例えば、一定の要件を満たす民間企業の訓練コース等での学修なども大学の単位と認めるべきではないか。

学外単位の認定については、大学教育に相当する水準をどのように担保していくのかについて、慎重に検討する必要がある。

【学生・生徒のセーフティネットの整備】

論点3：大学・高等学校について、単位互換制度の活用促進や転籍時の修業年限の弾力的な取扱いなどにより、学生・生徒のセーフティネットの整備を図るべきではないか。

今後、大学の統廃合や閉鎖が想定されることを見据え、大学間の単位互換による連携等を促進するとともに、修業年限の通算についても個々の学生の修得学力の水準に基づき大学の判断で行えるものとするべきではないか。また、高等学校についても、柔軟な転校措置の仕組みなどにより、同様にセーフティネットの整備が必要ではないか。

大学設置基準第28条及び第30条では、他の大学において取得した単位数のうち60単位を上限として、卒業に必要な単位としての振替を認めている。

さらに、4年制大学間の編入学については、各大学の判断により、修業年限の通算に係る弾力的な取扱いが可能となっているところである。なお、学校教育法第55条の2では、大学の転籍者（科目等履修生から正規生への転籍）について、修得単位数その他の事項を勘案して修業年限の2分の1を上限として転籍先の大学の修業年限に通算することを認めている。

また、学校教育法施行規則第61条第2項においては、高等学校の転学者について、前籍校で修得した単位に応じて、相当学年に転入することができることとされている。

【学部・研究科の枠を超えた教育課程の機動的な提供】

論点4：学部・研究科の枠を超えた教育課程の機動的な提供を促進すべきではないか。

社会や学生のニーズに応じた多様な教育プログラムを積極的に提供する観点から、例えば米国における一定期間に2つの学位の取得を目指すジョイント・デグリー・プログラムなどのような複数学部・研究科の共同による学際的プログラムなど、各大学において、大学や学部・研究科の枠を超えて教育課程が機動的に提供されることが促進されるような措置を講ずることが必要ではないか。

現在、大学審議会において検討中である。

【大学の情報公開】

論点5：大学評価の要素とすることなどにより、大学の情報公開を促進すべきではないか。

大学運営の自由化が進められつつあるが、需要者たる学生が適切な大学選択を行えるようにするためには、大学の教育内容や経営状況などにつ

いて十分な情報が公開される必要がある。大学評価・学位授与機構による大学評価の重要な要素として情報公開を位置付けることなどにより、各大学の情報公開を一層促進するための方策を講ずるべきではないか。

大学の情報公開については、11年9月の大学設置基準の一部改正により、大学の教育研究活動等について積極的に情報提供を行うこととされたところであり、このことを踏まえて各大学において取り組むこととしている。

私立大学の財務状況の公開状況については、11年の規制緩和推進3か年計画（改定）において「私立大学については、情報の公開の状況について調査を実施し、国民に公表する」と記載されたことを受け、文部省において11年7月1日現在で調査を行っている（大学、短大を設置する学校法人のみ）。それによれば、（1）財務状況を公開している学校法人は、645法人中412法人（約64%）、（2）公開方法については、（1）の412法人のうち、約62%は学報等の刊行物に掲載するという方法を採用しており、残りの約38%が掲示その他の方法によっている。（3）公開している財務書類の種類については、（1）の412法人のうち、約65%が資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表のすべてを公開している。12年度もさらに調査を実施し、その結果を公表することとしているところである。

3 参考資料

<参考1> 博士の学位授与件数（平成8年度）

	人文	社会	理	工	農	保健	教育	その他	合計
全体	360	388	1,315	3,411	1,043	6,800	96	508	13,921
外国人留学生（内数）	67	100	149	658	273	409	23	183	1,862

（出典：文部省資料）

<参考2> 学位授与機構が、大学以外の教育施設の課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程として認定した課程（11年4月現在）

大学の学部に相当する教育を行う課程

防衛大学校本科、防衛医科大学校医学教育部医学科、水産大学校本科、海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校長期課程

大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

防衛大学校理工学研究科、防衛大学校総合安全保障研究科、職業能力開発総合大学校研究課程、水産大学校水産学研究科

大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

防衛医科大学校医学教育部医学研究科

（出典：学位授与機構資料）

< 参考 3 > 単位互換制度を設けている大学数（校）

	国立	公立	私立	計
平成 6 年度	7 2	1 2	1 7 6	2 6 0
7	9 1	1 6	2 0 9	3 1 6
8	9 0	2 0	2 3 2	3 4 2
9	9 2	2 1	2 3 3	3 4 6

（出典：文部省資料）

6 産学連携の促進と人材の社会的流動性の増大

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<p>【国立試験研究機関の研究員の流動性向上】</p> <ul style="list-style-type: none">・一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下、「任期付研究員法」という。）に基づく研究員の任期付採用制度については、平成8年7月2日に閣議決定された「科学技術基本計画」をも踏まえて、人事院が行った法制度整備に関する意見の申出（平成9年3月6日）に基づき、法整備が行われた。（9年6月4日施行）・この法律により、国の試験研究機関の研究員について、給与の特例等の措置を含む任期付の採用が可能となったものであり、11年度までに招へい型（第1号任期付研究員）で15人、若手育成型（第2号任期付研究員）で137人の採用が実現している。・今後もこの制度が更に積極的に活用されるよう、運用に当たって関係省庁や研究所長などが連携を取りつつ対応している。 <p>（総論）</p> <ul style="list-style-type: none">・この法律は、試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項について定めるものとする。（任期付研究員法第1条）・この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（同法第2条）<ul style="list-style-type: none">一 試験研究機関等 次に掲げる機関（国立学校設置法に規定する国立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。 <p>（任期付研究員の任期）</p> <ul style="list-style-type: none">・前条第1項第1号に規定する場合における任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に5年を超える任期を定める必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、7年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、10年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。（任期付研究員法第4条第1項）・前条第1項第2号に規定する場合における任期は、3年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、人事院の承認を得たときは、5年）を超えない範囲内で任命権者が定める。（同条第2項）・任命権者は、前2項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。（同条第3項） <p>（任期付任用期間中の異動）</p> <ul style="list-style-type: none">・任命権者は、任期付研究員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている官職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする官職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして人事院の承認を得た場合に限り、異動させることができる。（人事院規則20-0第4条） <p>（若手育成型任期付研究員の再任、任期更新の承認）</p>
-------	---

- ・任命権者は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。(任期付研究員法第3条第1項)
 - 一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
 - 二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合
 - ・任命権者は、第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年、同項第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)の任期が3年に満たない場合(前条第2項の人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあっては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち同項の人事院の承認を得て任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる(同法第5条)
(任期付研究員の採用に係る人事院承認等)
 - ・任命権者は、前項第1号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院の承認を得なければならない。(任期付研究員法第3条第2項)
 - ・任命権者は、第1項第2号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院と協議して定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。(同条第3項)
(国研と企業等との間の人材移動を支える休職態様)
 - ・職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。(国家公務員法第79条)
 - 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - ・職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを休職とすることができる。(人事院規則11-4第3条)
 - 一 学校、研究所、病院その他人事院が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導等に従事し、又は人事院の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合(次号に該当する場合及び派遣法第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。)
 - 二 科学技術に関する国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は人事院が当該研究に関し指定する施設において従事する場合(派遣法第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。)
- 【国立大学教官の流動性向上】
(国立大学教官の任期制)

- ・国立又は公立の大学の学長は、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき、当該大学の教員について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。（大学の教員等の任期に関する法律第3条第1項）
- ・任命権者は、前条第1項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第10条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。（同第4条第1項）
 - 一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき
 - 二 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき
 - 三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき
- ・任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。（同条第2項）
- ・学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。（同法第5条第1項）
- ・学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかななければならない。（同条第2項）
- ・第3条及び第4条の規定は、大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。（以下略）（同法第6条）
- （企業等との人事交流）
- ・国立大学に運営諮問会議を置く。（国立学校設置法第7条の2第1項）
- ・運営諮問会議は、委員若干人で組織し、その委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。（同条第2項）
- ・運営諮問会議は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う。（同条第3項）
 - 一 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
 - 二 大学の教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する重要事項
 - 三 その他大学の運営に関する重要事項
- ・学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。（教育公務員特例法第4条第1項）
- ・学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。（同条第2項）
- ・学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。（同条第3項）
- ・学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。（同条第4項）

- ・教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会の議に基づき学長が行う。
(同条第5項)
 - ・前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。(同条第6項)
- 【国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上】**
- ・「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」(11年3月24日文部省学術国際局長・会計課長通知)(抄)
 - 1 国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利の帰属についての基準
 - (1) 国に帰属する場合

国立大学等の教官等が、その研究の結果発明を行った場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、その発明が次のいずれかに該当する場合は、原則として国が承継するものとする。

 - ア 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして特別に国が措置した研究経費(民間等との共同研究及び受託研究等経費のほか、科学研究費補助金を含み、教官当積算校費、奨学寄付金等のような一般的研究経費は除く。)を受けて行った研究の結果生じた発明
 - イ 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、原子炉、核融合設備、加速器等のように国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備(電子計算機等のような汎用的なものは除く。)を使用して行った研究の結果生じた発明
 - (2) 発明者個人に帰属する場合
 - ア 上記(1)により、国が承継することとした場合を除き、国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利は、発明者に帰属する。
 - イ ただし、発明者が希望するときは、発明者からの譲渡の申出に基づき、国は、当該発明に係る特許を受ける権利を承継することができる。
 - ・国家公務員への発明補償金は、上限として一人につき通算して年額600万円を超えないものとされている。(「国家公務員の職務発明等に対する補償金支払要領」(10年8月10日特許庁長官通知))
- 【国有特許のTLOへの円滑な譲渡】**
- ・国有財産を譲渡する際には、会計法令により一般競争入札が原則とされるが、特定の場合、随意契約が認められている。
 - ・国立大学における研究成果である特許が有効に活用されていない。
 - ・この状況を打開し、効率的な技術移転の実施を促進するため、10年8月の「大学等技術移転促進法(TLO法)」の施行を受けTLOが設置されてきたが、国有特許の技術移転の実績があがっていない。
 - ・「特許権等契約ガイドライン」は、国有特許権の民間移転のための環境整備として、国有特許権の実施契約、売買契約等および実施料の算定方式や売買価格の算定基準等について各省庁で統一的な運用がなされるよう、民間企業等の契約実態を調査し関係各省庁と協議の上で、10年6月に特許庁がとりまとめたものである。
 - ・この中では、次のような算定方式が掲げられている。
原価回収方式：研究開発費、特許取得費等の総額を特許権の価値とする方式

利益額準拠方式：特許権が生み出す利益の総額を現在価値に換算する方式

- ・キャッシュフロー方式
- ・超過利益方式

市場価格方式：競争入札方式等

【国立大学教官等のTLO役員兼業】

- ・国立大学教官等が技術移転機関（TLO）の役員兼業を行うための基準は、人事院規則及び人事院事務総長通知において、人文社会系の教員は知的所有権に関する法制度等の知見を有する教員に限られている。
- ・人事院は、技術移転兼業（国立大学教員等が技術移転事業者の役員等の職を兼ねることをいう。以下同じ。）について所轄庁の長から法第103条第3項の申出があった場合において、当該申出に係る技術移転兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、これを承認するものとする。（人事院規則14 - 17（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）第3条第1項）
 - 一 技術移転兼業を行おうとする国立大学教員等が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
- ・この項第1号の技術に関する研究成果についての知見は、承認の申出に係る技術移転事業者が現に民間事業者に移転しようとしている技術に関する研究成果についての知見に限られないものとする。（「人事院規則14 - 17（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）の運用について」（人事院事務総長通知）第3条第1項関係の1）
- ・この項第1号の技術に関する研究成果の移転についての知見とは、特許権、実用新案権に関する法制度等についての知見をいう。（同通知第3条第1項関係の2）

【委託開発事業に係る内閣総理大臣の認可等の廃止】

- ・委託開発事業とは、大学、国立試験研究機関等の優れた研究成果（新技術）を、技術移転を通して実用化し、社会経済の発展や国民生活の向上に寄与することを狙いとしており、企業化が困難な新技術の開発を企業等に委託して実用化を図る事業である。科学技術振興事業団が必要な開発費を支出することにより、企業側の開発リスクを負担するものである。
- ・昭和36年度～平成11年度までに470件を採択、362件終了、うち341件が成功。実施料総額は8,981百万円（11年度末）

【国立大学等への寄附】

- ・地方公共団体は、当分の間、国に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ自治大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。（地方財政再建促進特別措置法第24条第2項）

<p>政府の対応（規制緩和推進3か年計画）</p>	<p>【国立大学教官の流動性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各大学における任期制の導入状況を把握し、大学及び社会一般に対して積極的に情報提供する。 <p>【国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学等の教官等の発明に係る特許の取扱をできる限り一義的に明確なものとするとともに、国が特許を受ける権利を承継するかどうかを判断する各大学の発明委員会に係る運営の改善について、各国立大学等に通知する。 国立大学等が行う受託研究の間接経費の一部に相当する額について、産学連携のインセンティブを高める経費として受託研究を行う当該大学に配分されるよう、受託研究の仕組みの改善を図る。 <p>【国立大学教官等のTLO役員兼業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学教官等による技術移転機関（TLO）の役員兼業について、一定の要件の下に認めることとし、平成12年4月までに所要の措置を講ずる。
<p>進捗状況、検討状況</p>	<p>【国立大学教官の流動性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期制の導入状況を調査し、結果を公表（平成11年10月） <p>【国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各大学の発明委員会に係る運営の改善について通知。（平成11年3月、文部省学術国際局長・会計課長通知） 受託研究の仕組みを改善（平成11年度制度改正、12年度実施（国有特許の実施料収入も含む。）） <p>【国立大学教官等のTLO役員兼業】</p> <ul style="list-style-type: none"> TLO役員兼業についての人事院規則を制定し、平成12年4月1日から実施。

2 論点整理

（注） は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【国立試験研究機関の研究者の流動性向上】

論点1：我が国の国際競争力を高めていくためにも、国立試験研究機関の研究者の任期付任用制度の充実・改善を進め、研究者の流動性を高める必要があるのではないか。

（若手育成型任期付研究員の任期）

現在は原則3年だが、3年という期間は、研究者にとっては短すぎて本格的な研究を行うことができないし、十分な成果を挙げることが困難な場合もある。したがって、これを例えば「7年以内で研究機関が自由に定める」とすべきではないか。

国立試験研究機関の関係者等からは、法律に基づく任期付任用の期間を7年以内とすることを望む声がある。

若手育成型任期制は、ポスドク経験者等、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の涵養に資する研究業務に従事させるものであり、その任期については原則は3年であるが、5年まで認められる制度となっており、その範囲内で活用を進めていくべきである。

(流動する研究者が不利とならないための給与制度、退職手当制度)

若手育成型任期付研究員の給与は、5年任期の場合、給与総額でパーマネント採用者よりも低くなる場合がある。しかし、任期付研究員については、任期を付けるという不利益な勤務環境下におかれるわけであり、あまねく任期制の普及を図るためには任期付研究員になろうとするインセンティブを付与することが必要であることから、任期付研究員の給与はパーマネント採用者よりも高くなるような仕組みとすることが必要ではないか。

退職手当については、現行制度上は長期間継続して在職した者が有利な仕組みとなっているのではないか。研究者の流動性を高める観点から、短期間で異動する任期付研究員が退職手当上不利にならないよう、必要な見直しを検討すべきではないか。

任期付研究員の給与は、任期中に行うこととなる研究業務にふさわしい給与を支給するものであり、任期付であることをもって給与上任期付でない職員より高くすることは理由がない。

また、若手育成型任期付研究員について、制度施行後3年を経過した現時点において運用の実態をみると、採用前に相当研究実績を有し、任期中も研究業務の性格上特に5年とされる任期付研究員がかなり多く生じ、その給与が、採用後昇給・昇格し扶養手当も支給される一般の研究員の給与を下回る可能性もあることは認識している。今後、任期との関係も踏まえて検討していく考えである。

(任期付任用期間中の異動)

若手研究者については、知的吸収力が優れている若い時期に異なる研究組織や研究環境を多く経験させ、競争的な環境に身を置させることが必要である。それにより多彩な知的触発や人的交流を経て、優れた研究者へと飛躍できるようにすることを目指すべきである。このため、任期付任用期間中の異動に係る人事院規則の制限(異動先官職の制限、人事院承認等)を緩和することなどにより、より柔軟に多様な場所で研究経験を積み重ねることができるようになることが必要ではないか。

任期中の異動については、制度の適正な運用を確保しつつ活用を支援する観点から、人事院の関与を求めているものである。当面はニーズの把握を行うことが先決ではないか。

(若手育成型任期付研究員の再任、任期更新の柔軟化)

研究活動については、一律に研究の進展を予想することが困難であるから、研究活動の進展に応じ研究期間を弾力的に設定できるようにすることが望まれる。このため、若手育成型任期付任用について、再任を可能とすることが必要ではないか。また、任期付任用の期間について、研究活動の進展状況等に応じ、柔軟な任期の更新・延長を可能とすることが必要ではないか。

若手育成型任期付研究員については、研究者の登竜門として研究能力の涵養に関する研究業務に従事させるものであるという趣旨から、本制度に基づく任期付任用は研究者生活の中で1回に限っている。しかしながら、若手育成型として採用されている者についても、例えば、複数分野にまたがる研究領域などにおいて、複数の研究機関が連携して計画的に育成する場合などについて、若手育成型任期付任用制度の対象とすることを可能とすることが必要かどうかについては検討する必要があると考えている。

また、例えば、従事する研究業務の性質上、採用当初に予見できなかった事由が発生した場合などに任期の更新をさらに弾力化することが必要かどうかについて、任期の在り方と併せて検討する。

(任期付研究員の採用に係る人事院承認)

若手育成型任期付任用については、限られた任期内に迅速に研究プロジェクトを立ち上げ、研究を開始し、十分な研究期間を確保するためには、プロジェクトの立ち上げから研究者の採用までの期間を可能な限り短縮し、機動的な人材登用を行うことが必要である。したがって、採用計画についての人事院の事前承認を廃止し、事後届出とすることにより、原則的に研究機関の長による自由な任用を認めることとすべきではないか。人事院の事前承認については、制度の適正な運用の確保等の観点から人事院の関与を求めているものである。なお、積極的な制度の活用や円滑な運用については今後とも十分に配慮していく考えである。

(国研と企業等との間の人材移動を支える休職態様の多様化)

産学官連携の促進や、研究者の資質向上のため、勤務時間外に限らず、国家公務員が所属機関外において、研究、技術移転活動、研修等を行う機会を拡大することが重要である。国家公務員法第79条及び人事院規則11-4では国との共同研究等に係る研究活動についての休職を認めているが、これを拡大することや新たな休業制度を創設することにより、例えば、次のような場合にも業務を離れて活動することが可能となるようにすべきではないか。

(1) 民間企業等において技術移転活動を行う場合。

(2) 研究者自らの計画に基づき、研修活動等(例えば、企業における産業技術開発等を学ぶ)を行う場合。

(3) 研究に係る研究企画、評価、組織経営等へ従事する場合。また企画管理業務や評価業務等に従事する場合。

当面は具体的なニーズの把握を行うことが必要であり、その上で、休職制度も含め、新たな措置の是非について検討を行うべきであると考えられる。

【国立大学教官の流動性向上等】

論点2：競争的な研究環境を醸成し、優れた研究成果を挙げた研究者を確保することで大学等の研究能力を高めるためには、より流動的な人材活用を進める必要があり、各大学における任期付任用をさらに促進すべきではないか。そのため、任期付きで任用される教員が不利にならないための給与制度、退職手当制度が必要ではないか。

(大学教員の任期制の導入促進)

9年8月、「大学の教員等の任期に関する法律」が施行され、国公立大学等における任期付任用制度が導入されたが、現在までの導入国立大学数は37大学160人にとどまっており(12年2月現在)、しかも、その多くが助手であるという状況にある。これは任期制に対する大学教員側のインセンティブが存在しないことに原因があると考えられる。我が国全体として研究に携わる産官学の人材の流動性を高くしていくことが経済社会の活性化につながると考えるが、その中心的存在である大学教員の流動性が高まらないのでは、全体の流動性の高まりを阻害することになるのではないか。

このため、任期付任用の教員については給与上の優遇を行うなどして、教員側のインセンティブを高めることにより、任期制の導入を促進すべきではないか。

退職手当については、現行制度上は長期間継続して在職した者が有利な仕組みとなっているのではないか。国立大学教員の流動性を高める観点から、短期間で異動する任期付教員が退職手当上不利にならないよう、必要な見直しを検討すべきではないか。

現在の大学教官の任期制はその対象範囲や期間を各大学の判断に委ねることとされており、一般の教員との職務の違いが明確となっているとは

言えないことから、任期付であることのみをもって給与上特段の措置を行うことは困難である。

(企業等との人事交流)

国立大学教官に多様な経験の場を用意する観点から、企業と大学教員との人事交流を積極的に推進すべきではないか。一方で、企業人による大学のマネジメントを行わせることなどにより、大学が経済社会の変化に敏感に対応した学校運営を行えるという効果もあると考えられるのではないか。

各大学の判断により、企業人を大学の教員(学長等の管理職を含む。)として登用できるよう制度改正を図ってきている。

【国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上】

論点3：国立大学教官の発明に対するインセンティブを高めるとともに、公的な研究資金から得られた研究成果の有効活用を図る観点からも、特許補償金制度も含め、特許等の取扱いについて必要な検討を行うべきではないか。

国立大学教官の発明に係る特許を受ける権利の帰属についての基準は、「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」(平成11年3月24日文部省学術国際局長・会計課長通知)により定められている。この中で、国立大学教官の発明のうち、特に、実用化の可能性が高いと思われる応用開発を目的とした特定の研究経費(民間等との共同研究及び受託研究等経費、科学研究費補助金を含む)や特殊な大型研究設備(原子炉、加速器等)を用いた研究成果については、国に帰属するものとされている。

これについて、国立大学教官の発明に対するインセンティブを高めるとともに、公的な研究資金から得られた研究成果の有効活用を図る観点から、特許を受ける権利の帰属の在り方も含め、関係省庁において特許等の取扱いについて必要な改善策を検討すべきではないか。

また、教官個人に権利が帰属しない場合に支払われる発明補償金については、「国家公務員の職務発明等に対する補償金支払要領」(10年8月10日特許庁長官通知)により定められており、これは一人につき通算して年額600万円の制限がある。教官のインセンティブを高める観点から、上述の特許等の取扱いについての検討の状況も踏まえつつ、具体的な案件に応じて、本要領における補償金の支払限度額の見直しについても検討すべきではないか。

今後、関係省庁において検討を行っていく。

【国有特許のTLOへの円滑な譲渡】

論点4：国有特許をより有効に活用するため、TLOへの譲渡を円滑に行うべきではないか。また、その際の譲渡価格について、より適切な算定方式を認めるべきではないか。

(国有特許のTLOへの円滑な譲渡を可能とする措置)

国有特許をより有効に活用するためには、当該特許が活用される市場や企業ニーズに精通し、発明者である研究者の研究内容を熟知したTLOが取り扱う必要がある。また、特許は単独で製品化されることもあるが、複数の特許を用いて一つの製品へ結びつける場合も多く、その場合譲渡を受けた異なる企業間で調整を行うよりも、TLOが中心となってコーディネートする必要がある。さらに、TLOは国有特許の活用に関して最適な事業者を選びだす機能を持っている。

このため、当該機能を有するTLOを積極的に活用すべきであり、TLOが当該国有特許の効果的な移転を図り得る唯一の機関である場合には、TLOへ随意契約により譲渡すべきではないか。

今後、関係省庁において検討を行っていく。

(TLOに対する国有特許の譲渡の際の価格の特例)

国有の特許権もしくは特許を受ける権利に係る価格を設定するに当たっては、権利となるまでにかかった費用の算定や、今後どの程度の収益を上げるのかという権利自体の価値の算定が非常に困難であるという問題がある。

したがって、国有特許をTLOに譲渡する場合には、例えば算定方式の一つとして売上比率についても検討するなど、譲渡価格のより具体的な設定を図るべきではないか。

今後、関係省庁において検討を行っていく。

【TLO役員兼業の人文社会科学人材への適用拡大】

論点5：TLO役員兼業について、人文社会科学人材への適用拡大を進めるべきではないか。

12年4月の人事院規則14-17(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)により国立大学教官等のTLO役員兼業が可能となったが、「人事院規則14-17(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)の運用について」(人事院事務総長通知)により、役員兼業の承認基準として、「技術に関する研究成果の移転についての知見とは、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見をいう。」と特許法等の法学者に限定されている。

しかし、TLOは、いわば「大学の特許部」であり、大学と社会とをつなぐ機能と人材が必要である。また、TLOの目的は「研究成果の活用」であり、研究成果を企業化する意志や能力を有する民間事業者を探すことが不可欠であり、大学の研究成果が活用されるためには、TLOによる技術のマーケティングやライセンス活動に資するように、中小企業論やベンチャー企業論など、民間事業者等に関する知見が必要である。したがって、人事院事務総長通知を改正し、「研究成果を活用する民間事業者等についての知見」を有する教員についても役員兼業を認めるべきではないか。

国立大学教員等の民間企業役員兼業については、政府全体として検討を行い、公務員の全体の奉仕者としての基本的性格と営利企業において経営判断を行う役員の立場との調和を図る必要があること、役員兼業を認めるためには、原則禁止を解除するに足る必要性、公益性が必要であることが確認されている。この基本的な考え方に沿った承認基準・承認手続を定める人事院規則が制定・公布され、平成12年4月1日から施行されたところである。

TLO役員兼業の承認基準においては、技術移転というTLOの事業内容を前提にして、「技術に関する研究成果」又は「技術に関する研究成果の移転」について必要な知見を有していることをその要件の一つとしている。「技術に関する研究成果の移転」についての知見とは、特許権等の仕組みや取得、活用等のノウハウについての知見であり、例えばTLOに関する研究や特許に関するシステムの研究なども含まれるものと解しており、特許法等の法学者だけに限定しているものではない。

現に、12年6月2日、国立大学教官8人についてTLO役員兼業を承認したが、この中には経済学の教員も含まれている。

【共同研究、受託研究に関与した企業】

論点6：共同研究、受託研究に関与した企業による研究成果の活用の促進を進めるべきではないか。

国と民間企業との共同研究、民間企業から国への受託研究の成果に係る国有分の特許権について、相手方の民間企業に対し、随意契約による専用実施権の設定、特許権の譲渡を行うことにより、民間企業による研究成果の活用を促進するべきではないか。またそれにより、国への委託や共同研究の促進効果も期待できるのではないか。

今後、関係省庁において検討を行っていく。

【委託開発事業に係る内閣総理大臣の認可等の廃止】

論点7：委託開発事業に係る内閣総理大臣の認可等を廃止すべきではないか。

大学等の研究成果の民間企業による活用を促進するため、科学技術振興事業団は企業化が困難な新技術の開発を企業等に委託して実用化を図る「委託開発事業」を実施しているが、本事業について、個別課題ごとに内閣総理大臣の承認及び関係大臣に対する協議が必要とされており、受託企業の研究開発の実施に支障を及ぼしている例が多い。このため、本件承認等を廃止し、民間企業による事業の迅速な実施を図るべきではないか。

認可手続の期間については、その短縮に努めているところではあるが、研究開発成果の迅速な実用化のため認可等の廃止についても必要と考えている。

委託開発事業については、事業の実施の際だけでなく、研究開発成果の実施化（特許等の実施）に際しても認可が求められている（科学技術振興事業団法第33条第2項及び同法第51条第2項）が、これらについても廃止が必要である。

【国立大学等への寄附】

論点8：地方公共団体から国立大学や国立試験研究機関等に対する寄附を可能とすべきではないか。

地域の課題は地方公共団体が主体的に取り組むことが求められる中で、地域の生涯学習社会への移行、地域固有の問題解決などに加え、特に地場産業の振興を始めとする産学連携の促進の観点から、地方公共団体における国立大学及び国立試験研究機関に対するニーズは従来以上に高まっていくものと考えられる。他方、国立大学は地域の歴史・文化・経済・産業と結びついた特色ある教育研究を展開し、地域の発展に貢献することは使命の一つとなっている。

また、地方公共団体の財政負担を考慮した場合にも、国立大学等への寄附等を行い、これと連携・協力することにより、相対的に少ない負担で相乗的な効果を期待できるのではないかと考えられるのではないか。

したがって、現行の地方財政再建促進特別措置法の立法趣旨は今後においても尊重されるべきであると考えてはいるが、昨今の地方公共団体の国立大学及び国立試験研究機関に対するニーズを踏まえ、これらに対する寄附については制限の緩和を図るべきではないか。

地方公共団体から国への寄附については、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により禁止されているが、これは、国がその優越

的な地位を背景として、本来自己の負担すべき経費につき自発的寄附という名目で地方公共団体にその負担を転嫁することや、逆に、地方公共団体が国の負担すべき経費を自ら進んで拠出することを放置した場合、国と地方公共団体の経費負担区分を乱し、地方財政秩序を混乱させるおそれがあるので、これを防止することを目的としているものである。

国立大学の運営・研究活動を始めとする国の事務に要する費用についても、国が責任を有するものであり、地方公共団体が資金等を国立大学に提供することは、国と地方公共団体の役割分担の明確化や財政秩序の維持の観点から適切でなく、寄附の制限は緩和すべきでないものとする。

他方、現行制度においても、地方公共団体と国立大学との間で共同研究、委託研究等を行うことが可能であり、地方公共団体と国立大学の連携については、これらの方法により活発に行われるべきであるとする。

3 参考資料

< 参考 1 > 大学教員の任期制を導入した大学数 (校)

区 分	10年10月時点	12年2月時点
国立大学	14	37
公立大学	2	4
私立大学	5	6
計	21	47

(出典：文部省資料)

< 参考 2 > 国立大学における職名別の適用者数 (12年2月時点)

区 分	適用者数 (人)
教 授	14
助教授	18
講 師	1
助 手	127
計	160

(出典：文部省資料)

< 参考 3 > 国有特許の保有件数及び実施件数 (件)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保有件数	13,922	15,266	15,689	15,913	15,786
実施件数	829	1,873	1,538	1,655	1,726
実施化率 (%)	5.95	12.27	9.80	10.40	10.93

(出典：文部省資料)

基準認証・保安

<分野別総論>

【検査検定制度の見直し】

問題意識

基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）や、その中核をなす検査検定制度（基準認証等のうち、基準・規格に適合することを事業者等の自主的な判断に委ねるのではなく、事業者等に対して検査や検定の受検義務を課することによって担保しようとするもの）の多くは、製品又は施設を対象として、これらが源となって危険・危害が生じるおそれがある場合において、このような危険・危害をもたらすリスクを社会的に受容できる程度のものにまで低下させることを目的として行われるものである。

しかしながら、実際の検査検定制度を見ると、検査検定業務の運営を政府又は政府を代行する者に委ねている結果、独占に伴うコストの上昇やサービスの低下といった種々の弊害が見られるのみでなく、本来、製品や施設の安全確保に責任を持つべき事業者等にかえて「官任せ」的な責任意識の希薄化をもたらしているのではないか等といった指摘があるほか、所管省庁ごとのタテ割りで各公益法人が検査業務を行う体制が国際的な相互承認を進める際の障害となったり、諸外国に見られるような民間の検査機関が我が国で余り育たないという結果をもたらしているといった問題がある。

また、検査・検定の基となる基準についても、現在は、個別法に基づき、各省庁が独自に構造・形状・材質等の細部にわたる独自の基準を仕様規定として設けていることが多く、結果として、WTOのTBT（貿易に関する技術的障壁）協定等において要請されている技術的基準に係る国際的整合性が欠如したものとなりがちであるほか、省庁ごとに思想の異なる複数の基準が適用されることにより事業者に余分なコストをもたらしたり、消費者に混乱をもたらしたりするとの問題がある。こうした点に加え、仕様規定に関しては、技術の進歩の著しい分野において、技術進歩に迅速・的確に対応して基準を見直すことが困難となりがちであり、結果として技術進歩を阻害するとの批判もある。

これまでの取組とその成果

規制改革委員会は、平成10年度、上記の問題意識に基づき、基準認証等の横断的見直しの検討に着手し、規制緩和に関する第1次見解（平成10年12月）においてその見直しの視点を提示した。具体的には、基準認証等について、国が関与する範囲の見直し（「行政の関与は必要最低限とすべき」との原則）、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等、の3点を基本とする見直しの視点を提示した上で、各省庁に対してその所管する検査検定制度の洗い出し作業を求め、そのようにして洗い出した検査検定制度を始めとするすべての基準認証等について、平成12年度末までに見直しを完了することを目標とすべきことを提言した。

政府は、この規制改革委員会の提言を規制緩和推進3か年計画（改定）に盛り込み、平成11年3月30日に閣議決定した。これにより、関係省庁は、上記の見直しの視点に沿って、平成12年度末までにすべての基準認証等について見直しを完了することを目標として見直しを行う

こととされた。

規制改革委員会は、平成11年度、前年度の洗い出し作業の結果把握された11省庁66制度（複数省庁共管のものは重複して計上）に及ぶ検査検定制度について、特に、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行を促進するとの観点に立ち、見直しの視点の一層の具体化を図るとともに、個別制度について検討を行った。その結果、規制改革についての第2次見解（平成11年12月）において、検査検定制度の自己確認・自主保安化に向けた具体的な指針とともに、簡易専用水道の検査、浄化槽の検査（以上厚生省）、農産物の検査（農林水産省）、自動車検査用機械器具の検査、気象測器の検定（以上運輸省）、特定機械等の検査等（労働省）、電気通信設備の技術基準適合認定（郵政省）、消防用機械器具等の検定及び危険物施設の検査（以上自治省）の合計9制度について、指定検査機関の民間開放等を内容とする具体的な改善方策を提言した。

また、具体的な改善方策の勧告にまで至らなかったその他の検査検定制度についても、関係省庁における自主的な取組を引き続き促すとともに、そのような取組の状況を規制緩和推進3か年計画の改定後速やかに公表するよう提言した。政府は、この提言を盛り込んで、平成12年3月31日に規制緩和推進3か年計画（再改定）を閣議決定した。

今年度のテーマ設定

このように、基準認証等については、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行を中心に委員会における見直し作業を行ってきた。昨年度の見解の指摘に基づいて関係省庁が本年4月に実施した見直しの検討状況の中間公表結果を見ても、昨年度見解で指摘した9制度を含め、全66制度のうち21制度について既にこうした観点からの見直しがなされているか又は間もなくなされる方針が既に決まっているほか、22制度については具体的な見直しに向けた作業を行うこととしており（その多くについて平成12年度中の見直し作業完了が予定されている）、今後、一定の成果が期待できるものと考えられる。

このため、今年度は、こうした見直し作業のフォローアップに加え、昨年度、具体的検討が着手せずに終わった「基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等」の視点に立脚した見直し作業にも着手することとし、具体的には、特に経済界からの要望の強い保安関係法令（保安四法）の基準の性能規定化について所管省庁の検討を促すことをテーマとして取り上げることとする。

【基準認証等に係る意見・要望】

問題意識

基準・規格及び検査・検定（基準認証等）は、製品や製品の製造に係る設備・施設の構造・設置に関する基準を設け、その基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定する国の制度である。これらの制度は、これまで国内市場において、製品の生産・流通・消費の合理化・効率化、品質の向上、安全性の確保、環境保全等について大きな貢献を果たしてきた。

しかしながら、近年、経済のボーダレス化や技術革新等が進む中において、日本の基準認証等が、企業の円滑な事業活動や消費者の自由な選択などの妨げとなっていると指摘する意見・要望が多く出てきている。その理由として、日本の製品・設備等の構造・形状・品質を定める規制が、諸外国の制度と比べ複雑かつ難解であることや、複数の官庁にまたがって所管されていることなどが挙げられている。

したがって、基準の簡素化から輸入手続や検査等の申請手続の簡素化に至るまでの広範な項目を検討の視野に入れ、できる限り幅広く個別の基準認証等に係る意見・要望について対応していくことが、真の意味での企業や消費者の利便性の向上等につながり、また、その1つずつの効果の積み上げが、大きな経済効果をもたらすことにもなる。

これまでの取組とその成果

規制改革委員会では、昨年度から、規制緩和に関する内外からの意見・要望のうち基準認証等に関するものを中心に精査の上、一分野を立てて取り組んできた。具体的には、規制改革についての第2次見解（平成11年12月）において、基準認証等に関する内外からの意見・要望について、関係省庁及び要望元へのヒアリングなどを行った結果、早急に規制の見直しが必要な計21項目について見解を公表した。

今年度のテーマ設定

昨年度同様、今年度においても、基準認証等に関する内外からの意見・要望のうち、所管省庁が措置困難としたもの、または緩和内容が不十分と思われるものについて、調査・検討を行っている。その結果、現時点で以下の36項目について今年度のテーマ候補として選出している。これらを一つの出発点として、今後、関係省庁及び要望元へのヒアリングなどを更に行い、早急に規制の見直しが必要と判断される項目についての見解を年末に向けて取りまとめていく。

（1）基準認証等の緩和・簡素化

移動タンク貯蔵所の基準緩和（ローリー車のハッチ割、防波板の廃止）

消防法20号タンクの圧力タンクからの適用除外

石油コンビナート等の防災組織に関する規制緩和

石炭法に基づくレイアウト規制の適用緩和

タンクローリーから船舶への船用潤滑油の供給

電気用品の技術基準適合検査方式・記録保存の緩和

電気用品の表示方法の見直し

端末機器に対する技術基準の見直し

クレーン製造許可申請対象吊り上げ荷重の引上げ

【保安検査等周期の延長】

高圧ガス保安法における保安検査周期の延長

ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査周期の延長

フォークリフト定期自主検査周期の延長

スタッカークレーン定期自主検査周期の延長

【 I T S に係る基準等の見直し】

民生用 D S R C システム導入に関する制約の緩和 (I T 関連)

I T S 促進に向けた 5 . 8 GHz 帯における無線設備の用途拡大 (I T 関連)

【環境関連の基準等の見直し】

L N G 発電のばい煙測定頻度の緩和等 (環境関連)

燃料電池のばい煙等測定頻度の緩和等 (環境関連)

環境計量事業の計測器に関する基準の見直し (環境関連)

工業専用地域内における届出を要する特定施設の範囲の見直し (環境関連)

廃棄物焼却炉の維持管理基準の見直し (環境関連)

発泡スチロール溶剤の指定数量 1000 ㍓から 2000 ㍓への緩和 (環境関連)

【基準認証等手続の簡素化】

携帯電話端末に対する特定無線設備の工事設計についての認証手数料及び端末機器の設計についての認証手数料の見直し

端末機器の複合機器に対する技術基準適合認定等手数料の見直し

(2) 基準認証等の国際整合化

医薬部外品の一部の化粧品への移行

栄養補助食品に係る規制の緩和

動植物検疫における地域主義

非常信号用具備付要件の緩和

回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和

フォークリフトの速度制限の緩和

(危険物運搬用の) I S O タンクコンテナの運行開始に関する規制緩和

(3) 輸出入手続の緩和・簡素化

暗号製品に関する輸出規制の緩和

輸出入申告手続の電子化

(4) 基準の性能規定化

低圧電力架空引込線の需要場所取付地点における弱電流電線等との離隔距離の基準の緩和

鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和

(5) 基準の整合化

ボイラーに係る規格・基準の統一

クレーンのレール隙間に関する規制と J I S の整合性確保

今後、項目の追加もあり得る。

【保安】

問題意識

いわゆる危険物規制については、安全性の確保を第一に考慮しつつ、どのように科学技術の進展や社会経済情勢の変化等を踏まえ、効率的に安全の確保を実現するかという観点から、行政改革委員会当時から検討が行われてきた。これを踏まえ、行政改革委員会最終報告では、危険物の項で「消費者、労働者等の安全・健康の確保、災害の防止、環境の保全等を目的とし、自由な経済活動等に伴い発生するおそれがある外部不経済を回避する観点から行われる『社会的規制』については、科学技術の進展や社会経済情勢の変化等に対応しつつ適宜見直しを行い、国民に過大な負担や制約をもたらすことのないよう必要最小限にする必要がある」とこの分野の基本的な問題意識を明示している。

当委員会もこうした基本的な問題意識を維持して、検討を進めている。

これまでの取組とその成果

当委員会は、特に経済界から要望の強い、いわゆる保安四法（消防法、労働安全衛生法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法）に注目し、四法が適用される施設である石油コンビナートを取り上げて、その検査周期、検査主体などの問題を検討した。これを踏まえ、第1次見解において、保安四法の「石油コンビナートに係る部分について、近年の技術の進歩等を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、検査周期の延長、検査主体の相互乗り入れの促進、検査方法の改良等保安四法の更なる合理化、整合化を図る余地がないかを検討し、検査などの負担の軽減を図ることが必要」との観点から、「関係各省の実務者が有識者、関係団体の代表等とともに」検討する委員会を発足させることを提言した。

この提言を受けて、通商産業省、労働省及び自治省消防庁は、昨年5月に学識経験者、業界団体、労働団体、地方公共団体及び関係省庁からなる「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」を発足させ、本年3月に中間報告を取りまとめたところである。

今年度のテーマ設定

当委員会は、昨年度、こうした検討委員会の検討を注視してきたが、現在、検討委員会が本年11月の最終報告に向けて鋭意作業中であることから、引き続きこれを注視していく。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

(検査検定制度の横断的見直し)

規制緩和についての第1次見解(1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解(1999年12月14日)
<ul style="list-style-type: none"> (1) 国が関与する基準認証等の範囲の見直し (2) 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行 (3) 基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 検査検定制度の見直しの方向 <ul style="list-style-type: none"> (1-1) 検査検定制度を取り巻く諸問題 (1-2) 検査検定の実施主体について見直しが必要な理由 (1-3) 具体的な検査検定業務の見直しの方向(自己確認・自主保安化、第三者による検査・認証の活用、政府又は政府を代行する者による検査) (1-4) 任意の法定検査の見直しの方向 (1-5) 検討状況の中間公表 (2) 個別の検査検定制度についての見解 <ul style="list-style-type: none"> (2-1) 簡易専用水道の検査(厚生省) (2-2) 浄化槽の検査(厚生省) (2-3) 農産物の検査(農林水産省) (2-4) 自動車検査用機械器具の検査(運輸省) (2-5) 気象測器の検定(運輸省) (2-6) 特定機械等の検査等(労働省) (2-7) 電気通信設備の技術基準適合認定(郵政省) (2-8) 消防用機械器具等の検定(自治省) (2-9) 危険物施設の検査(自治省)

(基準認証等、輸出入手続等を中心とする個別要望への対応)

規制緩和についての第1次見解(1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解(1999年12月14日)
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 輸出入手続関連(税関輸出入申告手続の簡素化(本関単位の輸入申告の容認、通関書類のペーパーレス化)、輸出申告書における再輸出品の統計品目番号の改善、輸出貿易管理令第5条「許可を要しないもの」に関する確認手続の簡素化、輸出管理規程(コンプライアンス・プログラム)の自主化の徹底、花き球根の隔離検疫代替措置の検討、石油製品に係る包括及び個別申請・承認制度の廃止、ボンド重油の「積込承認申請」の頻度の見直し) (2) 医薬品等、食品関連(化粧品の輸入規制の緩和、化粧品のラベル表示方式)

	<p>の変更、医薬品一般販売業の構造設備基準の緩和、医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化、食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件の緩和)</p> <p>(3) 電気用品関連 (電気用品に係る J I S の I E C への整合化、電気用品安全法の運用基準について、ネオン用変圧器の二次巻線の接地禁止義務の撤廃)</p> <p>(4) その他 (衣料品品質表示 (ケアラベル) に係る J I S の I S O との整合化、漁船推進機関の規制におけるエンジンの出力算定方法の改善、特定港における夜間入港制限の緩和、警備業法による変更届の提出の簡素化、引火点の高い液体の危険物からの適用除外、セルフサービス方式の給油取扱所 (固定給油設備) に関する規制の緩和)</p>
--	---

(保安)

規制緩和についての第1次見解 (1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解 (1999年12月14日)
保安四法関係の規制の見直し (保安四法に係る実務者検討委員会の設置)	保安四法関係の規制の見直し ()

【近年の主な規制改革措置】

(検査検定制度の見直し)

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1985年 9月	・アクションプログラム実行推進委員会 (基準・認証制度の創設等について G A T T 通報等の規定を整備)
1986年 6月	・市場アクセス改善のためのアクションプログラム策定 (許可・認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律により、消費生活用製品安全法等について自己確認制度を導入)
1993年 3月	・経済改革研究会中間答申 (経済規制の創設の禁止、規制緩和の推進等の必要性を指摘)
1995年 1月	・W T O / T B T 協定発効
1996年 4月	・高圧ガス・L P ガスの製造事業者のうち、自主検査能力が十分と認められる者については、保安検査を自主検査とする制度を創設 (高圧ガス取締法改正)
1997年 9月	・工業標準化法の改正法の施行 (試験所認定制度の導入、指定認定機関等について株式会社等の民間事業者の参入を可能に)
1999年 3月	・電気通信事業法及び電波法の改正法の施行 (端末機器及び特定無線設備について、外国の機関の認証結果の受入れ、設計 (タイプ) についての認証及び国内外の民間事業者の試験データの活用を可能に)
1999年 4月	・ボイラーに係る労働安全衛生法上の性能検査について、保安体制が優良と認められる者については、検査周期を4年とする試行を開始 (労働安全衛生法)
1999年 7月	・J A S 法改正 (J A S 規格について、国際規格との整合化を進めるとともに、生産・流通・消費の実態を踏まえ、不要と

1999年 8月	<p>なった規格の廃止やニーズに則した改正を積極的に進めることとし、JAS規格の一定期間ごとの見直しを含め、規格の制定、改正及び廃止の進め方について抜本的な見直しを実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律が成立(通商産業省が所管する検査検定制度的について民間能力の活用(公益法人要件廃止)、事業者による自己確認への移行、自主保安の導入等を措置)
----------	---

(基準認証等、輸出入手続等を中心とする個別要望への対応)

年月	主な規制改革事項
1996年 4月	・航空貨物に係る到着即時輸入許可制度の導入
1997年 2月	・NACCSとFAINS(厚生省)とのインターフェース化
1997年 4月	・NACCSとPQ-Network, ANIPAS(農水省)とのインターフェース化
1998年12月	・電子メールによる事前教示制度の導入
1999年10月	・海上貨物通関情報処理システムの更改(企業内システムとのEDI化の推進)
2000年 1月	・電算システムを活用した輸出入者の通産省用インボイス提出義務の軽減

(保安四法関係の規制の見直し)

年月	主な規制改革事項
1990年12月	・災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないものを指定設備として規制を合理化(高圧ガス取締法関係)
1992年 5月	・労働大臣の指定を受けた製造時等検査代行機関が、ボイラー等の製造時、輸入時等の検査を行うことができる製造時等検査代行機関制度を導入(労働安全衛生法関係)
1995年 1月	・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の見直し(消防法関係)
1996年 3月	・新設等の計画の届出に係る審査事務を更に簡素合理化(石油コンビナート等災害防止法関係)
1996年 4月	・指定検査機関の公益法人要件の撤廃、自主検査能力の高いと認められる民間事業者の自主検査の導入、2年を超える連続運転期間の延長(高圧ガス保安法関係)
1998年 3月	・防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具を導入した場合における防災要員の人数の特例を定め、大型高所放水車及び普通高所放水車について防災要員の人数を軽減(石油コンビナート等災害防止法関係)
1999年 4月	・設備を停止して行う性能検査の周期について、一定の基準に適合すると認められるボイラーなどの検査周期を4年程度に延長することを目的に施行
2000年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンの検査証の有効期間について、製造検査から設置までの間の劣化が安全性を損なわないものであることを担保できる場合は、検査証の有効期間を延長できるよう措置(労働安全衛生法関係) ・ガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器に関し、重複する検査内容について二重規制を避ける措置を実施(労働安全衛生法関係)

< テーマ別論点公開 >

1 検査検定制度の見直し()

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	【基準・規格及び検査・検定】 ・基準・規格及び検査・検定は、製品の製造や設備・施設の構造・設置について、生命、身体及び財産の保護や、災害防止、生産・消費の合理化・効率化といった様々な政策目的を達成するために、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定する制度である。
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	・政府においては、特に以下の点に留意し、現在の規制緩和3か年計画の最終年度である平成12年度末までにすべての基準認証等についての見直しを完了することを目標として、見直しを推進する。（詳細は参考2参照） 1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し 2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行 3 基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。

【検査検定制度の見直し（国が関与する基準認証等の範囲の見直し及び自己確認・自主保安を基本とした制度への移行）】

論点1：「検査検定制度」については、国が関与する基準認証等の範囲の見直し及び自己確認・自主保安を基本とした制度への移行を推進すべく、所管する各省庁において見直し作業を行うこととされており、こうした見直し作業の進捗状況について、昨年当委員会が具体的改善方策について提言した制度を中心に、フォローアップ作業を行う。

検査検定制度（基準認証等のうち、基準・規格に適合することを事業者等の自主的な判断に委ねるのではなく、事業者等に対して検査や検定の受検義務を課することによって担保しようとするもの）については、国が関与する基準認証等の範囲の見直し及び自己確認・自主保安を基本とした制度への移行を推進すべく、所管する各省庁において見直し作業を行うことが規制緩和推進3か年計画において既に閣議決定され、政府の方針となっている。

当委員会においては、当委員会が規制緩和推進3か年計画に係る事項の進捗状況について監視等の役割を担っていることに留意し、各省庁が行う上記見直し作業の進捗状況について、フォローアップを行うこととする。

この際、昨年度の第2次見解において当委員会が具体的に指摘を行った以下の制度を中心としつつ、必要に応じ、これ以外の検査検定制度についてもフォローアップの対象とする。

昨年度の第2次見解において具体的に指摘を行った検査検定制度（9制度）

【簡易専用水道の検査（厚生省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

簡易専用水道（会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの）については、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2の規定により、その設置者に対し、地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者による受水槽及び水質の検査を定期的に受検することが義務付けられている。

この検査は、簡易専用水道の水質を確保するためのものであるが、法律上受検が義務付けられているのは有効容量が10m³を超える受水槽に限られており、有効容量が10m³以下の小規模な受水槽については法律上受検の義務はない。また、有効容量が10m³を超える受水槽についても、その受検率は約85%にとどまっており、有効容量10m³以下の受水槽について受検義務がないことと相まって、必ずしも現状においては水質の確保が十分になされているとは言い切れない現状にある。

このように、簡易専用水道の検査については、受検率の向上が重要な課題となっており、簡易専用水道の利用者も一般の水道利用者と同様、その利用する水道の水質を十分に確保するとともに、現在、法的な受検義務の課されていない小規模な受水槽の利用者をも視野に置いた上で、受検率の一層の向上を図ることが必要である。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生大臣指定検査機関が行っている検査の在り方について、その管理に関する規制体系全体を見た上で、より実効的な水質確保がなされるよう、早急に検討する。（平成12年度結論）

本年4月時点における検討状況の中間公表（厚生省による報告）

簡易専用水道の検査は、設置者が、不特定多数の利用者の安全を保護するため、管理基準に従い、受水槽の掃除点検等の管理を行い、管理状況について、定期的に地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないとされている。

平成11年11月から、生活環境審議会水道部会において、簡易専用水道の安全性をより一層向上させ、利用者の不安感を払拭する観点から、簡易専用水道の管理に関する現行の規制体系全体について検討を行っているところである。

今後、水道部会でまとめられた内容を踏まえ検討を行い、平成12年度内に、関係団体等と調整を行い、簡易専用水道の管理の検査の見直しについて結論を得る。

【浄化槽の検査（厚生省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条の規定により、新たに浄化槽を設置した場合には使用開始後6月を経過した後2月間に、その後は毎年1回定期的に、浄化槽の外観・内側の目視検査、水質検査等を行うことが義務付けられている。

この検査は、浄化槽の放流水が公共用水域を汚染することがないように行われるものであるが、浄化槽の不具合による水質悪化の影響は、浄化

槽設置者ではなく下流域の者が被るという特殊性と、検査手数料負担の問題等から、その受検率は、設置後の検査において約63%、定期検査にあっては約13%にとどまっております。地域によってばらつきはあるものの、特に定期検査については、多くの場合、極めて低率にとどまっております。受検率の向上が重要な課題となっております。

現在、浄化槽の検査を実施できるのは、厚生省関係浄化槽法施行規則第33条において、民法第34条の規定により設立された法人（公益法人）に限定されており、実際には各県の公益法人が実施主体となっております。しかしながら、現在の浄化槽検査の受検率、特に定期検査の受検率を見ると、多くの地域においては、これらの公益法人が必ずしも十分にその職責を果たしているとは言い難い実態にあると言える。むしろ、低迷している受検率を引き上げるためには、公益法人がこれらの業務を独占している現状を改め、能力を有しかつ公正中立な業務の実施が可能な民間法人にも広く業務を開放することにより、民間法人の営業努力によって受検率を引き上げ、併せて検査サービスの質の向上と検査料金の低下を図ることも検討すべきである。このため、浄化槽検査については、こうした手法の可否を含め、受検率向上のため、現在の検査体制については抜本的な見直しに取り組むべきである。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

浄化槽の検査の受検率の引き上げによる浄化槽の適切な維持管理の確保のための方策を検討する中で、規制改革委員会第2次見解を踏まえ、早期に現在の浄化槽の検査体制の抜本的な見直しを行う。（平成12年度結論）

本年4月時点における検討状況の中間公表（厚生省による報告）

浄化槽の検査については、現在、（財）日本環境整備教育センター内に指定検査機関の検査員及び学識経験者から構成された「浄化槽維持管理基準等検討委員会」を設置し、受検率向上のための方策について具体的な検討を行い、平成12年内には同委員会としての結論をまとめる見込みである。

また、（社）全国浄化槽団体連合会においても、浄化槽の検査を含む適切な維持管理を確保するための方策の検討を行うために、施工業者、維持管理業者、指定検査機関及び学識経験者から構成された「生活排水総括検証ワーキング」を設置し、平成12年秋頃を目処に同ワーキングとしての結論をまとめる見込みである。

これらの委員会でもまとめられた内容を踏まえ、浄化槽検査の見直しについて検討を行い、平成12年度中に結論を得ることとしている。

【農産物の検査（農林水産省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

米穀の生産者は、その生産した米穀を主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）の計画出荷米として売り渡す場合には、その売渡しのとき等に国の検査（農産物検査）を受けなければならないこととされている。

農産物検査については、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、「積極的に民営化、民間移譲を検討する必要がある」とされ、これを受けて、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）において「民営検査への移行に向けて所要の法的措置を講ずることとし、平成12年の通常国会を目途に所要の法案を提出する」とされたところである。

当委員会では、農産物検査の民営化の検討に当たり、検査に対する信頼性の確保の観点や流通の円滑化のための規制は必要最小限のものと

し、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つという視点を踏まえ、市場原理を活用して民営化することが必要であるとした上で、こうした指摘を踏まえつつ、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような新制度の在り方を検討すべきとの方向を示したところである。

このように、農産物検査制度については、検査を実施する民間検査機関の参入の仕組みについて、適切な検査を行うために必要な一定の要件を満たした者が参入できる登録制とするなど、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような制度とすべきであり、早期民営化に向けた法制度の整備を急ぐことが必要である。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

農産物検査制度については、検査を実施する民間検査機関の参入の仕組みについて、適切な検査を行うために必要な一定の要件を満たした者が参入できる登録制とするなど、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような制度とすることとし、早期民営化へ向けて、第147国会に所要の法律案を提出する。（第147国会に農産物検査法の一部を改正する法律案を提出）

本年4月時点における検討状況の中間公表（農林水産省による報告）

農産物検査制度については、検査を実施する民間検査機関の参入の仕組みについて、適切な検査を行うために必要な一定の要件を満たした者が参入できる登録制とするなど、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような制度とすることとし、早期民営化に向けて、第147回国会において農産物検査法の一部を改正する法律案を提出し、可決・成立した。（平成13年4月施行予定）

【自動車検査用機械器具の検査（運輸省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

自動車分解整備事業場に備える自動車検査用機械器具については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）により、それが一定の技術上の基準に適合することについて、運輸大臣の指定する者の行う検査に合格したものでなければならないこととされている。

この検査の目的は、これらの機械器具が自動車の点検整備又は自動車検査に用いられ、安全・環境に与える影響が大きいことから、機械器具の一定水準以上の精度等を確保するものであるが、それを行う者の指定基準が具体的に定められておらず、現在は公益法人が1つ指定されているにすぎない。

自動車の安全な運行の確保及び公害防止のため、自動車分解整備事業用の機械器具について国の基準に適合することを求めることには一定の合理性があると考えられるが、検査の基準は「自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準」により明らかにされており、その内容は明確であることから、必ずしも公益法人が行わなければならない必然性があるとは考えられない。また、検査機関を指定するための具体的な指定基準が策定されていない状況である。

このため、自動車検査用機械器具の検査については、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、公益法人要件の見直しを含めて指定基準の明確化について検討すべきである。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

自動車検査用機械器具の検査の実施主体について、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、一定の能力を有する民間（営

利法人を含む。)に開放することを含めて指定基準の明確化について検討を行い、必要な措置を講ずる。(平成12年度結論)

本年4月時点における検討状況の中間公表(運輸省による報告)

自動車検査用機械器具の検査の実施主体について、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、一定の能力を有する民間(営利法人を含む。)に開放することを含めて指定基準の明確化について検討を行い、必要な措置を講ずる。(平成12年度結論)

【気象測器の検定(運輸省)】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合、及び、その成果を発表するために民間機関が気象観測を行う場合には、気象業務法(昭和27年法律第165号)の規定により、国の行う検定(同法第27条)に合格した気象測器を使用しなければならないこととされている。

この検定は、気象観測が災害の防止等に重要な役割を果たすものであり、観測値の誤り、観測精度の不統一があると社会的混乱を招くおそれがあることから、その精度を担保するために行われているものである。

しかしながら、このような目的を達成するためには、必ずしも国が自ら検定のための検査を行う必要はなく、基準に合致していることについて民間の行う検査を活用することが可能であると考えられる。

したがって、気象測器については、現在の国による検定制度について、一定の能力を有する民間(営利法人を含む。)の検査を受けたものについては、国の検査を省略できる新制度の導入を図るべきである。

規制緩和推進3か年計画(再改定)(閣議決定)

気象測器の検定については、一定の能力を有する民間(営利法人を含む。)の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。(平成12年度結論)

本年4月時点における検討状況の中間公表(運輸省による報告)

気象測器の検定については、一定の能力を有する民間(営利法人を含む。)の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。(平成12年度結論)

【電気通信設備の技術基準適合認定(郵政省)】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

電気通信設備については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第50条の規定により、電話機やモデム等の端末機器について、あらかじめ技術基準に適合していることの認定を受けることにより第一種電気通信事業者による接続検査を受けることが不要となる、端末機器の技術基準適合認定制度が設けられている。

この制度は、電気通信ネットワークや端末機器の高度化が急速に進展し、高度情報通信社会の基盤として重要性が一層高まっている中で、技術基準に適合しない端末機器が電気通信回線設備に接続されることによって、電気通信回線設備が損傷したり、他の電気通信サービス利用者に

悪影響を与えることを防止するために設けられた制度である。

技術基準適合認定制度については、平成11年3月から、民間の認定試験事業者による試験結果の活用を可能とする制度が導入されているが、認定業務それ自体は、郵政大臣が指定した認定機関が行うこととなっており、この認定機関は、電気通信事業法第69条の規定により、公益法人でなければならないこととされている。

電気通信ネットワークは、国民生活や社会経済活動に不可欠な基幹的インフラストラクチャであり、災害発生時の緊急連絡手段等としてライフラインの役割を担うものである。また、こうした電気通信ネットワークでは、一部にでも障害が発生した場合、社会・経済活動の広範な範囲にわたり重大な影響を及ぼす可能性が大きく、さらに国際的にもその影響が瞬時に及んでいくこととなるため、国民が安心して使用できるよう、電気通信ネットワークの安全・信頼性やセキュリティ等は、極めて重要である。

しかしながら、こうした事情は、必ずしも端末機器の認定業務を行う資格を公益法人だけに限定する十分な理由であるとは言えず、公正中立性が確保され、かつ能力を有する機関であれば営利法人であっても認定業務を行うことができるよう検討する必要がある。現に、端末機器に係る技術基準適合認定制度と同種類別の制度である電波法上の特定無線設備（携帯電話等）に係る技術基準適合証明については、既に、規制緩和推進3か年計画（改定）において、公益法人要件の見直しについて可否も含め検討することとされているところであり、端末機器についても同様に、現行の指定認定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討すべきである。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

電話機等の端末機器の技術基準適合認定を行う指定認定機関については、これを民法第34条法人に限定することの可否について見直すこととし、早急に結論を得た上で、必要な場合には法改正等所要の措置を講ずる。（平成12年度検討・結論）

本年4月時点における検討状況の中間公表（郵政省による報告）

現在、「電気通信機器の基準認証制度に関する研究会」（座長：東京大学大学院法学政治学研究科宇賀克也教授）を開催し、現行の指定認定機関制度における民法34条法人要件を含め、基準認証制度の在り方を検討しているところである。端末機器の技術基準適合認定を実施する指定認定機関に係る民法第34条法人要件の可否については、本研究会の検討結果を踏まえて、早急に結論を得ることとしている。

【特定機械等の検査等（労働省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

ボイラー等、特に危険な作業を必要とする特定機械等については、これを製造し、輸入した者は、製造、輸入等した場合（製造時等検査）及び製造時等検査により交付される検査証の有効期間を更新する場合（性能検査）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、国又は国の指定した機関による検査を受けなければならない等とされている。

これらの検査等は、労働安全上重要な機械等について安全性を確保し、もって労働災害の発生を抑制するために行われるものであるが、検査業務を行うことができる指定検査機関は、特定機械等の性能検査を除き、製造時等検査代行機関等に関する規則の各規定により、民法第34条の規定により設立された法人（公益法人）であることが要件となっている。

このように検査業務を行うことができる機関を公益法人に限定している趣旨は、公正かつ中立に業務を実施することを確保するためと考えら

れるが、例えば特定機械の性能検査については公益法人意外に損害保険会社も検査を行うことができるとされており、公益法人以外であっても公正中立に業務を実施する民間営利会社が存在することが労働安全衛生法の体系の中で認められている。

検査業務の実施を公益法人以外の主体に対しても認めることについては、現在、労働省において、公正性、中立性、技術水準の確保のための判断条件を明確にすることを前提に、検討がなされているところであり、当委員会としては、こうした検討を評価する。労働省においては、公正・中立性が確保され、かつ検査能力を有する主体の判断条件を可能な限り早く明確化した上で、関係法令等の改正手続に着手すべきである。規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

特定機械等の検査代行機関については、民法第34条法人の限定の解除について検討し、公正・中立性が確保され、かつ検査能力を有する主体の判断条件を可能な限り早く明確化した上で、関係法令等の改正手続に着手する。（平成12年度早期措置）

小型ボイラー等の個別検定代行機関については、民法第34条法人の限定の解除について検討し、公正・中立性が確保され、かつ検査能力を有する主体の判断条件を可能な限り早く明確化した上で、関係法令等の改正手続に着手する。（平成12年度早期措置）

動力プレス等の型式検定代行機関については、民法第34条法人の限定の解除について検討し、公正・中立性が確保され、かつ検査能力を有する主体の判断条件を可能な限り早く明確化した上で、関係法令等の改正手続に着手する。（平成12年度早期措置）

本年4月時点における検討状況の中間公表（労働省による報告）

平成11年8月に、「労働安全衛生法における代行機関制度に係る検討会」において、労働安全衛生法に基づく検査・検定代行機関について、公益法人以外の主体に対しても認めるための要件等について検討を開始し、同年12月に代行機関は利害者からの影響を受けることのないものであること等の検討結果を取りまとめた。この検討結果に基づき、中央労働基準審議会における審議を経て、3月30日に公益法人以外にも認めること等を内容とする労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が公布された。（平成12年6月30日施行）

【消防用機械器具等の検定（自治省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

消防用機械器具等の検定は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2の規定に基づき、消防の用に供する機械器具等について、その製造者等に検定の受検を義務付ける制度である。

この検定は、火災発生時の初期消火に重要な役割を果たすことが期待されるスプリンクラーや消火器等の消防用機械器具等が、確実かつ安全に機能を発揮することを確保することにより、国民の生命、身体及び財産を火災から保護しようとするものである。

現在、これら消防用機械器具等の検査業務は、型式試験・個別検定のいずれについても、政府代行機関である日本消防検定協会又は自治大臣の指定する者（同法第21条の46の規定により、公益法人に限定されている。）しか実施できないこととなっている。

消防用機械器具等は、実際に火災が発生した場合において、確実に機能することが求められていることから、その機能を担保するために行政代行機関である指定検定機関による行政処分としての検定が必要であるとしても、検査検定主体の公正・中立性は、それが公益を目的として設立された法人であるかどうかという法人の性格によって認められるものではなく、実際にその法人の組織の機構・運営、審査員の資格・選定方法、審査手順等が公正・中立性を担保できるものとなっているかどうかという観点から判断されるべきものであることから、当委員会としては、

その主体を日本消防検定協会以外には公益法人だけにしか認めないとする理由は十分ではないと考える。

検査能力を有し、かつ公正中立な主体であれば、営利法人であっても検定主体となれるよう措置することとすれば、検査の申請者が主体的に検査機関を選択することができる。また、ガス器具、液化石油ガス（LPガス）器具、火薬庫等の検査検定業務については、既にこうした観点から、公正・中立性が担保された法人であればそれが公益法人であるかに係わらず指定検査機関たり得るよう措置されているところであり、消防用機械器具等の検定についても、こうした他の制度を参考にしつつ、消防用機械器具等の安全性に対する国民の信頼の確保を図ることを前提に、現行の指定検定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討すべきである。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

消防用機械器具等の検定について、他の制度を参考にしつつ、消防用機械器具等の安全性に対する国民の信頼の確保を図ることを前提に、現行の指定検定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討し、早急に結論を得る。（平成12年度以降検討・結論）

本年4月時点における検討状況の中間公表（自治省による報告）

スプリンクラーや消火器等の消防用機械器具等は、国民の生命、身体、財産の保護を図るために極めて重要な役割を果たすものであり、確実に安全に機能が発揮されるよう検定が行われている。

消防用機械器具等の検定については、その実施主体も含めて、これまで、安全性の確保を図りつつ、効率化、簡素化等の観点から随時見直しを行っているところであり、本年度からは、検定の実施主体に関し、他の制度を参考にしつつ、消防用機械器具等の安全性に対する国民の信頼の確保を図ることを前提に、現行の指定検定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討し、早急に結論を得ることとしている。（平成12年度～検討・結論）

【危険物施設の検査（自治省）】

第2次見解における当委員会の指摘の概要

危険物施設の検査は、危険物施設において事故が発生した場合には、当該施設のある事業所のみならず、周辺住民の生命、財産等にも重大な脅威を与えるおそれがあること等にかんがみ、消防法の規定により、指定数量以上の危険物（石油等）を取り扱う製造所・貯蔵所・取扱所について、その設置の前（同法第11条、第11条の2）及び設置後定期的に（同法第14条の3）、市町村長等が行う検査の受検を義務付けるものである。

危険物施設の検査については、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所に対して、保安の質を維持させるインセンティブを与えることにより、より適正な危険物の保安が確保されるよう誘導していく仕組みとして、本年3月から、優良事業所については、一定の要件を満たす施設の変更工事に係る完成検査等について、事業所の自主検査結果の活用を図る制度が導入されたところである。

このように、危険物施設の検査については、変更工事に伴う完成検査については自主検査を認めつつも、保安検査については自主検査が認められていないが、所管省庁が異なるとはいえ、同様に危険性を有する物質を貯蔵する施設である火薬庫や高圧ガス貯蔵施設については、既に保安検査についても優良事業者に対する自己確認制度が設けられているところである。危険性を有する物質の貯蔵等を行う施設の保安は保安検査

だけで確保することはできず、事業者自らの日常的な取組が重要であることを考慮し、優良な管理実績と管理体制を有する事業者に対し、適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような仕組みを検討することが必要であり、危険物施設についても、先に述べた同種類別の制度を参考にしつつ、既に実施に移された変更工事に伴う完成検査に係る優良事業者の自主検査制度の運用状況を踏まえ、保安の確保という要請と検査受検事業者の負担軽減という要請の双方を満たすことが重要であることに配慮しつつ、優良事業所に対して危険物施設の適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討すべきである。

規制緩和推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

危険物施設について、優良事業所に対して危険物施設の適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について、安全性を損なわないことを前提として検討し、できる限り早期に結論を得る。（平成12年度検討、13年度結論）

本年4月時点における検討状況の中間公表（自治省による報告）

平成12年度から学識経験者等からなる委員会を設置して、優良事業者に対して危険物施設の適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について、安全性を損なわないことを前提として検討し、平成13年度中に結論を得る予定である。

検査検定制度に係る見直し作業の進捗状況（概要）

本年4月に各省庁が公表した検査検定制度の見直し状況の中間公表によれば、同時点での見直し作業の状況は以下のとおりとなっている。（なお、下記の分類については当委員会の責任において行ったものであり、概況説明については所管省庁の作成したものを同じく当委員会の責任において要約している。）（制度数は一部重複してカウントしており、合計は66制度と異なる。）

（1）既に制度の見直しがなされているもの（間もなくなされることが既に決まっているものを含む。）・・・以下の21制度。

病院等の検査（厚生省）	手術室や病室等の重要な構造設備の安全性を確認することによって患者の安全を確保するための制度であり、都道府県知事による検査の実施が必要であるが、規制緩和の観点から、都道府県知事が行う検査の対象となる構造設備の範囲を限定するとともに、一定の場合には申請者による自主検査によることを認めた。（平成12年6月実施）
農産物の検査（農林水産省）	国が行う農産物の検査の民営化（登録制）等を内容とする法律案を国会に提出し、可決・成立した。（平成13年4月施行予定）
漁船の認定等（農林水産省）	都道府県知事が行う漁船の工事完成後の認定、登録票の検認について、第三者による統一的な実施につき、水産基本政策大綱（平成11年12月）の中に取りまとめたところであり、平成12年度以降早期に措置を行う予定。
加工食品、木材製品等の農林畜水産物資等の認証（農林水産省）	JAS法の改正により、製造業者等が、登録認定機関の認定を受けて自ら格付けを行いJASマークを表示する仕組みを導入した。（平成12年6月施行）
特定計量器の検定（通商産業省）	指定検定機関制度等について、従来は公益法人要件を設けていたところ、民間法人の参入も可能とするよう改正を行った。（平成13年4月施行予定）
消費生活用製品の検査（通商産業省）	従来の検定、登録・型式承認制度を廃止し、民間検査機関制度の導入、自己確認を基本とした制度への移行等を内容とする改正を行った。（平成12年10月施行予定）

高圧ガス製造施設等の検査（通商産業省）	民間第三者検査機関の参入や、認定を受けた事業者について自己検査を認めること等については、既に平成8年の法改正により措置済である。なお、平成11年の改正により、民間第三者検査制度を輸入検査についても認める等の改正を実施。（平成12年7月施行）
火薬類製造施設等の検査（通商産業省）	従来、行政庁のみが行っていた完成検査等について、民間法人を含む指定検査機関が実施できることとしたほか、能力を有する事業者は自ら検査を実施することができるとする認定検査実施者制度を導入する改正を実施。（平成12年7月施行）
液化石油ガス器具等の検査（通商産業省）	従来の検定、登録・型式承認制度を廃止し、民間検査機関制度の導入、自己確認を基本とした制度への移行等を内容とする改正を行った。（平成12年10月施行予定）
電気工作物の検査等（通商産業省）	従来、国が行っていた使用前検査、定期検査等について、事業用電気工作物の設置者が自ら行う自主検査とする改正を実施。（自主検査実施体制については国、民間を含む指定代行機関による審査が必要。）（平成12年7月施行予定）
電気用品の検査（通商産業省）	従来の登録・型式認可制度を廃止し、民間検査機関制度の導入、自己確認を基本とした制度への移行等を内容とする改正を実施。（平成13年4月施行予定）
ガス工作物・ガス用品の検査（通商産業省）	ガス工作物については、従来、国が行っていた使用前検査、定期検査等について、ガス事業者が自ら行う自主検査をもって替えるとする改正を実施（保安上重要なガス工作物については、民間を含む第三者検査機関による検査を義務付け）。また、ガス用品については、従来の登録・型式認可制度を廃止し、民間検査機関制度の導入、自己確認を基本とした制度への移行等を内容とする改正を実施。（平成12年10月施行予定）
アルコール製造設備、貯蔵設備の確認（通商産業省）	アルコール事業法の成立により、アルコール専売法が廃止されることから、確認制度自体がなくなる。（平成13年4月施行予定）
鉱工業品の認定（通商産業省）	従来、国が行っていたマークの表示認定について、株式会社を含む国内外の第三者認証機関に開放した。（平成9年）
鉄道・索道施設、鉄道車両の検査等（運輸省）	鉄道事業者の能力を認定することにより、鉄道施設・車両の確認等の手続きの簡略化や検査の簡略化を可能とする、認定鉄道事業者制度を創設。（平成12年3月施行）
自動車等の検査等（運輸省）	民間整備工場において基準に適合していることを確認した場合には自動車の国等への提示を省略できる指定整備制度（民間車検）を既に導入している。
船舶の検査（運輸省）	多種多量の貨物を搭載し、陸岸から離れた水域を単独で航行するという船舶の特殊性から、その安全確保には国の関与が不可欠であり、こうした考え方は条約により位置付けられてもいる（旗国主義）が、その範囲内で、能力を有するとして認定した事業場において製造・改造・整備された船舶用品については国の検査を不要とする制度を既に導入している。
船舶の海洋汚染防止設備の検査（運輸省）	多種多量の貨物を搭載し、陸岸から離れた水域を単独で航行するという船舶の特殊性から、その安全確保には国の関与が不可欠であり、こうした考え方は条約により位置付けられてもいる（旗国主義）が、その範囲内で、能力を有するとして認定した事業場において製造、改造、整備された船舶用品については国の検査を不要とする制度を既に導入している。
航空機、飛行場及び航空保安施設等の検査（運輸省）	航空事故発生時の被害の甚大さを考慮すると国による一定の関与は必要であるが、一方で民間事業者の能力が向上したこと等を考慮して、国が認定した事業場において製造、修理等が行われたものについては国の検査を不要とする制度を既に導入している。
特定機械等の検査等（労働省）	中央労働基準審議会における審議を経て、公益法人以外にも検査の実施を認めること等を内容とする労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を公布した。（平成12年6月30日施行）
建築物・建築資材（防火材料）の確認等（建設省）	自己確認等はないが、民間法人を含む第三者機関である指定確認検査機関も建築確認、完了検査を行えるようにした。（平成11年5月施行）また、防火材料の認定についても、民間法人を含む第三者機関である指定性能評価機関等

の確認等（建設省）	においても技術的評価を行えるようにした。（平成12年6月施行予定）
-----------	-----------------------------------

（2）制度の見直し作業を行うこととしているもの・・・以下の22制度

クリーニング所の検査（厚生省）	現在、保険所が実施しているクリーニング所の使用前検査について、第三者機関に委ねるべきとの指摘もあることから、検査の在り方について、平成12年度内に結論が得られるよう検討を進めている。
美容所の検査（厚生省）	現在、保険所が実施している美容所の使用前検査について、第三者機関に委ねるべきとの指摘もあることから、検査の在り方について、平成12年度内に結論が得られるよう検討を進めている。
理容所の検査（厚生省）	現在、保険所が実施している理容所の使用前検査について、第三者機関に委ねるべきとの指摘もあることから、検査の在り方について、平成12年度内に結論が得られるよう検討を進めている。
食品の命令検査（厚生省）	現在、公益法人によって行われている命令検査について、その検査に要する時間の短縮、受検費用の低廉化に向け、その在り方について検討を進めており、平成12年度中に結論を得る。
廃棄物処理施設の検査（厚生省）	検査の実施に関し、第三者機関の活用の可能性等について検討を行っており、平成12年度内に結論を得る予定。
簡易水道施設の検査等（厚生省）	簡易専用水道の安全性をより一層向上させ、利用者の不安感を払拭する観点から、簡易専用水道の管理に関する現行の規制体系全体について検討を行っており、平成12年度内に結論を得る。
浄化槽の検査（厚生省）	水質検査の受検率向上のための方策について具体的な検討を行い、浄化槽検査の見直し方針について、平成12年度内に結論を得る。
石油パイプライン事業用施設の検査（通商産業省）	事故発生時には周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあること等を考慮し、自主検査制度導入の可否については関係者からの意見聴取等も行い慎重に検討を進め、平成12年度末までに結論を得る。
石油パイプライン事業用施設の検査（運輸省）	事故発生時には周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあること等を考慮し、自主検査制度導入の可否については関係者からの意見聴取等も行い慎重に検討を進め、平成12年度末までに結論を得る。
軌道施設の検査（運輸省）	第三者検査化、自主検査化の可能性については、今後、共管省庁（建設省）と検討。
自動車等の検査等（うち自動車検査用機械器具等の検査等）（運輸省）	自動車検査用機械器具の検査については、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、営利法人を含む民間法人に開放することを含め、指定基準の明確化について検討を行い、必要な措置を講ずる。（平成12年度結論）
気象測器の検定（運輸省）	気象測器の検定については、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。（平成12年度結論）
端末機器の技術基準適合認定（郵政省）	現行の指定認定機関制度における民法第34条法人要件を含め、基準認証制度の在り方を検討中であり、本研究会の検討結果を踏まえて早急に結論を得る予定。
特定無線設備の技術基準適合証明制度（郵政省）	現行の指定認定機関制度における民法第34条法人要件を含め、基準認証制度の在り方を検討中であり、本研究会の検討結果を踏まえて早急に結論を得る予定。
許可された開発行為に関する工事の検査（建設省）	開発行為の手続きの迅速化に関し、完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講じることとしている。（平成12年度中）

工事の検査（建設省）	
許可された宅地造成工事の検査（建設省）	宅地造成に関する工事に係る手続きの迅速化に関し、完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずることとしている。（平成12年度中）
軌道施設の検査（建設省）	第三者検査化、自主検査化の可能性については、今後、共管省庁（運輸省）と検討。
石油パイプライン事業用施設の検査（建設省）	事故発生時には周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあること等を考慮し、自主検査制度導入の可否については関係者からの意見聴取等も行い慎重に検討を進め、平成12年度末までに結論を得る。
浄化槽の型式の認定（建設省）	生活環境の保全等周辺住民等をも保護対象としているため国の関与が必要であるが、第三者認証については関係者と調整しつつ検討中。
消防用機械器具等の検定（自治省）	他の制度を参考にしつつ、消防用機械器具等の安全性に対する国民の信頼の確保を図ることを前提に、現行の指定検定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討し、早急に結論を得ることとしている。（平成12年度）
危険物施設の検査（自治省）	優良事業者に対して危険物施設の適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について安全性を損なわないことを前提として検討し結論を得る。（平成13年度中）
石油パイプライン事業用施設の検査（自治省）	事故発生時には周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあること等を考慮し、自主検査制度導入の可否については関係者からの意見聴取等も行い慎重に検討を進め、平成12年度末までに結論を得る。

（3）その他（現状の制度が合理的と認識しているもの等）・・・以下の25制度

遊技機の型式検定等（警察庁）	高度に公正・中立性を確保するために公益法人としているものであり、仮に民間法人にも開放する場合には公益法人と同等の規制が必要。他に適当な公益法人があれば指定を検討することもやぶさかではない。
核燃料関係施設の検査等（科学技術庁）	原子力安全については国民の監視の目が厳しく要求も高い状況を考慮すれば、業務代行を公益法人に限定していることについて合理性があると認識している。
放射性同位元素使用施設・使用機器の検査等（科学技術庁）	原子力安全については国民の監視の目が厳しく要求も高い状況を考慮すれば、業務代行を公益法人に限定していることについて合理性があると認識している。
教科用図書の検定（文部省）	学習指導要領に適合した教科書が作成され、全国的な教育水準の維持等が確保されるためには、国による検定の実施が必要である。
獣畜の肉等の検査（厚生省）	FAO/WHOの勧告においても公的機関による検査の実施が求められており、公的機関による検査を維持することが不可欠である。
食鳥の肉等の検査（厚生省）	FAO/WHOの勧告においても公的機関による検査の実施が求められており、公的機関による検査を維持することが不可欠である。
医薬品等の検定（厚生省）	特に高度な技術を要する医薬品等を対象として、その安全性・有効性を確保するための検査であり、守秘義務等を考慮すると国が自ら検定を実施することが不可欠である。
種畜検査（農林水産省）	公正・中立性の確保や公権力による立入検査を伴うこと等から、国が直接実施することが必要である。
飼料等の検定（農林水産省）	公正・中立性の確保や公権力による廃棄命令等を伴うこと等から、国が直接実施することが必要である。
家畜の検査等（農林水産省）	公正・中立性の確保や公権力による殺処分等を伴うこと等から、国が直接実施することが必要である。

動物用医薬品の検定（農林水産省）	特に高度な技術を要する医薬品等を対象として、その安全性・有効性を確保するための検査であり、守秘義務等を考慮すると国が自ら検定を実施することが不可欠である。
肥料の登録等（農林水産省）	公正・中立性の確保や公権力による立入検査等を伴うこと等から、国が直接実施することが必要である。
農機具の型式検査等（農林水産省）	研究・検査の一体的な実施によるメリット、高価な施設の効率的利用等を考慮し、国の認可法人が実施すべきである。
輸出入植物・種苗等の検査（農林水産省）	公正・厳格かつ的確に実施する必要があるため、国が直接実施すべきである。
農薬の登録（農林水産省）	公正・中立かつ的確に実施する必要があるため、国が直接実施すべきである。
鉱山坑内用品・鉱山用工作物の検定等（通商産業省）	災害発生時の影響の重大さ等から、政府による認証を存続することが必要である。
石油と高圧ガスを共に扱う第一種事業所の確認（通商産業省）	レイアウト基準に適合しているか否かの確認に当たっては総合的な判断を行う必要があることから、国が実施することが必要である。
専用バスターミナルの確認（運輸省）	従来、国が検査していたところ、検査制度を廃止して書面による確認のみとしたところ（平成8年改正）であり、当確認については都市計画との整合性や円滑な周辺交通確保のためにも実施することが必要である。
核燃料物質の運搬の確認（運輸省）	現状でも一定量以下のものについては自己確認となっているが、一定量を超えるものについては、安全確保の重要性、事故発生時の社会的影響の大きさから、政府又は公正中立で必要な知識を有する指定機関が実施している。
放射性同位元素等の車両による運搬の確認（運輸省）	現状でも一定量以下のものについては自己確認となっているが、一定量を超えるものについては、安全確保の重要性、事故発生時の社会的影響の大きさから、政府又は公正中立で必要な知識を有する指定機関が実施している。
自動車道の検査（運輸省）	自動車道は一般交通の用に供されるものであり、安全確保のためには行政の関与が必要。また、検査件数も非常に少ないため、第三者検査機関等が検査を実施することは却って非効率を招く。
船舶のトン数の測度（運輸省）	トン数は登記、徴税等の基礎となるものであり、国等の公正中立に業務を実施できる機関が実施する体制を維持することが必要である。
河川に係る許可工作物の検査（建設省）	ダムや堤防等に瑕疵があった場合、洪水の際の損壊等規模の大きな災害を招くおそれがあるが、こうした災害は事後的な対応では取り返しがつかないものであり、また、国家賠償責任を問われる可能性もあることから、国等による検査が不可欠である。
自動車道の検査（建設省）	自動車道は一般交通の用に供されるものであり、安全確保のためには国の検査が必要である。
石油と高圧ガスを共に扱う第一種事業所の確認（自治省）	レイアウト基準に適合しているか否かの確認に当たっては総合的な判断を行う必要があることから、国が実施することが必要である。

：平成12年度当初時点における各省庁の見直し作業の進捗状況の詳細については、「基準認証制度に係る見直し状況の中間公表」（平成12年4月総務庁とりまとめ）参照。

【検査検定制度の見直し（基準の性能規定化）】

論点2：「基準」については、現在、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう、所管する各省庁において見直し作業を行うこととされているが、こうした見直し作業の進捗状況について、特に経済界から要望の強い保安関係法令（保安四法を中心とする。）について、監視活動を行う。

基準についても、検査検定制度と同様、規制緩和推進3か年計画において、「基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う」こととし、各省庁において、必要な見直しを、平成12年度末までに完了することを目標として行うことが既に閣議決定されている。

しかしながら、基準の策定には膨大な手間とその適正さについて必要な検証を経る必要があること等から、現時点においては、必ずしも上記の見直し作業が順調に進捗しているとはいえない現状にある。

このため、当委員会においては、上記検査検定制度の見直しと同様に、当委員会が規制緩和推進3か年計画に係る事項の推進状況について監視等の役割を担っていることに留意し、各省庁が行う上記見直し作業の進捗状況について、監視等の作業を行うこととし、具体的には、特に経済界から要望の強い保安関係法令（いわゆる保安四法を中心とする。）について、その基準の性能規定化に向けた見直し作業の進捗状況について監視を行うこととする。

（注）保安四法：消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）

3 参考資料

< 参考 1 >

検 査 検 定 制 度 一 覧

警察庁 (1 制度)	・遊技機の型式検定等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
科学技術庁 (2 制度)	・核燃料関係施設の検査等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） ・放射性同位元素使用施設・使用機器の検査等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）
文部省 (1 制度)	・教科用図書の検定（学校教育法）
厚生省 (11 制度)	・病院の検査（医療法） ・クリーニング所の検査（クリーニング業法） ・美容所の検査（美容師法） ・理容所の検査（理容師法） ・食品等の検査等（食品衛生法） ・獣畜の肉等の検査（と畜場法） ・食鳥の肉等の検査（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律） ・廃棄物処理施設の検査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） ・水道施設の検査等（水道法） ・浄化槽の検査（浄化槽法） ・医薬品等の検定（薬事法）
農林水産省 (11 制度)	・農産物の検査（農産物検査法） ・漁船の認定等（漁船法） ・種畜の検査（家畜改良増殖法） ・飼料等の検定（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律） ・家畜の検査等（家畜伝染病予防法） ・動物用医薬品の検定（薬事法） ・肥料の登録等（肥料取締法） ・農機具の型式検査等（農業機械化促進法） ・輸出入植物・種苗等の検査（植物防疫法） ・農薬の登録（農薬取締法） ・加工食品、木材製品等の農林畜水産物資等の認証（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）
通商産業省 (13 制度)	・特定計量器等の検定等（計量法） ・消費生活用製品の検査等（消費生活用製品安全法） ・高圧ガス製造施設等の検査等（高圧ガス保安法） ・火薬類製造施設等の検査（火薬類取締法） ・鉱山坑内用品・鉱山用工作物等の検定等（鉱山保安法） ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法） ・石油と高圧ガスを共に扱う第一種事業所の確認（石油コンビナート等災害防止法） ・液化石油ガス貯蔵施設等、液化石油ガス器具等の検査等（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の検査等（電気事業法） ・電気用品の検査（電気用品安全法） ・ガス工作物、ガス用品の検査等（ガス事業法） ・アルコール製造設備、貯蔵設備の確認（アルコール専売法） ・鋳工業品の認定（工業標準化法）
運輸省 （13制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法） ・鉄道・索道施設、鉄道車両の検査等（鉄道事業法） ・軌道施設の検査（軌道法） ・自動車等の検査等（道路運送車両法） ・自動車ターミナルの確認（自動車ターミナル法） ・核燃料物質等の運搬の確認（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） ・放射性同位元素等の車両による運搬の確認（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律） ・自動車道の検査（道路運送法） ・船舶の検査（船舶安全法） ・船舶の海洋汚染防止設備の検査（海洋汚染防止法） ・船舶のトン数の測度（船舶法、船舶トン数測度法） ・航空機、飛行場・航空保安施設、航空運送事業者等の検査（航空法） ・気象測器の検定等（気象業務法）
郵政省 （2制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備、端末機器の検査等（電気通信事業法） ・無線局、無線機器等の検査等（電波法）
労働省 （1制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定機械等の検査（労働安全衛生法）
建設省 （8制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川占用許可工作物の検査（河川法） ・許可された開発行為に関する工事の検査（都市計画法） ・許可された宅地造成工事の検査（宅地造成等規制法） ・自動車道の検査（道路運送法） ・軌道の検査（軌道法） ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法） ・建築物・建築資材（防火材料）の確認等（建築基準法） ・浄化槽の型式認定（浄化槽法）
自治省 （3制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用機械器具の検定、危険物施設の検査（消防法） ・石油と高圧ガスを共に扱う第一種事業所の確認（石油コンビナート等災害防止法） ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法）

（平成11年3月末現在。規制改革委員会事務室の整理による。）

<参考2> 規制緩和推進3か年計画(再改定)(抄)(平成12年3月31日閣議決定)

「2 横断的検討、見直しの推進等」

(4) 基準・規格及び検査・検定の見直し

基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)については、基準・方法等に関し、各省庁において、政府の直接的な規制を必要最小限とすることを基本として、別紙3の指針に基づく見直しを行う。

同見直しは、計画期間内に完了することを目指し、国が関与する基準認証等の範囲の見直し及び自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、外国データの受入れと国際的な相互承認及び重複検査の排除等を推進する。その際、業界団体、公益法人など民間を活用した認証及び検査・検定については、競争原理の導入を図ることを基本とする。

なお、関係省庁は、計画の再改定後速やかにこの見直しの検討状況を公表する。

また、国際的整合化を進めるに当たって、制度・基準の国際的なルールづくりに貢献していく観点から、積極的に国際提案を行うとともに、規制を受ける国民の負担を軽減し、技術開発の促進、設備管理の効率的実施等を促進する観点から、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

「別紙3 基準・規格及び検査・検定の見直し」

基準・規格及び検査・検定は、製品の製造や設備・施設の構造・設置について、生命、身体及び財産の保護や、災害防止、生産・消費の合理化・効率化といった様々な政策目的を達成するために、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定する制度である。

基準認証等は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、同時に、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。

基準認証等については、既に平成10年(1998年)3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」において、(1)自己確認、第三者認証への移行等による政府の直接的な規制の最小限化、(2)認証・検査業務への競争原理の導入、(3)適切な場合における性能規定化、(4)国際相互承認の推進等の4つの視点を基本とした見直しを行うこととされた。政府においては、この見直しを行うに当たり、特に以下の点に留意しつつ、現在の規制緩和推進3か年計画の最終年度である平成12年度(2000年度)末までにすべての基準認証等についての見直しを完了することを目指して、見直しを推進する。

なお、その際、行政改革推進本部規制緩和委員会が、基準認証等に関するものを含め、規制緩和推進3か年計画に係る事項の推進状況の監視等の役割を担っていることに留意し、要すれば、各省庁は、同委員会の活動に最大限協力しつつ、基準認証等の見直しを行う。

1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し

基準認証等が目的としている政策目的は、安全の確保や取引の効率化等様々であるが、これらの政策目的には、事故又は災害発生時の社会・経済的影響等から国が関与しなければ達成できないものがある一方、技術の進展等に伴い、必ずしも国による基準認証等によらなくとも、市場における信用獲得など、事業者による自主的な取組によって達成できるものもある。

したがって、これら基準認証等については、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについてそれぞれ改めて検証を行い、行政の関与を必要最小限とする方向で抜本的な見直しを行う。

2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行

ア 自己確認・自主保安、第三者認証

上記の見直しを経た上で、なおかつ国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、国は基準を設定し、市場において基準の遵守状況の監視を行う等必要最小限の関与を行うにとどめ、行政効率

化の推進や、企業が負担するコストを低減するとの観点から、適切なセーフティ・ネットを整備した上で、自己確認・自主保安とすることについて検討を行う。

具体的には、検査検定制度のうち、保護法益の面からは比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生の蓋然性も小さいものについては、基本的に政府が関与した検査検定制度を維持する必然性に乏しいことから、現在、政府又は政府を代行する者が行っている検査検定制度を事業者自身に委ね、自己確認・自主保安化する。

次に、自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国又は国の業務を代行する指定検査機関等による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み（第三者認証）とすることができないかどうかについて十分な検討を行う。

具体的には、ある程度の危険度やある程度の危害発生の蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく、第三者も関与した仕組みを設けることが必要であるが、この場合であっても、直ちに国又は国を代行する機関による検査の受検を義務付けるのではなく、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検すること（お墨付きをうけること）を義務付ける形にするよう検討する。

これらの場合において、一律にすべての事業者に対して自己確認・自主保安や第三者認証とすることが不適当な場合にあつては、優良な実績を有する事業者に対して選択的に自己確認・自主保安や第三者認証を認める等のメリットシステムの導入を積極的に検討する。また、自己確認・自主保安を基本とする場合においては、消費者等の市場に参加する各プレーヤーへの十分な情報提供が前提となることから、行政庁における情報公開はもとより、事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

イ 国又は国の代行機関（指定検査機関等）

政府が自ら又は政府を代行する者を使って間接的に自ら検査を行うのは、違反発生時の影響（危険等）が到底看過し得ない程重大であるなどその危険の大きさ、発生の蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定することとする。

以上の見直し・検討の結果、当面、国又は国の代行機関（指定検査機関等）が検査を行うこととする基準認証等についても、技術の進歩等を踏まえつつ、引き続き将来における自己確認・自主保安又は第三者認証への移行を検討することとする。

なお、指定検査機関等については、原則として、その指定要件を公益法人に限定することなく、公正・中立性を確保しかつ能力を有する民間法人にその業務を開放するとともに、検査機関相互の競争を促進する観点から、複数の機関の参入を可能とする。

3 基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等

基準については、国際的活動を行う事業者にとって余分な負担を課したり、消費者の海外製品選択の余地を狭める等の弊害をもたらすことなどのないように、基準の設定に当たり、それぞれの基準が達成しようとする政策目的という観点からだけでなく、国際整合性を確保することによってこうした事業者や消費者の負担を軽減するという観点からも検討していくこととする。具体的には、ISO等の国際規格が既に存在するものについては、その妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないものについて、我が国の規格を国際規格として採用するよう働きかけることや、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進する。また、基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

この他にも、検査の実施に当たり、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排する等、事業者の負担軽減のための措置を講ずる。

（注）上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての第2次見解の第3章1（1）の指摘を踏まえるものとする。

2 保安4法関係の規制の見直し()

1 規制の現状

制度の概要	【保安4法】 石油コンビナートについては、消防法、労働安全衛生法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法が適用され、各法の規制目的を達成するために必要な基準が設定され、それぞれの検査等が行われている。 ・消防法は、火災の予防、警戒、火災・地震等災害による被害の軽減の観点から、危険物施設について必要な規制を課している。 ・労働安全衛生法は、労働者の安全と健康を確保する観点から、ボイラー、圧力容器等について必要な規制を課している。 ・高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止する観点から、高圧ガス設備について必要な規制を課している。 ・石油コンビナート等災害防止法は、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法等と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止の観点から、石油及び高圧ガスを一定量ともに扱う第一種事業所の施設配置等について必要な規制を課している。
政府の対応(規制緩和推進3か年計画)	石油コンビナートに係る部分について、近年の技術の進歩等を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、検査周期の延長、検査主体の相互乗り入れの促進、検査方法の改良等保安四法の更なる合理化、整合化をはかる余地はないかを検討し、検査等に伴う負担の軽減を図ることが必要である。具体的には、関係各省の実務者が、有識者、関係業界団体の代表等とともにこうした点について検討する委員会を開催し、2年間を目途に検討を行い、結論を得て、関係各省において速やかに所要の措置を講ずるとともに、それ以前に結論を得たものについても関係各省においてその都度措置する。(12年11月頃目途に結論、結論を得次第、逐次実施)
進捗状況、検討状況	昨年5月に上記委員会が発足し、本年3月に中間報告が取りまとめられた。現在、引き続き検討が進められている。

2 論点整理

【検討状況の注視】

論点： 規制緩和推進3か年計画の計画事項が実質的に担保されるようにとの観点から、進捗状況、検討状況を注視する。

当委員会の第1次見解を踏まえ、昨年5月に通商産業省、労働省及び自治省消防庁は、昨年5月に学識経験者、関係団体、労働団体、地方公共団体及び関係省庁からなる「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」を発足させ、本年3月に中間報告を取りまとめたところである。

この検討委員会は、本年11月頃を目途に最終的な見解を取りまとめる予定で、現在、引き続き検討を進めており、当委員会は規制緩和推進3か年計画の計画事項が実質的に担保されるようにとの観点から、進捗状況、検討状況を注視していく。

3 参考資料

<参考1> 保安4法の概要

1 消防法	爆発性物質、発火性物質、有害性物質、放射性物質等、社会生活を営む上で危険性を内在している物質のうち、特に火災を発生させやすい発火性、引火性等の物質を「危険物」として指定し、これらの危険物の貯蔵、取扱い等について、保安上の規制を行うことにより、火災を予防し、警戒し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的とする。
2 労働安全衛生法	ボイラー、圧力容器等は、内部に膨大な熱エネルギーを保有していることなどから、構造の欠陥、設備の不備や管理の不良等により爆発・破裂した場合には、これらを直接取り扱っている労働者の人命に関わる重大な災害となる。このため、労働安全衛生法に基づき労働者の安全と健康を確保する観点から必要な規制がされている。
3 高圧ガス保安法	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売その他の取扱いを規制するとともに、民間事業者の自主的な保安活動を促進し公共の安全を確保することを目的とする。
4 石油コンビナート等 災害防止法	消防法等の災害の防止に関する法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図ることを目的として、個々の事業所の安全性の確保のみならず、事業者及び地方公共団体を始めとする行政機関が一体となり石油コンビナート区域を含む地域の保安の確保対策について規定されている。

<参考2> 石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会の概要

1 趣旨・目的

規制緩和推進3か年計画（改定）において、「保安四法関係の規制」が措置事項に挙げられたことを受け、安全性が損なわれないことを前提として、保安四法の更なる合理化・整合化の余地について実務的な検討を行う。

2 構成

学識経験者、業界団体・労働団体・関係行政機関等の代表及び関係省庁の担当官をもって構成する。

3 検討項目

- 検査周期の延長
- 検査主体の相互乗り入れ
- 検査方法の改良
- その他

資格制度

<分野別総論>

【業務独占資格】

問題意識

公的資格制度は、社会経済の複雑化・高度化に伴い、各種の専門的知識や技能・技術の保有者に対する社会的需要が高まったことを背景に設けられてきた。国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化、資格者のモラル向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し安心できるサービスを国民に提供することがその目的であるが、他方では、公的資格制度のうち業務独占資格は、企業の市場参入規制に相当する個人の特定の市場への参入規制の側面を持つ。

業務の独占、合格者数の制限、受験資格要件などの規制が維持されることにより、新規参入が抑制されたり、資格者以外の者が市場から排除されることになるのであれば、その弊害は大きい。また、業務の独占には供給の責任を果たす義務が伴う。資格者の数が不足している資格については、資格者数を増大させるとともに、業務独占の範囲を見直して当該資格の隣接資格者にも業務を認めていくことが必要である。

各省庁においては、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、業務独占資格について、廃止又は必置資格若しくは名称独占等資格への移行を含め、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直すべきである。

これまでの取組とその成果

行政改革委員会では、第1次意見（平成7年12月）以来弁護士の大幅増員を提言するとともに、最終意見（平成9年12月）において、行政書士の業務独占の在り方について今後具体的な検討を開始すべきであること、並びに行政書士の受験資格要件の廃止及び報酬規定を会則記載事項としないことを提言した。こうした提言は、資格制度による業務独占は、参入規制的要素を色濃く持ち、当該資格者による特殊なムラ社会が形成されがちであって、そうした市場においては一般に競争が排除され、サービスの質が低下し、価格が高止まりしがちであるとの問題意識に基づくものであり、また、同様の問題意識は、資格制度全体に適用されるべきものであるとした。

こうした問題意識の下、規制緩和委員会は、平成10年度、公的資格制度の横断的な見直しに資するため、すべての業務独占資格制度の法令上の規定状況及び現状について横断的かつ全般的に調査を行い、その結果等を踏まえ、規制緩和についての第1次見解（平成10年12月）において、業務独占範囲の見直し・相互乗り入れ、合否判定基準の公表、資格取得の容易化等の業務独占資格についての16項目の見直しの基準・視点を提示した。

政府は、この規制緩和委員会の提言を規制緩和推進3か年計画（改定）に盛り込み、平成11年3月30日に閣議決定した。これにより、関係省庁は、国民生活の利便性向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、廃止又は必置資格若しくは名称独占等資格への移行を含め、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、その結果に基づき3か年計画の

計画期間内に所要の措置を講ずることとされた。

規制改革委員会は、平成11年度、業務独占資格のうち、国民からの意見・要望が多く国民の関心が高いと考えられる事務系資格10資格（不動産鑑定士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公証人、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）等を中心に上記の16項目の見直しの基準・視点について調査・検討を行い、その結果に基づき、規制改革についての第2次見解（平成11年12月）において個々の資格について具体的な提言を行った。そこでは、司法書士、弁理士、税理士に対して、現在は弁護士の独占とされている訴訟代理等を認めることなど業務独占範囲の見直しを始めとして、資格横断的に、関連類似資格等の試験・講習科目の共通化・免除若しくは履修科目の免除、合否判定基準の公表、試験問題の公表・持ち帰りなど具体的な提言を行うとともに、新たな見直しの基準・視点として、一部の業務独占資格について法人制度の検討及び資格者数の増大を提言した。さらに、見直し推進のための横断的な仕組みとして、規制緩和推進3か年計画の再改定後速やかに各省庁が見直しの基準・視点に基づく検討状況を公表するよう提言した。

政府は、この規制改革委員会の提言を規制緩和推進3か年計画（再改定）に盛り込み、平成12年3月31日閣議決定した。

関係省庁における見直しの中間公表は、平成12年5月16日までに行われた。関係省庁においては、ほとんどの業務独占資格について、同時点までに見直し作業に着手しており、中には、規制改革委員会の第2次見解を踏まえ、平成11年度中に見直しに着手したものも見られる。また、業務独占範囲の一部縮小、報酬規定の会則記載事項からの削除等おおむね規制改革委員会の提言に沿った見直しが行われている資格もある。

なお、この間、規制改革委員会は、法務分野、医療福祉分野等の各分野別に個別の資格についても提言し、提言事項は規制緩和推進3か年計画に盛り込まれ、関係省庁において所要の措置及び検討が進められている。

今年度のテーマ設定

平成12年度は、11年度に引き続き、関係省庁、資格者団体、養成施設、利用者等に対するヒアリングを行い、各資格について、見直しの基準・視点に基づき更に精査していく。

特に、強制入会制の見直し及び報酬規定の在り方の見直しについては重点的に取り組んでいく。なお、強制入会制の見直しに密接に関連する問題として、資格者の競争の活性化方策及び資格者団体におけるチェック機能の在り方についても精力的に取り組んでいく。

また、昨年度の提言に基づき規制緩和推進3か年計画（再改定）に盛り込まれた事項の措置・検討状況のフォローアップを行う。

【必置資格等】

問題意識

公的資格制度のうち業務独占資格と並ぶ大きな類型として必置資格がある。必置資格等は、災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的とする一方、コストの増大や事業者の自由な活動の抑制等により、国民生活に不利益を与える側面をも併せ持っている。必置資格等は、専門性・技術性の高い分野・業務について、特定の公的資格を有する者等の配置を義務付けることにより事業者の事業活動等に制限を加えるものであり、技術進歩や社会経済情勢の変化の速度が飛躍的に増大

している今日においては、その制度内容を定期的に見直す必要が一段と高まっている。

各省庁においては、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び規制内容について、早急に見直しを行うべきである。

これまでの取組とその成果

規制改革委員会は、平成11年度、すべての必置資格の法令上の規定状況及び現状について横断的かつ全般的に調査を行い、その結果を踏まえ、規制改革についての第2次見解（平成11年12月）において、代替手法の導入、兼務・統括の許容、外部委託の許容等の必置資格等についての15項目の見直しの基準・視点を提示した。

政府は、この規制改革委員会の提言を規制緩和推進3か年計画（再改定）に盛り込み、平成12年3月31日閣議決定した。これにより、関係省庁は、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について順次見直しを行い、その結果に基づき遅くとも平成13年度（2001年度）中に所要の措置を講ずることとされた。

今年度のテーマ設定

平成12年度は、事業者に対して実施したアンケート調査、これまでの個別規制緩和要望等から、制度の概要及び細部の規制の合理性等について確認する必要があると判断した必置資格等について調査・検討を行うとともに、関係省庁、事業者、有識者等に対するヒアリングに着手した。この結果、これまでの15項目の見直しの基準・視点以外にも新たに検討を要する共通的事項を把握したが、これらの新たな検討事項を含め、見直しの基準・視点に基づき各制度について更に精査し、具体的な提言をしていく。

<これまでの提言と主な規制改革措置>

【これまでの提言】

（業務独占資格）

規制緩和についての第1次見解（1998年12月15日）	規制改革についての第2次見解（1999年12月14日）
(1) 基本的な考え方 (2) 見直しの基準・視点（16項目の具体的な見直しの基準・視点（右記参照）を提示） (3) 見直しの基準・視点についての考え方	(1) 見直しの推進方策等 (2) 見直しの基準・視点に基づく検討結果 閣議決定された見直しの基準・視点 【業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ】（司法書士・弁理士・税理士の訴訟代理等、看護婦及び救急救命士）【廃止を含め在り方検

	<p>【資格試験の実施】(公証人)【明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止】(専門学校卒業者の取扱い)【受験前の実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し】(司法試験、不動産鑑定士試験、公認会計士試験)【障害等を理由とする欠格事由の見直し】【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】(特例認定における関係行政事務の実務経験としての評価)【合格者数の見直し】【関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除】【合否判定基準の公表】及びこれに追加補足する基準・視点、【資格取得の容易化】【受験料の積算根拠の精査】【登録・入会制度の在り方検討】【報酬規定の在り方見直し】【広告規制の在り方見直し】【有効期間・定期講習の合理性の検討】</p> <p>追加すべき見直しの基準・視点</p> <p>【法人制度の検討】、【資格者数の増大】</p>
--	---

(必置資格)

規制緩和についての第1次見解(1998年12月15日)	規制改革についての第2次見解(1999年12月14日)
<p>_____</p>	<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 見直しの基準・視点(15項目の具体的な見直しの基準・視点を提示)</p> <p>【形骸化・形式化したものの廃止を含む在り方の検討】【代替手法の導入】【長期間改定されていない必置単位・必置人数や業務範囲についての数値基準、定義等の見直し】【余りにも細分化された必置単位や業務範囲についての見直し】【兼務化又は統括制度の導入】【外部委託の許容】【資格者と事業場組織の在り方の見直し】【実務経験要件の見直し】【学歴要件の見直し】【試験・講習の実施】【試験・講習の改善】【関連又は類似資格等の統合・業務乗り入れ、試験等の共通化】【特例措置の基準】【欠格要件の見直し】【有効期間・定期講習の義務付けの見直し】</p>

【近年の主な規制改革措置】

(業務独占資格)

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1995年1月	・外国法事務弁護士の資格承認基準である職務経験要件の緩和
1996年9月	・外国法事務弁護士等による国際仲裁事件の手續についての代理を許容
1997年1月	・看護補助者の業務経験等に応じた介護福祉士試験の受験資格の弾力化
1998年4月	・法曹人口の大幅増員等のため、裁判所法及び司法試験法の改正(合格者1,000人程度及び司法修習期間を1年6月とする新たな修習制度は1999年実施)
1998年5月	・外国法事務弁護士と我が国弁護士との共同事業の目的に関する制限の緩和、外国法事務弁護士の職務経験要件の見直し等、一連の外国法事務弁護士に係る規制の緩和
1999年2月	・小型船舶操縦士資格に係る欠格事由の緩和
1999年4月	・理学療法士及び作業療法士の養成課程について、既に履修したと認められる科目を免除する指定科目制等の導入、一方の資格保有者について、その履修内容を踏まえ、更に履修に係る負担の軽減(このほか、臨床検査技師について2000年4月実施など)
1999年4月	・総合的法律・経済事務所の開設について周知を図る措置
1999年5月	・海技従事者国家試験における受験科目の一部免除等受験者負担の軽減
1999年5～ 10月	・司法試験第二次試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び行政書士試験における試験問題の公表・持ち帰りの実施(司法試験:1999年5月、司法書士試験:1999年7月、土地家屋調査士:1999年8月、行政書士:1999年7月)
1999年7月	・行政書士試験の受験資格要件の廃止、報酬規定の会則記載事項からの削除等を含む行政書士法の改正(第145回国会)
2000年3月	・弁護士の広告規制が原則禁止から原則自由に緩和
2000年4月	・業務範囲の見直し、試験制度の改革、報酬規定の会則記載事項からの削除等を含む弁理士法の改正(第147回国会)

(必置資格)

年 月	主 な 規 制 改 革 事 項
1998年4月	・司書教諭講習について大学在学中から受けられるよう受講資格を緩和
1998年6月	・産業廃棄物処理施設技術管理者認定講習の実務経験要件を7年から6年にする等の措置
1998年8月	・無線従事者養成課程のうち、第一級海上特殊無線技士など一定のものについて授業時間数を短縮
2000年3月	・高圧ガス移動監視者に係る講習について、実技、講習を含めてその在り方を検討し必要な措置を講ずるよう実施機関を指導
2000年3月	・保安統括者等の代理者が職務を代行できる場合について範囲を明確化

<テーマ別論点公開>

1 業務独占資格

1 規制の現状と進捗状況

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的資格制度は、安全や衛生の確保、取引の適正化等の行政目的の実現のために、国等が、一定の業務に従事する上で必要とされる専門的知識、経験、技能等に関する基準を満たしていると判定した者について、当該業務への従事、法令で定める管理監督者への就任又は一定の称号の使用を認めるものである。 ・ 公的資格制度は、社会経済の複雑化・高度化に伴い、各種の専門的知識や技能・技術の保有者に対する社会的需要が高まったことを背景に設けられてきた。国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化、資格者の資質やモラルの向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し国民に安心できるサービスを提供することがその目的である。 ・ 資格は次の3種類に区分される。 <ol style="list-style-type: none"> 1 「業務独占資格」=その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの（例：弁護士等。参考1「業務独占資格一覧」参照。） 2 「必置資格」=上記1に該当する資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者を選任することが義務付けられているもの（例：衛生管理者等） 3 「名称独占等資格」=上記1及び2に該当する資格以外のもので、その資格を有する者でなければ一定の名称（称号）を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証するもの（例：栄養士等）
<p>政府の対応(規制緩和推進3か年画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁は、業務独占資格を中心に、国民生活の利便性向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、規制緩和委員会が提示した16項目の見直しの基準・視点に基づき、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、その結果に基づき計画期間内に所要の措置を行う。 ・ 関係省庁は、計画の再改定後速やかに業務独占資格等の見直しの基準・視点に基づく検討状況を公表する。 ・ 規制改革委員会が規制緩和推進3か年計画に係る事項の推進状況の監視等の役割を担っていることに留意し、関係省庁は、同委員会の見直し作業に最大限協力しつつ、見直しを行う（参考2参照）。 ・ 上記のほか、司法書士、弁理士、税理士の訴訟代理等の業務独占範囲の見直しを始めとして、各資格ごとの関連・類似資格等の試験・講習科目の共通化・免除若しくは履修科目の免除、合否判定基準の公表、試験問題の公表・持ち帰り、一部の資格についての法人制度の検討及び資格者数の増大など、規制改革委員会の第2次見解（平成11年12月）における指摘事項が、規制緩和推進3か年計画（再改定）に盛り込まれている。
<p>進捗状況、検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における見直しの中間公表は、平成12年5月16日までに行われた。関係省庁における見直し作業の状況を見ると、ほとんどの業務独占資格について、同時点までに、閣議決定された見直しの基準・視点に基づく見直し作業に着手しており、中には、規制改革委員会の見解を踏まえて、平成11年度中に見直しに着手したのも見られる。一方で、関係の審議会等における審議状況を踏まえる必要があることなどから、結論時期が明示されていないものが散見され、また、見直しに着手してから間もないことなどから、措置予定時期が明示されていないものが半数以上見られる。

	<p>・資格別の見直し状況を見ると、試験制度の改善、業務独占範囲の一部縮小、報酬規定の会則記載事項からの削除などおおむね規制改革委員会の提言に沿った見直しを行い、既に所要の法律改正が行われた資格もある。</p> <p>見直しの基準・視点別では、「合否判定基準の公表」や「試験問題の公表・持ち帰り」については、閣議決定を待たず、規制改革委員会の見解の提言を受けて既にこれを実施したり、あるいは実施を決定している資格も多く、また、同時点で検討中あるいはこれから検討するとしている資格も、前向きに検討するとしている。このほか、「講習の見直し」では、他資格者が当該資格を取得する場合にその短縮化について前向きに検討している資格や、「試験科目の共通化」では、カリキュラムの大綱化や指定科目制の導入に取り組んでいくとしている資格が見られる。</p>
--	--

2 論点整理

<p>(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。</p> <p>・昨年度の論点公開及び規制改革についての第2次見解におけるのと同様、規制緩和推進3か年計画(再改定)の中に盛り込まれている事項であって、その進捗状況及び検討状況を注視することを主な観点として取り上げるものについては()を付すこととした。</p>
--

【業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ】(見直しの基準・視点)

<p>業務範囲が余りに細分化されている資格については、業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入れを検討する。</p> <p>また、業務独占資格者の業務のうち隣接職種資格者にも取り扱わせることが適当なものについては、資格制度の垣根を低くするため、他の職種の参入を認めることを検討する。</p>

- () 司法書士、弁理士、税理士の訴訟代理等については、国民が望む司法実現の観点から、司法制度改革審議会において早期に適切な結論が出されるよう、その審議状況を注視していく。また、法務省を始めとする関係省庁における検討状況を注視していく。
- () 訪問看護婦の行う業務の標準的作業手順及び救急救命士の業務の在り方についての関係省庁における検討状況を注視していく。

弁理士法の改正により弁理士の業務独占の範囲が一部見直された(特許料・登録料の納付手続、特許権等の移転登録の手続等については、工業所有権の権利発生の内容に直接関係する業務のように高度に専門的な知見が必要とされる業務とは必ずしも考えられないことから、弁理士の独占業務から除外することとされた)ことを評価する。同様に、他の資格についても、業務独占範囲の見直しについて更に精査していく。

- () 外国法事務弁護士と弁護士との連携については、日本法及び外国法を含む包括的、総合的なサービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、特定共同事業の目的に関する規制の見直しなど所要の措置の検討状況を注視していく。

【廃止を含め在り方検討】(見直しの基準・視点)

以下の資格については、廃止を含めその在り方を検討する。

- ・ 資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの
- ・ 資格取得に当たって、試験合格等の特段の要件を必要としないもの
- ・ 試験合格率又は講習修了率が極めて高いもの
- ・ 資格取得の要件が試験合格を要件としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるもの
- ・ 類似資格が民間資格において存在するもの

この基準・視点については、今後更に精査していく。

【資格試験の実施】(見直しの基準・視点)

法律上資格試験を行うこととされている資格については、試験を実施する。

- () 公証人について、試験の実施及び公募についての検討状況並びに公証人審査会の委員構成の見直し状況を注視していく。

【明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止】(見直しの基準・視点)

明確で合理的な理由のない受験資格要件については、その廃止を検討する。

- () 税理士試験及び社会保険労務士試験について、受験資格要件の廃止についての検討状況を注視していく。
なお、これに関連して、弁理士法改正により、弁理士試験において受験資格要件を廃止することとされたことを評価する。
- () 専門学校卒業を税理士試験の受験資格要件とすること及び社会保険労務士試験の受験資格要件となる専門学校卒業者の範囲を拡大することについての検討状況を注視していく。
- () 司法試験、公認会計士試験、不動産鑑定士試験の1次試験を廃止することについての検討状況を注視していく。
なお、これに関連して、弁理士法改正により、弁理士試験において予備試験を廃止することとされたことを評価する。
他の資格についても更に精査していく。

【受験前の実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し】(見直しの基準・視点)

受験前の実務経験、試験合格後の修習・講習等の義務付けについては、合理的な理由なくして参入規制として機能しないようその在り方を見直す。

- () 不動産鑑定士試験の受験要件としての実務経験の在り方及び同第3次試験の在り方の検討状況を注視していく。
- () 公認会計士試験の受験要件としての実務経験の在り方及び実務経験の対象となる業務の範囲の拡大の検討状況を注視していく。
他の資格についても更に精査していく。

【障害等を理由とする絶対的欠格事由の見直し】(見直しの基準・視点)

障害又は性別を絶対的欠格事由として資格を取得することができないとしているものについては、その合理性について検討すべきである。
() 関係省庁における措置状況を注視していく。

【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】(見直しの基準・視点)

受験資格及び資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める。
() 司法書士及び社会保険労務士の資格取得に係る大臣認定基準の法令等による明文化及びその公表についての検討状況を注視していく。
() 公証人及び司法書士の任命基準及び試験免除に係る行政事務経験の内容についての精査の状況及びその具体化・明文化についての検討状況を精査していく。
また、税理士について、試験免除の要件と免除科目との関係についての精査と検討の状況を注視していく。
他の資格についても更に精査していく。

【合格者数の見直し】(見直しの基準・視点)

合格者数制限を行っているものについては、参入規制とならないよう、これを見直す。
合格者数制限を行っているのではないかと指摘は多々あり、関係省庁、養成施設等からのヒアリング結果、過去の合格率の推移等から見て、合格者数制限を行っている疑いを払拭しきれない資格も見られるところから、更に精査していく。

【関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除】(見直しの基準・視点)

関連・類似資格等については、統合又は試験・講習科目の共通化・免除若しくは履修科目の免除を進めることについて検討する。
() 税理士試験における財務諸表論及び簿記論の合格者について公認会計士第2次試験の会計学のうちの簿記論及び財務諸表論の試験を免除することについての検討状況を注視していく。
弁理士法改正により、弁理士試験において、既存の資格試験の科目について受験免除措置が講じられたことを評価する。他の資格についても同様の措置を採ることができないか更に精査していく。

【合否判定基準の公表】(見直しの基準・視点)

合否判定基準、配点及び模範解答を公表する。不合格者に対して成績を通知する。合格発表を迅速化する。
() 合否判定基準、その変更理由、配点及び模範回答等の公表の状況並びに不合格者に対する成績通知及び合格発表の迅速化の実施状況を注視していく。

【資格取得の容易化】(見直しの基準・視点)

例えば以下の方法を採用することにより、資格取得の容易化を検討する。

- ・ 合格科目の積み上げ方式による合格方式(科目合格制)の推進
- ・ 再受験における既合格科目の免除制度の推進
- ・ 試験問題の公表・持ち帰りの推進

- () 不動産鑑定士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、公認会計士試験及び社会保険労務士試験についての資格取得の容易化についての検討状況を注視していく。
- () 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び社会保険労務士試験における再受験の場合の既に合格した段階の試験の免除措置についての検討状況を注視していく。
- () 試験問題の公表・持ち帰りをを行う又は検討するとした資格について、その実施・検討の状況を注視していく。
弁理士試験について、弁理士法改正により、論文式試験の受験科目数が削減されたことを評価し、他の資格についても同様の措置が採れないか更に精査していく。なお、公認会計士については、科目合格制の導入の是非等について検討が進められていると承知している。

【受験料の積算根拠の精査】(見直しの基準・視点)

受験料の積算根拠を精査する。

この見直しの基準・視点については、今後ヒアリングを行う資格を含めて更に精査していく。

【登録・入会制度の在り方検討】(見直しの基準・視点)

公正有効な競争の確保の観点から、登録・入会制度の在り方について検討する。

(1) 強制入会制

強制入会制度の概要及び強制入会制度を採る理由	<ul style="list-style-type: none">・ 事務系10資格のうち、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士の8資格で、法律により、資格者団体の設立が義務付けられるとともに、資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務を行うことができない強制入会制が採られている(参考3参照。なお、不動産鑑定士については、法律上団体の設立及び入会についての規定はなく、任意制が採られている。また、公証人は、省令により、団体の設立は任意であるが設立された場合は強制入会となっており、実際にも団体が設立されて強制入会が行われている。)・ 強制入会制について、関係省庁は、資格者団体の設立が義務付けられている8資格のうち弁護士を除く7資格では、制度発足当初はいずれも任意入会制であったが、脱退者が相次ぎ資格者団体が弱体化し、資格者団体の運営や資格者に対する研修の実施等による資格者の能力維持に支障が生じてきたことや、資格者には業務独占という特権が与えられているため、資格者の品位を保持し自主統制機能(登録審査、懲戒等)が十分発揮されるよう、各資格とも逐次強制入会制へ移行してきたものであるとしている。
------------------------	--

論点の要約	<ul style="list-style-type: none"> ・強制入会制は、資格試験によって認定された能力と個人の意思とにかかわらず、資格者団体に入会しなければ資格者としての業務を行い得ないという点で、一種のギルドであり、強制入会制の下で競争制限的行為が行われているとの指摘がある。関係省庁及び資格者団体は、資格者団体の自主統制機能の強化と資格者に対する研修を強制入会制の根拠としているが、例えば懲戒権を見ても弁護士会を除いては限定的である。さらに、現在のような情報化社会においては、関係行政の動向等の情報の入手も容易となっており、資格者団体による研修の必要はないのではないか。したがって、強制入会制は廃止するべきではないか。
-------	---

強制入会制は、資格試験によって認定された能力と個人の意思とにかかわらず、資格者団体に入会しなければ資格者としての業務を行い得ないという点で、一種のギルドであり、法定されたボイコットに他ならないのではないか。強制入会制を採ることについての上記の理由は、資格試験に合格し、資格者としての業務遂行能力があると判定された者に対して、本人の加入の意思があるか否かを問わず、更に資格者団体に入会しなければ当該資格者としての業務を行い得ないとするだけの論理的根拠とはなり得ないのではないか。

資格者団体による研修や情報の伝達を通じた資格者の資質の維持向上が強制入会制を採る大きな理由であるとされているが、法令改正などの社会経済情勢の変化に対応した適切なサービスを利用者に対して提供するため、本来資格者は自ら資質の維持・向上に努める義務がある。また、研修の実施等の資格者団体の自主的な活動の意義は否定しないものの、現在のような情報化社会では、国内外の関係行政の動向、関係法令の改正状況等の情報を資格者個人が入手することは容易となっており、研修の実施を強制入会制の根拠とすることはできないのではないか。

関係省庁では、任意入会制を採っていた当時に脱退者が相次ぎ資格者団体が弱体化して自主統制機能を発揮できなかったことを強制入会制を採る理由の一つに挙げているが、それは本末転倒の論理である。仮に任意入会制にしたとしても、資格者団体の活動が資格者にとって真に有益なものであれば、入会者数の減少を防ぐことは可能である。その意味で、研修の実施を強制入会制の根拠とすることはできないが、資格者団体が研修を効果的に実施することにより、また、研修受講者には研修を受講したことを事務所に表示することや広告記載事項として認めるなどのインセンティブを与えることにより、入会者数の減少を防ぐことは十分可能なのではないか。

弁護士は、国民の基本的な人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするなど、公共性の高い職務を独占的に行う者であるから、その職務の適正を確保する必要性が極めて高く、そのためには、職業倫理等の保持・浸透を図るなど適切な指導・監督を行うことによって、その品位の保持と資質の向上を図ることが重要である。このような弁護士に対する指導・監督は専門資格者としての自律性の確保などの観点から、弁護士自らの自主的・自律的な統制に委ねられており、これが実効的かつ効率的に機能するようにするためには強制入会制が必要である。

取り分け、弁護士の場合には、その職務の独立性の確保の観点から、弁護士に対する懲戒を含む指導・監督権限を弁護士会及び日本弁護士連合会のみが有し、行政庁が有しないこととされているので、弁護士の品位等を保持するための制度的担保として強制入会制が不可欠の前提である。(法務省)

真に品位の保持と資質の維持向上を図ることが必要であるのであれば、法律で定期的な研修の受講を義務付けたり、あるいは資格の更新制度を設けるべきである。弁護士の懲戒処分の実態をみれば、繰り返し懲戒処分を受ける者が多数いるなど、およそ品位保持と強制入会制との関連は見出せない。また、いやしくも外形的に入会を強制しなければ品位が保てない資格者集団であろうか。弁護士の強制入会は、単に団体自治と組

維持のためであると考えべきであり、品位の保持と資質の維持向上は、強制入会制を採るとする理由とはならないのではないかと。品位保持等のために強制入会制を採用しているにもかかわらず、繰り返し懲戒処分を受ける者が多数いるのが実情であるとするれば、強制入会制度を廃止した場合には、なおさら品位の保持を行うことができなくなるおそれがある。上記実態は、強制入会制度による監督が適切に機能していることを示すものにすぎず、強制入会制を廃止すべきであるとする立場の論拠にはならない。(法務省)

税理士は登録を受けた時に税理士の事務所所在地の税理士会の会員となることとされている。この登録即入会制度は、日本税理士会連合会及び税理士会が税理士の自治団体として、設立が義務付けられていること、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員(又は支部、会員)に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としていること、税理士の登録事務は日本税理士会連合会が行っていることなどから、必要性があると考えているが、今後、その在り方について、日本税理士会連合会と検討を深めていきたい。(大蔵省)

法律によって資格を付与され、専門的業務を行い得る特別な立場にある資格者は、常に品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行わねばならず、単に行政庁の監督、懲戒という消極的な措置によるものでなく、自ら品位の保持、資質の向上を図ることが求められており、こうした自治的な活動を促進させ、実効あるものとするためにも登録即入会制は必要でないか。(厚生省及び労働省)

資格者団体は、行政事務の簡素化等の観点から、登録事務など公的業務の一部を行っており、こうした公的業務を適切に実施するための体制を確保するためには、登録即入会制度は必要ではないか。(厚生省及び労働省)

行政書士会については、行政書士法制定当初は任意入会制を採っていたが、当時は非業者の横行による職域侵害、国民の利益侵害も多く、昭和35年の行政書士法の一部改正により、行政書士会の設立を強制するとともに、登録即入会、登録の抹消即退会としたものである。

こうした過去の実情からも、強制入会制を採る合理性・妥当性はあると考えられる。(自治省)

強制入会制を廃止した場合は、会則の遵守義務の根拠が失われるほか、行政書士会及び日本行政書士会連合会による行政書士の品位保持・業務改善進歩のための助言・指導が行いにくくなるという問題がある。

また、登録事務、都道府県知事への報告義務等の円滑な実施に支障を生じるおそれがある。(自治省)

正に、自ら品位の保持、資質の向上を図るべきであって、外形的な力(強制入会制)によって維持されるべきものではないのではないかと。

公正取引委員会は、最近では平成10年9月に、司法書士及び行政書士の報酬規制及び広告規制について競争政策上の観点から指摘を行っているが、それ以降も、規制改革委員会に対して、資格者団体自らが報酬、広告、顧客の誘致等に関して競争制限的行為を行っているとの資格者個人あるいは利用者からの指摘が寄せられている。また、平成11年9月には、公正取引委員会に対して、日本弁護士連合会の報酬規制及び広告規制が独占禁止法違反であるとして弁護士からの申告がなされている。このようなことから、資格者団体による競争制限的行為は、業務独占という特権の下で、資格者団体に入会しなければ業務を行い得ないという閉鎖的な制度を採る資格者団体に固有のものであると考えられるので、強制入会制は見直すべきではないか。

上記のように資格者間の自由な競争が制限された場合には、報酬水準の高騰やサービスの質が低下する等の弊害が生じて利用者である国民が不利益を被るおそれがある。例えばOECDにおいても、加盟諸国の専門職業資格を横断的に調査した結果に基づいて、専門職業に係る競争促進

のため、加盟国は規制・慣行を改革すべきであるとの政策提言が行われている（「規制改革に関する報告書」（1997年5月））。これらを踏まえ、強制入会制を見直すべきではないか。

弁護士会及び日本弁護士連合会は、弁護士の倫理を保持し国民の権利・利益を保護するために必要な限度での自主統制を行っているものであり、強制入会制の下で行われる活動が直ちに競争制限行為となるものではない。（法務省）

国が資格者に業務独占資格を付与する場合には、利用者である国民の利益を保護するために必要な範囲で、当該資格者に対して一定の合理的な規制を行うことは必要である。強制入会制には、行政による規制に代わって自主的統制機能の強化により国民の利益を守るというメリットがあるから、強制入会制を維持した上で、仮に、それによって具体的に競争制限的な弊害が生じているのであれば、その弊害を個別に防止し、または除去する方策を講ずることが利用者である国民の利益になるのではないか。（法務省）

行政書士制度における強制入会制については、公正有効な競争の確保の観点から特段の問題が生じているとは認識していないところであるが、今後、他の資格制度の入会制度に係る議論の動向を踏まえつつ検討を行う。（自治省）

資格者団体の自主統制機能は、例えば懲戒権を例に取ってみても、弁護士会以外の資格者団体に業務停止等の懲戒権はなく、資格者団体の役員
の選挙権・被選挙権等の会員としての権限停止など限定的なものであり、その観点からも強制入会とする必要はないのではないか。

弁護士会を除く資格者団体においては懲戒権が限定的であるから強制入会を維持しても自主統制が十分に機能していないとして、これを強制入会制を廃止すべきであるとの根拠の一つとしているようであるが、一方では、弁護士会の完全な自主統制機能については、見直す必要があるとしており、論旨に整合性がないのではないか。また、弁護士会のような完全な自主的統制機能が認められていない以上強制入会制を維持する意味はないという考え方では、利用者である国民の利益は確保することはできないのではないか。強制入会制によって少なくとも一定の自主統制的機能が維持されていることは明らかであり、利用者である国民の観点からは、この制度を維持した上で、仮に、この制度による具体的な弊害が生じているのであれば、その弊害を個別に防止し、又は除去する方策を講ずるべきではないか。仮に、およそ資格者団体による自主的統制を認めず、すべて国が直接に監督するという制度を採る場合には、その事務量が飛躍的に増加し、そのための費用はすべて一般の国民が負担することになるのではないか。（法務省）

資格者団体による自主的統制をすべて否定しているものではなく、資格試験によって認定された能力と個人の意思とにかかわらず、資格者団体に
入会しなければ資格者としての業務を行い得ないことに疑問を呈しているものである。また、当委員会としては、資格者団体の自主統制的機能として、当然懲戒権が認められるという立場を採っておらず、論理に整合性がないとの批判は当たらない。

資格者団体による自主的統制の必要性を認めるのであれば、その統制を効率的かつ実効的に行うために強制入会制を採用することは合理性が認められるのではないか。（法務省）

行政事務のアウトソーシングの観点から、資格者の指導・監督を資格者団体に任せると、当該資格者団体について強制入会とすることについて論理的必然性は薄いのではないか。例えば、資格者団体は登録のみを行い、資格者が非違行為を行った場合には、監督機関等に処分を申請するという手法も可能ではないか。強制入会制を前提とした退会処分による業務停止等を指導・監督手法とする必然性はないのではないか。

業務独占資格の中で、上記の資格のように強制入会制を採る資格は極めて限定されており、医師、建築士など多数の開業が可能な資格においても任意入会制が採られているが、それらの資格者全体に対して資質の低下や倫理観の欠如についての指摘はない。

また、諸外国においては、資格者団体への加入が義務付けられていない国もあり、団体に加入しないと業務ができないという制度は妥当ではないのではないか。

諸外国では弁護士会への強制入会制を採用する国が多く、当初はすべてが任意加入であった米国の州弁護士会においても、逐次強制加入制に移行し、現在では強制加入制が多数を占めるに至っている。（法務省）

弁護士に関して、米国では、我が国のような報酬規定はないと承知している。

資格者の実情を十分に把握している資格者団体が強制入会制の下で各資格者の指導・監督を行うことによって効率的な指導・監督ができる。強制入会制を廃止すると、行政が資格者一人一人を把握して指導・監督を行わなければならない、その事務量が飛躍的に増加し、ひいては国民の負担の増加につながる事となる。（法務省）

（２）強制入会制に関連する諸問題

論点の要約	・強制入会制について調査・審議を進めてきたところ、これに関連して、資格者団体によって競争制限的行為が行われているとの指摘があったほか、資格者団体の使命と公益性にかんがみ、強制入会制に密接に関連する事項として、下記のとおり、公正取引委員会による実態調査、資格者団体に向けた事業者団体ガイドラインの作成、資格者団体におけるチェック機能の充実等についての検討が必要ではないかとの中間的結論に至った。
-------	--

公正取引委員会による資格者団体に対する実態調査の実施等

公正取引委員会は、過去にも事業者団体が行う自主規制が事業者の事業活動を過度に制限していないかという点について実態調査を行っており、最近では平成10年9月に一部の司法書士及び行政書士の広告規制及び報酬規制について競争制限的行為を指摘している。

しかし、調査対象は2資格のみであり、同様に強制入会制を採り、多数の会員を抱える他の資格については実態調査を行っていない。このような中、公正取引委員会に対して、日本弁護士連合会の報酬規制及び広告規制が独占禁止法に違反するとの弁護士からの申告があり、また、規制改革委員会に対しても、資格者団体による競争制限的行為（報酬規制、広告規制、顧客の誘致規制等）が行われているとの指摘が寄せられている。

したがって、公正取引委員会は、経済社会の発展により資格者が提供するサービスへの需要が増加していることを踏まえ、上記2資格以外の資格についても資格者団体が行う自主規制の実態を調査し、所要の改善措置について指摘を行うべきではないか。

公正取引委員会は、司法書士及び行政書士の広告規制等に関する実態調査を実施し、平成10年9月に調査結果を公表して、独占禁止法上の考え方等を明らかにしているところであり、また、他の資格者団体に対し調査報告書の説明会を実施したり、他の資格者団体等からも調査内容の照会を受けるなどして、独占禁止法上の考え方を説明している。

また、個別の専門職業の在り方について所管省庁や当該団体において見直しの取組が進められているものもみられる状況にある。公正取引委

員会としては、これらの取組の推移を踏まえた上で、今後とも適切な対応を図っていきたいと考えている。(公正取引委員会)

資格者団体に向けた事業者団体ガイドラインの作成

公正取引委員会は、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てるため、平成7年10月に「事業者団体の活動に関する独禁法上の指針」(事業者団体ガイドライン)を作成、公表している。

しかし、資格者団体は、強制入会制の下で一定範囲の懲戒権等を有し、会員には会則遵守義務が課されるという点で、脱退の自由がある他の事業者団体と異なっており、会員の自由な競争を阻害しない配慮がより一層求められている。このため、資格者団体についての以下のような状況を踏まえ、早急に資格者団体に向けた事業者団体ガイドラインを作成すべきではないか。

-) 資格者団体の自主規制が法定されていることもあって、結果としてこのガイドラインの内容は資格者団体には直ちに適用されない部分が多くなっており、独禁法違反行為の防止という観点からは十分ではないこと
-) 一定範囲の自主統制が認められていることを根拠として競争制限的な行為が行われているとの指摘があること
-) 資格者団体における競争制限的な行為の内容が、報酬規制、過度の広告規制、顧客の引き抜き禁止などが中心であること
-) サービス貿易の自由化の中で、資格者団体にも競争の活性化が求められていること

事業者団体ガイドラインは、事業者団体の行為を広く対象とするものであり、資格者団体についても同様に適用されるものである。また、資格者団体について、脱退の自由があるか否かによって事業者団体ガイドラインの適用が影響を受ける箇所はない。さらに、平成10年の公正取引委員会の実態調査の際、司法書士及び行政書士の自主規制に関して競争政策上の問題点の指摘を行い、これらを通じて、他の資格者団体を含め自主規制について改善がなされている状況にある。これらの点を考えれば、事業者団体ガイドラインと別に資格者団体向けのガイドラインを作成する意義は薄いものと考えられる。(公正取引委員会)

資格者団体に対する独禁法コンプライアンス・プログラム作成の懇懇

上記の公正取引委員会の調査・指摘以降も、引き続き資格者団体による競争制限的行為が指摘されているが、その原因として、) 資格者団体には、資格者団体が独禁法の事業者団体に該当しているとの認識が十分でないこと、) 法令により一定範囲の自主統制権が認められている資格者団体にとって、どのような行為が独禁法違反に該当するのか分かりにくいこと、) 国民の権利・利益に密接の関係する資格者には、高度の専門的知識・能力と倫理性が求められることから、競争はふさわしくないという考え方があることなどが挙げられる。

しかし、海外からも専門職業に係る競争の促進が求められている中で、資格者団体は、業務独占という特権制度の下で自主統制権を与えられた団体として、自ら競争制限的行為の防止を図ることが求められている。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会及び関係省庁は、資格者団体に対して、独禁法コンプライアンス・プログラムの作成を懇懇する必要があるのではないか。

公正取引委員会は、従来から、資格者団体に対しても独占禁止法違反行為への厳正・積極的な対処を行ってきている(最近においても、日本土地家屋調査士会連合会や社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対して警告を行っている。)ほか、資格者団体を含む事業者団体の活

動について独占禁止法上の考え方（ガイドライン）を示しているとともに、平成10年に行った実態調査の際には、司法書士及び行政書士の自主規制に関して競争政策上の問題点の指摘を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めてきているところである。これらを通じて、他の資格者団体を含め自主規制について改善がなされているところであると考えているが、事業者団体が独占禁止法違反行為の未然防止のための自主取組を行うこと自体は望ましいことであり、資格者団体からコンプライアンス・プログラムの作成について相談があった場合には、これに積極的に応じることとしている。（公正取引委員会）

資格者団体におけるチェック機能の充実

）業務及び財務内容の公開

株式会社については、商法及び証券取引法により財務諸表等の作成・公開が義務付けられている。特殊法人については、行政改革プログラム（平成8年12月25日閣議決定）など累次の閣議決定や特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律などにより、その推進が統一かつ制度的に図られてきている。民法第34条の規定に基づき設立される公益法人については、公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）により、主たる事務所への備え付けによる一般への閲覧により一定の業務及び財務等に関する資料を公開することとされている。認可法人については、総務庁の認可法人に関する調査結果に基づく勧告（平成11年3月5日）により、財務内容等に関する書類の作成・公開が求められている。

資格者団体のうち、社団法人である日本不動産鑑定協会は上記閣議決定の対象となっており、また、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会及び全国社会保険労務士会連合会は、認可法人等として上記勧告の対象となっているが、他の団体は業務及び財務等に関する資料を公開することとされていない。

資格者団体の性格は、不動産鑑定士協会が民法第34条の規定に基づく社団法人であり、公証人連合会が権利能力なき社団である以外は、弁護士法等のそれぞれの資格の根拠法に基づき設立される特別の法人であり、それぞれの資格者の使命と職責を全うしそれぞれの資格者の義務の遵守と業務の改善進歩に資するため、会員に対する指導、連絡、監督等に関する事務を行うことを目的として設立されている。これらの団体は、関係行政に関して建議や諮問に対する答申を行うこともあるなど、その使命と公益性及び関係行政に与える影響力は、公益法人一般とは比較にならないほど大きい。以上を踏まえ、また、会員及び国民（利用者）に対する透明性の確保及び国民（利用者）の負担となる報酬の適正性を確保するなどの観点から、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公証人、弁理士及び行政書士についても、既に公開している団体に準じ、各団体の業務及び財務等に関する情報を公開する必要があるのではないか。

日本公証人連合会は、既に財務内容（一般会計決算書、慶弔基金特別会計決算書及び一般会計予算書（案）等）を公開している。また、同連合会は、その性質は権利能力なき社団であり、また、その設立目的は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るために、公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことであり、事業を行っていないことから、公開すべき業務内容はない。なお、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るための公証人会及び公証人の指導及び連絡に関する事務の内容についても一般に公開している。

上記の各内容は、日本公証人連合会機関誌「公証」に掲載されており、同機関誌は司法関係機関、大学関係、国立国会図書館、法務図書館及び最高裁図書室等にも無償配布しているほか、希望者には有償頒布もしている。（法務省）

行政書士会は行政書士を会員とする自治組織であり、株式会社、特殊法人、公益法人と同列に論じることは適当ではない。情報公開等についても、国民のメリットや要望は大きいとは認められない。(自治省)

日本行政書士会連合会では、会則上、財務諸表等の公表等、会員への情報公開、主務大臣への報告は既に行っている。(自治省)

公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)では、公開の方法として、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えておき、原則として、一般の閲覧に供することとされている。また、資格者団体の設立目的にかんがみれば、関係行政及び国民に与える影響は公益法人と同等以上に大きいことから、公証人会及び行政書士会についても公表する必要があるのではないかと。

) 資格者団体の役員等への資格者以外の任用

民間企業では、企業の意思決定主体や経営者を監視するコーポレート・ガバナンスの考え方が近年急速に普及してきており、平成5年には改正商法が施行されて社外監査役制度が導入されたほか、社外取締役を置く企業が増加してきている。我が国では、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラムが、平成10年5月「コーポレート・ガバナンス原則」を取りまとめ、企業と直接利害関係のない社外取締役を選任することや社外監査役を登用することなどを提言している。

資格者団体は、強制入会制の下で業務独占という特権が与えられた自主統制的団体であるとされるが、その行動は、利用者である国民及び関係行政にも大きな影響を与えることから、民間企業におけるコーポレート・ガバナンスの動向を踏まえ、また、資格者団体の使命とその公共性にかんがみ資格者団体の適正なガバナンスを確保する観点から、資格者団体の役員等への一定割合以上の資格者以外の者の任用を行うべきではないかと。

なお、これに関し、OECDの「規制改革に関する報告書」(1997年5月)では、消費者の要求を満たす質と量を確保するための規制は、競争制限的になり、料金を高止まりにすることから、そうした規制は、職業団体自らではなく他の者によって実施されることが望ましく、消費者の利益を代表する者(保険会社、消費者代表、競争と消費者の利益を代表する官庁の職員等)を団体の構成員とすべきであるとしている。日本公証人連合会は、その性質は権利能力なき社団であり、また、その設立目的は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指導連絡に関する事務を行うことである。したがって、同連合会には、事業性はなく、また、手数料については国が政令により定めているため、外部役員の導入を行う必要性は認めにくいし、実際上同連合会の各役員は無報酬であるため、外部役員制を導入することは困難であると思料する。(法務省)

たとえ権利能力なき社団であるとしても、公証事務の改善・統一等という目的から見れば、関係行政や国民に与える影響は公益法人と同等以上のものがあるのではないかと。

) 懲戒処分公表

不動産鑑定士、税理士、公認会計士、弁理士及び社会保険労務士については、所管大臣は、法律により、懲戒処分を行ったときはその旨を官報等に公表することとされている。また、弁護士については、会則により機関雑誌に公表することとされている。

一方、司法書士及び土地家屋調査士については法令上の規定がなく、それぞれの団体に公表基準の作成と公表が委ねられているが、現在、氏

名等は公表することとされていない。行政書士については、一部の都道府県及び行政書士会が、それぞれの判断により氏名を含めて懲戒処分の内容を公表している。公証人については、そもそも懲戒処分を公表するシステムが構築されていない。

懲戒処分の公表は、公表措置を通じて不祥事案の再発を抑止するとともに、資格者の提供するサービスの利用者である国民に注意を喚起することによって不測の損害を被ることを防止する観点からも重要であることにかんがみ、司法書士、土地家屋調査士、公証人及び行政書士についても、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容について公表するシステムを構築する必要があるのではないか。

なお、弁護士についても不動産鑑定士、税理士、公認会計士、弁理士及び社会保険労務士にならい、懲戒処分を官報に公表するべきではないか。

公証人法に基づく懲戒処分は、任命権者である法務大臣が懲戒権の発動として、非違行為又は信用失墜行為があった公証人に対して行うものであって、その効果は当該公証人に限られるものであり、一般的に公表すべき性質のものでないが、公証人の免職に関する事項については、当該公証人が公証事務を取り扱うことができる公務員としての地位を喪失したことについて、公証制度を利用する者に当然周知する必要があることから、従前より官報に官庁報告事項として掲載しているところである。（法務省）

公証人の懲戒処分は、譴責、過料、停職、転属、免職の5種類であるが、類似の非違行為を防止し、国民の利益を保護する観点から、すべての懲戒処分について、その事案の内容を含めて公表する必要があるのではないか。

）国民一般からの懲戒処分の請求

事務系10資格のうち、不動産鑑定士、弁護士、公認会計士、税理士及び弁理士の5資格では、それぞれの資格者について懲戒処分に該当する事実があると認めるときは、何人であっても所管の大臣（弁護士については、その弁護士の所属弁護士会）に懲戒処分を請求できることが法律上明記されている。これは、所管省庁等が懲戒権を行使する前提として、資格者の職務に関する行為を詳細に知り得ることが困難であること、資格者が行う行為について業務の依頼者はもちろん社会一般から疑問を持たれることは適当ではないため、国民一般から懲戒の請求ができることとして、懲戒権の発動が適切かつ活発化されることを期待したためであり、この考えは、上記の5資格以外の資格についても適用されるべきものである。

したがって、残る司法書士、土地家屋調査士、公証人、社会保険労務士及び行政書士についても、資格者に対する国民一般からの懲戒処分の請求を認めるべきではないか。

公証人に対する懲戒処分は、実質的な公務員である公証人の任命権者としての法務大臣の任命権に基づくものであり、一般に国家公務員の場合においても、国民からの直接的な懲戒請求権を認めているわけではない。

もっとも、公証事務の取扱いについては、囑託人又は利害関係人は、公証人法に基づき、公証人を監督する法務局長又は地方法務局長に対し、異議を申し出ることが認められており、また、公証人会は、公証人法施行規則に基づき、公証人に非違又は品位を害する行状があると認めるときは、公証人を監督する法務局長又は地方法務局長に対し、その事実につき報告することが義務付けられているなど、任命権者である法務大臣の懲戒権の発動を促すシステムは、現行の制度で充分その目的を達しており、これとは別に懲戒請求権を定める必要はない。（法務省）
不動産鑑定士、弁護士、公認会計士、税理士及び弁理士について、何人に対しても懲戒処分の請求を認めているのは、所管省庁が、それぞれの

資格者の職務の内外にわたる行状について巨細にこれを知り得ることが事実上不可能なため、広く一般の人々から、資格者に対する懲戒の請求ができることとして、懲戒権の発動が活発化されることを期待したものであるとされている。また、公証人が国家公務員法上の公務員でないことは判例上明らかであり（東京地裁、昭26（行）24号 昭27.7.24棄却）公証事務という国民の権利利益に直結する業務を行っている以上、他の資格者と異なる点はなく、公証人を国家公務員法上の公務員と同様に取り扱うことは適切ではない。公平性・透明性の観点から、公証人についても何人に対しても懲戒処分の請求を認めるべきではないか。

）弁護士の懲戒制度の在り方見直し

我が国の弁護士制度については、弁護士会及び日本弁護士連合会への強制加入制の下で、登録審査及び懲戒処分を弁護士会自らが行っていることから、世界に例を見ない完全自治であるとされている。この点を諸外国と比較すると、フランスで我が国と類似した制度が採られているほかは、一定の自主統制権は持っているものの、登録審査及び懲戒処分の両方又はどちらかについて、裁判所又は州政府等の統制の下に置かれるのが一般的である。

弁護士の懲戒制度の在り方については、我が国における弁護士自治の歴史的経緯及び弁護士の懲戒委員会への外部委員の関与等の懲戒制度の改正を考慮しても、弁護士会及び日本弁護士連合会が登録審査権と懲戒権を独占しているという世界でも稀な制度であり、また懲戒が適切かつ公正・透明に行われていないのではないかと指摘があることを踏まえ、より公正で透明な判断・手続を担保するという観点から、見直す必要があるのではないか。

弁護士自治ないし弁護士の綱紀・懲戒手続の在り方については、司法制度改革審議会において『弁護士の在り方』に関し重点的に検討すべき論点の一つとして掲げられており、司法制度改革審議会における議論の状況が踏まえられる必要がある。（司法制度改革審議会）

【報酬規定の在り方見直し】（見直しの基準・視点）

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直す。

報酬規定制度の概要及び報酬規定制度を採る理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事務系10資格のうち、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士及び社会保険労務士の6資格では、法令により、報酬に関する規定をそれぞれの資格者団体の会則に記載することが義務付けられている。このうち、税理士については報酬の最高限度額を記載することとされている。これらの6資格以外では、任意入会制を採る不動産鑑定士についてはそもそも報酬規定を定めることとされておらず、公証人については政令で手数料が定められており、また、弁理士及び行政書士については、規制緩和推進3か年計画に基づき既に関係法律が改正され、会則に記載すべき事項から報酬規定が削除された。 ・関係省庁及び資格者団体では、報酬規定を会則記載事項としている理由について、報酬規定は利用者が資格者に業務を依頼した場合の報酬についての予測を可能にするため利用者の利便を考慮して設けているものであり、あくまでも報酬の目安であって、確定額ではなく、実際の報酬は当事者間で決定されるものであるとしている。なお、税理士の報酬規定については最高限度額を定めることとされているが、これは、不当に高額な報酬を防止するためであるとされている。
------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者以外の各種の団体が標準額を示すことは、確定額として運用され、独禁法違反となるおそれが強いことから、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年10月公正取引委員会)において原則として独占禁止法違反であるとされている。資格者団体が標準額を示すことが認められているのは、資格者団体には自治権が認められていることから、利用者が不当に高額な報酬を要求されることを防止するという政策目的によるものであると説明されている。 ・なお、上記の事業者団体に関する指針においても、資格者もそれらの者が業として経済活動を行う場合には「事業者」に該当し、その結合体は事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするのであれば事業者団体に当たるとされている。
--	---

論点の要約	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活や経済活動について、行政が一律に価格・数量等を決定するのはやめるべきである。個々の資格者の原価計算の要素を考慮せず、一律に基準額を示すことは適切でなく、資格者団体は基準額の代わりに報酬を決定する要素のみ示すべきである。行政書士及び弁理士にならい、他の資格も報酬規定を会則記載事項としないこととするべきである。
-------	---

行政改革委員会は、その最終意見(平成9年12月)の総論において、「規制緩和の意図するところは、国民の自由な活動の基盤を整え、『民でできるものは民に任せる』ことにあり、これは、国民生活や経済活動について、行政が一律かつ事前に、参入を規制したり、価格・数量や供給の方法などを管理し決定するのではなく、国民の自由な選択を第一に尊重し、それに合致したものが評価されるという考え方に変更しようとするものである」としている。こうした考え方は、製造業や流通業に限らず、資格者が提供するサービスにも当てはまるものであり、資格者が受ける報酬は、需要と供給とのバランス及び資格者の合理化努力の結果により決定されるべきものである。

こうした観点に立ち、行政改革委員会は、上記の最終意見において、行政書士の受ける報酬について、行政書士会及び日本行政書士会連合会会則の記載事項から外すことを提言した。また、規制改革委員会は、規制改革についての第2次見解(平成11年12月)において、他の資格についても報酬規定の在り方の見直しを行うべきことを提言した。

こうした提言を受けて、行政書士及び弁理士については、既に関係法律が改正され、報酬規定を会則記載事項としないこととされた(第145回国会において地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により行政書士法改正(平成11年7月成立)、第147回国会において弁理士法改正(平成12年4月成立))。

事務系10資格のうち、現在なお報酬規定が会則記載事項とされているのは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士及び社会保険労務士の6資格であるが、これらの資格についても、上記2資格にならい、報酬規定を会則記載事項から外すこととすべきである。なお、公認会計士については、標準監査報酬制度を廃止する方向で検討が進められていると承知している。

報酬規定が利用者の利便のために設けられているとしても、また、資格者団体が報酬基準を明示することが独禁法上直ちに問題とならない場合であっても、資格者団体が個々の資格者の原価計算の要素を考慮せずに一律に基準額を示すことは適切ではなく、基準額を示すことに代えて各資格者が独自の報酬額を算定できるよう、報酬についての基本的な考え方や原価計算の方法を示すことにとどめるべきではないか。

これにより、各資格者が独自に適切な報酬額を算定し事務所に掲示することとすれば、利用者の報酬についての不安を解消することは可能である。さらに、各資格者の報酬額を広告記載事項として認めることにより、利用者は資格者に業務を依頼する前に、あらかじめおおよその報酬

額を知り、同業他者と比較することが可能となる。また、合理化により低廉な報酬で優れたサービスを提供できる資格者は、その業務を拡大することも可能となる。

なお、米国では、我が国と同様に弁護士の報酬規定が定められ、弁護士に強制されていたが、1975年、連邦最高裁判所は、これをシャーマン法違反であると判示し、現在では、弁護士については、報酬の合理性を決定する要因（要する時間と労力、要求される熟練度、類似の業務についてのその地域の報酬等）のみが明示されている。また、公認会計士については、報酬基準の規定は設けられていないとされている。我が国の弁護士の報酬規定は、あくまでも基準（目安）であり、実際にも個々の弁護士が依頼者と相談の上個別に報酬額を算定している。したがって、この報酬規定によって、弁護士が低廉な報酬で優れたサービスを提供し業務を拡大することが不可能となるわけではない。（法務省）

報酬規定は、利用者の利便のために設けられていると説明されているが、現行の報酬規定はサービスの提供者である資格者団体が関係省庁の認可を得て決定するシステム（弁護士については、自ら決定することとされている。）となっており、サービスの利用者が価格決定のシステムから一方的に排除されていることにも問題がある。

弁護士の報酬規定を定めるに当たっては、消費者団体、労働組合、行政庁、経営者、報道機関、学者、調停委員の各界代表者を交えた協議会を設置するなどして各界各層の意見を聴取しこれを反映させている。（法務省）

報酬基準は、最高価格を抑制する上限規制的に機能する場合がある一方で、基準額より下がらないという最低価格を定める機能をも有しており、報酬基準が報酬の値崩れに対する防波堤になっているとの指摘もある。さらに、報酬基準自体は目安であるとしても、当事者による報酬額の交渉はそこを出発点とするため、結果として資格者間でほぼ横並びの報酬になり、廉価なサービスを提供するための真の努力が行われているとは言えない。

なお、報酬規定の中には、最高限度額を定めることとされているものもあるが、前述のOECDの「規制改革に関する報告書」（1997年5月）では、最高限度額制により中低所得者層が高い品質のサービスを受けることができる効果があるとしている反面、最高限度額制は、料金を引き上げることが正当化するのに用いられることから、米国では最高料金の表示も反競争的であるとして禁じられているとしている。また、会則等の中には、不当に低い額の報酬を禁じる規定を設けているものもあるため、廉価なサービスを行うことは会則違反に問われることさえあり、資格者間の自由な競争を阻害する要因となっている。

特に、弁護士については、弁護士法に基づく報酬等基準規程で、依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるとき以外は、民事事件の場合で、着手金及び報酬金の増減の範囲を基準額の30パーセント以内としたり、着手金の最低額を10万円としているのは問題ではないか。

資格者団体が定める報酬の基準額は、実際に資格者と依頼者が契約する際の目安となるものであり、依頼者が不当に多額の報酬を求められたりすることのないようにするため、報酬規定は必要ではないか。（厚生省及び労働省）

現在の弁護士の報酬規定は、報酬全額を免除することも認める明文規定が置かれるなど、弁護士報酬の適正妥当を旨として非常に柔軟な金額の算定を認める内容になっている。（法務省）

個々の資格者が依頼者と相談の上、個別に報酬を決定しているのであれば、報酬規定は廃止してしかるべきではないか。これを廃止しないのは、報酬規定を報酬の値崩れ防止の防波堤としているからではないか。

また、弁護士が報酬全額を免除することができるのは、依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときに限られるのではないか。個別に報酬を決定しているとしても、報酬の予測可能性を確保し利用者の利便に資するために報酬基準（目安）としての報酬規定が必要であることは何ら変わりはない。（法務省）

報酬規定をめぐる独禁法上の問題としては、日本土地家屋調査士会連合会が報酬規定記載額を確定額として運用するよう各土地家屋調査士会を通じて各土地家屋調査士を指導していた疑いで、公正取引委員会から独禁法違反のおそれがあるとして警告を受けた例がある（平成9年10月9日）。また、公正取引委員会のアンケート調査（平成9年9月～10年7月）においては、日本司法書士会連合会が定める会則基準において囑託を誘致する目的による報酬の減額が禁じられていること、ほとんどの司法書士が報酬規定に沿った報酬を收受していたこと等にかんがみれば、報酬規定が会員が実際に收受すべき報酬であると受け止められ、また、そのように機能しているおそれがあるものと考えられるとされた。これを受けて、同連合会が会則基準を改正している。

このように、報酬規定は、確定額でないとしても確定額として運用されるおそれがあることから、法令により会則記載事項とすることは見直すべきではないか。

目安としての報酬規定を会則記載事項から外した場合には、逆に報酬額の高騰を招き、利用者である国民に不利益を被らせることになるおそれもあると考えられることから、目安としての報酬額の示し方とその運用の在り方については、慎重に検討されるべきである。（法務省）

弁護士の提供するサービスは、案件の内容に応じて非常に多様であり、一般的にはその対価が予想しにくいと考えられるため、案件の内容に応じて報酬の基準（目安）を示すことは利用者にとって非常に大きな便益となる。報酬規定を廃止すると、利用者は報酬額の予測が極めて困難となり、かえって弁護士に対するアクセス障害となるおそれが高い。（法務省）

報酬は個々の弁護士が独自に定めれば足り、弁護士会が規定する必要はない。また、前述のOECDの報告書によれば、価格競争と正しい広告を認めることにより、消費者が最も利益を受けることが証明されている。

弁護士を含めた資格者へのアクセス障害は、利用者が資格者に関する情報を入手しにくいという情報の非対称性に起因するものであり、個々の弁護士が、自ら定めた報酬額を事務所に掲示したり、あるいは報酬を広告記載事項として認めることにより、解消されるのではないか。弁護士業務全般に最も通じた弁護士会が、弁護士報酬の基準（目安）を利用者に参考として提供することには合理性がある。また、利用者が資格者に関する情報を入手しにくい点を解消するために資格者団体が広報として報酬の基準を示すことにも合理性がある。（法務省）

利用者に対して、参考として、また、広報として報酬の基準を示すのであれば、報酬規定を弁護士に遵守義務が課せられる会則記載事項としたり、着手金及び報酬金を増減できる範囲を制限したり、着手金の最低額を制限する必要はないはずである。

【広告規制の在り方見直し】（見直しの基準・視点）

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、広告規制の在り方を見直す。

- () 弁護士の広告規制について、日本弁護士会連合会規則の改正により原則禁止から原則自由に改正されたことを評価し、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士の広告規制の自由化についての検討状況を注視していく。なお、公認会計士及び弁理士については、虚偽・誇大広告等必要最低限の規制へ転換する方向で検討が進められていると承知している。

【有効期間・定期講習の合理性の検討】(見直しの基準・視点)

有効期間・定期講習の義務付けの合理性について検討する。

これまでにヒアリングを行った資格については、有効期間・定期講習の義務付けを行っているものはなかったが、義務付けが行われているものについては、その合理性、定期講習の内容等について今後精査していく。

【法人制度の検討】(見直しの基準・視点)

資格者に対する利用者の複雑・多様かつ高度なニーズに応えらるとともに、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化などの観点から資格者の法人制度を創設すべきではないか。

- () 弁理士法改正により、弁理士について法人制度が創設されたことを評価し、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び行政書士についての法人制度の検討状況を注視していく。

【資格者数の増大】(見直しの基準・視点)

経済社会の複雑多様化、国際化に適切に対応するため、専門性を活かした高度なサービスが提供されるよう資格者の数を増大させるべきである。

司法試験合格者の1,500人程度への増加及び司法試験合格後における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件等を含めた制度的な検討の実施状況を注視していく。

- () 弁理士について、その量的拡大を図るため、弁理士法の改正により、試験の簡素合理化等が行われたことを評価し、公認会計士の資格者数の増大の検討状況及び公証人の増員の状況を注視していく。なお、公認会計士については、質の充実を図りながら公認会計士数を増加させることについて検討が進められていると承知している。

3 参考資料

- <参考1> 「業務独占資格一覧」(別紙のとおり)
- <参考2> 「見直しの基準・視点」(別紙のとおり)
- <参考3> 「事務系10資格の登録・入会制度の概要」(別紙のとおり)
- <参考4> 「事務系10資格の報酬規定の会則記載事項の有無等」(別紙のとおり)

< 参考 1 >

業 務 独 占 資 格 制 度 一 覧

省庁名	資 格 名	根 拠 法 令 名
環境庁 (2)	・ 狩猟免許 (大 8) ・ 臭気判定士 (平 8)	・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法律 ・ 悪臭防止法
国土庁 (1)	・ 不動産鑑定士 (昭 39)	・ 不動産の鑑定評価に関する法律
金融庁 (1)	・ 公認会計士 (昭 23) ・ 外国公認会計士	・ 公認会計士法 ・ 同上
法務省 (5)	・ 弁護士 (昭 24) ・ 外国法事務弁護士 (昭 61) ・ 司法書士 (大 8) ・ 土地家屋調査士 (昭 25) ・ 公証人 (明 41)	・ 司法試験法、弁護士法 ・ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 ・ 司法書士法 ・ 土地家屋調査士法 ・ 公証人法
大蔵省 (1)	・ 税理士 (昭 26)	・ 税理士法
文部省 (1)	・ 教育職員 (昭 24)	・ 教育職員免許法
厚生省 (2 5)	・ 医師 (昭 23) ・ 歯科医師 (昭 23) ・ 診療放射線技師 (昭 43) ・ 臨床検査技師 (昭 46) ・ 理学療法士 (昭 40) ・ 作業療法士 (昭 40) ・ 視能訓練士 (昭 46) ・ 臨床工学技士 (昭 63) ・ 義肢装具士 (昭 63) ・ 救急救命士 (平 3) ・ あん摩マッサージ指圧師 (昭 23) ・ はり師 (昭 23) ・ きゅう師 (昭 23) ・ 柔道整復師 (昭 23) ・ 助産婦 (昭 26) ・ 看護婦 (昭 26) ・ 准看護婦 (昭 26) ・ 歯科衛生士 (昭 23) ・ 歯科技工士 (昭 30) ・ 社会保険労務士 (昭 43) ・ 受胎調節実地指導員 (昭 27) ・ 薬剤師 (昭 36) ・ 理容師 (昭 23) ・ 美容師 (昭 23) ・ 言語聴覚士 (平 10)	・ 医師法 ・ 歯科医師法 ・ 診療放射線技師法 ・ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 ・ 理学療法士及び作業療法士法 ・ 同上 ・ 視能訓練士法 ・ 臨床工学技士法 ・ 義肢装具士 ・ 救急救命士法 } ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・ 柔道整復師法 ・ 保健婦助産婦看護婦法 ・ 同上 ・ 同上 ・ 歯科衛生士法 ・ 歯科技工士法 ・ 社会保険労務士法 ・ 母体保護法 ・ 薬剤師法 ・ 理容師法 ・ 美容師法 ・ 言語聴覚士法
農 林 水 産 省 (8)	・ 土地改良換地士 (昭 47) ・ 家畜商 (昭 24) ・ 家畜人工受精師 (昭 25) ・ 獣医師 (昭 24) ・ 調教師 (中央競馬) (昭 29) ・ 騎手 (中央競馬) (昭 29) ・ 調教師 (地方競馬) (昭 37) ・ 騎手 (地方競馬) (昭 37)	・ 土地改良法施行令 ・ 家畜商法 ・ 家畜改良増殖法 ・ 獣医師法 ・ 競馬法 ・ 同上 ・ 同上 ・ 同上
通 商 産 業 省 (8)	・ 航空工場検査員 (昭 27) ・ 弁理士 (明 32) ・ 液化石油ガス設備士 (昭 54) ・ 電気工事士 (昭 63) ・ 競輪審判員 (昭 27) ・ 競輪選手 (昭 23)	・ 航空機製造事業法 ・ 弁理士法 ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ・ 電気工事士法 ・ 自転車競技法 ・ 同上

	<ul style="list-style-type: none"> ・小型自動車競争審判員(昭32) ・小型自動車競争選手(昭25) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型自動車競争法 ・同上
運輸省 (23)	<ul style="list-style-type: none"> ・海事代理士(昭25) ・検数人(昭34) ・鑑定人(昭34) ・検量人(昭34) ・海技士(航海)(昭58) ・海技士(機関)(昭58) ・海技士(通信)(昭58) ・海技士(電子通信)(平4) ・小型船舶操縦士(昭49) ・水先人(昭24) ・海事補佐人(昭22) ・耐空検査員(昭29) ・操縦士(昭27) ・航空士(昭27) ・航空機関士(昭27) ・航空通信士(昭27) ・航空整備士(昭27) ・航空工場整備士(昭27) ・操縦教員(昭27) ・運航管理者(航空)(昭27) ・動力車操縦者(昭31) ・ ・通訳案内業者(昭24) ・地域伝統芸能等通訳案内業(平4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海事代理士法 ・港湾運送事業法 ・同上 ・同上 ・船舶職員法 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・水先法 ・海難審判法 ・航空法 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・動力車操縦者運転免許に関する省令(鉄道営業法、軌道法) ・通訳案内業法 ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律
労働省 (18)	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練指導員(昭33) ・社会保険労務士(昭43) ・ボイラー技士(昭34) ・ボイラー溶接士(昭34) ・ボイラー整備士(昭34) ・ボイラー取扱技能講習修了者(昭46) ・ガス溶接技能講習修了者(昭46) ・発破技士(昭46) ・揚貨装置運転士(昭37) ・フォークリフト運転技能講習修了者(昭43) ・ショベルローダー等運転技能講習修了者(昭53) ・車両系建設機械運転技能講習修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(昭47)(基礎工事用)(昭53)(解体用)(平2) ・クレーン運転士(昭37) ・移動式クレーン運転士(昭47) ・デリック運転士(昭37) ・玉掛技能講習修了者(昭34) ・潜水士(昭36) ・作業環境測定士(昭50) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法 ・社会保険労務士法 ・ボイラー及び压力容器安全規則(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令) ・労働安全衛生規則(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・クレーン等安全規則(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・同上(同上) ・高気圧作業安全衛生規則(同上) ・作業環境測定法
建設省 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・測量士(昭24) ・建築士(昭25) ・特殊建築物調査資格者(昭46) ・昇降機検査資格者(昭46) ・建築設備検査資格者(昭46) 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量法 ・建築士法 ・告示(建築基準法) ・同上(同上) ・同上(同上)
自治省 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士(昭26) ・消防設備士(昭40) ・消防設備点検資格者(昭50) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士法 ・消防法 ・告示(消防法)

(注) 1 平成12年7月1日現在である。

2 「資格名」欄の()書きは、資格創設年度である。

3 社会保険労務士は、厚生省と労働省の共管である。

4 根拠法令名は、直接の根拠法令名を記載し、おおむねの根拠法令名を()書きで記載した。

5 公証人については、法務省は、広義の公務員であり、弁護士等の資格制度とは性質を異にするものであるとしている。

6 規制緩和委員会事務室の整理による。

< 参考 2 >

規制緩和推進 3 か年計画（再改定）「横断資格制度」関係抜粋）

2 横断的検討、見直しの推進等

(3) 資格制度の見直し

公的資格制度については、各省庁において、別紙 1 の指針に基づき、業務独占資格を中心に、国民生活の利便性向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、その結果に基づき計画期間内に所要の措置を講ずる。

なお、関係省庁は、計画の再改定後速やかに業務独占資格等の見直しの基準・視点に基づく検討状況を公表する。

別紙 1

業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し

1 見直しの実施

公的資格制度は、国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化、資格者の資質やモラルの向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し国民に安心できるサービスを提供することを目的として設けられてきたが、他方では、個人の特定の市場への参入規制の側面を有しており、業務の独占、合格者数の制限、受験資格要件などの規制が維持され、新規の参入が抑制されたり、資格者以外の者が市場から排除されることにより、当該業務サービスに係る競争が排除されることになるのであれば、その弊害は大きい。

このため、各省庁は、規制緩和委員会の規制緩和についての第 1 次見解（平成 10 年（1998 年）12 月 15 日）の指摘を踏まえ、特に、法令によりその資格を持った者でなければ一定の業務活動に従事できないとされている制度（以下「業務独占資格等」という。）について、規制緩和推進 3 か年計画の期間中に、下記の 2 で列挙する点を含めて見直し・検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとする。

なお、その際、行政改革推進本部規制改革委員会が規制緩和推進 3 か年計画に係る事項の推進状況の監視等の役割を担っていることに留意し、要すれば、各省庁は、同委員会の活動に最大限協力しつつ、見直しを行う。

2 見直しの基準・視点

（略。本文の「2 論点整理」を参照。）

<参考3> 事務系10資格の登録・入会制度の概要

区分	不動産鑑定士	弁護士	司法書士	土地家屋調査士	公証人	公認会計士	税理士	社会保険労務士	弁理士	行政書士
登録者数	不動産鑑定士 5,981人 不動産鑑定士補 1,998人	17,707人	17,034人	18,699人	543人	公認会計士 12,682人 会計士補 4,080人	64,456人	25,066人	4,309人	35,163人
所管省庁	国土庁	なし	法務省	法務省	法務省	金融庁	大蔵省	厚生省、労働省	通商産業省	自治省
登録先	国土庁	日本弁護士連合会	日本司法書士会連合会	日本土地家屋調査士会連合会	(法務局又は地方方法務局に所属)	日本公認会計士協会	日本税理士会連合会	全国社会保険労務士会連合会	日本弁理士会	日本行政書士会連合会
資格者団体の設立	任意(設立した場合は国土庁長官又は知事に届出)	強制	強制	強制	任意	強制	強制	強制	強制	強制
資格者団体の性格	民法第34条に基づく社団法人	弁護士法に基づく特別の法人	司法書士法に基づく特別の法人	土地家屋調査士法に基づく特別の法人	権利能力なき社団	公認会計士法に基づく特別の法人(認可法人等)	税理士法に基づく特別の法人(認可法人等)	社会保険労務士法に基づく特別の法人(認可法人等)	弁理士法に基づく特別の法人	行政書士法に基づく特別の法人
設立目的	品位保持、資質向上、業務の改善進歩)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡、監督)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡)登録)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡)登録	業務の改善・統一、品位の保持を図るための指導、連絡)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡、監督)登録)税理士の義務の遵守、業務の改善進歩に資するための指導、連絡、監督)登録)品位保持、資質向上と業務の改善進歩を図るための指導、連絡)登録)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡、監督)登録)品位保持、業務の改善進歩を図るための指導、連絡)登録
建議・答申等	規定なし	規定なし	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	建議、諮問に答申	意見具申	建議、諮問に答申	規定なし
資格者団体への入会	任意	強制	強制	強制	会が設立された場合は強制(実際に会が設立)	強制(会計士補は任意)	強制	強制	強制	強制

- (注) 1 登録者数(公証人は任命者数)は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は平成12年1月1日現在、公認会計士、会計士補、税理士、社会保険労務士及び弁理士は平成12年3月末現在、司法書士、土地家屋調査士、公証人及び行政書士は平成12年4月1日現在、弁護士は平成12年4月3日現在である。
- 2 規制改革委員会が各団体の全国団体について法令の規定状況を調査したものである。
- 3 弁理士については、弁理士法の全部改正後の規定である。

<参考4> 事務系10資格の報酬規定の会則記載事項の有無等

区分	不動産鑑定士	弁護士	司法書士	土地家屋調査士	公証人	公認会計士	税理士	社会保険労務士	弁理士	行政書士
報酬規定の会則記載事項の有無	無	有	有	有	無（報酬は、公証人手数料令に規定）	有	有（会則には報酬の最高限度額を記載することとされている。）	有	無（平成13年1月6日施行）	無

（注）規制改革委員会が法令の規定状況を調査したものである（ただし、弁護士については、報酬等基準規程の規定状況である。）

2 必置資格等

1 規制の現状と進捗状況

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、必置資格とは、公的資格制度のうち、業務独占資格に該当する資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等を選任することが義務付けられているものをいう。また、例えば、それ自体が独立した資格と位置付けられないもの等であっても、同様に事業場等に一定の者を管理監督者等として配置することが義務付けられている必置規制もある。(以下、必置資格及び必置規制を指して「必置資格等」という。なお、必置資格の一覧は<参考1>を参照。)
政府の対応（規制緩和推進3か年計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁は、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について、15項目の見直しの基準・視点に基づき早急に見直しを行い、その結果に基づき遅くとも平成13年度（2001年度）中に所要の措置を講ずる。 ・関係省庁における見直し作業と並行して、規制改革委員会においても見直し作業を進めていくこととされていることに留意し、関係省庁は、同委員会の活動に最大限協力する。
進捗状況、検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁においては、規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づき、必置資格等について順次見直しを行っている。 ・規制改革委員会においては、事業者に対して実施したアンケート調査、これまでの個別規制緩和要望等から、制度概要又は細部の規制の合理性等について確認する必要があると思われる必置資格等について調査・検討を行うとともに、並行して関係省庁、有識者等からヒアリングを行っているところ。 ・その結果、これまでに、下記のとおり、15項目の見直しの基準・視点について具体的な論点を整理するとともに、15項目の見直しの基準・視点以外にも新たに検討を要する共通的事項を把握した。

2 論点整理

(注)・ は当委員会の規制改革の意見・考え方であり、 は に対する所管省庁等の説明や意見・考え方を示す。
 ・(環境関連)は、環境問題関連の論点を含むことを示す。

【必置資格等の見直しにあたっての基本的考え方】

必置資格等は、ある規制・基準やその目的を事業者等が遵守・達成することを担保するため、事業者等の人材配置等について規制するものであるが、本来、これらの規制・基準等は、事業者等がそのためのシステムを確立することにより達成すべきものである。いかなる組織においても求められる人材は個別的かつ総合的なものであり、試験合格や学歴・実務経験など国が定めた基準を満たす者が、必ずしもその組織において当該規制・基準等を遵守・達成するために最適の人材であるという保証はない。経済社会状況や技術進歩等の環境変化に柔軟に対応するためにも、遵守すべき規制・基準やその目的が明らかな場合は、事業者等が自己責任・自己判断により人材配置等を行うこととすべきである。少なくとも、例えば総合衛生管理製造過程（HACCP）、ISOなど属事的・システムの制度により組織の機能を確保する方策を、必置資

格等に換えて事業者等が選択し得るよう、法制面の手当てを行うべきではないか。

以下に提示する論点に加えて、ここで具体的に言及しなかった必置資格等も含め、今後更に精査していく。

15項目の見直しの基準・視点に基づく検討

【廃止を含め在り方検討】(見直しの基準・視点)

形骸化・形式化しているなど制度を存続させることについて合理性に疑問があるものは廃止を含めその在り方を抜本的に見直す。

[基本的な考え方]

必置資格等の多くは、事業者等が守るべき基準・規則が別に存在するにもかかわらず、さらに、それらの基準・規則を事業者等が遵守することを担保するため、一定の知識や経験を有する者の選任・配置を義務付けているものである。しかしながら、守るべき基準・規則やあるいはその政策目標が明確であれば、事業者等は、自己の判断と責任で、必要な能力を持つ者の配置や組織の編成を含め、これを実行するのが当然の姿である。

関係省庁の多くは、固有の業界実態等から、一部の遵法精神に欠ける事業者の存在を指摘しつつ、とにかく一定の知識・経験を有する者の配置を義務付けることが、安全衛生の確保やトラブル防止等のために不可欠であると主張する。しかしながら、このような議論で引き合いに出されるような事業者においては、仮に資格者の選任を義務付けたとしても、その者は事業者内部の意思決定に影響を及ぼすことができず、結局、形式的に選任されているだけ、という事態に陥る危険性が高い。

したがって、国が事業者等に必置規制等を課すことは、事業者等に遵法精神や実行する決意があるにもかかわらず、能力的・技術的な問題等からこれを遂行し得ないと判断される場合であって、しかも当該資格者等を置くことの費用対効果が明らかな場合に限定されるべきである。なお、事業者等における責任の所在を明らかにすることが、資格者の配置を義務付ける目的及び理由の一つとして説明される場合があるが、事業者等における責任の所在は、現場においては現場組織の長、事業においてはその経営トップにあることは論を待たず、仮に特定の政策目的のために責任者の所在を明確にする必要がある場合は、単に責任者を選任して届け出れば足りることから、このことと一定の要件を満たす資格者の配置を義務付ける必要性とは、およそ別個のものである。

[個別論点](例示)

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事に関する技術上の管理等の職務をさせるため、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状を受けている者のうちから給水装置工事主任技術者を選任しなければならないが、欧米主要国では給水装置工事に限定した資格制度を設けている国はないこと、管工事施工管理技術者という管工事に関する類似資格が存在すること等を踏まえ、廃止を含めた在り方の抜本的検討を行うべきではないか。

現在の給水装置工事に関する制度は、関係業界からの規制緩和の要望を踏まえた行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見」(平成7年1

2月)を受けて、これを尊重する形で、平成8年に水道法を改正し、制度化したものである。

その際、給水装置工事主任技術者の資格については、行政改革委員会の「指定工事店制度については、給水装置に関する工事を施行するための一定の技術レベルを、全国レベルの新たな資格制度により確保」すべきとの意見に従い、全国一律の透明性の高い資格として制度化した経緯がある。

当制度については、平成10年度から完全施行され、2年余を経過したところであるが、平成11年度の受験者数は、33,471人にも及び、環境、水質問題、とりわけ飲料水の水質に対する国民の関心が高まる中、安全な水を供給するという消費者利益を向上させる給水装置における水のスペシャリストとして社会的にも関心を集めている。

給水装置工事主任技術者の国家資格に関しては、関係する業界団体から当時強く要望され制度化したものであり、施行後も関係者から、資格見直しといった制度上の問題は指摘されておらず、現時点で抜本的な検討を行うことは考えていないが、業界団体は、給水装置工事主任技術者について建設業法上の位置付けを与えることを希望していることから、この点については、関係者との調整を行っていく予定である。

理容師である従業者の数が常時2名以上である理容所の開設者は、当該理容所(理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに**管理理容師**を置かなければならない。管理理容師は、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生大臣が定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

理容師は独立開業が可能な国家資格(業務独占資格)であり、理容師資格を有する者は、理容所の衛生管理に必要な知識を当然に有している。理容師が1名の理容所には管理理容師の選任は必要とされていないが、理容師が2名以上の理容所においても、その衛生管理業務は本質的に変わるものではなく、管理理容師が常時管理していなければ、その衛生管理を適切に行うことができないものとは考えられない。

また、理容所の衛生に関しては、問題が発生しないようにする担保として、理容所の構造及び設備概要を含む開設時の届出や理容所使用前の都道府県知事の検査(事前チェック)、保健所が随時立入検査できる仕組み(事後チェック)等がある。

これらを踏まえ、管理理容師については、廃止を含めその在り方を抜本的に見直すべきではないか。(管理理容師と同様の制度である**管理美容師**についても同様)

理容師の資格を有する者は、理容師として必要な衛生上の知識は有しているが、複数の理容師がいる場合の衛生管理上の知識まで当然有しているとはいえないため、これらの理容所において、衛生管理、経営管理等の知識及び経験を身に付けた者を配置して、他の理容師に対する指導・監督や衛生上必要な設備、器具の整備等、衛生水準の維持・向上のため必要な措置を組織的に講じさせるため、設けているものである。

薬事法第39条の規定に基づく医療用具の販売業又は賃貸業の届出を行った者は、保健衛生上支障を生ずることのないよう医療用具を適正に販売(管理)させるため、営業所ごとに**医療用具販売(賃貸)管理者**を置かなければならない。医療用具販売(賃貸)管理者は、医療用具の販売又は賃貸に関する業務に3年以上従事した後に厚生大臣の指定する講習を修了した者、又は厚生大臣が前に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたと者でなければならない。

しかし、医療用具の流通・販売において適正な管理を行うことは販売業者として当然のことであり、その業務は、医療用具販売(賃貸)管理

者の資格を有する者でなければ能力的・技術的に実施し得ないものとは考えられない。

また、医療用具の販売業者については、事前チェックとして営業所の構造設備の概要等を含む届出の義務、事後チェックとして厚生大臣・都道府県知事による立入検査の制度等が存在している。さらに、不適正な販売管理があって事故が発生した場合は、販売業者も不法行為責任に問われ得ることとなっている。

これらを踏まえ、医療用具販売（賃貸）管理者については、廃止を含めその在り方を抜本的に見直すべきではないか。

医療用具販売（賃貸）管理者については、国民の生命・健康に影響を及ぼすおそれの高い医療用具の販売（賃貸）業者においてのみ、その設置が義務付けられているものであるが、これらの医療用具販売業者等は、

- ・医療用具の品質を確保すること
- ・医療用具の品質等に関する苦情処理及び回収処理を適切に行うこと
- ・医療提供施設の建物又は設備に据え付ける医療用具の設置に係る管理を行うこと

等が義務付けられており、国民の生命・健康を守るためには、これらの業務が確実に履行されることが必要であることから、必要な知識・経験を有する販売（賃貸）管理者を設置することを義務付けているものであり、「適正な管理を行うことは販売業者として当然のことである」として、販売（賃貸）管理者を不要とすることは不適當である。

医療用具販売業者等の届出については、医療用具に不具合が生じた場合に厚生大臣又は都道府県知事が必要な措置を迅速に講ずることのできるよう、販売品目の確認等を行っているものであるが、上記業務が履行できるか否かを確認することは困難であり、また、厚生大臣・都道府県知事による立入検査については、業態数が多いこと等から、薬事法違反に該当する事例、情報があった場合等に行っているものである。したがって、このような届出や立入検査が行われていることをもって、販売（賃貸）管理者を不要とすることは不適當である。

販売業者等には当然、不法行為責任は課されるが、このような民事上の事後的な救済制度をもって、販売（賃貸）管理者の設置の必要性を論ずることは、国民の生命・健康を守るという観点から不適當である。

特定事業者は、エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから**エネルギー管理者**を選任しなければならないこととされている。この制度については、臨調第5次答申（昭和58年3月）において「エネルギーの効率的使用は我が国の脆弱なエネルギー構造にかんがみ着実に推進されるべき重要な国民経済的課題であるが、これは各企業にとっての重大な関心事項でもあるので、将来、制度及びその趣旨が定着したと認められるようになった段階で、現在の必置規制の在り方を含め制度の見直しを行う」とされ、規制緩和推進要綱（昭和63年12月閣議決定）において「臨調第5次答申を踏まえ、制度の在り方を検討する」とされている。

経団連が取りまとめた「環境自主行動計画」を見ると、非製造業を含め38業種、137団体が自主的に参加しており、その多くが省エネルギーについて具体的な数値目標を設定するなど、今や環境問題・省エネルギーは企業にとっての最重要の経営課題となっていることが分かる。このように既に制度の趣旨は定着していると考えられるところであり、必置規制の廃止を含め制度の見直しを行うべきではないか。

臨調第5次答申、規制緩和推進要綱において制度の在り方について検討を行う旨の指摘がなされていることは承知しているが、エネルギー使用合理化の重要性は、エネルギー安全保障、環境保全を図る観点から、これらの答申、要綱以降ますます高まっている。特に1997年12月の

COP3において、我が国がコミットした温室効果ガスの1990年比6%削減目標を達成するためには、二酸化炭素排出量の約9割を占めるエネルギー使用の合理化、なかんずく我が国のエネルギー消費の半分を占める産業部門のより一層のエネルギー使用合理化が不可欠である。

他方、産業部門のエネルギー使用合理化の実効性を上げるためには、公害規制のような一律の数値基準を設けるのではなく、それぞれの工場、事業場の実状に適したエネルギー管理を個別に実施することが不可欠である。エネルギー管理は、エネルギーを使用する多種多様な設備、工程、エネルギー変換、輸送、貯蔵等、すべての設備・工程を対象に実施されるものであり、特定設備を管理対象とする場合に比して管理範囲が多種多様にわたる。また生産管理の一部として常時実施される性格のものであり、エネルギー使用設備・工程の診断、計測・記録結果の分析等を通じて恒常的にエネルギー使用効率化を図るものである。このため、個々の設備、工程、設備間、工程間について管理標準の設定、設備・工程の保守・管理、設備改善、設備実施・導入等、段階ごとにきめ細かい管理が必要になる。こうしたエネルギー管理には熱・電気いずれの分野においても技術面で高度な専門的知識を有する者が中心となって行わなければ、その実効は期しがたい。このため、エネルギーの大口使用者であり、社会的責任も大きい第一種指定工場については、エネルギー管理の中核的な役割を担うエネルギー管理者の設置を義務付け、省エネの推進を行おうとするものである。地球環境問題への対応等、産業部門におけるエネルギー使用合理化の重要性が増大する中で、エネルギー管理者を中心としたエネルギー管理体制の強化の重要性もますます高まっていると考えるべきである。

確かに経団連の自主行動計画において産業界が自主的な目標値を設定していることは事実だが、京都合意達成のために必要とされる省エネ量は産業界が日常的なコスト削減の一環として行う省エネ量を上回ることは明らかであり、そのためにはすべての設備・工程についてエネルギー使用合理化の観点からチェックを行うエネルギー管理者を中核とした体制整備が不可欠である。またエネルギー管理士資格については、本試験受験等による職員の資質向上、ひいては工場内部の省エネ意識の向上にもつながるとして工場においてもポジティブな評価を受けているところである。

仮に省エネ法上、工場におけるエネルギー管理の中核をなすエネルギー管理者制度を廃止した場合、省エネ法の大幅な後退につながり、環境団体その他から厳しい批判を受けることは明白である。また、エネルギー管理者を中心に工場の実状に応じたエネルギー管理を行うという現在のスキームが廃止されるならば、むしろ業種ごとに画一的な数値管理基準を設け、エネルギー使用量、使用効率を管理すべきとの議論が浮上する可能性大であり、かえって産業界の実状に応じたフレキシブルなエネルギー管理が困難になる可能性が大きい。

以上の点から、エネルギー管理者制度の廃止を検討することは、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢にかんがみ、不適切であると考えらる。

特定事業者は、特定工場において、使用燃料又は原材料検査、ばい煙の量の測定の実施等の業務を管理する者（公害防止管理者）を選任しなければならないこととされている。また、特定工場がばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場であって一定規模以上の場合には、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（公害防止主任管理者）を選任しなければならないこととされている。しかし、この制度は公害が激甚であった頃に創設されたものであり、現在は各企業の環境配慮等が進んでいることから、そもそもの必要性につき改めて検討すべきである。少なくとも、企業自身の公害防止組織体制が整備されている場合には、必置義務を免除するべきではないか。

国及び地方自治体は、国民の健康的な生活環境を確保する責務があり、公害訴訟が今だ継続する中、担保措置である必置制度から企業の自主的

取組に移行することは、国民の理解が得られにくく、現段階において早急に過ぎる。又、企業内ゼロエミッションやISO14000シリーズ認証取得等に代表される企業の自主的な環境対策の取組には、相当の公害防止効果が期待できるものの反面、相当のコスト負担及び人員を特定事業者すべてに求めることとなるため、各企業において最低限の取組である必置義務以上の負担を強いることが懸念される。併せて、今後、企業がこうした自主的な取組を進めていく上で、公害防止等管理者は環境対策に関する専門技術を有する中核的人材となりうる存在であり、現段階においてはその必要性はあるものとする。

【代替手法の導入】(見直しの基準・視点)

代替手法の導入によってより効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合は、代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和する。

[基本的な考え方]

必置資格等は、言わば、事業者等の人事・組織にとっての“仕様規定”である。事業者等にとっての性能規定、つまり遵守すべき本来の規制・規則は別個に存在することが多く、そのような場合には重ねて必置資格等の義務付けは不要と考えられるが、仮に残す場合においては、複数の“仕様”を設けることにより、事業者等の選択肢を広げることが肝要である。例えば、法制上、目的とする機能がシステムとして発揮されれば第三者機関の評価により認定を受けることとし、認定が得られない場合は必置資格とするなど、企業に選択させる制度とすべきである。

[個別論点](例示)

製造又は加工の課程において特に衛生上の考慮を必要とするものとして政令で定める食品又は添加物の製造業者及び加工業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の**食品衛生管理者**を置かなければならない。この際、総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認に係る施設については資格者の必置を免除する制度が存在するが、HACCPの対象となる食品と食品衛生管理者の対象となる食品・添加物とは必ずしも一致していない。

食品の製造・加工の衛生的管理を達成しつつ、事業者の選択の幅を広げるため、HACCPの対象範囲を食品衛生管理者の対象食品全般に拡大すべきではないか。

また、ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設については、組織としての品質管理体制が整っていると考えられることと、規制の国際的整合化の観点等を踏まえ、食品衛生管理者の必置が免除されるよう法制面の手当てを行うべきではないか。総合衛生管理製造課程(HACCP)については、各工程に衛生管理を行う責任者が置かれることとなるため、食品衛生管理者の必置を免除することが可能となるものである。本制度は、各製造工程における危害を分析して自主管理を進めるものであるため、その適用範囲は、厚生省が、製造基準を定めているものに限定されている。これは、食品衛生管理者の必置対象食品も同様であって、製造基準のない食品にまで拡大することはできない。

なお、製造基準弾力化により、本制度のもとで製造可能な製品の拡大を図っているところである。

食品の安全性を確保するためには、例えば、その衛生管理方法に関する実証データ(微生物に関するもの等)を科学的に検証すること等が必須となるが、これは食品衛生管理者が行うこととなっている。一方、ISOの審査登録を受けているとしても、このような科学的評価ができてい

るとは限らず、したがって安全性を担保することはできない。このように、ISOによる品質保証の審査登録を受けていることと食品の安全性が確保されていることは異なるものであり、食品衛生管理者の必置を免除することはできない。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者をも含め、より広い環境の視点から、属人的から属事的・システムの制度を取り入れることも含めて代替手法の導入を考えるべきではないか。具体的には、ISO14000シリーズによる環境システムによる審査登録を受けている事業所については、**廃棄物処理施設技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者**の必置義務が免除されるよう、法制面の手当てを行うべきではないか。廃棄物処理施設技術管理者は一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当するための責任者として設置者が、また、特別管理産業廃棄物管理責任者は事業場ごとに特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるための責任者として事業者が、それぞれ設置することとなっている。

こうした設置者を置くことは、各々の技術的能力により適正処理を行わしめることのみならず、事故や違反が発生した場合の責任の所在を明確にするために必要不可欠である。

そして、ISO14000（以下「ISO」という。）とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境に係る改善行動を継続的に実施するシステムを構築するために要求される規格である。

具体的には、企業が自ら独自の環境管理に関する方針を立て、これを実施及び運用し、その結果を点検及び是正するというシステムを構築し、このシステムを構築していることを他者に対して自己適合宣言するため、又は第三者機関の認証取得のために用いられる。

しかし、ISO自体は、当該会社が特定の法の基準を遵守していることを必要としているものではなく、一定の環境マネジメントが構築されていることを必要としているのであって、ISOによる環境システムによる審査登録を受けている場合であっても、法の遵守と責任の明確化を図ることを目的とした廃棄物処理施設技術管理者又は特別管理産業廃棄物管理責任者等を設置していることにはならない。

ISO14000シリーズ認証取得等に代表される企業の自主的な環境対策の取組には、相当の公害防止効果が期待できるものの、反面では、国及び地方自治体には国民の健康的な生活環境を確保する責務があり、公害訴訟が今だ継続する中、担保措置である必置制度から企業の自主的取組に移行することは、国民の理解が得られにくく、現段階において早急に過ぎると考える。

公害防止主任管理者の資格を得るためには、試験合格によるほか、大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有する者は公害防止主任管理者の有資格者になれるという制度がある。したがって、大気と水質につきそれぞれの資格を有する者を共に任命している場合には主任管理者の必置は免除できるのではないか。

公害防止主任管理者は、密接な関係にあるばい煙と汚水の両発生施設の公害防止管理者を包括的に指揮する立場にあり、関連性を持った公害防止対策が行えるよう必置を義務付けているが、今後、特定工場において、双方の施設の公害防止管理者が連携しつつ効果的な公害防止対策が実現できる組織体制が一般化するようであれば検討を行いたい。

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、省令で定めるところにより、主

主任技術者免状を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならないこととなっている。このうちボイラー・タービン主任技術者免状は一定の実務経験を持つ者が申請することにより交付されることとなっている。したがって、設置者に対しては当該実務経験を満たす者を選任することを義務付ければ足り、あえて免状交付を行う必要はないのではないか。

電気事業法の規制対象となる事業用電気工作物は、事故の際公衆等に与える被害・影響が甚大なため、設置者に保安規程及び主任技術者の届出を義務付けて保安体制を確保している。こうした中、本年7月に施行された改正電気事業法では、この現行主任技術者制度を前提とした上で、従来国が行っていた使用前検査、定期検査等を設置者自らが行う自主検査としたところであり、自主的な保安確保のためにますます重要なボイラー・タービン主任技術者を含む主任技術者制度を新制度が始まったばかりの現時点で大幅に見直すことは不適當である。また、免状については、個人資格であり、事業者の側の個人の技能を証明する労力を省く等、今後予想される人材の流動化時代に対応できる合理的なシステムと考えており、免状を取得していなくても免状取得に相当する技能を持つ者に対しては、通産大臣の許可を受けることにより主任技術者に選任できる制度を設けているところである。

ボイラー・タービン主任技術者免状は試験によるのではなく、一定の実務経験を持つ者が申請すれば交付される。しかし、試験と異なり一定の実務経験を求めるだけでは、能力を真に持っているか否かは不明である。したがって、実務経験に関係なく、事業者の判断で能力のある者を主任技術者として指名し、届け出ることでは足りないのではないか。

火力発電所のボイラーは一般に使用されている労安法ボイラーより、規模（蒸発量）、危険性（温度、圧力）とも、圧倒的に大きく、十分な知識及び経験年数がないと、必要な保安責任の能力が満たされない。運転開始後の保安のポイントは、経年劣化状態を如何に的確に調査及び評価し、補修計画を立案し、実施することにある。このような知識は、試験で確認できる基礎知識では不十分で、数年の周期で行われるボイラー等の開放点検において習得することが必要である。よって、ボイラー等の運転・補修の能力を真に持つ者として実務経験は不可欠である。

法人が建設業の許可を得ようとする場合は、その常勤役員の一人在当該許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であるか、又はそれと同等程度の能力を有すると建設大臣が認定した者でなければならない。しかし、当該法人がISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている事業所については、組織としての品質管理体制が整っていると考えられること、規制の国際的整合化の観点等を踏まえ、かかる必置が免除されるよう法制面の手当てを行うべきではないか。

建設業の許可に関し、常勤役員の一人在経營業務の管理責任者としての経験を求めているのは、建設業が一品ごとの受注生産であり、工事ごとにその工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者の配置、下請負人の選定等が必要となるなど、他の産業の経営とは著しく異なる建設業の経営が適正に行われることを確保するためである。

ISO9000シリーズは、企業の品質管理に係る組織体制や生産工程、生産手順等が一定水準以上であることを確認する国際規格であり、企業の経営能力を保証するものではない。このため、ある事業所がISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けていることのみをもって、許可を受けようとする法人に対する上記の要請を満たしたものとすることはできない。

【必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し】(見直しの基準・視点)

資格者を置くべきとされる事業場等の単位(必置単位)及び置くべきとされる人数(必置人数)並びに資格者の業務範囲について、技術の進歩等の状況変化を踏まえ、数値基準や定義が長期間改定されていないもの等の見直しを行う。

[基本的な考え方]

制度創設から一定期間経過した必置資格等については、制度自体の必要性・実効性だけでなく、必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の合理性等についてもデータに基づく定量的な検証を含めた不断の見直しを行うとともに、見直しの結果を必置義務を課されている事業者等はもとより国民に対して明らかにする必要がある。

[個別論点](例示)

エネルギー管理者は、原油換算燃料等使用量、電気の使用量の区分に応じ、エネルギー管理指定工場ごとにそれぞれ1人～4人選任しなければならないこととされているが、当該工場全体のエネルギー管理を職員を指揮命令監督しつつ的確にできる者が一人いれば足りるとも考えられることから、エネルギー使用量に応じた必置は免除できるのではないかと考えられる。

管理すべき設備の数が相対的に多くなればなるほど、1人のエネルギー管理者に当該工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項をすべて管理させることは実効が期しがたいと考えられるところから、設備の数とおおむね比例関係にある燃料等の使用量に応じてエネルギー管理者を単数又は複数選任する必要がある。

なお、1人が管理するに適切な設備規模については、産業技術等の進展等による状況の変化も考えられることから、今後実態を調査し検討を行う予定である。

乾燥設備の安全性や技術革新により、**乾燥設備作業主任者**の選任は不要であるとの指摘があることから、乾燥設備の安全性、技術革新の進展状況及び作業の実態を調査し、その結果を踏まえて、乾燥設備の種類等に応じて作業主任者の選任の在り方を見直すべきではないか。同様に、他の作業主任者についても選任の在り方を見直すべきではないか。

乾燥設備は可燃性ガス等の危険物等を取り扱う設備であり、依然として爆発災害等が発生している危険性の高い設備である。乾燥設備について技術革新が行われていることも事実であるが、安全を確保するためには適切な取扱いが前提であり、技術革新に応じた知識も必要である。

大きなエネルギーを有し、取扱いを誤れば爆発等の危険のある乾燥設備については、設備の構造、取扱い等について十分な知識を持ち、これらを用いる作業の指揮や設備の点検整備を行うことができ、異常を認めたときは直ちに必要な措置をとることができる者として作業主任者の選任が必要である。

ボイラーの安全性・性能の向上及び監視・制御システムの進歩を踏まえて、**ボイラー技士**の選任の在り方を含め、ボイラーの運転・管理の在り方及び点検基準等の管理方法の在り方を見直すべきではないか。

技術の進歩を踏まえて、ボイラーの遠隔制御基準を見直すこととし、対象となるボイラーの範囲、点検基準等について検討を開始したところで

ある。

欧州主要海運国など大半の国では客船以外の貨物船に医師の配乗を義務付けている例はないが、我が国では、昭和39年の運輸省告示により、貨物船であっても、アフリカ西海岸にある港、ペルシャ湾に面する港、カラチ港のいずれかを起点・終点又は寄港地とする航路については、気候、風土、衛生条件等を考慮して医師の配乗が義務付けられている。ただし、これらの告示航路については、昭和58年3月31日付けの通達により、通常の衛生管理者に加えて衛生管理者再講習受講者が配乗することによって、医師の配乗が不要となる措置が講じられている。

しかしながら、近年、上記の告示航路においても、寄港地の医療設備が向上し、また航路付近の契約病院が増加したほか、艇と陸上との連絡体制についても衛星通信設備の発達などによって充実し、無線医療通信が有効に機能するなど、船舶の医療体制は、昭和39年当時と比較して格段に向上していると言われている。当該告示航路における貨物船への医師配乗の義務付けについては、平成7年から8年にかけて官・労・使による調査委員会により検討が行われたが、その結果は、「現状においては当該指定航路地域と他の航路地域とで、衛生状態及び災害疾病の発生状況に関する検討資料等が必ずしも十分でなかったことから、本件についての結論を得るには至らなかった。この問題は、船員の健康に関する重要な事項であるため、極めて慎重な取扱いが要求されることから、実態の把握に務めたいと、改めて検討を行うことが適当である。」と報告された。（平成8年12月「船舶に乗り組む衛生管理者の資格要件等の見直しに関する調査委員会」報告書）

しかし、上記の報告書においても告示航路において特に疾病の発生率が高いとのデータは示されず、また、当委員会で入手したデータによっても、告示航路における近年の疾病の発生状況は他の航路と比べて特に高いとは言えない。前述のとおり諸外国ではこのような規制はなされていないことから、国の規制として当該告示航路を今後も継続することについては疑問がある。告示航路が他の航路と異なることについての根拠データを精査し明らかにした上で、真に必要な航路を指定し直すべきではないか。

告示航路における近年の疾病発生状況等根拠データを明らかにしたうえで、見直しの必要性について検討する予定である。

乗車定員11人以上の自動車の使用者、乗車定員10人以下の自動車を5両以上使用する自動車運送事業者、乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車を5両以上使用する者、その他の自動車を10両以上使用する者は、事故が起きた場合に影響が大きい事業者等として、専門的知識を有した整備管理者の選任が義務付けられている。本制度に関しては、平成12年3月に資格者の外部委託が認められるなどの見直しが行われているが、当該資格者を置かなければならない事業者等の範囲（＝必置単位）については、整備不良による事故の多発や排出ガス等による大気汚染の問題が発生したことから昭和38年に範囲が拡大されて以来、変更されていない。

したがって、点検整備の実施状況、整備不良に起因する事故や環境問題の発生状況、自動車の使用形態の多様化等自動車を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、主要先進国における類似制度の内容も参考にしつつ、必置単位の見直しについて検討を行うべきではないか。

法定点検項目は、標準的な使用状況を前提とした最小限の点検項目であり、自動車の使用形態の多様化、耐久性の向上等により削減されてきているが、それに伴い、使用状況に応じて使用者の判断で行うべき法定点検項目以外の点検整備の必要性はむしろ増してきている。また、自動車の構造装置の多様化、高度化等により、それぞれの自動車について行うべき点検整備の内容、時期等は複雑化してきている。さらに、大都市部を中心に自動車排出ガスによる大気汚染が依然深刻な中で、適切に点検整備を行うことが一層求められている。

このため、整備管理者が行うべき点検整備などに係る管理の業務はますます重要となってきた。点検整備の実施状況や整備不良による事故発生状況等の調査結果によると、自動車の保守管理を担保する上で整備管理者制度は有効であることが示されている。整備管理者制度については、これまで度々見直しを行ってきており、最近の例では、平成12年3月に整備管理者の外部委託を認める改正を行ったところである。

労働安全衛生法上の作業主任者のうち、ガス溶接作業主任者等、一定の資格を有する者又は講習を受けた者でなければ行うことができない業務に係るものについては、資格者+作業主任者+安全管理者という三層構造の安全管理システムが採られており、事業者にとって過大な負担となっている面もあることから、長期間必置単位等が見直されていないものについては、設備・機械の性能向上や、安全性・信頼性の向上等を踏まえ、その配置の在り方を見直すべきではないか。

資格者としている技能講習修了者が行う作業は、可燃性のガス及び酸素を用いて行う金属の溶接等の作業である。一方、作業主任者としているガス溶接作業主任者はアセチレン発生器やガス集合溶接装置といった危険性の高い装置を用いて溶接等の作業を行う場合に、これらの装置の管理を主な職務とするものである。これら2つの資格者の職務は異なっており、また、アセチレン発生器やガス集合溶接装置を用いないでガス溶接等の作業を行う場合にはガス溶接作業主任者を選任する必要はないので、資格者の上位に作業主任者を置いているものではない。

また、安全管理者については労働災害の原因調査や再発防止に関する事項、安全教育に関する事項等、事業場における作業全般についての安全を確保するための管理業務を行う者であり、ガス溶接作業等の作業について直接指揮等を行う者でもない。したがって、この場合も作業主任者の上位に安全管理者を置いているものではない。

【余りにも細分化された資格の統合・拡大】(見直しの基準・視点)

必置単位や資格者の業務範囲等が余りにも細分化されているものは、これらの単位・範囲の統合、拡大等を積極的に図る。

この基準・視点については、今後更に精査していくこととする。

【兼務・統括の許容】(見直しの基準・視点)

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者が複数の必置単位を兼務又は統括し得る制度を積極的かつ横断的に導入する。また、既に兼務又は統括が可能となっている資格についても、その条件の一層の緩和を検討する。

[基本的な考え方]

各省庁に対し必置資格についての兼務・統括の許容に関する現行の制度・運用を横断的に確認した結果は、<参考2-2>に整理したとおりである。当委員会は、すべての必置資格等について、制度の目的とのバランスを損なわない範囲で資格者の兼務・統括を認めるべきであり、かつ、兼務・統括が認められる範囲についてはできる限り具体的な基準を示すべきであるとの考えに立って、今後更に精査していくこととする。

[個別論点] (例示)

延べ面積が 3000 m²以上の興行場、百貨店、事務所等の特定建築物の所有者等は、当該建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、**建築物環境衛生管理技術者免状**を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。この際、現状では、一人の資格者が複数の特定建築物の管理技術者になることは原則として認められていないが、業務に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にするとともに、兼務が認められる条件について、それぞれの特定建築物の種類ごとにでき得る限り明確な判断基準を示すべきではないか。建築物環境衛生管理技術者（以下「ビル管理技術者」という。）は、個々の建築物の特性に応じた適切な環境衛生管理を行う必要があることから、原則として複数の特定建築物での兼任は認めていない。

しかしながら、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 5 条第 2 項の規定を受けて、ビル管理技術者の確保が困難な場合には、例外的に兼任を認めることがあり得る、としている。

兼任が認められる事例については、有識者による検討会報告を踏まえ、平成 10 年 3 月 31 日付生活衛生局長通知「建築物環境衛生管理技術者の選任について」（生衛発 5 5 2 号）及び同日付生活衛生局企画課事務連絡「建築物環境衛生管理技術者の選任に関する事例について」により、可能な限り数値も用いながら具体化してきたところである。

兼任が認められる判断基準については、地域によりビル管理技術者数や交通事情などの相違があることから、さらに統一的な数値等で示すことは困難である。

薬事法第 39 条の規定に基づく医療用具の販売業又は賃貸業の届出を行った者は、営業所ごとに**医療用具販売管理者（賃貸管理者）**を置く必要がある。この際、現状では、複数の営業所を一人の資格者が兼務・統括することは認められていないが、職務の遂行に支障の無い範囲で、複数営業所の兼務・統括を認めるべきではないか。

医療用具販売（賃貸）管理者については、国民の生命・健康に影響を及ぼすおそれの高い医療用具の販売（賃貸）業者においてのみ、その設置が義務付けられているものであるが、これらの医療用具販売業者等は、

- ・ 医療用具の品質を確保すること
- ・ 医療用具の品質等に関する苦情処理及び回収処理を適切に行うこと
- ・ 医療提供施設の建物又は設備に据え付ける医療用具の設置に係る管理を行うこと

等が義務付けられており、国民の生命・健康を守るためには、これらの業務が確実に履行されることが必要であることから、営業所ごとに販売（賃貸）管理者の設置を義務付けているものであり、複数営業所の兼務・統括については、保健衛生上の観点から慎重に対処すべきものである。

一定の基準に該当する高圧ガス製造者は、施設の区分ごとに、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者であって省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、**高圧ガス製造保安係員**を選任しなければならない。この際、同一の計器室で管理されている等、一体として管理されている設備については、別区分であっても一つの区分と見なして選任できる措置が講じられている。しかし、一般高圧ガス保安規則適用の設備と液化石油ガス保安規則適用の設備の両方がある場合については、それぞれに保安係員を選任しなければならない。このよ

うな場合でも、同一の計器室で管理されている等、一体として管理されている設備については同様の措置を認めるべきではないか。

ガス主任技術者については一定の基準を満たす場合には兼務が認められているが、近年の管理技術の向上等を踏まえ、更に兼務範囲の緩和を行う余地があるのではないか。

ガス主任技術者については一定の場合には兼務が認められているが、ガス安全高度化検討会報告書（平成10年3月）の指摘を踏まえ、兼務範囲の緩和について、昨今の事業者の取組による安全性向上の状況も考慮しつつ、今後検討を行う予定である。

採石業務管理者の兼務は原則として不可能となっているが、個々の状況によっては兼務又は統括を認める余地があるのではないか。

採石業務管理者の兼務については、通達により原則不可能となっていたが、地方分権推進一括法による採石法の改正に伴い、都道府県知事の自治事務となったことから、採石法に基づく通達のうち法の運用に係るものについては、効力を有さないものと整理され、既に都道府県にもその旨説明している。したがって、採石業務管理者の兼務については、一義的に各都道府県知事が判断することとなる。今後は、この旨の周知徹底を図っていく予定である。

砂利採取業務主任者の兼務は原則として不可能となっているが、個々の状況によっては兼務又は統括を認める余地があるのではないか。

砂利採取業務主任者の兼務については、通達により原則不可能となっていたが、地方分権推進一括法による砂利採取法の改正に伴い、同法に基づく事務は河川に係るものを除き、都道府県知事の自治事務となったことから、砂利採取法に基づく通達のうち法の運用に係るもの（河川に係るものを除く。）については、効力を有さないものと整理され、既に都道府県にもその旨説明している。したがって、砂利採取業務主任者の兼務については、一義的に各都道府県知事が判断することとなる。今後は、この旨の周知徹底を図っていく予定である。

【外部委託の許容】（見直しの基準・視点）

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することを積極的に認める。特に、商法上の親会社と子会社との間や、一括して様々な管理業務を受託している管理会社等に在籍する有資格者については、必置規制を満たすものとして扱うよう横断的に制度を見直す。なお、委託先について公益法人要件等を課している場合には、合理性、公平性、公正有効な競争の確保等の観点から、民間企業等への外部委託も許容するように見直しを行う。

[基本的な考え方]

各省庁に作成を依頼した調査票等により、外部委託の許容について現行の制度・運用を横断的に確認した結果は、＜参考2-3＞に整理したとおりである。派遣労働者の拡大等雇用形態の多様化や業務の一括外注など様々なアウトソーシングの流れに対応するため、制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、積極的に外部の有資格者の活用を図るべきである。むしろ、多様な事例に精通している経験豊富な外部の有資格者の方が、内部の有資格者よりも、制度の目的を達成する観点から望ましいケースもあるのではないか。外部委託の許容に関しては、このような考えに立脚し、今後ヒアリングを行う資格を含めて、更に精査していくこととする。

[個別論点] (例示)

事業活動に伴い、廃油、廃酸、感染性産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、厚生省令で定める資格を有する者の中から**特別管理産業廃棄物管理責任者**を置かなければならない。この際、当該管理責任者は事業者と直接的雇用関係にある者でなければならないこととされているが、外部に委託したとしても必ずしも責任の所在が不明確になるとは言えないことから、直接的雇用関係にある者以外の者で資格を有する者の選任を許容する余地はあるのではないか。(環境関連)

特別管理産業廃棄物管理責任者は特別管理産業廃棄物(以下「特管物」という。)の処理に関する業務を適切に行う責任があり、当該責任を全うするには特管物が生じる事業場において、その性質上常に特管物の管理等を行うことが必要である。また、廃棄物処理法における排出事業者責任は、排出事業者が適正な処理を行う責任であり、当該処理を外部に委託した場合であっても責任は移転せず排出事業者にあることから、事業者の責任において直接特管物を適正に管理する必要があり、そのためには直接的雇用関係にあるもので資格を有するものが特別管理産業廃棄物管理責任者として選任されていなければならない。

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者として直接的雇用関係にある者を選任していれば、実際に作業を行う者は外部に委託した者であっても差し支えない。

電気主任技術者の果たすべき業務を外部委託できる相手方は、現状では、指定法人(各地の電気保安協会)の他は主任技術者免状の交付を受けている者(個人)となっているが、主任技術者免状の交付を受けている者を有する法人にも委託できるようにすべきではないか。

自家用電気工作物については、事故時の緊急措置等の対応を考慮し、常駐する従業員から電気主任技術者を選任することを原則としているが、自家用電気工作物の中でも比較的小規模な電気工作物については、電気主任技術者を設置者自ら雇用することの経済的負担等を考慮し、保守管理を第三者に委託することができるとしている。その際、委託を受ける者については、雇用従業員と同様、保安確保の上で重要な役割を担っており、常駐する従業員に代わるものとして、勤務地、受託する件数等に制限を設けた上で、従業員に準ずる個人を基本としている。しかしながら、地域によっては保守管理を委託する相手がいない、あるいは都市部と比較して相当割高となるおそれがあるため、営利を目的とせず一定地域をもれなくカバーし得る公益法人を、「個人」を補完するものとして認めている。

高圧ガス保安法に定める一定の基準に該当する者は、事業所ごとに、**高圧ガス製造保安責任者**免状の交付を受けている者であって省令で定める実務経験を有する者のうちから、**冷凍保安責任者**を選任しなければならない。この際、事業者は、ビル管理会社へ業務委託し、ビル管理会社から冷凍保安責任者を選任することが認められることがあるが、都道府県、ひいては窓口担当者によって判断が異なり、基準が明確でないとの指摘がある。したがって、冷凍保安責任者の資格を有している者が委託先にいるなど一定の条件を満たす場合は委託先の有資格者を冷凍保安責任者として選任できるよう、基準を明確化する必要があるのではないか。

より適切な防火管理を行うため、**防火管理者**の業務を外部の専門家に委託することを認めるべきではないか。

マンション等の共同住宅においては、一定条件の下で、**防火管理者**を管理会社の従業員の中から選任することが認められているが、防火管理者の業務には、他の職員に対する指示、監督等が含まれており、防火管理者にはこれらの防火管理上必要な業務を適切に遂行できる権限を有する地位にあることが必要であることから、一般的には防火管理者の業務のすべてを外部委託することはできないこととされている。今後、消防機関や実際に防火管理者を選任している者の意見を聴取するなど防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて、防火対象物の安全性を損なわないようその可否を含めて検討を行うことを予定している。

採石業務管理者の外部委託は原則不可能となっているが、個々の業務の状況によっては認める余地があるのではないか。

採石業務管理者の外部委託については、通達により原則不可能となっていたが、地方分権推進一括法による採石法の改正に伴い、都道府県知事の自治事務となったことから、採石法に基づく通達のうち法の運用に係るものについては、効力を有さないものと整理され、既に都道府県にもその旨説明している。したがって、採石業務管理者の外部委託については、一義的に各都道府県知事が判断することとなる。今後は、この旨の周知徹底を図っていく予定である。

砂利採取業務主任者の外部委託は原則不可能となっているが、個々の業務の状況によっては認める余地があるのではないか。

砂利採取業務主任者の外部委託については、通達により原則不可能となっていたが、地方分権推進一括法による砂利採取法の改正に伴い、同法に基づく事務は河川に係るものを除き、都道府県知事の自治事務となったことから、砂利採取法に基づく通達のうち法の運用に係るもの（河川に係るものを除く。）については、効力を有さないものと整理され、既に都道府県にもその旨説明している。したがって、砂利採取業務主任者の外部委託については、一義的に各都道府県知事が判断することとなる。今後は、この旨の周知徹底を図っていく予定である。

【必置資格等の性格や位置付けの明確化】(見直しの基準・視点)

必置資格等の性格や位置付けが必ずしも明確でない結果、政策目標の効果的・効率的な実現が困難となっている場合には、資格者等の職務が効果的に遂行され得るようよう、当該資格の在り方について見直しを行う。

この基準・視点については、今後更に精査していくこととする。

【実務経験要件の見直し】(見直しの基準・視点)

資格の取得に際し一定の実務経験要件を課しているもの（受験・受講資格要件を含む。）については、それが合理的かどうか見直しを行うとともに、余りにも長期の実務経験要件を課しているものについては、その期間短縮を図る。その際、例えば、当該実務に限定しない関連職務の経験年数等の加味あるいは試験・講習との組合せ等により、能力・資質等の確認を行うことも検討する。

[基本的考え方]

技術進歩の速度の増大や就労形態の変化等を踏まえ、それぞれの実務経験要件が必要以上に長く設定されていないか、不断の見直しを行うべき

である。

受験資格・受講資格として実務経験を課しているかについて各資格制度を調査した結果は、＜参考 2 - 1＞に整理したとおりである。この中で、例えば、計量士は、国家試験合格かつ実務経験 1 年以上で資格を取得できるが、受験資格要件として実務経験は課されていない。エネルギー管理士は、国家試験合格かつ実務経験 1 年以上で資格を取得できるが、受験資格要件として実務経験は課されていない。また、高圧ガス製造保安責任者試験は、学歴要件なし・実務経験要件なしで受験可能で合格すれば免状を取得することができるが、高圧ガス保安法に基づき「高圧ガス製造保安技術管理者」、「高圧ガス製造保安係員」、「高圧ガス製造保安主任者」、「冷凍保安責任者」を選任する際は、免状保有者であって、それぞれ省令で定める実務経験を有する者のうちから選任することとされている。

このような制度が存在することを踏まえ、受験資格・受講資格として一定の実務経験を課しているものは、その要件を撤廃し、代わりに資格取得要件として一定の実務経験を求めることで、必要な能力・資質の確認を適正に行いつつ、資格取得希望者の受験・受講の機会を広げるべきではないか。

[個別論点] (例示)

食品衛生管理者資格を取得する講習は、受講資格として「実務経験 3 年以上」とされている。講習の受講に際し内容を理解し修得できるレベルを受講者に求めるため一定の実務経験を課すことにはそれなりの合理性もあると考えられるが、講習の受講要件と資格取得要件は同一である必要はなく、能力・資質の確認を行いつつ資格取得希望者の受講機会を拡大する観点から、受講は実務経験 2 年以上で可能とし、講習修了後に実務経験 3 年を超えることによって資格を取得する制度とする余地があるのではないか。

講習の受講案内に受講資格として実務経験 3 年以上の者とされている例があるが、これを実務経験 2 年以上に改めるように指導する予定である。

特級ボイラー技士免許及び**一級ボイラー技士**免許を取得するためには、一定年数以上の実務経験又は作業主任者経験若しくは一定年数以上の実地修習が必要とされているが、ボイラーの安全性・性能の向上やこれらの資格者が不足している実状を踏まえ、その在り方を見直すべきではないか。

特級ボイラー技士、**一級ボイラー技士**の受験資格要件としての実務経験の在り方等については、知識等の水準の低下をもたらさないことを前提として、検討を行う予定である。

甲種危険物取扱者の試験は、大学等で化学に関する学科又は課程を修めた者等のほかは、「乙種免状を取得してから 2 年以上」という実務経験を積まないと受験することができない。この規定は一定の知識を持ちつつ一定の実務経験積んだ者に受験資格を与える制度であると解されるが、受験資格要件と資格取得要件は同一である必要はなく、甲種危険物取扱者の受験資格から実務経験要件を撤廃し、試験に合格しかつ試験合格の前後を問わず一定の実務経験を有する者にも免状を付与することによって、適正な能力・資質の確認を行いつつ、受験者にとってより受験の機会が広がる制度とすることが可能ではないか。

乙種危険物取扱者の受験資格については、実務経験を要することとしておらず、甲種危険物取扱者試験は、危険物取扱者の中で消防法別表全類

に渡って危険物を取り扱うことができる最も上位の資格であるため、実務経験からの受験者に2年以上の実務経験を求めているものであって、受験機会を制限するものではない。

高圧ガス保安法認定検査制度における認定保安検査実施者の**管理部門長**は、管理部門における経験年数が15年以上の者であることが認定基準上求められているが、余りに長期の実務経験を課すことは企業内人事の硬直化を招くおそれがあることから、その期間短縮を図るべきではないか。

規制緩和推進3か年計画（再改定）に記載されているとおり、平成12年度に認定保安検査実施者の認定基準について検討する予定である。

法人が建設業の許可を受けようとする場合は、その常勤役員の一人在当該許可を受けようとする建設業に関し5年以上**経營業務の管理責任者**としての経験を有する者であるか、またはそれと同等程度の能力を有すると建設大臣が認定した者でなければならない。5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者を常勤役員として配置することは、企業の異動サイクルを考えた際に過大な負担となっているとの意見があることを踏まえ、経験要件の短縮など条件の緩和及び講習などの組合せ等により、能力・資質等の確認を行うことを検討すべきではないか。建設業の許可に関し、常勤役員の一人在経營業務の管理責任者としての経験を求めているのは、建設業が一品ごとの受注生産であり、工事ごとにその工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者の配置、下請負人の選定等が必要となるなど、他の産業の経営とは著しく異なる建設業の経営が適正に行われることを確保するためである。

資金繰りの悪化等により建設業者の経営が不安定となることは、発注者や下請業者、資材業者等に多大な影響を及ぼすものであり、特に昨今のように建設業者の経営状況が厳しく、施工中の倒産等が増加している状況にあっては、建設業者の経営能力の低下を招くような緩和を行うことはできない。

なお、経營業務の管理責任者としての経験には、役員としての経験だけでなく、支店長、営業所長等としての経験も認めているほか、それと同等以上の能力を有する者として、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験を有する者等も広く認めることとしており、条件が厳しすぎるとは言えない。

【学歴要件の見直し】（見直しの基準・視点）

必置資格等の業務内容と直接関係のない学歴等の資格取得要件（受験・受講資格要件を含む。）は、明確で合理的な理由のない限り廃止する。
この基準・視点については、今後更に精査していくこととする。

【試験・講習の実施】（見直しの基準・視点）

資格取得の要件として試験の合格や講習の受講が規定されているにもかかわらず、かかる試験又は講習が毎年実施されていないものは、試験・講習の実施頻度の増加を図る。

[基本的な考え方]

資格取得のための試験・講習の実施頻度について横断的に調査した結果は、＜参考2-1＞に整理したとおりである。この中で、1年に1度に満たない頻度でしか実施されていないものについては、その実施頻度の増加を図るとともに、通信教育等その他の手段による資格付与の可否について検討すべきである。

1年に1度以上実施されているものについても、受験者・受講者からの要望等需給状況に即して実施頻度の増加及び実施箇所数の増加を図るべきである。

【試験・講習の改善等、資格取得要件の改善】（見直しの基準・視点）

試験・講習について合否判定基準の公表、科目別合格制の導入、試験問題の公表・持ち帰りの推進、講習時間・期間の短縮、通信教育の導入、受験料・講習料の積算根拠の精査を行うなどにより、資格取得の要件等について、その目的・効果を確保しつつ、受験者・受講者等にとって透明性が確保されるとともにより利便性が高く負担の少ない制度となるよう改善を図る。

[個別論点]（例示）

資格を取得しようとする者の利便性を高めるため、各省庁のホームページに、所管の資格制度についての概要、資格取得方法、試験・講習の実施機関、実施予定等を掲載すべきではないか。

食品衛生管理者を置かなくてはならない製造施設の中で、添加物はその多くが化学合成品（例えば安息香酸、過酸化水素など）であり、その規格や製造工程、製造管理にかんがみて、大学等で化学に関する課程を修めて卒業した者が、食品衛生、公衆衛生に関する科目を講習で修了すれば、添加物の製造に関する食品衛生管理者となれるよう、措置を講ずるべきではないか。

大学で化学を修めた者について、公衆衛生・食品衛生の科目のみ受講すれば取得することができるようにするか否かについては、現在検討中である。

第1種と第2種の電気主任技術者については、試験による資格取得が必要以上に難しいのではないかと、一方、実務経験による資格取得は必要年数が長い企業の人材ローテーションに過大な制約を与えているのではないかと、との指摘があることを踏まえ、試験の難易度・資格取得方法等について、主要先進国の類似制度も参考としつつ、改めて見直すことが必要ではないか。

試験については、事故が起こった際広域に影響を与える可能性の高い5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持及び運用に携わる第2種電気主任技術者以上の資格に必要とされる知識レベルを求めており、試験の難易度については、大学教授等の有識者で構成される試験委員会において毎年検討を行っている。

第一級海上特殊無線技士及び第三級海上無線通信士の試験で電気通信術（和文：イロハのイなど）を実施しているが、無線通信設備の向上等を踏まえ廃止すべきではないか。

和文通話表を用いた通信の使用実態、現状における必要性を調査の上、電気通信術（和文）の試験の廃止の可否を検討する予定である。

【関連・類似資格の統合、乗り入れ】(見直しの基準・視点)

関連又は同種類別の資格等については、資格の統合や業務の相互又は一方的乗り入れを積極的に推進することを検討するとともに、求められる能力・資質の確認を適正に行いつつ、合理的な範囲内で試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除等を進める。

[個別論点](例示)

大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有する者は公害防止主任管理者の有資格者になれるという制度があることから、公害防止管理者と公害防止主任管理者の試験科目について共通化や免除等を検討すべきではないか。

公害防止主任管理者は水質と大気各公害防止管理者を指揮する者として、双方にまたがる包括的な知識能力がもためられており、試験においてもこの様な観点から出題されているものであるが、今後、試験科目の免除等についての可能性を検討してまいりたい。

危険物取扱者は危険物の取扱いと保安に関する資格であり、ボイラー技士は所定の蒸気ボイラー・温水ボイラーの運転と保安に関する資格であるが、ボイラーの燃料は主として危険物第4類に該当する重油であることから、事業者側は両方の資格を取得する必要が生じる場合も少なくない。また、燃料(重油)に関する知識など、両者の資格試験内容には共通するものもあることから、試験科目の共通化・相互免除を行うべきではないか。

ボイラー技士試験の試験科目には、「燃料及び燃焼に関する知識」があり、危険物取扱者の試験科目における「燃焼及び消火に関する理論(知識)」の燃焼に関するものの一部が内容として共通するものと考えられるが、危険物取扱者の試験の中でのウエイトとしては小さいことから、試験科目の共通化・相互免除するという程度には至らないため、困難である。

危険物取扱者試験の試験科目には、燃焼及び消火に関する理論又は知識に係る事項もあるが、これにはボイラー技士試験の試験科目の範囲内となっているボイラーの運転のために重要な燃焼方式や通風装置(バーナー、ファン等)に関する知識までを含むものではないため、危険物取扱者とボイラー技士の資格試験の試験科目の共通化・相互免除を行うことは適当でないと考えている。

浄化槽に関しては、浄化槽工事の適正な施工を確保するために工事現場及び営業所ごとに浄化槽設備士を配置すること、また、浄化槽の保守点検のために浄化槽管理士を配置することが義務付けられている。この2つの資格は、浄化槽概論、浄化槽の構造及び機能、浄化槽の保守点検及び清掃概論など、両者の資格試験・講習には共通するものもあることから、試験・講習科目の共通化・相互免除を行うべきではないか。

浄化槽設備士は、浄化槽工事に関して、必要な知識及び技能について試験・講習を行うものであり、浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能について試験・講習を行うものであり、管理と施工のそれぞれの知識、技術において異なったものである。例えば、浄化槽の構造については、施工面から見れば、設置や処理能力の計算といったことを重点的に行うのに対して、管理面から見れば、汚泥引き出し手法や保守点検についての項目を重点的に行っている。

あえて共通部分を挙げるとすれば、浄化槽概論と法規の一部は相互免除可能となりうる。しかし、相互免除したとしても、各試験において、4～5時間分のうち約1時間分が免除される程度の効果しかない。さらに、試験会場や試験監督など、このような受験者に対して別の対応を行う

必要が生じることから、試験に係る経費が増大して試験費用の増加及び試験運営の複雑化が予想されるため、現状から特段に変更の必要性があるとは考えにくい。

浄化槽工事業者は工事現場及び営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならないが、管工事施工管理技士が管理している場合は必置義務を免除すべきではないか。

浄化槽設備は、公衆衛生上、極めて重要な設備であり、適正に施工されない場合、汚水が洩れてしまったり、十分浄化されずに排水するなどのトラブルを発生し、環境汚染、疫病の伝染、臭気の発生等のおそれが生じる。管工事施工管理技士は、配管工事の知識はあるが、土工事や浄化槽の生物化学的知識に欠如しているため、浄化槽が水平に設置されていないことや完成後、傾いたり浮いたりしてしまうことによって十分浄化されず、また、不適切な荷重が掛かり浄化槽が壊れてしまうといった問題を引き起こしてしまう可能性があり大変危険である。そのため、管工事施工管理技士の必置義務を免除することは困難である。

管工事施工管理技士は、その資格を有する者が、建設業者が管工事について建設業の許可を受ける際に営業所ごとに必ず置かなければならない「専任の技術者」になることができる資格である。また、管工事施工管理技士の資格を有する者は、建設業者が請け負った管工事を施工する際に必ず現場に置かなければならない「主任技術者」、「監理技術者」になることができる。（監理技術者になる場合は1級管工事施工管理技士で監理技術者講習を5年ごとに受ける必要がある。）一方、指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、給水装置工事に関する技術上の管理等の職務をさせるため、給水装置工事主任技術者免状を受けている者のうちから給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。このため、管工事業者は、管工事施工管理技士と給水装置工事主任者の両方の資格を必要とする場合も少なくない。両者の資格には求められる能力・技術・経験等に重複する点もあることから、資格の統合や業務の乗り入れ等を積極的に推進するべきではないか。

現状でも、管工事施工管理技士に合格した者は、給水装置工事主任技術者試験のうち、「給水装置の概要」、「給水装置施工管理法」の免除を受けることができるが、さらに、「給水装置工事法」、「給水装置の構造及び性能」、「給水装置計画論」など、公衆衛生と水道行政に関する科目以外の科目について、免除を行う余地があるのではないか。

既に両資格の互換性を十分考慮して一部免除措置を講じており、これ以上の科目免除は困難と考えている。

給水装置工事主任技術者について、管工事を施工する際に必ず現場に置かなければならない主任技術者として認めることとするかどうか、検討を行う予定である。

【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】（見直しの基準・視点）

受験資格及び資格取得に係る特例措置の基準について、明文化・公表を進める。また、合理的でないと考えられる特例措置については、是正を含めその在り方を見直す。

この基準・視点については、今後更に精査していくこととする。

【障害を理由とする欠格事由の見直し】(見直しの基準・視点)

障害を理由とする欠格事由については、政府の障害者施策推進本部決定に沿って所要の措置を講ずる。

この基準・視点については、今後更に精査していくこととする。

【資格の有効期間又は定期講習の義務付けの見直し】(見直しの基準・視点)

資格の有効期間又は定期講習の義務付けについて、資格者等に過度の負担を与えているなど合理性がないと判断される場合は、制度の廃止や他の手段への変更、講習期間・費用の軽減などを含め、その在り方を見直す。

[個別論点](例示)

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する**危険物取扱者**は、3年ごとに、都道府県知事(自治大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。)が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないが、本資格は資格者数も多く、実際に業務に従事している者が受講しなくてはならないことから、事業者・受講者の負担は小さくない。近年は、全国で毎年17万人以上が当該保安講習を受講しており、大規模な化学工場では、毎年百人以上が受講している。したがって、受講周期の延長、無事故無違反など優良事業者に対するメリット制の導入、資格者を多数擁する事業者への出張講習会の実施、企業内研修の活用、インターネットや通信教育等講習以外の手段の活用、あるいは受講者に対するアンケート調査の実施とその結果のフィードバックによる講習内容の見直しなど、制度の目的を達成しつつ、より受講者にとって負担の少ない制度やより効率的・効果的な制度となる方策がないかについて検討すべきではないか。

技術の進歩や社会情勢の変化等により、危険物の取扱方法に係る技術基準等も頻繁に改正されていることから、危険物の保安の確保上、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する**危険物取扱者**は、都道府県知事が行う講習を3年に1度受けることが必要であり、受講周期の延長は困難である。

企業内研修の活用では講習の内容が十分か否か不明であり、インターネット等講習以外の方法では、実際に危険物取扱者が情報を得たかどうかの確認ができない。また、講習は危険物取扱者に対して行っているものであり、優良事業者の従業員であるとの理由だけでメリット制を導入することはできない。

宅地建物取引主任者資格試験に合格し一定の実務経験又は実務講習を経た者は、試験を行った都道府県知事の登録を受け、**宅地建物取引主任者証**(以下「取引主任者証」)の交付を受けることができることとなっている。取引主任者証の有効期間は5年となっており、更新に当たっては新たな取引主任者証の交付を申請することとなっている。また、取引主任者証の交付の際には、講習受講の義務付けがなされている。本資格は、資格者も多く、実際に業務に従事している者が受講しなくてはならないことから、事業者・受講者の負担も小さくない。したがって、受講周期の延長、インターネット等による講習などによる受講者の負担の軽減を検討すべきではないか。さらには、取引主任者証の交付の必要性の見直しについても検討すべきではないか。

平成10年度に建設省及び都道府県に持ち込まれた宅地建物取引に関する苦情紛争相談は9,511件に上っており、また、平成11年度に建設省及び都道府県知事が行った監督処分は372件に上っている。本講習制度は、取引主任者の資質の維持・向上を図ることによって、取引の公正を

確保するとともに消費者保護を図ろうとするものであり、取引主任者には講習を定期的に受講させる必要があるとともに、その講習は確実に行われなければならない。

本講習の受講周期については、平成9年に、国民負担軽減の観点から制定された「許可等の有効期間に関する法律」によって宅地建物取引主任者証の有効期間が3年から5年に延長されたことに伴い、3年に1度から5年に1度に延長されたところであるが、これは本講習制度の趣旨にかんがみて最大限の延長を行ったものであり、更なる延長は消費者保護の観点にかんがみて困難であるとともに、前回延長から2年余りしか経過しておらず、その影響を十分把握することも困難な段階で行うことは不相当と考える。また、本講習制度は同じく消費者保護の観点からその実効性を担保する必要があるが、現在、講習会場に自ら足を運ぶこととされている受講者に対し出欠確認や巡回により受講していることを確認することによってそれを行っており、インターネット等による講習ではこれが全くできないこととなる。したがって、このような講習形式の導入は非常に困難であるといえる。

取引主任者証の制度は、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明が、無資格者や名義貸しにより不正に資格を取得した者によって行われることのないよう、取引の相手方である一般消費者自らが説明者の身分を確認できるようにすべく昭和55年の同法改正によって導入された消費者保護のための制度であり、取引主任者証の交付は今後とも引き続き必要である。

適正な施工及び品質の確保が求められる公共工事で一定規模以上の工事を担当する**監理技術者**に限り、建設大臣が指定する講習（監理技術者講習）を5年ごとに義務付けることとなっている。施工を適切に管理し、下請業者を含め工事に携わるすべての者を的確に指導できる能力を身に付けるべく監理技術者講習を行うこととしているが、このような能力は、OJTにおいて身に付けることが最も有効なものであり、講習の必要性の見直しについて検討すべきではないか。

監理技術者は現場における技術面の最高責任者であり、その職務は、設計図書の検証に始まり、施工図のチェック、関連工事との調整、現場の品質・安全等の管理の他、下請全体の管理等多岐にわたっている。さらに、監理技術者証の必要な者の設置が必要な工事は、完成後も公共性が高く、その品質にも非常に高いものが求められるが、このような高い品質は、厳格な施工管理によって初めて確保できるものである。

安全対策、環境対策等の建設工事の施工技術や建設業を取り巻く情勢は、日々変化し、適正な施工の確保のために必要な制度や法令・基準等はそれらにあわせ改定されている。現場を総合的に管理する監理技術者に対し、こういった知識を講習会を通じ網羅的に付与することは極めて重要である。

新規検討課題

今回、関係省庁、事業者、有識者等に対するヒアリング等を行った結果、下記のとおり、上記15項目の見直しの基準・視点以外にも新たに検討を必要とする共通的な課題が見られた。

【試験・講習機関の在り方 - 】(追加すべき見直しの基準・視点)

指定機関制度等によって資格に係る試験・講習の事務を民間団体等に委託する場合は、委託の基準と手順の明文化・公表を行う。

[基本的な考え方]

指定機関制度等によって資格に係る試験・講習の事務を民間団体等に委託する場合は、透明性を確保するため、委託の基準と手順を明文化するとともに、公表する必要がある。

[個別論点] (例示)

浄化槽技術管理者の資格取得講習の委託を行う法人の指定基準の明確化について、今後検討を行う予定である。

浄化槽検査員の資格取得講習の委託を行う法人の指定基準の明確化について、今後検討を行う予定である。

特定工事の事業を行う者は、特定工事を施工するときは、特定工事がガス事業法又は液化石油ガス法の規定に適合することを確保するため、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事業業者が自ら実地に監督しなければならないこととされている。この資格を得るためには、通商産業大臣又はその指定する者が行う講習の課程を修了することが必要である。この指定のための具体的基準を定める予定である。

原子炉の運転に必要な構成人員のうち運転責任者は、通商産業大臣が指定する者の認定を受けた者としてとされており、現在社団法人火力原子力発電技術協会が指定されているが、平成 11 年度より、本制度の在り方等についての検討を行っているところである。

【試験・講習機関の在り方 - 】 (追加すべき見直しの基準・視点)

業務の独占に伴う弊害の除去と民間資源の活用によって受講者の利便性の向上を図る観点から、講習事務については公益法人に限定しない複数の民間団体への委託が可能な制度とするべきである。

[基本的な考え方]

試験事務・講習事務の委託（指定）制度については横断的な調査結果の概要を < 参考 2 - 1 > に示したが、講習事務を民間団体等に委託している必置資格は 73 あり、そのうち一つの公益法人にのみ委託を行っているものが 28 あった。

講習の実施が単独の公益法人に限定して委託されている資格の中には、講習の開催場所が少数の大都市に限定されていたり、開催頻度が十分でない等、受講者にとって利便性の低い制度となっているのではないかと思われるものも存在する。

講習については、講習内容とテキスト、講習を行う講師の条件、1 クラス当たりの標準人数等が明確であり、出欠の確認及び講習中の監督が確実に行われれば、実施主体を公益法人に限定しなくとも、その適正な実施が十分可能と考えられる。現実に、訪問介護員（ホームヘルパー）、旅程管理者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者など、既に民間営利法人を含む複数の民間団体に委託が行われている資格も数多い。講習受講者が必要な知識・能力を修得することを担保するためには、カリキュラムについて不断の見直しを行うとともに、講習の実態や講習実施機関に対しても、適切なチェック・評価を行うことが重要である。

【規制の国際的整合化の視点】(追加すべき見直しの基準・視点)

規制の国際的整合化の観点から、所管省庁においては、個々の必置資格等について諸外国の類似の制度内容を調査するとともに、所管制度の不断の見直しにおける重要な参考とすべきである。また、外国制度との相互乗り入れなど、経済の国際化に則して必要な措置を講ずるべきである。

[基本的な考え方]

当委員会ですべてにヒアリング等を行った必置資格等については、諸外国において類似の制度が存在しないもの、諸外国より厳しい規制となっているもの、あるいは、諸外国の類似制度の詳細について所管省庁が把握していないものなどが見られた。必置資格等を課されている事業者等は、経済のボーダーレス化の中で厳しい国際競争にさらされている。また、必ずしも国際化の波に洗われていない業界においても、過剰な規制、非効率な規制が存在すると、そのコストは国民経済の負担に直結する。したがって、安全・衛生の確保や消費者保護などを目的とする社会的規制であっても、その効率性・実効性は常に国際的な競争に直面しているとの認識に立ち、広く諸外国の事例を収集するとともに、国際的整合化や外国制度との相互乗り入れを推進するべきである。

[個別論点](例示)

第一級海上特殊無線技士と第三級海上無線通信士について、相当する外国資格を有する外国人については、規制の国際的整合化の視点及び資格間の相互乗り入れを促進する観点から、日本国内の資格を付与又は取得させることについて検討を行うべきではないか。

第一級海上特殊無線技士及び第三級海上無線通信士に相当する外国の資格を有する外国人が、国内法規の知識を習得させることを目的とした養成課程を受講することにより、容易にそれぞれの資格を取得できるよう必要な措置を検討する予定である。

国際航路における無線通信は、100年以上使用されたモールス信号から、衛星通信を中心とした無線制度(GMDS)へ完全に移行した。このGMDSは操作が容易なため、これまで船舶の無線通信を担当していた専任の通信士に代わり、航海士や機関士が兼任通信士として操作することが可能となった。航海士や機関士がこのGMDSの兼任通信士となるための資格要件は、船舶乗組員の訓練や資格に関する基準を定めた国際条約であるSTCW条約に規定されているが、日本籍船においては、これに対応する形で、**三級海技士(電子通信)**免状を保有することが必要となっている。

三級海技士(電子通信)を取得するためには、**第三級海上無線通信士**を取得し、かつ、有効な**船舶局無線従事者証明**を所持し、さらに6か月の乗船履歴を満たした上で、同海技士国家試験(身体検査のみ)に合格することが求められるが、かかる6か月の乗船履歴はSTCW条約でも要求されておらず日本独自の規制であるとの意見がある。したがって、規制の国際的整合化の観点から、諸外国の実態を精査した上で、日本独自の過剰な規制があると認められる場合には、必要な措置を講ずるべきである。

STCW条約では、直接乗船履歴について言及していないが、GMDS無線通信士として必要な能力の証明方法として、「操作手順の実際の証明」を求めている。我が国では、同「**実際の証明**」として乗船履歴を規定しているが、これは、別途能力を証明するための試験等を課すること

なく、受験者の船員としての業務経験がそのまま必要な能力の証明として認められるメリットを重視しているからであり、妥当な方法と考えられる。

また、その所要期間については、一級海技士（通信）資格に関して、無線通信規則では6か月の実務経験を要求していることに基づき、同様に国際航海に従事できる資格である三級海技士（電子通信）についても同じ期間を設定しているものである。

なお、現在、英米等の主要海運国に対して当該実際の証明として採用している手法等について照会中である。

【専任規定の見直し】（追加すべき見直しの基準・視点）

資格者として選任された者が他の業務を行うことを禁止・制限する専任規定については、当該資格者の業務内容・業務時間等に鑑み真に必要な場合を除き、その在り方を見直すべきである。

[基本的な考え方]

専任要件の有無について横断的に調査した結果は、＜参考2 - 1＞に整理したとおりである。ただし、同じ「専任」規定であっても、他の業務を行うことを禁止・制限する専任規定と、複数の必置単位を兼務することができないという意味で使われている専任規定がある。後者については見直しの基準・視点で取り上げているが、前者の「専任」規定については、当該資格者の業務内容・業務時間等を精査し、他の業務を行うことが制度上困難であると真に認められる場合を除き、これを緩和・撤廃するべきである。今後、この基準・視点についても、更に精査していくこととする。

3 参考資料

- < 参考1 > 必置資格一覧
- < 参考2 - 1 > 必置資格整理表その1（総合表）
- < 参考2 - 2 > 必置資格整理表その2（兼務又は統括の許容について）
- < 参考2 - 3 > 必置資格整理表その3（外部委託の許容について）
- < 参考3 > 規制緩和推進3か年計画（再改定）必置資格等関係抜粋
- < 参考4 > 個別論点例示資格と見直しの基準・視点の対照表

<参考2 - 1> 必置資格整理表 その1 (総合表) (平成12年6月時点での規制改革委員会事務局の整理による一覧であり、今後加除修正があり得る。)

凡例

1 主要な資格取得方法

試験や講習による取得方法を中心に大臣認定など特例以外の資格取得方法を表示している。なお、講習の一部として修了試験があるものは「講習」のみの表記とした。また、試験に合格した後に講習を受講する必要がある場合は、「試験+講習」と表示している。

2 左欄以外の資格取得方法

「主要な資格取得方法」に表示された以外の取得方法(大臣認定など)がある場合は、無い場合は×と表示している。

3 受験要件(学歴)、受講要件(学歴)

試験又は講習の受験・受講に際して一定の学歴及び/又は履修科目等を要件としているものをとしたほか、受験・受講に際し、受験者の学歴及び/又は履修科目によって何らかの差異がある場合もとしている。

4 受験要件(実務経験)、受講要件(実務経験)

試験又は講習の受験・受講に際して一定の実務経験を要件としているものをとしたほか、受験・受講に際し、実務経験によって何らかの差異がある場合もとしている。

5 試験問題の公表・持ち帰り

試験問題の公表と持ち帰りを両方実施している場合は、試験問題の公表か試験問題の持ち帰りのいずれかを実施している場合は、両方実施していない場合は×としている。

6 可否判定基準の公表

公表している場合は、公表していない場合は×を記入している。

7 受験料

試験合格後の免状交付料は含めていない。実施機関等により差がある場合は、実施されているものの中から1例を記載している。

8 受講料

テキスト代を含む。実施機関等により差がある場合は、実施されているものの中から1例を記載している。

9 講習修了率

原則としてH11年度に行われた資格取得講習における受講者の修了率を示すが、H11年度の数字が無い場合は資料のある直近の年度の修了率を入れている。

10 兼務・統括の許容

制度上資格者を置くべきとされる事業場等の単位(必置単位)について、複数の必置単位を一人の資格者が兼務又は統括できる制度がある場合は、性質の異なる複数種類の必置単位があつて、このうち一部の種類の必置単位については兼務・統括が認められている場合は、兼務・統括が認められていない場合は×を付している。

11 外部委託の許容

外部委託を禁止する規定は無い、等の回答により制度上は外部委託が許容されていると回答があつたものは、一定条件の下で外部委託が認められているとの回答があつたものは、外部委託は認められていない、との回答があつたものは×としている。

12 専任規定

専任規定がある、との回答があつたものは、一部の資格者について専任規定があるものは、専任規定は無い、との回答があつたものは×としている。

13 試験事務、講習事務の委託制度

指定法人等に試験事務、講習事務の委託を行っている場合をとしたほか、実施機関を指定せず、試験や講習自体を指定しているものもとしている。

14 委託基準の明確化

委託基準が明確になっていると回答があつたもののうち、その基準が法律で定められている場合は"法"、政令の場合は"令"、規則の場合は"則"、告示の場合は"告"、通達・通知の場合は"通"、ガイドラインの場合は"ガ"としている。

15 公益法人要件の有無

委託先の要件として公益法人であることが求められている場合は、委託先の要件が「公益法人又はこれに準ずる法人であること」とされているものはとしている。

16 単独指定要件

委託に際して複数の法人に委託することができない制度となっているものをとしている。

17 定期講習の義務付け

資格者に対し講習の定期的な受講義務が課されている場合はとし、その直後の数字は、それが何年ごとかを表す。例えば、3と記されている場合は、3年ごとの受講が義務付けられていることを表す。必ずしも全資格者を対象とした講習でなく、資格を持って業務に従事している者や管理監督者に現に選任されている者に限定して講習の受講が義務付けられている場合もとしている。なお、必ずしも定期的ではないが有資格者等に講習受講が義務付けられているものはとしている。

表の最後に個別資格についての注書きもあるので参照されたい。

省庁名	資格名	資格創設年度	資格者数(人)	平成十一年度資格取得者数(人)	主要な資格取得方法	左欄以外の資格取得方法	資格取得試験				資格取得講習				兼務・統括の許容	外部委託の許容	専任規定	試験事務の委託制度				講習事務の委託制度				定期講習の義務付け					
							受験要件(学歴)	受験要件(実務経験)	試験問題公表・持ち帰り	合否判定基準の公表	受験料(円)	実施頻度(回/年)	受験要件(学歴)	受講要件(実務経験)				受講料(円)	実施頻度(回/年)	講習修了率(%)	有無	委託機関数	委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件		有無	委託機関数	委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件
科学技術庁	核燃料取扱主任者	S 4 3	822	7	試験		×	×	×	45,700	1				×	×	×	×	-	-	-	-							×		
	原子炉主任技術者	S 3 2	1,095	24	試験		×		×	55,900	1				×	×	×	×	-	-	-	-							×		
	第1種放射線取扱主任者	S 3 2	19,355	481	試験+講習		×	×	×	14,800	1以上	×	×	162,100	1以上	100.0			1	法				3	則		×	×			
	第2種放射線取扱主任者	S 3 5	26,047	475	試験+講習		×	×	×	9,900	1以上	×	×	109,700	1以上	100.0	×	×	×	1	法				3	則		×	×		
大蔵	通関士	S 4 2	23,847	1,703	試験	×	×	×	×	2,600	1							×	-	-	-	-							×		
文部省	司書教諭	S 2 9	約19万	14,195	講習							×	×	無料	1以上	100		×	×										×		
	学芸員	S 3 0	不明	不明	「学歴+必要な単位の修得」又は試験			×	×	1,200/科目	1						×	×	×	-	-	-	-						×		
厚生省	保育士	S 2 3	1,376,630	35,640	試験又は養成施設の卒業	×		×	×	8,700	1以上				×	×		305	則	×	×								×		
	建築物環境衛生管理技術者	S 4 5	68,983	3,448	試験又は講習	×	×		×	13,900	1			129,000	1以上	97.8	×		1	則				1	通	×	×	×			
	管理理容師	S 4 3	273,593	3,040	講習	×						×		17,000	1以上	99.3	×							2	通	×	×	×			
	管理美容師	S 4 3	353,029	6,421	講習	×						×		17,000	1以上	90.6	×							2	通	×	×	×			
	クリーニング師	S 3 0	138,747	1,197	試験	×		×	×	7,000	1以上						×							1	通		×	3			
	食品衛生管理者	S 3 2	4,382	不明	学歴又は講習	×								300,000	1未満	不明				0	則		×		3	通	×	×	×		
	給水装置工事主任技術者	H 9	192,897	13,231	試験		×			16,800	1						×	×	1	法									×		
	水道技術管理者	S 3 2	不明	不明	学歴+実務経験又は講習								×	150,000	1以上	100.0		×	×					1	×	-	-	×			
	廃棄物処理施設技術管理者	S 4 0	49,288	4,307	講習									40,000~63,000	1以上	97.6	×	×	×					1	×	-	-	×			
	特別管理産業廃棄物管理責任者	H 4	168,388	不明	講習							×	×	11,210	1以上	100.0	×	×	×					1	×	-	-	×			
	毒物劇物取扱責任者	S 2 5	約63,000	不明	学歴又は試験												×												×		
	食鳥処理衛生管理者	H 2	7,923	406	養成施設の卒業又は講習									10,000~20,000	1未満	100.0	×		×					3	×	×	×	×			
	向精神薬取扱責任者	H 2	約11万	約7,000	学歴又は実務経験	×												×	×										×		
	看護婦等確保推進者	H 4	不明	不明	他資格又は都道府県認定	×													×										×		
医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造(輸入販売)責任技術者	S 3 5	約1万	不明	学歴又は講習								×	37,000~52,000	1	98.7	×	×	×					1	×		×	×				
医療用具販売(賃貸)管理者	H 7	不明	不明	講習								×	25,000	1	100.0	×	×	×					1	×		×	×				

省庁名	資格名	資格創設年度	資格者数(人)	平成十一年度資格取得者数(人)	主要な資格取得方法	左欄以外の資格取得方法	資格取得試験				資格取得講習				兼務・統括の許容	外部委託の許容	専任規定	試験事務の委託制度				講習事務の委託制度				定期講習の義務付け				
							受験料(円)	実施頻度(回/年)	受講要件(実務経験)	受講料(円)	実施頻度(回/年)	講習修了率(%)	有無	委託機関数				委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件	有無	委託機関数	委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件					
																											合格判定基準の公表	試験問題公表・持ち帰り	受験要件(学歴)	受験要件(実務経験)
通産省	ダム水路主任技術者	S 3 9	8,176	236	実務経験による認定	×									×	×	×	-	-	-	-							×		
	ボイラー・タービン主任技術者	S 3 9	12,023	313	実務経験による認定	×									×	×	×	-	-	-	-							×		
	ガス主任技術者(甲種)	S 2 9	8,935	286	試験合格+実務経験		×	×	×	12,900	1				×	×		1	法											
	ガス主任技術者(乙種)	S 2 9	7,044	328	試験		×	×	×		1																			
	ガス主任技術者(丙種)	S 4 6	25,154	807	試験		×	×	×		1																			
	ガス消費機器設置工事監督者	S 5 4	45,558	2,621	講習						×		12,200~23,000	1以上	98.5			×							5以上	×	×	×	3	
	砂利採取業務主任者	S 4 3	76,996	338	試験		×	×	×	7,600	1	×	×	8,400	1未満(都道府県知事の判断による)	-	-	×	(都道府県知事の判断による)				(都道府県知事の判断による)				×			
	公害防止管理者	S 4 6	469,321	11,509	試験及び講習	×				6,400又は6,800	1			7,900~16,500	1以上	96.8			×	1	法				1以上	通	×	×	×	
	公害防止主任管理者	S 4 6	12,547	34																										
	高圧ガス製造保安責任者	S 2 6	518,322	不明	試験	×	×	×	×	8,700~14,100	1				×	×	×		1	法		×							5	
	高圧ガス販売主任者	S 3 8	366,038	不明	試験	×	×	×	×	6,200~7,900	1				×	×	×		1	法		×							×	
	高圧ガス移動監視者	S 4 0	45,900	1,447	講習又は他資格の保持							×	×	11,800~17,600	1	94.1	×	×	×					1	省				×	
	特定高圧ガス取扱主任者	H 3	45,805	1,787	講習、他資格の保持又は実務経験							×	×	17,600	2	97.3	×	×	×					1	省				×	
	火薬類製造保安責任者	S 2 5	2,464	108	試験	×	×	×	×	11,000~25,900	1				×	×	×		1	法		×							×	
	火薬類取扱保安責任者	S 2 5	236,581	4,512	試験	×	×	×	×	11,000~12,000	1				×	×	×		1	法		×							×	
	保安技術職員	S 2 4	450,421	1,097	試験	×			×	4,850~7,500	1					×	×	×	-	-	-	-							×	
	深海底鉱山保安技術職員	S 5 9	661	0	試験	×			×	4,850~7,500	1					×	×	×	-	-	-	-							×	
	実用発電用原子炉の運転責任者	S 5 5	469	30	試験	×			×	400,000	1以上				×	×			1	告		×		1	告		×	×	3	
	油濁防止管理者	S 4 5	不明	不明	講習又は実務経験	×						×	×	無料	1	不明	×	×	×					×	-	-	-	-	×	
	有害液体汚染防止管理者	S 5 8	不明	不明	講習又は実務経験	×						×	×	無料~218,440	1以上	不明	×	×	×					3以上	×	-	-	-	×	
主任技術者(小型船造船)	S 4 1	不明	不明	学歴+実務経験又は講習							×	×	35,000	1	92.3	×	×						1	通		×	×			
衛生管理者(船舶)	S 3 7	35,449	341	試験又は養成課程の修了		×	×	×	5,400	2	×	×	80,000	2	100.0	×	×	×	-	-	-	-	1	通		×	×			

省庁名	資格名	資格創設年度	資格者数(人)	平成十一年度資格取得者数(人)	主要な資格取得方法	左欄以外の資格取得方法	資格取得試験					資格取得講習					兼務・統括の許容	外部委託の許容	専任規定	試験事務の委託制度					講習事務の委託制度					定期講習の義務付け	
							受験料(円)	実施頻度(回/年)	受講要件(学歴)	受講要件(実務経験)	合格判定基準の公表	試験問題公表・持ち帰り	受験要件(実務経験)	受講要件(学歴)	受講料(円)	実施頻度(回/年)				講習修了率(%)	有無	委託機関数	委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件	有無	委託機関数	委託基準の明確化	公益法人要件		単独指定要件
労働省	木材加工用機械作業主任者	S 4 7	216,659	集計中	講習	×						×	10,260	1以上	99.4			×								119	則		×	×	
	プレス機械作業主任者	S 4 5	223,570	集計中	講習	×						×	8,430	1以上	98.4			×								79	則		×	×	
	乾燥設備作業主任者	S 4 2	191,245	集計中	講習	×						×	8,150	1以上	98.4			×								61	則		×	×	
	コンクリート破砕器作業主任者	S 5 0	59,584	集計中	講習	×						×	7,700	1以上	98.8			×								49	則		×	×	
	地山の掘削作業主任者	S 4 7	777,307	集計中	講習	×							10,000又は11,000	1以上	98.2			×								120	則		×	×	
	土止め支保工作業主任者	S 4 7	741,902	集計中	講習	×							6,500又は7,000	1以上	98.6			×								106	則		×	×	
	ずい道等の掘削作業主任者	S 5 6	31,165	集計中	講習	×							19,900又は20,600	1以上	98.9			×								34	則		×	×	
	ずい道等の覆工作業主任者	S 5 6	20,340	集計中	講習	×								1以上	99.3			×									35	則		×	×
	採石のための掘削作業主任者	S 4 7	33,840	集計中	講習	×						×	12,000	1以上	99.7			×								39	則		×	×	
	はい作業主任者	S 4 7	133,250	集計中	講習	×						×	×	9,250	1以上	98.8			×							115	則		×	×	
	船内荷役作業主任者	S 4 7	17,309	集計中	講習	×						×		11,500	1以上	98.7			×							22	則		×	×	
	型わく支保工の組立等作業主任者	S 4 7	652,650	集計中	講習	×								8,500又は9,500	1以上	98.5			×								128	則		×	×
	足場の組立て等作業主任者	S 4 7	1,210,163	集計中	講習	×						×		10,000	1以上	98.6			×								154	則		×	×
	鉄骨の組立て等作業主任者	S 5 2	210,708	集計中	講習	×						×	×	9,940又は10,440	1以上	98.6			×								88	則		×	×
	木造建築物の組立て等作業主任者	S 5 6	307,219	集計中	講習	×						×	×	9,000又は10,000	1以上	98.8			×								129	則		×	×
	鋼橋架設等作業主任者	H 4	12,349	集計中	講習	×						×	×	10,000	1以上	98.6			×								53	則		×	×
	コンクリート橋架設等作業主任者	H 4	11,555	集計中	講習	×						×	×	10,000	1以上	98.5			×								52	則		×	×
	ボイラー据付工事作業主任者	S 4 6	21,269	集計中	講習	×								23,600又は24,450	1以上	99.9			×								50	則		×	×
	第1種圧力容器取扱作業主任者	S 4 7	133,250	集計中	講習	×						×		17,800又は18,100	1以上	99.5			×								79	則		×	×
	特定化学物質等作業主任者	S 4 6	368,912	集計中	講習	×						×	×	12,040	1以上	96.4			×								77	則		×	×
	鉛作業主任者	S 4 2	30,325	集計中	講習	×						×	×	10,470	1以上	98.5			×								53	則		×	×
	四アルキル鉛等作業主任者	S 4 3	460	集計中	講習	×						×	×	20,000	1未満	100.0			×								7	則		×	×
第1種酸素欠乏危険作業主任者	S 4 6	80,474	集計中	講習	×						×	×	16,310	1以上	99.3			×								65	則		×	×	
第2種酸素欠乏危険作業主任者	S 5 7	516,245	集計中	講習	×						×	×	16,310	1以上	97.9			×								64	則		×	×	
有機溶剤作業主任者	S 3 5	594,847	集計中	講習	×						×	×	12,780	1以上	95.7			×								82	則		×	×	

省庁名	資格名	資格創設年度	資格者数(人)	平成十一年度資格取得者数(人)	主要な資格取得方法	左欄以外の資格取得方法	資格取得試験					資格取得講習				兼務・統括の許容	外部委託の許容	専任規定	試験事務の委託制度					講習事務の委託制度				定期講習の義務付け			
							受験要件(学歴)	受験要件(実務経験)	試験問題公表・持ち帰り	合否判定基準の公表	受験料(円)	実施頻度(回/年)	受講要件(学歴)	受講要件(実務経験)	受講料(円)				実施頻度(回/年)	講習修了率(%)	有無	委託機関数	委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件	有無	委託機関数		委託基準の明確化	公益法人要件	単独指定要件
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	S 5 6	52,095	2,598	講習	×						×	9,000又は10,000	1	98.4			×							52	則		×	×		
	安全管理者	S 1 3	不明	不明	学歴+実務経験												×	×											×		
建設省	(ダム)管理主任技術者	S 3 9	不明	不明	学歴+実務経験	×											×	×											×		
	浄化槽設備士	S 6 0	61,984	2,987	試験又は講習	×		×	×	17,800	1	×	×	75,000	1以上	94.5		×	×						1	則		×	×		
	宅地建物取引主任者	S 3 2	647,165	28,277	試験+(実務経験又は講習)		×	×	×	×	7,000	1					×		×						8	×		×	5		
自治省	甲種危険物取扱者	S 3 4	157,813	6,293	試験	×		×		5,000	1以上							×		1	法		×						3		
	乙種危険物取扱者	S 3 4	4,053,792	165,514	試験	×	×	×	×	3,400	1以上							×		1	法		×						3		
	防火管理者	S 3 5	不明	125371	講習							×	×	地方公共団体による	1以上	不明			×					×	-	-	-	-	×		

司書教諭の講習は全科目をとった時点で講習修了となる。
クレーニング師の試験問題の公表・持ち帰りは都道府県知事試験であるため実施状況が異なる。
飼料製造管理者の資格取得講習会は、畜産の振興と飼料製造業の育成に寄与することを目的として農林水産大臣の許可を受けて設立された公益法人が、実施基準を満たした上で行うものとされている。
ガス消費機器設置工事監督者の受講要件(実務経験)は、資格取得講習は×、資格認定講習は。
高圧ガス移動監視者と特定高圧ガス取扱主任者の平成11年度資格取得者数は講習を修了した者の数
高圧ガス移動監視者と特定高圧ガス取扱主任者の講習の委託は、省令で高圧ガス保安協会を特定して指定している。
防火管理者の資格取得者数はH10年度の数字

<参考2 - 2> 必置資格整理表その2 (兼務又は統括の許容について)

= 必置単位の兼務又は統括が認められている。 = 一部の必置単位については認められている。 × = 認められていない。

根拠法令： 法 = 法律、令 = 政令、則 = 規則、告 = 告示、通 = 通達・通知、ガ = ガイドライン

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用 (現行の制度・運用で兼務・統括が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など)
核燃料取扱主任者		× 核燃料取扱主任者は、核燃料物質に関する保安の監督のため、工場又は事業所毎に選任されるものであるから。
原子炉主任技術者	則	原子炉毎に選任することとされているが、同一工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)における同一形式の原子炉については、兼任することは妨げない。
放射線取扱主任者		× 放射線取扱主任者は、放射線障害の防止について法令に基づいて使用者等に課せられる義務が遵守されるよう監督を行わせるため、工場又は事業所ごとに選任されるものであるから。
通関士	令	営業所における通関業務の量から見て専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、2以上の営業所の通関業務、他の通関業者の通関業務を兼務することが出来る。
司書教諭	-	特段に兼務等に際しての条件は規定していないが、法令上、これを妨げる規定は存在しないことから、兼務等は可能であると解されている。
学芸員	-	特段に兼務等に際しての条件は規定していないが、法令上、これを妨げる規定は存在しないことから、兼務等は可能であると解されている。
保育士	×	保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、女性の社会進出や就労形態の変化、地域の連携の希薄化等により保育所に求められる役割も多様化されてきていることから、保護者や地域とも十分に関わりを持てる常勤の保育士の確保が望ましいため
建築物環境衛生管理技術者	×	建築物衛生管理技術者は、個々の建築物の特性に応じて常時現場で十分な管理を行うために、当該業務に専念出来るようにする必要があるため。
管理理容師	×	管理理容師は、理容所及び従業員の衛生管理に万全を期すという目的から、常時理容所に置く必要がある。必置単位を兼務出来る制度とした場合、理容所及び従業員の衛生水準の維持向上が困難となる。
管理美容師	×	管理美容師は、美容所及び従業員の衛生管理に万全を期すという目的から、常時美容所に置く必要がある。必置単位を兼務出来る制度とした場合、美容所及び従業員の衛生水準の維持向上が困難となる。
クリーニング師	×	クリーニング師は、クリーニング所の衛生管理に万全を期すという目的から、常時クリーニング所に置く必要がある。必置単位を兼務出来る制度とした場合、クリーニング所の衛生水準の維持向上が困難となる。
食品衛生管理者	法	隣接する施設については1人の管理者で足りることとなっている。
給水装置工事主任技術者	則	原則として兼務は出来ないが、2以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでないとして、支障がない場合の兼務を認めている。
水道技術管理者	-	法令等による専任規定は定められておらず、水道法上の責務を遂行出来る範囲での兼務は支障ないものとして運用している。
廃棄物処理施設技術管理者	×	技術管理者は各施設を適正かつ適法に移働させるために必要なものであるため、現に移働している複数の施設について兼任することは認められない。
特別管理産業廃棄物管理責任者	×	事業者の責任において特別管理産業廃棄物を適正に管理するためには、各事業者と雇用関係にある特別管理産業廃棄物管理責任者が選任されることが必要である。
毒物劇物取扱責任者	法	製造業、輸入業又は販売業のうち2つ以上を併せ営む営業者の場合であって、毒物劇物を取り扱う製造所等がごく近くにあり、1人の毒物劇物取扱責任者が、当該2つ以上の製造所等について管理し得るときには、兼務し得ることとしている。
食鳥処理衛生管理者	×	食鳥処理に従事する者の監督を行い、食鳥処理の衛生的管理に万全を期すという設置目的から、常時食鳥処理場に置く必要がある。必置単位を兼務できる制度とした場合、食鳥肉の衛生水準の維持向上が困難となる。
向精神薬取扱責任者	通	複数の製造所、店舗等を兼務することは出来ないが、一つの製造所、店舗等が2つの免許に係る向精神薬営業者である場合は、同一人がそれぞれの免許に係る責任者を兼務して差し支えない。
看護婦等確保推進者	-	兼務を制限する規定はなく、複数の医療機関において看護婦等確保推進者となることは可能。
医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造(輸入販売)の責任技術者	×	責任技術者は、保健衛生上支障を生じるおそれがないように、その製造所(営業所)に勤務する従業者を監督し、その製造所(営業所)の構造設備及び品目等その他の物品を管理し、その他その製造所(営業所)の業務につき、必要な注意をする必要があり、実地に管理するには製造所(営業所)ごとに責任技術者を設置する必要がある。
医療用具の販売(賃貸)管理者	×	医療用具の品質の確保、保健衛生上の観点から自ら管理する医療用具の貯蔵、陳列、顧客への搬入及び据付け、苦情処理などを実地に管理する必要があることから、販売管理者又は賃貸管理者を営業所ごとに設置する必要がある。
医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の国内管理人	-	国内管理人は、事業所単位で設置するものではなく、品目ごとに選任され、管理するものであり、国内管理人が複数の承認申請者の品目を受け持つことに何ら規定はされていない。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で兼務・統括が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）	
浄化槽技術管理者	通		施設ごとの専従を原則とするが、1日の作業時間内に巡回でき、かつ、実質的に施設の常時管理を果たしうる場合は兼務可能。
浄化槽検査員	-		特に明記して兼務・統括を禁止していない。
福祉用具専門相談員	則		非常勤でもよいため、兼務は可能。
介護支援専門員	則		居宅介護支援事業所にあつては利用者が50人を超えた場合、介護保険施設にあつては入所者が100人を超えた場合に置かれる2人目以降の増分については、他の事業所との兼務が可能。
訪問介護員	則		非常勤でもよいため、兼務は可能。
統括管理者		×	複数の営業所において監督者等の兼任を認めた場合、それぞれの営業所での業務に専念できなくなるおそれがあり、営業所ごとに一定水準の人的要件等を満たしているとする登録制度の趣旨のそぐわないため。
清掃作業監督者		×	複数の営業所において監督者等の兼任を認めた場合、それぞれの営業所での業務に専念できなくなるおそれがあり、営業所ごとに一定水準の人的要件等を満たしているとする登録制度の趣旨のそぐわないため。
清掃作業従事者	-		兼務を禁止する規定はない。
空気環境測定実施者		×	複数の営業所において監督者等の兼任を認めた場合、それぞれの営業所での業務に専念できなくなるおそれがあり、営業所ごとに一定水準の人的要件等を満たしているとする登録制度の趣旨のそぐわないため。
貯水槽清掃作業監督者		×	複数の営業所において監督者等の兼任を認めた場合、それぞれの営業所での業務に専念できなくなるおそれがあり、営業所ごとに一定水準の人的要件等を満たしているとする登録制度の趣旨のそぐわないため。
貯水槽清掃作業従事者	-		兼務を禁止する規定はない。
防除作業監督者		×	複数の営業所において監督者等の兼任を認めた場合、それぞれの営業所での業務に専念できなくなるおそれがあり、営業所ごとに一定水準の人的要件等を満たしているとする登録制度の趣旨のそぐわないため。
防除作業従事者	-		兼務を禁止する規定はない。
水産業協同組合監査士	-		兼務について明文の規定はないが、行政庁が認可することとなっている漁業協同組合連合会の定款においてその任免に関する事項を理事会において決することとされており、理事会で選任されれば複数の連合会の監査士を兼務することは可能である。
飼料製造管理者		×	事業場ごとに選任するという現行制度の下であっても管理者の行う業務は膨大であり、複数事業場の兼務を認めた場合には、必要となる専門的知見が更に多岐にわたること及び業務量が管理能力を超えて増大することから、適正な業務運営が出来ない。
森林組合監査士	-		兼務について明文の規定はないが、行政庁が認可することとなっている森林組合連合会の定款においてその任免に関する事項を理事会において決することとされており、理事会で選任されれば複数の連合会の監査士を兼務することは可能である。
農業協同組合監査士	-		兼務について明文の規定はないが、農協法に基づく中央会監査による監査制度の目的が担保されるならば、ある特定の監査士が複数の中央会の職員として監査業務を行うことは可能。
計量士	ガ		計量士の配置が義務付けられている「適正計量管理事業所」においては、原則としては事業所ごとに配置されていることとされているが、適正に管理が実施できると認められる場合には兼任を認めている。
エネルギー管理士	則	×	エネルギー管理は、熱・電気いずれの分野においても技術面で高度な専門的知識を要し、1人のエネルギー管理者に複数の工場における使用の合理化に関する事項を全て管理させることは実効が期しがたいと考えられる。
採石業務管理者		-	本文の見直しの基準・視点の項での個別論点参照。
電気主任技術者	通		兼任しようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達出来るところにあること、原則として最大電力が2000kw未満であること、原則として施設数は5箇所まで、など、兼任が認められる場合についての判断基準が示されている。
ダム水路主任技術者	通		兼任する水力発電所が、既に選任されている水力発電所と同一又は近傍の水系にあれば兼任可能。
ボイラー・タービン主任技術者	通		兼任する火力発電所が、既に選任されている火力発電所と同一又は隣接する構内にあれば兼任可能。
ガス主任技術者	則、通		遠隔監視及び遠隔操作が同一の場所で可能であり、事故緊急出動体制内にあること、など、一定の基準を満たせば兼務可能。
ガス消費機器設置工事監督者			特定工事の施工場所において有資格者の実地の監督を求めている制度であるが、実地での監督が行われる限り、一の有資格者が複数の工事現場を兼務又は統括することについては制限がない。
砂利採取業務主任者		-	本文の見直しの基準・視点の項での個別論点参照。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で兼務・統括が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）
公害防止管理者	則、通	小規模な工場の場合には一定の要件を備えていれば2以上の工場について兼務出来る。また、同一人が同じ工場内の他の施設の区分について兼務する場合は、その者がそれぞれの資格を有する限り差し支えない。なお、規模の大きな工場についても、隣接した同一会社の2工場で組織上、生産工程上密接な関連がある場合は一括して1工場とみなし、兼務出来るように取り扱っている。
公害防止主任管理者	通	同一人が同じ工場内の施設の区分について公害防止管理者を兼務する場合は、その者がそれぞれの資格を有する限り差し支えない。
高圧ガス製造保安責任者	×	複数の必置単位の兼務・統括を認めることは、当該事業所の管理が十分に行えないこと、指揮命令系統が複雑化すること等により、製造における保安管理が十分に行われず、事故を未然・最小限に食い止めることが出来ない恐れがある。なお、本文の見直しの基準・視点の項での個別論点も参照。
高圧ガス販売主任者	×	高圧ガスの販売に当たっては保安業務が適切になされ販売先での安全が確保されるよう現場において監督する必要がある。複数の必置単位の兼務・統括を認めることは、販売先における保安の監視が行き届かず、事故を未然・最小限に防げず、災害を起こす恐れがある。
高圧ガス移動監視者	×	移動中の高圧ガスを常に監視することが求められていることから、複数の高圧ガスの移動を同時に監視することは不可能であり、複数の必置単位の兼務・統括は認められない。
特定高圧ガス取扱主任者	×	特定高圧ガスの消費に当たっては、設備管理、操作等消費過程における幅広い注意義務が課されており、常に現場において設備の運転保守・点検等の保安業務を適切に管理する必要がある。
火薬類製造保安責任者	×	複数の必置単位の兼務・統括を認めることは、製造・貯蔵・消費における保安管理が十分に行われず、事故を未然・最小限に食い止めることが出来ない恐れがある。
火薬類取扱保安責任者	×	複数の必置単位の兼務・統括を認めることは、製造・貯蔵・消費における保安管理が十分に行われず、事故を未然・最小限に食い止めることが出来ない恐れがある。
保安技術職員	則	係員については、1 鉱山において2種類の係員を兼任することが可能。また、2以上の鉱山の保安技術職員の兼任、又は3種類以上の係員の兼任については、鉱山保安監督部長の許可が得られた場合、可能である。
深海底鉱山保安技術職員	則	同上
実用発電用原子炉の運転責任者	×	各シフトの班の責任者が当直長と呼ばれ当該資格制度の有資格者であり、このような運転体制において複数の事業場を兼務することは困難である。ただし、運転員が病気、研修等により当直勤務から外れるときは、他の班から代務させることはある。
油濁防止管理者	×	個々の船舶に資格者が乗り組んで油等を管理し、不適正な排出を防ぐ必要があるため。
有害液体汚染防止管理者	×	個々の船舶に資格者が乗り組んで有害液体物質を管理し、不適正な排出を防ぐ必要があるため。
主任技術者（小型船造船）	×	主任技術者は小型船造船業者に代わって小型船造船業の技術面の全面的な管理責任者となるものであり、小型船の製造又は修繕の工事の完全な実施を図るためには、当該事業場の業務に専ら従事する者でなければならないため。
衛生管理者(船舶)	×	衛生管理者においては一定の船舶に乗り組み船内における傷病の発生時等において当該傷病者の治療又は他の船員に直接対面してその場で健康管理・保健指導・衛生保持等を行うものであり、兼務又は統括制度の導入にはなじまないため。
救命艇手	×	海難・災害の発生時等においては、その場で各自が担当する救命艇の降下・旅客の誘導・救命設備の操作等を行う必要があることから、兼務化又は統括制度の導入にはなじまないため。
限定救命艇手	×	海難・災害の発生時等においては、その場で各自が担当する救命艇の降下・旅客の誘導・救命設備の操作等を行う必要があることから、兼務化又は統括制度の導入にはなじまないため。
船舶料理士	×	船舶料理士は一定の船舶に乗り込み、当該船舶において食品の貯蔵管理・食品衛生の保持及び調理の管理等の業務を行うものであり、兼務化又は統括制度の導入にはなじまないため。
旅行業務取扱主任者	×	旅行業務取扱主任者は営業所で行われる旅行取引に関して責任を有し、旅行者の求めに応じて取引条件等についての説明を行うこととされるため、営業所ごとに選任して常勤していることが必要であり、複数の営業所の兼務で足りるとすることは出来ない。
旅程管理者のうち主任	×	ツアーに同行する主任の添乗員が複数のツアーの添乗業務を同時に行うのは現実的に不可能である。
整備管理者	通	兼務する職務内容が明確であり、かつ、兼務することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること、加えて、兼務に関わる事業所間の距離が、それぞれの整備管理の業務に支障がない場合は、職務を兼ねることが認められている。
自動車整備士	×	自動車の制動装置等重要な装置の分解整備作業の実務を自動車整備士自ら行うために自動車分解整備事業場に一定数の有資格者を配置することとしているものであり、他の事業場との兼務は、分解整備作業に支障をきたすことから認められない。
整備主任者	×	整備主任者の業務は自動車整備工場において自動車の制動装置等重要な装置の分解整備を行った場合に自動車の構造装置等の基準を定めた「保安基準」に確実に適合するよう、その業務を統括管理することである。このため、事業場における分解整備業務を常時管理・監督する必要があることから兼務を認めない。
タクシー運転者	×	タクシー乗務は管理監督業務とは異なり、同時に複数の業務（自動車の運転）を兼務することは出来ない。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で兼務・統括が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）	
運航管理者（海運）		×	複数の必置単位の兼務は認められていないが、そもそも運航管理者は1事業で1人置けば良く、航路数又は営業所数が複数あり自ら現場に臨んで職務を行うことが不可能な場合は、必要に応じて運航管理者を補佐する運航管理員を各航路等に配置することが出来る制度となっている。
運行管理者（旅客自動車）	則	×	制度の趣旨及び運航管理者の業務内容からして複数の営業所の運行管理を兼務することは出来ない。
運行管理者（貨物自動車）	則	×	制度の趣旨及び運航管理者の業務内容からして複数の営業所の運行管理を兼務することは出来ない。
索道技術管理者		×	複数の必置単位の兼務は認められていないが、そもそも索道技術管理者は索道事業者毎に選任することとしており、スキー場のように同じ場所に複数の索道が架設されている場合でも複数の索道技術管理者を選任する必要はない制度となっている。
気象予報士		×	民間気象事業者の提供する予報の質を人的な面から確保するため、提供される予報の質に直接影響を与える「現象の予想」については気象予報士に行わせなければならない。このため、事業所（予報を行う単位）ごとに気象予報士を置くこととしている。
無線従事者	法、則		その資格によって操作又は監督が可能な無線局に実際に従事出来る場合において、複数の無線局に共通に選任することが可能である。また、基地局等の一定の無線局の無線従事者は、その通信の相手方たる陸上移動局等の無線設備の操作の管理も認められている。
電気通信主任技術者	則、告		原則は事業場毎に選任することであるが、最近の電気通信技術の発達により、事業場ごとに保守者が常駐しなくても設備の十分な管理が行われる場合等は、兼務が可能となっていて、5つの条件が課せられている。速やかに到達出来ること 障害時に予備設備への切り換え等の災害防止のための応急措置が行われること 兼務する主任技術者に必要な事項が容易に連絡出来ること 巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること、その他、支障のないよう措置されていること
工事担任者	法		資格者が一の事業場で工事を直接実施することのみならず、複数の事業場での工事の監督を行うことも認めており、複数の必置単位を兼務又は統括しうることとなっている。
障害者職業生活相談員		×	障害者である労働者の作業環境の整備、労働条件、職場の人間関係、余暇活動等、職業生活全般についての相談、指導を行うことから、いつでも障害者の作業状況が把握できること及び障害者からの相談を受けられることが必要のため。
衛生管理者		×	事業場において労働者の健康障害を防止するための措置等の業務について、日常的に技術的事項（具体的事項）の管理を行うものであり、事業場に専属の者を選任することとしているため。
衛生工学衛生管理者		×	事業場において労働者の健康障害を防止するための措置等の業務について、日常的に技術的事項（具体的事項）で衛生工学に関するものの管理を行うものであり、事業場に専属の者を選任することとしているため。
高圧室内作業主任者	則		作業室ごとに選任し、作業場所に立ち会って労働者の指揮等を行う必要があるが、同時に複数の作業室での作業を兼務する場合は除き、兼務を妨げていない。
ガス溶接作業主任者	則		職務を遂行することが可能な範囲内であれば兼務が可能な制度となっている。
林業架線作業主任者	則		（同上）
エックス線作業主任者	則		エックス線作業を行う管理区域ごとに選任し作業場所に立ち会って労働者の指揮等を行う必要があるが、同時に複数の管理区域での作業を兼務する場合は除き、兼務を妨げていない。
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	則		ガンマ線透過写真撮影作業を行う管理区域ごとに選任し作業場所に立ち会って労働者の指揮等を行う必要があるが、同時に複数の管理区域での作業を兼務する場合は除き、兼務を妨げていない。
木材加工用機械作業主任者	則		職務を遂行することが可能な範囲内であれば兼務が可能な制度となっている。
プレス機械作業主任者	則		（同上）
乾燥設備作業主任者	則		（同上）
コンクリート破砕器作業主任者	則		（同上）
地山の掘削作業主任者	則		（同上）
土止め支保工作業主任者	則		（同上）
ずい道等の掘削作業主任者	則		（同上）
ずい道等の覆工作業主任者	則		（同上）
採石のための掘削作業主任者	則		（同上）
はい作業主任者	則		（同上）
船内荷役作業主任者	則		（同上）

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で兼務・統括が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）	
型わく支保工の組立等 作業主任者	則		(同上)
足場の組立て等作業主任者	則		(同上)
鉄骨の組立て等作業主任者	則		(同上)
木造建築物の組立て等 作業主任者	則		(同上)
鋼橋架設等作業主任者	則		(同上)
コンクリート橋架設等作業主任 者	則		(同上)
ボイラー据付工事作業主任者	則		(同上)
第1種圧力容器取扱作業主任者	則		(同上)
特定化学物質等作業主任者	則		(同上)
鉛作業主任者	則		(同上)
四アルキル鉛等作業主任者	則		(同上)
酸素欠乏危険作業主任者	則		酸素欠乏危険作業を行う作業場所に立ち会って労働者の指揮等を行う必要があるが、同時に複数の作業を兼務する場合を除き、兼務を妨げていない。
有機溶剤作業主任者	則		職務を遂行することが可能な範囲内であれば兼務が可能な制度となっている。
コンクリート造の工作物の解体 等 作業主任者	則		(同上)
安全管理者		×	作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされており、このためには原則として事業場に専属である必要があるため。
(ダム)管理主任技術者	-		河川法上特段の規定はないが、職務の遂行が可能な限度において2以上のダムの管理主任技術者を兼ねることを否定したものではないと解され、実務上の運用もなされている。
浄化槽設備士	通		複数営業所の兼務は認められないが、営業所と工事現場、あるいは複数工事現場の兼任は可能とされている。
宅地建物取引主任者		×	重要事項の説明等消費者保護政策上重要な業務を行うため一定数以上の専任の取引主任者を事務所等ごとに置くこととなっている。ここで兼務又は統括を可能とした場合、取引主任者設置義務規定が空文化されるおそれがあり、適切ではない。
危険物取扱者	通		危険物施設の態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、複数の危険物施設の危険物保安監督者を兼ねることも認められている。
防火管理者	-		兼務を禁止する規定は定めておらず、防火管理者としての職務を遂行しつつの範囲内において、複数の防火対象物の防火管理者を兼務することは可能である。

エネルギー管理士：例外的に道路や川を挟んで隣接する工場であってエネルギー管理が一体として行われているときには一体として指定される場合もある。

<参考2 - 3> 必置資格整理表その3 (外部委託の許容について)

= 外部委託が認められている(禁止されていない)。 = 一定条件で認められている。 x = 認められていない。

根拠法令：法=法律、令=政令、則=規則、告=告示、通=通達・通知、ガ=ガイドライン

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用 (現行の制度・運用で外部委託が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など)
核燃料取扱主任者		x 原子力安全の確保の観点から核燃料の分野において高い水準の専門的知識を要求していることから、外部委託は不可能。
原子炉主任技術者		x 原子力安全の確保の観点から原子炉の運転の分野において高い水準の専門的知識を要求していることから、外部委託は不可能。
放射線取扱主任者		x 放射線障害の防止について監督を行わせるため、工場又は事業所ごとに選任されるものであり、放射線安全の確保の観点から、放射線の分野に関し高い水準の専門的知識を要求しているところ。従って、当該業務の外部委託は不可能。
通関士	-	商法上の親会社と子会社との間や派遣会社に在籍する有資格者等、制度の目的を損なわない範囲で認めているが、根拠法令等はない。
司書教諭		x 学校の教育課程の展開と各種資料の活用に対する深い見識等の様々な資質を備えている必要があり、当該学校の教員以外の外部に委託することは制度を損なうものであるため。なお、学校図書館法において、司書教諭は教諭をもって充てることとされている。
学芸員		x 博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究等という博物館活動の中核を担う存在であることから、これを外部に委託することは、制度の目的とのバランスを著しく損なうものであるため。
保育士		x 保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであり、保育士は子供が安全で情緒の安定した生活ができるよう、家庭や地域社会と連絡を密にし、適切に対応していくことが求められるため、外部委託はなじまない。
建築物環境衛生管理技術者	-	外部委託を排除する規定はない。
管理理容師	-	外部委託を排除する規定はない。ただし、事実上想定されないし、事例もない。
管理美容師	-	外部委託を排除する規定はない。ただし、事実上想定されないし、事例もない。
クリーニング師	-	外部委託を排除する規定はない。ただし、事実上想定されないし、事例もない。
食品衛生管理者	-	法令等で外部委託については触れられておらず、禁止はされていない。専任であれば、長期雇用のパート、契約社員も認められている。
給水装置工事主任技術者		x 給水装置工事の技術上の管理、工事従事者の技術上の指導監督等、指定給水装置工事事業者の技術上の業務全体を統括することから、当該業務の外部への委託は制度の目的に照らし適当ではない。
水道技術管理者		x 水道事業者の技術上の事務全体を統括する責任者であり、水道水の水質検査や消毒その他の衛生上の措置、さらに、その供給する水が人の健康を害するおそれがある場合の給水の緊急停止等、水道事業の根幹となる職務を担っていることから、当該業務の外部への委託は適当ではない。
廃棄物処理施設技術管理者		x 施設の設置者は施設ごとに技術管理者を置き、施設管理についての技術上の業務を担当するとともに、維持管理する事務に従事する職員を監督することが求められており、これは当該施設を管理する設置者の責任において行われなければならない。このため、技術管理者は各施設の設置者の指揮、監督の下に適正かつ適法に稼働させることが求められており、外部に委託する等により、設置者の責任及び指揮権限を不明確とすることは認められない。
特別管理産業廃棄物管理責任者		x 産業廃棄物の処理の責任は、その廃棄物を排出する事業者にあり、事業者が適正に特別管理産業廃棄物を管理するためには、指揮監督権限を有する雇用関係が必要である。
毒物劇物取扱責任者		x 当該責任者の業務は、製造所、営業所、店舗その他の事業場における毒物劇物の取扱について、法律や行政処分に違反する行為がないように、総括的に管理、監督することである。また、当該責任者の設置は、毒物劇物の保健衛生上の危害防止に関する責任の所在を明確にしている。したがって、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することは認められない。
食鳥処理衛生管理者	-	現行制度でも食鳥処理衛生管理者の業務を外部に委託することを排除していない。
向精神薬取扱責任者		x 当該責任者の業務はその管理に係る向精神薬に関して法律や行政処分に違反する行為がないように、業務に従事する者を常時監督することである。また、当該責任者の設置は向精神薬の乱用防止に関する責任の所在を明確にしている。したがって、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することは認められない。
看護婦等確保推進者	-	外部委託を排除する規定はない。ただし、当該推進者は病院の管理者を補佐し、当該病院内の看護婦等の配置および業務の改善に関する計画の策定その他看護婦等の確保に関する事項を熟知した上で、これらを処理しなければならないため、事実上想定し難い。
医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造(輸入販売)責任技術者		x 責任技術者の業務は、保健衛生上支障を生じることがないよう品質の確保、従業者の監督、物品の管理、不良品等の回収等、実地に管理することである。また、責任技術者の設置は保健衛生上の危害防止に関する責任の所在を明確にしている。したがって、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することは認められない。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で外部委託が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）
医療用具販売（賃貸）管理者		× 当該管理者は、保健衛生上の観点から、自ら管理する医療用具の貯蔵、陳列、顧客への搬入及び据付け、苦情処理、回収等適切な処置を迅速に対応する必要があり、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託した場合には上記の業務に対応出来ないおそれがある。
医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の国内管理人	-	外国製造承認申請者が国内管理人を選任することについて、厚生省令で定める基準に該当すること及び本邦内に住所を有することのみを要件としており、外国製造承認申請者が国内管理人を外部に委託することは認められている。
浄化槽技術管理者	-	特段、法令等に挙げて禁止していない。
浄化槽検査員	×	常に検査可能な体制を整えておかなければならないため、永続性の観点より、厚生省関係浄化槽法施行規則において、公益法人のみに限定しており、その他の外部への委託は認めしていない。
福祉用具専門相談員	×	福祉用具貸与事業所の事業そのものを担うものであるため、外部委託になじまない。
介護支援専門員	×	居宅介護支援事業所にあつては事業そのものを担うため外部委託になじまず、介護保健施設にあつては入所者に適したサービス提供の要となることから、外部委託は適切でない。
訪問介護員	×	訪問介護事業所の事業そのものを担うものであるため、外部委託になじまない。
統括管理者	×	監督者等を営業所に置くことは、当該営業所が都道府県知事の登録を受ける際の登録基準の一つとなっているが、登録制度は一定の要件を満たしている営業所ごとに受けるものであり、監督者等を外部に委託することは本制度の趣旨になじまないため。
清掃作業監督者	×	監督者等を営業所に置くことは、当該営業所が都道府県知事の登録を受ける際の登録基準の一つとなっているが、登録制度は一定の要件を満たしている営業所ごとに受けるものであり、監督者等を外部に委託することは本制度の趣旨になじまないため。
清掃作業従事者	-	外部委託を排除する規定はない。
空気環境測定実施者	×	監督者等を営業所に置くことは、当該営業所が都道府県知事の登録を受ける際の登録基準の一つとなっているが、登録制度は一定の要件を満たしている営業所ごとに受けるものであり、監督者等を外部に委託することは本制度の趣旨になじまないため。
貯水槽清掃作業監督者	×	監督者等を営業所に置くことは、当該営業所が都道府県知事の登録を受ける際の登録基準の一つとなっているが、登録制度は一定の要件を満たしている営業所ごとに受けるものであり、監督者等を外部に委託することは本制度の趣旨になじまないため。
貯水槽清掃作業従事者	-	外部委託を排除する規定はない。
防除作業監督者	×	監督者等を営業所に置くことは、当該営業所が都道府県知事の登録を受ける際の登録基準の一つとなっているが、登録制度は一定の要件を満たしている営業所ごとに受けるものであり、監督者等を外部に委託することは本制度の趣旨になじまないため。
防除作業従事者	-	外部委託を排除する規定はない。
水産業協同組合監査士	×	系統の上部機関である連合会が専門的知識を有する水産業協同組合監査士を置いて行うこととされている組合の監査をあえて外部に委託することは、効率的かつ確実な監査の実施の観点から適当ではない。
飼料製造管理者	×	当該管理者の業務が適正に遂行されない場合には、有害畜産物の生産や家畜等への被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されるという社会的不利益が生じるおそれがあるため、専門的知見及び管理能力を有する者を選任し、当該業務に係る社会的責任の所在を明確化させることで適正な業務の遂行を図る必要がある。
森林組合監査士	×	当該監査士による監査は、第3者機関である森林組合連合会が組合等の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する森林組合監査士を置いて実施することとされており、これをあえて外部委託することは、効率的かつ確実な監査の実施の観点からも適当ではない。
農業協同組合監査士	×	当該監査士による監査は、第3者機関である中央会が専門的知識を有する農業協同組合監査士を置いて行うこととされており、これをあえて外部委託することは、効率的かつ確実な監査の実施の観点からも適当ではない。
計量士	法	計量士は当該事業所の従業員である必要はないため、そもそも雇用形態が外部委託でもよいことになっている。
エネルギー管理士	×	現状では認められていない。しかし、経済社会情勢の変化を踏まえ、業務のアウトソーシングや分社化に伴うエネルギー管理業務の外部委託等のニーズが生じる可能性もある。仮に社員以外の者からエネルギー管理者を選任する場合、法律に規定するエネルギー管理者の職務、義務が確実に履行されることを確保することが必要になるが、いかなる場合に外部委託が認められるのかにつき、今後検討を行う。（規制緩和推進3か年計画（再改定）に記載済み）
採石業務管理者	-	本文の見直しの基準・視点の項参照
電気主任技術者	則	自家用電気工作物であつて、一定規模以下の事業場にあつては、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を別に告示する要件に該当する者又は別に告示する通商産業大臣が指定する法人に委託することが出来る。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で外部委託が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）
ダム水路主任技術者		× 主任技術者制度は自主的な保安体制を確保するための中核となる重要な位置づけであり、設置者自ら主任技術者を選任することが原則。当該主任技術者の責任範囲である土木構造物を主とした水力設備については、設置地点ごとの自然条件等を勘案した個別的な品質管理の基に建設されており、発電所ごとの仕様設計の差異が大きいという特色をもつ。このような設備の保安を確実に確保するという観点からは、外部委託は妥当ではない。
ボイラー・タービン主任技術者		× 現状では認められていないが、1000kw未満のガスタービン発電所については、保安の確保を前提としつつ、外部委託の可否について検討中。（規制緩和推進3か年計画（再改定）に記載済み。）
ガス主任技術者		× ガス主任技術者の制度はガス事業者が自らの保安業務体制を確立するための中心的存在として、ガス事業法に基づき設けられた制度であり、法の趣旨に照らして外部委託すべきものではない。
ガス消費機器設置工事監督者	法	法令では、施工の際、当該事業者以外の有資格者に監督者の職務を行わせる場合と、自ら監督の職務を行う場合を規定しており、外部に委託することが想定された制度となっている。
砂利採取業務主任者		- 本文の見直しの基準・視点の項参照
公害防止管理者	通	選任される者がその職務を誠実に実行する限りにおいて、当該工場の従業員でなくても所要の資格を有するものであれば選任しても差し支えない。
公害防止主任管理者	通	（同上）
高圧ガス製造保安責任者		× 高圧ガスの保安確保のためには、人的側面が重要であり、保安管理組織を設けて、一体的な指揮・命令系統の下に業務を遂行することとしている。これら資格者を選任する代わりに外部委託すると、上記の指揮命令体系が不明確なものとなることから、外部委託は困難。なお、本文の見直しの基準・視点の項での個別論点も参照。
高圧ガス販売主任者		× 技術的知見や経験を有する適格者により、業務が行われることが保安確保上必要である。外部委託した場合、責任の所在が不明確になり、また当該職務が適格者により行われなくなるおそれがあることから、外部委託は認められない。
高圧ガス移動監視者		× （同上）
特定高圧ガス取扱主任者		× （同上）
火薬類製造保安責任者		× 火薬類の保安確保のためには人的側面が重要であり、一体的な指揮・命令監督の下に業務を遂行することとしている。これら資格者を選任する代わりに外部委託することにより、指揮命令体系が不明確なものとなる。加えて、火薬類の盗難防止の観点からも、外部委託により保管場所等の情報が外部に伝わることは保安確保に支障を来すおそれがある。
火薬類取扱保安責任者		× （同上）
保安技術職員		× 鉱山保安施策の達成には、鉱業権者のもとに保安技術職員を中核として全鉱山労働者が有機的に一体となって組織されるとともに、不断の注意と努力を払うことが必要である。また、生産と保安が密接不可分であることから、保安管理業務の外部委託は困難。
深海底鉱山保安技術職員		× （同上）
実用発電用原子炉の運転責任者		× 運転責任者は通常運転時及び事故時において、その状況を的確に判断し当直員に対して迅速、適切な指示ができる技術水準並びに管理者としての十分な資質を有する者とする、と、運転責任者の認定基準について厳格に規定されている。
油濁防止管理者		× 個々の船舶に乗り組んでいる必要があるため、停泊中航海中を問わず、業務を行う必要があるため。
有害液体汚染防止管理者		× （同上）
主任技術者（小型造船船）		× 主任技術者は、小型造船船業者に代わって、小型造船業の技術面の全面的な管理責任者となる者であり、小型船の製造又は修繕の工事の完全な実施を図るためには、当該事業場の業務に専ら従事する者でなければならないため認められない。
衛生管理者(船舶)		× 船内で就労する者は衛生管理者も含め船員である。船員法は、船内労働の特殊性から、船内規律の維持及び船員の労働保護等のために、直接船舶所有者と船員の間に雇用契約を結ぶことを想定しており、外部委託にはなじまないため。
救命艇手		× 船内で就労する者は救命艇手も含め船員である。船員法は、船内労働の特殊性から、船内規律の維持及び船員の労働保護等のために、直接船舶所有者と船員の間に雇用契約を結ぶことを想定しており、外部委託にはなじまないため。
限定救命艇手		× （同上）
船舶料理士		× 船内で就労する者は船舶料理士も含め船員である。船員法は、船内労働の特殊性から、船内規律の維持及び船員の労働保護等のために、直接船舶所有者と船員の間に雇用契約を結ぶことを想定しており、外部委託にはなじまないため。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で外部委託が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）	
旅行業務取扱主任者		×	当該主任者の業務は苦情対応も含め旅行取引に関する管理・監督に係る事務であり、これらについて他の従業員を適切に管理・監督できる立場になければならないため、当該業務を外部に委託することは出来ない。
旅程管理者のうち主任	告		主催旅行は、旅行者が自ら定めた計画で旅行を行うことを約して旅行者と取引を行うものであるため、旅程管理の業務に関しての最終的な責務は、主催旅行者自身が負うものである。しかし、現地での対応等旅程管理業務のために必要な具体的な業務については、旅行者の添乗員が行うほか、旅行地の旅行者、地上手配業者等の手配代行者等が行うこととしてもよいこととしている。
整備管理者	通		他の企業に所属する者を整備管理者として選任し、職務を兼ねる場合においては、兼務する職務内容が明確であり、かつ兼務することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること、兼務に係る事業所間の距離がそれぞれの職務を行うに支障とならないこと、整備管理者の身分が他の企業に所属する場合にあっては、整備管理者を補助し連帯して整備管理を行うための自企業の所属職員による「整備責任者」を設けていること、であり、当該事業所の整備管理の業務に支障がない場合は、職務を兼ねることが認められている。
自動車整備士		×	自動車の制動装置等重要な装置の分解整備作業の実務を自動車整備士自ら行うために自動車分解整備事業場に一定数の有資格者を配置することとしているものであり、この実務を委託することは、分解整備事業そのものを委託することになり、分解整備事業場として成り立たなくなるため、外部委託は認められない。
整備主任者		×	当該主任者は、自動車整備工場において自動車の制動装置等重要な装置の分解整備を行った場合に、自動車の構造装置等の基準を定めた「保安基準」に確実に適合するよう、その業務を統括管理することにある。このため、事業場における分解整備業務を常時、管理・監督する必要があることから外部委託を認めていない。
タクシー運転者	法		タクシー業務の外部委託については、事業の管理の受委託の許可に係らしめており、タクシー事業を管理するのに適している者であること等を要件としている。
運航管理者（海運）	法		制度上可能。外部委託する際の追加的条件はないが、運航管理者は輸送の安全を確保するための運行の管理を統括する責任者として、その広範な職務を十分に果たし、かつその権限を有効に行使しうる能力と地位を有する者でなければならない。
運行管理者（旅客自動車）	法		管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。運輸大臣は、次の基準によってこの許可をしなければならない。当該事業を継続して運営するために必要であること、受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。
運行管理者（貨物自動車）	法		管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。運輸大臣は、受託者が当該業務の管理を行うのに適している者でないと認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。
索道技術管理者		×	当該技術管理者は、索道施設の維持及び管理に関する技術上の事項を管理する責任者であり、単に施設のメンテナンス業務を行う者とは異なるため。
気象予報士	法		気象予報士の設置に関しては、現象の予想を行う時間に応じた人員を置くことだけを規定しており、外部の有資格者(気象予報士)を利用することについて規制していない。
無線従事者	法		電波法では無線局の免許人とその無線従事者との関係について要件は定められておらず、無線局の免許人は、契約によって、無線設備の操作又はその監督を、外部の無線従事者に委託することが可能。
電気通信主任技術者	法		電気通信事業者の職員でなくとも、電気通信主任技術者資格者証を有し、当該事業場に常に勤務する等の条件を満たせば、外部の者を電気通信主任技術者として選任することも可能としている。
工事担任者	法		有資格者による工事の直接実施以外に、有資格者の監督の下で他の者が工事を行うことができるため、有資格者が監督を行うものであれば、工事業務を外部に委託することは可能である。
障害者職業生活相談員		×	障害者の指導・相談を行うに際し、作業環境を十分に把握する等、その事業所の労働者から選任する必要があるため。
衛生管理者		×	事業場において労働者の健康障害を防止するための措置等の業務について、日常的に技術的事項（具体的事項）の管理を行うものであり、事業場に専属の者を選任することとしているため。
衛生工学衛生管理者		×	（同上）
高圧室内作業主任者	則		事業者は高圧室内作業主任者免許を有する者のうちから作業主任者を選任しなければならないが、選任されるべき者の所属は限定されておらず、外部委託を妨げていない。
ガス溶接作業主任者	則		事業者はガス溶接作業主任者免許を有する者のうちから作業主任者を選任しなければならないが、その者は雇用する者でなければならないことはされていない。
林業架線作業主任者	則		事業者は林業架線作業主任者免許を有する者のうちから作業主任者を選任しなければならないが、その者は雇用する者でなければならないことはされていない。
エックス線作業主任者	則		事業者はエックス線作業主任者免許を有する者のうちから作業主任者を選任する義務があるが、選任されるべき者の所属は限定されておらず、外部委託を妨げていない。
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	則		事業者はガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を有する者のうちから作業主任者を選任する義務があるが、選任されるべき者の所属は限定されておらず、外部委託を妨げていない。
木材加工用機械作業主任者	則		事業者は技能講習修了者のうちから主任者を選任しなければならないが、その者は事業者の雇用する者でなければならないことはされていない。

資格名	根拠法令等	現行の制度・運用（現行の制度・運用で外部委託が許容されているものについてはその内容、許容されていないものについてはその考え方・背景など）	
プレス機械作業主任者	則		（ 同上 ）
乾燥設備作業主任者	則		（ 同上 ）
コンクリート破砕器作業主任者	則		（ 同上 ）
地山の掘削作業主任者	則		（ 同上 ）
土止め支保工作業主任者	則		（ 同上 ）
ずい道等の掘削作業主任者	則		（ 同上 ）
ずい道等の覆工作業主任者	則		（ 同上 ）
採石のための掘削作業主任者	則		（ 同上 ）
はい作業主任者	則		（ 同上 ）
船内荷役作業主任者	則		（ 同上 ）
型わく支保工の組立等 作業主任者	則		（ 同上 ）
足場の組立て等作業主任者	則		（ 同上 ）
鉄骨の組立て等作業主任者	則		（ 同上 ）
木造建築物の組立て等 作業主任者	則		（ 同上 ）
鋼橋架設等作業主任者	則		（ 同上 ）
コンクリート橋架設等作業主任 者	則		（ 同上 ）
ボイラー据付工事作業主任者	則		（ 同上 ）
第1種圧力容器取扱作業主任者	則		（ 同上 ）
特定化学物質等作業主任者	則		（ 同上 ）
鉛作業主任者	則		（ 同上 ）
四アルキル鉛等作業主任者	則		（ 同上 ）
酸素欠乏危険作業主任者	則		（ 同上 ）
有機溶剤作業主任者	則		（ 同上 ）
コンクリート造の工作物の解体 等 作業	則		（ 同上 ）
安全管理者		×	安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならないこととされており、このためには原則として事業場に専属である必要がある。
（ダム）管理主任技術者		×	管理主任技術者は、ダムの設置又は管理が架線に及ぼす影響を考慮して、必要な災害防止措置を講じさせる等のダムの維持、操作、その他管理を適正に行うために、ダム設置者に対し、当該ダムの管理業務を完全に掌握し、指揮し得る責任者として設置することを義務付けているものである。
浄化槽設備士		×	外部委託は認められていないが、家屋やビル等の工事を一括して請け負う元請業者には、本資格を持つ者が必ずしも必要としなく、実際に浄化槽工事業を行う下請業者が浄化槽設備士の資格を持つ者を配置すればよいこととなっている。したがって、元請業者から見れば資格者を自ら選任する代わりに外部（浄化槽工事の資格を持つ下請業者）に委託すれば良いこととなる。
宅地建物取引主任者	法		業務の外部委託は認められていないが、直接的雇用関係に無くても、派遣社員など資格を持つ者が当該事務所に常駐し一定期間継続して勤務する場合は認められる余地がある。
危険物取扱者	法		危険物保安監督者の選任は、危険物施設の所有者だけでなく、危険物施設の管理者又は占有者も選任することが可能。
防火管理者	法		防火管理者の職務には他の職員に対する指示、監督等が含まれており、防火管理者は、これらの防火管理上必要な業務を適切に遂行出来る権限を有する地位にある者であることが必要であることから、一般的にその業務の全てを委託することは出来ない。なお、防火管理者の果たすべき業務の一部を委託することは認めている。

<参考3>

規制緩和推進3か年計画(再改定)(「必置資格等」関係抜粋)

2 横断的検討、見直しの推進等

(3) 資格制度の見直し

さらに、必置資格等については、別紙2の指針に基づき、各省庁において順次見直しを行い、平成13年度(2001年度)中に所要の措置を講ずる。

別紙2

必置資格等についての見直し

1 見直しの実施

通常、必置資格とは、一定の事業場等において当該資格者を管理監督者等として配置することが義務付けられているものをいう。また、例えば、それ自体が独立した資格と位置付けられないもの等であっても、同様に事業場等に一定の者を管理監督者等として配置することが義務付けられている必置規制もある。(以下、必置資格及び必置規制を指して「必置資格等」という。)

必置資格等は、災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的とする一方、コストの増大や事業者の自由な活動の抑制等により、国民生活に不利益を与える側面も併せ持っており、また、専門性・技術性の高い分野・業務についての規制であるところから、技術進歩や社会経済情勢の変化の速度が飛躍的に増大している今日において、その制度内容を定期的に見直す必要性が一段と高まっている。

このため、規制改革委員会の規制改革についての第2次見解(平成11年(1999年)12月14日)の指摘を踏まえ、各省庁は、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について、下記の2で列挙する点を含めて早急に見直しを行うこととする。具体的には、必置資格等について、順次見直しを行い遅くともおおむね2年以内、すなわち平成13年度(2001年度)中に、下記の2で列挙する諸点を含めて見直しを行い所要の措置を講ずることとする。

なお、その際、各省庁における見直し作業と並行して、行政改革推進本部規制改革委員会において、必置資格等の問題を含め、引き続き公的資格制度の見直しについて調査・検討を進めていくこととされていることに留意し、要すれば、各省庁は同委員会の活動に最大限協力しつつ、見直しを行う。

2 見直しの基準・視点

(略。本文の「2 論点整理」を参照。)

規制改革委員会委員・参与名簿

委員 長	<small>みやうち</small> 宮内 <small>よしひこ</small> 義彦 (オリックス(株)代表取締役会長)
委員長代理	<small>すずき</small> 鈴木 <small>よしお</small> 良男 (株)旭リサーチセンター代表取締役社長)
委員	<small>いしくら</small> 石倉 <small>ようこ</small> 洋子 (一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
委員	<small>かわきた</small> 河北 <small>ひろぶみ</small> 博文 (医療法人財団河北総合病院理事長)
委員	<small>かわぐち</small> 川口 <small>よりこ</small> 順子 (サントリー(株)常務取締役) (平成 12 年 7 月 4 日付辞任)
委員	<small>かんだ</small> 神田 <small>ひでき</small> 秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
委員	<small>ごとう</small> 後藤 <small>あきら</small> 晃 (一橋大学イノベーション研究センター教授)
委員	<small>すずき</small> 鈴木 <small>よしひろ</small> 祥弘 (日本電気(株)特別顧問)
委員	<small>たなか</small> 田中 <small>かずあき</small> 一昭 (拓殖大学政経学部教授)
委員	<small>にしむら</small> 西村 <small>きよひこ</small> 清彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)
委員	<small>のぐち</small> 野口 <small>ひろや</small> 敞也 ((財)連合総合生活開発研究所専務理事兼事務局長)
委員	<small>まきのしょうじろう</small> 牧野昭次郎 (マクダーミッド・グラフィックアーツ・インク在日代表)
委員	アンソニー・ミリントン (欧州自動車工業会東京事務所理事長)
委員	<small>やしろ</small> 八代 <small>なおひろ</small> 尚宏 (上智大学国際関係研究所教授)
参与	<small>いけだ</small> 池田 <small>しょうぞう</small> 省三 (龍谷大学社会学部教授)
参与	<small>おがわ</small> 小川 <small>まさひと</small> 正人 (東京大学大学院教育学研究科教授)
参与	<small>かわぶち</small> 川淵 <small>こういち</small> 孝一 (東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授)
参与	<small>こじま</small> 小嶋 <small>のりあき</small> 典明 (大阪大学大学院法学研究科教授)
参与	<small>こじょう</small> 古城 <small>まこと</small> 誠 (上智大学法学部教授)
参与	<small>こばやし</small> 小林 <small>しげのり</small> 重敬 (横浜国立大学工学部教授)
参与	<small>ながい</small> 永井 <small>のぶお</small> 信夫 (三菱電機(株)顧問 / (社)日本電機工業会参与)
参与	<small>なみかわ</small> 浪川 <small>まさのり</small> 正徳 (日本エタノール(株)代表取締役社長)
参与	<small>ふかお</small> 深尾 <small>みつひろ</small> 光洋 (慶応義塾大学商学部教授)
参与	<small>みやむら</small> 宮村 <small>てつお</small> 鐵夫 (中央大学理工学部教授)
参与	<small>やすい</small> 安井 <small>いたる</small> 至 (東京大学生産技術研究所教授)
参与	<small>やまうち</small> 山内 <small>ひろたか</small> 弘隆 (一橋大学大学院商学研究科教授)

(注) 各委員・参与の肩書は、川口委員を除き平成 12 年 7 月 26 日現在